

平成 25 年度

外務省政策評価書

(平成 24 年度に実施した施策に係る評価書)

平成 25 年 8 月

外 務 省

目 次

[総括・概要]

平成 25 年度の政策評価の概観と評価の改善点	3
評価結果一覧	12

[実施計画に基づく事後評価（施策の評価）]

基本目標Ⅰ 地域別外交

I—1 アジア大洋州地域外交	19
I—2 北米地域外交	61
I—3 中南米地域外交	79
I—4 欧州地域外交	93
I—5 中東地域外交	115
I—6 アフリカ地域外交	133

基本目標Ⅱ 分野別外交

Ⅱ—1 国際の平和と安定に対する取組	147
Ⅱ—2 国際経済に関する取組	195
Ⅱ—3 国際法の形成・発展に向けた取組	223
Ⅱ—4 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	237

基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策

Ⅲ—1 国内広報・海外広報・IT広報・文化交流・報道対策	247
------------------------------	-----

基本目標Ⅳ 領事政策

Ⅳ—1 領事業務の充実	283
-------------	-----

基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化

V—1 外交実施体制の整備・強化	305
V—2 外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革	313

基本目標Ⅵ 経済協力

Ⅵ—1 経済協力	323
Ⅵ—2 地球規模の諸問題への取組	333

基本目標Ⅶ 分担金・拠出金

Ⅶ—1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	351
Ⅶ—2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	357
Ⅶ—3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	363

政府開発援助に係る未了案件	369
南スマトラー西ジャワガスパイプライン建設計画【インドネシア】	
農村経済開発復興計画【スリランカ】	
内蒙古自治区植林植草計画【中華人民共和国】	
内陸部人材育成計画（地域活性化・交流、市場ルール強化、環境保全）【中華人民共和国】	
アジャンタ・エローラ遺跡保護・観光基盤整備計画（Ⅱ）【インド】	
パハン・スランゴール導水計画【マレーシア】	
南北海底光ケーブル整備計画【ベトナム】	
[成果重視事業に関する政策評価]	379
国際機関邦人職員の増強（Ⅱ—1 国際の平和と安定に対する取組）	
在外選挙人名簿登録推進（Ⅳ—1 領事業務の充実）	
領事業務の業務・システムの最適化事業（Ⅳ—1 領事業務の充実）	
内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築	
（Ⅴ—2 外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革）	
在外経理システムの整備	
（Ⅴ—2 外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革）	
[事前評価]	393
無償資金協力	
有償資金協力	

[総括・概要]

平成 25 年度の政策評価の概観と評価の改善点

1 はじめに

外務省の任務は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに、主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ること（外務省設置法第3条）であり、平成24年度においても、限られた投入資源（予算、定員）を効果的・効率的に活用し、与えられた任務を全うすべく政策を企画・実施しました。本書は、本省が企画・実施した政策の自己評価を取りまとめたものです。

政策評価制度は、その実施により、効率的で質が高い行政、成果重視の行政、国民に対する行政の説明責任の徹底を実現することを目指しています。昨年度から、この政策評価の目的の実現に向けた取組を前進させるため、全府省一律に目標管理型の政策評価を導入することとなり、本省も同評価を取り入れることとなりました。

目標管理型の政策評価の導入に伴い、測定指標として定量的な指標を可能な限り設けましたが、その多くは、多面的な外交政策の一側面を示す指標であり、施策の進捗状況全般を示すものではありません。政策の効果については、むしろ定性的な説明を中心とせざるを得ない場合が多く、定性的な測定指標を設定するとともに、「施策に関する評価結果」において外部要因などその他の考慮すべき点も分析、勘案した上で、総合的に評価を行いました。

2 外務省の政策評価

（1）政策評価制度の導入

我が国の政策評価の制度は、平成9年12月の行政改革会議の最終報告で、行政機関が行う政策が効果を上げているかどうかを評価し、その結果を将来の政策の企画立案に結びつける仕組みを

強化すべきだとの提言があったことをきっかけとして検討され、平成13年1月、中央省庁等改革の大きな柱の一つとして、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として導入されました。同年6月、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、政策評価法）が制定され、平成14年4月1日から施行されました。この法律によって、すべての府省が、自らの行った政策について評価を行うことが義務づけられました。

（2）政策評価に関する基本的方針（基本計画・実施計画）

外務省は、政策評価法の制定・施行を受け、平成14年度から政策評価を実施しています。外務省は、政策評価法及び関連の閣議決定に基づいて、「外務省における政策評価の基本計画」（現行の計画期間は平成25年度から平成29年度まで。以下「基本計画」。）及び「平成25年度（平成24年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」（平成24年4月1日から25年3月31日までに実施した施策を対象。以下「実施計画」。）を定めています。政策評価はこれらの計画に基づいて実施されています。

基本計画は、外務省における政策評価の基本的事項を定めています。この基本計画は、5年間の期間中、外務省が行う政策評価の目的、実施に当たっての基本的考え方、実施体制、政策への反映、情報の公開等の基本的事項等を定めています。毎年作成する実施計画は、政策評価の実施上の具体的項目、例えば対象となる施策、施策の目標等を定めています。

（3）外務省の政策評価の実施体制

外務省が行う政策評価は、基本的には一次評価を個別の施策を所管する各部局（以下「施策所管部局」）が実施し、その二次評価を評価総括組織（考査・政策評価官、官房総務課、会計課及び総合外交政策局総務課、政策企画室）が担当することになっています。

ア 施策所管部局

施策所管部局は、毎年度の実施計画に基づき、それぞれの部局が担当する外交政策について、年度末の時点で1年を振り返って自己評価を行います。施策所管部局は、主に過去1年間の取組

実績やその成果を施策の目標と照らし合わせ、目標に向けた進ちょく状況を中心に分析、評価します。

イ 評価総括組織（考査・政策評価官，官房総務課，会計課，総合外交政策局総務課，政策企画室）

考査・政策評価官室は、施策所管部局が実施した評価について助言・調整を行いつつ、取りまとめ作業を行います。取りまとめ後に考査・政策評価官は、官房総務課，会計課，総合外交政策局とともに、施策所管部局の評価結果に対する総合的な審査を行います。

ウ 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価法では、各府省の自己評価が原則となっていますが、評価の客観性を確保するために、学識経験を有する者の知見を活用することが求められています。外務省でも、平成 15 年度から、政策評価法第 3 条第 2 項の規定に基づき、政策評価の厳格かつ客観的な推進のために、学識経験を有する者からの意見聴取の仕組みとして、政策評価及び外交に関する有識者からなる「外務省政策評価アドバイザー・グループ (AG)」^(注) を設置しています。AG からは、外務省の評価方法の適正性や、基本的な方針などの策定・改定について意見を求めるほか、評価結果についても意見を聴取しています。今回の政策評価書作成に際しても、3 月及び 7 月に同会合を開催し、評価書の形式や記述のあり方、個々の施策の評価内容について所見を述べていただきました。

また、AG メンバーから個々の施策評価について、所見の聴取を行い、同所見を評価書の中に掲載しています（評価書における「学識経験を有する者の知見の活用」欄参照）。

(注) AG メンバーは以下のとおり。

秋月 謙吾	京都大学大学院	教授
稲沢 克祐	関西学院大学専門職大学院	教授
添谷 芳秀	慶應義塾大学法学部	教授
中西 寛	京都大学大学院	教授
福田 耕治	早稲田大学政治経済学術院	教授
山田 治徳	早稲田大学大学院	教授

3 平成 25 年度政策評価書及び事前分析表における評価の枠組み

(1) 基本計画

今回の政策評価は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間の計画期間とする「基本計画」(平成 25 年 3 月 29 日公表)に基づき実施されています。この「基本計画」は、以前の「基本計画」の内容をおおむね踏襲しながらも、規制の事前評価、政策評価と予算との連携等、政策評価をめぐる最近の動向も取り入れたものとなっています。

(2) 平成 25 年度(平成 24 年度を対象とした)外務省政策評価実施計画の概要

外務省は、平成 24 年 4 月、「平成 25 年度(平成 24 年度を対象とした)政策評価実施計画」を公表しました。今回の政策評価は、この実施計画に基づいて行われています。実施計画は、前年度に引き続き政策評価と予算との連携を念頭に作成しました。

(3) 政府開発援助(O DA)に関する政策評価

政府開発援助(O DA)に関しては、外務省では政策評価法が施行される前から、国際的に確立した評価の手法も取り入れた評価を行っています。

我が国の O DA に関する評価は、① O DA の基本政策(国別及び、重点課題別の援助政策等)を対象とする政策レベル評価、② 共通の目的を持った複数のプロジェクト等の集合体を対象としたプログラム・レベル評価、③ 個々のプロジェクトを対象とした事業評価があり、外務省では政策レベル評価及びプログラム・レベル評価を実施しています。

一方、政策評価書では、政策評価と予算との連携を踏まえ、O DA 全体についての評価を行いました(施策 VI-1)。また、従来同様、政策評価法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロにより事後評価が義務づけられている O DA に係る未着手・未了案件についても、当該案件の貸付を引き続き実施するか、貸付を中止するかを明らかにする形の評価を行いました。

外務省以外にも、O DA の実施機関である JICA(独立行政法人国際協力機構)や O DA 関係省庁が O DA に関する評価をそれぞれ実施しています。

(参考：O DA 評価に関する外務省及び JICA のホームページ・アドレス)

外務省→ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html>

JICA→ <http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>

(4) 拠出金・分担金の評価

拠出金・分担金の評価は、全ての国際機関への拠出金・分担金を政務及び安全保障分野のもの、経済及び社会分野のもの及び地球規模の諸問題に係るものの3つの分野に分け、各分野の拠出金・分担金を施策としてまとめて評価しています。評価は、各分野の拠出金・分担金から、主な拠出金・分担金を毎年度順次取り上げ評価することにより、各分野の全体の評価に代えています。

(5) 行政事業レビューとの連携強化

各行政機関は、施策と当該施策を構成する事務事業に係る状況を一体的に把握し、政策の見直し・重点化、予算の縮減・効率化等に資するため、政策評価の実施に当たって、行政事業レビューとの間で情報等の相互活用を図るものとされています。

これを受けた政策評価各府省連絡会議了承を踏まえ、平成25年度実施施策を対象とする政策評価からは、施策と当該施策を構成する事務事業に係る行政事業レビューの対象事業との対応関係について、事前分析表の「達成手段」の欄において明確にすることとしました。

4 評価の結果

施策所管部局による自己評価の結果は以下のとおりでした。目標管理型の政策評価は施策レベルでの評価であり、基本目標Ⅰ、Ⅱ（うち、Ⅱ-1～3）、Ⅲ、Ⅳ、Ⅵ（うち、Ⅵ-2）の施策の評価結果は、個別の具体的施策の評価結果を総合的に勘案して評定を行いました。

施策レベルの評価では、「北米地域外交」、「中南米地域外交」、「アフリカ地域外交」、「国際経済に関する取組」の各施策につき、積極的な評価が行われました。

具体的施策レベルで見た場合、施策を巡る厳しい状況により、「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」については、「ほとんど進展見られず」との評価、また、「朝鮮半島の安定に向けた努力」、「未来志向の日韓関係の推進」、「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅

広い分野における日露関係の進展」, 「国際平和協力の拡充, 体制の整備」, 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上, 望ましい国連の実現」の5つの具体的施策については、「一定の進展」があったとの評価にとどまりました。ただし、このような場合も、必ずしも施策そのものが適切でなかったということではなく、我が国だけではコントロールしきれない外部要因によるところが大きい点を考慮して評価した結果であり、右評価を踏まえ、「今後の課題と方針」を検討し、今後の政策に反映していく考えです。

(施策レベルの評価)

施策数	「達成」	「相当な進展」	「進展」	「一定の進展」	「ほとんど進展見られず」
19	—	4	15	—	—

(具体的施策レベルの評価)

具体的施策数(注)	「達成」	「相当な進展」	「進展」	「一定の進展」	「ほとんど進展見られず」
57	—	20	31	5	1

(注：具体的施策のない施策については、施策を具体的施策の1つとして数えている。)

5 今後の改善に向けた取組

昨年度から新たに導入された目標管理型の政策評価制度の下で、可能な限り、定量的な測定指標を設け、また、年度ごとの目標も、施策効果をより客観的に把握できるようにする観点から、できるだけ具体的なものとなるよう工夫しています。

また、PDCA サイクルを通じた行政のマネジメントの向上が一層意識されていることを踏まえ、各施策の評価に照らした課題と今後の方針を、できるだけ具体的に記述するように努めています。

今後とも、更なる工夫により、外交政策を国民の皆様により分かりやすく説明するよう努めるとともに、政策評価が有する意義（国民への説明責任（アカウンタビリティ）の推進や業務の自

己改革のための一助) について, 省員の認識を深め, より質の高い政策評価が実施されるように
していきたいと考えます。

評価結果一覧

「目標を達成した。」	★★★★★
「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆
「目標の達成に向けて一定の進展があった。」	★★☆☆☆
「目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。」	★☆☆☆☆

目標管理型の政策評価は施策レベルでの評価であり、基本目標Ⅰ、Ⅱ（うち、Ⅱ－１～３）、Ⅲ、Ⅳ、Ⅵ（うち、Ⅵ－２）の施策の評価結果は、個別の具体的施策の評価結果を総合的に勘案して評価を行いました。

基本目標Ⅰ：地域別外交

施策Ⅰ－１	アジア大洋州地域外交	★★★★☆
Ⅰ－１－１	東アジアにおける地域協力の強化	★★★★☆
Ⅰ－１－２	朝鮮半島の安定に向けた努力	★★★☆☆
Ⅰ－１－３	未来志向の日韓関係の推進	★★★☆☆
Ⅰ－１－４	未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等	★★☆☆☆
Ⅰ－１－５	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化	★★★★☆
Ⅰ－１－６	インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化	★★★★☆
Ⅰ－１－７	南西アジア諸国との友好関係の強化	★★★★☆
Ⅰ－１－８	大洋州地域諸国との友好関係の強化	★★★★☆

施策Ⅰ－２	北米地域外交	★★★★☆
Ⅰ－２－１	北米諸国との政治分野での協力推進	★★★★☆
Ⅰ－２－２	北米諸国との経済分野での協力推進	★★★★☆
Ⅰ－２－３	米国との安全保障分野での協力推進	★★★★☆

施策Ⅰ－３	中南米地域外交	★★★★☆
Ⅰ－３－１	中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化	★★★★☆
Ⅰ－３－２	南米諸国との協力及び交流強化	★★★★☆

施策Ⅰ－４	欧州地域外交	★★★★☆
Ⅰ－４－１	欧州地域との総合的な関係強化	★★★★☆
Ⅰ－４－２	西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進	★★★★☆
Ⅰ－４－３	ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展	★★★☆☆
Ⅰ－４－４	中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化	★★★★☆

施策Ⅰ－５	中東地域外交	★★★★☆
Ⅰ－５－１	中東地域安定化に向けた働きかけ	★★★☆☆
Ⅰ－５－２	中東諸国との関係の強化	★★★★☆

施策Ⅰ－６	アフリカ地域外交	★★★★☆
Ⅰ－６－１	TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進	★★★★☆
Ⅰ－６－２	日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進	★★★★☆

基本目標Ⅱ：分野別外交

施策Ⅱ-1	国際の平和と安定に対する取組	★★★★☆
Ⅱ-1-1	中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信	★★★★☆
Ⅱ-1-2	日本の安全保障に係る基本的な外交政策	★★★★☆
Ⅱ-1-3	国際平和協力の拡充，体制の整備	★★★☆☆
Ⅱ-1-4	国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組	★★★★☆
Ⅱ-1-5	国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上，望ましい国連の実現	★★★☆☆
Ⅱ-1-6	国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進	★★★★☆
Ⅱ-1-7	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	★★★★☆
Ⅱ-1-8	原子力の平和的利用のための国際協力の推進	★★★★☆
Ⅱ-1-9	科学技術・宇宙に係る国際協力の推進	★★★★☆

施策Ⅱ-2	国際経済に関する取組	★★★★☆
Ⅱ-2-1	多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進	★★★★☆
Ⅱ-2-2	国際経済秩序形成への積極的参画	★★★★☆
Ⅱ-2-3	重層的な経済関係の強化	★★★★☆
Ⅱ-2-4	経済安全保障の強化	★★★★☆
Ⅱ-2-5	海外の日本企業支援	★★★★☆

施策Ⅱ-3	国際法の形成・発展に向けた取組	★★★★☆
Ⅱ-3-1	国際法規の形成への寄与と外交実務への活用	★★★★☆
Ⅱ-3-2	政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施	★★★★☆
Ⅱ-3-3	経済・社会分野における国際約束の締結・実施	★★★★☆

施策Ⅱ-4	的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	★★★★☆
--------------	--	--------------

基本目標Ⅲ：広報，文化交流及び報道対策

施策Ⅲ-1	国内広報・海外広報・IT広報・文化交流・報道対策	★★★★☆
Ⅲ-1-1	国内広報の実施	★★★★☆
Ⅲ-1-2	海外広報の実施	★★★★☆
Ⅲ-1-3	IT広報の実施	★★★★☆
Ⅲ-1-4	国際文化交流の促進	★★★★☆
Ⅲ-1-5	文化の分野における国際協力の実施	★★★★☆
Ⅲ-1-6	国内報道機関対策の実施	★★★★☆
Ⅲ-1-7	外国報道機関対策の実施	★★★★☆

基本目標Ⅳ：領事政策

施策Ⅳ-1	領事政策	★★★★☆
Ⅳ-1-1	領事サービスの充実	★★★★☆
Ⅳ-1-2	海外邦人の安全確保に向けた取組	★★★★☆
Ⅳ-1-3	外国人問題への対応強化	★★★★☆

基本目標Ⅴ：外交実施体制の整備・強化

施策Ⅴ-1	外交実施体制の整備・強化	★★★★☆
--------------	---------------------	--------------

施策Ⅴ-2	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革	★★★★☆
--------------	----------------------------------	--------------

基本目標VI：経済協力

施策VI-1	経済協力	★★★★☆
--------	------	-------

施策VI-2	地球規模の諸問題への取組	★★★★☆
--------	--------------	-------

VI-2-1	人間の安全保障の推進と我が国の貢献	★★★★☆
--------	-------------------	-------

VI-2-2	環境問題を含む地球規模問題への取組	★★★★☆
--------	-------------------	-------

基本目標VII：分担金・拠出金

施策VII-1	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	★★★★☆
---------	---------------------------	-------

施策VII-2	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	★★★★☆
---------	-------------------------	-------

施策VII-3	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	★★★★☆
---------	-------------------------	-------

[実施計画に基づく事後評価（施策の評価）]

基本目標 I 地域別外交

施策 I-1 アジア大洋州地域外交

施策名	アジア大洋州地域外交
達成すべき目標	<p>アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること</p> <p>(具体的施策の達成すべき目標)</p> <p>1 東アジアにおける地域協力の強化 東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化すること</p> <p>2 朝鮮半島の安定に向けた努力 日朝間の諸懸案を包括的に解決すること、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形での日朝国交正常化を実現すること</p> <p>3 未来志向の日韓関係の推進 良好な日韓関係を更に高い次元に発展させること、及びこれを通じての地域の平和と繁栄に寄与すること</p> <p>4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等 日中「戦略的互恵関係」の構築に向けた協力と交流の推進の発展・強化及び日中間に存在する諸懸案を緊密な対話を通じ解決すること、及び日モンゴル関係を強化すること</p> <p>5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 我が国はメコン河流域5か国（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）との間において、お互いの政府の要人往来をはじめとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進すること、及び各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図ること</p> <p>6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 各国との二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開すること</p> <p>7 南西アジア諸国との友好関係の強化 南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与すること、特に潜在力の大きなインドとの間で戦略的グローバル・パートナーシップの前進に向けて連携を強化すること</p> <p>8 大洋州地域諸国との友好関係の強化 豪州、ニュージーランドとの二国間関係を更に強化すること、及び太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保すること</p> <p>(1) ハイレベルでの要人往来や各種協議を通じた所管国との関係強化 (2) 国際場裏での我が国に対する支持確保 (3) 人的交流を通じた対日理解促進・友好関係の構築</p>
施策（具体的施策）の概要	<p>1 東アジアにおける地域協力の強化 日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である、豊かで安定し開かれた東アジアの実現のため、日米同盟を基軸としながら、二国間関係に加え、日・ASEAN、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN+3、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいく。</p> <p>2 朝鮮半島の安定に向けた努力 (1) 核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けて取り組む。 (2) 拉致問題の解決や日朝関係の改善に向けて取り組む。</p> <p>3 未来志向の日韓関係の推進 (1) 政治分野の対話を促進する。 (2) 人的交流を拡大する。 (3) 日韓間の過去に起因する諸問題に取り組む。</p>

- (4) 日韓間の懸案（竹島問題、排他的経済水域（EEZ）境界画定等）に対応する。
- (5) 経済関係緊密化のための各種協議等（日韓経済連携協定（EPA）を含む）を推進する。
- (6) 安全保障分野における協力を推進する。

4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等

- (1) 日中間においては、幅広いレベル及び分野において対話と交流を積み重ね、懸案にも適切に対処しつつ、「戦略的互惠関係」の深化を通じ、地域及び国際社会全体の平和、安定、繁栄にともに貢献していく。
- (2) 日モンゴル間においては、極めて良好な政治的関係を維持・発展させるとともに、互恵的・相互補完的な経済関係の強化に向けて、双方による取組を行っていく。

5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化

- (1) メコン河流域5か国（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）との間において、お互いの政府の要人往来をはじめとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進する。
- (2) 各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。

6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

以下の事業を通じ、インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。

- (1) 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進
- (2) 各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化
- (3) 平和構築等、地域及び国際的課題に関する協力

7 南西アジア諸国との友好関係の強化

- (1) インドとの戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。
- (2) 要人往来や首相・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流を継続・促進する。
- (3) 南西アジア地域の安定と繁栄に向けた様々な支援・協力を実施する。

8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

アジア大洋州地域の平和と安定に資するよう豪州及びニュージーランド（NZ）との様々なレベルでの対話を実施する。また、島嶼国の対日友好関係の深化と我が国の国際場裏における取組に対する支持と信頼を得るため、ハイレベルを含む人的交流を拡大し対話を行うとともに、平成24年5月に行われる第6回太平洋・島サミットの準備を行う。

施策の 予算 額・執 行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算 (a)		2,262,731	1,977,899	2,115,032
補正予算 (b)			671,349	474,458	546,514	—
繰越し等 (c)			△671,349	646,747		
合計 (a+b+c)			2,262,731	3,099,104		
	執行額 (千円, d)		2,078,004	2,974,905		

施策に 関係す る内閣 の重要 政策 (施政 方針演 説等の うち主 なもの)	1 東アジアにおける地域協力の強化
	・第183回国会所信表明演説（平成25年1月28日）
	「大きく成長していくアジア太平洋地域において、我が国は、経済のみならず、安全保障や文化・人的交流など様々な分野で、先導役として貢献を続けてまいります。本年は、日アセアン友好協力四十周年に当たります。私は、先日、ベトナム、タイ、インドネシアの三か国を訪問し、日本に対する期待の高さを改めて肌で感じる事ができました。二〇一五年の共同体構築に向けて、成長センターとして発展を続けるアセアン諸国との関係を強化していくことは、地域の平和と繁栄にとって不可欠であり、日本の国益でもあります。この訪問を皮切りに、今後とも、世界情勢を広く視野に入れた戦略的な外交を展開してまいります。」
	・第180回国会外交演説(平成24年5月24日)
	(アジア太平洋地域での豊かで安定した秩序の形成) 部分
・第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日)	
(アジア太平洋の世紀を拓く外交・安全保障政策) 部分	
・第179回国会所信表明演説（平成23年10月28日）	

「ASEAN 諸国との諸会合にも参加し、豊かで安定したアジアの未来を共に拓くための関係強化の在り方を議論します。」

- ・第178回国会所信表明演説（平成23年9月13日）
（近隣諸国との二国間関係の強化）部分

2 朝鮮半島の安定に向けた努力

- ・第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）

「北朝鮮が核実験を強行したことは、断じて容認できません。安保理決議にも明確に違反するものであり、嚴重に抗議し、非難します。北朝鮮が平和と繁栄を求めるのであれば、このような挑発的な行動を取ることが何の利益にもならないことを理解させるべく、米国、韓国を始め、中国、ロシアといった関係国と連携して、断固たる対応を追求します。拉致問題については、全ての拉致被害者の御家族が御自身の手で肉親を抱きしめる日が訪れるまで、私の使命は終わりません。北朝鮮に「対話と圧力」の方針を貫き、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡し of 三点に向けて、全力を尽くします。拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決に向けて具体的な行動を取るよう、北朝鮮に強く求めます。」

- ・第183回国会外交演説（平成25年2月28日）

「北朝鮮による昨年のミサイル発射や先般の核実験は、我が国として到底容認できず、断固としてこれを非難します。米国、韓国を始め、中国、ロシアといった関係国と連携し、国連安保理が新たな強い決議を速やかに採択するよう働きかけるとともに、北朝鮮に対し、ウラン濃縮活動を含む核・ミサイル開発の即時停止等、安保理決議及び六者会合共同声明に基づく具体的な行動を改めて強く求めます。我が国としては、引き続き、日朝平壤宣言にのっとり、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決を図る考えです。特に、拉致問題の解決なくして国交正常化はあり得ないとの方針の下、拉致問題の解決に全力を尽くします。さらに、来月の国連人権理事会において、北朝鮮の人権状況に関する新たな調査メカニズムを設置すべく、関係各国との協力を進めます。」

3 未来志向の日韓関係の推進

- ・第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）

「韓国は、自由や民主主義といった基本的価値と利益を共有する最も重要な隣国です。朴槿恵（パク・クネ）新大統領の就任を心より歓迎いたします。日韓の間には、困難な問題もありますが、二十一世紀にふさわしい未来志向で重要なパートナーシップの構築を目指して協力していきます。」

- ・第183回国会外交演説（平成25年2月28日）

「北朝鮮等地域の脅威に対処する上でも、基本的な価値や地域の平和と繁栄の確保という利益を共有する韓国との関係は重要です。韓国は、日本と共に歩むパートナーです。個別の問題が全体を損なうことがないように、大局的な観点から、未来志向で重層的でより強固な日韓関係を構築していきます。日韓間の貿易・投資や第三国における日韓企業間の協力の促進など、経済関係も一層強化していきます。竹島問題は、一朝一夕に解決する問題ではありませんが、いうまでもなく、韓国側に対して、受け入れられないものについては受け入れられないとしっかりと伝え、粘り強く対応していきます。」

4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等

- ・第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）

「尖閣諸島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明白であり、そもそも解決すべき領有権の問題は存在しません。

先般の我が国護衛艦に対する火器管制レーダー照射のような、事態をエスカレートさせる危険な行為は厳に憤むよう、強く自制を求めます。国際的なルールに従った行動が必要であります。

同時に、日中関係は、最も重要な二国間関係の一つであり、個別の問題が関係全体に影響を及ぼさないようコントロールしていくとの「戦略的互惠関係」の原点に立ち戻るよう、求めてまいります。私の対話のドアは、常にオープンです。」

- ・政策推進の全体像（平成23年8月15日閣議決定）

2. 日本再生に向けた再始動 II. 新たな成長へ向けた国家戦略の再設計・再強化 国と国の絆の強化
「（前略）... 日モンゴルEPA...（中略）の交渉開始に向け積極的に取り組む。」

5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化

- ・第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）

「緊密な日米関係を基軸として、豪州やインド、アセアン諸国などの海洋アジア諸国との連携を深めて参ります。」

- ・第183回国会外交演説（平成25年2月28日）

「日本は、ASEAN 諸国、インドやオーストラリアなど地域の国々との間で「戦略的パートナーシップ」を始めとする友好関係を構築しており、協力関係を強化してまいります。中でも民主化・経済改革を進めるミャンマーに対し、その取組を後押ししていく考えです。」

6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

- ・第183回国会施策方針演説（平成25年2月28日）

「緊密な日米関係を基軸として、豪州やインド、アセアン諸国などの海洋アジア諸国との連携を深めてまいります。」

- ・第183回国会外交演説（平成25年2月28日）

「・・・日本は、ASEAN 諸国、インドやオーストラリアなど地域の国々との間で「戦略的パートナーシップ」を始めとする友好関係を構築しており、協力関係を強化してまいります。」

- ・包括的経済連携に関する基本方針（平成22年11月9日閣議決定）

・「包括的経済連携に関する基本方針」に基づく人の移動検討グループ設置（平成22年11月15日国家戦略担当大臣決定）

- ・経済連携協定（EPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについての基本的な方針（平成23年6月20日）

7 南西アジア諸国との友好関係の強化

- ・第183回国会施策方針演説（平成25年2月28日）

「緊密な日米関係を基軸として、豪州やインド、アセアン諸国などの海洋アジア諸国との連携を深めてまいります。」

- ・第183回国会外交演説（平成25年2月28日）

「・・・日本は、ASEAN 諸国、インドやオーストラリアなど地域の国々との間で「戦略的パートナーシップ」を始めとする友好関係を構築しており、協力関係を強化してまいります。」

8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

- ・第183回国会施策方針演説（平成25年2月28日）

「緊密な日米関係を基軸として、豪州やインド、アセアン諸国などの海洋アジア諸国との連携を深めてまいります。」

- ・第183回国会外交演説（平成25年2月28日）

「日本は、ASEAN 諸国、インドやオーストラリアなど地域の国々との間で「戦略的パートナーシップ」を始めとする友好関係を構築しており、協力関係を強化してまいります。...（中略）大洋州諸国との間でも関係を強化し...」

施策名	アジア大洋州地域外交	
施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」
達成すべき目標	アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること	

具体的施策名	1 東アジアにおける地域協力の強化	
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」
達成すべき目標	東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化すること	
具体的施策の概要	日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である、豊かで安定し開かれた東アジアの実現のため、日米同盟を基軸としながら、二国間関係に加え、日・ASEAN、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN+3、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいく。	

測定指標	(1) ASEAN を中心とする各種地域協力の進展		年度ごとの目標
	基準	—	首脳・外相会談等を通じた、ASEAN を中心とする各地域協力枠組みにおける協力の強化
施策の進捗状況(実績)	23年度	1年を通じて継続的に、日・ASEAN、ASEAN+3、東アジア首脳会議(EAS)の各枠組みにおいて、地域協力が具体的に進展した。東日本大震災を受けて4月に開催された日・ASEAN 特別外相会議は、日・ASEAN 間の強い連帯の一層の深まりを示す歴史的な会議となった。日・ASEAN 首脳会議では、ASEAN 連結性強化、防災協力、青少年交流分野での協力強化を表明し、また「バリ宣言」及び行動計画を採択するなど、日・ASEAN 関係が強化、発展した。ASEAN+3 首脳会議では、金融協力の重要性について一致した他、ASEAN+3 緊急米備蓄(APTERR)協定署名に高い評価が示されるなど、実務協力が進展した。米露の初の正式参加となった東アジア首脳会議(EAS)では、参加国間で海洋について協力・対話を進めることで一致するなど、従来からの実務分野の協力に加え、政治・安全保障分野において大きな進展があった。	ASEAN を中心とする各種地域協力を強化する。
	24年度	24年度においても、1年を通じて継続的に、日・ASEAN、ASEAN+3、東アジア首脳会議(EAS)の各枠組みにおいて、地域協力が順調に進展した。 7月に開催された日・ASEAN 外相会議では、日・ASEAN との協力を開始してから40周年を迎える2013年を日・ASEAN 友好協力40周年とし、日本で特別首脳会議を開催する旨、外相レベルで合意された。また、11月に開催された日・ASEAN 首脳会議では、各国から上記特別首脳会議の開催は日・ASEAN 関係にとって歴史的な出来事であり、重要視している旨発言があった。同特別首脳会議では日・ASEAN 関係の強化・深化のため、中長期的なビジョンにつき議論される予定である。 また、ASEAN+3 外相会議では、チェンマイ・イニシアティブの規模の倍増や、ASEAN+3 緊急米備蓄(APTERR)協定が発効することにつき、歓迎された。11月の第15回ASEAN+3「記念首脳会議」では、「ASEAN+3 協力15周年記念首脳共同声明」及び「ASEAN+3 連結性パートナーシップに関する首脳声明」が採択されるなど、ASEAN+3 協力は一層の進展を見せた。 第7回目のEAS 首脳会議では、成功裏に開催されたASEAN 海洋フォーラム(AMF)拡大大会合、連結性の強化や低炭素成長にむけた協力等について支持が表明された。また、日本から	ASEAN を中心とする各種地域協力を強化する。

		<p>経済・貿易，エネルギー，災害管理，青少年交流，国境を越える犯罪，軍縮・不拡散，民主的価値の共有等の分野について，協力の重要性を指摘した。同会議において，「EAS 開発イニシアティブに関するプノンペン宣言」及び「マラリア対策及び薬剤耐性マラリアへの地域的な対応に関する宣言」の二文書が採択された。</p>	
	25 年度		<p>ASEAN 共同体構築に向けた支援を継続する。また，12 月の日・ASEAN 特別首脳会議で，日・ASEAN 関係の中長期的ビジョンを策定し，確固とした協力の枠組みを形成する。</p> <p>ASEAN+3 首脳会議では，金融分野，特に ASEAN+3 マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）の国際機関化に向けて協力を進める。また，2007 年に策定された ASEAN+3 協力作業計画（2007～2017）に沿って，食料安全保障，金融協力等の広範な分野で ASEAN+3 協力を引き続き推進する。</p> <p>EAS については，政治・安全保障分野の取組を引き続き強化し，各国とともに安全保障及び海洋協力等について協力を目指す。</p>
	26 年度		<p>ASEAN 共同体構築に向けた支援を継続する。日・ASEAN 関係の中長期的ビジョンに基づき，連結性強化，格差是正，災害管理等の従来からの協力に加え，新たな分野の協力も推進する。</p> <p>また，ASEAN+3 においては，東アジア・ビジョン・グループ II（EAVG II）報告書のフォローアップを行い，今後の地域協力の方向性を検討していく。</p> <p>EAS については，政治・安全保障分野の取組を引き続き強化し，各国とともに安全保障及び海洋協力等について協力を目指す。</p>
	27 年度		同上
目標	—	<p>ASEAN 共同体構築が見込まれている平成 27（2015）年，ポスト 2015 年を見据えた協力を視野に「日・ASEAN 行動計画 2011-2015」に代わる新たな協力枠組みを策定する。</p> <p>ASEAN+3 首脳会議では，金融分野，特に ASEAN+3 マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）の国際機関化に向けて協力を進める。</p> <p>EAS については，政治・安全保障分野の取組を引き続き強化し，各国とともに安全保障及び環境問題等について協力を目指す。</p>	
(2) 日中韓三か国協力の進展			年度ごとの目標
基準	—	首脳・外相会談等を通じた，日中韓三か国における協力の強化	
施策の進捗状況	23 年度	日中韓三国間協力については，9 月に日中韓協力事務局がソウルに設立されるなど，1 年を通じて継続的に協力が進展した。5 月に日本で開催された日中韓サミットでは，経済連携，観光，環境，文化交流など幅広い分野で三国間協力を進	日中韓三か国協力を強化する。

(実績)		めること等を内容とする首脳宣言を発出するとともに、原子力安全、再生可能エネルギー等、防災の分野で個別に成果文書を発出した。	
	24年度	日中韓三国間協力については、5月に日中韓サミットが開催され、日中韓投資協定の署名が行われ、貿易・投資、人的交流等における三国間協力を進めること等を内容とする首脳宣言を発出するとともに、林業や農業協力に関する個別の成果文書を発出した。また、11月には日中韓FTA締結交渉開始を宣言するなど、1年を通じて様々な分野において協力が進展及び拡大した。また、平成23年に設立された日中韓協力事務局が9月で1周年を迎え、国際シンポジウムを開催し、日中韓協力の強化に積極的に貢献した。	日中韓三か国協力を強化する。
	25年度		日中韓サミットや外相会談を通じて、既存の協力分野をさらに発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力を深化及び拡大させていけるよう努めるとともに、日中韓協力事務局の活動をしっかりサポートとしていく。
	26年度		日中韓サミットや外相会談を通じて、既存の協力分野をさらに発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力を深化及び拡大させていけるよう努めるとともに、日中韓協力事務局の活動をしっかりサポートとしていく。
	27年度		同上
目標	—	日中韓サミットや外相会談を通じて、既存の協力分野をさらに発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力を深化及び拡大させていけるよう努めるとともに、日中韓協力事務局の活動をしっかりサポートとしていく。	
(3) 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展			年度ごとの目標
基準	—	首脳・外相会談等を通じた、各地域協力枠組みにおける協力の強化	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	アジア協力対話(ACD)では、第10回外相会合がクウェートにて開催され、ACDが10周年を迎えたことを受け、貿易・投資、金融、文化、エネルギー、教育、環境、防災、食料安全保障等の分野において引き続き協力を強化していく重要性を確認した。	首脳・外相会談等を通じた、各地域協力枠組みにおける協力を強化する。
	24年度	アジア協力対話(ACD)では、第11回外相会合が国連本部にて開催され、初の開催となる首脳会合に向けて話し合いが行われた。首脳会合はクウェートで開催され、①東日本大震災に際しての支援に対する謝意、②食料安保、②エネルギー安保、③MDGs、④社会・文化交流を内容とするステートメントを実施した。	首脳・外相会談等を通じた、各地域協力枠組みにおける協力を強化する。
	25年度		外相会談等を通じた、各地域協力枠組みにおける協力を強化する。 アジア協力対話(ACD)では、貿易・投資、金融、文化、エネルギー、教育、環境、防災、食料安全保障等の分野における協力強化の重要性の確認に努める。
	26年度		重要な域外国との貴重な対話の場であるアジア協力対話(ACD)を活用し、貿易・

			投資、金融、文化、エネルギー、教育、環境、防災、食料安全保障等への取組を引き続き積極的に発信する。				
	27年度		同上				
目標	—	外相会談等を通じた、アジア対話協力（ACD）などの各地域協力枠組みにおける協力を強化する。					
(4) (参考指標)		実績値					
日・ASEAN間の貿易（総額） （単位：億ドル）		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		1,583	2,139	2,470			
具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	【総括】					
		<p>1</p> <p>(1) アジア太平洋地域は、近年世界的に最も成長著しい地域である一方、安全保障上の不安定要因を抱えており、我が国が、この地域のリスクを最小化し、成長の機会を最大化していくことは重要である。</p> <p>(2) 東アジアにおいて、経済のみならず、安全保障や文化・人的交流など様々な分野で我が国が先導役として貢献するために、日・ASEAN、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN+3、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいくことについての必要性は高い。</p> <p>(3) 平成27(2015)年の共同体構築に向けて、成長センターとして発展を続けるアセアン諸国との関係を強化していくことは、地域の平和と繁栄にとって不可欠であり、日本の国益にも適う。</p> <p>2 上記測定指標及び以下のとおり、施策を効果的に実施し、東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化するとともに、域内各国との連携を強化するとの目標の達成に向けて相応な進展があった。</p> <p>(1) 日・ASEAN 友好協力40周年となる平成25年に、我が国提案により日本で特別首脳会議を開催する運びとなったことは、各国から極めて高い評価を得ており、今後の日・ASEAN 協力を推進する大きな力となる効果があった。</p> <p>(2) EASについては、今次首脳会合で、我が国が提示したイニシアティブを各国が感謝をもって歓迎するとしており、2015年に共同体実現を目指すASEANに対する我が国協力を一層際立たせ、各国との関係を堅実なものとする上で有効であった。</p> <p>(3) また、平成23年からEASに米露も参加するようになった中で、例えば海洋分野において、我が国が提案したAMF 拡大会合が進展しているところ、同会合は海洋環境保護などの課題に向けた協力にとどまらず、我が国が重視する海洋における国際法の問題や、ASEANがまさに推進している地域統合の中で重要な役割を果たす海洋での連結性を高める上で、非常に有益であった。</p> <p>(4) 日中韓でのFTA 締結交渉の宣言に至ったことは、経済面で相互に非常に高い関係を有する3か国間での貿易自由化等のための法的枠組みがまだない中で、投資協定締結に続く重要な段階を推進するものであり、我が国の経済発展に重要な意義を有する。</p> <p>3 上述のとおり、資源の投入量に見合う適切な進展が得られたことから、講じられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p>【課題と今後の方針】</p> <p>地域の安定と繁栄の確保に向け、幅広い分野における具体的な地域協力の取組を引き続き進展させていくことが課題であり、具体的には日・ASEAN、ASEAN+3、EAS、日中韓等様々な枠組みを活用して以下の協力をより一層強化していく。</p> <p>1 ASEAN 共同体構築に向けた支援を継続する。連結性強化、格差是正、災害管理等の従来からの協力に加え、日・ASEAN 関係の中長期的ビジョンを策定し、新たな分野の協力も推進していく。</p> <p>2 ASEAN+3においては、東アジア・ビジョン・グループII (EAVG II) 報告書のフォローアップを行い、今後の地域協力の方向性を検討していく。</p> <p>3 EASについては、東アジア地域の包括的な経済連携(RCEP)、アジアの広域開発などを通じて、域内の経済連携、インフラ整備、人の交流を促進するとともに、防災、海上安全保障、エネルギー、教育等の分野で</p>					

具体的な協力を推進していくとともに、地域の共通理念や基本的なルールを確認し、具体的協力につなげる首脳主導のフォーラムとして発展させていく。

- 4 日中韓サミットや外相会談を通じて、既存の協力分野をさらに発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力を深化及び拡大させていけるよう努めるとともに、日中韓協力事務局の活動をしっかりサポートとしていく。
- 5 重要な域外国との貴重な対話の場であるアジア協力対話（ACD）を活用し、貿易・投資、金融、文化、エネルギー、教育、環境、防災、食料安全保障等への取組を引き続き積極的に発信する。
- 6 上記に加え、日・ASEAN 友好協力 40 周年を機会に、日・ASEAN 双方において各種の記念事業、特に、政治・経済・文化・青少年交流、観光などでの交流事業を推進することにより、ASEAN との協力について、各層からの支持・理解を拡大し、協力を弾みをつけていく。

具体的施策名	2 朝鮮半島の安定に向けた努力			
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて一定の進展があった。」		
達成すべき目標	日朝間の諸懸案を包括的に解決すること、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現すること			
具体的施策の概要	(1) 核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けて取り組む。 (2) 拉致問題の解決や日朝関係の改善に向けて取り組む。			
測定指標	(1) 北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展		年度ごとの目標	
	基準	—	国際社会と連携しつつ核、ミサイルといった諸懸案解決に向けた動きを前進させる。	
	施策の進捗状況 (実績)	23年度	北朝鮮は、平成22年11月に安保理決議第1718号及び1874号や六者会合共同声明に違反するウラン濃縮計画の存在を公表したことに加え、平成24年4月には累次の安保理決議に違反して「人工衛星」と称するミサイルを発射するなど、核、ミサイル等の安全保障上の問題の解決に向けた具体的な行動をとっていない。我が国は米国や韓国を含む関係各国と緊密に連携し対応した。	日本独自の取組に加え六者会合、首脳会合等で米国、韓国などの関係各国と北朝鮮の抱える懸案事項に関する共通認識を構築する。
		24年度	4月及び12月のミサイル発射や2月の核実験等、北朝鮮による度重なる挑発行為が行われ、北朝鮮情勢はめまぐるしく変化したが、国連安保理における協力も含め、関係国と緊密に連携し対応した。 特に、日米韓の連携が重要であり、累次にわたって外相会合や実務者会合を開催した。 また、1月に採択された国連安保理決議2087号を含めた安保理決議に基づく措置及び我が国独自の対北朝鮮措置を引き続き着実に実施し、さらに、国際社会をして関連安保理決議をきちんと履行せしめるよう関係国と緊密に協力した。	日本独自の取組に加え六者会合、首脳会合等で米国、韓国などの関係各国と北朝鮮の抱える懸案事項に関する共通認識を構築する。
		25年度		日米韓の緊密な連携を軸としつつ、さらに中露を加えた五か国で協力して対応していく。
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	—	国際社会と連携しつつ核、ミサイルといった諸懸案解決に向けた動きを前進させる。	
	(2) 拉致問題解決や日朝関係の改善に向けた進展		年度ごとの目標	
	基準	—	国際社会と連携しつつ拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。	
	施策の進捗状況 (実績)	23年度	平成20年6月の日朝実務者協議において、北朝鮮側は「拉致問題は解決済み」との立場を改め、拉致問題に関する調査のやり直し等を表明し、また、同年8月の日朝実務者協議においては、拉致問題に関する全面的な調査の具体的な態様等につき合意した。しかしながら、同年9月に北朝鮮から調査開始を見合わせる旨の連絡があつて以降、いまだ北朝鮮側は具体的な行動を開始していない。今後とも粘り強く取り組む必要がある。 他方、拉致問題解決に向けては、国際社会からの支持と協力を得ることが重要との認識の下、外交上の機会をとらえ、拉致問題を提起し、国際的な連携を強化できたことは一定の成果であった。具体的には我が国の積極的な外交努力により、12月の国連総会では、拉致問題を国際的懸念事項とする北朝鮮人権状況決議が過去最多の123か国の賛成で採択	日本独自の取組に加え六者会合、首脳会合等で米国、韓国などをはじめとする関係各国と北朝鮮の抱える懸案事項に関する共通認識を構築する。

		され、また、5月のG8ドーヴィル・サミットでは、北朝鮮問題についての日本の主張を参加国が支持した結果、首脳宣言において拉致問題が明示的に言及されるなど、北朝鮮に対して強いメッセージが発せられた。	
	24年度	<p>日朝関係については、11月に約4年ぶりとなる日朝政府間協議を開催し、双方が関心を有する諸懸案について、日朝平壤宣言に則って日朝関係の前進を図るべく、幅広い意見交換を行った。拉致問題についても突っ込んだ意見交換を行い、これまでの経緯やそれぞれの考え方についての議論を踏まえた上で、さらなる検討のため今後も協議を継続していくことで一致した。また、その他の拉致の疑いが排除されない方々の件についても日本側から提起し、議論を行った。（その後、翌12月5日、6日に2回目の日朝政府間協議を実施する予定としていたが、12月1日、北朝鮮がミサイル発射を予告したため、同協議を延期せざるを得なくなった。）</p> <p>また、各国との二国間会談のみならず、5月の日中韓サミット、G8首脳会合、9月の国連総会等、外交上のあらゆる機会をとらえて、拉致問題を含む北朝鮮問題を提起し、各国から理解と協力を得た。</p> <p>拉致問題を含む北朝鮮の人権問題に関し、10月、我が国は拉致問題への言及を含む北朝鮮人権状況決議案をEUと共に国連に提出し、11月には国連総会第3委員会において、12月には同総会本会議において、初めて無投票でコンセンサス採択された。また、3月の国連人権理事会において、我が国が主導し、新たに北朝鮮の人権状況に関する調査委員会(COI)の設置を含む決議案をEUと共に提出し、無投票でコンセンサス採択された。</p>	日本独自の取組に加え六者会合、首脳会合等で米国、韓国などをはじめとする関係各国と北朝鮮の抱える懸案事項に関する共通認識を構築する。
	25年度		拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針の下、拉致問題の解決に向けた具体的な行動を北朝鮮がとるよう、国際社会との連携を強化しつつ、あらゆる機会をとらえ、北朝鮮に引き続き求めていく。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	国際社会と連携しつつ、拉致問題を解決し、日朝国交正常化に向けた動きを前進させる	
具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 北朝鮮による核・ミサイル開発は、我が国を含めた地域及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、国際的な軍縮不拡散体制に対する重大な挑戦であり、これらを一刻も早く阻止することは極めて重要である。</p> <p>また、拉致問題は、我が国の主権と国民の生命・安全に関わる重大な問題であるとともに、基本的人権の侵害という国際社会全体にとっての普遍的問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題である。</p> <p>日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイル等の諸懸案を包括的に解決し、日朝国交正常化を実現することは、我が国の国益にとって極めて重要である。</p> <p>2 平成24年12月1日の北朝鮮によるミサイル発射予告、その後の実際の発射、平成25年2月の核実験実施等、施策をめぐる厳しい状況にもかかわらず、上記測定指標及び以下のとおり、「日朝間の諸懸案を包括的に解決すること、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形での日朝国交正常化を実現すること」という目標に向けて一定の進展が見られた。</p> <p>(1) 北朝鮮の核・ミサイル開発に対しては、北朝鮮の度重なる挑発行為に際し、関係国と連携し、断固とし</p>	

- たメッセージを発信することができた。その一例として、我が国も含めた関係国の努力の結果、北朝鮮のミサイル発射及び核実験を非難し制裁を強化する国連安保理決議 2087 号及び決議 2094 号が採択された。
- (2) 「対話と圧力」の一貫した方針に基づき、関係国と連携しつつ、累次の安保理決議に基づく措置及び我が国独自の対北朝鮮措置を着実に実施し、北朝鮮の核・ミサイル開発を阻止するための国際的な努力をリードした。
 - (3) あらゆる外交機会をとらえて北朝鮮問題を提起し、各国から理解と協力を得た。例えば、平成 24 年 5 月の G8 首脳会合においては、我が国の北朝鮮問題に関する発言に対し各国から賛同が得られ、成果文書であるキャンプ・デービッド宣言には拉致問題に関する記述が明示的に盛り込まれた。また、我が国による積極的な働きかけの結果、北朝鮮人権状況決議が初めて無投票でコンセンサス採択され、新たに北朝鮮の人権状況に関する調査委員会 (OOI) の設置を含む決議も採択された。
 - (4) 約 4 年ぶりの日朝政府間協議を開催し、拉致問題を含めて幅広い議論を行うなど、独自の取組も行い、我が国の強いメッセージを北朝鮮側に伝えることができた。

3 上記取組を実施する上で、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、投入資源に見合った進展が得られた。

【課題と今後の方針】

北朝鮮は対話の動きも見せているが、いまだ諸懸案の解決に向けた具体的行動を取っていない。我が国としては、引き続き、「対話と圧力」という方針の下で、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイル等の諸懸案の包括的な解決に向けて取り組んでいく。

- 1 北朝鮮による核・ミサイル開発は、我が国を含む地域及び国際社会全体の平和と安全に対する脅威となっているが、北朝鮮はいまだ非核化等に向けた具体的行動をとっていない。我が国としては、米国や韓国を含む関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮に対し、いかなる挑発行為も行わず、安保理決議や六者会合共同声明に基づく国際的義務やコミットメントを誠実かつ完全に実施することを引き続き求めていく。
- 2 拉致問題については、北朝鮮が平成 20 年 6 月に「拉致問題は解決済み」との従来の立場を変更し、拉致問題の解決に向けた具体的行動を今度とるための全面的な調査の実施を約束したものの、いまだ問題解決に向けて具体的行動をとっていない。我が国としては、「対話と圧力」の方針を貫き、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しに向けて、引き続き全力を尽くす。

具体的施策名	3 未来志向の日韓関係の推進			
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて一定の進展があった。」		
達成すべき目標	良好な日韓関係を更に高い次元に発展させること、及びこれを通じての地域の平和と繁栄に寄与すること			
具体的施策の概要	(1) 政治分野の対話を促進する。 (2) 人的交流を拡大する。 (3) 日韓間の過去に起因する諸問題に取り組む。 (4) 日韓間の懸案（竹島問題、排他的経済水域（EEZ）境界画定等）に対応する。 (5) 経済関係緊密化のための各種協議等（日韓経済連携協定（EPA）を含む）を推進する。 (6) 安全保障分野における協力を推進する。			
測定指標	(1) 未来志向の日韓関係の構築		年度ごとの目標	
	基準	—	「シャトル首脳外交」等を通じた、良好な日韓関係の更なる深化	
	施策の進捗状況（実績）	23年度	23年度には3度の電話会談を含む計7回の首脳会談、2回の電話会談を含む計7回の外相会談がそれぞれ行われた。民間分野での交流も活発に行われるなど、官民を問わず日韓間の対話・交流が深化した。	首脳・外相会談等の実施を通じ、政治分野のみならず安保・文化面などを含めあらゆる分野における関係を深化させる。
		24年度	24年度には、2回の電話会談を含む計3回の首脳会談、7回の電話会談を含む計9回の外相会談をそれぞれ行い、北朝鮮問題等も念頭に、日韓両国の緊密な連携を確認した。 竹島問題については、8月、竹島問題を国際司法裁判所へ合意付託すること等について韓国側に提案を行うなど、法に則り、冷静かつ平和的に問題を解決すべく努力を行った。その他の懸案事項についても、我が国の立場を粘り強く発信した。 両国間では、官民を問わず対話・交流が引き続き活発に行われ、例えば、9月及び10月に日韓両国で開催された「日韓交流おまつり」は計6万人以上が観覧した。 平成24年には、日韓間の人の往来は556万人に達し、550万人を突破して過去最多となった。 日韓 EPA 交渉については、交渉再開に向けた課長級実務協議等を開催するなど、引き続き努力を行った。	首脳・外相会談等の実施を通じ、政治分野のみならず安保・文化面などを含めあらゆる分野における関係を深化させる。
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	—	首脳・外相会談等の実施等を通じ、あらゆる分野における、良好な日韓関係を更に深化させる。	
	(2) 日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与		年度ごとの目標	
	基準	—	アジア地域の安定に向けた二国間の連携・協力	
施策の進捗状況（実績）	23年度	日本と韓国の間には、二国間関係のみならず、国際社会に共に貢献する協力関係が構築されてきており、日韓新時代共同研究プロジェクト、開発分野での協力（アフガニスタン、パキスタン）、ソマリア海賊問題での協力、地球環境分野についての議論を行う日韓環境保護協力合同委員会等が実施された。さらに、北朝鮮等を念頭に置いた日韓の安全保障分野における協力も進められた。	首脳・外相会談等の実施を通じ、アジア地域の安定等に向けた二国間の連携・協力を推進する。	
	24年度	日本と韓国の間には、二国間関係のみならず、国際社会に共に貢献する協力関係が構築されてきており、日韓新時代共同研究プロジェクト、開発分野での協力（アフガニスタン、パキスタン）、ソマリア海賊問題での協力、地球環	首脳・外相会談等の実施を通じ、アジア地域の安定等に向けた二国間の連携・協力を推進する。	

		境分野についての議論を行う日韓環境保護協力合同委員会等が実施された。						
	25年度	首脳・外相会談等の実施を通じ、国際社会の安定等に向け共に貢献する二国間の連携・協力を推進する。						
	26年度	同上						
	27年度	同上						
目標	—	国際社会の平和と安定に向け二国間で連携・協力する。						
(3) 日韓首脳会談の開催回数(電話会談除く)		基準値	実績値				目標値	
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
		4	4	1				—
年度ごとの目標値		基準値程度	同左	同左	同左	同左		
具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1</p> <p>(1) 日韓両国は基本的価値と利益を共有する重要な隣国同士であり、竹島問題等の懸案事項について受け入れられないものについては、受け入れられないとしっかり伝えつつも、大局的観点に立って、政治、経済、文化など様々な分野での交流をさらに深め、共に未来志向の関係を構築することは、我が国にとって極めて重要な課題である。</p> <p>(2) また、北朝鮮問題を始め、平和構築、核軍縮や不拡散、気候変動、貧困などの地域や地球規模の様々な共通の課題に両国が共に取り組むことは、日韓両国はもちろん、地域及び国際社会の安定と繁栄のためにとって重要である。</p> <p>2 上記測定指標及び以下のとおり、「良好な日韓関係を更に高い次元に発展させること、及びこれを通じての地域の平和と繁栄に寄与すること」という目標に向けて一定の進展が見られた。</p> <p>(1) 日韓間で首脳・外相レベルも含めた意思疎通を密にし、北朝鮮問題等における日韓の緊密な連携を確認することができた。</p> <p>(2) 竹島問題については、法に則り、冷静かつ平和的に問題を解決すべく努力を行い、韓国側及び国際社会に対し我が国の立場を効果的に発信した。その他の懸案事項についても、我が国の立場を粘り強く発信した。</p> <p>(3) 平成24年には日韓間の人の往来が556万人と過去最高に達し、官民を問わず対話・交流が活発に行われるなど、日韓関係の更なる深化に向けて前進した。</p> <p>(4) 日韓EPA交渉に関する課長級実務協議等を開催し、交渉再開に向けた環境整備に取り組んだ。</p> <p>3 上記取組を実施する上で、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、投入資源に見合った成果が得られた。</p> <p>【課題と今後の方針】</p> <p>日韓両国は基本的価値と利益を共有する重要な隣国同士であり、両国間には難しい懸案事項も存在するが、政治、経済、文化など様々な分野での交流をさらに深め、大局的な観点から、未来志向の関係を構築していくことが重要である。また、地域及び国際社会の安定と繁栄のため、北朝鮮問題を始め、様々な共通の課題に両国で共に取り組むことが重要である。</p> <p>具体的には以下のとおり。</p> <p>1 日韓間の政治レベルの意思疎通をさらに緊密にする必要があり、首脳・外相会談等を着実に実施していく。</p> <p>2 竹島問題等の懸案事項については、我が国の立場を効果的に発信し、解決に向けた粘り強い外交努力を行う。</p> <p>3 北朝鮮問題を始めとする地域及び国際社会が直面する課題の解決に向けて、共に協力して取り組む。</p> <p>4 日韓EPAについては、24年度に課長級協議を断続的に開催し、再開に向けた調整を行ってきたが、双方の立場には依然乖離があり、いまだ再開には至っていない。今後も、日韓EPA交渉の再開を目指しつつ、環境や観光等を含む、より幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組むこととする。</p>						

具体的施策名		4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等	
具体的施策に関する評価結果		目標の達成状況	「目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。」
達成すべき目標		日中「戦略的互惠関係」の構築に向けた協力と交流の推進の発展・強化及び日中間に存在する諸懸案を緊密な対話を通じ解決すること、及び日モンゴル関係を強化すること	
具体的施策の概要		<p>(1) 日中間においては、幅広いレベル及び分野において対話と交流を積み重ね、懸案にも適切に対処しつつ、「戦略的互惠関係」の深化を通じ、地域及び国際社会全体の平和、安定、繁栄にもともに貢献していく。</p> <p>(2) 日モンゴル間においては、極めて良好な政治的関係を維持・発展させるとともに、互惠的・相互補完的な経済関係の強化に向けて、双方による取組を行っていく。</p>	
測定指標	(1) 日中における「戦略的互惠関係」の充実に向けた取組（経済面以外）		年度ごとの目標
	基準	22年度	<ol style="list-style-type: none"> 1 頻繁なハイレベル往来の実現 2 海洋における協力の具体的進展 3 民間交流の活発化による国民感情の改善 4 各種条約・協定の締結に向けた協議の実施 5 東日本大震災を受けた協力の進展
	施策の進捗状況（実績）	23年度	<p>日中関係は、平成23年に入り8回にわたる首脳会談・懇談（電話会談を含む）、外相会談や戦略対話等の様々な政府間対話を積み重ね、12月末には野田総理大臣が中国を訪問するなど着実な進展を見せた。</p> <p>平成23年3月に発生した東日本大震災に際しては、中国から物心両面にわたる温かい支援が寄せられたほか、5月に行われた日中韓サミットの際には、温家宝総理が被災地を慰問した。海洋の分野では、12月の野田総理訪中の際に、両首脳が「日中高級事務レベル海洋協議」の立上げに合意したほか、日中海上捜索・救助（SAR）協定の締結に原則合意するなど、大きな成果を得た。また、各種交流事業も幅広く行っており、平成22年5月の両国首脳間の合意に基づき、平成23年6月には北京で、10月には東京で日中映像交流事業が行われた。また、11月には、領事分野でも日中受刑者移送条約の第2回締結交渉が行われた。これら二国間関係のみならず、地域・地球規模の課題についても日中両国で対話及び協力を強化することで一致しており、様々な分野での協力を行った。</p>
	24年度	<p>日中関係については、平成24年は日中国交正常化40周年であり、660近い記念事業が実施された。また、5回にわたる首脳会談・懇談、外相会談等の政府間対話を行った。例えば、5月の日中韓サミットにおいて日中首脳会談、7月のASEAN関連外相会議において日中外相会談を行った他、5月には海洋分野における事務レベル協議として「日中高級事務レベル海洋協議」を中国・杭州で開催した。</p> <p>しかし、9月の日本政府による尖閣諸島三島の取得を口実として、中国は独自の主張に基づく言動を強め、継続的な公船の派遣及び領海侵入、政府航空機による領空侵犯等を行い、ハイレベルの交流や民間交流、政府間協議の開催を一方向的に拒否又は延期するなど、日中関係に大きな影響が生じた。</p> <p>そうした中、平成24年の日中間の人的交流は、全体として約495万人（日本政府観光局及び中国国家旅遊局統計）で来日者・訪中者の合計は、尖閣諸島をめぐる情勢の影響により前年比約4万人減少しているものの、青少年の相互訪問は1,500人規模で実施された。</p> <p>日中関係を正常な軌道に戻すべく、政治レベルを含む様々なレベルで、中国側との間で粘り強く対話を行ってきている。</p>	
			<ol style="list-style-type: none"> 1 総理訪中を成功裏に実施する。その他閣僚級の頻繁な往来を実現する。 2 東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉を再開する。 3 既存の交流事業の着実な実施及び国交正常化40周年に向けた準備を進める。 4 犯罪人引渡協定・受刑者移送条約の締結交渉を実施する。 5 日中首脳間の合意を着実に実施し、フォローアップを行う。
			<ol style="list-style-type: none"> 1 政治的相互信頼を増進する。 2 東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進する。 3 東日本大震災を契機とした日中協力を推進する。 4 両国国民間の相互理解を増進する。 5 地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

	25 年度		<p>日中関係は尖閣諸島に対する中国独自の主張により難しい状況にあるが、中国側と粘り強く対話を行い、個別の事案が関係全体に影響を及ぼさないようコントロールしていく、との「戦略的互惠関係」の原点に立ち戻るよう働きかけていく。</p> <p>中国との間では可能な分野での協力を積み重ね関係改善につながる事が望ましいが、日中間で進めるべき協力・交流としては、例えば以下のものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活発な要人往来により、政治的相互信頼を増進する。 ・東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進する。 ・既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。 ・各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。犯罪人引渡協定の締結交渉を実施する。 ・地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。
	26 年度		同上
	27 年度		同上
目標	—	日中「戦略的互惠関係」の原点に戻り、関係を進めていくよう、働きかけていく。	
	(2) 日中における「戦略的互惠関係」の充実にに向けた取組（経済面）		年度ごとの目標
基準	22 年度	<ol style="list-style-type: none"> 1 日中経済関係の発展 2 各種条約・協定の締結に向けた協議の実施 3 東日本大震災を受けた協力の進展 	
施策の進捗状況（実績）	23 年度	幅広い分野での協力を更に進め、互惠的経済関係をグレードアップすることで一致しており、例えば、拡大する日中経済関係を金融面から後押しするための、日中両国の金融市場の発展に向けた相互協力の強化等についても一致した。	<ol style="list-style-type: none"> 1 第4回日中ハイレベル経済対話（HED）を成功裏に実施する。 2 日中首脳間の合意を着実に実施し、フォローアップを行う。
	24 年度	<p>日中間の貿易・投資などの経済関係は、ますます緊密化し相互依存が深まっている。平成24年の貿易総額(香港を除く。)は約3,337億米ドルであり、中国は、日本にとって6年連続で最大の貿易相手国となっている。また、中国側統計によると、日本の対中直接投資(約73.8億米ドル、平成24年)及び進出企業数(2万2,790社、平成23年末)は、いずれも中国において国として第1位の規模となっている。</p> <p>平成23年12月の日中首脳会談では、経済分野での協力を更に進め、互惠的経済関係を質的に高めることで一致したところであり、これを踏まえ、様々な進展がみられた。例えば、平成24年5月に日中韓投資協定が署名され、11月には日中韓自由貿易協定(FTA)の交渉を開始することを決定した。また、6月に円と人民元の直接取引が開始されるなど金融協力が強化された。さらに、8月にオープンスカイの段階的実現が合意されるなど航空分野の協力も進展した。</p> <p>一方、尖閣諸島をめぐる日中関係の緊張は経済面においても様々な影響を及ぼした。9月に中国各地で発生したデモが</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 東日本大震災を契機とした日中協力を推進する。 2 互惠的経済関係をグレードアップする。 3 地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

		一部の地方で暴徒化したことにより、数十社の日本企業が、総額数十億円から百億円程度の損害を被った。政府としては、損害を被った日本企業の意向も踏まえつつ、中国側に対し、①再発防止、②不法行為を行った者についての迅速な捜査と厳正な処罰、③救済について中国国内法に基づく適切かつ公正な措置が迅速にとられることを求めている。また、9月の反日デモを契機として日本製品の不買などが生じ、日系自動車メーカーを中心に日系企業の売上に顕著な落込みが見られたほか、訪日・訪中観光客が減少するなど観光面でも影響が生じている。年末にかけて、売上の回復などが見られたが、依然予断を許さない状況が継続している。貿易上の個別の懸案に関しては、中国のレアアースに対する輸出規制措置について、日米EUの申立てにより、7月、WTO紛争解決機関(DSB)においてパネルが設置された。また、中国による日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング(AD)措置について、12月、中国に対しWTO協定に基づき二国間協議を要請し、1月31日及び2月1日に協議を実施した。	
	25年度		日中関係は、尖閣諸島に対する中国独自の主張により難しい状況にあるが、中国側と粘り強く対話を行い、個別の事案が関係全体に影響を及ぼさないようコントロールしていくとの「戦略的互惠関係」の原点に立ち戻るよう働きかけていく。日中間で進めるべき協力・交流としては、例えば以下のものが考えられる。 1 日中韓FTAの交渉など、経済連携の取組を推進する。 2 環境等様々な分野における協力を積み重ね、互恵的経済関係をグレードアップする。 3 地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。
	26年度		日中「戦略的互惠関係」の原点に戻るよう、働きかけていく。
	27年度		同上
目標	—	日中「戦略的互惠関係」の原点に戻るよう、働きかけていく。	
	(3) 日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)		年度ごとの目標
基準	22年度	ハイレベル対話促進、人的交流・文化交流の活性化、地域・地球規模課題への取組における連携強化の推進	
施策の進捗状況(実績)	23年度	日モンゴル関係は、平成22年11月のエルベグドルジ大統領の来日の際に一致した「戦略的パートナーシップ」の構築の具体化、特に、両国間の戦略的対話の促進を目指し、1月には玄葉国家戦略担当大臣がモンゴル訪問、7月にバリにおいて松本外務大臣とザンダンシャタル外交・貿易大臣との間で外相会談を行った他、外交関係樹立40周年の節目の年である平成24年に入り、1月に一川防衛大臣のモンゴル訪問、3月にはバトボルド首相が訪日(実務訪問賓客)する等、ハイレベルの対話の機会が頻繁にもたれた。	ハイレベル対話促進、人的交流・文化交流の活性化、地域・地球規模課題への取組における連携強化を推進する。
	24年度	平成24年は日本とモンゴルとの外交関係樹立40周年の記念の年に当たり、両国の官民が一体となって緊密に協力し、双方で様々な記念行事が実施され、共通外交目標である「戦	ハイレベル対話促進、経済関係促進、人的交流・文化交流の活性化、地域・地球規模課題への取組における連携強化を

		<p>略的パートナーシップ」構築に向けて、互恵的・相互補完的な関係深化のための取組が促進された年でもあった。9月の国連総会時に行われた野田総理大臣とエルベグドルジ大統領との首脳会談、アルタンホヤグ新内閣発足後に外相として初めての二国間会談のため9月に訪日したボルド外相と玄葉外務大臣との外相会談など、前年に引き続き、両国政府間で頻繁なハイレベル対話の機会が維持された。</p> <p>3月末には、日本の総理大臣としては7年ぶりとなる安倍総理のモンゴル訪問が実施され、両国が共通する、「自由・民主」、「平和」、「助け合い」の「3つの精神」を基礎としながら、政治・安全保障、経済、人的交流・文化交流の分野での協力の強化について一致した。</p>	推進する。
	25年度		「戦略的パートナーシップ」の構築の具体化に向け、特に、ハイレベル対話をはじめとした多層的な両国間の戦略的対話の促進に努める。
	26年度		日モ関係を一層深化させる。
	27年度		同上
目標	—	日モ関係を一層深化させる。	
(4) 日モンゴル関係の着実な進展 (経済面)			年度ごとの目標
基準	22年度	<p>1 経済関係の促進</p> <p>2 日モ EPA 締結に向けた協議の推進</p>	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	<p>日モンゴルの経済関係は、平成22年11月のエルベグドルジ大統領の来日の際に一致した「戦略的パートナーシップ」の構築の具体化、特に、経済分野における互恵的・相互補完的な関係の強化を目指し、1月には玄葉国家戦略担当大臣がモンゴルを訪問、7月にバリにおいて松本外務大臣とザンダンシャタル外交・貿易大臣との間で外相会談を行った他、外交関係樹立40周年の節目の年である平成24年に入り、1月に一川防衛大臣のモンゴル訪問、3月にはバトボルド首相が訪日 (実務訪問賓客) する等、ハイレベルの対話の機会が頻繁にもたれた。3月のバトボルド首相と野田総理との首脳会談では、経済連携協定 (EPA) 交渉開始につき一致したほか、モンゴルの鉱物資源開発等、経済分野における幅広い両国の協力について意見交換が行われる等、多くの成果があった。</p>	<p>1 経済関係を促進する。</p> <p>2 日モ EPA 締結に向けた協議を推進する。</p>
	24年度	<p>日・モンゴルEPAについては、平成24年3月に日・モンゴル首脳会談にて日・モンゴルEPA交渉を開始することで一致して、6月、ウランバートルにおいて、EPA交渉第一回会合が開催された。第一回会合では、交渉の枠組み (Terms of Reference) を採択し、今後の交渉の進め方や交渉の対象分野について一致したほか、分野別会合で交渉を行った。12月には東京で第二回会合が開催された。</p> <p>また、3月には、安倍総理がモンゴルを訪問し、安倍総理から、地域のパートナーであるモンゴルとの間で経済関係を促進したいとして、①投資環境の整備及び②持続可能な経済発展への協力を2本柱とする「エルチ・イニシアティブ」と名付けた協力を提案し、アルタンホヤグ首相から賛同を得た。双方は、経済連携協定 (EPA) 交渉の早期妥結に向けて精力的に交渉を進めることにつき一致した。鉱物資源開発、タバン・トルゴイ炭田開発計画について、安倍総理から、平成24年3月の首脳会談の結果を踏まえ、日本企業に対する支援を期待</p>	<p>1 経済関係を促進する。</p> <p>2 日モ EPA 締結に向けた交渉を推進する。</p>

		<p>したい旨述べ、アルタンホヤグ首相から、同炭田の開発については長期かつ安定的に日本に石炭を供給できるようにしたいとの意向が表明された。</p>					
	25年度			日・モンゴル経済連携交渉を推進するとともに、エルチ・イニシアティブのフォローアップをはじめとした幅広い両国の協力について意見交換を行う。			
	26年度			日モ関係を一層深化させる。			
	27年度			同上			
目標	—	日モ関係を一層深化させる。					
(5) 日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数（電話会談を除く）		基準値	実績値				目標値
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
①日中		①9	①8	①6			
②日モンゴル		②6	②2	②3			
年度ごとの目標値			①8 回程度 ②2 回程度	同左	①4 回 ②2 回	同左	同左
具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	【総括】					
		<p>1</p> <p>(1) 平成24年に日中国交正常化40周年を迎えた日中関係は、経済関係や人的交流がますます緊密化して相互依存関係が深まり、日中双方にとり最も重要な二国間関係の一つとなっている。日中関係は尖閣諸島に関する中国独自の主張のために厳しい状況にあるが、中国側と粘り強く対話を行い、個別の事案が関係全体の影響を及ぼさないようコントロールしていく、との「戦略的互惠関係」の原点に立ち戻るよう、中国側に働きかけていく必要がある。</p> <p>(2) モンゴルは、自由・民主主義・市場経済といった共通の価値を共有する重要なパートナーであり、政治・経済関係のさらなる強化が必要である。</p> <p>2 上記測定指標及び以下のとおり、「日中「戦略的互惠関係」の構築に向けた協力と交流の推進の発展・強化及び日中間に存在する諸懸案を緊密な対話を通じ解決すること、及び日モンゴル関係を強化すること」との目標については、モンゴルについては成果を見たものの、日中関係については尖閣諸島をめぐる厳しい情勢のため、進展を見ることは困難であった。しかし、我が国は、日中関係を正常な軌道に戻すべく、政治レベルを含む様々なレベルで、中国側との間で粘り強く対話を行ってきている。</p> <p>(1) 日中国交正常化40周年であり、数多くの記念事業のほか、首脳会談・懇談、外相会談等も実施され、経済分野では、日中韓投資協定の署名、日中韓自由貿易協定の交渉開始合意などの前進を得たが、平成24年9月の日本政府による尖閣三島保有を口実に、中国政府が独自の主張に基づく言動を強め、継続的な公船の派遣及び領海侵入、政府航空機による領空侵犯、ハイレベルの交流や民間交流、政府間協議の開催の拒否・延期など、日中関係全般に大きな影響が生じた。</p> <p>(2) 特に、尖閣諸島をめぐることは、中国政府は独自の「領海基線」の設定や「領海基線」座標図・海図の国連への寄託、島への独自の「命名」といった一方的な「措置」を講じ、また、独自の主張に基づく「白書」を作成するなど国際社会に対する各種の宣伝を展開した。さらに、荒天時を除き、ほぼ連日中国公船が尖閣諸島周辺海域を航行し9月11日以降から6月現在まで47回に及ぶ領海侵入が繰り返された。尖閣三島の取得直後には、中国各地で大規模な反日デモが発生し、その中で日本人に対する暴力行為や、日本企業や日本の公館に対する破壊といった物理的被害も生じた。</p> <p>(3) <small>ようけつち</small>楊潔篪外交部長は、9月28日に行われた国際連合総会一般討論演説において、日本政府は日清戦争の中で尖閣諸島を盗み取ったといった、根拠のない中国独自の主張を展開した。これに対し、日本政府は直ちに答弁権を行使し、尖閣諸島は日本固有の領土であり、中国独自の主張は根拠がないとする日本の立場を主張して反論した。また、11月6日に行われたアジア欧州会合第9回首脳会合（ASEM9）においても、楊潔篪外交部長は尖閣諸島に関する独自の主張を展開したため、野田総理大臣から尖閣諸島に関する日本の基本的立場を明確に述べ、中国独自の主張は全く受け入れられないと反論した。</p> <p>(4) 12月13日には、中国国家海洋局所属固定翼機が尖閣諸島上空の日本領空を侵犯したが、中国政府航空機が日本領空を侵犯するのはこれが初めてであった。また、12月14日、中国は大陸棚限界委員会（CLCS）に東シナ海における大陸棚延長申請を行ったが、その際に提出した地図において尖閣諸島周辺に中国の領</p>					

海基線を表示し、尖閣諸島に中国名を付すなどしていた。これに対して、日本は、CLCSが申請を検討しないよう求める国連事務局宛での口上書の中で、尖閣諸島に関する日本の立場を表明した。

- (5) これら中国政府の独自の主張に基づく言動は日本として決して受け入れられるものではなく、日本はその逐一について抗議を行い、日本の基本的立場を明確に伝えてきている。日本としては、引き続き冷静かつ毅然として対応し、中国側に対して事態をエスカレートさせないよう求めてきた。

また、平成25年1月には東シナ海において中国海軍艦艇による海上自衛隊護衛艦などに対する火器管制レーダーの照射事案が発生した。日本政府は、本事案について、中国側に対し厳重な抗議を行い、説明責任を誠実に果たし、再発を防止するよう求めている。

- (6) 台湾との関係については、非政府間の実務関係として維持されており、平成24年は、12月に交流協会と亜東関係協会との間で日台相互承認取決め、日台産業協力架け橋プロジェクトの協力強化に関する覚書が署名され、実務関係の着実な進展が見られた。さらに、同年11月末に第17回日台民間漁業協議再開のための第一回予備会合、平成25年3月には第二回予備会合が開催され、日台漁業に係る問題の解決に向けたプロセスが大きく進展した。その後、厳しいやり取りを経て4月11日に第17回協議が開催され、取決めは署名に至った。台湾は、我が国との間で緊密な経済関係と人的往来を有する重要なパートナーであり、引き続き、様々な互惠協力の枠組み作りを通じて、日台間の実務的協力を発展させていく。

- (7) モンゴルとの関係については、平成24年の外交関係樹立40周年の節目の後、平成25年3月末には、日本の総理大臣としては7年ぶりとなる安倍総理のモンゴル訪問が実現し、両国が「自由・民主」、「平和」、「助け合い」の「3つの精神」を基礎としながら、政治・安全保障、経済、人的交流・文化交流の分野での協力の強化について一致する等、大きな成果があった。

- 3 上述のとおり投入資源に見合う適切な進展が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【課題及び今後の方針】

- 1 現在の日中関係は尖閣諸島をめぐる中国独自の主張のために厳しい状況にあり、中国公船による尖閣諸島周辺領海への頻繁な侵入は決して受け入れられるものではない。尖閣諸島をめぐる事態については、我が方から事態をエスカレートさせることなく、我が国の領土・領海・領空は断固として守り抜くとの決意で毅然かつ冷静に対処していく。同時に、中国側との間では粘り強く対話を行い、事態をエスカレートさせないよう中国側に対して自制を強く求めていく。

- 2 同時に、日中関係は最も重要な二国間関係の一つである。世界第二位、第三位の経済大国である日中両国は、地域及び国際社会の平和と繁栄の責任を負っており、日本側としては個別の問題を全体に影響させないようにコントロールしていき、大局的観点から「戦略的互惠関係」の原点に戻るよう中国側に働きかけていく考え。我々の対話のドアは常にオープンである。

日中間では、日中韓FTA交渉、日中韓環境大臣会合、日中防衛当局間の局長級協議等、協力できる分野での協議を実施してきており、具体的対話を積み重ね、政治レベルを含む対話と協力を進めていく。

- 3 また、日中間において海洋をめぐる不要の誤解や摩擦を減じ、万一不測の事態が発生した場合に備え、また、東シナ海を「平和・協力・友好の海」としていくためにも、中国との間で危機管理メカニズムを構築することが重要である。さらに、双方の国民感情についても大幅に改善の余地があることから、日中平和友好条約締結35周年という節目の年である平成25年には、周年事業等の機会を活用し、人的・文化交流、特に次世代を担う青少年を対象とした交流や行事を活発に行い、相互理解、信頼を増進して、国民感情の改善を図っていくことが重要である。

- 4 日・モンゴル関係については、平成25年3月の安倍総理によるモンゴル訪問における首脳会談の成果を踏まえ、「戦略的パートナーシップ」構築の具体化が課題である。このため、特に、経済連携協定交渉プロセスの円滑な開催、鉱物資源開発における協力の進展を通じた経済関係の強化を目指すとともに、両国国民の相互理解・信頼醸成の深化を目指す。

具体的施策名	5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化			
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」		
達成すべき目標	我が国はメコン河流域5か国（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）との間において、お互いの政府の要人往来をはじめとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進すること、及び各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを旨とするメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図ること			
具体的施策の概要	<p>(1) メコン河流域5か国（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）との間において、お互いの政府の要人往来をはじめとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進する。</p> <p>(2) 各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを旨とするメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。</p>			
測定指標	(1) 要人往来を通じた二国間関係の強化		年度ごとの目標	
	基準	－	様々なスキームを通じての各種会談・協議等の実施	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>玄葉外務大臣のミャンマー訪問（12月）、インラック・タイ首相（3月）、トンルン副首相（8月）、ズン・ベトナム首相（10月）、ワナ・マウン・ルイン・ミャンマー外相（10月）の訪日等多くのハイレベルの対話を通じて、着実に成果を上げた。特に、本年は東日本大震災に際し、メコン地域諸国の政府及び国民から物資、義援金等の多大な支援がなされたこともあり、会談等を通じて二国間の連帯、協力関係を確認することが出来た。また、メコン地域では大規模な洪水被害が発生し、タイなどでは我が国企業も大きな被害を受け、我が国が復旧、復興及び今後の治水対策を積極的に支援したことは、必要性、有効性、効率性の観点からも有益であった。</p> <p>（第4回日メコン首脳会談（4月21日、於：東京）にて、平成27年までの日メコン協力の新たなビジョンを定めた「東京戦略2012」を採択した。①メコン連結性の強化、②投資や貿易の促進、③人間の安全保障及び環境の持続可能性の確保という3本の柱を策定。）</p>	要人往来、各種会談・協議及び交流事業を実施する。要人往来、会談等を通じて、政治経済分野等における二国間関係を強化する。
		24年度	<p>24年度には、第4回日メコン首脳会談（4月21日）におけるメコン諸国5カ国首脳の訪日には始まり、11月のASEM及びASEAN関連首脳会議では野田総理が各開催国であるラオス及びカンボジアを公式訪問し右5カ国との首脳会談の実施、更に、安倍政権発足直後の安倍総理のベトナム・タイ公式訪問（1月）が行われるなど、特に首脳の往来が頻繁に行われた。また、麻生副総理のミャンマー訪問（1月）や外相会談の実施等、ハイレベルの往来も非常に多く行われた。これらの要人間の対話を通じて、東京戦略2012及び日メコン外相会談で策定された行動計画に盛り込まれた協力内容についてフォローアップを行った。</p> <p>特にミャンマーについては、28年ぶりの国家元首の訪日時を含む2回の首脳会談、麻生副総理のミャンマー訪問、外相会談等を通じ、ミャンマーがテイン・セイン大統領の下で進める民主化・国民和解・経済改革を官民の総力をあげて支援し、関係強化を進めた。</p>	「東京戦略2012」にて策定された新たな3本の柱を具体化し、中長期的な視点より協力を実施するため、閣僚級会合にて新たな行動計画を策定する。
25年度		上記の新行動計画に基づきつつ、中長期的な視点から日本とメコン諸国間の協力をより推進させるべく、ASEAN関連外相会議、同首脳会議、更に12月に予定されている特別首脳会議を含む要人往来、各種会談・協議及び交流事業を実施する。		

			これらを通じ、我が国プレゼンスの拡大、パートナーシップの強化等二国間関係を幅広く強化する。 特にミャンマーについては、2015年の総選挙もかんがみ、幅広く要人往来を実施し、ミャンマーの改革努力を後押しし、「改革の支援」、「共に繁栄を目指して」、「人的交流・文化交流の強化」、「政治・安全保障協力の強化」の4つの分野に注力することにより、関係を包括的に強化することを目指す。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	様々なスキームを通じての各種会談・協議等を実施し、各国との二国間関係を強化する。	
(2)	経済協議の実施と貿易投資環境の整備		年度ごとの目標
基準	—	各種投資委員会、フォーラムの実施	
施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>二国間の経済対話の枠組みを通じて、インフラ海外展開、貿易投資環境の整備の促進及び資源の安定供給の確保において成果をあげた。我が国は、日タイ・日越経済連携協定の下での各種小委員会、日カンボジア官民合同会議等を開催するとともに、メコン地域における官民協力・連携促進フォーラムの開催を通じて、同地域への日本企業の進出を一層促進するため二国間のみならず、メコン地域全体で具体的な貿易投資環境に係る議論が進んだ。</p> <p>(第4回日メコン首脳会談(4月21日、於：東京)にて、平成27年までの日メコン協力の新たなビジョンを定めた「東京戦略2012」を採択した。①メコン連結性の強化、②投資や貿易の促進、③人間の安全保障及び環境の持続可能性の確保という3本の柱を策定。)</p>	各種投資委員会、フォーラムの着実な実施を通じて、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、二国間のみならず、メコン地域全体で具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。
	24年度	<p>第4回日メコン首脳会議にて策定された「東京戦略2012」を実施するため、第5回日メコン外相会議(7月)において、協力の具体的な行動・措置をまとめた「行動計画」を策定した。その後、これらの方針に従い、着実にメコン諸国と協議を重ね、日本企業支援に繋がる貿易投資環境の整備を促進し、経済関係を強化することができた。</p> <p>特にタイについては、日タイ経済連携協定の下における各種小委員会を開催するとともに、「行動計画」に盛り込まれたインフラ整備・防災・ダウエー開発に関する日タイワーキンググループを開催した。</p> <p>ベトナムについては、日越外相会談時にあわせた日越協力委員会(7月)、日越共同イニシアティブ(フェーズ4)、工業化戦略作業部会等の様々な枠組みによる対話を重ねている。また、日越経済連携協定下における「自然人の移動に関する小委員会」では看護師・介護福祉士の新たな受入れに向けた協議を行った。</p> <p>さらにミャンマーでは、関係各省庁の意見集約を行う日ミャンマー官民合同タスクフォースを国内で開催するとともに、集約された意見をミャンマー側と協議する日ミャンマー共同イニシアティブを新たに立ちあげ(3月)、双方の官民による貿易投資整備の促進を図った。また、日ミャンマー</p>	「東京戦略2012」にて策定された新たな3本の柱を具体化し、中長期的な視点より協力を実施するため、閣僚級会合にて新たな行動計画を策定する。

		<p>投資協定に関する交渉を開始した。</p> <p>その他、ラオス、カンボジアにおいても、日・カンボジア官民合同会議、日ラオス官民合同対話の枠組みによる投資促進のための協議を行った。</p> <p>2月には第3回日メコン官民協力連携促進フォーラムが開催され、カン・ゾー・ミャンマー国家計画経済開発大臣をはじめメコン各国から多様な分野における官民の実務者を招待し日本側の官民代表者と「インフラ」、「環境・都市環境」、「外食産業」、「コンテンツ産業」について意見交換を行う等活発な交流が行われた。</p>	
	25年度		<p>上記の新行動計画に基づき、中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより推進させるべく、各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催するとともに、メコン地域における官民協力・連携促進フォーラムを開催し、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、二国間のみならず、メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。</p>
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	各種投資委員会、フォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境を整備し、経済関係の緊密化に取り組む。	
(3) メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進			年度ごとの目標
基準	22年度	<p>首脳、外相会談等を通じた日メコン協力を強化する。我が国のメコン地域開発支援により、ASEAN統合を促進する。アジア大洋州地域の重要なプレイヤーであるASEAN全体と我が国との関係を強化する。</p>	
施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>第4回日メコン外相会議(7月21日、於：インドネシア・バリ)においては、今後の日メコン協力の重要課題として、特に環境・気候変動、官民連携を通じた投資等の促進、及び、脆弱性対策に関する協力を取り上げた。第3回日メコン首脳会議(11月18日、於：インドネシア・バリ)においては、「行動計画63」のフォローアップを行い、未達成部分(特に脆弱性支援)を抽出することで、新たな行動計画の策定を目指すことで合意、共同声明を採択した。これらに加え、グリーン・メコン・フォーラム(6月24日、於：タイ・バンコク)等の開催を通じて、日メコン協力が著しく進展したとの認識を共有し、日メコン協力の枠組みを通じて更に協力を促進していくことを再確認した。</p> <p>(第4回日メコン首脳会談(4月21日、於：東京)にて、平成27年までの日メコン協力の新たなビジョンを定めた「東京戦略2012」を採択した。①メコン連結性の強化、②投資や貿易の促進、③人間の安全保障及び環境の持続可能性の確保という3本の柱を策定。)</p>	<p>日メコン外相会議、日メコン首脳会議等を通じて協力関係を強化する。日メコン協力の著しい進展を踏まえ、日メコン協力の枠組みを通じて更に協力を促進していくことを再確認する。</p> <p>また、大規模な洪水被害に見舞われたタイの復旧、復興を継続的に支援することにより、メコン地域諸国との協力関係を一層強化するのみならず、同地域における我が国企業の経済活動を支援する上でも、有効・効率的に実施する。</p>
	24年度	<p>第4回日メコン首脳会議(4月21日、於：東京)にて、これまでの日メコン協力の方針であった「東京宣言」及び「行動計画63」のレビューを行い、これらが概ね達成されていることを確認した。これを受けて、同会議では、新たに「東</p>	<p>「東京戦略2012」にて策定された新たな3本の柱を具体化し、中長期的な視点より協力を実施するため、閣僚級会合にて新たな行動計画を策定する。</p>

京戦略2012」を採択した。これは①メコン連結性の強化、②投資や貿易の促進、③人間の安全保障及び環境の持続可能性の確保の3本柱からなる平成27年までの日メコン協力の新たなビジョンを定めたものである。また、7月に行われた第5回日メコン外相会議では、この「東京戦略2012」を具体化する「行動計画」が採択され、今後これらに沿って日メコン協力が進められていくことが確認された。同時に、第4回首脳会議では、25年度以降3年間で、6,000億円のODAによる支援を表明したほか、我が国とメコン各国との間のあり得べき57案件のインフラ案件リストを作成し、我が国より提示した。

2月には第3回日メコン官民協力連携促進フォーラムが開催され、カン・ゾー・ミャンマー国家計画経済開発大臣をはじめメコン各国から多様な分野における官民の実務者を招待し日本側の官民代表者と「インフラ」、「環境・都市環境」、「外食産業」、「コンテンツ産業」について意見交換を行う等活発な交流が行われた。

25年度

上記の新行動計画に基づき、中長期的な視点から日メコン協力をより推進させるべく、25年度の日メコン外相会議では、昨年度策定された「東京戦略2012」及び「行動計画」に基づき日メコン協力がいかに進展したかについて評価を行う。

また、環境分野に焦点をあてたグリーン・メコン・フォーラムの第2回会合及び日メコン協力における官民連携の促進を目指す日メコン官民連携・協力促進フォーラムの第4回会合の開催につき各国と合意形成を行う。

さらに、本年度開催される予定の第5回日メコン首脳会議の開催時期についても各国との間で合意し、公表する。

第5回日メコン首脳会議では、「行動計画」について外相会議の評価等を受けて改訂することを目指す。協力の進捗や現状にあわせて改訂された「行動計画」に基づき、さらに日メコン協力の進展を図る。

同上

同上

目標
—
首脳、外相会議を通じ、日メコン協力を強化する。メコン地域の発展を支援することを通じて、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

(4) 外交青書に記載のある要人往来数(政務官レベル以上)	基準値	実績値					目標値
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
	30	31	39				—
年度ごとの目標値		基準値程度	同左	同左	同左	同左	

具体的施策に関する評価結果
【総括】
1
(1) ASEANが一体性を持つ形で安定と均衡のとれた発展を遂げることは、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、我が国外交にとって最も重要な基軸の1つである。この観点から、90年代にはアジア地域で最も不安定な地域の一つであった上、未だ他のASEAN地域との格差の残るメコン地域に対し

て、開発支援を行うとともに我が国との貿易投資促進を通じて、格差を是正していくことが不可欠である。特に、2年後に差し迫ったASEAN統合を成功裏に実現させるためには、このメコン地域の支援を喫緊に行っていく必要性は高い。メコン諸国を含むASEAN諸国側も、日本の格差是正と連結性を中心とする協力は、ASEANの一体性に資するものとして高く評価している。

(2) また、メコン地域を含むASEAN諸国の発展にともない、他のドナー国の同地域への関与が強まる国際情勢の中、伝統的な親日国であるメコン諸国における我が国のプレゼンスを改めて強化し、友好関係を更に強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で非常に重要である。

2 上記測定指標及び以下のとおり、メコン地域に対する他のドナー諸国の関与が強まる状況にもかかわらず、施策を効果的に実施し、「二国間関係の強化や地域の安定と発展を図ること」との目標の達成に向けて相当な進展があった。

(1) 首脳往来を含む頻繁な要人の往来、及び、その際に日本が示すメコン諸国への協力のコミットメント、特に安倍政権発足直後に行われた、安倍総理のベトナム・タイ訪問、麻生副総理のミャンマー訪問は、メコン地域を含む東南アジア諸国重視のメッセージを伝えるものであり、二国間関係強化に向け貢献するものとなった。

(2) メコン諸国5カ国全てで経済協議が行われたことは、メコン地域における協力のフォローアップ及び貿易・投資環境整備を着実に進めるという観点から非常に意義が大きいことであった。特に、ミャンマーにおける日ミャンマー共同イニシアティブの新規立ち上げは、今後、多くの日本企業の進出が見込まれるも、未だ安定した投資環境の基盤となる様々な制度が未整備のミャンマーにおいて、官民が一体となって一つ一つ問題解決を図っていく場を設置することができたという点で、経済協議を通じた貿易・投資環境整備の促進、経済関係の強化に資する極めて重要な貢献となった。

(3) 日メコン協力の新たな協力の方針を示す「東京戦略2012」及び「行動計画」が日メコン首脳会議、同外相会議で採択され、フォローアップされていることは、日本及びメコン諸国双方が日メコン協力の重要性和有用性を改めて認識するとともに、着実に進展しているという認識を共有し、今後もこの前向きな動きを日メコン双方が進めていくということを再確認したという点で、非常に効果的であった。メコン諸国を含むASEAN諸国側も、日本の格差是正と連結性を中心とする協力は、ASEANの一体性に資するものとして評価している。

3 限られた予算や人的投入資源を活用し、上述のとおり施策に着実な進展が見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【課題と今後の方針】

1 日本企業のメコン地域への進出の後押しをさらに推進すべく法的枠組みの整備やそのための人員・体制の増強が必要である。これらの迅速な実施のため、EPAの各委員会及び投資協定に基づくものを含め、投資促進のための各国との協議への対応強化に取り組む。我が国とメコン諸国の間に存在する各種経済協定を着実に進めるとともに、日ベトナムEPAや日タイEPAを今後さらにより良いものとするべく、協定の見直しや各種委員会への積極的な対応を行うとともに、「日本再興戦略」にて重点政策とされたベトナムからの看護師・介護士の受入れを着実に進める。また日カンボジア投資協定、日ラオス投資協定における合同委員会への対応のため、普段から日本企業のニーズの把握、カンボジアやラオスにおける法制度の動きの把握などを行う必要があり、これらについても取り組んでいく。

2 25年度は日ASEAN友好協力40周年であるほか、日カンボジア外交関係樹立60周年及び日ベトナム外交関係樹立40周年でもある。これらの機会にふさわしい要人往来などを通じさらに二国間関係の強化を図ることとする。

3 二国間関係の強化が期待される分野は、多様化している。各国との間では、海洋分野や防災・科学技術分野といった新たな分野での協力関係の構築等、新たなニーズに応えることのできる体制作りにも努めていく。特に、ミャンマーについては、価値観を共有するパートナーとすべく民主化支援に引き続き官民をあげて取り組む。

4 新たな段階に入った日メコン協力については、「東京戦略2012」及び「行動計画」に基づき平成27年に

向けて着実に実施していくことが課題である。また、平成 27 年によりよい成果が得られるよう「行動計画」の時宜を得た見直しが必要である。新しい方針に基づく協力は着実に進展しているが、今後も環境分野での協力を促進するグリーン・メコン・フォーラムの開催等「行動計画」に基づく協力の進展を引き続き図っていく。さらに平成 27 年の時点で最大限の成果が得られるよう、時宜を得た進捗の評価と見直しを行う必要がある。25 年度の日メコン外相会議及び日メコン首脳会議については、この点に焦点をあてて開催していくべく準備を行う。

具体的施策名	6 インドネシア, シンガポール, 東ティモール, フィリピン, ブルネイ, マレーシアとの友好関係の強化			
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」		
達成すべき目標	各国との二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開すること			
具体的施策の概要	<p>以下の事業を通じ、インドネシア, シンガポール, 東ティモール, フィリピン, ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。</p> <p>(1) 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進</p> <p>(2) 各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化</p> <p>(3) 平和構築等, 地域及び国際的課題に関する協力</p>			
測定指標	(1) 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進		年度ごとの目標	
	基準	—	要人往来, 各種協議, 会談, 招へい等の実現	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>ユドヨノ・インドネシア大統領の訪日(6月)やアキノ・フィリピン大統領の訪日(8月及び9月), 玄葉外務大臣のシンガポール・マレーシア・インドネシア歴訪(10月), ラモス＝ホルタ東ティモール大統領の訪日(1月), グスマン同首相の訪日(3月)など具体的成果(例: 6月のユドヨノ・インドネシア大統領訪日時の3つの閣僚級協議の定期開催の合意, 9月のアキノ・フィリピン大統領訪日時の「戦略的パートナーシップ」の確認等)のある要人往来を数多く実施した。また, ASEAN 関連首脳会議及び同外相会議, APEC 首脳会議及び閣僚会議等の国際会議の機会に, 数多くの二国間首脳会談・外相会談を実施し, 二国間関係の強化を進めた。そのほか, マレーシア(10月)及びフィリピン(3月)との次官級協議, インドネシア(11月)及びフィリピン(3月)とのPM協議, フィリピンとの海洋協議(9月)等の政策対話を実施した。また, 閣僚, 国会議員, 実務担当者から学生まで, 幅広いレベルで招へい事業を実施し, 二国間の対話・交流・協力を強化した。</p>	<p>1 首脳級を含む要人往来による二国間関係を強化する。</p> <p>2 次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話を強化する。</p>
		24年度	<p>1 要人往来については, インドネシア3回, シンガポール3回, 東ティモール1回, フィリピン2回, ブルネイ2回, マレーシア3回(総理特使含む)合計14の要人往来があった。</p> <p>2 安倍総理大臣のインドネシア訪問を始め, マレーシアのアブドゥル・ハリム・ムアザム・シャー国王王妃両陛下の国賓訪日, 岸田外務大臣のフィリピン, シンガポール, ブルネイ歴訪, アニファ・アマン・マレーシア外務大臣, デル・ロサリオ・フィリピン外務大臣の外賓訪日, マルティ・インドネシア外務大臣, モハメッド・ボルキア・ブルネイ外務貿易大臣の訪日等要人往来を数多く実施した。また, ASEAN 関連首脳会議及び同外相会議, APEC 首脳会議及び閣僚会議, 国連総会等マルチの会合の機会に, 数多くの二国間首脳会談・外相会談を実施し二国間関係の強化を進めた。また, マレーシアとの次官級協議, フィリピンとの海洋協議を実施したほか, 第9回日本・シンガポール・シンポジウムを開催した。さらに, 閣僚, 国会議員, 実務担当者から学生まで, 幅広いレベルで招聘事業を実施し, 二国間の対話・交流・協力を強化した。</p>	<p>1 首脳級を含む要人往来による二国間関係を強化する。</p> <p>2 次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話を強化する。</p>
25年度		要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進については, 次の		

			<p>取組の実施に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化 2 次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話の強化 3 各種招聘スキーム等を活用した層の厚い人物交流の実現 4 その他二国間関係強化に資する政策の実現（マレーシア東方政策セカンド・ウェーブへの協力、日ブルネイ外交関係樹立 30 周年事業の実施等）
	26 年度		要人往来、各種協議、会談、招へい等を実現し、各国との対話・交流・協力を強化する。
	27 年度		同上
目標	—	要人往来、各種協議、会談、招へい等を実現し、各国との対話・交流・協力を強化する。	
(2) 各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化			年度ごとの目標
基準	—	EPA の着実な実施を含む経済関係緊密化の促進	
施策の進捗状況（実績）	23 年度	<p>インドネシア、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの間で EPA の下での分野別小委員会を着実に実施し、自然人の移動やビジネス環境の整備等に関する議論を通じてこれら各国との経済関係を強化できた。また、日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づき受け入れた看護師候補者のうち 47 名、介護福祉士候補者のうち 36 名が国家試験に合格した（21 年度は看護師試験で 16 名）。国家試験合格者数を増加させるべく、訪日前研修を実施した。</p> <p>インドネシアとの間では、ジャカルタ首都圏のインフラ整備と投資環境整備のためのマスタープラン作成を進めているほか、中部ジャワ石炭火力発電所を日系企業が受注した。</p> <p>マレーシアでは、我が国が円借款や教員派遣を通じて支援するマレーシア日本国際工科院（MJIT）が 9 月に開校した。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 インドネシア、シンガポール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの経済連携（EPA）を着実に実施する。 2 法的枠組みの整備等を通じた二国間関係を強化する。
	24 年度	<p>インドネシア、フィリピン、マレーシアとの間で EPA の下での合同委員会、分野別小委員会を着実に実施し、自然人の移動やビジネス環境の整備などに関する議論を通じてこれら各国との経済関係を強化できた。また、インドネシアとは、10 月に第 2 回閣僚級経済協議及び首都圏投資促進特別地域（MPA）第 3 回運営委員会を開催、MPA 戦略プランを承認した。</p> <p>マレーシアでは 6 月にマレーシア日本国際工科院（MJIT）の開校式が行われ、我が国からは鳩山元総理が総理特使としてナジブ首相と共に出席した。</p> <p>さらに、日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA については、右に基づき受け入れた看護師候補者のうち 30 名、介護福祉士候補者のうち 128 名が 24 年度国家試験に合格した（23 年度は、看護師試験合格者が 47 名、介護福祉士試験合格者が 36 名）。国家試験合格者数を増加させるべく、訪日前研修を拡充して実施した。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 インドネシア、シンガポール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの経済連携（EPA）を確実に実施する。 2 法的枠組みの整備等を通じた二国間関係を強化する。 3 日・インドネシア EPA、日・フィリピン EPA に基づく看護師及び介護福祉士候補者受入れについては合格率の更なる向上のための施策を講じる。

	25年度		各国との経済関係の強化については、特にインフラ輸出を念頭に、日系企業を支援する仕組みの強化と個別案件での支援を推進する（インドネシア MPA 戦略プランの推進等）。また、各国との経済連携（EPA）を確実に実施し、特に日・インドネシア EPA、日・フィリピン EPA に基づく看護師及び介護福祉士候補者受入れについては日本語能力向上のための研修等の施策を拡充する。
	26年度		日系企業支援の仕組みの強化と個別案件での支援によりインフラ輸出を強化するとともに、EPA の着実な実施を通じて経済関係の緊密化を促進する。
	27年度		同上
目標	—	日系企業支援の仕組みの強化と個別案件での支援によりインフラ輸出を強化するとともに、EPA の着実な実施を通じて経済関係の緊密化を促進する。	
(3) 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力			年度ごとの目標
基準	—	東ティモールの国づくり支援、フィリピン・ミンダナオ和平プロセス平和構築への積極的関与等による平和構築に関する支援・関与、災害対応支援、民主主義の普及・定着への貢献等	
施策の進捗状況（実績）	23年度	東ティモールの国づくりへの継続的な支援（国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）への軍事連絡要員（自衛官2名）派遣、経済協力・平和構築人材育成事業の継続的实施、約53億円にのぼる初の円借款供与等）やミンダナオ和平プロセスへの積極的関与（国際監視団（IMT）への開発専門家派遣、ミンダナオにおける経済協力案件の集中的実施（J-BIRD）、国際コンタクトグループ（ICG）への参加を通じた和平交渉支援）等により、地域の平和と安定に向けた貢献ができた。インドネシアとの間では、3月に ARF 災害救援実動演習（DirEx）を両国で共催した。また、12月にミンダナオ島北部を襲った台風により死者1,200名を超える甚大な被害が生じたことを受け、2,500万円相当の緊急援助物資を供与するとともに、200万米ドルの緊急無償支援協力を実施した。さらに、バリ民主主義フォーラムにおいては、岡田総理特使が民主主義の普及に関するスピーチを行った上、同フォーラムに対する具体的協力として、同フォーラムの一環として行われたエジプト民主化支援セミナーに協力するなど地域における民主主義の普及・定着に貢献した。	<ol style="list-style-type: none"> 1 東ティモールの国づくりを支援する。 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセスを支援する。 3 地域・国際的課題への対応のための協力・支援を実施する。
	24年度	東ティモールの国づくり支援の一環として、3月から4月にかけて行われた大統領選挙に合計17名、7月に行われた国民議会選挙に合計7名を選挙監視団として派遣し、同国の安定・民主化に貢献した。また、UNMIT への軍事連絡要員（自衛官2名）派遣（9月まで）、経済協力、平和構築人材育成事業、円借款供与等の支援も継続的に実施した。 フィリピン・ミンダナオ和平プロセスにも引き続き積極的に関与した（IMT への開発専門家派遣、J-BIRD の実施、ICG への参加を通じた和平交渉支援、3月には MILF	<ol style="list-style-type: none"> 1 東ティモールの国づくりを支援する。特に大統領選挙及び国民議会選挙が行われることを踏まえ、選挙監視団の派遣等、平和裏で円滑な選挙の実施のための支援を行う。 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセスを支援する。 3 地域・国際的課題への対応のための協力・支援を実施する。特に、バリ民主主義フォーラムサミットが初めて開催される所、我が国としても一層積極的に関与する。

		<p>和平交渉団の訪日招聘も実施。)。 この他、12月にインドネシアで開催された第5回バリ民主主義フォーラムには、外務副大臣が総理特使として出席し、アジア地域の民主化とグローバル・ガバナンスに関するスピーチを行った。</p>						
	25年度							1 東ティモールの国作り支援を継続する(経済協力、円借款供与等の活用)。 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援を継続する(国際監視団(IMT)への開発専門家派遣、ミンダナオにおける経済協力案件の集中的実施(J-BIRD)、国際コンタクトグループ(ICG)への参加を通じた和平交渉支援、ミンダナオ和平関係者の招聘等)。 3 バリ民主主義フォーラムへの積極的関与を継続する。
	26年度							平和構築に関する支援や関与、民主主義の普及・定着への貢献、防災分野における協力等を実施することにより、地域及び国際的課題に共に対応する。
	27年度							同上
目標	—	平和構築に関する支援や関与、民主主義の普及・定着への貢献、防災分野における協力等を実施することにより、地域及び国際的課題に共に対応する。						
(4) 要人の往来数(日本側は外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣)		基準値	実績値				目標値	
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
		14	21	14				—
年度ごとの目標値			基準値程度	同左	同左	同左	同左	
具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 東南アジア島嶼部各国(インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア)は、政治・経済・安全保障面など様々な面で、アジア地域や国際場裏の問題に一致して対処してきている重要なパートナーであり、これらの国々との協力を引き続き深める必要がある。</p> <p>また、経済面で成長著しい東南アジア島嶼部各国は、東アジア地域統合プロセスの中心であるのみならず、最重要生産拠点・市場、さらには大きなインフラ需要が見込まれるなど、貿易・投資面において我が国にとっての重要性が増しており、特に整備インフラなど我が国官民が積極的に関与し、成長を取り込んでいく必要がある。さらに、インドネシア、ブルネイ及びマレーシアは主要なエネルギー資源供給国でもある上、当該地域はマラッカ海峡を始め我が国にとって重要なシーレーンを有し、エネルギー安全保障上も極めて重要である。こうした各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化により、我が国企業及び国民が経済的に裨益する。</p> <p>一方、東ティモールのような国づくりの途上にある国家や、情勢が不安定なフィリピン・ミンダナオ地域が存在するとともに、安全保障面での脆弱性、防災体制の整備、民主主義の定着、地域統合の推進等の多様な課題を有しており、我が国が平和構築等、地域及び国際的課題に対し、協力することが求められている。</p> <p>2 上記測定指標及び以下のとおり、施策を効果的に実施し、「各国との二国間関係を新たな高みに引き上げる」との目標の達成に向けて相当な進展があった。</p> <p>(1) 特に、インドネシアとの関係では、平成25年1月に安倍総理が訪問、ユドヨノ大統領と戦略的パートナーシップの一層の強化で一致したことは、両国の関係を強化する上で大きな成果を上げた。</p> <p>(2) アブドゥル・ハリム・ムアザム・シャー・マレーシア国王王妃両陛下の国賓訪問は、我が国皇室とマレーシア王室との関係を更に深める良い機会となった他、両国国民間の理解増進に寄与し、両国のパートナーシップを一層強化した。</p> <p>(3) シンガポール、フィリピンとの関係では、両国外相が外賓として訪日(デル・ロサリオ外相は外務省賓客)、更に岸田外務大臣が両国を訪問、外相会談等において二国間関係強化に関する実質的な意見交換を</p>						

行い、着実に関係強化を果たした。

- (4) ブルネイとは、両国外相による相互訪問を実現することで、平成26年の外交関係樹立30周年に向けて集中的に関係強化の機運を高めた。
- (5) 経済関係の強化に関しては、ジャカルタ首都圏投資促進特別地域(MPA)マスタープランの承認により、インドネシアにおけるインフラ整備に向けた両国の協力事業が確定したことは大きな成果であった。マレーシアとは、MJITの開校により、中長期的な親日派育成と両国経済関係の強化にも資する人材育成が、本格的に始動することとなった。
- (6) 東ティモールの大統領選挙、国民議会選挙への選挙監視団の派遣を含む平和構築のための協力は、東ティモールの安定と同国の民主化の進展、引いてはアジア太平洋地域の平和と安定にも寄与するものであり、有意義であった。

3 上述のとおり、資源の投入量に見合う適切な進展が得られたことから、講じられた手段は適切かつ効率的であった。

【課題と今後の方針】

- 1 要人往来は、各国との関係強化を促進させる上で、有効な手段であり、引き続き、時宜をとらえ双方向の要人訪問を効果的に実現していく。
幅広い層を巻き込んだ二国間関係強化は引き続き重要であり、招聘スキーム等を活用し、要人のみならず、事務レベルや学識経験者、企業関係者、青少年の交流も活性化するとともに、周年事業を積極的に推進する。
- 2 インフラ需要が多いこの地域において、日系企業を支援する仕組みの強化と個別案件での支援に引き続き取り組むことが課題である。この観点から、インドネシアとのMPAを今後も推進するとともに、マレーシアとの関係では、MJITに係る協力及び東方政策の推進に努める。
また、各国とのEPAをより効果的に実施することが課題となっているところ、特に、EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについては、国家試験合格率の向上や協定見直しに向けた作業を進める。
- 3 地域の安定と我が国の安全保障を確固たるものとすべく、いまだ不安定な諸国・地域への支援を維持・強化していく必要がある。同様の観点から、自然災害への対応(東日本大震災を踏まえた知見の共有を含む。)、民主主義の普及・定着のための取組(バリ民主主義フォーラムへの積極的関与)等、国際的・地域的課題に対応するための協力・連携を引き続き強化していく必要がある。

具体的施策名	7 南西アジア諸国との友好関係の強化			
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」		
達成すべき目標	南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与すること、特に潜在力の大きなインドとの間で戦略的グローバル・パートナーシップの前進に向けて連携を強化すること			
具体的施策の概要	<p>(1) インドとの戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。</p> <p>(2) 要人往来や首相・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流を継続・促進する。</p> <p>(3) 南西アジア地域の安定と繁栄に向けた様々な支援・協力を実施する。</p>			
測定指標	(1) インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化		年度ごとの目標	
	基準	—	各種会談・協議等を通じた日インド戦略的グローバル・パートナーシップの強化	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	野田総理のインド訪問、クリシュナ外務大臣の訪日に加え、国際会議等様々な機会を活用し、首脳・外相会談、更には各種事務レベルの協議を着実に実施し、日インド戦略的グローバル・パートナーシップの一層の強化を図った。具体的には、12月の野田総理のインド訪問を含む3回の首脳会談や、10月の日インド外相間戦略対話を含む2回の外相会談を実施した他、4月に外務次官対話、4月及び2月に外務次官級政務協議、12月に日米印協議を行うなど、各種協議を実施した。特に、野田総理のインド訪問時には、政治・安全保障面で、海上安全保障分野での協力を強化することで一致した他、経済面では、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)に関する協力の進展など、多くの具体的成果を挙げるとともに、「国交樹立60周年を迎える日インドの戦略的グローバル・パートナーシップ強化に向けたビジョン」を発出し、日インド関係をより一層強化するため、政治・安全保障、経済、文化・学術交流等幅広い分野で協力を強化していくことで合意した。	<p>1 日インド首脳会談を成功裏に実施する。</p> <p>2 日インド外相間戦略対話を成功裏に実施する。</p>
		24年度	<p>玄葉外務大臣のインド訪問やクルシード外相の訪日に加え、国際会議等様々な機会を活用し、首脳・外相会談、更には各種事務レベルの協議を着実に実施し、日インド戦略的グローバル・パートナーシップの一層の強化を図った。</p> <p>具体的には、電話会談を含む3回の首脳会談や、4月の玄葉外務大臣のインド訪問を含む4回の外相会談を実施した他、10月には外務次官対話や外務次官級政務協議、日印次官級「2+2」、さらには日米印協議を行うなど各種協議を実施した。特に、玄葉外務大臣のインド訪問では第6回戦略的外相間対話の他、第1回閣僚級経済対話を実施し、日インド関係を更なる高みに持っていくことで一致した。また、同訪問時に立ち上げに合意したサイバー協議や海洋に関する対話は年内に実施され、クルシード外相訪日時にはそれらが歓迎されるとともにそれらを含めた政治対話を一層深化させていきたい旨合意された。</p>	<p>1 日インド首脳会談を成功裏に実施する。</p> <p>2 日インド外相間戦略対話を成功裏に実施する。</p>
25年度			<p>天皇皇后両陛下のインド御訪問、首脳・外相会談、更には各種事務レベルの協議を着実に実施し、日インド戦略的グローバル・パートナーシップの一層の強化を図る。</p> <p>シン・インド首相の訪日を成功裏に実施する。同訪問では、政治・安全保障面では、民主主義、法の支配に基づいた共通の価値観を確認する他、経済面では、</p>	

			デリー・ムンバイ間産業大動脈構想 (DMIC) 等に関する協力の進展で一致するよう努める。また、日インド関係をより一層強化するため、文化・学術交流を含めた幅広い分野で協力を強化していく旨合意を図る。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	各種会談・協議等を通じ、日インド戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。	
(2) 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進			年度ごとの目標
基準	—	首脳・外相会談及び各種協議、並びに閣僚級及び戦略的実務者招へいや21世紀青少年大交流計画などの交流事業の実施	
施策の進捗状況(実績)	23年度	野田総理のインド訪問(12月)や、ジグミ・ケサル・ブータン国王王妃両陛下(11月(国賓))、ティンレイ・ブータン首相(9月)、クリシュナ・インド外相(10月(外賓))、シュレスタ・ネパール副首相兼外相(1月)、ナシーム・モルディブ外相(同月)の訪日や、菊田政務官のスリランカ・ブータン訪問(5月)、中野政務官のモルディブ訪問(南アジア地域協力連合 SAARC 首脳会議出席(11月))をはじめとするハイレベルの要人往来が実現した。また、国連総会等の国際会議の機会を活用して各国首脳・外相等との会談を実施し、継続的な対話の機会を設けることが出来た。事務レベルの協議についても、インド、パキスタンとの安全保障、経済等の分野での各種協議等を行うなど、各国との二国間協議を着実に実施した。さらに3件の閣僚級招へい、9件の戦略的実務者招へいを実施したほか、21世紀青少年大交流計画(JENESYS)プログラムを通じて、700人を超える高校生や大学・大学院生等が訪日するなど、重層的な招へい事業を実施した。	首脳、閣僚級の要人往来、各種会談・協議及び交流事業を着実に実施する。
	24年度	岡田副総理大臣のバングラデシュ・スリランカ訪問(5月)や、玄葉外務大臣のネパール・インド訪問(4月)、カル・パキスタン外相(5月、7月)、ピーリス・スリランカ外相(7月)、モニ・バングラデシュ外相(7月)、クリシュナ・インド外相(7月)、ラージャパクサ・スリランカ大統領(3月)、クルシード・インド外相(3月)の訪日をはじめとするハイレベルの要人往来が実現した。また、ASEAN 関連首脳会議等の国際会議の機会を活用して各国首脳・外相等との会談を実施し、継続的な対話の機会を設けることが出来た。事務レベルの協議についても、インド、パキスタンとの安全保障、経済等の分野での各種協議等を行うなど、各国との二国間協議を着実に実施した。さらに1件の閣僚級招へい、4件の戦略的実務者招へいを実施したほか、被災地支援事業であるキズナ強化プロジェクトの一環として、約500名の高校生や大学・大学院生等が訪日するなど、重層的な招へい事業を実施した。	首脳、閣僚級の要人往来、各種会談・協議及び交流事業を着実に実施する。
	25年度		天皇皇后両陛下のインド御訪問、シン・インド首相の訪日、安倍総理大臣のインド訪問、岸田大臣のインド訪問、閣

			僚レベルのバングラデシュ及びスリランカ訪問、政務レベルのモルディブ訪問をはじめとするハイレベルの要人往来を実現する。また、国連総会等の国際会議の機会を活用して、各国首脳・外相等との会談を実施し、継続的な対話を図る。				
	26年度		同上				
	27年度		同上				
目標	—	首脳・外相会談及び各種協議、並びに交流事業を実施する。					
(3) 南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施			年度ごとの目標				
基準	—	災害への人道・復旧支援、開発及び民主化支援等の実施					
施策の進捗状況(実績)	23年度	8月に大洪水が発生したパキスタンに対して、JICAを通じた3,500万円相当の緊急援助物資の供与や、国連機関と協力し、1,000万ドルの緊急無償を行うとともに、平成23年1月から2月にかけて洪水被害が発生したスリランカに対しては、テント等の救援物資の供与や国際機関やNGOを通じた支援を実施した他、9月に道路及び灌漑施設の復旧のため70億円の円借款の供与を決定した。また、域内各国の経済・社会開発への支援に関して、11月にパキスタン、3月にインドに対してポリオ感染拡大防止・撲滅のための無償資金援助や、1月にバングラデシュに対して母子保健の状況改善のための50億4,000万円を限度とする円借款の供与を通じた支援を行うほか、ODAの供与等を通じて、スリランカ、ネパール、ブータンにおける平和構築や民主化定着の取組への協力を実施した。また、11月のSAARC首脳会合に参加し、同地域の平和と繁栄に向けた様々な取組を指示する旨表明した。さらに、3月には、第5回日SAARCシンポジウムを開催した。	1 災害に対し、迅速かつ適切な支援・協力を実施する。 2 南西アジア地域の平和と繁栄に資する開発及び民主化支援を実施する。				
	24年度	各国の経済・社会開発への支援に関し、スリランカに対して医療機材の整備支援のための無償資金協力や中小企業支援のための無償資金協力、パキスタンに対してポリオ感染拡大防止・撲滅のための無償資金援助を行った他、社会インフラ整備のためにスリランカに対して9億4,000万円を供与限度とする高速道路・道路交通情報提供システム整備計画の無償資金協力やバングラデシュに対して地下水調査及び深層帯水層水源開発のために7億2,800万円の無償資金協力、ネパールに対するタナフ水力発電計画のための円借款等を行った。 また、ODAの供与等を通じて、スリランカ・ブータンにおける平和構築や民主化定着の取組への協力を実施した。	1 災害に対し、迅速かつ適切な支援・協力を実施する。 2 南西アジア地域の平和と繁栄に資する開発及び民主化支援を実施する。				
	25年度		1 災害に対し、迅速かつ適切な支援・協力を実施する。 2 南西アジア地域の平和と繁栄に資する開発及び民主化支援を実施する。				
	26年度		同上				
	27年度		同上				
目標	—	災害への人道・復旧支援、開発及び民主化支援等を実施する。					
(4) 要人往来数(外交青書に基づく)	基準値	実績値					目標値
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
	13人	12人	11人				—

	年度ごとの目標値		—	基準値程度	同左	同左	同左	
具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1</p> <p>(1) 南西アジア地域各国は、世界最大の民主主義国であるインドをはじめ、概ね高い経済成長を実現し、新興国として国際社会での存在感を高めつつあり、また、我が国にとってはシーレーン（海上交通路）上の要衝に位置し地政学的な重要性を有するほか、約16億人の域内人口を擁する潜在的な市場として経済面でも関係を強化していく必要がある。</p> <p>(2) 特に近年経済成長の著しいインドは、12億を超える人口を擁する大国であり、民主主義や市場経済、法の支配と行った我が国と共通の価値を有し、アジア地域ひいては国際社会の平和と繁栄のために協力すべきパートナーとして、安全保障や経済等幅広い分野で関係強化が求められる。</p> <p>(3) 一方で、南西アジア地域各国は依然として貧困、民主化の定着、テロ等の課題を抱え、また、洪水や地震等の自然災害にも脆弱な地域であり、我が国が同地域の経済・社会開発や、民主化・民主主義の定着や平和構築、自然災害に対する人道・復旧に向けた支援を行うことが、同地域の安定と繁栄や我が国との関係強化のために極めて重要である。</p> <p>2 上記測定指標及び以下に示すとおり、施策は有効に実施され、「南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与すること、特に潜在力の大きなインドとの間で戦略的グローバル・パートナーシップの前進に向けて連携を強化すること」との目標に向けて相当な進展があった。</p> <p>(1) 様々なハイレベルの要人往来が実現したほか、国際会議等の機会を活用して各国首脳・外相等との会談を行った結果、これまで以上に幅広い分野での協力の進展につながったほか、民間の努力のみでは安定的に発展することが難しい同地域各国との経済関係の活性化を図ることができた。</p> <p>(2) 特に、新興国として国際社会での発言力を強めるインドに関しては、首脳・外相によるほぼ毎年の往来だけでなく、事務レベルでも様々な実務協議を起ち上げ、サイバー協議や海洋に関する対話を年内に実施したことは、個別分野での協力を深化させていく上で有益であった。</p> <p>(3) テロ対策の重要国であるパキスタンとの間では、5月のカル外相訪日に加え、7月のアフガニスタンに関する東京会合の機会を活用し、積極的な協議を進めたところ、地域の安定やテロ対策のほか、両国の経済関係強化の両面で非常に有効なものとなった。また、特に、2009年の内戦終結後のスリランカにおいて我が国が一貫して行ったきた関与及び支援が、同国の国民和解を進展させる上で有益であった。</p> <p>3 以上のように投入資源に見合った進展が得られたことから、施策は適切かつ効率的に実施された。</p> <p>【課題と今後の方針】</p> <p>1 各国との要人往来や交流においては、良好な二国間関係を引き続き維持するとともに、政治・経済・文化等、より幅広い分野における協力関係を深化させることが課題である。このため、招へい・交流事業を積極的に活用し、様々なレベルを対象に、一層の交流を進めていく。</p> <p>2 特に、政治・経済的な重要性を有するインドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化に努めるため、定期的な要人往来を着実に実施し、実務協議に加え、ハイレベルでの議論を一層進めていく。</p> <p>3 パキスタンのようなテロ対策上の重要国が存在するほか、一部には内戦等を経てまだ年月の浅い国（スリランカ、ネパール）が安定を模索する中、南西アジア全体にわたる安定と繁栄に向けて、関係国の取組を一層後押ししていくことが課題である。このため、民主化定着・平和構築等の取組を着実に継続するとともに、特に脆弱さが目立つ災害対策やエネルギー問題の面できめ細かな支援を展開していく。</p>						

具体的施策名	8 大洋州地域諸国との友好関係の強化			
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」		
達成すべき目標	<p>豪州、ニュージーランドとの二国間関係を更に強化すること、及び太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保すること</p> <p>(1) ハイレベルでの要人往来や各種協議を通じた所管国との関係強化</p> <p>(2) 国際場裏での我が国に対する支持確保</p> <p>(3) 人的交流を通じた対日理解促進・友好関係の構築</p>			
具体的施策の概要	<p>アジア大洋州地域の平和と安定に資するよう豪州及びニュージーランド（NZ）との様々なレベルでの対話を実施する。また、島嶼国の対日友好関係の深化と我が国の国際場裏における取組に対する支持と信頼を得るため、ハイレベルを含む人的交流を拡大し対話を行うとともに、平成24年5月に行われる第6回太平洋・島サミットの準備を行う。</p>			
測定指標	(1) 大洋州地域各国との友好協力関係の深化		年度ごとの目標	
	基準	—	1 ハイレベルでの要人往来を通じた関係強化 2 太平洋・島サミットプロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>要人往来</p> <p>ギラード豪首相（4月）、ジェンキンス豪連邦下院議長（5月）、エマーソン豪貿易相（10月）、マッカーリー-NZ外相（8月）、プナ・クック諸島首相（6月）、ポリエPNG外務貿易移民相（4月）、ナイラティカウ・フィジー大統領（6月）が来日するとともに、我が方からは、山花外務大臣政務官の訪豪（8月）、中野外務大臣政務官の訪豪（11月）、山口外務副大臣の訪NZ（9月）、菊田外務大臣政務官の訪ミクロネシア（7月）を実施した。</p> <p>年度中の主な進捗事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日・PNG 投資協定（4月） ・第6回太平洋・島サミット開催に向けた有識者会合（5月、7月、8月、10月、11月） ・日・クック諸島外交関係開設に係る署名（6月） ・日豪経済連携協定（EPA）交渉第13回会合（12月） ・日豪経済連携協定（EPA）交渉第14回会合（2月） 	<p>豪州及びNZとハイレベルでの要人往来を実現する。</p> <p>太平洋島嶼国との関係では、24年度に開催される第6回太平洋・島サミットに向けた協議を実施する。</p>
		24年度	<p>1 日豪間では、日豪物品・役務相互提供協定（ACSA）、日豪情報保護協定（ISA）が発効した。</p> <p>2 NZとの関係では、9月に訪日したキー首相との間で首脳会談を実施したほか、9月に日NZ間のオープンスカイ（航空の一層の円滑化）に関する公文の交換を行った。また、12月に租税条約改正への署名を実現した。</p> <p>3 5月25日、26日、沖縄県名護市にて第6回太平洋・島サミットを開催。米国からの参加を初めて成功させ、「沖縄キズナ宣言」を採択した。</p>	<p>豪州及びNZとハイレベルでの要人往来を実現する。</p> <p>第6回太平洋・島サミットを成功裏に開催する。</p>
25年度		<p>豪州とは、安全保障分野において、日豪ACSA、日豪ISAの発効を前提とした新たな協力関係の構築を目的とした要人往来を行う。</p> <p>NZとは、経済協力に加えて、防災協力、国際場裏での協力の実現を目的に、二国間パートナーシップの拡大と政務レベルの相互訪問を目指していく。</p> <p>太平洋島嶼国とは、10月に開催される太</p>		

							平洋・島サミット第2回中間閣僚会合で、第6回島サミットからの協力進展を確認し、今後必要なアクションを具体的に特定する。	
	26年度						ハイレベルでの要人往来を通じた関係を強化する。太平洋・島サミットプロセス等を通じ、太平洋島嶼国との関係を強化する。	
	27年度						同上	
目標	—	ハイレベルでの要人往来を通じた関係を強化する。太平洋・島サミットプロセス等を通じ、太平洋島嶼国との関係を強化する。						
(2) 要人の往来数		基準値	実績値				目標値	
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		34	11	45			—	
年度ごとの目標値			11件程度	基準値程度 (太平洋・島サミットの年)	基準値程度 (太平洋・島サミット中間閣僚会合の年)	11件程度	基準値程度	
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1</p> <p>(1) 豪州、NZは太平洋地域において中核となる国々であり、これら両国と協力関係を深めることは、アジア太平洋地域の平和と安定のみならず、資源・食料の安定供給面でも重要な意味を有する。</p> <p>(2) 太平洋島嶼国との関係強化に関しては、我が国が国際場裏における発言力を保つために、親日国の多いこの地域からの協力を確保する必要性は高い。この観点から、太平洋・島サミット開催の必要性は高い。</p> <p>2 上記測定指標及び以下に示すとおり、「豪州、NZとの二国間関係を更に強化すること、及び太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保すること」との目標に向け相当な進展があり、施策は有効に実施された。</p> <p>(1) 基本的価値と戦略的利益を共有する戦略的パートナーである豪州については、我が国と共に米国の同盟国であり、変化するアジア太平洋地域の情勢に対応する為の安全保障・防衛協力の確立が不可欠である中、日豪物品・役務相互提供協定、日豪情報保護協定が共に発効し、日豪間の安全保障協力が一層円滑に行われることとなり、日米豪の3か国協力の深化・発展にも寄与できることになった。経済分野では、日豪EPAについて、平成19年4月以降計16回の交渉を実施しており、外相間で早期妥結を目指すことで一致し、引き続き交渉を進めている。</p> <p>(2) また、アジア太平洋地域の先進民主主義国の一員として基本的価値を共有しており、良好な二国間関係を維持しているNZとの関係では、平成24年9月に訪日したキー首相との首脳会談において、同年がNZとの外交関係開設60周年であることを契機に幅広い協力の進展を得た。特に、オープンスカイ（航空の一層の円滑化）に関する公文の交換及び租税条約の改正を実現したことは、一層円滑なモノと人の交流及び投資の拡大に貢献することが期待される。また、同首相は、東日本大震災被災地の被害・復興状況視察のため宮城県七ヶ浜を訪問した。</p> <p>(3) 太平洋島嶼国との関係では、5月に開催した第6回太平洋・島サミットは、親日国の多い太平洋島嶼国との関係強化は必須であるが、太平洋・島サミットは日本主導且つ世界に類を見ない島嶼国の首脳クラスを集める我が国主導の会合であり、この地域における日本のプレゼンスを高める最高の舞台となった。同サミットに今回、初めて米国からの参加を得たことは、日米同盟強化の観点からも、また同地域における平和と安定の為にも有意義であったと評価できる。その上で、今回のサミットにおいて、自然災害への対応、環境・気候変動、持続可能な開発と人間の安全保障、人的交流、海洋問題を柱として我が国との協力を一層進めていくことを内容とする「沖縄・キズナ宣言」を発出することに成功したことは、極めて大きな成果となった。また、東日本大震災での各国からの支援に対し総理から謝意を述べ、全参加国との二国会談を実施したことは、各国との信頼感を一層高める上で有益であった。</p>						

- 3 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、上述のとおり投入資源量に見合った進展が得られたことから、施策は効率的に実施された。
- 【課題と今後の方針】
- 1 豪州とは、安全保障分野では、日豪 ACSA、日豪 ISA が発効したことを活かした協力実績を積み重ねつつ、更に協力分野の強化・拡充を期す必要がある。今後は、緊密な対話を通じた戦略認識の共有を図るとともに、ACSA、ISA の実際の運用を通じて協力の強化を図る。また経済分野では、引き続き自由貿易の利益を一層享受できるように、国益を踏まえて、EPA の現実的な合意を目指す。
 - 2 NZ とは、引き続き対話を一層促進しつつ、これまで実現してきた個別の協力関係を一層強化することが課題である。このため、ハイレベルの交流の促進や事務レベルの政策対話を強化する。
 - 3 太平洋島嶼国とは、これまでの協力を着実に進めていくと同時に、引き続き国際場裏における我が国との協調についても、一層強化していくことが課題である。このため、今回の第7回太平洋・島サミットの成功に向け、平成25年10月に予定される太平洋・島サミット第2回中間閣僚会合等の機会にレビューを行い、達成分野と引き続き取り組むべき分野の整理を行う。

学識経験者
の有する者
の知見
の活用

(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)

○アジア大洋州地域外交は、日本にとって最優先課題であるといえるだろう。それだけに、各省庁にまたがる案件も少なくない。当該年度の進展の記述は具体的でよいが、年度ごとの目標に関しても、外務省ならではの特徴が示せるような記述にすることが望ましい。

○施策の「達成すべき目標」の記述と、具体的施策の「達成すべき目標」の記述とは、本来、連動すべきものである。したがって、具体的施策の同欄の記述には、施策の記述のキーワードである「地域協力を推進する」、「域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築する」を上位とする記述となっているかどうか、という観点から再度確認をされたい。たとえば、具体的記述には、「強化」の文言が並ぶものの、「地域協力」や「友好関係」を想起させる記述が少ないのではないか。

「目標の達成状況」の記述において、同一の記述でありながら、実際の達成状況がほぼ同一とは言えない具体的施策がある。たとえば、「I-1-2」と「I-1-3」は、いずれも「一定の進展」となっているが、日朝関係と日韓関係を同一の表現「一定の進展」とすることには違和感がある。

政策評価
を行う過程
において使用
した資料
その他の情報

- 1 東アジアにおける地域協力の強化
- ・ 日・ASEAN 外相会議 (概要) (平成24年7月11日)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/j_asean/gaisho_1207.html
 - ・ 第15回日・ASEAN 首脳会議 (概要) (平成24年11月19日)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/j_asean/shuno_15th.html
 - ・ 第15回 ASEAN+3 首脳会議 (概要) (平成24年11月19日)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/ASEAN+3/shuno_15th.html
 - ・ 共同声明
(仮訳) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/ASEAN+3/pdfs/shuno_15th_gsk.pdf
(英文) http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/asean/conference/asean3/pdfs/state_121119_1.pdf
 - ・ ASEAN+3 連結性パートナーシップに関する首脳声明
(仮訳) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/ASEAN+3/pdfs/shuno_15th_psst.pdf
(英文) http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/asean/conference/asean3/pdfs/state_121119_2.pdf
 - ・ 第13回 ASEAN+3 外相会議 (概要) (平成24年7月10日)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/ASEAN+3/gaisho_1207.html
 - ・ 東アジア首脳会議 (EAS) 参加国外相会議 (概要) (平成24年7月12日)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eas/gk1207.html>
 - ・ 第7回東アジア首脳会議 (概要) (平成24年11月20日)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eas/shuno_7th.html
 - ・ 日中韓外相会議 (概要) (平成24年4月8日)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jck/g_kaigi/jck_1204_gai.html

- ・第5回日中韓サミット（概要）（平成24年5月14日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jck/summit2012/jck_gaiyo.html

<成果文書>

- ・三国間の包括的な協力パートナーシップの強化に関する共同宣言（平成24年5月13日）
（仮訳）http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jck/summit2012/joint_declaration_jp.html
（英文）http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/jck/summit1205/joint_declaration_en.html
- ・農業協力に関する共同宣言（平成24年5月13日）
（仮訳）http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jck/summit2012/agricultural_jp.html
（英文）http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/jck/summit1205/agricultural_en.html
- ・持続可能な森林経営，砂漠化対処，野生生物保全に関する協力についての共同声明（平成24年5月13日）
（仮訳）http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jck/summit2012/forest_management_jp.html
（英文）http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/jck/summit1205/forest_management_en.html
- ・アジア協力対話（ACD）第1回首脳会合（概要）（平成24年10月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/kazama/kuwait_1210.html

2 朝鮮半島の安定に向けた努力

- ・平成25年版外交青書
- ・HP掲載の下記資料
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/data.html（基礎データ）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/abd/index.html（日朝関係）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/6kaigo/index.html（六者会合（北朝鮮の核問題等））
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/kakumondai/index.html（北朝鮮の核問題）

3 未来志向の日韓関係の推進

- ・平成25年版外交青書
- ・外務省HP掲載の下記資料
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/data.html>（基礎データ）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/josei.pdf>（最近の韓国情勢）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/kankei.pdf>（最近の日韓関係）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/keizai.pdf>（韓国経済の現状と日韓経済関係）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/visit/index.html>（要人往来）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/cv/index.html>（要人略歴）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/kaidan/index.html>（首脳・外相会談等）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/koryu/index.html>（日本と韓国間の交流）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_korea/index.html（日韓経済連携協定）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html>（竹島問題）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nihonkai_k/index.html（日本海呼称問題）

4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等

- ・外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>）
中国：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/index.html>
モンゴル：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/moNGOl ia/index.html>
台湾：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taiwan/index.html>
香港：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hongkong/index.html>
マカオ：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/macao/index.html>
- ・平成25年版外交青書（外交青書2013）

5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化

- ・外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>）
メコン：http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/index.html
カンボジア：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/index.html>
ラオス：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/index.html>

- ミャンマー : <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/index.html>
- ベトナム : <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/index.html>
- タイ : <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/index.html>
- ・平成25年版外交青書（外交青書2013）

6 インドネシア, シンガポール, 東ティモール, フィリピン, ブルネイ, マレーシアとの友好関係の強化

- ・外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)
- ・首相官邸ホームページ (<http://www.kantei.go.jp>)

7 南西アジア諸国との友好関係の強化

【インド】

- ・玄葉外務大臣のインド訪問（概要）（平成24年4月30日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_gemba/120428/india_gai.html
- ・第1回目・インド閣僚級経済対話（概要）（平成24年4月30日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_gemba/120428/india_kakuryou.html
- ・日・インド外相会談（平成24年7月8日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/7/0708_05.html
- ・サルマン・クルシード・インド外務大臣の来日（平成25年3月26日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page3_000021.html

【パキスタン】

- ・カル・パキスタン外務大臣の来日（平成24年5月24日～26日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/pakistan/visit/khar_1205/index.html
- ・日・パキスタン外相会談（平成24年7月8日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/7/0708_04.html

【スリランカ】

- ・岡田副総理のバングラデシュ, スリランカ訪問（概要）（平成24年5月6日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/others/bd_sl_1205.html
- ・日スリランカ外相会談（平成24年7月2日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/7/0702_05.html

【ネパール】・玄葉外務大臣のネパール訪問（平成24年4月29日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_gemba/120428/nepal_gai.html

【バングラデシュ】

- ・岡田副総理のバングラデシュ, スリランカ訪問（概要）（平成24年5月6日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/others/bd_sl_1205.html
- ・日バングラデシュ外相会談（平成24年7月9日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/7/0709_04.html

8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

- ・平成25年版外交青書

担当部 局名	アジア大洋州局	作成責任 者名	地域政策課長 山本 恭司	政策評価 実施時期	平成25年8月
-----------	---------	------------	-----------------	--------------	---------

施策 I - 2 北米地域外交

策名	北米地域外交																																			
達成すべき目標	<p>我が国外交の基軸である日米同盟関係の深化及び日加関係を更に推進すること</p> <p><u>1 北米諸国との政治分野での協力推進</u> 日・北米諸国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化すること</p> <p><u>2 北米諸国との経済分野での協力推進</u> 日・北米諸国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進すること</p> <p><u>3 米国との安全保障分野での協力推進</u> 日米安保体制の信頼性を向上させるとともに、在日米軍の円滑な駐留を確保し、もって我が国の安全保障を確保すること</p>																																			
施策(具体的施策)の概要	<p><u>1 北米諸国との政治分野での協力推進</u> (1) 日米、日加政府間(首脳・外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。 (2) 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。</p> <p><u>2 北米諸国との経済分野での協力推進</u> (1) 米国 ア 日米首脳会談・外相会談等を通じた日米経済関係を強化する。 イ 日米間の各種経済対話を通じた貿易・投資の促進に向け取り組む。 ウ 個別経済問題に対処する。 (2) カナダ 日加経済枠組みに基づき、日加両国の協力を推進するとともに、日加経済関係の潜在力を最大限に引き出すための具体的な諸施策を進めていく。</p> <p><u>3 米国との安全保障分野での協力推進</u> (1) 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。 (2) 在日米軍再編等の着実な実施を推進する。 (3) 日米地位協定についての取組を行う。</p>																																			
施策の予算額・執行額等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況(千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>231,188</td> <td>341,993</td> <td>292,519</td> <td>297,427</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>26,730</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>231,188</td> <td>341,993</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(千円, d)</td> <td>164,061</td> <td>296,552</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	予算の状況(千円)	当初予算(a)	231,188	341,993	292,519	297,427	補正予算(b)	0	0	26,730	—	繰越し等(c)	0	0			合計(a+b+c)	231,188	341,993			執行額(千円, d)	164,061	296,552						
区分	22年度	23年度	24年度	25年度																																
予算の状況(千円)	当初予算(a)	231,188	341,993	292,519	297,427																															
	補正予算(b)	0	0	26,730	—																															
	繰越し等(c)	0	0																																	
	合計(a+b+c)	231,188	341,993																																	
執行額(千円, d)	164,061	296,552																																		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p><u>1 北米諸国との政治分野での協力推進</u></p> <p>・第183回国会施政方針演説(平成25年2月28日) 「・・・その基軸となるのは、やはり日米同盟です。開かれた海の下、世界最大の海洋国家である米国と、アジア最大の海洋民主主義国家である日本とが、パートナーを成すのは理の当然であり、不断の強化が必要です。先日のオバマ大統領との会談により、緊密な日米同盟は完全に復活いたしました。政治、経済、安全保障だけではなく、アジア・太平洋地域、更には国際社会共通の課題に至るまで、同じ戦略意識を持ち、同じ目的を共有していることを確認したのであります。緊密な日米同盟の復活を内外に示し、世界の平和と安定のために、日米が手を携えて協力していくことを鮮明にすることができました。」</p> <p>・第183回国会外交演説(平成25年2月28日) 「現下の地域の厳しい安全保障環境や世界中の様々な脅威に対処するためには、第一の柱として、我が国の外交・安全保障の基軸たる日米同盟の強化が不可欠です。先般の安倍総理大臣の訪米で、首脳間で主要課題についての戦略意識と目的を共有し、日米同盟の強い絆を内外に示すとともに、世界の平和と安定のため、日米が手を携えて協力していくことを鮮明にすることができました。私も同行し、ケリー國務長官との会談で、緊密な連携をとっていくことを確認しました。今後も日米同盟の一層の強化に努め、幅広い分野での協力を進めます。」</p>																																			

2 北米諸国との経済分野での協力推進

・第180回国会外交演説（平成24年1月24日）

「日米同盟は、日本の外交・安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域と世界の安定と繁栄のための公共財です。日米両国は様々なレベルで信頼関係を深めてきました。これに基づき、安全保障、経済、文化・人的交流を中心に日米同盟を一層深化・発展させます。」

「・・・私は、アジア太平洋地域の安定と繁栄を実現するため、日米同盟を基軸としつつ、幅広い国や地域が参加する枠組みも活用しながら、この地域の秩序とルールづくりに主体的な役割を果たしていくことが我が国の外交の基本であると考えます。・・・（中略）・・・日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基軸にとどまらず、アジア太平洋地域、そして世界の安定と繁栄のための公共財です。21世紀にふさわしい同盟関係に深化・発展させていかなければなりません。」

3 米国との安全保障分野での協力推進

・「2+2」共同発表（平成24年4月27日）

本共同発表において、在沖縄海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の移設に関する進展から切り離すことにより、在日米軍再編を可能なところから進めていくことで一致した。この共同発表により嘉手納以南のかなりの部分の土地について、在沖縄海兵隊の国外移転を待たずに返還することが可能となった。

・第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）

「日米安保体制には、抑止力という大切な公共財があります。これを高めるために、我が国は更なる役割を果たしてまいります。同時に、在日米軍再編には、現行の日米合意に従って進め、抑止力を維持しつつ、沖縄の負担軽減に全力で取り組みます。特に、普天間飛行場の固定化はあってはなりません。沖縄の方々の声によく耳を傾け、信頼関係を構築しながら、普天間飛行場の移設及び嘉手納以南の土地の返還計画を早期に進めてまいります。」

・第183回国会外交演説（平成25年2月28日）

「現下の地域の厳しい安全保障環境や世界中の様々な脅威に対処するためには、第一の柱として、我が国の外交・安全保障の基軸たる日米同盟の強化が不可欠です。先般の安倍総理大臣の訪米で、首脳間で主要課題についての戦略意識と目的を共有し、日米同盟の強い絆を内外に示すとともに、世界の平和と安定のため、日米が手を携えて協力していくことを鮮明にすることができました。私も同行し、ケリー国務長官との会談で、緊密な連携をとっていくことを確認しました。今後も日米同盟の一層の強化に努め、幅広い分野での協力を進めます。先般、私は外務大臣として沖縄を訪問しました。普天間飛行場の移設を含む在日米軍再編については、現行の日米合意に従って進めながら、沖縄の負担軽減を実現いたします。特に、普天間飛行場の固定化はあってはなりません。沖縄の方々の声によく耳を傾け、信頼関係を構築しながら、普天間飛行場の移設及び嘉手納以南の土地の返還計画を早期に進めてまいります。」

施策名	北米地域外交	
施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」
達成すべき目標	我が国外交の基軸である日米同盟関係の深化及び日加関係を更に推進すること	

具体的施策名	1 北米諸国との政治分野での協力推進	
施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」
達成すべき目標	日・北米諸国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化すること	
具体的施策の概要	(1) 日米、日加政府間（首脳・外相レベルを含む）での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。 (2) 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。	

測定指標	(1) 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展		年度ごとの目標
	基準	22年度	<p>日米両首脳間では、累次に亘り、安全保障、経済、文化・人材交流を三本柱として、日米同盟を更に深化・発展させていくことで一致しており、二国間のみならず、アジア太平洋地域における課題、さらにはグローバルな課題について、緊密に連携した。</p> <p>日加首脳間では、政治・平和・安全保障分野に関する新たな協力枠組みに合意するとともに、さらなる連携を確認した。</p>
		23年度	
	施策の進捗状況（実績）	24年度	<p>日米間の首脳・外相を始めとする様々なレベルでの意見交換を累次の機会に実施し、二国間の課題のみならず、アジア太平洋地域情勢、グローバルな日米両国の共通の諸課題について、両政府間で緊密な連携が図られた。また、9月の野田政権発足以来、日米両政府は、3回の首脳会談、7回の外相会談をはじめ、様々なレベルにおいて、累次に亘り、安全保障、経済、文化・人材交流を中心に、日米同盟を21世紀にふさわしい同盟関係に更に深化・発展させていくことで一致してきており、12月には、玄葉大臣の二国間の文脈での訪米を実現、二国間の課題に加え、アジア太平洋地域情勢やグローバルな課題について意見交換を行った。</p> <p>カナダについては、種々の国際会議の機会をとらえ、3回の首脳会談、2回の外相会談を実施するとともに、3月のハーバー首相訪日の際には、首脳間で青少年交流及び科学技術協力等を含む日加共同成果を発表した。</p>
		<p>日米同盟を21世紀にふさわしい形で更に深化・発展させ、引き続き、日米間で緊密に協力していく。</p> <p>日本とカナダの間では、政治・平和及び安全保障分野における協力関係を更に深化・発展させ、引き続き、日加間で緊密に協力していく。</p>	
		<p>1 日米間の首脳・外相を始めとする様々なレベルでの意見交換を累次の機会に実施し（首脳会談3回、首脳電話会談2回、外相会談6回、外相電話会談2回、その他政務レベルならびに次官級・高級事務レベルの意見交換等17回を実施）、二国間の課題のみならず、朝鮮半島情勢や中国との関係などのアジア太平洋地域情勢、アフガニスタン支援、シリアの情勢への対応やイランの核問題といったグローバルな日米両国の共通の諸課題について、両政府間で緊密な連携を図り、安全保障、経済、文化・人材交流を中心に、日米同盟を21世紀にふさわしい同盟関係に更に深化・発展させていくことで一致してきている。特に、新政権下では、日本外交の基軸である日米同盟を強化していくとの決意の下、1月から2月にかけての首脳・外相レベルの相次ぐ訪米に見られるように、日米間で極めて緊密な連携を図った。</p> <p>2 カナダについては、4月の日加政務・防衛当局間（PM）協議、第10回日加安全保障シンポジウム、6月のロスカボスでのG20首脳会合、9月のウラジオストクでのAPEC首脳会合の際の首脳間での懇談、翌年1月の安倍新総理との電話会談、次官級・事務レベルの意見交換等を実施したほか、11月の日加経済連携協定（EPA）交渉の第1回会合等、政治、安全保障、経</p>	<p>日米同盟を21世紀にふさわしい形で更に深化・発展させ、引き続き、日米間で緊密に協力していく。特に、北朝鮮、ミャンマーなどといったアジア太平洋地域における課題、さらには、アフガニスタン・パキスタン支援、イランの核問題などのグローバルな課題のにつき緊密に連携する。</p> <p>日本とカナダの間では、政治・平和及び安全保障分野における協力関係を更に深化・発展させ、引き続き、日加間で緊密に協力していく。特に、日加物品役務相互提供協定（ACSA）の交渉を進める。</p>

		<p>濟等幅広い分野における緊密な協力を行った。</p> <p>また、ACSAについては、4月に第二回日加ACSA締結に向けた協議を実施し、その後も引き続き日加間で調整を継続している。</p>	
	25年度		<p>米国との間では、アジア太平洋地域情勢の戦略環境が大きく変化していることを踏まえ、安全保障面、経済面のみならず地域情勢への対応を含め、幅広い分野で協力関係を強化していく。</p> <p>また、カナダとの間では、政治・平和及び安全保障分野における協力関係を更に深化・発展させ、引き続き、日加間で緊密に協力していく。特に、日加物品役務相互提供協定（ACSA）の交渉を進める。</p>
	26年度		<p>我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟を引き続き強化する。</p> <p>カナダとの緊密な連携をより一層強化する。</p>
	27年度		同上
目標	—	<p>我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟を引き続き強化する。</p> <p>カナダとの緊密な連携をより一層強化する。</p>	
(2) 日米・日加間の相互理解の進展			年度ごとの目標
基準	—	重層的な日米・日加の交流・対話の実施	
施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>1 在米・在加日系人との交流</p> <p>在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米日系人リーダー10名及び在加日系人リーダー5名を招へいした。さらに、米国については、日系人と非日系人双方の祖先を持つ子女、日本人米国永住者（いわゆる新1世）を親に持つ子女といったいわゆる「新たな種類の日系人」の若い世代（学生）5名を招へいし、日本人としてのアイデンティティ意識の増進及び対日理解の促進に寄与した。</p> <p>2 日米桜寄贈百周年事業</p> <p>日米桜寄贈百周年を迎える平成24年、米国では、タイダル・ベイソンの景観整備、全米桜植樹プロジェクト、全米桜祭り（於：ワシントンDC）等が行われ、本邦においても、日米桜フェスティバル（於：恵比寿）や日米交流作文コンクール等の記念事業を実施したほか、事業認定を通じた国内イベントとのタイアップなども行った。</p> <p>3 マンスフィールド研修計画</p> <p>8年度から継続して、米国行政官が日本の官公庁や民間で一年間勤務するマンスフィールド研修計画を実施し、23年度は第16期生5名が研修を開始した。</p> <p>4 日米・日加外交官交流</p> <p>23年度は、米国国務省職員1名及び加外務貿易省職員1名が外務省で勤務した。また、外務省職員1名を米国国務省に派遣した。</p>	<p>日米・日加間でより重層的で効果的な交流・対話事業を実施する。日米間では、平成24年日米桜寄贈百周年事業の成功に向け着実に準備作業を進める。</p>
	24年度	<p>1 在米・在加日系人との交流</p> <p>在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米日系人リーダー10名及び在加日系人リーダー5名を招へいした。さらに、米国については、日系人と非日系人双方の祖先を持つ子女、日本人米国永住者（いわ</p>	<p>より重層的で効果的な交流・対話事業を実施する。日米桜寄贈百周年事業の成功を受け、更なる交流の機運を高める。</p>

ゆる新1世)を親に持つ子女といったいわゆる「新たな種類の日系人」5名を招へいした。参加者よりは、日系人としてのアイデンティティ意識の増進及び対日理解の促進に寄与したといった評価や、招へいを通じて得られた日本人・日系人との結びつきを維持・強化したいといった感想を得た。また、10月に開催した在米・在加公館長会議において、公館長と在米・在加日系人リーダーとの会合を催した。

2 キズナ強化プロジェクト(北米地域)
 米国・カナダの高校生を14日間本邦に招へいし、被災地視察、文化交流活動等を行う機会を提供する短期招へいプログラム、被災地の高校生が14日間米国・カナダを訪問し、学校訪問及び復興に関する意見交換を行う短期派遣プログラム、そして被災地の大学生、大学院生、若手社会人等を米国に派遣し、滞在先において英語研修、ビジネス慣習研修、インターンシップ、復興に関する意見交換を行う長期派遣プログラムを実施した。約2400人規模の青少年交流を実現した。

3 マンスフィールド研修計画
 8年度から継続して、米国行政官が日本の官公庁や民間で一年間勤務するマンスフィールド研修計画を実施し、24年度は第17期生4名が研修を開始した。

4 日米・日加外交官交流
 24年度は、米国国務省職員1名及び加外務貿易省職員1名が外務省で勤務した。また、外務省職員1名を米国国務省に派遣した。

5 米国人元戦争捕虜(POW)招へい
 23年度に引き続き米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいし、外務大臣への表敬をはじめ、政府関係者への表敬機会や各地方都市での一般の方々との交流機会等を設けた。

25年度		日米・日加間でより重層的で効果的な交流・対話事業を実施する。 特に、5,000人規模の青少年交流を目指すKAKEHASHI Projectを成功させる。
26年度		重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる。
27年度		同上

目標 ー 重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる。

(3) 日米二国間会談数 (首脳・外相・次官級・高級事務レベル) (電話会談含む)	基準値		実績値				目標値
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	ー
	29	30					ー
年度ごとの目標値	ー		基準値程度	同左	同左	同左	
(4) 日加二国間会談数 (首脳・外相・次官級・高級事務レベル) (電話会談含む)	基準値		実績値				目標値
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	ー
	6	5					ー
年度ごとの目標値	ー		基準値程度	同左	同左	同左	
(5) 米国における対日世論調査の結果 (日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合) ①一般の部	基準値		実績値				目標値
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	ー
	①84%	①84%	ー(注)				ー

②有識者の部		②90%	②90%				
年度ごとの目標値			—	基準値程度	同左	同左	同左
(注) 諸般の事情により、24年度については、対日世論調査を実施していない。							
具体的施策に関する評価結果	評価結果	【総括】					
	に関する総括	1					
	評価結果	<p>(1) 日米両国は基本的価値及び戦略的利益を共有する同盟国である。日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域のみならず、世界の安定と繁栄のための共有財産である。また、日米安保体制を中核とした日米同盟は、冷戦後も依然として不安定な要素が存在するアジア太平洋地域において、日本及び同地域の平和と繁栄の礎として不可欠な役割を担っている。これらの点をかながみれば、我が国と米国が直面する共通の諸課題について、両国政府間の緊密な連携を一層強化することは必要不可欠である。</p> <p>(2) 我が国とカナダは、基本的人権の尊重、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二国間関係を有しているが、更なる発展の潜在力があり、二国間関係を一層強化する必要がある。世界が直面する諸課題について、G8・太平洋国家である日加両国がより効果的に対処することができるよう、二国間のパートナーシップを更に拡大及び深化させることは重要である。国際社会が直面する課題の解決に向け我が国と基本的価値観を共有し、国連をはじめとする国際機関等において積極的に活動するカナダとの関係を維持・強化することは重要である。</p> <p>2 上記測定指標(1)、(2)及び以下にかながみ、「日・北米諸国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化すること」との目標達成に向けて、相当な進展があったと考える。</p> <p>(1) 米国</p> <p>ア 日米間の首脳・外相を始めとする様々なレベルでの意見交換を累次の機会に実施し、二国間の課題のみならず、朝鮮半島情勢や中国との関係などのアジア太平洋地域情勢、そしてアフガニスタン支援、シリアの情勢への対応やイランの核問題といったグローバルな日米両国の共通の諸課題について、両政府間で緊密に連携したことは、上記目標達成に向けた着実な進展と評価できる。</p> <p>イ これまで日米首脳・外相間で繰り返し一致してきているとおり、日米両国は安全保障、経済、文化・人的交流を中心に日米同盟を一層強化するため、その方策について議論を深めており、具体的な交流強化に向けた方策の策定につなげる上で有益であった。</p> <p>ウ 日本は、米国のアジア太平洋重視の政策を地域の安定と繁栄に資するものとして歓迎しており、EASやAPECといった枠組みも活用しながら、両国が地域の秩序形成に主体的な役割を果たすべく緊密に協力してきていることは、アジア太平洋地域の平和と安定という日米両国の共通の課題に関する政策調整を行うという目標の達成に向けた進展と評価できる。</p> <p>エ その他、諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物を招へいし、民間有識者等様々なレベルでの日米間の対話・交流の強化を行ったことは、日米両国民の幅広い層におけるより深い相互理解と信頼関係の構築する上で、有効であった。</p> <p>(2) カナダ</p> <p>6月のロスカボスでのG20首脳会合、さらに9月のウラジオストクでのAPEC首脳会合で首脳間の懇談が行われたのに続き、翌年1月には安倍新総理と早々にも電話会談が行われる等、政治分野において協力を深めたほか、民間有識者を含む重層的な対話・交流を推進したことは、右目標達成に向けた着実な進展と評価される。</p> <p>3 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日米・日加間の首脳・外相を始めとする様々なレベルでの意見交換を累次の機会に実施し、また、様々な二国間の交流事業を限られた機会を有効に活用して積極的に実施したことにより、両国政府間の緊密な連携を一層強くすることができた。このように投入資源量に見合った進展が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p>					
		【課題と今後の方針】					
		1 米国					
		日米首脳間・外相間で累次にわたり一致してきているとおり、世界の平和と安定のため、日米が手を携えて協力していくとともに、日米間で幅広い分野での協力を進め、日米同盟の強化に努める必要がある。特に、アジア太平洋地域における我が国の周辺諸国との緊張が増大する中、日米間の連携を維持・強化していくことが重要である。右の課題に対処すべく、引き続き、日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携、及び民間有識者を含む様々なレベルでの日米間での対話・交流を一層強化していく。					

2 カナダ

普遍的価値を共有するアジア太平洋地域のパートナー及びG8のメンバーであるカナダとの協力を推進することが今後も重要である。このため、引き続き、日加両国が直面する政治面での共通の諸課題について両国政府間の緊密に連携するとともに、民間有識者を含む様々なレベルでの日加間での対話・交流を一層強化していく。

具体的施策名	2 北米諸国との経済分野での協力推進		
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
達成すべき目標	日・北米諸国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進すること		
具体的施策の概要	<p>(1) 米国</p> <p>ア 日米首脳会談・外相会談等を通じた日米経済関係を強化する。</p> <p>イ 日米間の各種経済対話を通じた貿易・投資の促進に向け取り組む。</p> <p>ウ 個別経済問題に対処する。</p> <p>(2) カナダ</p> <p>日加経済枠組みに基づき、日加両国の協力を推進するとともに、日加経済関係の潜在力を最大限に引き出すための具体的な諸施策を進めていく。</p>		
測定指標	(1) 米国との経済分野での協調の深化		
	基準	22年度	
施策の進捗状況(実績)	22年度	<p>世界経済の情勢変化が進む中、日米が、両国経済のみならず、アジア太平洋地域経済、世界経済の新たな成長を実現し、地球規模の課題に対処するため、経済分野における協力をさらに強化した。具体的には、11月の日米首脳会談の際に、「新たなイニシアティブに関するファクトシート」を発出し、この一環として、日米経済調和対話、イノベーション・起業・雇用創出促進のための日米対話、インターネット・エコミーに関する日米政策協力対話、日米クリーンエネルギー政策対話及びエネルギー・スマートコミュニティ・イニシアティブを立ち上げた。また、10月の日米外相会談では、レアアース等戦略資源の安定供給確保について協力していくことで一致し、更に、オバマ政権が推進している高速鉄道計画への日本の技術の導入を図るため、ハイレベルから積極的な働きかけを実施したほか、超電導リニアに関する日米協力の推進にも取り組んだ。</p>	年度ごとの目標
	23年度	<p>1 4月の日米外相会談後の共同記者会見で、震災後の復興に向けた官民パートナーシップを進めていくことを発表し、米国主導のトモダチ・イニシアティブの立ち上げ及び運営を支援した。</p> <p>2 11月のホノルルAPECの際の日米首脳会談において、両首脳は、アジア太平洋地域の経済統合実現のための協力を日米で共に進めていくことで一致、野田総理から、日本政府として、TPP交渉参加に向けて、関係国との協議に入ることとした旨伝達、オバマ大統領からは、日本の決定を歓迎する旨の発言があった。これを受け、2月には、米国との協議を開始した。</p> <p>3 日米経済調和対話の下で、日米両政府は平成23年2月から翌年1月にかけて、①日米双方の経済・貿易政策に関する情報交換、②日米二国間経済協力関係の更なる促進、③地域・グローバル課題への連携、④貿易円滑化、ビジネス環境の整備、及びその他の個別案件への対応を議題として多岐にわたる項目について協議を行い、同取組の主な成果を確認する「協議記録」を公表した。具体的な実績の一例として、1月、両政府は、法的拘束力のない、情報通信技術（ICT）サービスについての貿易に係る原則を共同で策定した。</p> <p>4 個別通商問題への対応により、以下のような進捗が見られた。</p> <p>(1) 米国産牛肉輸入問題については、米国から、我が国の輸入条件の国際獣疫事務局（OIE）基準への整合等について累次の要請があるが、我が方は関係省庁と連携しつつ、科学的知見に基づき食の安全を確保することが重要であるとの基本的立場を説明の上、協議を行った。</p> <p>(2) 郵政改革問題については、保険市場の自由化等について累次の要請があるが、我が方としては関係省庁と連携しつつ、WTO協定を始めとする国際約束との整合性を確保していくとの基</p>	日米間の各種の経済対話・協力等を進め、二国間経済関係を更に深化させるとともに、アジア太平洋地域の経済統合をはじめ世界の経済的課題に関する協力を強化していく。

		本的立場を説明の上、協議を行った。	
24年度		<p>1 4月に日米共同声明を発表し、二国間の貿易・投資関係を深め、イノベーション、起業、サプライチェーン・セキュリティ、インターネット・エコノミー等における協力を促進するための方途を引き続き追求することを明らかにした。</p> <p>2 4月の日米首脳会談時の「日米協カイニシアティブ」ファクトシートにて、東北グリーン・コミュニティ・アライアンスやクリーン・エネルギー・イノベーションにおける新たな協力、重要鉱物資源の研究開発等、クリーンエネルギーにおける協力分野を拡充することを発表した。</p> <p>3 日本のTPP交渉参加に関する米国との協議については、4月及び11月の日米首脳会談や閣僚級での会談を含め、継続的に日米間で協議を行い、特に、2月の日米首脳会談では、安倍総理は、オバマ大統領との間で、①日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった、二国間貿易上のセンシティブリティが両国にあること、②最終的な結果は交渉の中で決まってくるものであること、③TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することを予め約束することは求められないこと、の3点を明示的に確認し、「日米の共同声明」を発出した。また、その後、「日米の共同声明」に基づき、日米間の協議が継続された。（なお、その後、平成25（2013）年4月に、日米間の協議の終了を発表することとなった。）</p> <p>4 米国産牛肉輸入問題については、食品安全委員会によるBSE対策見直しに関する科学的なリスク評価（平成24（2012）年10月答申）を踏まえ、二国間協議などの手続を経て、2月1日から月齢制限の30か月齢への引き上げ等の輸入条件見直しが行われた。</p>	日米間の各種の経済対話等を進め、クリーンエネルギー・イニシアティブ、グローバル・サプライチェーン・セキュリティに関する協力、トモダチ・イニシアティブ等の協力を推進し、二国間経済関係を更に深化させるとともに、アジア太平洋地域の経済統合をはじめ世界の経済的課題に関する協力を強化していく。
25年度			日米間で、貿易・投資関係を更に深めるとともに、エネルギー、イノベーション、起業、サプライチェーン・セキュリティ、インターネット・エコノミーなどの、様々な分野における協力関係を引き続き推進していく。エネルギー分野では、日本への輸出が見込まれるLNG輸出事業の承認につき、米国政府に対して必要に応じた働きかけを行う。 また、日米で協力してアジア太平洋における新たなルールを作り上げていく。
26年度			1 日米首脳会談・外相会談等の機会をとらえた具体的成果を積み上げる。 2 日米間の各種経済対話を実施する。
27年度			同上
目標	—	1 日米首脳会談・外相会談等の機会をとらえた具体的成果を積み上げる。 2 日米間の各種経済対話を実施する。	
		(2) カナダとの経済分野での協調の深化	年度ごとの目標
基準	22年度	日本とカナダは、基本的価値を共有するアジア・太平洋地域におけるパートナー及びG8のメンバーとして幅広い分野で緊密に協力しており、経済分野においては日加次官級経済協議、日加貿易投資対話、協力作業部会等の実施、科学技術、エネルギー・鉱物資源分野等の個別の協力を促進した。具体的には、11月の首脳会談において、日加間の経済連携につき前向きに取り組んでいくこと、資源開発に関する連携を緊密化すること等につき一致したことを受け、	

		2月には、日加 EPA の可能性に関する共同研究を開始することで一致し、これまで2度の共同研究会合が開催されるなど、両国の経済関係強化に向け着実な進展を得た。	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	1 5月のG8ドーヴィル・サミットでの菅総理大臣とハーパー首相との首脳会談、9月の国連総会での野田総理大臣とハーパー首相との首脳会談、また12月の両首脳による電話会談において、日加 EPA 共同研究を早期に終了し、交渉開始に向けて取り組むことで一致、これを受けて3月に、約1年間に亘る共同研究を経て、共同研究報告書を発表し共同研究は終了した。 2 3月の日加首脳会談において、両首脳は、EPA 交渉を開始することで一致するとともに、天然ガスを含むエネルギー・鉱物資源分野における民間による協力促進のために政府間でも更なる取組を進めることについても一致した。	日加経済枠組みの下、平成19年10月まで実施した日加共同研究の結果を踏まえ、日加 EPA の共同研究の早期終了を含め個別の協力を強化していく。
	24年度	7月、日加 EPA 準備会合及び第25回次官級経済協議(JEC)をオタワにて開催した。右準備会合では「交渉の枠組み」について協議し、JEC では日加経済枠組みに基づく「協力の優先分野」における協力、具体的には日加貿易投資対話、科学技術、エネルギー・鉱物資源分野等における協力や取組について包括的な意見交換を行い、各分野における取組の進捗及び新たな取組について確認するとともに各取組を促進した。11月には日加 EPA 交渉第1回会合が東京にて開催され、「交渉の枠組み」について両国で一致するとともに、交渉枠組みに記載された全分野において、事前に交換した条文案等に基づき協議が行われた。 1月には、日加貿易投資対話を開催した。	日加 EPA 交渉の開始及び交渉の進展に努める。また、天然ガスを含むエネルギー、鉱物資源分野における民間による協力促進のために政府間でも更なる取組を進める等、個別の協力を強化していく。
	25年度		日加 EPA 交渉の着実な進展に努める。また、天然ガスを含むエネルギー、鉱物資源分野における民間による協力促進のためにカナダ政府に対する働きかけを行うなど、政府間でも更なる取組を進め、個別の協力を強化していく。
	26年度		1 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。 2 TPP や日加 EPA 交渉を通じた日加経済関係の進展に努める。 3 日加経済枠組みに基づき、日加経済関係を強化する。
	27年度		同上
目標	—	1 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。 2 TPP や日加 EPA 交渉を通じた日加経済関係の進展に努める。 3 日加経済枠組みに基づき、日加経済関係を強化する。	

具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1</p> <p>(1) 日米間の安定的・協調的な経済関係の維持・強化は、我が国外交の基軸である日米同盟の強化のために不可欠な要素の一つである。また、日米間の貿易・投資を促進することは、対日投資の拡大と、米国における日本企業の経済活動を円滑にする上で不可欠である。</p> <p>(2) 我が国とカナダはこれまで良好な関係を維持してきた。二国間の友好関係を深めるために、日加経済関係の更なる進化・活性化は必要である。また、カナダは、我が国にとって資源の安定的な輸入先でもあり、エネルギー資源確保の観点からも、良好な経済関係の維持は重要である。</p> <p>2 上記測定指標及び下記のとおり、米国及びカナダとの経済分野での協調・協力が一層推進され、目標達成に向けて、相当な進展があったと考える。</p> <p>(1) 日米共同声明(4月)の発表や「日米協カイニシアティブ」ファクトシートにて、日米間の各種の経済対話</p>
---------------	------------	--

- 等を進め、様々な分野での協力を推進し、二国間経済関係を更に深化させる着実な成果が得られた。
- (2) 日本の TPP 交渉参加に関する米国との協議を進め、アジア太平洋地域の経済統合をはじめ世界的な経済課題に関する協力の強化にも成果がみられた。
- (3) 24 年度は第 25 回日加次官級経済協議（7 月）及び第 5 回貿易投資対話（1 月）が実施され、二国間関係の更なる活性化と深化に向け着実な成果が得られた。また、11 月には、日加 EPA 交渉が開始されるに至った。
- 3 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し投入資源量に見合った進展が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【課題と今後の方針】

現在まで築いてきた日米及び日加間の友好関係を一層深化・発展させるため、今後も引き続き日米及び日加経済関係の更なる進化・活性化を推進する必要がある。

1 米国

日本が TPP 交渉に参加した際には、米国と協力しつつ、地域における高いレベルの貿易・投資ルールを主導していくことが重要であり、今後も引き続き、アジア太平洋地域の経済統合をはじめ世界の経済的課題に関する協力に向けた取組を強化していく。

2 カナダ

EPA 交渉等の取組を通じ、二国間関係を更に活性化及び深化させることが重要であり、今後も日加 EPA 交渉の進展に向けた取組を含め個別の協力を更に強化していく。

具体的施策名	3 米国との安全保障分野での協力推進		
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」	
達成すべき目標	日米安保体制の信頼性を向上させるとともに、在日米軍の円滑な駐留を確保し、もって我が国の安全保障を確保すること		
具体的施策の概要	<p>(1) 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。</p> <p>(2) 在日米軍再編等の着実な実施を推進する。</p> <p>(3) 日米地位協定についての取組を行う。</p>		
測定指標	(1) 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進		年度ごとの目標
	基準	—	地域の安全保障環境の認識を共有し、右に基づく、同盟深化の協議プロセスにおいて幅広い分野における日米安保協力を推進する。
施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>日米両国は6月に日米安全保障協議委員会(「2+2」)を開催し、この際に発表された共同発表において、日米安保50周年を契機に進めてきた日米同盟深化のための協議プロセスの成果として、日米間の共通の戦略目標の見直し・再確認を行うとともに、安全保障・防衛協力、在日米軍再編、震災対応といった幅広い分野における具体的な進展と今後の協力の方向性を確認した。</p>	
	24年度	<p>日米安保体制の信頼性の向上のために、日米両国は平成23年6月及び平成24年4月の「2+2」共同発表を踏まえ、拡大抑止、弾道ミサイル防衛、宇宙、サイバー等の幅広い安全保障・防衛協力の分野において協力を進めており、24年度における主な進展は以下のとおり。</p> <p>拡大抑止に関しては、日米拡大抑止協議を通じて、日米同盟の抑止力の在り方について緊密に意見交換しており、2月の北朝鮮による核実験後の日米首脳電話会談では、米国の核の傘により提供される拡大抑止を含む日本に対する米国の防衛コミットメントが不動であることを再確認した。</p> <p>弾道ミサイル防衛については、4月及び12月の北朝鮮によるミサイル発射に対し、情報収集・共有、運用等の面で日米が緊密に連携した。また、能力向上型ミサイルSM-3ブロックII Aの共同開発が着実に進展している中、2月には米軍の弾道ミサイル防衛用レーダー(TPY-2レーダー)の追加的な配備候補地として、自衛隊経ヶ岬基地を選定した。</p> <p>宇宙分野では、3月に宇宙に関する包括的日米対話を開催し、資源探査及び防災、環境観測、技術開発、科学、国家・国際安全保障等の諸分野における宇宙に関する事項及び協力について幅広く議論した。また、3月には、日米宇宙状況監視(SSA)取極の交渉が実質合意に至った。</p> <p>サイバーについては、2月に日米サイバー対話の立ち上げを確認しており、本対話を通じて①脅威認識の共有、②重要インフラ防護をはじめとするサイバー領域での具体的対処の在り方、③国際的なルールづくりといった分野で日米協力を進めていくこととなった。</p> <p>共同訓練・共同の警戒監視・施設の共同使用に関しては、8月～9月にグアム・テニアンにおける陸上自衛隊と米海兵隊(第3海兵機動展開部隊)の共同訓練の実施、グアム及び北マリアナ諸島連邦における自衛隊及び米軍が共同使用する訓練場の整備に係る協力についての検討、滞空型無人機に関する日米両国間の協力等、具体的な検討を進めた。</p> <p>ガイドラインに関しては、安全保障環境の変化を踏まえ、日</p>	

		米の役割・任務・能力の考え方についての議論を通じ、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の見直しを検討することで、日米間が一致した。	
	25年度		日米間で緊密な協議を実施し、幅広い分野における日米安保協力を着実に推進することで、一層日米安保体制の信頼性を向上させる。
	26年度		日米間で緊密に協議し、より一層日米安保体制の信頼性を向上させる。
	27年度		同上
目標	—	日米間で緊密に協議し、より一層日米安保体制の信頼性を向上させる。	
(2) 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展			年度ごとの目標
基準	—	日米両国の緊密な協議のもと在日米軍の再編の着実な実施及び日米地位協定についての取組	
施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>在日米軍の再編については、6月の日米安全保障協議委員会において、引き続き在日米軍再編に関する日米合意を着実に実施していくことを確認し、普天間飛行場の移設について、その代替の施設をキャンプ・シュワブの辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置することを確認した。また、これらの合意においては、「ロードマップ」を補完し、沖縄の負担軽減のための措置について合意するとともに、普天間飛行場の代替の施設の建設と在沖海兵隊の移転について、平成26年より後のできる限り早い時期に完了させることを確認した。さらに、2月には、日米両政府は、米軍再編をできるところから開始していくため、在沖繩海兵隊の移転及びその結果として生じる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の移設の進展から切り離すことについて日米間で公式な議論を開始した。</p> <p>日米地位協定については、11月に、日米地位協定上、米側に第一次裁判権のある米軍属の公務中の犯罪について、一定の場合に日本側が裁判権を行使することを可能とする新たな枠組みに日米合同委員会で合意した。また、12月には、公の催事における飲酒の場合も含め、飲酒後の自動車運転による通勤はいかなる場合であっても公務として取り扱わないよう、日米合同委員会合意を改正した。また、10月及び12月には、嘉手納飛行場の騒音軽減のため、同飛行場で実施予定であった岩国飛行場所属の米軍航空機による訓練を、また、2月には、嘉手納飛行場所属の米軍航空機による訓練をグアム等に移転し、一定の効果が得られた。</p>	在日米軍の再編に関する合意の着実な実施に努め、在日米軍の活動が在日米軍の施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、在日米軍の安定的な駐留を確保する。
	24年度	<p>4月の「2+2」共同発表において、再編計画を調整し、在沖繩海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に係る進展から切り離した。従来の在日米軍再編のパッケージでは、日米双方が国内的に難しい事情を抱える中で進展が得られにくい状況であったが、切り離しにより、嘉手納以南のかなりの部分の土地について、在沖繩海兵隊の国外移転を待たずに返還することが可能となり、沖縄の負担軽減を早期に実現できるようになった。また、2月の日米首脳会談では、普天間飛行場の移設及び嘉手納以南の土地の返還計画を早期に進めていくことで一致した。3月には、普天間飛行場代替施設の建設に必要な公有水面埋立について、防衛省から沖縄県知事に対し、埋立申請を行った。</p>	4月及び昨年6月に発出した日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表の着実な実施に向けた協議を継続するとともに、再編計画の調整を踏まえ、可能なところから在日米軍再編を進めていく。また、このような取組を通して、在日米軍の活動がその施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、在日米軍の安定的な駐留を確保する。

		<p>日米地位協定については、日米合同委員会合意に基づき、5月、9月及び11月には、嘉手納飛行場で実施予定であった岩国飛行場所属の米軍航空機による訓練がグアムなどに移転され、嘉手納飛行場周辺の騒音軽減にも一定の効果が得られた。また、MV-22 オスプレイの配備に際しては、過去に在日米軍の特定の装備の運用に関して、合意文書を作成した前例のない中で、9月の日米合同委員会において、安全性を最大限確保し、地元を与える影響を最小限にとどめるとの観点から、具体的な措置について合意を行った。また、11月には、平成19年の日米合同委員会合意で定められた手続きに従って、沖縄県宜野湾市及び北谷町と米海兵隊太平洋基地司令部との間で、災害対応などのための在日米軍施設・区域への立入りに係る現地実施協定が締結された。また、1月には、日米合同委員会において、新型インフルエンザを含む感染症に関し、在日米軍と日本の衛生当局間で相互に迅速な情報交換をより円滑に行えるよう新たに合意した。</p>						
	25年度		在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。在日米軍の活動が在日米軍の施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、在日米軍の安定的な駐留を確保する。					
	26年度		在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。					
	27年度		同上					
目標	—	在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。						
	(3)米国における対日世論調査の結果(日米安保条約を維持すべきとの回答の割合)	基準値	実績値				目標値	
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	毎年度
	①一般の部	①92%	①89%	—				—
	②有識者の部	②91%	②93%					
	年度ごとの目標値		—	基準値程度	同左	同左	同左	
具体的施策に関する評価結果	【総括】	<p>1 日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、日本の安全を確保するためには、日本自身の防衛力の強化はもとより、日米安保体制の抑止力を不断に向上させていくことが不可欠である。そのために、幅広い分野における日米安保・防衛協力、現行の日米合意に沿った在日米軍再編の実施を進めるとともに、在日米軍の活動が地元住民に与える負担の軽減にも努めていくことが必要である。</p> <p>2 上記測定指標(1)～(2)及び以下のとおり、24年度においては米国との安全保障分野での協力が一層推進され、目標達成に向けて進展があった。</p> <p>(1) 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議については、拡大抑止、弾道ミサイル防衛、宇宙、サイバー等の幅広い安全保障・防衛協力の分野において具体的な協力が進んだことは、より一層の日米安保体制の信頼性を向上させる上で、有効であった。</p> <p>(2) 在日米軍再編等の着実な実施については、平成24(2012)年4月の「2+2」共同発表を通して、可能なところから進められるようになり、具体的成果を実現していく上での基盤を整えたことは、在日米軍再編の着実な実施及び地元を与える負担の軽減の観点から、極めて有効であった。</p> <p>(3) 日米地位協定についての取組については、これまでも運用において改善を図っており、現実的、具体的な運用の改善を積み重ねることが重要であるとの方針の下、日米合同委員会において、MV-22 オスプレイの配備に際して、安全性を最大限確保し、地元を与える影響を最小限にとどめるとの観点から、具体的な措置について合意を行い、また、感染症に関し、在日米軍と日本の衛生当局間で相互に迅速な情報交換をより円滑に行えるよう合意を行うなど各種取組を進めた。</p> <p>3 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日米安保体制の信頼性の向上に向けた成果を得ることができ</p>						

た。このように、投入資源量に見合った進展が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【課題と今後の方針】

- 1 日米安保・防衛協力については、上記施策における評価結果のとおり進展しているが、引き続き協力の進展に向け、日米で緊密な連携を加速していく必要がある。厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、我が国自身の防衛力の強化に取り組むとともに、日米安保体制の抑止力向上のため、ガイドラインの見直し等の検討を含めて幅広い分野で協力を進めていく。
- 2 在日米軍再編については、現行の日米合意に従って作業を進め、抑止力を維持しつつ、沖縄の負担軽減を実現していく。さらに、在日米軍の活動が施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減していく必要がある。
- 3 日米地位協定については、上記評価結果のとおり順調であり、引き続き、事件・事故、騒音、環境等を含め、一つ一つの問題の解決のために最大限努力していく。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見) ○当該年度の進展、及び年度ごとの目標とも、外務省の特色がみえる具体的記述が多く、総じてよく記述されている。評価基準として、世論調査のデータが活用されている点もよい。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p><u>1 北米諸国との政治分野での協力推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・首相官邸 ホームページ ・外務省 ホームページ ・「平成 25 年版外交青書」 <p><u>2 北米諸国との経済分野での協力推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成 25 年版外交青書」 ・外務省 ホームページ <p><u>3 米国との安全保障分野での協力推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成 25 年版外交青書」 ・外務省 ホームページ
---------------------------	---

担当部局名	北米局	作成責任者名	北米第一課長 吉田 朋之	政策評価実施時期	平成 25 年 8 月
-------	-----	--------	-----------------	----------	-------------

施策 I-3 中南米地域外交

施策名	中南米地域外交																																			
達成すべき目標	<p>中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること</p> <p>(具体的施策の達成すべき目標)</p> <p>1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化</p> <p>メキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバ及びカリブ共同体（カリコム）諸国との経済関係を強化すること、国際社会の諸課題に関する協力関係を強化すること及び相互理解を促進すること並びに多国間フォーラムを通じ、中南米全体との関係を強化すること</p> <p>2 南米諸国との協力及び交流強化</p> <p>南米諸国との経済関係を強化すること、国際場裏における協力関係を強化すること、相互理解を促進すること</p>																																			
施策（具体的施策）の概要	<p>1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化</p> <p>(1) 経済連携協定（EPA）等の法的枠組みの運用や政府間等の対話を通じた中米・カリブ諸国との経済関係の強化</p> <p>(2) 国連改革や気候変動等国际社会の課題に係る取組や国際機関等の選挙における我が国に対する中米・カリブ諸国の支持獲得・協力推進</p> <p>(3) 人物・文化交流事業への取組を通じた相互理解の促進</p> <p>(4) 地域国際機関を含む多国間フォーラムを通じた中南米全体との関係の強化</p> <p>2 南米諸国との協力及び交流強化</p> <p>(1) 経済連携協定（EPA）や投資協定等の法的枠組みの構築・運用や政府間等の対話を通じた経済関係の強化</p> <p>(2) 国連改革や気候変動等国际社会の課題に係る取組や国際機関等の選挙における我が国に対する南米諸国の支持獲得・協力推進</p> <p>(3) 南米諸国出身の在日外国人の逃亡犯罪人問題に対する取組の推進及び日ブラジル社会保障協定、子弟の教育問題等への取組の側面支援</p>																																			
施策の予算額・執行額等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算 (a)</td> <td>103,414</td> <td>85,520</td> <td>80,071</td> <td>72,543</td> </tr> <tr> <td>補正予算 (b)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰越し等 (c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計 (a+b+c)</td> <td>103,414</td> <td>85,520</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額 (千円, d)</td> <td>74,979</td> <td>59,799</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	103,414	85,520	80,071	72,543	補正予算 (b)	0	0	0	—	繰越し等 (c)	0	0			合計 (a+b+c)	103,414	85,520			執行額 (千円, d)	74,979	59,799						
区分	22年度	23年度	24年度	25年度																																
予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	103,414	85,520	80,071	72,543																															
	補正予算 (b)	0	0	0	—																															
	繰越し等 (c)	0	0																																	
	合計 (a+b+c)	103,414	85,520																																	
執行額 (千円, d)	74,979	59,799																																		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>中南米地域との協力及び交流強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日） 「世界の成長センターは、アジアから、中南米、アフリカへと広がっています。」 ・ 第183回国会外交演説（平成25年2月28日） 「・・・国際社会での発言力を強めている中南米・・・との協力にも取り組みます。」 																																			

施策名	中南米地域外交	
施策全体に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」
達成すべき目標	中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること	

具体的施策名	1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化	
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」
達成すべき目標	メキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバ及びカリブ共同体（カリコム）諸国との経済関係を強化すること、国際社会の諸課題に関する協力関係を強化すること及び相互理解を促進すること並びに多国間フォーラムを通じ、中南米全体との関係を強化すること	
具体的施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> (1) 経済連携協定（EPA）等の法的枠組みの運用や政府間等の対話を通じた中米・カリブ諸国との経済関係の強化 (2) 国連改革や気候変動等国际社会の課題に係る取組や国際機関等の選挙における我が国に対する中米・カリブ諸国の支持獲得・協力推進 (3) 人物・文化交流事業への取組を通じた相互理解の促進 (4) 地域国際機関を含む多国間フォーラムを通じた中南米全体との関係の強化 	

測定指標	(1) 貿易・投資の増大等に見られる経済関係の強化		年度ごとの目標	
	基準	22年度	メキシコとの間で、EPAによる更なる貿易拡大に向け協議した。また、その他中米諸国との間で経済交流促進のための対話を進めた。	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	メキシコとの間で平成20年9月以降行ってきたEPA改正議定書の交渉を終了し、9月に署名（同議定書は平成24年4月に発効した。）。また、中米との間の経済交流促進に向けての議論を深めた結果、各国において現地評議会を立ち上げつつある。カリブに関しては、11月、官民合同経済ミッションを派遣し、そのフォローアップに努めた。	日墨EPA改正議定書の批准に向けた交渉を進展させるとともに、中米との間の経済交流促進に向けての議論を深める。
		24年度	4月にメキシコとの間で日墨EPAビジネス環境整備委員会を開催した。7月に中米諸国と実施した日・中米フォーラムに日本企業を初めて招待した。また、中米諸国との間での経済関係強化のための現地協議会をエルサルバドルで7回、コスタリカで4回開催した。 更に、カリブ諸国との日・カリブ協議等を通じ、地域全体と経済関係の強化を図った。また、11月に東アジア中南米環境ビジネス会議を開催し、日本企業に中南米諸国とのビジネス拡大の機会を提供した。	日墨EPAの円滑かつ効果的な運用のため、メキシコと各種委員会を通して協議を重ねる。中米諸国との間で経済関係強化のための現地協議会を立ち上げる。23年度のカリブへの官民合同ミッション派遣のフォローアップを引き続き行う。
		25年度		中米諸国との間で日・中米フォーラム、カリブ諸国との間で日・カリブ協議を通じ、経済関係の強化を図る。また、6月のアジア中南米協力フォーラム（FEALAC）外相会合、11月に東京で開催される予定の「日本・ラテンアメリカ・ビジネスフォーラム」において中南米地域全体との経済関係強化を図る。更に、日メキシコEPAビジネス環境整備委員会を開催し、日本企業進出を側面支援する。
		26年度		メキシコ、中米、カリブ諸国との間で各種政策対話、フォーラムを通じ、経済関係の強化に努める。
		27年度		メキシコ、中米、カリブ諸国との間で各種政策対話、フォーラムを通じ、経済関係の強化に努める。

			る。
目標	—	メキシコ、中米、カリブ諸国との間で各種政策対話、フォーラムを通じ、経済関係の強化に努める。	
(2) 国際社会の諸課題に関する協力関係の強化			年度ごとの目標
基準	22年度	地域会合等も活用し、二国間、多国間の双方から、気候変動等につき我が国の立場への理解・支持を求めた。	
施策の進捗状況(実績)	23年度	中米カリブ諸国との間で要人往来等の機会を活用し、気候変動や国連改革等につき我が国の立場への理解・支持を求めた。また、ポストMDGsの議論やNPGIにつき、特にメキシコと緊密に協力した。	気候変動、国連改革等について、中米カリブ諸国に対して我が国の立場への理解・支持を求める。
	24年度	国家元首が訪日したパナマ、ハイチを始め、各国との要人往来や各種政策協議を通じ、気候変動、国連安保理改革等の国際場裏の問題についての意見交換を行い、我が国立場への支持や理解をとりつけた。特に、メキシコとの間では、ポストMDGsの議論や軍縮・不拡散イニシアティブ(NPGI)等につき、加藤政務官、若林政務官がメキシコを訪問した際に議論を行った。	気候変動、国連改革等について、中米カリブ諸国に対して我が国の立場への理解・支持を求める。ポストMDGsの議論やNPGIにつき、特にメキシコと緊密に協力する。
	25年度		要人往来や各種政策協議を通じ、中南米各国との間で、国連改革、気候変動、軍縮・不拡散等の分野にて国際場裏における連携を強化する。
	26年度		要人往来や各種政策協議を通じ、中南米各国との国際場裏における連携を強化する。
	27年度		要人往来や各種政策協議を通じ、中南米各国との国際場裏における連携を強化する。
目標	—	要人往来や各種政策協議を通じ、中南米各国との国際場裏における連携を強化する。	
(3) 要人往来の実績と成果、交流関係の具体的な進展			年度ごとの目標
基準	22年度	国家元首から若手外交官までの多岐にわたるレベルで人物交流を行った。	
施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>1 我が国からは、山根外務副大臣(9月)と山花外務大臣政務官(5月:マルテリー大統領就任式出席)がハイチを訪問し、二国間関係強化のため同国ハイレベルと意見交換を行った。また、1月には山根外務副大臣がニカラグア、キューバ、グアテマラを訪問し、各国ハイレベルと会談を行った。</p> <p>2 中米・カリブ諸国からは、12月、チンチージャ・コスタリカ大統領がカスティージョ同国外相、ゴンサレス貿易大臣、クルス科学技術大臣と共に訪日し、天皇陛下が御会見された他、野田総理との間で首脳会談を実施した。また、メキシコより、ラミレス下院議長(6月)、ゴンサレス上院議長(1月)が来日し、横路衆院議長を始めとする国会関係者と会談した。この他、中米カリブ諸国から多数の閣僚が来日するとともに、FEALAC若手行政官招へいやカリコム若手外交官招へいの枠組みにおいて多数の若手行政官を我が国に招へいた。</p> <p>3 11月にホノルルにおいて行われたAPEC閣僚会</p>	日本と中米カリブ地域の間での政府要人の往来を達成するとともに、積極的に若手外交官を招聘する。

		合において玄葉外務大臣がエスピノサ・メキシコ外務大臣と会談した他、同月カンヌで行われたG20 サミットにおいて野田総理がカルデロン・メキシコ大統領と懇談した。	
	24 年度	<p>1 我が国からは、加藤外務大臣政務官がメキシコ、ホンジュラス、パナマに（5月）、山根外務副大臣がドミニカ（共）に（8月）、若林外務大臣政務官がドミニカ（共）、メキシコに（1月）訪問し、二国間関係強化のために各国政府と協議を行った。</p> <p>2 中米カリブ諸国からは、マルティネリ・パナマ大統領（10月）、マルテリー・ハイチ大統領（12月）、カバジェロス・グアテマラ外相（5月）、ルークス・パナマ外相（10月）、カストロ・コスタリカ環境エネルギー相といった首脳・閣僚が訪日し、二国間関係強化のため、ハイレベルでの協議を行った。この他、中米カリブ諸国から多数の閣僚が来日するとともに、FEALAC の枠組みにおいて、アジア9か国、中南米8か国から計17名の若手行政官を、カリコムの枠組みにおいてカリブ諸国7か国から若手外交官を我が国に招へいした。</p> <p>3 12年6月にメキシコで行われたG20 サミットでは野田総理がカルデロン・メキシコ大統領と会談した他、同月に開催されたリオ+20 では玄葉外相がパトリオッタ・ブラジル外相と会談した。</p>	同上
	25 年度		政府要人をはじめ、FEALAC 若手行政官招へい、カリコム若手外交官招へい等、様々なレベルでの人物交流を引き続き強化する。
	26 年度		様々なレベルでの人物交流を引き続き強化する。 特に、26（2014）年は日・カリブ交流年であり、各種記念行事を実施する。
	27 年度		様々なレベルでの人物交流を引き続き強化する。
目標	—	様々なレベルでの人物交流を引き続き強化する。	
(4) 多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化			年度ごとの目標
基準	22 年度	日・カリコム外相会議、日本・中米「対話と協力」フォーラム等を通じて、マルチでの影響力の強化を図った。	
施策の進捗状況(実績)	23 年度	7月に我が国において第14回日本・中米「対話と協力」フォーラムが開催され、中米諸国との間で二国間関係のみならず、国際場裏における協力強化について活発な意見交換を行った。また、8月には山花外務大臣政務官が第5回 FEALAC 外相会合に出席し、我が国のアジア・中南米に対する政策を発信するとともに、外相会合に出席していた多数の中南米諸国閣僚と会談を行った。この他、FEALAC 及びカリコムの枠組みにおいて多数の若手行政官を我が国に招へいし、アジアと中南米の交流強化に貢献した。	日本・中米「対話と協力」フォーラムやカリコム若手外交官招へいを通じ、我が国と中米カリブ諸国との関係強化を図る。
	24 年度	7月に、第15回日・カリコム事務レベル協議及び第15回日本・中米「対話と協力」フォーラムを開催	FEALAC 高級実務者会合、FEALAC 環境ビジネス会合、日本・中米「対話と協力」フォーラム等を通

		し、中米・カリブ諸国との間で二国間関係のみならず、国際場裏における協力強化について活発な意見交換を行った。 また、10月にはFEALAC高級事務レベル会合が開催され、同フォーラムに参加する中南米20か国と意見交換等を行った。この他、FEALAC及びカリコムの枠組みにおいて多数の若手行政官を我が国に招へいし、アジアと中南米の交流強化に貢献した。 その他、9月の国連総会の際には玄葉外相と太平洋同盟加盟国外相との間で会談を実施し、また、2013年1月には太平洋同盟の首脳会合への我が国オブザーバー参加資格が承認された。	じ、中南米諸国との関係を強化するとともにアジアと中南米の間の協力を促進する。				
	25年度		FEALACや日本・中米「対話と協力」フォーラム、日・カリコム協議等のマルチのフォーラムを引き続き積極的に活用する。				
	26年度		FEALACや日本・中米「対話と協力」フォーラム、日・カリコム協議等のマルチのフォーラムを引き続き積極的に活用する。				
	27年度		FEALACや日本・中米「対話と協力」フォーラム、日・カリコム協議等のマルチのフォーラムを引き続き積極的に活用する。				
目標	—	FEALACや日本・中米「対話と協力」フォーラム、日・カリコム協議等のマルチのフォーラムを引き続き積極的に活用する。					
(5) 中米カリブ地域諸国との首脳会談と外相会談の実施数		基準値	実績値				目標値
		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		7	6	7			—
年度ごとの目標値			基準値程度	同左	同左	同左	同左
(6) (参考指標)		実績値					
日・中米カリブ間貿易額 (単位：億円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		32,581	32,428				
具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 中南米地域は、メキシコ・ブラジル等の新興国を中心に5.9億人の人口、豊富な資源・エネルギーを背景に高い経済的潜在力を有する新興市場として注目されており、我が国にとって、EPAや投資協定、官民連携した市場開拓等経済関係の強化を図ることが重要である。また、33か国が地域国際機関等を軸にまとまっており、国際社会において一定の影響力を有している。我が国が、グローバルな課題に取り組む上で中南米地域と協力関係を強化することは不可欠であり、そのために首脳・外相レベルの交流及び事務レベルでの対話を活発に行うことが重要である。</p> <p>2 上記測定指標（基準値に掲げたハイレベルの会談数を達成）及び以下のとおり、「メキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバ及びカリブ共同体（カリコム）諸国との経済関係を強化すること、国際社会の諸課題に関する協力関係を強化すること及び相互理解を促進すること並びに多国間フォーラムを通じ、中南米全体との関係を強化すること」との目標の達成に向けて進展があった。</p> <p>(1) 経済関係の進展 日墨EPAビジネス環境整備委員会の開催、日・中米フォーラムの開催により、日本企業に中南米諸国とのビジネス拡大の機会を提供したことは、日本企業の経済活動への側面的支援として有効であった。更に、カリブ諸国との日・カリコム事務レベル協議における経済問題についての議論や日・カリコム官民合同経済ミッション派遣のフォローアップ等を通じ、同地域全体と経済関係が強化された。例年に比べ、日本と中南米の企業の交流の場が拡大し、日本企業からもこれら取組を評価する声が多く上がっているところ、全体として経済関係が進展したと言える。</p> <p>(2) 国際場裏における連携</p>					

マルティネリ・パナマ大統領、マルテリー・ハイチ大統領、カバジェロス・グアテマラ外相等の来日や玄葉外相、山根副大臣、加藤政務官、若林政務官等の中南米訪問を通じ、中南米諸国との国際場裏における協力について活発な意見交換を行い、協力強化に進展が見られた。特に気候変動、安保理改革、ポストMDGs、NPTI等の分野において積極的に連携することができた。

(3) 人物・文化交流事業への取組を通じた相互理解の促進

マルティネリ・パナマ大統領やマルテリー・ハイチ大統領を筆頭に多数の閣僚が訪日した他、FEALACの枠組みにおいて若手行政官をカリコム若手外交官招への枠組みにおいて若手外交官を我が国に招へいたことは、政治・経済のみならず文化面において積極的な交流が進み、一層相互理解が促進されることにつながった。

(4) 地域国際機関を含む多国間フォーラムを通じた中南米地域との関係の強化

第15回日・中米「対話と協力」フォーラムや第15回日・カリコム事務レベル協議の開催の他、FEALAC高級事務レベル会合の実施、FEALAC環境ビジネス会合の開催を通じ、中南米各国との間で二国間関係のみならず、国際場裏の問題についても意見交換を行ったことは、中南米諸国との関係強化に有効であった。

3 限られた予算や人的資源を効率的に活用し、上記2のとおり全体として相当な進展が見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【課題と今後の方針】

中南米では現在様々な地域統合の動きがあり、二国間のみならず、地域・準地域機構との関係を強化することが、我が国の国際場裏における影響力拡大や中南米との経済関係強化にとって重要となっている。24年度においては、太平洋同盟諸国と初の外相会談を実施し、同同盟のオブザーバー参加資格を得る等の成果を上げたが、今後は、いかにこれら地域機構との間で具体的な協力を実施していくかが重要となる。

今後、事務レベルの協議や政治レベルの対話等の機会を今まで以上に増やすことにより、太平洋同盟やラテンアメリカ・カリブ諸国共同体(CELAC)といった中南米の地域・準地域機構との関係を更に強化していく。

具体的施策名	2 南米諸国との協力及び交流強化			
具体施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」		
達成すべき目標	南米諸国との経済関係を強化すること、国際場裏における協力関係を強化すること、相互理解を促進すること			
具体施策の概要	<p>(1) 経済連携協定（EPA）や投資協定等の法的枠組みの構築・運用や政府間等の対話を通じた経済関係の強化</p> <p>(2) 国連改革や気候変動等国際社会の課題に係る取組や国際機関等の選挙における我が国に対する南米諸国の支持獲得・協力推進</p> <p>(3) 南米諸国出身の在日外国人の逃亡犯罪人問題に対する取組の推進及び日ブラジル社会保障協定、子弟の教育問題等への取組の側面支援</p>			
測定指標	(1) 南米諸国との経済関係強化の進展		年度ごとの目標	
	基準	22年度	ペルーとのEPAが交渉完了、コロンビアとの投資協定が実質合意に至ったほか、ボリビアとの間でリチウム開発に係る言及を含む共同声明に署名した。	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	ペルーとのEPAが発効、コロンビアとの投資協定が署名に至ったほか、コロンビアとのEPA共同研究を開始した。また、メルコスールと我が国との対話の枠組みを立ち上げることに合意した。	日・ペルーEPA及び日・コロンビア投資協定の早期発効に向けた手続きを進めるとともに、南米諸国との間の経済交流促進に向けての議論を深める。
		24年度	日・コロンビアEPA共同研究の終了に続き、日・コロンビアEPA交渉を開始した。発効済みのEPAでは、日・チリEPAの下で魚及び魚製品に関する作業部会を、また日・ペルーEPAの下でビジネス環境整備小委員会を開催した。さらに、ウルグアイとの投資協定締結交渉を開始したほか、メルコスールとの間で経済関係緊密化のための対話を開始した。 また、エネルギー・鉱物資源の安定的確保に関連し、ボリビアとの対話を行い、日本企業の投資を側面支援した。	日・コロンビア投資協定の早期発効に向けた手続、日・コロンビアEPA共同研究の早期終了に向けた取組を進めるとともに、引き続き南米諸国との間の経済交流促進に向けての議論を深める。また、発効済みの協定の円滑かつ着実な運用に努める。
		25年度		日・コロンビア投資協定の早期発効、並びに日・コロンビアEPA交渉及び日・ウルグアイ投資協定交渉を促進するとともに、発効済みの協定の円滑かつ着実な運用に努める。また、南米諸国との間で経済交流促進のための対話を引き続き促進していく。
		26年度		交渉を終えた二国間の経済関係協定の早期発効を目指すとともに、発効済みの協定の円滑かつ着実な運用に努める。また、南米諸国との間で、引き続き経済交流促進のための対話を促進していく。
		27年度		交渉を終えた二国間の経済関係協定の早期発効を目指すとともに、発効済みの協定の円滑かつ着実な運用に努める。また、南米諸国との間で、引き続き経済交流促進のための対話を促進していく。
	目標	—	交渉を終えた二国間の経済関係協定の早期発効を目指すとともに、南米諸国との間で経済交流促進のための対話を引き続き促進していく。	
	(2) 南米諸国との国際場裏における協力の強化		年度ごとの目標	
基準	22年度	所管する4か国の首脳訪日を始めとして、二国間、多国間双方の機会において、気候変動等我が国の立場		

		への理解・支持取り付けのための働きかけを行った。	
施策の進捗状況(実績)	23年度	サントス・コロンビア大統領(9月), ピニェラ・チリ大統領(3月)の訪日をはじめとし, アルゼンチン外務大臣(4月), ブラジル外務大臣(4月), コロンビア外務大臣(9月及び2月), チリ外務大臣(3月), の訪日や, 松本外務大臣のメルコスール首脳会談出席及びブラジル訪問等の我が国要人の南米訪問の機会をとらえ, 様々なレベルで, 環境・気候変動, 国連・安保理改革, 北朝鮮問題等についての協力に向けた働きかけを行った。	国連改革, 環境・気候変動, 軍縮不拡散等について, 南米諸国に対して我が国の立場への理解・支持を求める。
	24年度	ウマラ・ペルー大統領(5月), ルゴ・パラグアイ大統領(5月), ペルー外相(5月), ウルグアイ外相(11月)の訪日や, 玄葉外務大臣の国連持続可能な開発会議(リオ+20)出席(6月), 古川国家戦略大臣のブラジル訪問(4月)等の我が国要人の南米訪問の機会をとらえ, 様々なレベルで, 環境・気候変動, 国連・安保理改革, 軍縮・不拡散, 北朝鮮問題等についての協力に向けた働きかけを行った。	国連改革, 環境・気候変動, 軍縮不拡散等について, 南米諸国に対して我が国の立場への理解・支持を求める。
	25年度		二国間の機会に加え, 多国間の機会も活用し, 環境・気候変動, 北朝鮮の人権問題, 安保理改革, 軍縮・不拡散問題等の国際的な問題について, 我が国の立場を説明し, 我が国への支持の拡大を引き続き図っていく。
	26年度		二国間の機会に加え, 多国間の機会も活用しつつ, 様々な国際的な問題について, 我が国の立場を説明し, 我が国への支持の拡大を引き続き図っていく。
	27年度		二国間の機会に加え, 多国間の機会も活用しつつ, 様々な国際的な問題について, 我が国の立場を説明し, 我が国への支持の拡大を引き続き図っていく。
目標	—	二国間, 多国間のあらゆる機会を活用した我が国の立場の説明, 及び我が国への支持の拡大を引き続き図っていく。	
(3) 南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組の進展			年度ごとの目標
基準	22年度	ブラジルとの間で, 第3回司法作業部会を開催したほか, 社会保障協定への署名を行った。	
施策の進捗状況(実績)	23年度	逃亡犯罪人問題, 我が国での就労や子弟の教育をめぐる問題, 社会保障問題等の課題に対し, 国内関係省庁, 地方自治体, 関係国政府等との連携を深めつつ取り組んだ。「不処罰は許さない」との観点から, ブラジル政府に対し国外犯処罰規定の適用を要請している案件のフォローを引き続き実施した。さらに, 3月1日に発効した日・ブラジル社会保障協定について, 厚生労働省及び在京大使館・総領事館と協力し, 在日ブラジル人に対する事前説明会を実施した。	南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題に関し, 対話の機会の構築に向けて取り組む。
	24年度	ブラジルとの間で受刑者移送条約締結交渉を開始した。 また, ブラジル政府に対して国外犯処罰規定の適用を要請している案件について, 司法関係者との関係構築, また右を基にして情報収集を行う等, 引き続きフ	南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題に関し, 二国間条約の締結に向けた協議を含め, 対話の機会の構築に向けて取り組む。

		オーローした。						
	25年度				南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し、ブラジル政府に対して国外犯処罰規定の適用を要請している案件について、適用を着実に確保する等、引き続き両国間の連携を深めていく。			
	26年度				南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し、両国間の連携を深めていく。			
	27年度				南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し、両国間の連携を深めていく。			
目標	—	南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し、司法問題に関する対話の機会を通じて、両国間の連携を深めていく。						
(4) 南米諸国との首脳会談と外相会談の実施数	基準値	実績値					目標値	
	21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—	
	5	8	7				—	
年度ごとの目標値		基準値程度	同左	同左	同左	同左		
(5) (参考指標) 日・南米諸国間貿易額 (単位：億円)	実績値							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
	33,203	33,852						
具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	【総括】						
		<p>1 南米は世界最大の日系人社会を有し、民主主義、人権尊重、法の支配等の基本的価値観を我が国と共有する地域であり、南米各国とは二国間及び国際場裏において伝統的に友好協力関係を維持してきている。この外交資産を維持・強化し、かつ積極的に活かしていくことが必要である。また、我が国は、エネルギー・鉱物・食料資源が豊かな南米諸国と経済的に補完関係にあることから、これらの国々との経済関係の強化は極めて重要である。さらに、南米諸国出身の在日外国人は約30万人に上り、地域社会との共存に向けて積極的に取り組むことが急務となっている。南米諸国との協力及び交流の強化のためには、EPA その他の枠組みを通じた経済関係の活性化、首脳・外相レベルから実務家・有識者まで幅広いレベルでの交流を進めること、二国間政策対話の継続、また、地域国際機関等との関係の強化や多国間フォーラムへの積極的参加が必要である。</p> <p>2 上記測定指標及び以下のとおり、「南米諸国との経済関係の強化、国際場裏における協力関係の強化、及び相互理解の促進」の目標の達成に向けて相当な進展があった。</p> <p>(1) 日・コロンビア EPA 共同研究の終了、日・コロンビア EPA 交渉の開始等 EPA に関する取組に加え、ウルグアイとの投資協定締結交渉やメルコスールとの間で経済関係緊密化のための対話の開始をみたことは、南米諸国との経済関係の活性化に有効であった。また、ボリビアとの間の日本企業の投資側面支援にみられるように、対話を通じ、エネルギー・鉱物資源の安定的確保に向けた進展が見られた。</p> <p>(2) ウマラ・ペレー大統領、ルゴ・パラグアイ大統領をはじめとするハイレベルの要人往来や各種の二国間対話の実施等を通じ、我が国の TPP 交渉参加への支持が得られる等の成果があり、国際場裏における協力が進んだ。</p> <p>(3) 多数の在日ブラジル人の存在を背景に、ブラジルとの間で様々な司法問題についての協議を進めたことは、両国法制度への相互理解の促進に有効で、こうした理解の下で、同国との受刑者移送条約の締結交渉を開始できたことは、在日ブラジル人をめぐる諸問題の解決に向け大きな前進となった。</p> <p>【課題と今後の方針】</p> <p>1 高い経済成長率が引き続き見られる南米諸国に日本の企業の関心が高まる中、投資・ビジネス環境の安定及び改善の必要性は引き続き高く、経済関係協定や対話を行い、経済関係の強化をさらに加速化させていく。</p> <p>2 南米諸国の国際社会における発言力の高まりや太平洋同盟及びラテンアメリカ・カリブ諸国共同体 (CELAC) といった新たなリージョナル及びサブリージョナルグループの設立の動き等を踏まえつつ、グローバルな課題における日本の立場への支持取り付けは今後も重要な課題である。引き続き国連総会等の国際会議の場、また、地域国際機関等との対話の場等において、南米諸国に対して我が国の立場の説明を行い、更なる関係</p>						

強化を進めていく。

- 3 南米諸国との一層の関係強化は、今後も必要である。引き続き、首脳レベルを含むあらゆるレベルでの要人往来を活発に行い、二国間の対話・交流を行っていく。

学識経験者を有する者の知見の活用

(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)

○多くの日本国民にはイメージのつかみ難い外交領域であるが、記述が具体的で分かりやすい。

○明確な意図のもとに着実な取組が行われていると評価する。

○施策の「達成すべき目標」の記述と、具体的施策の「達成すべき目標」の記述とは、本来、連動すべきものである。したがって、具体的施策の同欄の記述には、施策の記述のキーワードである「多面的で裾野の広い交流」、「協力関係」を上位とする記述となっているかどうか、という観点から再度確認をされたい。特に、交流という点では、要人の記述は見られるが、裾野の広い交流を想起させる記述が少ないのではないか。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化

- ・日墨ビジネス環境整備委員会（平成24年5月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/5/0507_04.html
- ・日・グアテマラ外相会談（平成24年5月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/5/0523_07.html
- ・日・メキシコ首脳会談（平成24年6月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_noda/1206_mexico.html
- ・第15回日・中米フォーラム（平成24年7月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kaigi/j_ca/g_2012/index.html
- ・日・太平洋同盟外相会談（平成24年9月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_gemba/taiheiyo_1209.html
- ・日・パナマ首脳会談（平成24年10月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_noda/1210_panama.html
- ・FEALAC若手行政官招聘（平成24年10月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/kazama/fealac_1211.html
- ・FEALAC環境ビジネス会合（平成24年11月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kaigi/fealac/kankyo_kaigo.html
- ・日・ハイチ首脳会談（平成24年12月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_noda/1211_haiti.html

2 南米諸国との協力及び交流強化

- ・日・ペルー首脳会談（平成24年5月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_noda/1205_peru.html
- ・日・ペルー外相会談（平成24年5月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/5/0509_02.html
- ・日・パラグアイ首脳会談（平成24年5月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_noda/1205_paraguay.html
- ・日・ブラジル首脳電話会談（平成24年5月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_noda/1205_brazil.html
- ・日・ブラジル外相会談（国連持続可能な開発会議（リオ+20））（平成24年6月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_gemba/brazil_1206.html
- ・日・ウルグアイ外相会談（平成24年11月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/11/1107_05.html
- ・日本国とコロンビア共和国との間の経済連携協定（EPA）に向けた共同研究報告書の発表（平成24年7月27日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/7/0727_10.html
- ・日・コロンビア経済連携協定（EPA）交渉第1回会合（概要）（平成24年12月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/12/1217_02.html

担当部 局名	中南米局	作成責任者 名	中米カリブ課長 小林 麻紀	政策評価実施 時期	平成25年8月
-----------	------	------------	------------------	--------------	---------

施策 I - 4 欧州地域外交

施策名	欧州地域外交																																
達成すべき目標	<p>基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国及び主要機関、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との関係を強化すること</p> <p>(具体的施策の達成すべき目標)</p> <p>1 欧州地域との総合的な関係強化 基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化すること</p> <p>2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進 西欧及び中・東欧諸国との二国間関係及び国際場裏における友好な関係を継続・促進すること、並びに共通の課題に関する協力関係を継続・促進すること</p> <p>3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させること</p> <p>4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化 中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化すること、中央アジア地域内協力を促進すること</p>																																
施策(具体的施策)の概要	<p>1 欧州地域との総合的な関係強化</p> <p>(1) 欧州地域(各国、欧州連合(EU)、北大西洋条約機構(NATO)、欧州安全保障協力機構(OSCE)、欧州評議(CoE))との政治対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。</p> <p>(2) 欧州各国との社会保障協定、租税条約、刑事共助条約及び税関相互支援協定等の締結・改正協議を継続する。</p> <p>(3) 欧州への日本の専門家の派遣等による知的交流を促進する。</p> <p>2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進</p> <p>(1) 西欧及び中・東欧諸国との対話を継続・促進する。</p> <p>(2) 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。</p> <p>(3) 人的・知的交流、民間交流を維持・促進する。</p> <p>3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展</p> <p>(1) 首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話を積極的に推進する。</p> <p>(2) 平和条約締結交渉の推進、四島交流、四島住民支援事業等を実施する。</p> <p>(3) 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に、エネルギー、極東・東シベリア開発や、ロシア経済近代化における互恵的な協力を着実に進展させる。</p> <p>(4) 地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。</p> <p>(5) 防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議を実施する。治安当局間による交流を実施する。</p> <p>(6) 各種招へい事業、交流事業等を実施する。</p> <p>4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化</p> <p>(1) 中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・推進する。</p> <p>(2) 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。</p> <p>(3) 様々なスキームの活用等による人的交流を維持・推進する。</p>																																
施策の予算額・執行額等	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="177 1883 352 1921">区分</th> <th data-bbox="352 1883 560 1921">22年度</th> <th data-bbox="560 1883 807 1921">23年度</th> <th data-bbox="807 1883 1046 1921">24年度</th> <th data-bbox="1046 1883 1530 1921">25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="177 1921 352 2040" rowspan="4">予算の状況 (千円)</td> <td data-bbox="352 1921 560 1960">当初予算 (a)</td> <td data-bbox="560 1921 807 1960">1,307,567</td> <td data-bbox="807 1921 1046 1960">1,119,646</td> <td data-bbox="1046 1921 1530 1960">1,090,826</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1960 560 1998">補正予算 (b)</td> <td data-bbox="560 1960 807 1998">0</td> <td data-bbox="807 1960 1046 1998">0</td> <td data-bbox="1046 1960 1530 1998">△21,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1998 560 2040">繰越し等 (c)</td> <td data-bbox="560 1998 807 2040">0</td> <td data-bbox="807 1998 1046 2040">0</td> <td data-bbox="1046 1998 1530 2040"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 2040 560 2119">合計 (a+b+c)</td> <td data-bbox="560 2040 807 2119">1,307,567</td> <td data-bbox="807 2040 1046 2119">1,119,646</td> <td data-bbox="1046 2040 1530 2119"></td> <td data-bbox="1530 2040 1530 2119"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 2040 352 2119">執行額 (千円, d)</td> <td data-bbox="352 2040 560 2119"></td> <td data-bbox="560 2040 807 2119">1,202,258</td> <td data-bbox="807 2040 1046 2119">1,041,479</td> <td data-bbox="1046 2040 1530 2119"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	1,307,567	1,119,646	1,090,826	補正予算 (b)	0	0	△21,000	繰越し等 (c)	0	0		合計 (a+b+c)	1,307,567	1,119,646			執行額 (千円, d)		1,202,258	1,041,479					
区分	22年度	23年度	24年度	25年度																													
予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	1,307,567	1,119,646	1,090,826																													
	補正予算 (b)	0	0	△21,000																													
	繰越し等 (c)	0	0																														
	合計 (a+b+c)	1,307,567	1,119,646																														
執行額 (千円, d)		1,202,258	1,041,479																														

<p>施策に 関係す る内閣 の重要 政策 (施政 方針演 説等の うち主 なもの)</p>	<p><u>1 欧州地域との総合的な関係強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 183 回国会施政方針演説（平成 25 年 2 月 28 日） 「アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、戦略的に推進します。」 ・第 183 回国会外交演説（平成 25 年 2 月 28 日） 「（中略）基本的価値を共有する欧州、（中略）との協力にも取り組みます。」 「（中略）日本を魅力的な生産拠点・投資先とするため、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの間で高いレベルの経済連携を戦略的に推進します。」
	<p><u>2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「欧州は、基本的価値を共有するパートナーであり、英国、ドイツ、並びに本年の G 8 及び G20 議長国であるフランスを始めとする欧州諸国や統合を深める欧州連合（EU）等と緊密に連携します。」 ・第 183 回国会外交演説（平成 25 年 2 月 28 日） 「（中略）基本的価値を共有する欧州（中略）との協力にも取り組みます。」
	<p><u>3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 183 回国会施政方針演説（平成 25 年 2 月 28 日） 「もう一つの隣国であるロシアとの関係は、最も可能性に富んだ二国間関係の一つであります。本年に予定されているロシア訪問を、日露関係の発展に新たな弾みを与えるものと考えています。アジア・太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築すべく、日露関係全体の発展を図りながら、最大の懸案である北方領土問題を解決して平和条約を締結すべく、腰を据えて取り組みます。」 ・第 183 回国会外交演説（平成 25 年 2 月 28 日） 「ロシアとは、戦略的な視点に立って、地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築すべく、安全保障、経済等あらゆる分野における協力の進展に向けて努力します。両国間の最大の懸案である北方領土問題については、両国の立場に依然として大きな隔たりはありますが、四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結すべく、解決に向けて粘り強く取り組みます。その観点から、本年中に行う総理訪露を、日露関係の発展に新たな弾みを与えるものと考えています。」
	<p><u>4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「特にレアアースを含む鉱物資源については、（中略）カザフスタン等との間で協力関係を強化することで一致しています。今後も、官民連携の下、多角的な資源外交を推進し、資源国との間で協力関係を強化します。」

施策名	欧州地域外交	
施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」
達成すべき目標	基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国及び主要機関、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との関係を強化すること	

具体的施策名	1 欧州地域との総合的な関係強化	
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」
達成すべき目標	基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化すること	
具体的施策の概要	<p>(1) 欧州地域（各国、欧州連合（EU）、北大西洋条約機構（NATO）、欧州安全保障協力機構（OSCE）、欧州評議会（CoE））との政治対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。</p> <p>(2) 欧州各国との社会保障協定、租税条約、刑事共助条約及び税関相互支援協定等の締結・改正協議を継続する。</p> <p>(3) 欧州への日本の専門家の派遣等による知的交流を促進する。</p>	

測定指標	(1) 欧州地域との総合的な対話・協力の進展		年度ごとの目標
	基準	—	日 EU 定期首脳協議や NATO、OSCE、アジア欧州会合（ASEM）における協力といった欧州各国及び国際機関との関係強化
施策の進捗状況（実績）	23 年度	<p>1 EU との関係では、5月の第20回日 EU 定期首脳協議で、日 EU・EPA 及び政治、グローバル、その他の分野別協力を対象とした拘束力を有する協定の交渉のためのプロセスを開始することに合意した。この他、日 EU 外相協議、日 EU 政務局長協議など、様々なレベルにおいて広範な分野に関して着実に政治対話を実施した。</p> <p>2 NATO との関係では、5月に松本外務大臣が NATO 本部を訪問、10月に日・NATO 高級事務レベル協議を開催した他、12月の NATO 外相会合（アフガニスタン会合）に参加して政治対話を実施した。また、NATO の基金を通じてアフガニスタン国軍の識字教育を支援した。</p> <p>3 OSCE との関係では、12月の外相理事会、5月の OSCE モンゴル共催会議及び2月の OSCE タイ共催会議に参加した。また、具体的協力として、OSCE 選挙監視団に我が国から要員を派遣した。</p> <p>4 欧州評議会（CoE）との関係では、アジアで唯一のオブザーバー国として、様々な会合に積極的に参加した。また、11月にフランスにて開催されたサイバー犯罪対策に関する会議（オクトパス会議）に対する支援を行った。</p> <p>5 アジア・欧州間の対話・協力においては、6月にブダペストで開催された ASEM 第10回外相会合に参加し、非伝統的安全保障上の課題、地球規模の課題、経済・金融危機からの回復、地域情勢等に関し、有意義な意見交換を行うとともに、アジア・欧州間のコンセンサスの形成に貢献した。また、同外相会合の準備プロセスとしての全体高級実務者会合に出席し、外相会合の成功に向けて ASEM 諸国との連携・協力の強化を図った。さらに、アジア側調整国の一つとして調整国会合等に参加するとともに、10月には東京で全体高級実務者会合を開催し、主導的な立場で議論に貢献した。</p>	日 EU 定期首脳協議の実施をはじめとした政治対話を成功裏に実施する。
	24 年度	1 EU との関係では、首脳会談を2度、外相会談を1度	日 EU 定期首脳協議及び ASEM 第9回首脳会

実施し、この他にも様々なレベルにおいて広範な分野に関して着実に政治対話を実施した。3月には、第21回日EU定期首脳協議が開催される予定であったが、キプロス支援の対応のため、EU側首脳の訪日が困難となったことから延期となり、代わりに同日、首脳電話会談を実施した。同会談では、日EU・EPA及び戦略的パートナーシップ協定(SPA)の交渉立ち上げを決定した。

2 NATOとの関係では、5月にNATOシカゴ首脳会合において「アフガニスタンに関する会合」が開催され、我が国から玄葉外務大臣が出席した。また、5月に日・NATO高級事務レベル協議を開催し、日NATO間の政治対話を実施した。さらに、12月にNATO外相会合ISAF貢献国会合に我が国から駐ベルギー大使が出席した。

3 OSCEとの関係では、オーストリアにおいて11月に開催された「北東アジアの安全保障とOSCEの経験」セミナーに我が国から駐オーストリア大使が出席し、スピーチを行った。また、アイルランドにおいて12月にOSCE外相理事会が開催され、我が国から外務副大臣が出席し、我が国の外交政策やOSCEに対する貢献や取組をアピールした。また、豪州において25年3月に安全保障における女性問題をテーマにOSCE共催会議が開催され、我が国から欧州局参事官が出席し我が国の女性の社会進出のための取組に関するスピーチを行った。

4 CoEとの関係では、アジアで唯一のオブザーバー国として、各種会合に積極的に参加した。また、6月にフランスで開催されたサイバー犯罪対策に関する会議(オクトパス会合)に対する支援を行った。

5 アジア・欧州間の対話・協力においては、11月にラオスで開催されたASEM第9回首脳会合に総理が出席し、経済財政問題、地球規模の課題、地域情勢、社会・文化協力、ASEMの将来の方向性等に関し有意義な議論を行った。その成果として、議長声明とビエンチャン宣言が採択され、それら各分野の課題等に対するアジア・欧州間の共通の認識の形成が図られ、また、今後の協力の方向性等が示された。なお、今次首脳会合においては、欧州債務危機を背景として世界経済・財政問題が一つの大きな課題として取り上げられ、ASEM各国が一致結束して対応していくことの重要性が確認された。

合の実施をはじめとした政治対話を成功裏に実施する。

25年度

日EU定期首脳協議及びASEM第11回外相会合の実施をはじめとした政治対話を成功裏に実施する。特に、EUとの関係では、EPA及び戦略的パートナーシップ協定(SPA)の交渉を前進させる。

NATOとの関係では、5月に日・NATO共同政治宣言を発表することを目指す。その他、サイバー分野での協力の具体化に向け、NATOと共催でサイバー等に関するシンポジウムを開催する。人道支援・災害救援分野では日・EU共同研究会を設置することを目指す。

アジア・欧州間の対話・協力においては、

			ASEMの各種会合の成功、特に第11回外相会合を通じアジア・欧州間の具体的な協力を繋がるよう我が国としても貢献するとともに、関連する国際会議や各種専門家会合等への参加や、アジア欧州財団（ASEF）との協力を引き続き行っていくことにより、両地域間の協力と理解の増進のために積極的に関与していく。
	26年度		日EU定期首脳協議及びASEM首脳会合の実施をはじめとした政治対話を成功裏に実施する。
	27年度		日EU定期首脳協議及びASEM外相会合の実施をはじめとした政治対話を成功裏に実施する。
目標	—	欧州の各国及び国際機関との関係を強化する。	
(2) 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展			年度ごとの目標
基準	—	社会保障協定、租税条約、税関相互支援協定などの欧州各国との法的枠組みの整備	
施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>1 社会保障協定については、スイスとの社会保障協定が3月に発効した。また、スウェーデンとの間で政府間交渉を実施し(10月)、オーストリア、スロバキアとの間では当局間協議を実施した。</p> <p>2 租税条約(協定)については、マン島との租税情報交換協定(9月)、ケイマン諸島との租税協定(11月)、オランダとの租税条約、スイス及びルクセンブルクとの租税条約改正議定書(いずれも12月)が発効した。ポルトガルについては政府間交渉を実施し(6月)、署名を行った(12月)。この他、ジャージー及びガーンジーとの租税協定について署名を行い(12月)、リヒテンシュタインとの間で政府間交渉を実施し、協定の内容につき実質合意に至った(3月)。また、ドイツとの間で租税協定改正の政府間交渉を実施した(12月)。</p> <p>3 税関相互支援協定については、ドイツとの間で11月に政府間交渉を実施した。イタリアとの協定が、平成24年4月に発効した。</p>	欧州各国との租税条約及び社会保障協定等の締結・改訂に向けた作業を実施する。
	24年度	<p>1 社会保障協定については、ハンガリーとの間で政府間交渉(9月)及びその後継続的に協議を行い、実質合意(1月)に至った。</p> <p>2 租税条約(協定)については、リヒテンシュタイン公国との租税情報交換協定に署名を行い(7月)、その後発効した(12月)。また、ドイツとの協議を継続し、英国との間では租税条約改正のため政府間交渉を開始し、基本合意に至った(3月)。</p> <p>3 税関相互支援協定については、イタリアとの協定が発効した(4月)。ドイツとの間では基本合意に至った(5月)。また、ノルウェーとの間で政府間交渉の実施について合意した(7月)。</p>	欧州各国との租税条約及び社会保障協定等の締結・改訂に向けた作業を実施する。
	25年度		欧州各国との租税条約及び社会保障協定等の締結・改訂に向けた作業を実施する。
	26年度		同上
	27年度		同上

目標	—	欧州各国との法的枠組みを整備する。							
(3) 人的ネットワーク構築の進展			年度ごとの目標						
基準	—	日本の専門家の派遣等による知的交流の促進及び招聘プログラムの実施							
施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>1 2月にベルギーで「東アジアの安全保障」をテーマとする日EU共同シンポジウムを開催した。</p> <p>2 2月にタジキスタンでアフガニスタン及びタジキスタンの政府職員(税関職員等)の能力向上を目的とした日EU国境管理会合を開催した。</p> <p>3 「東アジア地域の安全保障環境～日欧間の認識共有に向けて」をテーマに、欧州5か国に安全保障分野の専門家4名を派遣し、セミナー等を開催した。</p> <p>4 3月に東京で「欧州債務危機と今後の欧州統合の行方」をテーマに有識者の参加も得て日EU政策策定者セミナーを開催した。</p>	日本の専門家の派遣等による知的交流を促進し、また、招聘プログラムを実施する。						
	24年度	<p>1 12月に東京で「EU外交と欧州議会」をテーマに、EU政府関係者3名を招へいし、有識者の参加も得て、日EU政策策定者セミナーを開催した。</p> <p>2 25年2月にアイルランドで、経済分野及び開発分野の専門家2名を派遣し、「日EU関係：共通の課題への対応」をテーマに、日EU共同シンポジウムを開催した。</p> <p>3 「東アジア地域の安全保障環境：日欧間の認識共有に向けて」をテーマに、欧州4か国(スウェーデン、ノルウェー、オランダ、ベルギー)に有識者3名を派遣し、各国のシンクタンク等でセミナーを開催した。</p>	日EU共同シンポジウムや日本の専門家の派遣等による知的交流を促進し、また、招聘プログラムを実施する。						
	25年度		<p>日EU共同シンポジウムや日本の専門家の派遣等による知的交流を促進し、また、招聘プログラムを実施する。</p> <p>具体的には、EU東方パートナーシップ及び東アジアの安全保障をテーマに、リトアニアに有識者を派遣し、日EU共同シンポジウムを開催する。また、関係者の能力強化を目的とした、日EU国境管理会合をタジキスタンにて実施する。</p>						
	26年度		同上						
	27年度		同上						
目標	—	人的交流を円滑に実施する。							
(4)			基準値	実績値			目標値		
①政治・安保分野における協議・対話の実施回数			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	—
②シンポジウム、セミナー等の開催回数			① 8	①20	①10	①12			—
③知的交流事業における派遣者数			② 2	② 3	② 5	② 3			
④日EU政策策定者セミナー参加者数			③ 4	③ 2	③ 4	③ 3			
⑤日EU共同シンポジウム参加者数						④40 ⑤30			
年度ごとの目標値				—	—	①12 ② 3 ③ 3	①19 ② 3 ③ 6 ④ 0 ⑤40	①19 ② 3 ③ 3 ④40 ⑤40	
(備考) 第2回日EU政策策定者セミナー(24年12月)参加者のうち9名が、「興味深かった、勉強になった」、6名が「仕事上参考になった」とアンケートに回答(有効回答者数14名)。									

<p>具体的施策に関する評価結果</p>	<p>評価結果に関する総括</p>	<p>【総括】</p> <p>1 欧州は、我が国と自由、人権、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有しており、欧州諸国及び欧州の大半の国が加盟している EU、NATO、OSCE、CoE の諸機関と我が国は国際社会の安定と繁栄に向けて主導的な役割を果たすパートナーである。このような欧州との連携・協力を強化していくことは我が国の国益にも合致するものであり、政治対話の実施、各種法的枠組みの構築、知的交流等を通じ、総合的な関係強化をはかることが必要不可欠である。</p> <p>2 測定指標及び以下に示すとおり、「基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化する」との目標の達成に向け、相当な進展があった。</p> <p>(1) 政治対話面においては、日 EU 間において首脳・政務レベルで複数回に亘る会談が実施されたことを含め、効果的な政治対話の結果、25 年 3 月に日 EU・EPA 及び戦略的パートナーシップ協定 (SPA) 協定の交渉開始につき日 EU 首脳間で合意が形成された、との大きな成果があった。また、日 NATO 間、日 OSCE 間、日 CoE 間においても、上記施策の実績のとおり、ハイレベルの対話を通じて総合的な関係強化がはかられた。アジア・欧州間の対話・協力においては、ASEM 第 9 回首脳会合の成果文書として議長声明及びビエンチャン宣言が採択され、アジア・欧州間の諸課題につき共通認識が形成されるとともに、今後の協力の方向性が示された。</p> <p>(2) 欧州との法的枠組みの構築に関しては、リヒテンシュタイン公国との租税情報交換協定及びイタリアとの税関相互支援協定がそれぞれ発効し、法的枠組みの強化に向け進展があった。また、今後の進展に向け、ハンガリーとの社会保障協定、英国との租税条約改正、ドイツとの税関相互支援協定について基本的合意にいたる等の成果があった。</p> <p>(3) 人的交流面においては、日 EU 間の各種対話、セミナー、シンポジウムの実施を通じて、我が国を取り巻く戦略環境の変化や、グローバルな諸課題における我が国の立場につき、欧州との共有がはかられ、日欧連携の強化が確認された。また、知的交流事業においては、いずれの訪問先においても 100 名前後の参加者が得られた他、現地メディアからもインタビューを受ける等、幅広い層・対象に向け効果的な PR が行われた。現地の大使館からも、我が国の第一線で活躍する専門家による情報発信は東アジアの安全保障環境への欧州の理解促進において非常に有意義であった、との報告がなされた。</p> <p>3 上述のとおり資源の投入量に見合う適切な進展が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。また、政治対話をより多く実施するとの観点から、国際会議の機会等を積極的に活用した他、シンポジウムやセミナー等の実施にあたってはコスト削減に努めた。</p> <p>【課題と今後の方針】</p> <p>1 我が国が、世界経済、テロ、軍縮・不拡散といったグローバルな諸課題の解決を目指すにあたり、欧州との連携・協力は不可欠であるところ、引き続き対話の実現に努め、一層の協力促進を図ることが、課題である。このため、具体的には、日 EU・EPA 及び戦略的パートナーシップ協定 (SPA) の早期妥結に向け、鋭意交渉を進めるとともに、NATO、OSCE、CoE との各種レベルにおける協議・対話を通じ、我が国の政策発信を行うとともに、グローバルな諸課題及び地域情勢等について共通の認識の醸成を図る。また、アジア・欧州間の対話・協力のにおいては、ASEM の各種会合の成功に貢献し、関連会合への参加やアジア欧州財団 (ASEF) と引き続き協力していくことを通じ、両地域間の協力と理解増進に向け積極的に関与していく。</p> <p>2 欧州との総合的な関係強化の基盤となる法的枠組みの構築に関しては、引き続き各種条約・協定の早期締結に向け、交渉を継続・実施する。</p> <p>3 欧州諸国は、国際社会の安定と繁栄に向けて主導的な役割を果たす我が国の重要なパートナーであり、一層相互理解を深めていくことが課題であるところ、欧州との裾野の広い関係構築に向け、セミナーやシンポジウムを効果的に実施するとともに、有識者等の派遣を通じて人的交流の促進を図る。</p>
----------------------	-------------------	--

具体的施策名	2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進			
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」		
達成すべき目標	西欧及び中・東欧諸国との二国間関係及び国際場裏における友好な関係を継続・促進すること、並びに共通の課題に関する協力関係を継続・促進すること			
具体的施策の概要	(1) 西欧及び中・東欧諸国との対話を継続・促進する。 (2) 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。 (3) 人的・知的交流、民間交流を維持・促進する。			
測定指標	(1) 政府間対話の進展		年度ごとの目標	
	基準	23年度	要人往来や国際会議の機会の首脳・外相会談を通じた政府ハイレベル間対話に進展があった。	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	要人往来(菅総理の訪仏、ウルフ独大統領の訪日等)や国際会議(G20カンヌ・サミット等)の機会に、多数の首脳・外相会談を実施し、政府ハイレベル間の対話が進展した。また、日独150周年を迎えた独との関係では、皇太子殿下の訪独も実現した。	可能な限り多くの政府ハイレベル間の対話を実施する。
		24年度	<p>要人往来(フィンランド首相やスロバキア大統領等の訪日や玄葉大臣の訪英・仏・独など)や国際会議(国連総会、ASEM首脳会合等)の機会に、多数の首脳・外相会談を実施し、政府ハイレベル間の対話が進展した。</p> <p>具体的な実績の例は次のとおり。</p> <p>9年ぶりとなる英国首相の日本への二国間訪問を実現し、首脳会談の成果として日英共同声明を発出した。</p> <p>英国、フランスそれぞれと外相戦略対話を実施し、地域情勢等について突っ込んだ議論を行った。</p> <p>フランス、スペインとは、外相会談の実施にあわせてコミュニケを発出し、効果的な対外発信も行った。</p> <p>ドイツとは両国外相の相互訪問が実現し、欧州債務危機、日EU・EPA等への取組から地域情勢等について対話が進展した。</p> <p>さらに、電話会談も積極的に活用し、緊急事態への対応等のため、関係国と緊密な協議を行った。</p>	英・独等をはじめとする欧州諸国と可能な限り多くの政府ハイレベル間の対話を実施する。
		25年度		英国(平成25年G8議長国)やフランス(対日重視のオランダ政権)、ドイツ(欧州最大の経済大国)、オランダ(法の支配を重視)等をはじめとする欧州諸国と可能な限り多くの政府ハイレベル間の対話を実施する。
		26年度		可能な限り多くの政府ハイレベル間の対話を実施する。
		27年度		同上
	目標	—	可能な限り多くの政府ハイレベル間の対話を実施する。	
	(2) 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展		年度ごとの目標	
	基準	23年度	次官級・局長級協議の実施を通じた二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力が進展した。	
施策の進捗状況	23年度	V4(ヴィシエグラード4か国:チェコ、ポーランド、ハンガリー及びスロバキア)といった地域的枠組みとの対話や、西欧及び中・東欧諸国との次官級・局	頻繁な事務レベルの協議を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行う。	

況(実績)		長級協議を実施し、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整が進展した。	
	24年度	<p>1 V4やGUAM（グルジア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバ）等の地域的枠組みとの対話や、西欧及び中・東欧諸国との次官級・局長級協議を実施し、環境分野等をはじめとする二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力が進展した。</p> <p>2 具体的な実績の例は次のとおり。</p> <p>(1) 英国、フランスとはアジアに関して、また、北欧諸国とは貿易経済や北極等に関して局長級協議を実施し、政策調整に努めた。</p> <p>(2) 英国とは、防衛、原子力等の分野での協力について、事務レベルの協議が進展した。</p> <p>(3) V4とはエネルギー分野に関するワークショップ等を、GUAMとは運輸セミナー等を開催した。</p> <p>(4) チェルノブイリ原発事故を経験したウクライナ及びベラルーシの間では、「原子力発電所における事故へのその後の対応を推進するための協力に関する協定」をそれぞれ署名し、原発事故後の対応について具体的な協力を開始した。</p>	頻繁な事務レベルの協議を通じて、環境分野等を中心に、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行う。
	25年度		頻繁な事務レベルの協議を通じて、地域情勢やサイバー等二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行う。
	26年度		頻繁な事務レベルの協議を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行う。
	27年度		同上
目標	—	頻繁な事務レベルの協議を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行う。	
(3) 民間の人的・知的交流の進展			年度ごとの目標
基準	23年度	有識者や一般市民、政府関係者等の参加を得たシンポジウムや調査・研究等を通じた民間の人的・知的交流を促進した。周年関連事業を成功裏に実施した。	
施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>民間の有識者や経済界、一般市民、政府関係者等の参加を得て、日バルト・セミナーや日独フォーラムなどのシンポジウム、日英関係強化に関する共同事業などの調査・研究等を実施し、民間の人的・知的交流の促進に積極的に取り組んだ。</p> <p>また、日バルト三国新たな外交関係設立20周年及び日独交流150周年の関連事業を成功裏に実施した。</p>	日バルト・セミナーや日独フォーラム等を通じて民間の人的・知的交流を推進するとともに、日バルト三国新たな外交関係設立20周年や日独交流150周年の関連事業を成功裏に実施する。
	24年度	<p>民間の有識者や経済界、一般市民、政府関係者等の参加を得て、日本スペイン・シンポジウムや日独フォーラムなどのシンポジウム、日英関係強化に関する共同事業などの調査・研究等を実施し、民間の人的・知的交流の促進に積極的に取り組んだ。</p> <p>具体的な実績の例は次のとおり。</p> <p>平成25年～平成26年にかけて実施される日本スペイン交流400周年に関して、同周年の名誉総裁への日スペイン両国の皇太子殿下御就任が決定されるなど、交流の気運が高まった。</p>	日本スペイン・シンポジウムや日独フォーラム等を通じて、民間の人的・知的交流を推進する。

		<p>日独フォーラムでは環境や東アジア情勢に関する議論の高まりを得たことから、有識者に加え政務の参加を得てこれを実施した。</p> <p>ウクライナとの間では、原発事故後の対応に関する協力に関して締結された協定に基づき原発事故後協力合同委員会を開始し、両国間で具体的な協力を開始した。</p> <p>ロンドン・オリンピック・パラリンピックの際には、民間のイベントを支援し、人的交流を後押しした。</p> <p>ノルウェーとの間では、人的交流を促進するワーキング・ホリデー制度を導入した。</p>						
	25年度		<p>日英21世紀委員会や日独フォーラム等を通じて民間の人的・知的交流を推進するとともに、日本スペイン交流400周年については、交流年開幕記念音楽会等を始めとする関連行事を成功裏に実施する。</p>					
	26年度		<p>日英21世紀委員会や日独フォーラム等を通じて民間の人的・知的交流を推進するとともに、日スイス外交関係樹立150周年を成功裏に実施する。</p>					
	27年度		<p>日英21世紀委員会や日独フォーラム等を通じて、民間の人的・知的交流を推進する。</p>					
目標	—	シンポジウム、調査・研究等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。						
(4)		基準値	実績値				目標値	
①首脳間・外相間協議の回数		23年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
②事務レベル協議の回数		① 38	① 38	① 60				—
③シンポジウム等の回数		② 33	② 33	② 30				
		③ 15	③ 15	③ 16				
年度ごとの目標値			—	—	—	—	—	
(5) 日本側の要人（外務省政務）訪欧数		基準値	実績値				目標値	
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	—
		15	20					—
年度ごとの目標値			基準値程度	同左	同左	同左		
具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 国際社会で大きな影響力を有する欧州諸国は、我が国と自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有するパートナーである。我が国が、国際社会の平和と繁栄やグローバルな課題の解決に貢献するためには、これらの諸国と緊密な二国間関係を構築し、政策協調と相互協力を促進させることが不可欠である。</p> <p>2 上記測定指標及び以下のとおり、施策を効果的に実施し「西欧及び中・東欧諸国との二国間関係及び国際場裏における友好な関係を継続・促進すること、並びに共通の課題に関する協力関係を継続・促進する」との目標の達成に向けて、相当な進展があった。</p> <p>(1) 日英首脳会談の成果である日英共同声明は、安全保障、経済、国際社会共通の諸課題等の幅広い分野における日英協力の基盤を提供し、特に防衛、原子力の分野における協力やサイバー分野等における政策協調を進展させるものとなった。</p> <p>(2) 英国、フランスとの外相戦略対話は、G8メンバー・P5（国連安保理常任理事国）であるなど国際社会に対して大きな影響力を持つ両国との間で、政策協調・友好協力関係を促進することに貢献した。特に、厳しさを増すアジアの安全保障環境に対する両国の理解促進に大きく寄与した。</p> <p>(3) ドイツとの間では外相相互訪問等を通じ、日EU・EPAや欧州債務危機といった我が国と欧州の双方で取り組むべき課題について具体的政策調整が進められた他、日独フォーラムなどを通じ、環境分野など国際的諸課題への取組について有識者レベルでの協議が進展した。</p>						

- (4) とりわけ、平成25年1月に発生したアルジェリアにおけるテロ事件に際しては、関係国である英国・フランス・ノルウェーと首脳・外相電話会談を行い、緊密な連携の下、事態に対処することができた。
- (5) 地域枠組みであるV4との間では、東方パートナーシップ等に関する協力を強化することにより、基本的価値を共有するパートナーとしての日・欧州間の協力を深化させることができた。
- (6) 東日本大震災との関係では、チェルノブイリ原発事故を経験したウクライナ、ベラルーシとの間で上述のように「原発事故後協力協定」を締結し協力を開始したが、右は我が国の被災地復興に役立つとともに、我が国が知見をもって世界に貢献する道を具体的に開くものとなった。
- (7) 平成24年のロンドン・オリンピック・パラリンピックは、民間交流を促進する絶好の機会となり、関連イベント等に対して政府として可能な支援を行うことにより、英国に止まらず広く世界各国と日本人々々の間の交流を後押しすることができた。
- (8) 23年度以前は、概して、西欧及び中・東欧諸国からは活発な要人訪日が続けられてきた一方、日本側要人の訪欧はレベル・回数とも限られたものとなってきた。こうした状況を受けて、24年度には外務省政務の欧州訪問の機会を積極的に追求することにより、より多くの国々や地域枠組みとの間で協議や政策協調を図ることが可能となり、一定の成果を挙げている。

3 上述のとおり、資源の投入量に見合う進展が得られており、とられた手段は適切かつ効率的であった。例えば、政府間の対話については国際会議の機会等を積極的に活用し、また、事業についてはコスト削減に努めた。

【課題と今後の方針】

- 1 上記評価のとおり一定の効果はみられるものの、欧州側の訪日と比し、日本側の訪欧は我が国内政事情等もあって未だ限られており、今後も引き続き、国際会議等のあらゆる機会を利用して政務クラスの訪欧を追求することとする。
- 2 なお、欧州の主要国との関係では、課題と今後の方針は以下のとおり。
 - (1) 英国との関係では、昨年のキャメロン首相訪日の際に首脳間で合意された防衛・安全保障や原子力分野等における二国間協力を進展させる。また、今年英国が議長を務めるG8と、平成25年6月に日本で開催される第5回アフリカ開発会議（TICAD V）との連携・協調を進める
 - (2) フランスとの関係では、オランダ大統領の訪日が予定されていることから、その実現に向けた準備を取り進める。特に、政治・安全保障、経済、文化を3本柱とする首脳間成果文書の発出し、具体的な訪日の成果を実現できるよう努める。更に、訪日実現後は、そのフォローアップを行うこととする。
 - (3) ドイツとの関係では、平成24年10月の外務大臣訪独等をフォローアップする形で引き続き欧州の大国であるドイツとの間で、欧州債務危機の対応や日EU・EPA等への取組から地域情勢について協力を深化させる、また日独地域間協力を深化させる。

具体的施策名	3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展			
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて一定の進展があった。」		
達成すべき目標	領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させること			
具体的施策の概要	<p>(1) 首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話を積極的に推進する。</p> <p>(2) 平和条約締結交渉の推進、四島交流、四島住民支援事業等を実施する。</p> <p>(3) 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に、エネルギー、極東・東シベリア開発や、ロシア経済近代化における互恵的な協力を着実に進展させる。</p> <p>(4) 地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。</p> <p>(5) 防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議を実施する。治安当局間による交流を実施する。</p> <p>(6) 各種招へい事業、交流事業等を実施する。</p>			
測定指標	(1) 政治対話の深化		年度ごとの目標	
	基準	—	首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話の成功裏の実施及び議員や議会対話の成功裏の実施	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>日露両政府間においては2回の首脳会談及び3回の外相会談を実施し、事務レベルでの協議や対話が活発に行われた。7月にはナリィシュキン・ロシア大統領府長官が訪日し、菅総理表敬及び同長官と枝野官房長官との会談が実現した。また、日露外務省事務方のトップによる日露戦略対話を11月に行い、日露双方が戦略的関心を有する重要な国際問題及び二国間関係等について意見交換を行った。</p> <p>さらに、5月に伴野外務副大臣が訪露した際、対日議連の主要メンバーとの間で、東日本大震災、福島第一原発事故をめぐる日露間の協力に加え、議員交流の重要性について意見交換が行われた。</p>	首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を成功裏に実施する。議員や議会対話を成功裏に実施する。
		24年度	<p>日露両政府間において、2回の首脳会談及び3回の外相会談に加え、複数のロシア政府閣僚が来日したほか、事務レベルにおいても、安全保障、北方領土問題、原子力・エネルギーを含む経済、国際舞台における協力等、幅広い分野について活発な議論が行われた。また、9月にはキリル・ロシア総主教がロシア正教会の最高指導者として12年ぶりに訪日し、東日本大震災の被災地を訪問するとともに、天皇陛下への謁見の他、我が国の各界要人と精力的に会談を行った。</p>	同上
		25年度		首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を成功裏に実施する。議員や議会対話を成功裏に実施する。安全保障分野での日露協力を進展させる。
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	—	首脳会談を始めとするハイレベル対話を実施するとともに、議会・議員間交流を進展させる。	
	(2) 平和条約交渉		年度ごとの目標	
	基準	—	平和条約締結交渉の継続、四島交流・四島住民支援事業等の実施	
施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>日露両国は、北方領土問題に関する協議を続けた。5月のG8ドーヴィル・サミットの際に行われた菅総理とメドヴェージェフ大統領との首脳会談では、日露両国は静かな環境下で領土問題についての協議を継続していくことで一致した。</p>	領土問題の解決に向けた協議を継続する。関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業を円滑に実施する。	

<p>績)</p>	<p>また、野田政権の発足後、11月のホノルルAPECにおいて野田総理とメドヴェージェフ大統領との首脳会談が行われ、両者は問題解決の必要性を再確認するとともに、お互いに相手を尊重しつつ、議論を続けていくことで一致した。玄葉外務大臣とラヴロフ外相との間では、9月の国連総会及び11月のホノルルAPECの際に外相会談が行われるとともに、1月に東京で行われた外相会談において、両国の立場は大きく異なるが、相互信頼の雰囲気が高まっていることを踏まえ、この問題を棚上げすることなく、静かな環境の下で両国間のこれまでの諸合意及び諸文書、法と正義の原則に基づき問題解決のための議論を進めていくことで一致した。</p> <p>領土問題解決に向けた環境整備の面では、精力的に世論啓発事業を行った他、四島交流、自由訪問、北方墓参や四島住民支援事業を通じ、四島のロシア人住民との相互理解が促進され、領土問題解決に向けた環境整備が進展した。また、四島を含む日露の隣接地域における防災協力、生態系保全等の分野においても協力が進展している。</p>	
<p>24年度</p>	<p>G8外相会合の際に日露外相会談（4月、於：米国）が、G20サミットの際に日露首脳会談（6月、於：メキシコ）が実施され、北方領土問題について実質的な議論を進めることとなった。</p> <p>しかしながら、7月には、メドヴェージェフ首相が平成22年に続き2度目の国後島訪問を行ったことから、日本政府として様々なレベルで抗議などを行った。</p> <p>同時に、ロシア側との対話を進めることなくして北方領土問題の解決はないとの観点から、総合的な観点から同月に玄葉外務大臣が訪露し、プーチン大統領への表敬及び外相会談を行った。</p> <p>その後、アジア太平洋経済協力（APEC）会合の際の日露首脳会談（9月、於：ロシア）、国連総会の際の日露外相会談（9月、於：米国）や次官級協議（10月、於：日本）で、双方にとり受け入れ可能な解決策を見出すべく議論を行った。</p> <p>また、日本は、北方領土問題の解決のための環境整備に資する事業等にも積極的に取り組んでおり、四島交流、自由訪問及び墓参を実施すると同時に、北方四島を含む日露両国の隣接地域において、防災や生態系保全等の分野での協力を進めている。</p>	<p>領土問題の解決に向けた協議を継続する。関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業を円滑に実施する。</p>
<p>25年度</p>		<p>領土問題の解決に向けた協議を継続し、平和条約問題の双方に受け入れ可能な解決策を作成する交渉を加速させることを目指す。なお、関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業を円滑に実施する。</p>
<p>26年度</p>		<p>同上</p>
<p>27年度</p>		<p>同上</p>
<p>目標</p>	<p>— 領土問題の解決に向けた協議を継続する。関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業を円滑に実施する。北方領土問題を解決し、平和条約を締結する。</p>	
<p>(3) 貿易経済分野における協力の推進</p>		<p>年度ごとの目標</p>
<p>基準</p>	<p>— 貿易経済日露政府間委員会、日露経済諮問会議等各種会議・会合の成功裏の実施</p>	

施策 の進 捗状 況(実 績)	23 年度	<p>日露経済関係は着実に拡大しており、日露貿易額は平成 23 年過去最高の約 307 億米ドルとなった。エネルギー分野では、日本企業が参加する石油・天然ガスのプロジェクト(サハリン・プロジェクト)が順調に進んでいるほか、日露両国企業により、ウラジオストクにおける液化天然ガス(LNG)のプラント建設等について共同調査が実施された。また、東日本大震災後、ロシアから日本に対し、LNG の追加的供給や東シベリアでのガス田開発等を含む提案が行われた。近く発効された日露原子力協定をはじめ、原子力分野の協力も進められた。</p> <p>エネルギー分野に加え、自動車、機械製造等の分野で日本企業のロシア市場への進出も進んでいる。日本企業のロシアにおける活動を容易にするために、関係省庁とも連携しつつ、「貿易に関する日露政府間委員会」を通じてロシア政府に種々の働きかけを行い、具体的プロジェクトの推進のための支援を強化している。また、9月にモスクワで「ロシアの経済近代化に関する日露経済諮問会議」第2回会合を開催し、日露企業幹部の出席の下、省エネ、通信、医療分野について協議を行った。</p> <p>その他、日本センターが、両国企業へのビジネス支援活動や地域経済交流に貢献している他、将来日露経済交流の分野で活躍する人材の発掘・育成のため、経営関連講座、訪日研修、日本語講座などを実施した。</p>	<p>貿易経済日露政府間委員会、日露経済諮問会議等各種会議・会合を成功裏に実施する。</p>
	24 年度	<p>日露貿易額は、平成 22 年には回復に転じ、平成 24 年は過去最高の約 335 億米ドルとなった。エネルギー分野に加え、自動車、機械製造等の分野で日本企業のロシア市場への進出が進んだ。WTO 加盟による貿易投資環境の改善が期待されるものの、ロシア国内においては法の支配が徹底されておらず、日本企業が貿易・投資を行う際の不透明な手続や不公正な扱いが問題となっており、外務省は、日本企業の活動を容易にするために、関係省庁とも連携しつつ、「貿易経済に関する日露政府間委員会」等を通じてロシア政府に種々の働きかけを行い、具体的プロジェクトの推進のための支援を強化した。11 月には同委員会の第 10 回会合を東京で開催し、エネルギー・省エネ、医療、近代化・イノベーション、運輸、農業、極東・東シベリアにおける協力等各分野における協力について協議を行った。</p> <p>エネルギー分野では、日本企業が参加する石油・天然ガスのプロジェクト(サハリン・プロジェクト)が順調に進んでいるほか、日露両国企業により、ウラジオストクにおける液化天然ガス(LNG)のプラント建設等について共同調査が実施された。さらに、独立行政法人石油天然ガス金属鉱物資源機構(JOGMEC)は、東シベリアにおいて、ロシア企業と共同で石油・天然ガスについての地質構造調査を行っている。また、5月に発効した日露原子力協定の下、原子力分野の協力も進められることとなった。</p> <p>そのほか、ロシア国内の6都市にある日本センターが、両国企業のビジネス活動や地域間経済交流を支援している。同センターは、日露経済交流分野で将来活躍する人材の発掘・育成のため、経営関連や日本語の講座、訪日研修等を実施しており、これまでに約 55,000 人のロシア人が受講し、そのうち約 4,300 人が訪日研修に参加した。</p>	<p>貿易経済日露政府間委員会、日露経済諮問会議等各種会議・会合を成功裏に実施する。</p>

	25年度		貿易経済日露政府間委員会、日露経済諮問会議等各種会議・会合を成功裏に実施する。日本企業のロシア進出支援を一層推進し、交易拡大を目指す。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	エネルギー、極東・東シベリア開発やロシア経済近代化における互恵的協力を含めた日露貿易経済関係拡大に向けた取組を実施する。	
(4) 国際舞台における協力			年度ごとの目標
基準	—	地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話の推進	
施策の進捗状況(実績)	23年度	北朝鮮やイラン等の重要な国際問題につき、首脳レベルを含め多様なレベルで精力的に協議を行った。また、アフガニスタンの問題については、麻薬取締官研修の実現へ向けた協力も行われた。	地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
	24年度	北朝鮮、イラン、シリア等の主要な地域問題について意思疎通が行われたほか、アフガニスタン人麻薬取締官研修プロジェクトといった具体的な協力も行われた。	地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
	25年度		地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話といった国際舞台における協力を推進する。	
(5) 防衛・治安分野における関係の発展			年度ごとの目標
基準	—	防衛当局間・部隊間交流、外交・防衛当局間協議、及び治安当局間交流の推進	
施策の進捗状況(実績)	23年度	防衛交流の分野では、9月にロシア海軍艦艇が訪日し、共同訓練を実施した。また、治安当局間では、10月に海上保安庁巡視船がサハリンを訪問し、ロシア国境警備局との間で日露合同訓練を実施した。	共同訓練及び相互訪問を成功裏に実施する。
	24年度	安全保障の分野では、10月にパトルシェフ安全保障会議書記(閣僚級)が訪日し、野田総理、玄葉外務大臣、森本防衛大臣とそれぞれ率直な意見交換を行った。その際、日本外務省と露安全保障会議との間で覚書が署名され、今後両組織が安全保障等分野の情報交換・協議等を行っていくこととなった。防衛当局間では、6月に統合幕僚長、8月に航空幕僚長が訪露したほか、8月にロシア海軍艦艇が訪日、9月には海上自衛隊艦艇がウラジオストクを訪問し、共同訓練を実施した。 治安分野では、6月に、東京での海上保安庁長官と露連邦保安庁国境警備局長官による会合、サハリン国境警備局の警備艇による小樽訪問及び第一管区海上保安本部との合同訓練が行われた。	共同訓練及び相互訪問を成功裏に実施する。
	25年度		当局間で共同訓練及び相互訪問を成功裏に実施しつつ、安全保障政策・治安分野を担当する両国の組織間での協議・対

			話を通じ信頼醸成を図るとともに、新たな協力関係を模索する。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	防衛当局間・部隊間交流、外交・防衛当局間協議、及び治安当局間交流といった防衛・治安分野における関係を発展させる。	
(6) 文化・国民間交流の進展			年度ごとの目標
基準	—	文化交流事業、日露青年交流事業及び草の根交流事業等招へい・交流事業等の推進	
施策の進捗状況(実績)	23年度	両国間の相互理解の促進及び相手国をよく知る人材の育成は、将来の日露関係発展の基礎として重要である。23年度には、2日間で延べ1万人以上の来客を集めた「J-FEST 現代日本文化フェスティバル2011」がモスクワで開催されるなど、活発な文化交流が行われた。また、両国間で拡大することにつき意見の一致を見ている日露青年交流事業の枠組みの下で約450名の両国の青年が交流を行い、そのうち東日本大震災で被災した約80名の青少年をロシアへ派遣した。	各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び草の根交流事業を成功裏に実施する。
	24年度	人的交流の分野では、日露青年交流事業の下での交流が継続され、本年初めて年間500名を超えた。また、茶道や剣道、折り紙といった日本の伝統文化から現代文化に至るまで、各種の日本紹介行事がロシア各地で行われるなど、文化の面でも活発な交流が図られた。 この他、キリル・ロシア正教会総主教が来日するなど、幅広い交流が行われた。	各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び草の根交流事業を成功裏に実施する。
	25年度		各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び草の根交流事業を成功裏に実施する。
	26年度		各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び草の根交流事業を成功裏に実施する。 また、「日露武道交流年」の関連行事を実施する。
	27年度		同上
目標	—	各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び草の根交流事業を成功裏に実施する。	
具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 アジア太平洋地域の戦略環境が大きく変化する中、ロシアとの協力をあらゆる分野で進め、日露関係を全体として高めていくことは我が国の国益に資するものである。また戦後65年以上を経過してもなお未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結することは、日露両国の戦略的利益に合致するのみならず、アジア太平洋地域の安定と繁栄にとって極めて重要である。</p> <p>2 上記測定指標及び以下のとおり、日露間の最大の懸案である北方領土問題の解決については依然厳しい情勢が続いたが、領土問題解決に向けた環境整備に進展が見られ、「領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させること」との目標の達成に向けて一定の進展があり、施策は有効に実施された。</p> <p>24年度は、2回为首脳会談、外務大臣の相互訪問を含む3回の外相会談をはじめ、様々なレベルで活発な会談が行われたことで、政治対話を深化させる上で効果的であった。</p> <p>特に、安全保障分野においては、我が国外務省と露安全保障会議事務局との間の覚書署名を得たことは、安全保障分野の対話・協力の強化に資するものとなった。経済分野についても、日露貿易経済政府間委員会</p>	

の開催により、政策対話が深化した。この他、キリル・ロシア正教会総主教の来日などは、幅広い分野での日露関係の進展に有効なものとなった。

3 限られた予算・人的投入資源を効率的に活用し、上記のとおり活発な政治対話を行うとともに、幅広い分野での日露関係の進展を一層進めることができた。

【課題と今後の方針】

アジア太平洋地域におけるパートナーとしてふさわしい日露関係の構築が課題であり、政治・安全保障、経済、文化、国際場裏での協力等あらゆる分野で協力と連携を深めていく。特に、重要な課題である領土問題解決に向けた平和条約交渉を、強い意思をもって継続するとともに、領土問題解決に向けた環境整備を一層推進する。

具体的施策名	4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化			
施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」		
達成すべき目標	中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化すること、中央アジア地域内協力を促進すること			
施策の概要	<p>(1) 中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・推進する。</p> <p>(2) 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。</p> <p>(3) 様々なスキームの活用等による人的交流を維持・推進する。</p>			
測定指標	(1) 各国との対話・交流等の進展		年度ごとの目標	
	基準	—	要人往来、政務協議及び招聘の実施	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>ハイレベルの相互訪問(徳永外務大臣政務官のアルメニア及びアゼルバイジャン訪問、浜田外務大臣政務官のキルギス訪問、ババノフ・キルギス第一副首相の訪日等)、政務協議等を実施した。</p> <p>また、「中央アジア青年招聘(招聘テーマ:運輸(陸上交通))」、「NIS外交官等招聘」を実施した。</p>	要人往来、政務協議及び招聘を実施する。
		24年度	<p>ハイレベルの相互訪問(山根外務副大臣のウズベキスタン訪問、浜田外務大臣政務官のカザフスタン・タジキスタン訪問、城内外務大臣政務官のタジキスタン訪問、サルグシャン・アルメニア大統領の訪日、アタムバエフ・キルギス大統領の訪日、イセケシェフ・カザフスタン副首相兼産業新技術大臣の訪日等)及び政務協議を実施した。</p> <p>また、「中央アジア青年招へい」(招聘テーマ:防災)及びNIS諸国を対象とする「若手外交官(中央アジア・コーカサス・欧州部)等招へい」を実施した。</p>	要人往来、政務協議及び招聘を実施する。
		25年度		要人往来の機会を一層活用して二国間関係を強化する。政務協議においては、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力のあり方等について率直に議論する。招へいを引き続き着実に実施し、各国との実務交流・知的交流の裾野を拡大する。
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	—	要人往来、政務協議及び招聘を実施する。	
	(2) 「中央アジア+日本」対話の進展		年度ごとの目標	
	基準	—	「中央アジア+日本」対話の実施	
施策の進捗状況(実績)	23年度	12月、東京で「中央アジア+日本」対話・第6回高級実務者会合(SOM)が開催され、5分野で協力を深化させること、平成24年秋に東京で同対話の第4回外相会合を開催することが合意された。	「中央アジア+日本」対話SOMを実施する。	
	24年度	<p>11月、東京で「中央アジア+日本」対話・第4回外相会合が開催され、「日本・中央アジアの新たなパートナーシップの構築に関する共同声明」が署名された。また、前年のSOM会合で合意された5分野での協力深化が外相レベルで確認された。</p> <p>会合では、中央アジア各国の国造りに対する日本の支援について高い評価が示され、国際場裏における協力等、様々な分野で日本と中央アジアのパートナーシップを高めていくとする姿勢が表明された。また、中央アジア諸国が地域協力を進めていく上で日本が果たしている役割に対し、高い評価と期待が表明された。</p>	「中央アジア+日本」対話外相会合を実施する。	

25年度		「中央アジア+日本」対話 SOM 会合を実施し、中央アジアにおける地域協力を進展させる。 具体的には、中央アジアの今後の経済的・社会的発展に向けた日本と諸国の協力のあり方について、方向性を確認することを目指す。
26年度		「中央アジア+日本」対話外相会合を実施し、中央アジアにおける地域協力を進展させる。
27年度		「中央アジア+日本」対話 SOM を実施し、中央アジアにおける地域協力を進展させる。
目標	—	「中央アジア+日本」対話を実施する。

(3) 中央アジア・コーカサス諸国との間での首脳会談数・外相会談数	基準値	実績値					目標値
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	—
	0	9					—
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
(4) (参考指標) 中央アジア・コーカサス諸国との貿易額 (単位: 億円)	実績値						
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
	1,285	1,641	1,692				

具体的施策に関する評価結果

評価結果に関する総括

【総括】

- ユーラシア大陸の中心にある中央アジアは、アジアと欧州を繋ぐ交通の要衝を占め、ロシア、中国、イラン、アフガニスタンなどの重要諸国に隣接する。また、コーカサス地域も、ロシアと中東、欧州とアジアを結ぶ位置におかれ、カスピ海から欧州へと向かうエネルギー資源の輸送回廊として重要な機能を果たしている。これらの地域が民主主義及び市場経済をはじめとする価値を我が国と共有しつつ、安定し、かつ自立して発展することは、我が国にとっても、国際社会にとっても極めて重要である。我が国としては、域内諸国の民主化及び市場経済化に向けた中央アジア・コーカサス諸国の努力を引き続き支援していく必要がある。特に、中央アジアの安定は隣接するアフガニスタンの安定と密接に関連し、テロ・麻薬・過激主義といった国際社会が直面する喫緊の課題を解決する上でも無視できない要素である。この地域が全体として安定し、経済・社会発展を遂げていくためには域内諸国間の地域協力が不可欠であり、我が国がこれら各国との良好な関係を維持し、地域協力の発展を促していくことは重要である。また、中央アジア・コーカサス地域は石油・ガス、レアメタル、レアアースなど豊富な資源を埋蔵し、供給の多角化を望んでいる。我が国がこれに応える施策を進めることは、我が国にとって必要不可欠であり、中央アジア側の安定を高める上でも有益である。
- 上記測定指標及び以下のとおり、施策を効果的に実施し、「中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化すること、中央アジア地域内協力を促進すること」との目標の達成に向けて相当な進展があった。
 - アルメニア大統領訪日の際に採択された「日本国とアルメニア共和国との友好とパートナーシップの更なる深化に関する共同声明」は、今後の日・アルメニア協力の方向性を定める文書であり、目標の達成に大きく貢献するものとなった。
 - キルギス大統領訪日の際に採択された「キルギス共和国と日本国との友好、パートナーシップ及び協力の更なる深化に関する共同声明」は、日・キルギス関係の現在の到達点を確認しつつ、今後の二国間及び多国間の協力の方向性を定めた文書として、目標の達成に大きく貢献するものとなった。
 - 外相をはじめとする政務レベルの活発な往来、高級実務者レベルの政務協議等を通じて我が国と中央アジア・コーカサス諸国の相互理解が促進された。
 - 平成24年10月のグルジア議会選挙及び平成25年2月のアルメニア大統領選挙に際し、OSCE 国際選挙監視団に我が国から要員を派遣したことは、両国の民主化努力への協力として目標の達成に貢献するものとなった。
 - 「中央アジア+日本」対話の枠組みでは着実に対話を深めた。本年度実施した第4回外相会合では、中央アジアにおける地域協力のあり方について外相レベルで率直な議論が行われ、中央アジア側からも多岐

	<p>にわたるイニシアティブが表明されるなど、我が国が「触媒」となることは地域協力の発展に有効な取組であった。</p> <p>3 上述のとおり資源の投入量に見合う適切な進展が得られており、とられた手段は適切かつ効率的であった。政府間の対話については国際会議の機会等を積極的に活用し、また、事業についてはコスト削減に努めた。</p> <p>【課題と今後の方針】</p> <p>1 二国間関係の強化は、引き続き重要な課題であり、こうした強化に向け有効性の高い要人往来及びハイレベル協議を積極的に活用していく。</p> <p>2 平成 26 年に予定されるアフガニスタンからの米軍撤退を踏まえ、中央アジアの安定を確保する必要がある。このため、本年予定されている SOM 会合等を通じて「中央アジア+日本」対話の枠組みによる協力を引き続き拡大・進展させていく。</p> <p>3 中央アジア・コーカサス地域は石油・ガス、レアメタル、レアアースなど豊富な資源を埋蔵し、これら諸国との関係強化は引き続き我が国にとって重要である。このため、今後も中央アジア・コーカサス諸国及び周辺諸国の動向をフォローしつつ、一層の経済交流を進めていく。</p>
--	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <p>○様々な交流や協定の締結が着実に進展している様がよく分かる。欲をいえば、代表的な首脳レベルの会談や、締結された種々の協定に関して、それらの開催や締結の事実のみではなく、それらの特徴的な内容について記載があるとよい。</p> <p>○具体的な施策のうち「欧州地域との総合的な関係強化」については、「目標の達成に向けて相当な進展があった」と評価しているが、実績値等から判断するに、「相当な進展」との評価はやや過大ではないか。その他の具体的な施策についての評価は妥当と思われ、「目標の達成に向けて進展があった」とする施策全体としての評価についても妥当なものとして評価する。</p> <p>○測定指標には定量化に向けた努力が見られる。</p> <p>「欧州地域外交」とする本施策では、I-4-3のロシアの比重が大きいように感じられる。そのため、他の3本の具体的な施策の達成状況が「相当な進展」となっているとしても、施策の達成状況が「進展」となってしまうことにかんがみれば、今後は、I-4-3は別の施策としても良い内容なのではないか。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p><u>1 欧州地域との総合的な関係強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「EU 情勢と日 EU 関係」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/index.html) ・「北大西洋条約機構 (NATO) の概要」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/NATO/gaiyo.html) ・「欧州安全保障協力機構 (OSCE)」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/OSCE/gaiyo.html) <p><u>2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年版外交青書 ・外務省ホームページ (各国・地域情勢：欧州) <p><u>3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「われらの北方領土」平成 23 (2011) 年版 ・外務省ホームページ ・平成 25 年版外交青書 <p><u>4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年版外交青書 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/index.html)
----------------------------------	--

担当部局名	欧州局	作成責任者名	政策課長 原 圭一	政策評価実施時期	平成 25 年 8 月
-------	-----	--------	--------------	----------	-------------

施策 I-5 中東地域外交

施策名	中東地域外交																																			
達成すべき目標	<p>中東・北アフリカ地域の平和と安定、経済的發展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること</p> <p>(具体的施策の達成すべき目標)</p> <p>1 <u>中東地域安定化に向けた働きかけ</u> 中東和平を実現させ、イラク及びアフガニスタンの復興に貢献するとともに、イラン核問題に対処すること</p> <p>2 <u>中東諸国との関係の強化</u> 対話を通じた相互理解を促進するとともに、中東地域産油国（特に、GCC）との間で経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築すること</p>																																			
施策（具体的施策）の概要	<p>1 <u>中東地域安定化に向けた働きかけ</u></p> <p>(1) 大規模なデモ等が発生した中東諸国の安定化に向け、今後の同諸国の改革努力の支援を含め、国際社会と連携する。</p> <p>(2) イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のため両者及び関係諸国に政治的な働きかけを行う。対パレスチナ支援及び信頼醸成措置を推進する。</p> <p>(3) イラクの安定・復興に貢献する。</p> <p>(4) アフガニスタンの安定・復興に貢献する。</p> <p>(5) イランとの良好な関係を基盤とした働きかけを行う。</p> <p>(6) 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力を支援する。</p> <p>2 <u>中東諸国との関係の強化</u></p> <p>(1) 中東諸国・イスラム世界との交流・対話を深化させる。</p> <p>(2) 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。</p> <p>(3) 湾岸協力理事会（GCC）諸国側の要望に応える形での人造りに協力する。</p>																																			
施策の予算額・執行額等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算 (a)</td> <td>155,935</td> <td>123,630</td> <td>136,254</td> <td>111,558</td> </tr> <tr> <td>補正予算 (b)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰越し等 (c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計 (a+b+c)</td> <td>155,935</td> <td>123,630</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額 (千円, d)</td> <td>94,374</td> <td>91,837</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	155,935	123,630	136,254	111,558	補正予算 (b)	0	0	0	—	繰越し等 (c)	0	0			合計 (a+b+c)	155,935	123,630			執行額 (千円, d)	94,374	91,837						
区分	22年度	23年度	24年度	25年度																																
予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	155,935	123,630	136,254	111,558																															
	補正予算 (b)	0	0	0	—																															
	繰越し等 (c)	0	0																																	
	合計 (a+b+c)	155,935	123,630																																	
執行額 (千円, d)	94,374	91,837																																		
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>1 <u>中東地域安定化に向けた働きかけ</u></p> <p>・第183回国会における大臣の外交演説（平成25年2月28日） 「（アルジェリアのテロ事件に関し、）国際社会と連携し、断固としてテロと闘うため、第一に国際テロ対策の強化、<u>第二にサヘル・北アフリカ・中東地域の安定化支援</u>、第三にイスラム・アラブ諸国との対話・交流の推進を三つの柱として、具体的な取組を迅速に実行していきます。」 「北朝鮮に加え、イランの核問題の現状にも深刻な懸念を有しています。イランが速やかに平和的・外交的解決のため実質的行動を取ることをお願いします。」 「アフガニスタンの平和構築は、国際社会の重要な課題です。テロとの闘いの観点からも、これまでの国際公約に従って、引き続き積極的な役割を果たしていきます。」 「中東和平については、「二国家解決」の早期実現を働きかけるとともに、パレスチナへの支援を継続し強化していきます。また、人道上の危機にあるシリア情勢に対しても、積極的で目に見える役割を果たします。」</p> <p>・衆議院安全保障委員会における大臣の所信表明演説（平成25年3月15日） 「アフガニスタンの復興支援、イランの核問題やシリアの人道危機について、各国と協力しながら取り組みます。」</p> <p>・衆議院海賊・テロ特別委員会における大臣の所信表明演説（平成25年4月1日） 「中東・アフリカ地域においては、アフガニスタン、イラク等で引き続きテロ事案が発生し、無辜の市民が犠牲になっており、その解決に向け、引き続き各国と協力しながら取り組みます。」</p> <p>2 <u>中東諸国との関係の強化</u></p>																																			

- ・（上記1， 1番目の発言と同じ）

「（アルジェリアのテロ事件に関し，）国際社会と連携し，断固としてテロと闘うため，第一に国際テロ対策の強化，第二にサヘル・北アフリカ・中東地域の安定化支援，第三にイスラム・アラブ諸国との対話・交流の推進を三つの柱として，具体的な取組を迅速に実行していきます。」

施策名	中東地域外交	
施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」
達成すべき目標	中東・北アフリカ地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること	

具体的施策名	1 中東地域安定化に向けた働きかけ	
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」
達成すべき目標	中東和平を実現させ、イラク及びアフガニスタンの復興に貢献するとともに、イラン核問題に対処すること	
具体的施策の概要	<p>(1) 大規模なデモ等が発生した中東諸国の安定化に向け、今後の同諸国の改革努力の支援を含め、国際社会と連携する。</p> <p>(2) イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のため両者及び関係諸国に政治的な働きかけを行う。対パレスチナ支援及び信頼醸成措置を推進する。</p> <p>(3) イラクの安定・復興に貢献する。</p> <p>(4) アフガニスタンの安定・復興に貢献する。</p> <p>(5) イランとの良好な関係を基盤とした働きかけを行う。</p> <p>(6) 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力を支援する。</p>	

測定指標	(1) 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果		年度ごとの目標
	基準	22年度	<p>4月にリーベルマン・イスラエル副首相兼外相を我が国へ招へいし、鳩山総理大臣との会談を実現した。また11月にはファイヤード・パレスチナ自治政府首相の訪日を実現させ、菅総理大臣との会談を行った。本招へいと同時に「中東和平についての我が国の立場」を表明した。我が国要人の往訪面では、8月、武正外務副大臣がイスラエル・パレスチナ・ヨルダン・エジプトを訪問し、中東和平に影響力を有する各国・地域の指導者に働きかけを行った他、飯村政府代表（中東和平担当特使）を頻繁に現地へ派遣し、政府としてハイレベルでの働きかけを行った。</p> <p>対パレスチナ支援としては、7月には、パレスチナ国家建設支援のための日・パレスチナ・ハイレベル協議を行い、①中小企業支援・貿易促進、②農業、③観光、④地方自治、⑤財政化、⑥上下水、⑦保健の7分野での協力を注力していくことを決定した。「平和と繁栄の回廊」構想において、10月に、野菜市場・農産業団地間の道路事業が完工し、土地造成事業を開始した。また、パレスチナ自治政府の財政支援の観点から、10月に15億円、12月に10億円のノンプロジェクト無償資金協力を実施した。</p>
施策の進捗状況（実績）	23年度	<p>我が国は、イスラエル、アラブ双方から信頼される立場を活かし、イスラエル、パレスチナの共存共栄と域内協力の促進に向けて、①イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ、②自立したパレスチナ国家を建設するための支援、③信頼醸成、に取り組んでいる。</p> <p>①6月に伴野副大臣、1月に山根副大臣が現地を訪れイスラエル・パレスチナ両当事者に中東和平問題に関する我が国の立場を伝え、交渉の再開を呼びかけた。さらに、飯村政府代表が頻繁にイスラエル・パレスチナをはじめ関係国を訪問し、直接交渉再開に向けたハイレベルの働きかけを行っている。要人の来訪では、2月にバラク・イスラエル副首相兼国防相を日本に招請し、野田総理及び玄葉外務大臣が中東和平問題を含む地域情勢について意見交換を行った。また、これまで地域の大国として中東和平問題に大きな役割を果たしてきたエジプトのアムル外相との間でも3月に同外相が訪日した際に、中東和平問題についての意見交換を行い、引き続きエジプトが役割を果たしていくことを求めた。</p>	

②ジェリコ南部に農産加工団地を建設し、西岸からヨルダンを通り湾岸諸国等に向けた農産加工品の物流を促進することをもってパレスチナの経済的自立を支援する「平和と繁栄の回廊」構想では、5月に第1ステージの土地の造成工事を終了し、3月には、ヨルダン川西岸で初の太陽光発電施設が同団地の一部に設置完了した。また、パレスチナ自治政府の厳しい財政状況にかんがみ、パレスチナ自治政府の経済社会開発努力の推進のために、10億円のノン・プロジェクト無償資金協力を実施した。さらに、西岸地区・東エルサレム、及びガザにおける人道状況改善のため、国連パレスチナ難民救済中東機関（UNRWA）に約1000万ドル、国連児童基金（UNICEF）に1580万ドルを供出した。

③11月にイスラエル・パレスチナ合同青年招聘を実施し、信頼関係の構築と我が国中東和平政策の理解の深化に努めた。3月7日及び8日には、中東の民主化に関する有識者会議を開催。イスラエル・パレスチナを含む中東、アジア、欧米、国際機関から広く有識者を招待し、中東地域の変革の現状及び今後、中東和平等に及ぼす影響等につき議論を行った。

24年度

我が国は、イスラエル、アラブ双方から信頼される立場を活かし、イスラエル、パレスチナの共存共栄と域内協力の促進に向けて、①イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ、②自立したパレスチナ国家を建設するための支援、③信頼醸成に取り組んだ。

①平成22年9月に開始されたイスラエル・パレスチナ間の直接交渉は、イスラエルが入植活動凍結を延期しなかったこと等により中断したまま、交渉再開の目処が立っていない。かかる状況下で、我が国は、平成24年5月に玄葉外務大臣がイスラエル・パレスチナ自治区を訪問し、我が国が二国家解決を支持することを改めて表明するとともに、両当事者に対して直接交渉の早期再開に向けた働きかけを行った。また、飯村政府代表も頻りにイスラエル及びパレスチナ自治区を訪問し、両当事者への働きかけを継続的に行っている。また、11月にガザ情勢が悪化した際には、我が国は両当事者に最大限の自制を呼びかけるため、外務大臣よりイスラエル及びパレスチナ双方の外相との電話会談を実施した。また、野田総理もムルシー・エジプト大統領と電話会談を行い、エジプトによる停戦努力の支持を表明した。さらに、ガザへの人道支援として計350万ドルの緊急無償資金協力を行った。加えて同年11月には国連総会において、パレスチナに「国家」としての国連オブザーバーの地位を与える旨の決議が賛成多数で採択され、我が国も賛成票を投じた。

②日本、パレスチナ、イスラエル、ヨルダンとが協力し、パレスチナの民間セクターを発展させ経済的自立を目指す「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地（JAIP）建設プロジェクトでは、6月にディベロッパ―契約署名が完了。我が国支援でも7月には西岸で初となる太陽光発電施設が稼働し、2月には給水網、配水管整備が完了した。ディベロッパ―と入居希望企業（21社）との間で正式契約に向けた交渉が進められた。本構想に関しては、中東和平プロセス当事者間の信頼醸成、パレスチナ民間セクターの開発を念頭としたパレスチナ経済自立のための支援として、イスラエル、パレスチナはもとより、主要国からも高い評価を得た。2月には東京で、東アジア諸国がパレスチナの国家建設努力に対する新たな支援や協力のあり方を協議するための国際会議「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合」（CEAPAD）を我が国及びパレスチナ自治政府の共催のもと初めて開催した。同会合には、ファイヤード・パレスチナ自治政府首相やマルティ・インドネシア外相、エルアラビー・アラブ連盟事

当事者間を中心とした信頼醸成の分野に重点を置きつつ、我が国の中東和平支援を行う。対パレスチナ支援についても、パレスチナ自治政府の財政に資するような形をはじめとする支援を行う。

		<p>務総長、セリー国連中東和平特別調整官等の要人が参加した。更に、インドネシア及びマレーシアとそれぞれパレスチナ国会建設のための制度・人づくり支援に関する三角協力を進めている。本件は、イスラエルと国交がないために、対パレスチナ支援の直接のコンタクトを持たないインドネシアやマレーシアが我が国の協力によって実現する対パレスチナ支援であり、支援拡大の観点からパレスチナ側より、また、インドネシアやマレーシアのバイの文脈より、高い評価を得ている。</p> <p>③9月にイスラエル・パレスチナ合同青年招聘を実施し、信頼関係の構築と我が国中東和平政策の理解の深化に努めた。</p>	
	25年度		引き続き、イスラエル・パレスチナ両当事者とのハイレベル協議を活発に行っていくとともに、対パレスチナ支援、信頼醸成措置等を着実に実施していく。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援、信頼醸成措置を実施する。	
(2) イラク・アフガニスタンの復興の進展			年度ごとの目標
基準	22年度	<p>1 イラク イラクでは平成22年に主要政治勢力が参加する新政権が樹立した。治安状況は平成19年夏以降改善傾向にある。米軍は平成23年12月に撤退した。石油生産量は平成15年以前のレベルに回復し、欧米企業等が積極的に進出している。</p> <p>2 アフガニスタン 平成21年11月に日本は新たなアフガニスタン支援策を発表した。そこでは①アフガニスタン自身の治安能力の向上、②元タリバーン末端兵士の社会への再統合、③アフガニスタンの持続的・自立的発展のための支援の3つを柱とし、今後のアフガニスタンの情勢に応じて、平成21年から概ね5年間で、最大約50億米ドル程度までの規模の支援を行うことを決定した。</p>	
施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>1 イラク 11月、マーリキー首相が訪日し、野田総理と首脳会談を実施した。イラクとの関係を「新たな段階」に引き上げ、これまでの援助からビジネスへと日イラクの経済関係を転換し、日イラクの経済関係を抜本的に強化していくことで一致した。さらに、野田総理は、石油、通信及び保健の分野の新規4案件のために、約670億円(約7.5億米ドル)の円借款の供与に必要な措置をとることを表明した。</p> <p>2 アフガニスタン 平成21年11月に発表した、同年から概ね5年間で最大約50億ドル程度までの規模の支援を行うとの新たな支援策については、平成24年3月までに、「アフガニスタン自身の治安能力の向上のための支援」に約9.14億ドル(内23年度は約2.8億ドル)、「元タリバーン末端兵士の再統合支援のための支援」に約1.76億ドル(内23年度は約500万ドル)、「アフガニスタンの持続的・自立的発展のための支援」に約14.87億ドルの計約25.76億ドル(内23年度は約5.7億ドル)の支援を着実に実施してきている。</p>	<p>1 イラク イラク政府関係者招聘、政策協議、日イラク経済関係強化の枠組み構築、日本企業進出支援等を実施する。</p> <p>2 アフガニスタン 平成26年完了を目標に、平成23年7月に開始された治安権限の移譲に資する支援を中心に着実な支援実施に努める。アフガニスタンを自立させ、再びテロの温床としないことを目指す。</p>
	24年度	<p>1 イラク 5月、保健、通信、製油分野で計約8.3億米ドルの新規円借款に関</p>	<p>1 イラク 昨年度マーリキー首相訪日時に</p>

		<p>する交換公文に署名。また、日本企業のイラク進出促進を通じてイラクの復興に貢献すべく、5月、ズィーバーリー外相の訪日に際し第一回閣僚級経済合同委員会を開催し、我が方よりイラクのビジネス環境の改善等を申し入れたほか、6月には日・イラク投資協定に署名。また、官民合同ミッションを3回（9月、11月、2月）イラクに派遣した。</p> <p>2 アフガニスタン</p> <p>7月の「アフガニスタンに関する東京会合」で表明した「2012年（平成24年）より概ね5年間で開発分野及び治安維持能力の向上に対し、最大約30億ドル規模の支援」を着実に実施している。平成24年から平成25年3月末までの対アフガニスタン支援総額は約14.57億ドル。2001年（平成13年）以降の対アフガニスタン支援総額は約47.97億ドル。</p>	<p>表明した円借款を着実に実施することにより、治安の安定を目指すとともに、日本企業の進出を促していく。</p> <p>2 アフガニスタン</p> <p>東京会合での成果を踏まえ、引き続きアフガン支援を着実に実施していく。</p>
	25年度		<p>1 イラク</p> <p>イラク政府関係者招聘、政策協議、日イラク経済関係強化の枠組み構築、日本企業進出支援等</p> <p>2 アフガニスタン</p> <p>平成26年完了を目標に、平成23年7月に開始された治安権限の移譲に資する支援を中心に着実な支援実施に努める。アフガニスタンを自立させ、再びテロの温床としない。</p>
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	<p>1 イラク</p> <p>イラクを中東における穏健・安定勢力として発展させる。</p> <p>2 アフガニスタン</p> <p>東京会合での成果をふまえアフガニスタン支援を着実に実施する。</p>	
(3) イランの核問題への対処			年度ごとの目標
基準	22年度	我が国は、イランの核問題の外交的解決に向け、国際社会と協調しつつ、「対話」と「圧力」のアプローチを取り、政治レベルの対話や特使派遣も活用し、独自の関係に基づいた働きかけを行った。（他方、イランへの「圧力」が、イランとEU3+3との間の建設的な「対話」に必ずしも結び付いていない。）	
施策の進捗状況（実績）	23年度	イランとの伝統的な信頼関係を基盤とした働きかけとして、日・イラン次官級協議を始めとし、イラン要人との会談の機会をとらえ、イランの核問題に対する国際社会の懸念を伝達し、イランによる懸念払拭のための前向きな取組を促した。また、12月には玄葉大臣からサーレヒ・イラン外相に問題解決を訴える書簡を送った。さらに、政治、軍縮、人権、領事の分野における事務レベルの対話を着実に実施してきており、これらの対話を通じてイランに対して働きかけを行った。	「対話」と「圧力」のアプローチの下、国際社会と協調しながら問題の解決に努力していく。
	24年度	イランとの伝統的な関係に基づき、日・イラン次官級協議（3月）を始めとし、日・イラン局長協議（12月）を実施。7月、アフガニスタンに関する東京会合に際して、日・イラン外相会談、国連総会の傍らにて、日・イラン外相会談を実施。日・イラン関係の維持をはかるとともに、核問題の平和的解決に向けて働きかけを実施した。	日・イラン定期協議（政治（次官級・局長）、人権、領事）を実施する。飯村政府代表等によるイラン訪問、働きかけを実施する。
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上

目標	—	日・イラン次官級協議、局長協議、人権対話、領事当局間協議等を着実に実施することにより、伝統的関係を維持しつつ、同関係に基づき、様々な機会を通じて、イランへの働きかけを実施する。	
(4) 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力への支援			年度ごとの目標
基準	—	ドーヴィル・パートナーシップの枠組みや二国間支援を通じた中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力への支援の実施	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	<p>1 エジプト 5月徳永外務大臣政務官が政変後最初の日本政府要人として訪問し、政府・各政党関係者と意見交換を行った。7月には、カイロで、日・エジプト戦略対話第一回次官級協議、日・エジプト人権対話第一会合を開催。11月以降実施された人民議会選挙においては、選挙関連のセミナー実施や選挙資材整備への協力を行った。</p> <p>2 リビア 旧政権拠点のトリポリ陥落後、9月に医療支援として200万ドルの緊急無償資金協力を実施した。1月には、官民合同経済使節団をトリポリに派遣し、リビア復興事業への日本の参加の可能性について意見交換した。また、3月山根副大臣が革命後最初の日本政府要人として訪問し、政府・政党関係者と意見交換を行った。</p> <p>3 チュニジア 10月の制憲国民議会選挙に際して浜田外務大臣政務官を団長とする選挙監視団を派遣したほか、同選挙に先立ち専門家3名を派遣し、日本の民主化経験等に関するセミナーを開催した。モロッコに対しても、選挙に関するセミナー等開催し、同国の民主化を後押しした。</p> <p>4 シリア 政権側による市民弾圧が継続していることから、5月に経済協力を見直し、9月、12月及び3月にはアサド政権に関係する個人及び団体に対し資産凍結等の措置を実施した。2月には難民・国内避難民等への支援として300万ドルを拠出した。</p> <p>5 その他 5月のサミットにおいて立ち上げられたドーヴィル・パートナーシップの枠組みを通じて、国際社会と連携しつつ中東・北アフリカ諸国の改革と移行を後押ししている。9月の国連総会において野田総理は、10億ドルの円借款供与を表明。3月には、若年層の雇用創出及び民主化プロセス支援のため、関係国際機関を通じて総額約8,000万ドルを拠出した。</p>	—
	24年度	<p>1 シリア シリアにおいては、我が国は欧米諸国と共に、シリア政府に対して弾圧の即時停止及び改革の実施を強く要請し、アサド大統領に対して退陣を求める声明を発出した他、経済制裁措置(59個人、35団体)を実施した。また11月には我が国主催で制裁ワーキング・グループ会合(事務レベル)を実施し、67か国からの参加を得た。我が国は、シリア難民及び国内避難民に対し、国際機関を通じて計1,300万ドルの緊急無償資金協力を実施した。また、約250万ドルを上限とするNGO経由の人道支援プログラムを実施した。また、1月末にクウェートで開催されたシリア人道支援会合において、我が国は約6,500万ドルの人道支援を表明した。</p> <p>2 北アフリカ 1月に発生した在アルジェリア邦人に対するテロ事件においては鈴木総理特使(外務副大臣)及び城内外務大臣政務官が現地で陣頭指揮にあたったほか、アルジェリア政府に対して情報提供等の申入れを行った。また、本事案を受けて岸田外務大臣より外交政策について、</p>	ドーヴィル・パートナーシップの枠組みや二国間支援を通じた中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力を支援する。

①国際テロ対策の強化, ②サヘル・北アフリカ・中東地域の安定化支援, ③イスラム・アラブ諸国との対話・人的交流の推進からなる「3本柱」を発表し, この下で具体的な取組を積極的に打ち出していくこととした。また, 官邸及び関連省庁とも連携しつつ, 検証作業及び今後に向けた取組の実施を早急に進めている。

3 その他

また, 平成 23 年 5 月の G8 ドーヴィル・サミットにおいて立ち上げられた「ドーヴィル・パートナーシップ」等を通じて, 中東・北アフリカ諸国の改革努力を後押ししてきている。

同パートナーシップの下で我が国は, ①公正な政治・行政の運営, ②人づくり, ③雇用促進・産業育成の3分野を重点的に支援していくこととしており, また, 右支援に資する④経済関係の強化, ⑤相互理解の促進, に取り組む方針を表明した。右方針に沿って実施された主な支援は以下のとおり。

- (1) 平成 23 年 5 月以降約 12 億ドル相当の新規円借款実施を決定
- (2) チュニジア, エジプトに対する選挙支援
- (3) 職業訓練・学校の整備, 専門家派遣・研修員受入れ, 大学支援等
- (4) ビジネス環境整備のためのビジネス・ミッション派遣 (モロッコ, リビア), 投資協定締結準備 (リビア, モロッコ), 経済に関する政府間協議枠組み設立 (エジプト)。また日・アラブ経済フォーラム等による民間経済交流への側面支援。
- (5) 法律家や女性団体の相互訪問, 「日本とイスラム世界との未来への対話」(12月に東京で開催)等の「人的交流・対話」の促進
- (6) 10月, 東京で開催されたG8DP(ドーヴィル・パートナーシップ)財相会合において, 移行基金が設立され, 我が国は向こう3年間で1,200万ドルの拠出をコミット

25 年度

シリアについては, 引き続き, シリア政権側への圧力(制裁), 難民等に対する人道支援を継続するとともに, 国際社会の中でも主導的な役割を果たせるよう努力する。北アフリカについては, アルジェリアでのテロ事件の検証を踏まえ, 同地域での情報収集体制及び日本企業の安全確保に努めていく。また, エジプト, チュニジア等, 内政が不安定な国々に対して, 改革勢力を後押しするための支援を継続していく。

26 年度

同上

27 年度

同上

目標

—

中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力を支援する。

(5) 中東和平実現の取組に係る我が国要人の往訪数及び中東和平関係諸国要人の往来数

基準値

実績値

目標値

22 年度

23 年度

24 年度

25 年度

26 年度

27 年度

—

4

6

5

—

年度ごとの目標値

基準値程度

同左

同左

同左

(6) 対パレスチナ支援指標: 年度毎対パレスチナ支援総額(単位: 万ドル)

基準値

実績値

目標値

21 年度

22 年度

23 年度

24 年度

25 年度

26 年度

—

6,887

10,560

5,862

8,613

—

年度ごとの目標値		—	—	約 6,000	同左	同左	
(7) 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び関係国との会議数(回廊、東アジア協力、MIVL 会合等)	基準値	実績値					目標値
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	—
	4	4	3				—
年度ごとの目標値		—	6	同左	同左	同左	

具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	【総括】
		<p>1</p> <p>(1) 中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも大きな影響を及ぼす問題である。とりわけ、原油輸入の9割を中東地域に依存する我が国にとって、同地域の平和と安定は経済的重要性が高いほか、世界全体の平和と安定の鍵ともいべき問題でもあり、我が国として和平実現に向け積極的な役割を果たす必要がある。</p> <p>(2) イラクは、我が国に安定的にエネルギーを供給する重要なパートナーであり、我が国企業の進出を後押しするためにも、積極的に関与していく必要がある。また、イラクの安定と平和は中東地域全体の安定につながるため、イラクの復興支援を行うことは重要である。</p> <p>(3) アフガニスタンの安定は国際社会にとっての最重要課題の一つであり、我が国の安全保障にも深く関わる問題である。我が国としては、東京会合におけるコミットメントに従って、アフガニスタンへの支援を国際社会と協調して引き続き行う必要がある。</p> <p>(4) イランについては、伝統的な関係を構築してきており、我が国の原油・LPGの8割以上がホルムズ海峡を通過していることなど重要な存在であると同時に、核問題などがの懸念となっていることから、その解決に向けた働きかけなど、様々な外交を展開する必要がある。</p> <p>(5) いわゆる「アラブの春」以降、シリアでは現在も各地で政権側と反政府勢力との戦闘が続いており、平成23(2011)年3月以来の死者は推計8万人以上、難民数は150万人以上である。我が国はシリア政権側への圧力(制裁)、難民等に対する人道支援を継続する必要がある。また、リビアでのカダフィ政権の崩壊やマリ情勢の悪化の影響によって情勢が依然として不安定である北アフリカでは、在アルジェリア邦人に対するテロ事件等が発生した。他にもエジプトやチュニジア等、政権交代を経た今も民主化や国内の安定に課題を抱えている国が目立つ。こうした国々に対し、安定化支援や対話・人的交流の促進を通じて我が国として貢献していくことがこれまで以上に重要となる。</p> <p>2 上記測定指標及び以下に示すとおり、施策は有効に実施され、「中東和平を実現させ、イラク及びアフガニスタンの復興に貢献するとともに、イラン核問題に対処すること」との目標達成に向け進展があった。</p> <p>(1) 中東和平に関しては、11月に国連総会において、パレスチナに「国家」としての国連オブザーバーの地位を与える旨の決議が採択された際、和平実現を後押しするため我が国も賛成票を投じたところ、アラブ諸国からは非常に高い評価を得たほか、イスラエルに対しても説明等を行い、理解を得た。</p> <p>また、2月に開催した「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合(CEAPAD)」は、我が国主導でパレスチナ支援に経済成長の著しい東アジア諸国を巻き込んだ取組であり、今後のパレスチナ支援を促進していく上で有効な試みとなり得る。同会合は米国や欧州等から高い評価を得た。なお、パレスチナ支援による会合は、通常中東地域及び欧米等で開催される会議に我が国が出席する形が多いが、24年度は、CEAPADを我が国のイニシアティブにより、東京で開催したところ、中東和平問題に対するアジア諸国の積極的な貢献などを促すことができ、会議数は目標よりも少なくなったものの、24年度を通じては十分な成果を得ている。</p> <p>加えて、「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地についても7月の太陽光発電施設の稼働、2月の給水網・配水管整備の完了、ディベロッパと入居希望企業との正式契約交渉等、着実な前進が見られたほか、パレスチナに対する人道支援に関しても11月のガザ情勢の悪化を受けて機動的に実施することができた。</p> <p>(2) イラクについては、マリーキー首相訪日の機会を最大限活用し、日イラクの経済関係を強化するための作業を進めたところ、日イラク投資協定の原則合意に至るなどの有益な成果を挙げることができた。</p> <p>(3) 平成24年7月に我が国とアフガニスタン政府が共催した東京会合の開催経費は、同種の会合としては比較的小規模だったにもかかわらず、カルザイ大統領、潘基文国連事務総長、クリントン米国务長官をはじめとする55の国と25の国際機関等からの出席を得て、「東京フレームワーク」(アフガニスタンの持続可能な開発に向けたアフガニスタン政府及び国際社会の相互責任を明確にするとともに、それを定期的に確認・検証する枠組み)を創設するなどの成果を上げ、アフガニスタン及び国際社会から高く評価されて</p>

いる。

- (4) イランについては、両国間の次官級協議・局長協議を実施したほか、アフガニスタン支援東京会合の機会や国連総会の機会に実施した日・イラン外相会談の場を活用し、二国間関係の維持・深化及び、核問題の平和的解決に向けた働きかけにおいて、一定の効果をあげることができた。
- (5) シリアに関しては、政権に対する圧力として、経済制裁措置を進めつつ、制裁ワーキング・グループ会合を我が国が主催したところ、67か国もの国から参加が得られ、我が国のシリア問題に対する姿勢を国際的にアピールすることができた。また、人道支援に関しても、合計1,300万ドルの緊急無償資金協力の実施、6,500万ドルの人道支援の表明等の支援を実施したことは、シリアにおける人道状況の改善に一定の効果を及ぼすものと考えられる。
- (6) また、平成23年5月のG8ドーヴィル・サミットにおいて立ち上げられた「ドーヴィル・パートナーシップ」の下で実施した我が国の支援は、中東・北アフリカ諸国の民主化プロセスの進展に一定の役割を果たしたと評価できる。

3 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、上記のとおり進展があり、施策の効率的な執行及び要人往訪の際に各種の会談やイベントを組み合わせることによるスケジュールの合理化に努めた。

【課題と今後の方針】

- 1 イスラエル・パレスチナ間では平成22年9月以降公式な直接交渉は行われておらず、双方による和平努力を促すことが課題である。我が国として、両当事者の交渉再開に向け国際社会とともに環境作りを行うとともに、政治的働きかけや双方間の信頼醸成などを柱として和平推進を引き続き積極的に働きかける。また、パレスチナ自治政府の国家建設に向けた努力を支えるために、東アジア諸国等、より広い支援国を巻き込みつつ、支援を継続する。
- 2 平成25年1月以降国内政治情勢が流動化し、また治安面でも引き続きテロが頻発している中、イラクの経済・社会インフラ開発が引き続き大きな課題である。このため、平成24年に策定した対イラク国別援助方針に沿って、双方がともに重要と考える公的支援を行っていく。また、イラク経済の発展を進めつつ、我が国企業の進出を後押しすることも重要であり、イラクのビジネス環境改善に向けた協力やJBIC等による融資を通じた日本企業支援を進めていく。
- 3 現在、アフガニスタンは、国際治安支援部隊から同国政府への治安権限移譲の完了や大統領選挙を平成26(2014)年に控え、重要な局面を迎えているところ、我が国によるアフガニスタン支援を引き続き着実に実行することとする。その際に、東京会合の成果である「東京フレームワーク」におけるアフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントが確実に実施されるよう、適時・適切なフォローアップを行っていくこととする。
- 4 イランに対しては、「対話」と「圧力」の双方のアプローチを継続することが重要である。このため、EU3+3等の主要な関係国との緊密な意見交換を継続するとともに、安保理決議の措置を着実に実施し、イランに対する「圧力」をかけ続けると同時にイランとの伝統的な関係に基づいた同国に対するハイレベルの働きかけを通じて、イランとEU3+3間の建設的な協議を促し、問題の平和的・外交的解決を後押ししている。
- 5 シリア問題に関しては、制裁措置や人道支援等の分野では効果的に施策を実施している一方、我が国が「コア・グループ」のメンバーに入っていないことに見られるように、政治分野では必ずしも中心的な役割を果たせていないことが課題として考えられる。そのため、今後は、従来我が国が力を入れてきた人道支援の分野での支援を継続しつつ、他の可能性を探っていく。また、中東・北アフリカ地域には依然として情勢が不安定な国が多く、いかに支援していくべきかが課題である。このため、ドーヴィル・パートナーシップ等の既存の枠組みを活用しつつ、アルジェリア事件後に発表された外交政策の「3本柱」の下、テロ対策や地域の安定化、人的交流の活発化を通じて我が国として地域の発展に貢献していく方針である。

具体的施策名		2 中東諸国との関係の強化	
具体的施策に関する評価結果		目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」
達成すべき目標		対話を通じた相互理解を促進するとともに、中東地域産油国（特に、GCC）との間で経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築すること	
具体的施策の概要		<p>(1) 中東諸国・イスラム世界との交流・対話を深化させる。</p> <p>(2) 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。</p> <p>(3) 湾岸協力理事会（GCC）諸国側の要望に応える形での人造りに協力する。</p>	
測定指標	(1) 中東・イスラム諸国との交流・対話の深化		年度ごとの目標
	基準	22年度	<p>10月に中東和平青年招へい、7月に日アラブ女性交流（招へい）、12月に第2回日本・アラブ経済フォーラム、3月にイスラム世界との未来への対話セミナーをそれぞれ実施した。これらの取組を通じ、官民を問わず我が国と中東・イスラム諸国との交流や対話、さらには経済界間の関係を深めた。</p> <p>11月にイスラエル・パレスチナ青年合同招へいを実施し、双方の信頼醸成を図った。2月に日アラブ女性交流事業として、日本女性法律家協会関係者がヨルダン、エジプト及びチュニジアを訪問し、訪問国の女性法律家協会等関係者との意見交換や施設の視察を実施した。2月29日及び3月1日、第2回「日本とイスラム世界との未来への対話」セミナーを、政府関係者、有識者、マスコミ関係者、青年、一般の参加も得てヨルダン（於：アンマン）で開催し、「若者たちに未来の展望を開く能力開発」をメイン・テーマに議論を深めた。同時にイスラム世界との対話を重視する我が国の姿勢をイスラム世界全体に発信する良い機会となった。3月7日及び8日には、中東の民主化に関する有識者会議を開催した。中東、アジア、欧米、国際機関から広く有識者を招待し、中東地域の変革の現状及び今後、中東和平等に及ぼす影響等につき議論を行った。</p> <p>日本側からの往訪として、伴野外務副大臣のイスラエル、パレスチナ自治区訪問、浜田外務大臣政務官のチュニジア訪問、山根外務副大臣のイスラエル、パレスチナ自治区、ヨルダン訪問、玄葉外務大臣のトルコ訪問、緒方 JICA 理事長のチュニジア訪問を実施した。中東諸国側からはケフィ・チュニジア外務大臣、ハッサン・ヨルダン計画・国際協力大臣、バラク・イスラエル副首相兼国防相、エル・オトマニ・モロッコ外務・協力大臣、アムル・エジプト外相をはじめとする多数の要人の訪日を実現した。</p> <p>9月にイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施。イスラエル及びパレスチナから各2名、エジプトから1名を招へいし、双方の信頼醸成を図った。10月に日アラブ女性交流事業として、エジプト、ヨルダン、チュニジアの法律関係者3名を招へいし、日本の関係者との意見交換、視察等を行った。12月6日及び7日には、第3回「日本とイスラム世界との未来への対話」セミナーを、有識者、企業関係者、ジャーナリスト、国際・地域機関関係者、在京大使館員、市民社会、青年等の参加を得て東京で公開セミナーとして開催し一般からの参加者も含め2日間で延べ400人程度が参加。「持続可能な共生社会を築くための地域協力の推進」をメイン・テーマに議論を深めた。同時に、イスラム世界との対話を重視する我が国の姿勢をイスラム世界全体に発信する良い機会ともなった。</p> <p>日本側からの往訪として、玄葉外務大臣のイスラエル、パレスチナ自治区、ヨルダン、エジプト、モロッコ、トルコ訪問、浜田外務大臣政務官のチュニジア訪問を実施した。中東諸国側からはアッパース・パレスチナ自治政府大統領、ファイヤード・パレスチナ自治政府首相、</p>
	施策の進捗状況(実績)	23年度	
		24年度	

		<p>アブデッサレーム・チュニジア外務大臣, ベン・カイヤール・リビア外務国際協力大臣, エルアラビー・アラブ連盟事務総長, ユースフィー・アルジェリア・エネルギー・鉱業大臣, チャーラヤン・トルコ経済大臣をはじめとする多数の要人の訪日を実現した。</p>	
	25年度		イスラエル・パレスチナ合同青年招へい, 日アラブ女性交流, 第3回日アラブ経済フォーラムを実施する。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	我が国と中東・イスラム諸国との相互理解を深化させる。	
(2) 自由貿易協定, 投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進, 投資・エネルギー分野における経済関係強化			年度ごとの目標
基準	22年度	<p>1 二国間投資協定 クウェートとの投資協定については, 4月から計3回の交渉会合を開催し, 11月には協定案につき実質合意に至った。</p> <p>2 租税条約 (1) 平成22年2月に署名を行ったクウェートとの租税条約については, 5月に我が国の国会承認を得て, 発効に向けてクウェート側の国内手続の進捗を働きかけた。 (2) サウジアラビアとの租税条約については, 必要な両国の確認作業を了し, 11月に東京において, 前原外務大臣及びアッサーフ・サウジアラビア財務大臣との間で署名を行った。</p>	
施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>1 GCCとの自由貿易協定交渉 平成21年から交渉が延期されているGCCとの自由貿易協定交渉は, 9月にニューヨークにおいて行われた日GCC戦略対話において, 外相レベルで交渉の再開が原則合意された。</p> <p>2 二国間投資協定 (1) イラクとの投資協定については, 平成23年1月に両国間で投資協定の交渉を開始することで意見が一致したことを受け, 9月から計3回の交渉を行い, 11月には原則合意に至った。 (2) サウジアラビアとの投資協定についても, 3月に東京において開催した技術専門家会合において, 文言交渉の妥結を両国で確認している。 (3) また, 3月には, サバーハ・クウェート首長の国賓訪日の機会に, 野田総理とサバーハ首長の立ち会いの下, 山根外務副大臣とジャーラッラー外務次官との間でクウェートとの投資協定が署名された。</p> <p>3 租税条約 (1) サウジアラビアとの租税条約については, 日本及びサウジアラビア両国の必要な国内手続を完了し, 9月1日に発効した。 (2) オマーンとの租税協定については, 11月に東京会合で交渉を行い基本合意に至った。</p>	クウェートとの投資協定締結をはじめとして各種経済条約の締結に向け交渉を推進する。
	24年度	<p>1 二国間投資協定 (1) イラクとの投資協定について, 両国の必要な確認作業を経て, 6月にバグダッドにおいて我が方長谷川駐イラク大使と先方アラブ連盟国家投資委員会委員長との間で署名を行った。 (2) オマーンとの投資協定については, 6月に山根外務副大臣がアラウィ外務担当国務相との間で, 同協定の締結に向けた予備協議を開始する点について一致したことを踏まえ, 11月に予備的協議を実施。2月にはオマーンにおいて, 第1回正式交渉会合を実施</p>	<p>1 二国間投資協定 (1) 平成23年11月に原則合意に至ったイラクとの投資協定については, 日イラク双方の必要な確認作業を経た上で, 早期の署名を目指す。 (2) サウジアラビアとの投資協定については, 平成24年内</p>

		<p>した。</p> <p>(3) サウジアラビアとの投資協定については、早期署名のためにサウジアラビア側の国内手続の進捗を働きかけを継続した。</p> <p>2 租税条約</p> <p>(1) UAE との租税条約について、10月に第4回交渉会合を行い、基本合意に達した。</p> <p>(2) オマーンとの租税条約については、早期の署名を行うべくオマーン側国内手続の進捗を働きかけている。</p> <p>(3) クウェートとの租税条約については、引き続き早期発効に向けてクウェート側の国内手続の進捗を働きかけている。</p> <p>3 EPA</p> <p>(1) GCC との自由貿易協定交渉については、引き続き具体的な交渉の再開について働きかけを継続した。</p> <p>(2) また、トルコとの間でも、今後の日トルコ経済連携協定 (EPA) の交渉開始の可能性を検討するための共同研究を新たに立ち上げ、2度会合を行ったほか、「日本国及びトルコ共和国間の経済関係における協力枠組み設立に関する覚書」の署名を行った。</p>	<p>の早期署名を目指す。</p> <p>(3) オマーンとの投資協定については、交渉開始を目指しオマーン側との予備的協議等を開始する。</p> <p>2 二国間租税条約</p> <p>(1) 平成22年5月に我が国の国会承認を得たクウェートとの租税条約については、年度内の早期発効に向けてクウェート側の国内手続の進捗を働きかける。</p> <p>(2) 平成23年11月に原則合意に至ったオマーンとの租税条約については、日オマーン双方の必要な確認作業を経た上で、早期の署名を目指す。</p>
	25年度		日トルコEPAを含め各種経済条約の締結に向け交渉を推進する。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	各種経済条約の締結に向け交渉を推進する。	
(3) 中東地域産油国 (特にGCC諸国) との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施			年度ごとの目標
基準	22年度	カタールとの合同経済委員会の開催、大型インフラ輸出の支援・推進、要人往来の促進、交流事業等を通じた関係を強化した。	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	<p>1 11月にサウジアラビアとの間で租税条約に署名した他、同月、クウェートとの間の投資協定に関して基本合意に達する等、経済条約交渉に一定の進展が見られた。また、9月に、日・カタール合同委員会を東京で開催する等、投資・エネルギー分野における、中東諸国との関係強化を進めることができた。</p> <p>2 初等教育分野での協力 (アラブ首長国連邦 (UAE) 及びカタールの日本人学校への現地人子弟受入)、GCC各国の教育関係者の本邦招へい・研修、留学生受入 (サウジアラビア及びカタール)、青年交流 (サウジアラビア) 等を実施し、中東各国との関係強化に役立てた。</p> <p>3 9月、日ヨルダン原子力協定に署名した。また、トルコでの大型経済案件について、様々な協議を行った。</p>	毎年秋頃に予定されているカタール側閣僚の訪日機会をとらえて、合同経済委員会を開催し、大型インフラ輸出の推進に資する協議の実施に努める。
	24年度	<p>1 クウェート国首長、バーレーン国王及びバーレーン皇太子等のGCC諸国ハイレベル要人の訪日を招請し、両国首脳間で経済関係強化で一致した。</p> <p>2 6月にイラクとの間で投資協定に署名し、2月にはオマーンとの間で投資協定の正式交渉を開始した他、10月にはアラブ首長国連邦との租税条約の基本合意に達する等経済条約交渉に一定の進展が見られた。</p>	同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	閣僚級による二国間合同委員会を開催するとともに、大型インフラ	

輸出を推進し、各国との関係強化を行う。

(4) 中東諸国との関係強化に係る事業実施数 (中東和平青年招へい、日アラブ女性交流、イスラム世界との未来対話会合、日本・アラブ経済フォーラム等)	基準値	実績値					目標値
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
	4	6	5				—
年度ごとの目標値			基準値程度	同左	同左	同左	
(5) 中東諸国との関係強化に係る要人の往訪・往来数	基準値	実績値					目標値
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
	20	16	24				—
年度ごとの目標値			基準値程度	同左	同左	同左	
(6) 経済条約の締結数	基準値	実績値					目標値
	23年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
	1	1	0				—
年度ごとの目標値		1	2	2	2	2	

具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 中東和平問題やアフガニスタン復興等に一層効果的に関与していくためには、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠であり、中東諸国との積極的な対話・交流を行うことが必要である。</p> <p>加えてエネルギーの確保は我が国にとって死活的に重要な課題であり、この分野における中東諸国の重要性は当面減じることはなく、引き続き中長期的に安定した関係を維持する必要がある。</p> <p>2 上記測定指標及び以下が示すとおり、「対話を通じた相互理解を促進するとともに、中東地域産油国（特に、GCC）との間で経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築すること」との目標達成に向けて進展があった。</p> <p>(1) 様々な分野にまたがる派遣・招へいやセミナー等の実施は、広報上の効果に加えて、我が国と言語や文化の相違が大きい中東・イスラム諸国の各層の間の相互理解を拡大・深化させるとともに関係者間のネットワーク拡大を図る上で効果があり、日本企業のより現地に配慮した活動ぶりや、中東・イスラム諸国側における我が国の取組に対する理解や支援に現れてきている。</p> <p>(2) 多くの要人往来を実現し、我が国と中東諸国間のハイレベルの信頼関係を構築する上で有効であったほか、イラクとの投資協定署名など、経済関係条約の枠組みを拡大できたことにより、エネルギーを含む経済関係の強化につながった。</p> <p>(3) 経済条約については、目標として24年度内に2件の締結を見込んでいた租税条約（オマーン及びクウェート）について、相手国側事情により手続きが遅れており、上記実績値のとおりとなった事情がある。</p> <p>3 限られた予算や人的資源を活用し、上記のとおり施策に進展があったことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p>【課題と今後の方針】</p> <p>1 対話を通じた相互理解については、重層的な関係の構築に資するという中長期的な観点から、事業のあり方を随時見直しつつ継続していく必要がある。特に、平成23年以降の中東・北アフリカ諸国における政変、北アフリカ情勢の悪化等を受けて、今後は新しい要素を取り込んだ枠組みを模索していく。</p> <p>2 中東各国は、近年着実に経済成長を遂げており、我が国にとり従来のエネルギー供給地としてだけでなく、魅力的な市場及び投資先として大きく変貌しつつある。また、このような中東各国と日本が共に発展することは、我が国が積極的に推進する経済外交の目指すところでもある。中東各国との伝統的な石油・天然ガスの安定的貿易関係の維持に加え、インフラ整備のための日本の先進技術の活用を促進し、科学技術の振興や人材育成に貢献していくことが重要である。このような背景の下、引き続き中東各国との経済・教育・科学技術・文化等に関する重層的な関係を構築し、相互の利益を増進していく。</p> <p>3 湾岸のエネルギー産出国は、既にODAを卒業しているか、近い将来卒業する予定であり、ODA以外の方法による協力のあり方を、引き続き模索することが課題である。このため、政策金融機関を通じた資金協力など、非ODAの枠組みを充実させるとともに、民間ベースでの協力進展を一層後押しすることとする。また、</p>
---------------	------------	--

経済関係条約の早期の締結に引き続き努めるとともに、合同委員会やフォーラム等の枠組み等を活用し、水・鉄道等を含むインフラ開発、航空当局間協議を通じた双方の交通アクセスの利便拡大、人造り等の協力を行っていく。また、中東地域の平和的な民主的体制への移行への後押しも今後の関係強化において重要な視点となる。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <p>○総じて、進捗状況の記述は極めて具体的で、進展振りがよく分かってよい。</p> <p>○明確な意図のもとに着実な取組が行われており、「目標の達成に向けて進展があった」との評価は妥当なものとする。</p> <p>○具体的施策における「年度ごとの目標設定」が具体的であり、達成状況がわかりやすい点が評価できる。 施策の「達成すべき目標」の記述のうち、「中東における我が国の国際的な発言力を強化する」に対応する文言が、具体的施策の達成すべき目標の中で明確に読み取れない。この部分が関連していることがわかるように具体的施策の記述を改善されたい。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p><u>1 中東地域安定化に向けた働きかけ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省ホームページ ・外交青書 ・衆議院・参議院ホームページ <p><u>2 中東諸国との関係の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省ホームページ（トップページ＞各国・地域情勢＞中東）
---------------------------	---

担当部局名	中東アフリカ局	作成責任者名	中東第一課長 向 賢一郎	政策評価実施時期	平成 25 年 8 月
-------	---------	--------	-----------------	----------	----------------

施策 I-6 アフリカ地域外交

施策名	アフリカ地域外交																																					
達成すべき目標	<p>アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップの強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係の強化</p> <p>(具体的施策の達成すべき目標)</p> <p>1 TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進</p> <p>(1) TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じ、アフリカ諸国の開発を推進すること、及び平和と安定の実現のための支援を推進すること</p> <p>(2) アフリカへの協力に関する関係各国等との関係を維持・強化すること</p> <p>2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進</p> <p>アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢を確保すること、及び日本国内でのアフリカへの関心を喚起すること</p>																																					
施策(具体的施策)の概要	<p>1 TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進</p> <p>(1) TICADIVで打ち出した「横浜行動計画」(成長の加速化, MDGs 達成, 平和の定着・グッドガバナンス, 環境・気候変動問題への対処等)の実施と「フォローアップ・メカニズム」を活用した進捗状況のモニタリング</p> <p>(2) G8 プロセスをはじめとする多国間枠組みにおけるアフリカ問題への取組に対する積極的参画</p> <p>(3) その時々のアフリカの状況に応じた適時・適切な支援の実施</p> <p>2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進</p> <p>(1) 各種招へい、交流事業等を通じた様々なレベル・分野での人物交流の促進</p> <p>(2) 我が国政府高官や民間企業関係者等のアフリカ訪問の積極的な実施(TICAD プロセス等の機会をとらえた政務の積極的なアフリカ訪問及び貿易投資促進官民合同ミッション等の実施)</p> <p>(3) アフリカン・フェスタ等のアフリカ関連イベント、シンポジウムや要人往来の機会をとらえたメディア等を通じた広報活動の展開</p>																																					
施策の予算額・執行額等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況(千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>87,620</td> <td>69,170</td> <td>63,659</td> <td>1,127,278</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>87,620</td> <td>69,170</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行額(千円, d)</td> <td>71,200</td> <td>56,549</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	予算の状況(千円)	当初予算(a)	87,620	69,170	63,659	1,127,278	補正予算(b)	0	0	0	—	繰越し等(c)	0	0			合計(a+b+c)	87,620	69,170			執行額(千円, d)		71,200	56,549						
区分		22年度	23年度	24年度	25年度																																	
予算の状況(千円)	当初予算(a)	87,620	69,170	63,659	1,127,278																																	
	補正予算(b)	0	0	0	—																																	
	繰越し等(c)	0	0																																			
	合計(a+b+c)	87,620	69,170																																			
執行額(千円, d)		71,200	56,549																																			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>1 TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進</p> <p>・第183回国会外交演説(平成25年2月28日)</p> <p>「アルジェリアにおけるテロ事件で亡くなられた方々に対し、改めて心より哀悼の意を表します。尊い犠牲を決して無駄にしないためにも、海外の最前線で活躍する日本人や日本企業の安全対策を強化していきます。現在進められているこの事件の検証作業も踏まえ、北アフリカやサヘル地域などの各国機関との関係強化等情報収集・分析体制の強化、海外での緊急事態の際に迅速に現地へ赴く緊急展開チームの創設、また、在留届制度の運用の見直し、官民間ネットワークの強化や、ホームページ等のITの一層の活用などを通じた、在留邦人に対する迅速かつ的確な安全情報の提供・周知等に取り組みます。</p> <p>また、脅威の多様化にも適切に対処します。国際社会と連携し、断固としてテロと闘うため、第一に国際テロ対策の強化、第二にサヘル・北アフリカ・中東地域の安定化支援、第三にイスラム・アラブ諸国との対話・交流の推進を三つの柱として、具体的な取組を迅速に実行していきます。また、海上航行の安全確保については、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動に加え、関係国の海上保安能力や訴追能力の向上などへの支援を継続します。」</p> <p>「平和維持・平和構築を推進するために、日本は、国連平和維持活動(PKO)への要員派遣や人材育成を始めとする多様な協力を継続します。現在、国連南スーダン共和国ミッションに自衛隊の部隊を派遣しており、同国の安定と国づくりのため、引き続き積極的に支援を行います。また、我が国が貢献をより迅速かつ効果的に行えるよう、法的基盤の整備についての検討や能力強化を進めます。」</p> <p>「近年高い成長力を見せ、注目を集めているアフリカには、依然として国際社会全体で解決すべき多くの課題があります。本年6月、横浜で開催される第5回アフリカ開発会議(TICAD V)では、アフリカでの人間の安全保障や平和と安定の定着のための協力を推進するとともに、日本企業の対アフリカビジネス展開を支援し、アフリカの成長の質の向上に資する取組を行います。」</p>																																					

・第67回国連総会一般討論演説（平成24年9月26日）

「人間の安全保障」の理念は、秘めたる大きな発展の可能性を着実に開花させながらも、いまなお貧困、災害、紛争など多くの挑戦に苦しむアフリカの大地で最も強調させなければなりません。来年6月に横浜で開催する「第5回アフリカ開発会議」では、国際社会とアフリカがとるべき方策を議論し、具体的な行動へと繋げてまいります。」

2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進

特になし。

施策名	アフリカ地域外交	
施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」
達成すべき目標	アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップの強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係の強化	

具体的施策名	1 TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進	
施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」
達成すべき目標	(1) TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じ、アフリカ諸国の開発を推進すること、及び平和と安定の実現のための支援を推進すること (2) アフリカへの協力に関する関係各国等との関係を維持・強化すること	
具体的施策の概要	(1) TICADIVで打ち出した「横浜行動計画」(成長の加速化、MDGs 達成、平和の定着・グッドガバナンス、環境・気候変動問題への対処等)の実施と「フォローアップ・メカニズム」を活用した進捗状況のモニタリング (2) G8 プロセスをはじめとする多国間枠組みにおけるアフリカ問題への取組に対する積極的参画 (3) その時々のアフリカの状況に応じた適時・適切な支援の実施	

測定指標	(1) 「横浜行動計画」の実施状況、「TICAD フォローアップ・メカニズム」の運営状況		年度ごとの目標
	基準	—	平成 24 年までの対アフリカ ODA 倍増、民間投資倍増支援等を引き続き誠実に実施する。
	23 年度	「横浜行動計画」(平成 20 年～24 年)の履行(TICADIVで採択された「横浜宣言」を踏まえ、TICAD プロセスの下でアフリカの成長と発展を支援するためのロードマップを提供するもの。) 「横浜行動計画」については、平成 23 (2011) 年年次進捗報告書の通り、引き続き順調な進捗がみられた。同計画の目標の内、平成 24 年までの対アフリカ ODA の倍増については、ODA 実績が平成 22 年には、20.5 億ドルに達し、倍増目標の約 18 億ドルを上回り、この公約を達成している。因みに平成 20 年からの年間総額(平成 20 年～平成 23 年)の平均値(約 18.1 億ドル)でも同目標を上回った。また、対アフリカ民間投資の倍増支援については、平成 22 年までの 5 か年の平均値が 52 億ドルとなり、現時点で目標である平成 20 年-24 年の 5 か年の平均値 34 億ドルを上回っている。	
施策の進捗状況(実績)	24 年度	「横浜行動計画」については、引き続き順調な進捗がみられた。同計画の目標の内、平成 24 年までの対アフリカ ODA の倍増については、ODA 実績が平成 23 年には、20.5 億ドルに達し、倍増目標の約 18 億ドルを上回っている。なお、平成 20 年からの年間総額(平成 20 年～平成 23 年)の平均値(約 18.1 億ドル)でも同目標を上回った。また、対アフリカ民間投資の倍増支援については、平成 23 年までの 5 か年の平均値が 62 億ドルとなり、現時点で目標である平成 20 年-24 年の 5 か年の平均値 34 億ドルを上回っている。 5 月に開催された第 4 回 TICAD V 閣僚級フォローアップ会合、11 月に開催された TICAD V 高級実務者準備会合を通じて TICAD V の成功に向けて全参加者が協力していく旨を確認し、3 月の TICAD V 閣僚級準備会合では TICAD V の成果文書を閣僚級で採択した。 3 月の TICAD V 閣僚級準備会合において、岸田外務大臣が、イスラム過激派の伸張に伴う人道状況の悪化や難	平成 24 年までの対アフリカ ODA 倍増、民間投資倍増支援等を引き続き誠実に実施する。 第 4 回 TICAD 閣僚級フォローアップ会合、TICAD V 高級実務者準備会合、TICAD 閣僚級準備会合を開催する。

		民等の大量発生及びサヘル・北アフリカ地域におけるテロ対策の強化のため、アフリカ主導国際マリ支援ミッション (AFISMA) への 600 万ドルの拠出を含む総額 5.5 億ドルの支援を表明した。	
	25 年度		TICAD Vにおいて、他ドナーを含む国際社会の具体的な対アフリカ政策をとりまとめた行動計画の策定を目指す。 TICAD Vの成果文書及び我が国支援策の確実な履行をする。
	26 年度		TICAD Vの成果文書及び我が国支援策の確実な履行をする。閣僚級フォローアップ会合の開催により TICAD Vのフォローアップを行う。
	27 年度		同上
目標	29 年度	TICAD Vの成果文書及び我が国支援策の確実な履行をする。	
(2) 対アフリカ協力における他の諸国との協調の状況			年度ごとの目標
基準	—	国際的フォーラムへの参加、第三国との対アフリカ政策協議の実施	
施策の進捗状況(実績)	23 年度	5月に開催されたドーヴィル・サミットではG8アフリカ共同宣言を策定。同宣言で、我が国が震災にも関わらず同月に第3回 TICAD 閣僚級フォローアップ会合をダカールで開催したことが歓迎された。 この他、APF (アフリカ・パートナーシップ・フォーラム) やアフリカ・クリアリング・ハウス会合等、他ドナーとの協議に積極的に参画したほか、アフリカに関する日中・日韓・日米政策協議 (局長級)、アフリカに関する日印政策協議 (局長級)、アフリカに関する日中韓政策協議 (局長級)、アフリカに関する日仏政策協議 (局長級)、アフリカに関する日英政策協議 (局長級) を実施した。	他ドナーとの協議を通じ政策協議を積極的に行う。G8サミットの他国際的なフォーラムに積極的に参加する。
	24 年度	5月にG8サミット (米) に参加した他、APF (アフリカ・パートナーシップ・フォーラム) やアフリカ・クリアリング・ハウス会合等、他ドナーとの協議に積極的に参画した。加えて、5月にアフリカに関する日米政策協議、11月に日 EU アフリカ政策協議を実施する等、随時他国・機関等と協議を行った。	G8サミット (米)、他ドナーとの協議等を通じ、政策協議を積極的に行う。
	25 年度		G8サミット等の機会に TICAD Vの成果を発信し、TICAD Vの取組と他フォーラム、他国の取組との連携を目指す。
	26 年度		国際的なフォーラムへの参加や第三国との政策協議を引き続き積極的に行う。
	27 年度		同上
	目標	—	他ドナーとの協議を通じて政策協議を積極的に行う。G8サミットの他国際的なフォーラムに積極的に参加する。
(3) その時々状況に応じた支援の実施			年度ごとの目標
基準	—	アフリカ諸国からの支援ニーズに対する迅速な対応	
施策の進捗状況	23 年度	TICAD IV及びそのフォローアップにおいて打ち出したインフラ、MDGs、気候変動に関する支援等種々の施策について着実に実施した。アフリカの平和と安定に対する	TICAD フォローアップやアフリカの平和と安定のための支援等アフリカからの支援ニーズに引き続き迅速に対応する。

況(実績)	貢献については、PKO(国連平和維持活動)訓練センター支援に加え、平成23年に過去60年間で最悪の干ばつによる食糧危機が発生したアフリカの角への支援や23年度中に大統領選挙等を実施した国に対し、資金協力や監視団派遣等、時宜に応じた支援を行った。また、平成23年7月に独立した南スーダンに関しては、UNMISS(国連南スーダン共和国ミッション)に自衛隊を派遣し、インフラ分野で南スーダンの国造りに貢献した。						
	24年度	TICADIV及びそのフォローアップにおいて打ち出したインフラ、MDGs、気候変動に関する支援等種々の施策について着実に実施した。アフリカの平和と安定に対する貢献については、PKO(国連平和維持活動)訓練センターへの支援を実施した。また、マリ・サヘル地域に対しては、干ばつや洪水等に加え、イスラム過激派の伸張に伴う難民・国内避難民の大量発生等への対策やテロ対策の強化のため、支援を表明した。同時に、厳しい人道状況にあるコンゴ民主共和国東部、アフリカの角、南北スーダン等に迅速に対応し、これら支援を平和と安定に向けた支援パッケージとして表明した。	アフリカからの支援ニーズに引き続き迅速に対応する。				
	25年度		アフリカからの緊急の支援や平和と安定等に向けた支援のニーズに引き続き迅速に対応する。				
	26年度		同上				
	27年度		同上				
目標	—	アフリカからの支援ニーズに引き続き迅速に対応する。					
(4)対アフリカ民間直接投資残高(5か年平均値、億ドル)		基準値	実績値				目標値
		平成14-18年	平成16-20年	平成17-21年	平成18-22年	平成19-23年	平成20-24年
		17	33	42	52	62	68
年度ごとの目標値			—	—	—	—	34
具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 アフリカにおける貧困削減や経済社会開発、平和と安定等は国際社会全体の課題であり、とりわけマリ北部・サヘル地域を中心としたテロとの闘いが注目を浴びる中、我が国も国際社会の責任ある一員として、これらの解決に向けた支援を行う必要がある。また、約10億人の人口を擁するアフリカは、豊富な天然資源を背景に、2000年代以降、年5.6%という好調な経済成長を達成するなど、潜在的成長可能性が高い地域であり、我が国がアフリカの成長を後押しし、官民連携を推進しつつ貿易・投資を拡大していくことは、我が国自身の経済発展にも資する。これに加えて、国連加盟国の4分の1以上を占める54か国を擁するアフリカ諸国との関係を強化し、信頼と支持を得ることは、我が国が国際社会においてより積極的な役割を果たしていく上で極めて重要である。</p> <p>アフリカ諸国の指導者を定期的に一同に集めて議論の上、我が国のアフリカに対する支援や協力について方向を定めることは、こうした信頼と支持を得る上で有意義であるとともに、アフリカへの支援や協力が不可欠な我が国の国民、民間企業、NGO等の理解や参加を得る上でも重要な取組である。</p> <p>2 上記測定指標及び以下のとおり、施策を効果的に実施し、「TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発を推進すること及び平和と安定の実現のための支援を推進すること並びにアフリカへの協力に関する関係各国等との関係を維持・強化すること」との目標達成に向け、相当な進展があった</p> <p>(1) TICADIVで打ち出した「横浜行動計画」を、いずれの分野においても、順調に実施したことは、アフリカ諸国との関係を強化する上で有効であった。なお、これまで同様、国際社会の平和と安定のため積極的役割を果たしていくとの日本のこうした姿勢に、5月に開催された第4回TICAD閣僚級フォローアップ会合等において各国から幅広い謝意が示された。</p>					

- (2) アフリカの食料安全保障について議論したG8サミット(米)を始めとする様々な国際的フォーラムに積極的に参画し、国際社会と協調したアフリカ開発及びアフリカの平和・安定に向けた取組の重要性を強調したことは、我が国の対アフリカ外交を国際社会で発信する上で有効であった。さらに、アフリカに関する日米政策協議、日EUアフリカ政策協議等を実施し、対アフリカ協力の方向性について議論したことは、我が国の対アフリカ外交を主要ドナー国と協調していく上で有効であった。
- (3) イスラム過激派の伸張に伴う人道状況の悪化や難民の大量発生のほか、サヘル・北アフリカ地域におけるテロ事件が予測できない要因として発生した中で、AFISMA支援会合やTICADV閣僚級準備会合において、これらの対策に向けた支援を迅速に表明したことは、同地域の安定に貢献する姿勢をいち早く明確にし、国際社会の一致した協力を推進することに資するものであった。また、これ以前から実施したものを含め、我が国の支援に対し、アフリカ各国から深い謝意が示されており、我が国がアフリカ諸国から一層の信頼を得る上で、非常に有効であった。

3 限られた予算や人的資源を以下の取組等により効率的に活用した。

- (1) アフリカ開発の関係者は、54のアフリカ諸国、開発パートナー(ドナー国、地域・国際機関等)、NGO等多岐にわたるが、こうした多数の関係者を包含するTICADプロセスを通じ、アフリカ開発にかかる議論を効率的に行い、支援策を維持・強化できた。
- (2) TICADのフォローアップ・プロセスにおいては、在京アフリカ外交団及び共催者との協議の定期的開催により、アフリカの声、開発パートナーの声を効果的かつ効率的に反映することができた。

【課題と今後の方針】

- 1 TICADVを通じて、経済成長、開発、平和と安定といった相互に密接に連携したテーマを扱い、アフリカの質の高い成長に向けた取組を進める必要がある。それに向けてアフリカにおけるインフラ整備や人材育成、人間の安全保障の推進、平和と安定に向けた協力等を行っていく。
- 2 TICADV等を通じた我が国の取組を国際社会に発信し、積極的に他の国家、他ドナー、国際機関等と連携を進める必要がある。そのためにG8サミットとの連携に向けた協議や他国との協議を進めていく。

具体的施策名	2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進			
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」		
達成すべき目標	アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢を確保すること、及び日本国内でのアフリカへの関心を喚起すること			
具体的施策の概要	<p>(1) 各種招へい、交流事業等を通じた様々なレベル・分野での人物交流の促進</p> <p>(2) 我が国政府高官や民間企業関係者等のアフリカ訪問の積極的な実施（TICAD プロセス等の機会をとらえた政務の積極的なアフリカ訪問及び貿易投資促進官民合同ミッション等の実施）</p> <p>(3) アフリカン・フェスタ等のアフリカ関連イベント、シンポジウムや要人往来の機会をとらえたメディア等を通じた広報活動の展開</p>			
測定指標	(1) 日・アフリカ間の人物交流の実施		年度ごとの目標	
	基準	22 年度	岡田外務大臣がタンザニア、南アフリカを訪問したほか、副大臣・政務官レベルがのべ5か国を訪問した。アフリカからは、ガーナ、ガボン、ボツワナ及びジブチの大統領ほか、3か国の外相、3か国の国民議会議長が訪日した。	
	施策の進捗状況(実績)	23 年度	第3回 TICAD 閣僚級フォローアップ会合等のため、松本外務大臣がセネガルを訪問したほか、外務副大臣が6か国、外務大臣政務官が6か国のアフリカ諸国を訪問した。アフリカからは、トーゴの大統領ほか、南アフリカ、ルワンダ、コンゴ共和国、トーゴ、モーリタニア及びエチオピアの6か国から外務大臣が、南アフリカから国民議会議長が訪日した。	<p>1 アフリカにおける平和と安定に貢献する。</p> <p>2 開発支援と貿易投資を拡大する。</p> <p>3 グローバルな課題への対応を軸とした対アフリカ外交の促進に資する活発な要人往来を実施する。</p>
		24 年度	外務大臣が第4回 TICAD 閣僚級フォローアップ会合出席のためモロッコを、TICAD V 閣僚級準備会合出席のためエチオピアをそれぞれ訪問した他、外務副大臣が5か国以上、外務大臣政務官が10か国以上のアフリカ諸国を訪れた。アフリカからは5か国以上の外務大臣他、多数の閣僚が訪日した。 また、8月に外務大臣政務官を団長とするアフリカ貿易・投資促進官民合同ミッション（政府関係機関5機関、民間企業9社を含む。）がコンゴ民主共和国及びジンバブエを訪問し、両国の政府要人、関係機関、企業関係者と意見交換を行った。	<p>1 アフリカにおける平和と安定に貢献する。</p> <p>2 開発支援と貿易投資を拡大する。</p> <p>3 グローバルな課題への対応を軸とした対アフリカ外交の促進に資する活発な要人往来を実施する。</p>
		25 年度		<p>1 スーダン、ソマリアといった紛争地域における平和の定着に向けた協力を進める等、アフリカにおける平和と安定に貢献する。</p> <p>2 TICAD V を成功裏に開催するとともに、開発支援と貿易投資を拡大する。</p> <p>3 グローバルな課題への対応を軸とした対アフリカ外交の促進に資する活発な要人往来を実施する。</p>
		26 年度		<p>1 アフリカにおける平和と安定に貢献する。</p> <p>2 開発支援と貿易投資を拡大する。</p> <p>3 グローバルな課題への対応を軸とした対アフリカ外交の促進に資する活発な要人往来を実施する。</p>
		27 年度		同上
目標	—	<p>1 アフリカにおける平和と安定に貢献する。</p> <p>2 開発支援と貿易投資を拡大する。</p> <p>3 グローバルな課題への対応を軸とした対アフリカ外</p>		

		交の促進に資する活発な要人往来を実施する。					
(2) 日本国内でのアフリカへの関心度合い							年度ごとの目標
基準	—	国内のアフリカへの関心を高めるためのビジネス関係者を交えたフォーラムの開催、国民のアフリカへの正確な理解を促す広報活動の実施。					
施策の進捗状況(実績)	23年度	アフリカ及び国内からアフリカ貿易投資に係る政府関係者、有識者を講師として迎え「アフリカ貿易・投資促進フォーラム」を開催し、アフリカでのビジネスにつき国内の関心を喚起した。また、アフリカの文化や歴史等を国民に幅広く紹介し、対アフリカ理解を促進することを目的に毎年開催している「アフリカン・フェスタ」を11月に横浜にて開催、約21万人の観客が訪れた。					「アフリカ貿易・投資促進フォーラム」や「アフリカン・フェスタ」を通じ、引き続き活発な広報活動を実施する。
	24年度	50以上の国内団体等に対し、TICADVロゴの活用などの広報への協力を要請した。また、TICADの趣旨に沿う行事をTICADVパートナー事業として認定する取組を作った。同時に、facebookにTICAD事務局ページを立ち上げ、1日1回を原則に記事配信する等の取組を行った。					アフリカ関連会合を通じ引き続き広報活動を実施する。
	25年度						TICADVに代表されるアフリカ関連会合の他、アフリカの文化や歴史等を国民に幅広く紹介し、対アフリカ理解を促進することを目的とした「アフリカン・フェスタ」の開催等を通じ、アフリカへの理解・関心の増進に向けた広報活動を実施する。
	26年度						アフリカ関連会合を通じ引き続き広報活動を実施する。
	27年度						同上
目標	—	引き続き活発な広報活動を実施する。					
(3) アフリカン・フェスタ入場者数		基準値	実績値				目標値
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		21万人	21万人	0(注)			—
年度ごとの目標値		基準値程度	同左	同左	—	—	
(注)24年度は、TICADVの準備にかかる事業の実施のため、アフリカン・フェスタの実施は見合わせる事となった。他方、地方自治体等によりアフリカとの友好促進事業が独自に実施されている。							
具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 アフリカには国連加盟国の4分の1以上を占める54の国が存在しており、国際場裏においてアフリカ諸国の支持・協力が不可欠であること、今後とも経済成長が見込まれる大陸であること、広大な土地に豊富な鉱物・エネルギー資源を有することから日・アフリカ関係を強化することは非常に重要である。しかし、地理的な距離もあり日・アフリカ間の交流は未だ限定的なレベルに留まっている。アフリカとの協力関係を維持・深化させていくためには、我が国の対アフリカ外交についてはもちろん、歴史や文化、社会についてもアフリカ側の対日理解を深め、我が国に対する好感と信頼を培っていく必要がある。</p> <p>また、我が国が適切な対アフリカ政策を推し進めていくためには、我が国国民による政策への支持が不可欠である。内閣府が行った外交に関する世論調査によれば、現状で「アフリカに親しみを感じる」と答える人の割合が平成23年度の23%から平成24年度の28%と上昇しているが、アフリカへの関心は高いとはいえない。従って、日本国内においてアフリカの現状に関する正確な理解を促しつつ、アフリカへの関心をより高い水準に引き上げていくことが必要である。</p> <p>2 上記測定指標及び以下のとおり、「アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢を確保すること、及び日本国内でのアフリカへの関心を喚起すること」との施策の目標の達成に向けて相当な進展があった。</p> <p>(1) TICADIVフォローアップ・プロセスに加え、アフリカにおける主要行事の機会をとらえ、活発な要人往来を進めるとともに、官民合同ミッションのアフリカ訪問を通じ、活発な広報活動を展開したことは、アフリカ各国との関係発展及び相互理解促進の上で効果的であったと評価できる。</p>					

- (2) 岸田外務大臣が共同議長を務めた TICAD V 閣僚級準備会合では、アフリカから 52 か国、46 名の閣僚級首席代表が参加し、TICAD V の成功に向けて引き続き緊密に協力していくことを確認するとともに、アフリカの首脳との会談も実施したことは、TICAD V の成功のみならず、アフリカ各国との関係を強化する上で有効なフォーラムとなった。
- (3) TICAD V の開催に向けて、国内諸団体等による広報や TICAD V パートナー事業を始めとするアフリカ関連事業等の実施につながったことは、国内での TICAD V 及びアフリカへの注目を集める上で有益であった。

3 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、各種招へいや交流事業を組み合わせる、大型会合にて各国首脳との二国間会談を行う等、重点的に日アフリカ間の人物交流を実現することができた。

【課題と今後の方針】

- 1 アフリカとの要人往来の数は増加傾向にあるものの、更なる増加が必要であり、引き続き TICAD V や各種招へいを有効に活用して、要人往来を活発化させる。
- 2 上記評価のとおり、国内諸団体等と連携したアフリカ関連事業の実施は、アフリカへの関心の喚起に有益であるが、我が国国民がアフリカに関する正確な情報に触れる機会が限られている中、アフリカに親しみを感じる人が多いとはいえず、同地域に関する国民への更なる情報提供が重要である。このため、各種メディアを積極的に利用し広報活動を強化する他、国民の対アフリカ理解を促進するイベントを実施していく。また、日本におけるアフリカへの正確な理解だけでなく、アフリカにおける日本への正確な理解を促す日本とアフリカの相互理解の促進が重要であり、このため、政府、民間企業といったレベル・分野にとどまらず、交流が未だ少ないこうしたレベル・分野以外の人物交流についても促進を図る。

学識 経験 を有 する 者の 知見 の活 用	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <p>OTICAD は、我が国のアフリカ外交の中核的事業であるという点、目的に達成度に関しては、カウンターパートであるアフリカ諸国がどのように評価しているかという視点、及びそれを裏付ける資料があるとよいのではないか。</p> <p>○「人物交流の実施」の測定指標として用いられているのは「アフリカン・フェスタ入場者数」のみであるが、各レベルにおける交流状況を表すため、たとえば「要人の往来数」などを指標化してはどうか。</p> <p>評価自体については、明確な意図のもとに着実かつ積極的な取組が行われており、「目標の達成に向けて相当な進展があった」との評価は妥当なものと評価する。</p>
---	--

政策 評価 を行 う過 程に おい て使 用し た資 料そ 他の 情報	<p><u>1 TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TICAD IV の概要 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/tc4_gh.html ・ TICAD フォローアップ・メカニズム (TICAD 閣僚級フォローアップ会合等) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/tc4_sb/ticad_fum.html ・ 第 67 回国連総会一般討論演説 ・ 第 183 回国会外交演説 ・ 平成 23 年版、平成 24 年版、平成 25 年版外交青書 ・ G8 キャンプ・デービッド・サミット首脳宣言、共同声明の関連部分 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/camp_david12/ ・ 第 4 回 TICAD 閣僚級フォローアップ会合 (概要) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/4followup_1205/gaiyo.html ・ 英国主催ソマリア首脳級会合について (概要) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/somali/kaigo201202.html ・ スーダン～多様性に満ちた国 (外務省ホームページ「わかる！国際情勢」) http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol159/ ・ TICAD V 閣僚級準備会合 (概要) http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/page25_000003.html <p><u>2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 回 TICAD 閣僚級フォローアップ会合 (概要)
--	---

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/4followup_1205/gaiyo.html

- ・ TICAD V 閣僚級準備会合（概要）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/page25_000003.html

- ・ 会談・訪問記録（外務大臣，外務副大臣，外務大臣政務官）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/ministers.html>

- ・ アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッション（概要）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/kato/africa_1208.html

- ・ 平成 23 年版，平成 24 年版，平成 25 年版外交青書

- ・ 内閣府世論調査（外交に関する世論調査）

担当部 局名	アフリカ部	作成責任 者名	アフリカ第一課長 堀内 俊彦	政策評価 実施時期	平成 25 年 8 月
-----------	-------	------------	-------------------	--------------	-------------

基本目標Ⅱ 分野別外交

施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組

<p>施策名</p> <p>達成すべき目標</p>	<p>国際の平和と安定に対する取組</p> <p>国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資すること</p> <p>(具体的施策の達成すべき目標)</p> <p>1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信 有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ、中長期的な外交政策を立案すること</p> <p>2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策 アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること及び海上の安全を確保すること</p> <p>3 国際平和協力の拡充、体制の整備 国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行うこと、及びそれを実現するための国内基盤を整備・強化すること</p> <p>4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組 国際テロ対策に貢献すること、国境を越える組織犯罪への対処のための国際的な連携・協力を強化すること</p> <p>5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現 国連において我が国の地位を向上させるとともに、国際機関においてより多くの邦人職員の意思決定プロセスへの参画を促進すること、これを通じ我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献すること</p> <p>6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進 国際社会における人権・民主主義を保護し、促進すること</p> <p>7 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保すること</p> <p>8 原子力の平和的利用のための国際協力の推進 IAEA等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進すること</p> <p>9 科学技術・宇宙に係る国際協力の推進 我が国及び国際社会の科学技術を発展させること</p>
<p>施策(具体的施策)の概要</p>	<p>1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信 (1) 委託調査、会合の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクと連携を強化する。 (2) 中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。</p> <p>2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策 アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ASEAN 地域フォーラム (ARF) を活用する。また、二国間対話の実施や民間レベル (トラック 2) の枠組みへの参加など、安全保障分野における協力関係を進展させるよう努める。 日本国民の生命及び財産の保護、海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題に対する取組を行う。</p> <p>3 国際平和協力の拡充、体制の整備 国際社会の平和と安定に向け、自衛隊、警察等と連携しつつ、国連 PKO 等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充を図るとともに、国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。 国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため、平和構築人材育成事業の実施を始め、国内基盤の整備・強化を実施する。</p> <p>4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組 多様化・複雑化する国際テロ及び国際組織犯罪の防止のために、国際社会の一致した継続的取組が重要であること</p>

から、我が国は①国内対策の強化、②幅広い国際協力の推進、③途上国の対処能力向上支援、を基本方針に掲げている。具体的には、二国間に加え、国連、G8等の多国間枠組みも利用し、国際テロ及び国際組織犯罪に対処するための国際的な法的枠組みの強化や、途上国の国際テロ及び国際組織犯罪分野への対処能力向上支援等に取り組む。

5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現

安保理改革及びその他の国連改革の議論を推進させる。これらの改革に関する我が国の立場・考え方に対する理解を促進し、支持の拡大を図る。同時に、これらの改革推進のための国内体制の強化、広報を通じた理解の促進及び人材育成を図る。国連等国際機関において、邦人職員の数の増加と質的向上を目指し、必要な措置をとる。

6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

- (1) 国連の各種人権フォーラム（国連総会第3委員会、人権理事会等）における議論への積極的参加や関係機関への拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。
- (2) 社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護・促進を目的とした国際協力を積極的に参加する。
- (3) 主要人権条約を履行する。
- (4) 第三国定住による難民の受入れ、難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁、国連難民高等弁務官（UNHCR）、国際移住機関（IOM）、NGO等との連携を進める。

7 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

北朝鮮やイラン等の核問題に直面する中で、我が国及び国際社会の平和と安全を確保していくためには、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要である。その重要性にかんがみ、我が国は、（1）核兵器については、核兵器不拡散条約（NPT）体制の強化（2015年NPT運用検討会議に係る取組）、国連総会での核軍縮決議の提出・採択、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効に向けた働きかけ、国際原子力機関（IAEA）の保障措置の強化等、核軍縮・不拡散に向けた取組を積極的に行う。（2）生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームのための取組に貢献する。（3）通常兵器については、武器の取引や使用等を規制する国際的な枠組みの普遍化・強化への貢献・実施のほか、対人地雷・クラスター弾等の不発弾・小型武器等に関する被害国への支援を国際的な枠組みと協調しつつ行う。（4）大量破壊兵器（WMD）等の不拡散については、関連国連安保理決議を着実に履行するとともに、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想（PSI）への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施する。

8 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

東京電力福島第一原子力発電所の事故に関する各国への正確な情報提供や各国からの支援を調整する。右事故を受けて開催された原子力安全を中心課題とする一連の国際会議に対応する。同事故の収束に向けたIAEAをはじめとする国際機関からのミッション受入れの調整を行う。国際的な原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。

9 科学技術・宇宙に係る国際協力の推進

我が国の優れた科学技術を外交に活用し、我が国と世界の科学技術の発展に貢献する「科学技術外交」、「宇宙外交」を推進する。具体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、宇宙、核融合、大量破壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を実施する。

施策の 予算 額・執 行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算 (a)		1,901,686	1,785,313	2,056,537
補正予算 (b)			△9,037	△89,836	△44,663	—
繰越し等 (c)			△2,203	2,204		
合計 (a+b+c)			1,890,446	1,697,681		
執行額 (千円, d)			1,763,963	1,607,622		

施策に 関係す る内閣 の重要 政策 (施政 方針演	1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信 特になし。
	2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策 ・第183回国会における外交演説（平成25年3月13日） 「世界の平和と安定を脅かす危機や脅威から我が国を守るため、基本的価値に立脚した戦略的外交を展開します。」 「アジア太平洋地域の平和と安定が図られるよう、大局的・戦略的視点を持って近隣諸国との協力関係を推進しま

す。」

- ・第183回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成25年2月28日）

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」において、二十一世紀の国際情勢にふさわしい我が国の立ち位置を追求してまいります。」

- ・第183回衆議院安全保障委員会における外相所信演説（平成25年3月15日）

「我が国は、防衛費の増加、防衛大綱の見直し等、我が国自身の防衛力の強化に努め、日米安全保障体制を堅持するとともに、国際環境の安定に向けた外交努力等を推進していく考えです。」

「海上航行の安全確保や国連平和維持活動への協力も進めてまいります。」

3 国際平和協力の拡充、体制の整備

- ・第183回国会外交演説（平成25年2月28日）

「平和維持・平和構築を推進するために、日本は、国連平和維持活動（PKO）への要員派遣や人材育成を始めとする多様な協力を継続します。現在、国連南スーダン共和国ミッションに自衛隊の部隊を派遣しており、同国の安定と国づくりのため、引き続き積極的に支援を行います。また、我が国が貢献をより迅速かつ効果的に行えるよう、法的基盤の整備についての検討や能力強化を進めます。」

- ・第183回国会衆議院外務委員会における国際情勢に関する報告（平成25年3月13日）

「国際的な平和維持・構築、（中略）にも積極的に取り組みます。」

4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組

- ・第183回国会における安倍総理大臣所信表明演説（平成25年1月28日）

「アルジェリアで発生したテロ事件について・・・（中略）・・・無辜の市民を巻き込んだ卑劣なテロ行為は、決して許されるものではなく、断固として非難します。・・・（中略）・・・国際社会と引き続き連携し、テロと闘い続けます。」

- ・第183回国会における安倍総理大臣施政方針演説（平成25年2月28日）

「治安に対する信頼も欠かせません。ネット社会の脅威であるサイバー犯罪・サイバー攻撃や、平穏な暮らしを脅かす暴力団やテロリストなどへの対策・取締りを徹底します。」

5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現

- ・第183回国会外交演説（平成25年2月28日）

「地球規模の課題を効果的に解決していくためにも、国連の実効性を高めるための組織改革と機能強化は欠かせません。我が国は、安保理改革の早期実現と我が国の常任理事国入りに向けて積極的に取り組みます。」

- ・第67回国連総会一般討論演説（平成24年9月26日）

「国連の将来に向けたあり方に関する徹底した議論も重要であり、国連のマネジメント改革を強く支持します。また、安保理が実効性を持つには、現代の国際社会の実態を反映した正統性がなければなりません。我が国は、国際社会において、より大きな責任を引き受けていく用意があります。今こそ、停滞している安保理改革交渉を加速させ、真の交渉を開始すべき時です。」

6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

- ・第183回施政方針演説（平成25年2月28日）

「…私の外交は、「戦略的な外交」「普遍的価値を重視する外交」、そして国益を守る「主張する外交」が基本です…」

- ・第183回国会外交演説（平成25年2月28日）

「…自由、民主主義、基本的価値、法の支配と言った基本的価値に立脚した戦略的外交を展開し、日本の考え方や信念を世界に発信し、信頼を勝ち得ていきます。」

「…来月の国連人権理事会において、北朝鮮の人権状況に関する新たな調査メカニズムを設置すべく、関係各国との協力を進めます。」

「人権・人道問題の改善を目指し、国連や二国間人権対話の場を通じた働きかけを行います。女性の権利保護等に関わる国際的な取組にも積極的に参加して参ります。国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）は、子の利益を最重要に考えた国際的なルールであり、今国会に条約及び条約実施法案を提出し早期締結を目指します。速やかにご審議の上、今国会でのご承認をお願いします。」

- ・第183回国会国際情勢報告（平成25年2月13日）

「…こうした状況の中、世界の平和と安定を脅かす危機や脅威から我が国を守るため、基本的価値に立脚した戦略

的外交を展開します」

「…今月の国連人権理事会において、北朝鮮の人権状況に関する調査委員会を設置すべく、関係各国との協力を進めます。」

「『国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）』は、子の利益を最重要に考えた国際的なルールであり、早期に条約を締結することが極めて重要です。子の国会での速やかなご審議とご承認をお願いいたします。」

7 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

・第183回国会外交演説（平成25年2月28日）

「まず、私は、核兵器の惨禍を経験した広島出身者として、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）の枠組みを通じ、核兵器不拡散条約を基礎とした国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化に全力で取り組んでまいります。北朝鮮に加え、イランの核問題の現状にも深刻な懸念を有しています。イランが速やかに平和的・外交的解決のため実質的行動を取ることを求めます。」

8 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

・第180回国会外交演説（平成24年1月24日）

「原子力安全については、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、事故の徹底検証から得られる知見と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは我が国が果たすべき責務と考えます。」

・第183回国会外交演説（平成25年2月28日）

「日本が原子力事故から得た知見と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献します。」

9 科学技術・宇宙に係る国際協力の推進

・「第4期科学技術基本計画」（平成23年8月19日）

Ⅲ. 4. 世界と一体化した国際活動の戦略的展開

（1）アジア共通の問題解決に向けた研究開発の推進

（2）科学技術外交の新たな展開

・第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）

「世界最先端の加速器技術への挑戦など、日本は、先端分野において、世界のイノベーションをけん引しています。…日本に「新たな可能性」をもたらすこれらのイノベーションを、省庁の縦割りを打破し、司令塔機能を強化して、力強く進めてまいります。」

・「宇宙基本計画」（平成25年1月25日）

第2章2-4. （5）国際協力等の推進

第3章3-3. （3）宇宙を活用した外交・安全保障政策の強化

・第183回国会外交演説（平成25年2月28日）

「宇宙分野での国際的な規範作りにも積極的に貢献します。」

施策名	国際の平和と安定に対する取組	
施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」
達成すべき目標	国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資すること	

具体的施策名	1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信	
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」
達成すべき目標	有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ、中長期的な外交政策を立案すること	
具体的施策の概要	(1) 委託調査、会合の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携を強化する。 (2) 中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。	

測定指標	(1) 委託調査、会合の実施による外部有識者及びシンクタンクとの連携強化		年度ごとの目標	
	基準	—	外部有識者及びシンクタンクとの連携	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	その時々的重要な国際的課題に関する調査研究・政策提言事業への補助や委託、研究会の実施などを通じて、国内外の有識者・研究機関との有機的かつ積極的な連携が図られた。各国の大統領・首相経験者等がグローバルな課題につき議論し政策提言することを目的とする会合(元老会議、通称「OBサミット」)が、23年度にはケベックシティで総会を開催し、水資源をめぐる危機や、大量破壊兵器に関する声明を提出した。	研究会、会合の実施、調査研究・政策提言事業への補助等を通じて有益な情報を収集し、外交政策の企画立案に役立てる。
		24年度	重要な国際的課題に関する調査研究・政策提言事業への補助や委託、研究会の実施などを通じて、報告書・政策提言を得た。 調査研究・政策提言事業への補助や委託は、中長期的な外交戦略を立案する上で重要かつこれまで必ずしも研究が進んでいないテーマ(「政権交代に際しての外交の持続性」、「アジア(特に南シナ海・インド洋)における安全保障秩序」、「北極のガバナンスと日本の外交戦略」、「宇宙に関する各国の外交政策」等)について実施した。 研究会(「民主主義国家における外交政策」等)で得た政策提言・知見について、研究会委員と省内関係者との間で議論し、同政策提言を実施するための政策目標をとりまとめた。 元老会議(通称「OBサミット」)が、24年度には天津で総会を開催し、地球規模の課題に関する声明を出した。	研究会、会合の実施、調査研究・政策提言事業への補助等を通じて有益な情報を収集し、外交政策の企画立案に役立てる。
		25年度		研究会、会合の実施、調査研究・政策提言事業への補助等を通じて有益な情報を収集し、外交政策の企画立案に役立てる。特にシンクタンクの育成・強化に努め、日本の外交政策の在り方等について、有益な知見を得る。
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	—	中長期的・戦略的外交政策の企画立案を強化する。	
	(2) 中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化		年度ごとの目標	
	基準	—	中長期的・戦略的外交政策の対外発信の実施	
施策の進捗状況(実績)	23年度	23年度当初には、平成22年の国際情勢と日本外交に関する外交青書を発刊し、幅広く国民一般に広報することにより、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。	外務大臣等の政策スピーチ、外交青書の発刊等により対外発信を強化する。	

績)		大臣等による発信効果の高いスピーチの作成を補佐することができた。特に外務大臣の政策スピーチについては、中期的な計画に基づく戦略的な発信に重点を置いた（「日本の豊かさはアジア太平洋とともに」（12月14日）、「第180回国会における玄葉外務大臣の外交演説」（1月24日）、「我が国のグローバルな課題への取組～『フルキャスト・ディプロマシー』の展開と協力フロンティアの拡大～」（2月28日）等）。					
	24年度	平成23年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した平成24年版外交青書を発刊し、幅広く国民一般に広報することにより、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。 外務大臣の政策スピーチについては、中期的な視点による外交政策の戦略的な発信に重点を置いた（「ネットワーク外交がつくる『質の高い社会』」（5月24日）、「アジア太平洋時代の秩序形成とルールづくり」（10月26日）、「第183回国会における岸田外務大臣外交演説」（2月28日）等）。					外務大臣等の政策スピーチ、外交青書の発刊等により対外発信を強化する。
	25年度						外務大臣等の政策スピーチ、外交青書の発刊等により対外発信を強化する。特に外務大臣のスピーチでは中長期的な視野に立った戦略的な発信に、また、外交青書については、効果的な図表や写真の活用及び特集記事やコラムの掲載を通じてより分かりやすい内容となるよう配慮した編集に重点を置く。
	26年度						同上
	27年度						同上
目標	—	中長期的・戦略的外交政策の対外発信を強化する。					
(3) 重要な国際的課題に関する調査・研究 国際問題調査研究事業費等補助金による報告書の配布数	基準値	実績値					目標値
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
	420	640	430				—
	年度ごとの目標値	基準値程度	同左	同左	同左	同左	
(4) 調査研究委託、研究会 研究の成果として作成・配布された報告書の数	基準値	実績値					目標値
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
	210	200	60				—
	年度ごとの目標値	基準値程度	同左	100-150程度	基準値程度	同左	
(5) 外交青書の発行部数及びインターネットによるアクセス数 ①日本語版 ②英語版 ③アクセス数	基準値	実績値					目標値
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
	①17,000 ②25,000 ③36,822,008	①17,000 ②25,000 ③36,674,926	①17,000 ②4,500 ③37,195,020				— — —
	年度ごとの目標値	基準値程度	同左	同左	同左	同左	
	【総括】	1 国際的平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄を確保するためには、我が国が直面する諸課題に対し、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案する機能を強化することが必要である。そのために、有識者、研究機関やシンクタンクとの連携強化が必要であるが、日本の外交シンクタンクの活動は国際的に見ても低調であり、特にその育成が必要である。 さらに我が国の外交政策を効果的に推進するため、外務大臣等の政策スピーチで外交全体を貫く原則等を					
具体的施策に関する評価結果	総括						

明確に打ち出すとともに、外交政策に対する国内外からの一層の理解と信頼が得られるよう、外交青書で外交政策全般の進捗について対外発信することが必要である。

- 2 上記測定指標及び以下のとおり施策を効果的に実施し、「有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ、中長期的な外交政策を立案する」との目標達成に向けて進展があり、施策は有効に実施された。
- (1) 調査研究・政策提言事業への補助や委託は、中長期的な外交戦略を立案する上で重要かつこれまで必ずしも研究が進んでいないテーマについて行っており、これらの実施を通じて得た政策提言は、今後の日本の外交政策を検討する上で重要な示唆を与えるものとなった。
 - (2) 研究会で得た政策提言・知見について、研究会委員と省内関係者との間で議論し、同政策提言を実施するための政策目標をとりまとめたことで、政策提言を取り込みつつ外交政策を立案するという目標に向けた重要な前進を見た。
 - (3) 平成23年の国際情勢と日本外交の動きを分かりやすく編さんした外交青書を、適切なタイミングで作成・公表することができたほか、時宜を得た機会に、大臣等ハイレベルによる政策スピーチを実施することにより、外交政策を戦略的かつ効果的に発信することができた。
- 3 これら施策の実施に当たり、国際社会、国内外の研究機関、有識者等との連携、補助金による国内のシンクタンクの機能・活動強化等により、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用した。

【課題と今後の方針】

- 1 我が国の外交政策企画立案機能の強化のために、上記評価のとおり、これまで一定の成果を挙げているが、変動する国際社会において重要な外交課題に戦略的に対応することが引き続き重要な課題であり、今後も、有識者・研究機関との継続的な連携強化やその知見の活用していく。このためにも、特に国際的にみても低調である日本の外交シンクタンクの育成等が重要であり、我が国の調査研究機関の活動を支援し、同調査研究機関の情報収集・分析・発信・政策提案能力を高めるために、新たな補助金制度を構築、実施する（平成25年度より、外交・安全保障調査研究事業費補助金制度を立ち上げた。）。
- 2 また、対外発信事業についても上記評価のとおり効果を上げており、外交政策に対する国内外からの一層の理解と信頼を得ることが重要であり、次の点に重点を置きつつ、引き続き積極的に実施していく。
- (1) 外務大臣のスピーチでは中長期的な視野に立った戦略的な発信を行う。
 - (2) 外交青書は、効果的な図表や写真の活用及び特集記事やコラムの掲載を通じてより分かりやすい内容となるよう配慮した編集を行う。

具体的施策名	2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策		
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」	
達成すべき目標	アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること及び海上の安全を確保すること		
具体的施策の概要	<p>アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ASEAN 地域フォーラム（ARF）を活用する。また、二国間対話の実施や民間レベル（トラック2）の枠組みへの参加など、安全保障分野における協力関係を進展させるよう努める。</p> <p>日本国民の生命及び財産の保護、海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題に対する取組を行う。</p>		
測定指標	（1）ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進		年度ごとの目標
	基準	—	ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進
施策の進捗状況（実績）	23年度	<p>ARF では、これまでの会合を通じ、参加国自身を当事者とする問題（南シナ海情勢、朝鮮半島情勢、ミャンマー問題等）を含め率直な意見交換を行う慣行が生まれつつあるとともに、具体的な信頼醸成措置（年次安保概観の提出、各種会合の開催等）が実施されている。我が国は、ほぼすべての関連会合等に参加している。また、我が国は7月まで海上安全保障会期間会合（ISM）の共同議長国をつとめ、現在は信頼醸成に関する優先分野のリード国をマレーシアとともにつとめている。3月には、リード国としての取組の参考とするために国際ワークショップ「海上安全保障における信頼醸成措置」を東京にて開催した。</p> <p>さらに、日仏、日豪等の二国間の安全保障対話においては、アジア太平洋地域の安全保障（海上安保を含む）について率直な意見交換を行った。</p>	<p>第18回 ARF 閣僚会合を成功裏に実施し、また、ARF 対テロ会期間会合を主催する。各国との安保対話を実施する。</p>
	24年度	<p>7月に開催された閣僚会合を始めとした各分野のワークショップを含むほぼ全ての ARF に関する関係会合（約10件）に出席し、地域の平和と安定のための対話に大きく貢献した。その際、これまで既に行われてきた具体的な信頼醸成措置（年次安保概観の提出、各種会合の開催等）の着実な実施に加え、各分野における取組にこれまで以上に主体的に貢献した。具体的には、海上安全保障分野における信頼醸成に関する優先分野のリード国としての貢献、テロ対策・国境を越える犯罪対策分野における「過激化対策」ワークショップの開催（2月）、不拡散・軍縮分野での ISM（会期間会合）共同議長国としての取組及び ARF 宇宙ワークショップ（12月）への運営支援などが挙げられる。</p> <p>また、ARF における予防外交の推進に向けた取組として行われた、東ティモールへの選挙監視団の派遣に際し、米豪と共に主導的な役割を果たしたほか、EAS、ADMM プラス等の他の地域枠組みとの連携の重要性に踏み込んだ議論に関し、我が国から積極的に発言・提案を行うなど、ARF アーキテクチャー自体の発展に向けた貢献も積極的に行った。</p> <p>さらに、豪州や欧州諸国を始めとした各国との二国間安全保障対話（日豪 PM（外務防衛当局間）協議（8月）、日英 PM 協議（1月）、日仏 PM 協議（2月））や、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）（6月）及びミュンヘン安全保障会議（2月）、ハリファクス国際安全保障フォーラム（11月）等の民間対話の枠組みへの参加</p>	<p>アジア太平洋地域の平和と安全を確保するため、ARF 各種会合を通じた協力を推進する。各国との安保対話を実施する。</p>

		を通じて、アジア太平洋地域の平和と安定の実現にむけた意見交換や具体的な協力について協議を行った。	
	25年度		<p>ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に参加し、各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮しつつ、我が国の立場の理解確保に努め、もってアジア太平洋地域の平和と安全の確保を図る。特に、ARF 海上安全保障 ISM の優先分野である信頼醸成については、リード国として、関連会合の開催や、他の関連活動への運営支援に努める。</p> <p>災害救援分野のほかサイバーや宇宙といった新たな分野でイニシアティブを発揮していく。</p> <p>関係国と連携しつつ、法の支配の尊重など我が国の立場を主張していく。</p> <p>EAS との連携など、より重層的な取組のために我が国が貢献しうる内容を検討していく。また、仏、豪を始めとした各国との二国間の安全保障対話を通じた意見交換を行う。ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアローグ）、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）等の安全保障や防衛分野の会議への参加を積極的に行うことで、アジア太平洋地域の平和と安定のための基盤となる信頼醸成の促進に努める。</p>
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	アジア地域の平和と安定を確保し、国民の生命・財産を守る。	
(2) ソマリア沖・アデン湾における民間船舶の安全な航行の確保			年度ごとの目標
基準	—	ソマリア沖・アデン湾の海賊対策への的確な対処	
施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>平成 21 年 6 月に海賊対処法が成立して以来、我が国はアデン湾に護衛艦 2 隻と P-3C 哨戒機 2 機を展開し、6 月にはジブチに自衛隊の活動拠点を設置。海上自衛隊の護衛艦 2 隻は、3 月末までに、累計 343 回の護衛活動で 2467 隻の商船を護衛した。加えて P-3C 哨戒機（2 機）は、653 回任務飛行を行い、警戒監視や他国艦艇への情報提供を行った。</p> <p>また、国際場裏においては、ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ及びその作業部会会合に出席・議論に積極的に参加した他、第 4 回コンタクトグループ会合では議長国を務める等、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めた。</p>	海賊対処法に基づく海賊対処行動を含む多層的な海賊対策の取組を継続する。
	24年度	<p>我が国は、引き続きアデン湾に海上自衛隊の護衛艦 2 隻と P-3C 哨戒機 2 機を展開した。護衛艦 2 隻は、3 月末までに、累計 404 回の護衛活動で 2,912 隻の商船を護衛した。加えて P-3C 哨戒機（2 機）は、累計 869 回任務飛行を行い、警戒監視や他国艦艇への情報提供を行った。</p> <p>3 月末までに、周辺国の海上取締り能力向上のために、国際海事機関(IMO)の基金に対し累計 1,460 万ドルを拠出、また海賊の訴追支援のための国際信託基金に対し</p>	海賊対処法に基づく海賊対処行動を含む多層的な海賊対策の取組を継続する。

		累計 350 万ドルを拠出した。	
	25 年度		我が国自衛隊による海賊対処活動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。 ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ及びその作業部会会合に参加し、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めるとともに、諸外国との連携体制を強化する。
	26 年度		同上
	27 年度		同上
目標	—	ソマリア沖・アデン湾における民間船舶の安全な航行を確保する。	

具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 依然として不透明・不確実な要素が残るアジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには、同地域における米国の存在と関与を前提とした上で、二国間及び多国間の対話や民間レベル（トラック 2）の枠組みを重層的に用いて同地域の安全保障環境に影響を及ぼす各国との信頼醸成を促進し、安全保障環境を向上させていくことが必要である。同地域の 26 か国及び EU が参加する ARF は、アジア太平洋地域において安全保障問題を議論する数少ない政府間対話の枠組みであり、また様々な分野において実質的な協力・取組が進められている、実効性の高い枠組みとしても成長しつつある。そのため、ARF の閣僚会合を始めとした各種の関連会合等を有意義な対話の場として積極的に活用することで、我が国の立場への各国からの理解増進に努めるとともに、地域各国の相互信頼関係を高め、ひいては安全保障分野における協力関係を進展させることが求められる。</p> <p>また、我が国は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高く、船舶航行の安全確保は日本の経済社会及び国民生活にとって極めて重要である。なかでも、日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア沖・アデン湾において近年発生している海賊事案は、我が国のみならず、国際社会にとっても脅威であり、日本政府としての対応が必要となる課題と言える。</p> <p>2 上記測定指標及び以下のとおり、「アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること及び海上の安全を確保すること」との目標達成に向けて進展があり、施策は有効に実施された。</p> <p>(1) 我が国は、第 19 回 ARF 閣僚会合を始め、ほぼすべての ARF 関連会合に参加するとともに、各分野での取組に関し、我が国が持つ経験・知見・技術などを活用・共有しつつ、積極的にイニシアティブを発揮した。これらの取組は地域各国から高く評価された。例えばテロ対策・国境を越える犯罪対策分野における「過激化対策」セミナーの開催に関し、開催後各国から大変高い評価が寄せられた。また海上安全保障分野においても、平成 23 年に我が国が開催したワークショップの成果を基にした具体的取組が進められ、来年度にはマレーシアがその成果を引き継ぐ形でワークショップの開催を検討しているなど、上述した予防外交の推進に向けた取組も含め、我が国の取組が全体的に ARF 内の各種取組を活性化していると評価できる。</p> <p>さらに、ARF 内での地域情勢に関する意見交換の場においても、我が国の取組が地域の安定と平和に大きく貢献した。特に南シナ海をめぐる動きに関しては、平成 24 年 4 月に発生したスカボロー礁に係る事案等が発生する中、法の支配を重視する観点から我が国も積極的な発言を ARF 内で行うなど、ARF 内での意見交換を形式的なものではなく実効的なものとするべく関係国と共に努力した。こうした我が国の取組は、ARF の有効な意見交換を行い得るプラットフォームとしての機能の維持に貢献しており、ひいては地位の安定と平和の維持につながるものと評価できる。</p> <p>加えて、政府間対話のみならず、安全保障に関する率直な意見交換の場として、民間主催の会合を始めとする、各国の安全保障や防衛分野の会議にハイレベルの参加者を含めた積極的な参加を行うことで、我が国の外交的存在感や立ち位置を各国に示すとともに、アジア太平洋地域の平和と安定のための基盤となる信頼醸成の促進に貢献することができた。</p> <p>(2) 海上自衛隊による護衛活動、警戒監視等を行い、また、周辺国の海上取締り能力向上のための国際海事機関（IMO）の基金や海賊の訴追支援のための国際信託基金に対し拠出した。これらの多層的な取組の結果、海洋国家として、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策の適確な対処（法的枠組みの整備を含む）に寄与した。</p>
---------------	------------	---

3 これらの施策の実施にあたっては、多くの会合を適切にカバーすべく、関係課室（及び関係省庁等）の間で緊密に連携し、限られた人材を効率的に配分するなどの取組を通じ、上述のとおり資源の投入量に見合う適切な進展が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【課題と今後の方針】

1 上記評価のとおり、現状でも我が国は各分野で積極的な取組を行っているが、ASEAN 各国からは引き続き ARF 自体のさらなる発展に向けた我が国への期待が高く、また ASEAN 各国側の能力構築という面からも、我が国が各種取組を通じ各国を支援していくことがは有意義であり、これらは最終的には地域の安定に大きく貢献するものと考えられる。このため、既存の分野に加え、東日本大震災の経験も踏まえ我が国への貢献の期待が高い災害救援分野や、今後益々重要になってくるサイバーや宇宙と言った新しい分野において、今後新たなイニシアティブを発揮していく。

昨年の ARF 閣僚会合等で一部見られた、議長国による偏った采配などを踏まえれば、ARF の意見交換の場としての実効性・有用性を不断の取組によって維持していくことが引き続き課題となっている。そのため、関係国と連携しつつ、法の支配の尊重など我が国の立場を各国に対し引き続きしっかりと主張していく。

また、首脳レベルで政治・安全保障分野を議論する地域枠組みとして確立しつつある EAS との連携など、より重層的な取組を進めていくことが重要であり、そのために我が国が貢献しうる内容を検討していく。

2 ソマリア沖海賊対策について、上記評価のとおり、国際社会とともにこれに取り組み、これまで一定の成果を挙げているが、海賊による攻撃の発生件数は年間約 240 件に達しており、またその発生海域も拡大し、依然として船舶の航行の安全に大きな脅威となっている。今後も、取組を強化していくとともに、国際社会と協力の上、同問題の根本的な解決に向けて、更なる進展を図ることが引き続き課題となっている。

このため、我が国自衛隊による海賊対処活動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。また、関連国際会合に積極的に出席し、我が国による貢献を周知するとともに、諸外国との連携体制を更に強化する。さらには、本問題の根本的な解決に向けて、諸外国と協力しながら、二国間及び国際機関を通じた支援や施策を効果的に実施し、我が国として持てる力を活かし、適切に貢献する。

具体的施策名	3 国際平和協力の拡充, 体制の整備			
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて一定の進展があった。」		
達成すべき目標	国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに, 国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行うこと, 及びそれを実現するための国内基盤を整備・強化すること			
具体的施策の概要	国際社会の平和と安定に向け, 自衛隊, 警察等と連携しつつ, 国連PKO等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充を図るとともに, 国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。 国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため, 平和構築人材育成事業の実施を始め, 国内基盤の整備・強化を実施する。			
測定指標	(1) 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進, 国際社会の取組・議論への積極的な貢献		年度ごとの目標	
	基準	22年度	4つの国連PKOへの派遣に加え, 新たに1つの国連PKOに要員を派遣し, スーダンに住民投票監視団を派遣した。	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	これまで実施してきた国連兵力引き離し監視隊(UNDOF), 国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH), 国連東ティモール統合ミッション(UNMIT)への派遣に加え, 国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)への要員派遣を実施した。また7月, 国連PKO等に対する協力の在り方について「PKOの在り方に関する懇談会」の中間取りまとめを発出し, 国際平和協力法改正の可否を含めて検討を開始した。9月には, 日米共催で国連平和維持活動幹部要員訓練コースを開催した。また, 国連PKO特別委員会等の国際的な議論に積極的に貢献した。	国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに, 国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また, それを実現するための国内基盤を整備・強化する。
		24年度	国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)に対し, 年度を通じ300人以上の規模の要員を派遣し, 南スーダンの安定と国づくりに貢献した。 国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)に派遣していた我が国の施設部隊については, ハイチの地震からの復旧に十分に貢献したと評価できたことから, 12月に右ミッションから撤収し, その際, 部隊が使用していた資機材の一部を物資協力として国連及びハイチ政府に贈与した。 悪化を続けるシリア情勢を受け, 我が国が平成8(1996)年2月から派遣していたUNDOFからの撤収に際しても, 国連に対し同様に物資協力として車両を譲渡した。 国際平和協力法の改正については, 法制度の在り方及び運用の在り方の両面について検討した。 また, 国連PKO特別委員会等の国際的な議論に積極的に貢献した。	国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに, 国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また, それを実現するための国内基盤を整備・強化する。
		25年度		国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに, 国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また, それを実現するための国内基盤を整備・強化する。 具体的には, 国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)への要員派遣を通じて南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続するとともに, 国連PKO等に対する協力の在り方について検討する。また, 米国と共催で国連平和維持活動幹部要員訓練コースを開催する。国内においては, 法的基盤の強化に向け

			積極的に取り組む。
	26年度		国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また、それを実現するための国内基盤を整備・強化する。
	27年度		同上
目標	—	国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。またそれを実現するための国内基盤を整備・強化する。	
(2) 平和構築人材育成事業の日本人修了生の就職実績			年度ごとの目標
基準	21年度	19年度の本事業の日本人修了生(15名)は、21年度に研修終了後、国際機関(4名)、PKO・国連政治ミッション(1名)、政府機関(4名)等に就職した。	
施策の進捗状況(実績)	23年度	これまで、本事業の日本人修了生の約9割は国連PKOミッション(国連スーダン・ミッション(UNMIS)、国連アフガニスタン支援ミッション(UNAMA)等)や平和構築に関連する国際機関等(国連難民高等弁務官事務所(UHCR)、国連開発計画(UNDP)等)に就職した。 21年度の日本人修了生(15名)は、23年度に研修終了後、国際機関(7名)、政府機関(4名)等に就職した。	国際平和協力分野の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。
	24年度	これまで、本事業の日本人修了生の約7割は、国連PKOミッション(UNMIS、国連アフガニスタン支援ミッション(UNAMA)等)や平和構築に関連する国際機関等(国連難民高等弁務官事務所(UHCR)、国連開発計画(UNDP)等)に就職した。 22年度の日本人修了生(15名)は、24年度に研修終了後、国際機関(6名)、政府機関(3名)等に就職した。	国際平和協力分野の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。
	25年度		国際平和協力分野の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。 予算削減による事業の縮小も踏まえて事業の効率化を図りつつ、海外実務研修の派遣先の多様化等の事業内容の充実を図る。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	国際平和協力分野の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。	
具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 冷戦終結後、世界各地で紛争が多発し、平和構築への取組の必要性は格段に増大している。国連PKO等の要員数も平成12(2000)年から平成24(2012)年までに約2万人から約10万人と約5倍に増大するとともに、その任務も多様化・複雑化し、適切な要員や装備の確保が課題となっている。右を踏まえ、我が国としては、国連PKO等への人的貢献等を強化することが国際社会の責任ある一員として必要不可欠である。また、増大するニーズに対し、投入する資源は限られていることから、国連PKO等のより効果的、効率的な活動の実現等に向けて国際社会の取組、議論において、積極的に貢献することが重要である。さらに、国連PKO、国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大しているため、平和構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が急務である。</p> <p>我が国は、平和構築を主要な外交課題の一つと位置付け、国際機関への資金拠出を通じた支援、世界第2位となる国連PKO分担金の負担、国連平和構築委員会等の国際場裏における貢献を始めとする取組を行って</p>	

いるが、例えば、国連PKOに派遣されている約5千人の文民のうち邦人はわずか30名（平成24年10月30日現在）に留まっており、当面の重要課題として、文民の人材育成及び現地における貢献が求められている。

- 2 上記測定指標及び以下のとおり、「国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行うこと、及びそれを実現するための国内基盤を整備・強化すること」との目標達成に向けて一定の進展があり、施策は有効に実施された。
 - (1) 国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に対し、年度を通じ300人以上の規模の施設部隊要員等を派遣し、南スーダンの安定と国づくりに貢献したことでアフリカ地域については国際社会の平和と安定に寄与したと評価できる。
 - (2) ハイチ地震発生直後の平成22（2010）年1月から国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）に派遣していた我が国の施設部隊の活動については、ハイチの地震からの復旧に十分に貢献したと評価できる。更に、ハイチの経済社会開発に資するよう、撤収に際して自衛隊の施設機材をハイチ政府及び国連に譲与し、地域の平和と発展に貢献した。
 - (3) 国際平和協力法の制度の在り方及び運用の在り方の両面について検討したが、これは、国際平和協力の国内基盤の整備・強化のための同法の改正につながるものと評価できる。
 - (4) 国連PKO特別委員会等の国際的な議論の場において、我が国施設部隊のハイチにおける経験を紹介するなどして、我が国の得意分野の一つである国連PKOへの協力における施設部隊による活動の役割の重要性を訴えるとともに、グッド・プラクティスとして共有し、多くの国連PKO関係国や国連より高い評価を得た。
 - (5) 平成19年9月に立ち上げ、平成22年8月にコースを改編した「平和構築人材育成事業」において、これまでに日本及びアジアの文民226名（24年度には41名）を育成した。本事業は、日本人及びアジア人の文民に対し、平和構築に係る講義や演習、現場経験を積ませる貴重な機会を提供し、修了生からも高い評価を得た。22年度の日本人修了生については、ICRC（国際赤十字委員会）やIOM（国際移住機関）等への就職が実現した。本事業の修了生は南スーダン、シエラレオネ、アフガニスタン等、平和構築の現場で活躍中であり、国際平和協力分野の裾野を拡大するとの目標達成に向け施策の効果が徐々に発現しつつある。
- 3 国際平和協力に関する活動の全般においては、我が国の政策の分析や国際社会における取組に関する情報収集、有識者との政府内外のネットワーク構築など、ソフト面の取組も重視し、低コストで高い進展をあげるなど効率的に施策を実施した。

【課題と今後の方針】

- 1 上記評価のとおり、国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行うこと、またそれを実現するための国内基盤を整備・強化することについては、一定の成果をあげてはいるものの、引き続き多機能型PKOのための文民を含む要員の需要は高く、特に、2013年4月現在、我が国の要員派遣は国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）1ミッションとなっており、我が国としても国連PKO活動への更なる協力の拡充が課題となっている。今後も、国連PKOへの協力は、国際社会の平和と安定への貢献の最も有効な手段の一つであるとの認識の下、更なる人的・物的貢献について検討し、また、そのためのPKO法改正を含む環境整備を進めていくとともに、国際社会の取組・議論に積極的に貢献していく。
- 2 上記評価のとおり、平和構築の現場で活躍できる人材育成については、着実に成果をあげているが、国連PKOにおける邦人文民数は未だ限られているので、引き続き国際平和協力分野の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材育成に注力する必要がある。このため、平和構築人材育成事業を引き続き推進していくとともに、委託事業の効率化をより一層図りつつ、中長期的視点から国際平和協力のための人材育成に資するよう事業内容の充実を図ることとする。

具体的施策名	4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組			
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」		
達成すべき目標	国際テロ対策に貢献すること、国境を越える組織犯罪への対処のための国際的な連携・協力を強化すること			
具体的施策の概要	多様化・複雑化する国際テロ及び国際組織犯罪の防止のために、国際社会の一致した継続的取組が重要であることから、我が国は①国内対策の強化、②幅広い国際協力の推進、③途上国の対処能力向上支援、を基本方針に掲げている。具体的には、二国間に加え、国連、G8等の多国間枠組みも利用し、国際テロ及び国際組織犯罪に対処するための国際的な法的枠組みの強化や、途上国の国際テロ及び国際組織犯罪分野への対処能力向上支援等に取り組む。			
測定指標	(1) 国際的なテロ対策協力の強化		年度ごとの目標	
	基準	—	二国間・多国間のテロ対策協議の実施	
	23年度	グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)設立会合及び各種作業部会の会合に参加した他、国連やG8専門家会合、各国とのテロ対策協議、ASEANやARF等のテロ対策関連会合でも積極的に議論に参加した。		国連やG8等の多国間枠組みに積極的に参画するとともに、各国とのテロ対策協議を実施する。
		24年度		国連やG8等の多国間枠組みに積極的に参画するとともに、各国とのテロ対策協議を実施する。
	施策の進捗状況(実績)	25年度		1 GCTFやG8、国連等の多国間枠組み及び地域的なテロ対策に以下のとおり貢献する。 GCTF各種会合、G8ローマ・リヨン・グループ会合等へ積極的に参加し、国際社会との連携強化に務める。 日・ASEANテロ対策対話、日中韓テロ対策協議等に参加し、地域的なテロ対策協力強化に貢献する。 2 テロリスト等に対する制裁措置を定める国連安保理決議の履行に関して、5月に予定されている国際連合テロ対策委員会執行事務局(CTED)の訪日審査の機会に、同事務局長と関係省庁を含む我が方との協議を行う。
		26年度		GCTFやG8、国連等の多国間枠組みに積極的に参画するとともに、各国とのテロ対策協議を実施し、国際テロ対策の強化に取り組む。
		27年度		同上
目標		—	国際テロに対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。	

(2) 途上国等に対するテロ対処能力向上支援の強化			年度ごとの目標
基準	22 年度	特に東南アジア地域を対象としたテロ対処能力の向上支援に取り組んだ。	
施策の進捗状況(実績)	23 年度	中央アジア諸国を対象に本邦においてテロ防止関連条約締結促進セミナーを実施するなど、途上国のテロ対策法制度整備のための支援に貢献した。	各種テロ対策セミナーを通じ途上国のテロ対策能力向上を支援する。
	24 年度	<ol style="list-style-type: none"> 25 年 1 月 16 日に発生したアルジェリアのテロ事件を踏まえ、外務大臣より「国際テロ対策の強化」を表明した。 ASEAN 地域フォーラム (ARF) の枠組みにおいて、テロ対策及び国境を越える犯罪対策について、マレーシアと共に「過激化対策」分野の共同議長国を務めるとともに、2 月に東京において過激化対策に関するワークショップを開催し、関係国及び国際機関の講師の知見及び参加各国の課題や経験を共有した。 国際連合薬物犯罪事務所 (UNODC) が管理する犯罪防止刑事司法基金への拠出を通じて、UNODC がアフガニスタンにおいて実施するテロ対策プロジェクトへの支援に貢献した。 	各種テロ対策セミナーを通じ途上国のテロ対策能力向上を支援する。
	25 年度		<ol style="list-style-type: none"> UNODC が管理する犯罪防止刑事司法基金への拠出を通じて、UNODC が実施する北アフリカ・サヘル地域及びアジアにおけるテロ対策、人身取引対策及び腐敗対策プロジェクトへの支援に貢献する。 UNODC 事務局長を本邦に招へいし、途上国へのテロ・組織犯罪対策強化支援における我が国と UNODC との連携・協力についての意見交換を行う。 北アフリカ・サヘル地域を始めとするテロ対処能力向上支援を強化する。
	26 年度		国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップや国際機関への拠出等を通じて、途上国へのテロ対策能力向上を支援する。
	27 年度		同上
	目標	—	国際テロに対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。
(3) 国際組織犯罪対策における国際協力の進展			年度ごとの目標
基準	—	二国間・多国間での国際組織犯罪協力の推進	
施策の進捗状況(実績)	23 年度	国連の関連委員会、G8 専門家会合、FATF、不正薬物対策のための閣僚級会合等に積極的に参加し、各国とのマネーロンダリング防止のための情報交換枠組み設定も進めた。人身取引に関する政府協議調査団の派遣（フィリピン）も行った。	二国間及び多国間での国際組織犯罪対策協力のための協議に積極的に参加し、国際的な連携を強化する。
	24 年度	<ol style="list-style-type: none"> 国連犯罪防止刑事司法委員会、国連麻薬委員会、G8 ローマ・リヨン・グループ、財産回復アラブフォーラム、G20 腐敗対策作業部会、金融活動作業部会 (FATF) 会合等に積極的に参加した。 人身取引対策に関する日・タイ共同タスクフォース会合を開催するとともに、政府協議調査団の派遣（タイ）を行った。 国際移住機関 (IOM) への拠出を通じて、被害者の安 	二国間及び多国間での国際組織犯罪対策協力のための協議に積極的に参加し、国際的な連携を強化する。

		<p>全な帰国及び帰国後の支援（社会復帰支援（就業支援、医療費の提供等））のための「人身取引被害者帰国支援事業」への支援や、不法移民・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営支援を実施した。</p> <p>4 UNODC の国連薬物統制計画基金に約 81 万米ドルを拠出し、ミャンマーにおける不法ケシ栽培モニタリング、新興薬物対策、覚せい剤を始めとする合成薬物のモニタリング、大麻種子の市場動向把握を目的としたプロジェクトを支援した。</p> <p>5 7月にサイバー犯罪に対する国際協力を進めるためのサイバー犯罪条約をアジア地域の中で初めて締結した。</p>																												
25 年度		<p>1 国連犯罪防止刑事司法委員会や国連麻薬委員会、G20 腐敗対策関連会合、FATF 関連会合、サイバー犯罪条約関連会議等に参加し、国際的な連携を強化する。</p> <p>2 IOM への拠出を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。</p> <p>3 UNODC の国連薬物統制計画基金への拠出により、国際的な薬物対策を支援する。</p> <p>4 アジア諸国を対象とするサイバー犯罪に関するワークショップの実施等により、サイバー犯罪に係る法制度整備のための支援に貢献する。</p> <p>5 国際組織犯罪防止条約、同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結について検討を進める。</p>																												
26 年度		二国間及び多国間での国際組織犯罪対策協力のための協議に積極的に参加し、国際的な連携の強化に取り組む。																												
27 年度		同上																												
目標	—	国際組織犯罪に対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。																												
	(4) 国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ参加国数（国際機関は除く。）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値</th> <th colspan="5">実績値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>—</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>4</td> <td>17</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>年度ごとの目標値</td> <td>—</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>基準値程度</td> <td>同左</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	基準値	実績値					目標値	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	—	5	4	17				—	年度ごとの目標値	—	7	10	基準値程度	同左	
基準値	実績値					目標値																								
22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	—																								
5	4	17				—																								
年度ごとの目標値	—	7	10	基準値程度	同左																									
具体的施策に関する評価結果	<p>【総括】</p> <p>1 テロ及び国際組織犯罪は、グローバル化の進展及び情報通信技術の発展もあり、その行為を行う主体、手段が多様化しており、その脅威は依然として深刻である。また、不法な麻薬や人身取引の収益がテロ組織の資金源となったり、マネーロンダリングの手法が巧妙化する等、テロと国際組織犯罪は相互補完的な関係にあると言われており、その両方に適切に対処する必要がある。さらに、テロや国際組織犯罪は国境を越えて行われることから、一国のみの対応で完結しうる問題ではなく、その対策には各国が緊密に連携・協調していくことが不可欠である。</p> <p>特に、1月のアルジェリアのテロ事件後、邦人の海外進出支援及び国際社会のテロ対策協力強化の観点からさらに必要性が高まった。</p> <p>2 上記測定指標及び以下のとおり施策を効果的に実施し、「国際テロ対策に貢献すること、国境を越える組</p>																													

織犯罪への対処のための国際的な連携・協力を強化すること」との目標達成に向けて進展があり、施策は有効であった。

- (1) 1月のアルジェリアのテロ事件を受け、日米テロ対策協議（2月開催）等を踏まえ、我が国としてリビア他北アフリカ・サヘル地域諸国に対する複数のテロ対策支援プロジェクトを具体化し、日米協力の深化、外交政策の3本柱のひとつ「国際テロ対策の強化」（後述）、同地域の安定化支援による日本企業等の海外進出支援の強化に貢献した。
 - (2) 本邦においてアジア諸国を対象に過激化対策ワークショップを開催し、関係国及び国際機関の講師の知見及び参加各国の課題や経験を地域諸国が共有したことは有意義であり、アジア地域におけるテロ対策や国境を越える犯罪対策の促進に貢献した。
 - (3) サイバー犯罪に対する国際協力を進めるためのサイバー犯罪条約をアジア地域の中で初めて締結したことは、今後、地域における同条約の普遍化を我が国が主導し、サイバー犯罪対策を前進させる上で有意義であった。
- 3 上述のとおり、テロ対策及び国際組織犯罪対策について国際社会と緊密に連携することにより、効果的かつ効率的な対処ができた。

【課題と今後の方針】

上記評価のとおり、施策の必要性及び有効性は高く、引き続き施策を継続することとするも、「達成すべき目標」に向けた本施策のさらなる進展のための課題及び今後の方針は以下のとおり。

- 1 テロ対策については、海外における日本人や日本企業の安全対策の強化が喫緊の課題となっている。今後は、アルジェリアでのテロ事件の直後に岸田外務大臣が表明した「国際テロ対策の強化」を受けて、二国間・多国間のテロ対策協議やマルチのフォーラムでの議論、国際機関との協力等を行い、テロの脅威を受けている国々に対するテロ対処能力向上支援を一層強化していく。
- 2 国際組織犯罪対策については、我が国が未締結である国際組織犯罪防止条約、同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結が課題であり、各条約の締約国会議及び関連会合に参加しつつ、締結に向けて取り組む。
国際組織犯罪の手口の巧妙化への対処が課題となっており、引き続き二国間及び多国間での国際組織犯罪対策協力のための協議に積極的に参加し、国際的な連携を強化する。

具体的施策名	5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現		
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて一定の進展があった」	
達成すべき目標	国連において我が国の地位を向上させるとともに、国際機関においてより多くの邦人職員の意思決定プロセスへの参画を促進すること、これを通じ我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献すること		
具体的施策の概要	安保理改革及びその他の国連改革の議論を推進させる。これらの改革に関する我が国の立場・考え方に対する理解を促進し、支持の拡大を図る。同時に、これらの改革推進のための国内体制の強化、広報を通じた理解の促進及び人材育成を図る。国連等国際機関において、邦人職員の数の増加と質的向上を目指し、必要な措置をとる。		
測定指標	(1) 安保理改革及びその他の国連改革の進展		年度ごとの目標
	基準	22年度	<p>安保理改革等についての我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。</p> <p>行財政を含む国連のマネジメント改革のための各加盟国との連携を強化する。</p>
		23年度	
		24年度	
施策の進捗状況(実績)			
	22年度	<p>平成21年2月に開始された、国連での「安保理改革に関する政府間交渉」に参加・発言。同年1月からは安保理非常任理事国の2年の任期を務めた。9月及び2月には、安保理改革の早期実現のための政治的気運を高めることをねらいとして、安保理改革に関するG4（日本、ブラジル、ドイツ、インド）外相会合を開催した。</p> <p>行財政分野においては国連総会第5委員会での審議への積極的な参加を通じ、人的資源管理及び共通制度等の行財政改革等の進展に貢献した。</p>	
	23年度	<p>安保理の常任・非常任議席の双方拡大及び作業方法の改善を内容とする安保理改革に関する提案を、我が国はG4各国と作成し、各国に精力的に働きかけを行った。また、9月、G4外相会合を開催し、同提案に多くの国から支持が得られたこと、その結果として安保理改革の気運が大きく高まったことを確認した。さらに、率直かつ実質的な非公式の意見交換を行うため、11月に、「安保理改革に関する東京対話」を主催した。また、「安保理改革に関する政府間交渉」等の国連での交渉に、我が国は積極的に参加し発言するなど、中心的な役割を果たしている。このような取組を通じ、国際社会での影響力を高め、我が国の立場・考え方に対する理解を促進することに貢献した。</p> <p>また、行財政分野においては、国連総会第5委員会での審議への積極的な参加を通じ、事務総長の予算削減イニシアティブに基づく、当初予算では14年ぶりの前年度比減となる2012-2013二カ年国連通常予算の成立に貢献した。</p>	
	24年度	<p>9月、我が国を含むG4は昨年に引き続き外相会合を開催し、安保理改革に関する政府間交渉の議長であるタニン議長らの勧告（大多数の加盟国が常任・非常任双方のカテゴリーの拡大について支持を表明していることに言及の上、交渉を進めるために、①議長が「簡潔な作業文書」を作成し、それに基づいて交渉を行うこと、②安保理改革に関するハイレベル会合を開催すること等を勧告するもの）を歓迎するとともに、双方のカテゴリーの拡大に対する強い支持が交渉過程に反映されるべきとの考えを表明した。また、G4外相は、会期中に具体的な成果を達成する必要性を強調し、引き続き、他の加盟国と柔軟性の精神をもって緊密に協力することで一致した。</p> <p>また、国連のマネジメント改革については経営資源計画導入計画の継続実施が合意されていた他、異動（モビリティ）施策についての議論が進展した。また、国連行財政分野においては、ジュネーブ・グループ会合や、二国間国連</p>	<p>政府間交渉等の国際会議や、二国間の首脳・外相会談の機会をとらえ、安保理改革等についての我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。</p> <p>ジュネーブ・グループ会合や、二国間国連協議の場を活用して、行財政を含む国連のマネジメント改革を中心に各加盟国との連携を強化する。</p>

		協議の場を活用して、主要財政貢献国との緊密な連携を維持・強化した結果、国連総会第5委員会での主要争点となった2013年-2015年の国連予算分担率については、12月末に交渉が妥結し、我が国の分担率は12.530%から10.833%へ低下した。	
	25年度		<p>政府間交渉等の国際会議や、二国間の首脳・外相会談の機会をとらえ、安保理改革等についての我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。</p> <p>安保理の常任・非常任議席の双方拡大等を内容とする安保理改革に関する提案をG4各国と作成し、各国に働きかける。</p> <p>安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行うための会合を主催する。</p> <p>安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り安保理非常任理事国として席を占める必要があるところ、我が国が立候補している平成27年安保理非常任理事国選挙において当選できるよう、二国間の首脳・外相会談等の機会をとらえ、支持要請を行い、同選挙に対する我が国支持を拡大する。</p> <p>また、行財政改革については、ジュネーブ・グループ会合や、二国間国連協議の場を活用して、主要財政貢献国との連携を強化し、国連総会第5委員会の2014-2015二カ年国連通常予算審議で事務総長提案からの予算削減が実現するよう取り組む。</p>
	26年度		引き続き、安保理改革や行財政改革を始めとする国連の諸改革の実現に向けて、あらゆる国際会議、二国間会談の機会を戦略的に活用するとともに、改革の議論を主導していくべく、また、平成27年安保理非常任理事国選挙我が国立候補への支持をさらに拡大していくべく、取組を推進する。
	27年度		同上
目標	—	安保理改革及びその他の国連改革の実現に向けた環境を整備する。	
(2) 国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動を通じた活動の進展			年度ごとの目標
基準	22年度	国連の活動及び我が国の国連政策についての理解促進のため、広報キャンペーン「いっしょに国連」を始め、メールマガジンの発信等様々な啓発、広報活動を行った。また国連・マルチ外交研究会、安保理学界ネットワーク会合の開催、国連機関の活動を評価する委託調査の実施、国連改革に関するパブリックフォーラムの開催等を通じて有識者やNGOとの連携を深めた。	
施策の進捗状況(実)	23年度	国連の活動及び我が国の国連政策に関して、広報キャンペーン「いっしょに国連」を始め、様々な啓発、広報活動を行った。また、国連・マルチ外交研究会(5回)、安保理学界ネットワーク会合の定期的な開催(3回)、国連改	関係団体との連携を強化し、各種研究会等の定期的な実施等による国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動を実施する。

績)		革に関するパブリックフォーラムの開催(1回)等を通じて有識者やNGOとの連携を一層深め、改革推進に向けて、関係者の理解促進に貢献した。						
	24年度	<p>「いっしょに国連」メールマガジンの配信(7回)の他、東京国連広報センター(UNIC 東京)の主催する「国連デー」イベント(外務省後援)に外務大臣政務官が出席し、講演を行う等、関連団体が主催するイベントに積極的に協力する形で、国連の活動及び我が国の国連政策に対する国民の理解促進に尽力した。</p> <p>また、国連・マルチ外交研究会(6回)、安保理学界ネットワーク会合(1回)、シンポジウム「国連と日本のPKO20年—新たな課題への対応—」(1回)を開催し、研究者・有識者との連携を深めるとともに、「国連改革に関するパブリックフォーラム」については、これまでの活動に対するレビュー及び今後の活動方針に対する提言を含む報告書を作成した。</p>		関係団体との連携を強化し、各種研究会等や、より効果的かつ頻繁な情報発信に努めつつ定期的な実施等による国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動を実施する。				
	25年度			<p>「国連改革に関するパブリックフォーラム」については、平成24年度に作成された報告書を踏まえ、今後の活動方針を決定する。</p> <p>また、ソーシャル・メディア等の新たなツールを利用した活動を取り入れることも検討するが、予算・人員に限りがあることから、既存のツールや枠組みを通じた活動との効果を比較勘案し、効果の薄い活動については統廃合を行うなど、より効果的な国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動の実施を目指す。</p>				
	26年度			<p>既存のツールや枠組みと、ソーシャル・メディア等の新たなツールを利用した活動との効果を比較勘案し、現状の予算・人員で対応可能でありつつも、より効果的な国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動の実施を目指す。</p>				
	27年度			同上				
目標	—	国連の活動及び我が国の国連政策についての啓発・広報活動等を推進する。						
	(3)「国際社会協力人材バンクシステム」による国際機関における邦人職員数の増加及び情報提供の推進	基準値	実績値				目標値	
	①国際機関における邦人職員数(1月現在)	20年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	①25年度 ②—
	②空席情報メール配信件数(上段)及びロスター登録人数(下段)	①708人 ②198,118件 1,101人	①765人 ②191,960件 1,296人	①764人 ②198,983件 1,382人		—	—	①814人
	年度ごとの目標値		①— ②着実な配信件数及び登録件数の確保	①— ②同左	①814人 ②同左	①— ②同左	①— ②同左	
具体的施	評価結果	【総括】 1						

(1) 安保理改革及びその他の国連改革の進展

国連は、世界の平和と繁栄を推進する上で、普遍性を有する唯一の国際機関である。国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を実現し、その中で我が国の国益も確保していくためには、グローバルな課題の解決に効果的に対処できるよう安保理改革を含む国連改革を進めることが必要不可欠である。そのため、我が国としては、今日の国際社会を反映した、正統性を持つ国連の実現に向けて、改革の議論を主導していくことが必要である。

また、我が国の財政が厳しい状況にある中、国連の主要財政貢献国である我が国が国連に対して財政規律の維持を要請するとともに、新興国に経済成長に見合った応分の負担を要求することは、我が国にとって国連分担金の衡平な負担を実現するために不可欠である。

(2) 国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動

啓発・広報活動を通じ、国連の活動及び我が国の国連政策に関する国民の理解を高めることは、我が国が多額の分担金を負担している現状に対する国民への説明責任を果たすという観点から必要である。また、研究・諮問活動を通じ、有識者やNGOとの連携を一層深めることは、民間の知見を利用して政府の活動の効率化を進めるとの観点から必要である。

(3) 国際機関における邦人職員数の増加

近年のグローバル化を背景に、国連等国際機関及びこれら国際機関に勤務する職員の責務の重要性が高まっている。一方で、国連等国際機関に対する我が国の財政的貢献と比較して、これら国際機関における邦人職員は少ない状況にあるため、国際機関等における邦人職員の任用及び勤務に関する事項を所掌する外務省が、責任を持って邦人の国際機関への参画の促進に取り組む必要がある。

2 上記測定指標及び以下のとおり、施策は有効に実施され、「国連において我が国の地位を向上させるとともに、国際機関においてより多くの邦人職員の意思決定プロセスへの参画を促進すること、これを通じ我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献すること」との目標に向け、一定の進展があった。

(1) 安保理改革及びその他の国連改革の進展

我が国は、国連を21世紀にふさわしいものに変えていくため、安全保障理事会（安保理）改革をはじめとする国連改革の実現に向け尽力してきた。24年度においても、G4外相会合において発出した対外発表文の中で、交渉を進めるための具体的な勧告であるタニン政府間交渉議長らの勧告を歓迎し、会期中に具体的な成果を達成する必要性を強調することにより、我が国の立場・考え方に対する理解を促進することに貢献できた。また、国内では、我が国の安保理常任理事国入りについて高い支持を得ている（平成24年10月実施の内閣府世論調査では、「賛成」とする者の割合が79.7%）。さらに、平和構築委員会では、我が国は設立時からの組織委員会メンバーであり、これまでの平和構築支援の経験と知見を最大限活用し、対象国における平和構築戦略の策定と実施にイニシアティブをとってきている。また、我が国は、平成23年以降同委員会の教訓作業部会議長を務め、過去の取組や教訓を見直すほか、安保理をはじめとする関係機関との協力強化といった点についても議論を主導した。

行財政については、2013年—2015年の国連予算分担率が国連総会第5委員会での主要争点となり、我が国は交渉に積極的に参画し、新興国が経済成長に見合った応分の負担をすべきと主張しつつ、各国の合意形成に努めた結果、12月末に分担率交渉は現行算定方式の維持で妥結し、我が国の通常予算分担率は12.530%から10.833%へ低下する一方、新興国の代表格である中国の通常予算分担率が3.189%から5.148%へ上昇した。右は近年の世界経済情勢の変化をある程度反映したものとして評価できる。

(2) 国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動

国連改革に関するパブリックフォーラムは、17年度以降これまで10回開催してきたところであるが、24年度は、これまでのNGOとの連携をより一層発展させることを目指し、第三者によるレビュー及び今後の活動方針に対する提言に係る報告書を作成し、今後のあり方の検討に際しての重要な示唆を得ることができた。また、その他広報活動についても、より効果的な実施を目指し、東京国連広報センター（UNIC 東京）等と緊密に連携しつつ取り進めることができた。更に、シンポジウム「国連と日本のPKO20年～新たな課題への対応～」(当省とUNICの共催)においては、国連本部からPKO局長が参加した他、政府関係者、在京外交団、NGO、報道関係者、学生等約300名の出席を得て、PKOの変遷や国連PKOへの日本の貢献の在り方につき活発な議論が行われ、日本の貢献の重要性につき内外にアピールすることができた。

(3) 国際機関における邦人職員数の増加

邦人職員の増強に関し、平成21年1月から平成25年1月までの4年間で、邦人職員数は56名(7.9%)の増加となっており、着実に進展しているものの、5年間で15%増加させるという成果重視事業目標を達成する

ためには、残り1年間でさらに50名増加する必要がある。また、「国際社会協力人材バンクシステム」（外務省国際機関人事センターHPを中心に、オンライン上で国際機関就職に係る情報提供を行うシステム）における各種サービス利用者も増加傾向にある。

- 3 事業実施にあたっては競争入札を実施する等の措置を講ずることにより、限られた予算・人的投入資源を効率的に活用した。結果として、上述のとおり、資源の投入量に見合った進展が得られたことから、執られた手段は適切かつ効率的であった。

【課題と今後の方針】

上記評価のとおり施策の必要性及び有効性は高く、引き続き推進することとするが、「達成すべき目標」に向けた本施策のさらなる進展のための課題及び今後の方針は以下のとおり。

1 安保理改革及びその他の国連改革の進展

国連における我が国の地位向上及び国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現との観点から、我が国は安保理改革に代表される国連改革の実現に向け議論を継続して主導していかねばならない。そのため、安保理改革や行財政改革を始めとする国連の諸改革の実現に向けて、あらゆる国際会議、二国間会談の機会を戦略的に活用し、また、改革の議論を主導していくべく、取組を推進する。当面の課題として国連事務総長、国連総会議長等、国連改革のキーパーソンを訪日招聘し、我が国政府要人との会談の機会を通じて、安保理改革を含む国連改革に対する我が国の考えへの理解促進を図り、我が国にとって有益な改革が進展するよう働きかけることとする。

安保理改革については、必要性は加盟国間で共有されているものの、改革の方向性については様々な意見があり、改革の進展が停滞しており、改革の進展を図ることが課題となっている。。そのため、国際会議、二国間会談の機会を戦略的に活用し、各国首脳・外相等に働きかけるとともに、各国のハイレベルを集めて安保理改革に関し素直に意見交換する会合の場を設け、安保理改革の進展に向けた機運を高める。また、安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り安保理非常任理事国として席を占める必要があるところ、我が国が立候補している平成27年安保理非常任理事国選挙において当選できるよう、二国間の首脳・外相会談等の機会をとらえ、支持要請を行い、同選挙に対する我が国支持を拡大する。

また、その他の国連改革については、今後、我が国の財政状況は厳しい状況が続くことが予想されるため、特に行財政分野での取組が重要な課題である。そのため、我が国としては主要財政貢献国と連携して、国際機関に対し用途別に優先順位を明確にした上で、無駄な予算を削減するよう、働きかけを続けることが肝要であり、また、新興国に対しては、経済成長に見合った応分の財政的負担を引き受けるよう、分担率交渉等の場で訴えていく。一方で、分担率の低下は我が国の財政的貢献の相対的低下を意味するため、国連における我が国の地位向上を目指す上では、無駄な支出を削減することを要求しつつも、我が国が重視する外交分野への任意拠出を行うなど、メリハリの効いた貢献を行うことを目指す。

2 国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動

有識者やNGOとの連携促進、研究・諮問・啓発・広報活動等を積極的に実施し、我が国の施策に対する内外の理解促進に取り組む。これまで、メールマガジンの利用やHPへの情報掲載、あるいは関連団体の主催する各種イベントへの参加を通じて啓発・広報活動に取り組んできたが、昨今はソーシャル・メディア等の新しいツールを通じた情報発信の有用性が高まっており、こうした現状に対応することが課題となっている。このため、新たなツールを通じた活動を開始するとともに、現状の予算・人員で対応できるよう、これまでの活動を統廃合する形で見直し、より効果的な啓発・広報活動の展開を目指す。

3 国際機関における邦人職員数の増加

国際機関における我が国の地位向上のためには、国際機関に勤務する邦人職員について、より一層の増強を目指す必要がある。今後も引き続き邦人職員数の増加と質的向上を目指す。

当面の課題としては、成果重視事業の目標として定めている、平成21年1月～平成26年1月までの5年間で、国連等国際機関における邦人職員数を15%増加し814名とするとの目標を達成する必要がある。このため、より一層の広報活動等を通じた潜在的な国際機関職員志望者の掘り起こしや邦人職員に対する適時・適切な支援に努めることにより、平成26年1月時点での邦人職員数の目標達成を目指す。

具体的施策名	6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進		
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」	
達成すべき目標	国際社会における人権・民主主義を保護し、促進すること		
具体的施策の概要	<p>(1) 国連の各種人権フォーラム（国連総会第3委員会、人権理事会等）における議論への積極的参加や関係機関への拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。</p> <p>(2) 社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護・促進を目的とした国際協力に積極的に参加する。</p> <p>(3) 主要人権条約を履行する。</p> <p>(4) 第三国定住による難民の受入れ、難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁、国連難民高等弁務官（UNHCR）、国際移住機関（IOM）、NGO等との連携を進める。</p>		
測定指標	(1) 国際社会の人権の保護促進		年度ごとの目標
	基準	—	国際社会の人権の保護促進に向けた、多国間及び二国間の議論・対話への参加及び主要人権条約の実施
	施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>1 国際場裏</p> <p>拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について、国連総会及び人権理事会において北朝鮮人権状況決議案をEUと共同で提出し、国連総会決議は過去最多の賛成票（123票）を得て、また人権理事会決議は無投票で採択された。</p> <p>また、人権理事会においてカンボジアの人権状況に関する協力を促進する決議案を提出し、コンセンサスで採択された。</p> <p>上記に加え、児童、女性、障害者等の社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組を行ったほか、民主主義共同体への活動に参加した。とりわけ女性の権利に関し、第56回国連婦人の地位委員会（CSW）において、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント（自然災害とジェンダー）」決議を我が国が提出し、コンセンサスで採択された。</p> <p>2 二国間関係</p> <p>エジプト、イラン、カンボジア、中国との二国間人権対話において、各国内の人権保護・促進に向けた働きかけを実施した。その他、日EU人権対話を実施した他、米国等の西側諸国と人権分野に関する意見交換を実施した。</p> <p>3 主要人権条約の履行</p> <p>女子差別撤廃条約の政府報告に関するフォローアップ情報、拷問禁止条約の第2回政府報告を提出した。</p> <p>未締結の人権諸条約（障害者権利条約（仮称））の締結及び個人通報制度の受入れの是非について検討を行った。</p> <p>また、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結については、22年度から副大臣会議において検討した結果、5月20日に、条約締結に向け準備を進めることを閣議了解し、その後の準備作業を経て、3月9日に条約・国内担保法を国会に提出した。</p>
	24年度	<p>1 国際場裏</p> <p>11月に行われた人権理事会理事国選挙において我が国は人権理事国に選出され、1月より3年間の任期を開始した。</p> <p>拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について、国連総会及び人権理事会において北朝鮮人権状況決議案をEUと共同で提出し、国連総会決議は史上初めて無投票でコンセンサス採択された。さらに、人権理事会においても北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択され、北朝鮮の人権状況改善に向け、調査</p>	<p>人権・民主主義の保護・促進に向けた、多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加する。主要人権条約を履行する。</p> <p>国連人権理事会を通じた人権の保護・促進のための取組を重視しつつ、人権・民主主義の保護・促進に向けた、多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加し、また、主要人権条約を着実に履行する。</p>

委員会を立ち上げることとなった。

また、10月には人権理事会において、普遍的・定期的レビュー（UPR）第2回対日審査が行われ、各国からの質問や勧告に対し真摯に対応した。

上記に加え、11月に訪日したUN Women（正式名称）のバチエレ事務局長と意見交換した野田総理は、国内における女性の権利についての我が国の取組をアピールした。

この他、児童、障害者等の社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組を行うとともに、民主主義共同体への活動に参加した。

2 二国間関係

ミャンマーとの間で初めての人権対話を行い、ミャンマー国内の人権状況に関する意見交換や国際場裏における協力等につき議論を行ったほか、イランとの人権対話においても同様の議論を行った。その他、日EU人権対話を実施した他、米国等の西側諸国と人権分野に関する意見交換を実施した。

3 主要人権条約の履行

社会権規約第13条第2項(b)(c)にかかる留保を撤回したほか、自由権規約、人種差別撤廃条約に関する政府報告を提出した。また、未締結の人権諸条約（障害者権利条約（仮称））の締結及び個人通報制度の受入れの是非について検討を行った。

3月9日にハーグ条約及び条約実施法案について国会提出の閣議決定を行ったものの、外務委員会が開催されないなどの理由により、条約及び実施法案とも審議未了・廃案となった。新政権の発足後、3月15日に条約及び条約実施法案について国会提出の閣議決定を行った。

25年度

1 国際場裏

人権理事国として、国連人権理事会における議論に積極的に参加する。

国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を支援していく。

人権状況に深刻な問題がある国については、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。人権状況決議は、これを活用するとともに、二国間における人権対話を継続し、各国の人権状況の改善に向けて働きかけを行う。

女性の権利の保護・促進に関する国連安保理決議1325号に基づく国内行動計画の策定に向けた取組を加速するとともに、設立間もないUN Womenに対してこれまで以上の支援を行う。

2 二国間関係

人権・民主主義の保護・促進に向けた、多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加する。

3 主要人権条約の履行

			<p>政府報告審査への参加や条約委員会の最終見解に基づくフォローアップ等を着実に実施する。</p> <p>障害者権利条約（仮称）の締結に向けた取組、個人通報制度の受入れの是非の検討等を行う。</p> <p>国会におけるハーグ条約の承認及び実施法案の成立を得た後、政省令の立案を中心に、中央当局の任務の実施体制の整備を行い、条約上の中央当局の任務の実施を目指す。</p>
	26年度		<p>国連人権理事会を通じた人権の保護・促進のための取組を重視しつつ、人権・民主主義の保護・促進に向けた、多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加し、また、主要人権条約を着実に履行する。</p> <p>ハーグ条約については、条約上の中央当局の任務を実施する。</p>
	27年度		同上
目標	—	<p>人権・民主主義の保護・促進に向けた、多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加し、また、主要人権条約を着実に履行する。ハーグ条約については、条約上の中央当局の任務を実施する。</p>	
(2) 人道分野での取組（難民等への支援）			年度ごとの目標
基準	—	国内の難民支援、第三国定住による難民の受入れ	
施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>1 国際貢献等の観点から、第三国定住によるミャンマー難民の受入れ（23年度は4家族計18名を受入れ）を行い、さらに受入れ難民に対する定住支援等を行った。</p> <p>2 条約難民に対する定住促進支援に加え、急速に増加した難民認定申請者の生活保護等の支援を実施した。</p>	国内の難民を支援する。また、第三国定住による難民を受入れる。
	24年度	<p>1 国際貢献等の観点から、第三国定住によるミャンマー難民の受入れを行うべく取り組み、更に受入れ難民に対する定住支援を行った。他方で、24年度については、難民家族が訪日を辞退したため、次年度以降の家族の受入れに向け、受入れ要件を緩和するなどの検討を内閣官房等関係省庁と共に行った。</p> <p>2 条約難民に対する定住促進支援に加え、急速に増加した難民認定申請者の生活保護等の支援を実施した。</p>	第三国定住難民の受入れを中心に、国内の難民を支援する。
	25年度		第三国定住事業（パイロットケース）によるミャンマー難民の受入れを引き続き行うとともに、国内の難民等に対する支援を行う。
	26年度		第三国定住事業によるミャンマー難民の受入れを行い、国内の難民等に対する支援を行うとともに、関係省庁と共に第三国定住事業についてのパイロットケース後の事業のあり方についての方向性を見いだす。
	27年度		国内の難民等に対する支援を行うとともに、これまでの議論を踏まえ、第三国定住事業についてのパイロットケース後

							の方針について関係省庁と調整の上、実行する。
目標	—	国内の難民を支援する。また、第三国定住による難民を受入れる。					
(3) 国連総会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議への賛成国数	基準値	実績値					目標値
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
	106	123	コンセンサス				コンセンサス
	年度ごとの目標値	—	—	コンセンサス	同左	同左	

具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 人権の保護・促進は、国際社会の正当な関心事項であり、国際社会が人権の保護・促進に取り組むことは当然の責務である。国際社会においては、平成17(2005)年9月に、開発や安全保障と並び、人権を国連の主要な柱の一つとして再確認した国連総会首脳会合成果文書が採択されたことを受け、平成18(2006)年3月にそれまでの人権委員会を強化した人権理事会が創設されるなど、「人権の主流化」の動きが加速化している。また、人権・民主主義を保護・促進する政策は、我が国の国際社会での役割、信頼性等を強化するとともに、我が国にとって望ましい国際環境の実現にも資するものである。</p> <p>2 上記測定指標及び以下のとおり、我が国は、国連の各種人権フォーラムの議論への参加や二国間の対話等を積極的に行い、各国・地域の人権状況等の改善に向け取り組んだ結果、「国際社会における人権・民主主義を保護し、促進すること」との目標達成に向けて進展があり、施策は有効に実施された。</p> <p>(1) 我が国は人権理事会の議論をリードすべく人権理事会理事国選挙に立候補し、数多くの国の支持を得て当選するなど、我が国の姿勢が実際に評価された。</p> <p>(2) 第2回対日UPR審査に誠実に対応しつつ、国連総会における北朝鮮人権状況決議コンセンサス採択、更に、人権理事会における我が国が提出した「調査委員会」の設置を含む北朝鮮人権状況決議コンセンサス採択は、国際社会における問題意識を当該国に認識させる強いメッセージを発出する上で極めて有効なものであった。</p> <p>(3) UN Womenについては、バチエレ事務局長の来日を活用し、我が国施策のアピールを効果的に行うことができた。</p> <p>(4) 人権の保護・促進のための社会権規約第13条第2項(b)(c)の留保の撤回、障害者権利条約(仮称)の締結に向けた取組、個人通報制度の受入れの是非の検討等を行うなど、より人権諸条約の履行に向けた環境を整備する上で有効であった。さらに、自由権規約及び人種差別撤廃条約に関する政府報告を提出する等、主要人権条約の履行に努めた。</p> <p>(5) ハーグ条約について条約及び条約実施法案の国会提出を行ったことは、条約締結に向けて前向きな第一歩となり、将来的に国際的なルールに則った形で子の不法な連れ去り問題の解決や日本との間で子の連れ去り問題を抱えていた国との関係改善などに向けて有効な取組であった。</p> <p>3 人権フォーラムの議論への参加や二国間対話、条約の履行、難民の保護、ハーグ条約締結の準備等に当たっては、限られた予算や人的投入資源を効率的に使用した。</p> <p>【課題と今後の方針】</p> <p>国際社会における人権・民主主義の更なる保護・促進に向けた取組を引き続き推進する必要がある。</p> <p>1 国際社会における人権の保護・促進のために、人権理事国として、国連人権理事会における議論に引き続き積極的に参加するとともに、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を引き続き支援していくこととする。また、人権状況に深刻な問題がある国については、国連フォーラム等において国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行うなど、様々な手段を持って各国の人権状況の改善に向けて働きかけを行っていく。</p> <p>2 女性が一層社会に進出し、また女性の権利が世界的に保護・促進されることが重要との考えから、これまで以上の積極的な取組の一環として、国連安保理決議1325号に基づく国内行動計画の策定に向けた取組を加速するとともに、UN Womenに対してこれまで以上の支援を行うこととする。</p>
---------------	------------	---

- 3 政府報告審査を含む主要人権条約の履行のため、政府報告審査への参加や条約委員会の最終見解に基づくフォローアップ等を着実に実施する他、障害者権利条約（仮称）の締結に向けた取組、個人通報制度の受入れの是非の検討等を行っていくが、特に、今後も政府報告書の作成及び政府報告審査が多数控えているところ、着実かつ丁寧にこうした審査に対応し、我が国が人権問題に対して積極的に取り組んできていることを示す。
- 4 ハーグ条約の締結、同条約実施法の成立とともに、中央当局の立ち上げが課題である。この準備（政省令・ガイドライン・中央当局マニュアル等の作成、事前広報の実施）を着実に進め、条約を的確に実施する。
- 5 我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは、難民問題の解決に向けた国際社会への貢献と同時に、我が国の社会的安定のためにも重要であり、各種支援・保護事業を進めつつ、国際的動向をも踏まえ、我が国としても第三国定住による難民の受け入れに積極的に対応していく必要がある。特に、平成24年度の第3陣の訪日者数が0であったことを受け、来年度以降の家族の受入れに向け、受入れ要件を緩和するなどの検討を内閣官房等関係省庁と共に行う。難民認定申請者や条約難民等への支援を継続するとともに、アジア地域で初となる平成22（2010）年度からの第三国定住による難民の受入れ事業（パイロットケース）を、引き続ききめ細やかに実施する。

具体的施策名	7 軍備管理・軍縮・不拡散への取組		
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
達成すべき目標	大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保すること		
具体的施策の概要	<p>北朝鮮やイラン等の核問題がある中で、我が国及び国際社会の平和と安全を確保していくためには、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要である。その重要性にかんがみ、我が国は、</p> <p>(1) 核兵器については、核兵器不拡散条約 (NPT) 体制の強化 (2010 年 NPT 運用検討会議に係る取組)、国連総会での核軍縮決議の提出・採択、包括的核実験禁止条約 (CTBT) の早期発効に向けた働きかけ、国際原子力機関 (IAEA) の保障措置の強化等、核軍縮・不拡散に向けた取組を積極的に行う。</p> <p>(2) 生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の普遍化等に貢献する。</p> <p>(3) 通常兵器については、武器の取引や使用等を規制する国際的な枠組みの普遍化・強化への貢献・実施のほか、対人地雷・クラスター弾等の不発弾・小型武器等に関する被害国への支援を国際的な枠組みと協調しつつ行う。</p> <p>(4) 大量破壊兵器 (WMD) 等の不拡散については、関連国連安保理決議を着実に履行するとともに、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想 (PSI) への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施する。</p>		
測定指標	(1) 軍縮・不拡散体制の維持・強化に対する我が国の貢献		年度ごとの目標
	基準	22 年度	
施策の進捗状況 (実績)	23 年度	<p>1 核兵器不拡散条約 (NPT) 体制の強化 (平成 27 (2015) 年 NPT 運用検討会議に係る取組)、国連総会での核軍縮決議の提出・採択、包括的核実験禁止条約 (CTBT) の早期発効に向けた働きかけを実施した。NPT 運用検討会議での作業計画の採択を受け、同年 9 月に我が国は、豪州と主導し、志を同じくする非核兵器国 9 か国とともに地域横断的なグループ「軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI)」を立ち上げた。</p> <p>2 国際原子力機関 (IAEA) の保障措置の強化のための取組を行った。大量破壊兵器 (WMD) 等の不拡散に関連する国連安保理決議を着実に履行した。国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想 (PSI) への貢献、セミナー等の開催によりアジア地域を中心として不拡散体制の強化に向けた働きかけ等を実施した。</p> <p>3 生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームの強化のための取組を促進した。</p> <p>4 武器の取引や使用等を規制する国際的な枠組みの普遍化・強化への貢献・実施した。対人地雷・クラスター弾等の不発弾・小型武器等に関する被害国への支援等を国際的な枠組みの下で協力した。</p>	<p>軍備管理・軍縮・不拡散に係る国際的な枠組みの維持・強化及び実施体制強化への貢献を行う。</p>

在ウィーン国際機関日本代表部が原子力供給国グループ (NSG) の連絡事務局を務める他、各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制を強化するための諸施策が着実に履行・発展されるよう様々な取組を行った。また、二国間レベルの働きかけに加え、第8回アジア不拡散協議 (ASTOP) や第19回アジア輸出管理セミナーを主催すること等により、アジア地域が確実にこれら安保理決議を履行できるようにするとともに輸出管理体制を強化できるようにした。さらに、拡散に対する安全保障構想 (PSI) の独立主催オペレーション専門家会合 (OEG) やワークショップの参加など、大量破壊兵器等の拡散を阻止するための国際的な枠組みに積極的に参加した。

3 生物・化学兵器については、機会をとらえ、非締約国に対して BWC 及び CWC への加入を呼びかけるとともに、条約の実施強化が不拡散に資するとの観点から、我が国は、知見を有する専門家をセミナーに派遣するなど、BWC 及び CWC の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームの強化のための取組に貢献した。また、化学兵器禁止機関 (OPCW) による査察の滞りない受入れにより、我が国の CWC 履行に対する信頼醸成に努めた。

4 通常兵器については、我が国は、対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約の普遍化促進に積極的に取り組んでおり、アジア大洋州地域の条約未締結国を中心として、早期に条約に加入するよう働きかけを行った。特に、クラスター弾に関する条約の第1回締約国会議においては、副議長を務めるとともに、普遍化セッションにおいて、議長を補佐する役割を担った。武器貿易条約 (ATT) 構想に関しては、平成24年の国連会議に向けて4回の準備委員会が開催されており、準備作業に貢献している。我が国が国連に決議案を提出し、採択された小型武器決議においては、政府専門家会合の開催が決定された。また、対人地雷、クラスター弾を含む不発弾、小型武器に関連し、現場のプロジェクトへの支援を着実に進めた。

24 年度

1 核軍縮・不拡散の観点からは、我が国は NPDI の取組を主導し、5月に行われた NPT 運用検討会議第1回準備委員会においてグループとして4本の作業文書 (核戦力の透明性 (報告フォーム)、兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)、軍縮不拡散教育、IAEA 追加議定書) を提出し、議論に貢献した。6月にイスタンブール、9月に NY にて NPDI 外相会合を開催し、FMCT (カットオフ条約) の即時交渉開始や、核戦力の透明性向上、軍縮・不拡散教育、IAEA 追加議定書の普遍化に向けた取組等につき議論を行った。

また、軍縮不拡散教育については、8月に長崎において軍縮不拡散教育グローバル・フォーラムを国連大学との共催で実施し、各国の政府関係者や国際機関、NGO 等から出席者を招いて軍縮・不拡散教育のあり方についての議論を深めた。

2 大量破壊兵器等の不拡散の観点から、我が国は、北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議を誠実に履行するだけでなく、在ウィーン国際機関日本代表部が原子力供給国グループ (NSG) の連絡事務局を務める他、各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制を強化するための諸施策が着実に履行・発展されるよう様々な取組を行った。

また、二国間レベルの働きかけに加え、第9回アジア不拡散協議 (ASTOP) や第20回アジア輸出管理セミナーを主催すること等により、アジア地域が確実にこれら安保理決議を履行できるようにするとともに輸出管理体制を強化できるようにした。

NPDI の取組、軍縮不拡散教育グローバル・フォーラムの開催や、拡散に対する安全保障構想 (PSI) 航空阻止訓練の我が国主催など、軍備管理・軍縮・不拡散に係る国際的な枠組みの維持・強化及び実施体制強化への貢献を行う。

さらに、拡散に対する安全保障構想（PSI）航空阻止訓練の我が国主催や、韓国主催 PSI 海上阻止訓練等への参加など、大量破壊兵器等の拡散を阻止するための国際的な枠組みに積極的に参加した。

3 生物・化学兵器については、機会をとらえ、非締約国に対して BWC 及び CWC への加入を呼びかけるとともに、条約の実施強化が不拡散に資するとの観点から、知見を有する専門家をセミナーに派遣するなど、BWC 及び CWC の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームの強化のための取組に貢献した。

また、化学兵器禁止機関（OPCW）による査察の滞りない受入れにより、我が国の CWC 履行に対する透明性確保、信頼醸成に努めた。12 月には OPCW 事務局次長を我が国に招へいし、CWC の履行に係る我が国の誠実な取組につき先方の理解を促進した。第 3 回 CWC 運用検討会議に先立つ議論の中で、普遍化、国内実施の強化、化学兵器の再出現の防止等の必要性に係る我が方の立場を積極的に発信した。

4 通常兵器分野においては、7 月に第 1 回目の武器貿易条約（ATT）国連会議が開催され、また、3 月に、ATT 最終国連会議が開催されたところ、我が国は、同条約の原共同提案国及びアジア地域選出の副議長国として、他の ATT 推進国と連携しつつ積極的に交渉に参加した。（条約案は、平成 25 年 4 月に、国連総会において圧倒的多数をもって採択された。）

また、8 月に開催された第 2 回国連小型武器行動計画（PoA）履行検討会議では、各国の見解の相違を乗り越えて、成果文書が全会一致採択された。我が国は、アジア地域選出の副議長を務めたが、それに加えて、議長を補佐して成果文書を取りまとめるための 4 名のファシリテーターの一人に我が国代表部の参事官が任命され、会期を通じて精力的に担当業務に従事した。

25 年度

1 核軍縮・不拡散については、我が国は NPT の取組を主導して、NPT 外相会合を開催し、平成 27 年 NPT 運用検討会議に向け具体的な貢献ができるようグループとしての取組を進めていく。

我が国は同イニシアティブでの取組の中でも、特に核軍備の透明性の分野をリードする。

また、平成 26 年春には広島で NPT 外相会合を開催予定のため、被爆地で開催する意義を積極的に打ち出していけるよう準備を進めていく。

2 大量破壊兵器等の不拡散の観点から、北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議の履行、輸出管理、IAEA 保証措置等、不拡散体制の強化に向け、アジアをはじめとする各国・地域との協力を推進する。

3 生物・化学兵器については、機会をとらえ、非締約国に対して BWC 及び CWC への加入を呼びかけると

		<p>ともに、専門家のセミナー派遣等を実施する。</p> <p>また、化学兵器禁止機関 (OPCW) による査察を受入れ、我が国の CWC 履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。第3回 CWC 運用検討会議において、普遍化、国内実施の強化、化学兵器の再出現の防止等の必要性に係る我が方の立場を積極的に発信する。</p> <p>4 通常兵器については、我が国は、対人地雷禁止条約 (オタワ条約) 及びクラスター弾に関する条約 (CCM) の普遍化促進に向け、アジア大洋州地域の条約未締結国を中心として、二国間・多国間協議の機会をとらえ、早期に条約に加入するよう働きかけを行う。</p> <p>平成25年4月に、対人地雷禁止条約の共同議長職に立候補しており、選任された場合には、同条約の常設委員会における議事を主導する。</p> <p>平成25年4月に採択された武器貿易条約 (ATT) に関しては、署名・締結の準備作業を進める。</p> <p>国連小型武器行動計画の履行を促進させるための小型武器決議案を国連に提出する。</p> <p>また、対人地雷、クラスター弾を含む不発弾、現場のプロジェクトへの支援を通じて、汚染地の除去義務等の条約履行を支援する。</p>
26年度		<p>上記1, 2, 3同じ。</p> <p>4 通常兵器については、平成26年に対人地雷禁止条約の運用検討会議 (5年に1度開催) が行われる予定であり、対人地雷禁止条約の共同議長 (現在は未就任) として、議長を支え、地雷除去等の議題を取り仕切り、平成21年の第2回運用検討会議からの進捗状況につき担当分野をとりまとめる。</p> <p>対人地雷禁止条約 (オタワ条約) 及びクラスター弾に関する条約 (CCM) の普遍化については、25年度と同様に、引き続き非締約国に対する加入の働きかけを実施する。</p> <p>小型武器問題に関しては、小型武器第5回隔年会合が開催されること、同会合において成果が得</p>

							られるよう積極的に貢献する。 武器貿易条約については、各国の批准に向けての状況について情報収集を行うとともに、引き続き締結のために必要な作業を行う。
	27年度						同上
目標	—	大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保する。					
(2) 国連総会に我が国が提出する核軍縮決議への支持取り付け ①共同提案国数 ②賛成国数	基準値	実績値					目標値
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
	①35 ②173	①99 ②169	①99 (含、米国・英国及びNPDI 参加諸国10か国中9か国) ②174				—
年度ごとの目標値		基準値程度の維持並びに米国及びNPDI メンバー国の共同提案国としての確保	同左	同左	同左	同左	
具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 大量破壊兵器及びその運搬手段並びに通常兵器に係る軍備管理・軍縮・不拡散の取組は、国際社会の平和と安全を維持するのみならず、我が国の安全保障を担保するために必要不可欠な施策の一つである。特に、唯一の戦争被爆国である我が国が、国際的な機運が高まる中、国民の悲願である「核兵器のない世界」の実現のために現実的な措置を積極的かつ着実に積み重ねていくことは、我が国の利益増進に大きく寄与するだけでなく、我が国を含む国際社会の平和と安定に大きく貢献できるものである。また、現実には多くの人を殺傷するばかりでなく紛争後の復興開発の阻害要因ともなっている、対人地雷・クラスター弾を含む不発弾・非合法な小型武器等の通常兵器についても、安全保障のみならず人道や開発等の観点から、軍備管理・軍縮・不拡散の取組が必要である。</p> <p>2 上記測定指標及び以下のとおり、「大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保すること」との目標達成に向けて進展があり、施策は有効に実施された。</p> <p>(1) 核軍縮・不拡散の分野においては、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の外相会合を重ね、同グループでの議論を主導し、NPT 運用検討会議第1回準備委員会に4本の作業文書をグループとして提出したことは、核軍縮・不拡散に向けた平成27年NPT 運用検討プロセスに資する具体的貢献となった。</p> <p>(2) 国連総会では我が国の核軍縮決議が過去最多の共同提案国を得て圧倒的多数の支持によって採択されたことは、核軍縮を推進するための国際世論を喚起する上で有意義であった。</p> <p>(3) 被爆者等を非核特使として業務委嘱し核兵器使用の惨禍の実相を伝達するなど、「核兵器のない世界」の実現に向けて我が国として大きな貢献を果たした。</p> <p>(4) NPT, CTBT, BWC, CWC, IAEA 追加議定書等の軍縮・不拡散関連の国際的枠組みの普遍化に向けた働きかけを行ったことは、国際社会が目標や達成手段を共有して協動的に施策に取り組む上で有益であった。</p> <p>(5) 在ウィーン国際機関日本代表部が原子力供給国グループ(NSG)の連絡事務局を務める等各種輸出管理レジーム強化に向けた取組を行い、また、拡散に対する安全保障構想(PSI)航空阻止訓練の我が国主催や各種アウトリーチセミナーへの参加等の取組を行ったことは、大量破壊兵器等の不拡散に係る国際的な取組の強化に大きく貢献した。</p> <p>(6) 我が国が、武器貿易条約(ATT)に係る国連総会決議の原共同提案国及びアジア地域選出の副議長国として、他のATT 推進国と連携しつつ積極的に交渉に参加したことは、通常兵器の管理に重要な意味を持つ同条約の採択に向け大きな貢献となった。なお、条約案は、平成25年4月に、国連総会において圧倒的多数をもって採択された。</p> <p>(7) 第2回国連小型武器行動計画(PoA) 履行検討会議において、我が国が、アジア地域選出の副議長を務める等の精力的な取組を行ったことは、PoAの更なる履行促進に向けた成果文書が採択される上で、大きな貢献となった。</p>					

3 上述のとおり、資源の投入量に見合う適切な進展が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【課題及び今後の方針】

上記評価のとおり、施策の必要性及び有効性は高く、軍縮・不拡散体制が様々な挑戦を受けている今日の国際社会において、我が国は、軍縮・不拡散体制の維持強化に向けた施策を引き続き積極的に展開していくこととするも、目標達成に向けた施策のより効果的な実施のため、以下の諸点に留意しつつ、施策を実施していく。

1 核軍縮・不拡散

平成 27 年 NPT 運用検討会議に向けた貢献を具体化することが課題であり、我が国は NPDI の取組を主導して、NPDI 外相会合を開催し、グループとしての取組を進めていく。我が国は同イニシアティブでの取組の中でも、特に核軍備の透明性の分野をリードし、また、平成 26 年春には広島で開催予定の NPDI 外相会合については、被爆地で開催する意義を積極的に打ち出していけるよう準備を進めていく。

2 大量破壊兵器等の不拡散

大量破壊兵器等の不拡散のため、北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議の履行、輸出管理、IAEA 保証措置等の不拡散体制を強化することが課題であり、アジアをはじめとする各国・地域との協力を推進する。

3 生物・化学兵器

BWC 及び CWC の普遍化が課題となっており、機会をとらえ、非締約国に対して両条約への加入を呼びかけるとともに、専門家のセミナー派遣等を実施する。

CWC に関しては、まず、我が国の CWC 履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図ることが必要であり、我が国として化学兵器禁止機関（OPCW）による査察を受入れる。また、条約の普遍化、国内実施の強化、化学兵器の再出現の防止等が必要であり、第 3 回 CWC 運用検討会議において、これら諸点に係る我が方の立場を積極的に発信する。

4 通常兵器

対人地雷禁止条約（オタワ条約）及びクラスター弾に関する条約（CCM）の普遍化促進が重要であり、我が国は、アジア大洋州地域の条約未締結国を中心として、二国間・多国間協議の機会をとらえ、早期に条約に加入するよう働きかけを行う。

平成 25 年 4 月に、対人地雷禁止条約の共同議長職に立候補しており、選任された場合には、同条約の常設委員会における議事を主導する。

平成 25 年 4 月に採択された武器貿易条約（ATT）については、可能な限り早期に締結することが必要であり、署名・締結の準備作業を進める。

国連小型武器行動計画の履行を促進させることが課題となっており、小型武器決議案を国連に提出する。

また、我が国は、ODA の供与を通じて地雷・不発弾の除去、被害者支援プロジェクトを実施している。同支援実績をとりまとめ、条約の関連会議において我が国の貢献を広報していくことに努める。

具体的施策名	8 原子力の平和的利用のための国際協力の推進			
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」		
達成すべき目標	IAEA 等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進すること			
具体的施策の概要	東京電力福島第一原子力発電所の事故に関する各国への正確な情報提供や各国からの支援を調整する。右事故を受けて開催された原子力安全を中心課題とする一連の国際会議に対応する。同事故の収束に向けたIAEAをはじめとする国際機関からのミッション受入れの調整を行う。国際的な原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。			
測定指標	(1) 国際原子力安全協力を通じた核セキュリティの強化		年度ごとの目標	
	基準	—	原子力安全及び核セキュリティに関する国際的及び地域的取組への貢献及び実施	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>欧州復興開発銀行 (EBRD) が実施・管理するチェルノブイリ・シェルター・プロジェクトの効率的かつ効果的な実施のために拠出国総会などに積極的に参加した。</p> <p>国際的な核セキュリティ対策強化に関し、3月にソウルにて開催された核セキュリティ・サミットにおいて我が国がワシントン核セキュリティ・サミット後に行った措置について、日米核セキュリティ作業グループの成果も含め発表する等、活動は強化されている。また、米露大統領により提唱された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」(GI) の関連活動にも積極的に参加した。</p>	国際的及び地域的な原子力安全及び核セキュリティの強化に関する取組、原子力安全関連条約や安全基準等の強化等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を推進する。
		24年度	<p>IAEA やG8各国等と協力し、原子力安全関連条約や安全基準等の強化に積極的に貢献した。特に、チェルノブイリ原発支援事業に対し、3,050万ユーロの拠出を行った。また、12月、福島県において、IAEA との共催で、原子力安全に関する福島閣僚会議を開催し、東京電力福島第一原子力発電所事故の知見・教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に関する様々な取組の進捗状況について議論を行った。</p> <p>国際的な核セキュリティ対策強化に関し、第3回核セキュリティ・サミットに向けた準備会合や「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」(GICNT) 関連会合等に積極的に参加した。また、日米核セキュリティ作業グループにおいて、具体的な核セキュリティ対策強化に貢献した。</p>	国際的及び地域的な原子力安全及び核セキュリティの強化に関する取組、原子力安全関連条約や安全基準等の強化等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を推進する。原子力安全に関する福島閣僚会議を開催する。
		25年度		<p>IAEA やG8各国等と協力し、関連会合への積極的な参加等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を推進する。</p> <p>ウィーンで開催予定のIAEA 核セキュリティに関する国際会議(7月)やハーグで開催予定の第3回核セキュリティ・サミット(3月)等において我が国の措置について各国の理解を得る。</p> <p>米露大統領により提唱された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」(GICNT) の関連活動に貢献する。</p>
26年度			IAEA やG8各国等と協力し、関連会合への積極的な参加等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和	

			利用を推進する。
	27年度		同上
目標	—	IAEA やG8各国等と協力し、関連会合への積極的な参加等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を推進する。	
(2) 福島第一原発事故後の対応			年度ごとの目標
基準	—	1 福島原発事故後の状況につき、各国への迅速かつ正確な情報提供 2 原発の状況の安定化及び廃炉に向けた各国との協力調整	
施策の進捗状況(実績)	23年度	福島原発事故をめぐる状況について各国に迅速かつ正確に情報提供し、各国からの支援が国内関係機関にわたるよう調整するなど、適切に対応した。	各国への迅速・正確な情報提供を行う。
	24年度	「原子力安全に関する福島閣僚会議」やIAEAの専門家会合への参加を通じ、福島第一原発事故後の状況について一層の情報提供を行った。また、福島第一原発にトラブル等が発生した場合は、関係国の在京大使館に対し、速やかに情報提供を行った。	各国への迅速・正確な情報提供を行う。
	25年度		福島第一原発の状況等について、引き続き確かな情報提供を行っていく。また、廃炉に関し、IAEAをはじめとする国際社会との協力を進める。
	26年度		同上
	27年度		同上
	目標	—	福島第一原発の状況等について引き続き情報提供を行うとともに、IAEAをはじめとする国際社会との協力を進める。また、事故から得た知見と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献する。
(3) 原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施			年度ごとの目標
基準	—	開発途上国や原発新規導入国の原子力平和利用の促進及び原子力安全の向上	
施策の進捗状況(実績)	23年度	原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動(トレーニング・コースのホスト等)を実施した。我が国は、RCAにおいてリードカントリーを務める医療・健康分野(子宮頸がんの放射線治療分野)での事業の形成・実施計画の策定を行った。	原子力科学技術に関する研究・開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動を実施する。
	24年度	昨年度に引き続き、原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動(トレーニング・コースのホスト等)やRCAにおいて我が国がリードカントリーを務める医療・健康分野での事業の形成・実施計画の策定を行った。 IAEA技術協力基金に対し約752万ユーロ、平和利用イニシアティブ(PUI)に対し350万ドルをそれぞれ拠出し、各種プログラムを実施した。こうした取組を通じ、開発途上国や原発新規導入国の原子力の平和的利用の促進及び原子力安全の向上に貢献した。	原子力科学技術に関する研究・開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動を実施する。 IAEA技術協力への支援やIAEAの原子力平和利用イニシアティブ(PUI)を用いた支援を推進する。
	25年度		原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動を実施する。 IAEA技術協力への支援やIAEAの原子力平和利用イニシアティブ(PUI)を用いた

			支援を推進する。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	開発途上国や原発新規導入国の原子力の平和的利用の促進及び原子力安全の向上に努める。	
(4) 核物質・原子力関連品目の円滑な移転の実施			年度ごとの目標
基準	—	核物質・原子力関連品目の円滑な移転の実施	
施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>既存の二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目等輸出入の実施等の成果があった。</p> <p>具体的には、まず、我が国への核物質等の移転に先立ち、二国間原子力協定等に基づく外交手続を行ったが、これは、我が国にとって重要なエネルギー供給源である原子力発電を実施するための核燃料の輸入等に不可欠なものである。また、原子力関連品目及び技術を我が国から移転する際にも、二国間原子力協定等に基づいた外交手続を実施することにより、移転された品目の平和的利用等を確保することとしている。これらの外交手続は、23年度は、約150件(21年度は200件以上、22年度は240件以上)にのぼった。</p>	<p>国際的な原子力協力の在り方については、福島第一原発における東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会が行っている事故原因の調査や、IAEAにおける原子力安全への取組強化の検討の状況を踏まえつつ、できるだけ早い時期に我が国としての考えを取りまとめることとされており、核物質・原子力関連品目の移転についても右にそった形で進める。</p>
	24年度	<p>既存の二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目等の輸出入の実施等の成果があった。具体的には、まず、我が国への核物質等の移転に先立ち、二国間原子力協定等に基づく外交手続を行った。また、原子力関連品目及び技術を我が国から移転する際にも、二国間原子力協定等に基づいた外交手続を実施することにより、移転された品目の平和的利用等を確保することとしている。これらの外交手続は、24年度は約90件(23年度は約150件、22年度は240件以上)であった。</p>	<p>国際的な原子力協力の在り方については、福島第一原発における東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会が行っている事故原因の調査や、IAEAにおける原子力安全への取組強化の検討の状況を踏まえつつ、できるだけ早い時期に我が国としての考えを取りまとめることとされており、核物質・原子力関連品目の移転についても右にそった形で進める。</p>
	25年度		<p>福島第一原発事故の経験と教訓を世界に共有することにより、世界の原子力安全の向上に貢献していくことが我が国の責務。我が国の原子力技術に対しては、各国から高い期待が示されてきている。原子炉等の原子力関連資機材の輸出については、相手国の意向や事情を踏まえつつ、世界最高水準の安全性を有する技術を提供していく考え。</p>
	26年度		同上
	27年度		同上
	目標	—	核物質・原子力関連品目の円滑な移転の実施を確保する。
(5) 放射性物質の安全で円滑な輸送の実施			年度ごとの目標
基準	—	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施	
施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>我が国は、自国の過去の使用済燃料を英仏で再処理しており、再処理の結果回収されるプルトニウムはMOX燃料として、また、高レベル放射性廃棄物はガラス固化体として、順次我が国に返還されることとなっていることから、海上輸送の円滑な実施が不可欠である。国際原子力機関等の場や、輸送ルート沿岸国において輸送の必要性等につき一定程度の理解が得られており、23年度におけるMOX燃料の海上輸送は、安全かつ円滑に実施することができた。</p>	<p>放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保する。</p>
	24年度	IAEA総会の機会に沿岸国政府との協議を行い、放射性物	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の

		質の輸送についての我が国の立場や取組を伝え、放射性物質の輸送に対する沿岸国の理解を深めることによって、円滑な放射性物質輸送を実施できた。 円滑な輸送のために輸送国である日英仏3国間での協議を密に実施し、また国内関係省庁及び事業者と連携することで、関係省庁及び事業者における核物質防護及び安全の確保を行うことができた。	実施を確保する。
	25年度		放射性物質輸送の安全で円滑な実施を確保する。このための関係国間の協力を一層緊密化させる。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保する。	
(6) 二国間協定の交渉・協議の進展			年度ごとの目標
基準	—	二国間原子力協定の交渉・協議の実施	
施策の進捗状況(実績)	23年度	ヨルダン、韓国、ベトナムとの間で原子力協定を署名したほか、アラブ首長国連邦との間で実質合意を達成し、トルコ、ブラジル、南アフリカとの間で交渉を実施した。具体的には、ヨルダンとの間では1回、韓国との間では5回、ベトナムとの間では3回の交渉を経て、原子力協定を署名した。	国際的な原子力協力の在り方については、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会が行っている事故原因の調査や、IAEAにおける原子力安全への取組強化の検討の状況を踏まえつつ、できるだけ早い時期に我が国としての考えを取りまとめることとされており、二国間協定の交渉・協議についても右にそった形で進める。また、これまで進められてきた各国との原子力協力については、外交交渉の積み重ねや培ってきた国家間の信頼を損なうことのないよう留意し、進めていく。
	24年度	ロシアとの原子力協定が発効した。	国際的な原子力協力の在り方については、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会が行っている事故原因の調査や、IAEAにおける原子力安全への取組強化の検討の状況を踏まえつつ、できるだけ早い時期に我が国としての考えを取りまとめることとされており、二国間協定の交渉・協議についても右にそった形で進める。また、これまで進められてきた各国との原子力協力については、これらの協力を進めていく。
	25年度		協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくという、原子力協定締結に関する我が国の考え方にそって、二国間原子力協定の交渉・協議を適切に進めていく。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	二国間原子力協定の交渉・協議を適切に進めていく。	
具体	評価	【総括】	

1 近年、国際的なエネルギー需要の拡大や地球温暖化問題への対処の必要性等から、原子力発電の拡充及び新規導入を計画する国が増加しており、東京電力福島第一原子力発電所の事故後においても、原子力発電は国際社会において重要なエネルギー源となっている。原子力の平和的利用を推進することは、国際社会全体の課題であり、我が国としてもこの課題に積極的に貢献する必要がある。

原子力発電に利用される技術や機材、核物質は軍事転用が可能であることや、一国の事故が周辺諸国にも大きな影響を与え得ることから、原子力の平和的利用に当たっては、核不拡散、原子力安全（原子力事故の防止に向けた安全性の確保等）、核セキュリティ（核テロリズムの危険への対応等）の「3S」確保が必要となっている。特に、原子力安全に関しては、福島第一原発事故を踏まえ、事故の経験と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、日本が果たすべき責務となっている。

2 上記測定指標及び以下のとおり、施策は効果的に実施され、「IAEA等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進すること」との目標に向け進展があった。

(1) 原子力安全に関する福島閣僚会議を開催し（117の国及び13の国際機関が参加）、東京電力福島第一原子力発電所事故の知見と教訓を国際社会と共有した。事故から1年9ヶ月しか経っていない中で開催により、原子力安全の強化の重要性につき強いメッセージを発信することができ、また、IAEA原子力安全行動計画の策定から1年を経たタイミングで国際社会の取組についてハイレベルで議論が行われたことにより、国際的な原子力安全を更に強化していくことにつながったものと評価される。

(2) 日米核セキュリティ作業グループにおいては、具体的な核セキュリティ対策強化に貢献した。

(3) 原子力の平和的利用の促進に関しては、IAEA技術協力基金や平和利用イニシアティブ（PUI）に対する拠出、RCAの枠組みを通じた活動等を通じ、開発途上国や原発新規導入国の原子力の平和的利用の促進及び原子力安全の向上に貢献することができた。

(4) 核物質・原子力関連品目の円滑な移転、放射性物質の円滑な輸送についても、着実に実施できたほか、ロシアとの原子力協定の発効を得たことは、協力を進展させる上で有効であった。

3 上述のとおり、資源の投入量に見合う適切な進展が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【課題及び今後の方針】

上記評価のとおり施策の必要性及び有効性は高く、引き続き施策を継続するものとするも、施策のより効果的な実施のため、以下の点に重点を置きつつ、施策を進めることとする。

1 福島第一原発事故後の状況に関する情報提供や福島第一原発事故から得た知見と教訓を国際社会と共有に努めることが課題であり、関連会合への積極的な参加や二国間外交等の場を通じ、着実にこれを推進していく。

2 開発途上国等における原子力の平和的利用の促進及び原子力安全の向上が課題となっており、IAEA技術協力基金や平和利用イニシアティブ（PUI）への協力、原子力科学技術開発に関する研究・開発のための地域協力協定（RCA）を通じた技術協力を通じ、貢献していく。

3 我が国から移転される核物質・原子力関連品目の平和的利用等を確保することは引き続き重要な課題であり、所要の外交上の手続きを今後も着実に実施する。

4 放射性物質の円滑な輸送は我が国の原子力エネルギー利用にとり引き続き不可欠な課題であり、同輸送の円滑な実施に努める。

5 核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼を維持、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討の上、二国間原子力協定交渉・協議についても適切に進めていく。

具体的施策名	9 科学技術・宇宙に係る国際協力の推進			
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」		
達成すべき目標	我が国及び国際社会の科学技術を発展させること			
具体的施策の概要	我が国の優れた科学技術を外交に活用し、我が国と世界の科学技術の発展に貢献する「科学技術外交」、 「宇宙外交」を推進する。具体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、 宇宙、核融合、大量破壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術 協力を実施する。			
測定指標	(1) 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大		年度ごとの目標	
	基準	—	科学技術先進国との二国間科学技術協力の、政府間会合等の開催及び新規科技協定の締結を通じた推進	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	EU、イタリア、英国との間で政府間会合を実施して各種分野の協力について議論した。これにより、各国・機関との科学技術政策等に関する共通認識が醸成され、また、個別の政府間の協力分野について更なる協力を推進することを確認した。	政府間会合等の開催を通じ、二国間科学技術協力を推進する。
		24年度	スウェーデン、フィンランド、ノルウェー、米国、スペイン、オーストラリア、スイス、カナダ、ドイツとの間で政府間会合を実施し、各種分野の協力について議論した。これにより、各国との科学技術政策等に関する共通認識が醸成され、また、関係機関間での協力覚書の署名や共同ワークショップの開催を決定するなど個別の政府間の協力分野について更なる協力を推進することを確認した。 また、科学技術外交ネットワーク(STDN)を通じ、国内関係府省・機関による連絡会を定期的に開催し、二国間合同委員会の活性化に向けた方策等について協議した。	5カ国・機関以上との政府間会合等の開催を通じ、二国間科学技術協力を推進する。
		25年度		5カ国・機関以上との政府間会合等の開催を通じ、二国間科学技術協力を推進する。 二国間合同委員会の活性化に向け国内関係府省・機関との情報交換を継続させる。
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	—	科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって国際社会の平和と安全確保に貢献	
	(2) イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進及びISTCへの支援を通じた協力の推進		年度ごとの目標	
	基準	22年度	イーター(国際熱核融合実験炉)計画を通じ核融合エネルギーの研究開発を促進した。国際科学技術センター(ISTC)を通じ、大量破壊兵器の不拡散への取組を促進した。	
施策の進捗状況(実績)	23年度	(イーター) 11月、イーターの運転開始時期について、日本の震災及び福島震災以前から生じていたスケジュールの遅れを踏まえ、作業スケジュールの見直しが行われた。更に日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向け、日欧間での議論を継続した。 (ISTC) 我が国及び民間企業が拠出するプロジェクトの実施・継続を通じて、潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器関連技術の拡散防止に貢献した。我が国はISTC理事会等に我が国理事を派遣し、事務局運営の効率化・合理化に	イーター計画の円滑な進展及びISTCのプロジェクトの実施等を通じ、多国間の科学技術協力を貢献する。	

		取り組んだ。	
	24年度	<p>(イーター) イーター計画の確実な実施に向けて理事会等で主導的な役割を果たした。見直された作業スケジュールに基づき、8月には、イーター本部建屋が完成した。更に、イーター計画と並行して取り組むべき重要課題を日EU間で実施することを主な内容とする「ブローダー・アプローチ活動」の下で進めているサテライト・トカマク計画事業の主要装置のうち、欧州が作成する機器が初搬入され、組立てが開始された。(ISTC)</p> <p>我が国及び民間企業のプロジェクトとして、大量破壊兵器の研究開発に従事していた旧ソ連諸国の科学者等を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させることなどの措置を実施した。また、ISTC理事会等に我が国理事を派遣し、中央アジア地域における多国間の科技協力の強化、事務局運営の一層の効率化・合理化を進めた。</p>	イーター計画建設期の円滑な進展及びISTCのプロジェクトの実施等を通じ、多国間の科学技術協力に貢献する。
	25年度		<p>イーター計画への参加、ISTCのプロジェクトの実施等を通じ、多国間の科学技術協力に貢献する。</p> <p>ISTCについては、事務局運営の効率化・合理化に取り組み、ISTCを通じ中央アジア等、より広範な地域での科学技術協力関係の強化を行う。</p> <p>イーターについては、計画建設期の円滑な進展を目指し、関係者との調整を行う。また、事務局運営の効率化・合理化に取り組む。</p>
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	多国間の科学技術協力を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全に貢献する。	
(3) 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力の推進			年度ごとの目標
基準	—	宇宙活動における透明性・信頼醸成を促進し、宇宙活動の長期的持続性を確保するための国連等における貢献	
施策の進捗状況(実績)	23年度	宇宙活動に関する国際行動規範の策定に向けた動きが本格化しようとする中で、我が国として、国際的な議論に積極的に参加する旨を表明し、関連会合の議論に主導的に貢献した。また、宇宙環境の保全を確保するため、堀川国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)本委員会次期議長とともに国連等における協議に積極的に参画し、宇宙活動の長期的持続性の議論においては、小原隆博氏が宇宙天気専門家会合の議長を務めるなど、主導的な役割を果たした。さらに9月には衛星測位分野において、衛星航法システムに関する国際委員会(ICG)第6回会合を東京で開催する等、衛星測位に関する技術・ルールづくりを積極的に推進した。	堀川 COPUOS 本委員会次期議長と共に、マルチ・バイの場における協議に積極的に参画し、議論を主導する。
	24年度	宇宙活動に関する国際行動規範の策定に向けた6月の多国間会合を始めとする関連会合に積極的に出席するとともに、可能な限り多くの国の参加を得て早期に妥結するために、主にアジア地域諸国に対し同規範の重要性を説き議論への参加を促した。また、12月には国連軍縮研究所(UNIDIR)と共催で、マレーシアで同規範に関する地域セ	堀川 COPUOS 本委員会議長(平成24年6月就任)と共に、マルチ・バイの場における協議に積極的に参画し、議論を主導する。

		<p>ミナーを開催した。</p> <p>宇宙環境の保全を確保するため、堀川国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)本委員会議長とともに国連等における協議に積極的に参画し、宇宙活動の長期的持続可能性の議論においては、小原隆博氏が宇宙天気専門家会合の議長を務めたほか、我が国の専門家が各専門家会合に出席し、主導的な役割を果たした。さらに12月にはマレーシアで宇宙環境保全ワークショップを主催し、宇宙環境保全の重要性を各国と共有した。</p> <p>3月には、日米首脳間で立上げに一致していた宇宙に関する包括的日米対話の第1回会合を東京で開催し、民生・安全保障両分野における宇宙協力について包括的な議論を行った。</p>	
	25年度		<p>宇宙活動に関する国際行動規範の策定に向けた、関連会合の議論において主導的な役割を果たす。</p> <p>宇宙環境の保全を確保するため、国連等における協議に積極的に参画する。</p> <p>二国間の宇宙対話を強化する。</p>
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	宇宙ガバナンスの構築に貢献する。	
(4) ソフトパワーとしての科学技術の活用			年度ごとの目標
基準	22年度	我が国の優れた科学者・専門家を科学技術先進国にとどまらず、新興国、アジア諸国等各国に派遣し、講演会等を行う科学技術外交・宇宙外交専門家交流事業を実施した。	
施策の進捗状況(実績)	23年度	カナダ、トルコ、シンガポール、インドネシア、ブラジル、スペイン、ポルトガル、ブルガリアに我が国の優れた科学者・専門家を派遣し、講演会等を通じて、我が国の最先端の科学技術力をアピールするとともに、派遣先の政府関係者、科学者、専門家、企業関係者等とのネットワーキングを行った。	科学者・専門家の派遣を通じ、我が国の優れた科学技術力をアジア諸国、新興国等に印象づけ、経済外交にも貢献する。
	24年度	森川正章北海道大学教授、細田秀樹東京工業大学教授、中北英一京都大学教授、越村俊一東北大学教授をデンマーク、スウェーデン、フィンランド、南アフリカ、タイ、マレーシア、エクアドル、ペルー、コロンビアに派遣し、講演会等を通じて、我が国の最先端の科学技術力をアピールするとともに、派遣先の政府関係者、科学者、専門家、企業関係者等とのネットワーキングを行った。	科学者・専門家の派遣を通じ、我が国の優れた科学技術力をアジア諸国、新興国等4カ国に印象づけ、経済外交にも貢献する。
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	我が国の科学技術力をアピールする科学技術広報によって、我が国の繁栄と安定に貢献する。	
具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 平成20年5月の総合科学技術会議による意見具申以来、平成22年2月の総合科学技術会議「科学技術外交戦略タスクフォース」による提言及び平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」、さらに平成23年8月に閣議決定された第4期科学技術基本計画において、科学技術外交を強化・推進することが引き続き求められている。</p> <p>また、宇宙分野に関しては、スペースデブリを始めとする宇宙空間の脆弱性の問題や宇宙を活用した安全保障目的での利用の拡大が進む中、宇宙の外交・安全保障上の重要性が一層高まっており、平成24年7月に</p>	

政府の新たな宇宙開発利用体制が構築され、平成25年1月には新たな「宇宙基本計画」の策定に至り、宇宙を活用した外交・安全保障政策の強化が一層求められている。

- 2 上記測定指標及び以下のとおり、「我が国及び国際社会の科学技術を発展させること」との目標達成に向けて進展があり、施策は有効に実施された。
 - (1) 二国間協力においては、目標とする5か国を大きく上回る相手国との合同委員会等を行うことができ二国間対話を積極的に行った。また、国内関係府省・機関と二国間合同委員会の活性化に向けた方策等について協議した他、在外公館と本省との間で情報交換の活性化に努めるなどを行った結果、本施策を一層有効に推進することができた。
 - (2) 我が国は、核融合炉の科学的・技術的可能性の実証を目的とするイーター（国際熱核融合実験炉）計画及びイーター計画と並行して取り組むべき重要課題を日EU間で実施するブローダー・アプローチ活動（核融合エネルギーの早期実現を目指す広範な取組を通じた活動）において、計画の確実な実施に向けて理事会等で主導的な役割を果たすことにより、国際協力を推進した。

また、国際科学技術センター（ISTC）に参加し、米国、EU、カナダ等とともに、大量破壊兵器の研究開発に従事していた旧ソ連諸国の科学者等を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させて民生転換を促進したことにより、潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器関連技術の拡散防止に貢献した。こうしたプロジェクトの中にはチェルノブイリ事故の専門家による福島復興に向けたシンポジウムや、中央アジアにおける各種事業が含まれ、多国間の科学技術協力の強化にも効果があった。
 - (3) 科学技術外交・宇宙外交専門家交流事業による我が国有識者の講演等は、先端科学技術分野における先進性を各国の講演会参加者に強く印象づける上で有効であった。
 - (4) 国際会議やCOPUOS等において宇宙開発に関する専門的・技術的知見を活かして議論を推進したことは、宇宙活動における透明化・信頼醸成や、宇宙活動の長期的持続性を促進する上で有効であった。
- 3 「科学技術外交ネットワーク」等の取組を通じ関係府省庁・独立行政法人と調整や意見交換を定期的に行い、協議の枠組みの提供や協定交渉などで作業が重複しないように役割を分担するなど、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用した。また、宇宙分野での規範作りは、費用対効果の面でも、技術開発と比較すると、少ない予算額で宇宙活動や宇宙環境に大きく肯定的な影響を与えることができている。

【課題及び今後の方針】

上記評価のとおり施策の必要性及び有効性は高く、引き続き推進することとするも、「達成すべき目標」に向けた本施策のさらなる進展のための課題及び今後の方針は以下のとおり。

- 1 科学技術外交では、二国間合同委員会の活性化を図ることが課題であり、国内関係府省・機関等との情報交換を一層促進させることとしたい。
- 2 ISTCを通じた取組では、中央アジア等より広範な地域を対象とすることが課題であり、これら地域での科学技術協力関係の強化を行う。また、ISTCの事務局運営の効率化・合理化に取り組む。
- 3 イーターについては、本部建屋が完成したことを受け、今後、計画建設期の円滑な進展が必要であり、関係者との調整を行う。また、事務局運営の効率化・合理化に取り組む。
- 4 宇宙分野については、宇宙を活用した外交・安全保障政策を強化していくことが必要であり、より充実した二国間の政策対話、多国間での協力などを通じて、規範作りや宇宙環境保全に積極的に取り組んでいくこととする。
- 5 ソフトパワーとしての科学技術についても、引き続き我が国技術の先進性につき、主要国の認識を深めさせることが課題であり、我が国を代表する有識者を活用した積極的発信に努める。

学識
経験
を有
する

（外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見）
○中長期的課題を抱え、かつ広範な問題領域をカバーするため、年度ごとの評価は必ずしも容易ではないが、進捗状況が具体的に分かるような記述に努めており、総じて妥当である。

者の知見の活用	<p>○明確な意図のもとに着実な取組が行われており、「目標の達成に向けて進展があった」との評価は妥当なものと評価する。</p> <p>○平和と安定という、外交の中でも記述しにくい事項について、目標設定及び達成度の記述を具体的に記述している点を評価する。</p> <p>一方で、定量的指標が設定されている中で、すでに目標値が達成されているにもかかわらず25年度以降の目標値を見直していない箇所(Ⅱ-1-4-(4))、残る1年では目標達成が難しいと考えられるにもかかわらず、具体性の乏しい【課題と今後の方針】を記述している箇所(Ⅱ-1-5-3)については、改善されたい。</p>
---------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p><u>1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外交青書 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/index.html) <p><u>2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策</u></p> <p>(ARF 関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省ウェブサイト (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ASEAN/ARF/index.html) ・関係国等ホームページ (http://www.ASEANregionalforum.org/) <p>(海賊対策関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省ウェブサイト (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pirate/index.html) ・国土交通省ウェブサイト (http://www.mlit.go.jp/maritime/index.html) ・防衛省ウェブサイト (http://www.mod.go.jp/j/approach/defense/somaria/index.html) ・海保庁ウェブサイト (http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/anti-piracy/index.htm) ・ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ会合 (米務省が作成・管理) (http://www.state.gov/t/pm/ppa/piracy/contactgroup/index.htm) ・国際海事局 (http://www.icc-ccs.org/index.php?option=com_content&view=article&id=27&Itemid=16) ・アジア海賊対策地域協力協定情報共有センター (http://www.recaap.org/index_home.html) <p><u>3 国際平和協力の拡充, 環境の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace_b/j_ikusei.html (平和構築人材育成事業)) ・内閣府国際平和協力本部事務局ホームページ (http://www.PKO.go.jp/index.html) ・防衛省ホームページ「国際平和協力活動への取り組み」 (http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/index.html) <p><u>4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年版外交青書 <p><u>5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上, 望ましい国連の実現</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省ホームページ (「日本と国連」ページ) ・外務省国際機関人事センターのホームページ (http://www.mofa-irc.go.jp) ・内閣府平成24年度世論調査「外交に関する世論調査」 (http://www8.cao.go.jp/survey/h24/h24-gaiko/2-2.html) <p><u>6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年版外交青書 <p><u>7 軍備管理・軍縮・不拡散への取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省ホームページ (トップページ>外交政策>軍縮・不拡散) ・平成25年版外交青書 <p><u>8 原子力の平和的利用のための国際協力の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IAEA ホームページ (http://www.IAEA.or.at/)
---------------------------	---

9 科学技術に係る国際協力の推進

- ・科学技術に関する外交政策(外務省)
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/technology/index.html>)
- ・科学技術外交の強化に向けて(総合科学技術会議, 平成20年5月19日)
(<http://www8.cao.go.jp/cstp/siryu/haihu75/siryu5-2.pdf>)
- ・科学技術外交戦略タスクフォース報告書(総合科学技術会議, 平成22年2月4日)
(<http://www8.cao.go.jp/cstp/sonota/kagigaiko/8kai/siryu1-1.pdf>)
- ・新成長戦略(閣議決定, 平成22年6月18日)
(<http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf>)
- ・科学技術政策(内閣府) (<http://www8.cao.go.jp/cstp/stmain.html>)
- ・総合科学技術会議 (<http://www8.cao.go.jp/cstp/>)
- ・文部科学省 (<http://www.mext.go.jp/>)
- ・ITER (<http://www.iter.org/> <http://www.naka.jaea.go.jp/ITER/index.html>)
- ・ブローダー・アプローチ (<http://www.naka.jaea.go.jp/BA/>)
- ・ISTC (<http://www.istc.ru/>)
- ・宇宙に関する外交政策(外務省)
(<http://www.mofa.go.jp/mofa/gaiko/space/index.html>)
- ・宇宙開発戦略本部・内閣府宇宙戦略室・宇宙政策委員会
(<http://www8.cao.go.jp/space/index.html>)
- ・宇宙基本計画(宇宙開発戦略本部決定 平成25年1月25日)
(<http://www8.cao.go.jp/space/plan/plan.pdf>)
- ・国連宇宙部 (<http://www.oosa.unvienna.org/>)
- ・(独)宇宙航空研究開発機構(JAXA) (<http://www.jaxa.jp/>)

担当部 局名	総合外交政策局	作成責任者名	総務課長 岡野 正敬	政策評価 実施時期	平成25年8月
-----------	---------	--------	---------------	--------------	---------

施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組

施策名	国際経済に関する取組
達成すべき目標	<p>我が国の経済外交における国益を保護・増進すること</p> <p>(具体的施策の達成すべき目標)</p> <p>1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進</p> <p>(1) WTO を中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化等グローバルな国際経済の枠組みを強化すること</p> <p>(2) (1) を補完するために車の両輪のひとつとして、二国間及び地域的な経済連携を強化すること</p> <p>2 国際経済秩序形成への積極的参画</p> <p>グローバルな課題に対する国際的取組に参画すること</p> <p>3 重層的な経済関係の強化</p> <p>(1) アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を促進するとともに、APEC における我が国のプレゼンスを高め、経済・社会分野での国益を保護すること</p> <p>(2) 日・EU 経済関係及び国際的課題に対する日・EU 協力を推進すること</p> <p>4 経済安全保障の強化</p> <p>エネルギー、鉱物、食料、漁業を巡る問題への効果的な対応を通じ、これらの資源の持続可能な形での安定供給を確保すること</p> <p>5 海外の日本企業支援</p> <p>日本企業の利益の増進に対する側面的支援を強化すること、及び対日投資・対外投資の促進等を通じて日本経済を活性化させること</p>
施策(具体的施策)の概要	<p>1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進</p> <p>(1) 多角的自由貿易体制の維持・強化に向けて、WTO におけるドーハ・ラウンドの妥結に向けた交渉に取り組む。また、紛争解決手続等の各種枠組みの活用により、保護主義的な貿易政策を抑止する。</p> <p>(2) 経済連携強化に向けた取組として、各国・地域との間の EPA の交渉・研究・検討を更に推進する。</p> <p>2 国際経済秩序形成への積極的参画</p> <p>(1) G8 サミットは、国際社会の直面する種々の重要課題を G8 首脳間で議論し、有効な政策協調を行っていくために重要な役割を果たしている。G20 サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策調整の場として重要な役割を果たしている。我が国として、両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し、貢献する。OECD では、加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の拡大といった活動目的の達成に寄与するために議論に参加し、リードする。</p> <p>(2) G8・G20 サミット、OECD 等の国際的な取組を通して、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、我が国の対外経済活動を行う上で好ましい国際環境を作る。</p> <p>3 重層的な経済関係の強化</p> <p>(1) APEC 首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化、成長戦略、人間の安全保障等の分野における具体的な協力の推進に積極的に貢献し、重層的な経済関係の強化に努める。</p> <p>(2) 日・EU 間では、定期首脳協議等様々な協議を実施する。また、双方向投資促進、税関、基準認証等の分野で協力を行うとともに、欧州各国との二国間経済関係強化を推進する。国際貿易、気候変動、エネルギー等の共通の国際的課題についての、日・EU 協力を推進する。</p> <p>4 経済安全保障の強化</p> <p>経済安全保障分野に関連する取組の強化を図るため、他国との良好かつ安定的な関係を維持する。また、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー・鉱物、食料、漁業分野での国際協力を推進する。</p> <p>5 海外の日本企業支援</p> <p>日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。</p>

(1) 海外における知的財産権保護強化に向けた取組

「偽造品の取引の防止に関する協定 (ACTA)」の署名及び締結に向けて必要な作業を進めるとともに、アジア地域を始めとする諸外国に対する協定への参加促進、また、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の対応力強化等、海外における知的財産権保護強化に向けて取り組む。

(2) 日本企業支援

ビジネス環境の改善、現地情報の入手や人脈形成への協力等の支援、在外公館施設を活用した支援を行うとともに、インフラ分野の日本企業の取組を支援し、情報収集体制及び現地関係機関との連携強化を図る。

(3) 対外投資の戦略的な支援

投資協定について、ニーズに応えるべく交渉を推進する。交渉にあたっては、「対外投資戦略会議」及びその連絡会議における民間団体等との意見交換の内容等を参考に、相手国・地域を戦略的に検討する。

施策の 予算 額・執 行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算 (a)		9,712,555	303,305	305,633
補正予算 (b)			0	0	0	—
繰越し等 (c)			0	0		
合計 (a+b+c)			9,712,555	303,305		
執行額 (千円, d)			4,584,684	202,448		

備考：22年度の予算額・執行額については、我が国がAPEC議長国であったことから、APEC関連会合の本邦開催経費を含む。

施策に
関係す
る内閣
の重要
政策
(施政
方針演
説等の
うち主
なもの)

1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

(1) 多角的自由貿易体制の維持・強化

・第183回国会外交演説 (平成25年2月28日)

「WTO や APEC, G8・G20 等の場を活用し、経済分野における国際的ルールの整備と実行に積極的に取り組みます。」

(2) 経済連携強化に向けた取組

・第183回国会施政方針演説 (平成25年2月28日) (抜粋)

「アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、戦略的に推進します。我が国の外交力を駆使して、守るべきは守り、国益にかなう経済連携を進めます。」

・安倍総理記者会見 (平成25年3月15日) (抜粋)

「本日、TPP/環太平洋パートナーシップ協定に向けた交渉に参加する決断をいたしました。」

2 国際経済秩序形成への積極的参画

・第183回国会施政方針演説 (平成25年2月28日)

「G8, G20 や我が国で開催する第五回アフリカ開発会議などの国際的枠組みを通じ、貧困や開発といった国際社会に共通する課題の解決に向け、我が国は、世界の大国にふさわしい責任を果たしていきます。」

・第183回国会外交演説 (平成25年2月28日)

「WTO や APEC, G8・G20 等の場を活用し、経済分野における国際的ルールの整備と実行に積極的に取り組みます。」

3 重層的な経済関係の強化

・第183回国会施政方針演説 (平成25年2月28日)

「アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、戦略的に推進します。我が国の外交力を駆使して、守るべきは守り、国益にかなう経済連携を進めます。」

・第183回国会外交演説 (平成25年2月28日)

「世界経済のグローバル化が加速する中、我が国の経済の再生に取り組むことは、我が国の力を強化し、世界の更なる発展に貢献する道でもあります。そのため、第三の柱として、日本経済再生に資する経済外交を強化します。まず、輸出の機会を拡大し、日本企業の対外投資のための環境を整備し、同時に、日本を魅力的な生産拠点・投資先とするため、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの間で高いレベルの経済連携を戦略的に推進します。その際、外交力を駆使して国益にかなう経済連携を進めます。TPP については、先の日米首脳会談も踏まえ、今後、政府として交渉参加について判断いたします。さらに、WTO や APEC, G8・G20 等の場を活用し、経済分野における国際的ルールの整備と実行に積極的に取り組みます。」

4 経済安全保障の強化

・第183回国会外交演説 (平成25年2月28日)

「エネルギー・鉱物資源・食料等の安定的な確保のため、供給国の多角化なども含め、「資源外交」を強化します。

5 海外の日本企業支援

・「知的財産推進計画 2012」(戦略1①) (平成24年5月29日 知的財産戦略本部決定)

・第183回国会施政方針演説(平成25年2月28日)

「詰め込むカバンの中身が、技術、サービス、知的財産など多様化する現代では、活発でフェアな国際競争を確保するため、貿易や投資のルールを国際的に調和していかなければなりません。」

・第183回国会外交演説(平成25年2月28日)

「輸出の機会を拡大し、日本企業の対外投資のための環境を整備し、同時に、日本を魅力的な生産拠点・投資先とするため、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの間で高いレベルの経済連携を戦略的に推進します。(中略) 諸外国の活力を取り込んでいくため、ODAや、在外公館をも活用しつつ、地域の中小企業も含めた日本企業や自治体の海外展開を積極的に支援します。」

施策名	国際経済に関する取組	
施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」
達成すべき目標	我が国の経済外交における国益を保護・増進すること	

具体的施策名	1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進	
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」
達成すべき目標	(1) WTO を中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化等グローバルな国際経済の枠組みを強化すること (2) (1) を補完するために車の両輪のひとつとして、二国間及び地域的な経済連携を強化すること	
具体的施策の概要	(1) 多角的自由貿易体制の維持・強化に向けて、WTO におけるドーハ・ラウンドの妥結に向けた交渉に取り組む。また、紛争解決手続等の各種枠組みの活用により、保護主義的な貿易政策を抑止する。 (2) 経済連携強化に向けた取組として、各国・地域との間の EPA の交渉・研究・検討を更に推進する。	

測定指標	(1) WTO ア 国際貿易ルールの強化, イ 既存ルールの実効的運用		年度ごとの目標
	基準	—	1 ドーハ・ラウンドの妥結に向けた交渉への貢献 2 紛争解決手続等の各種枠組みの活用による、保護主義的な貿易政策の抑止
	施策の進捗状況(実績)	23 年度	1 WTO ドーハ・ラウンドの平成 23 年中の妥結を目指し議論が行われ、我が国は、二国間での会合等を積極的に行うなど、ドーハ・ラウンド交渉 (DDA) の妥結に向けた交渉に積極的に貢献した。しかし、我が国のかかる努力にもかかわらず、先進国と新興国の間の溝を埋めることはできず、年内の一括合意のみならず、後発開発途上国 (LDC) 向けの優遇措置を中心とした部分合意についても断念された。このような膠着状態が続く中で、年末の WTO 第 8 回定例閣僚会議 (MC8) に我が国から、枝野経済産業大臣、中野外務大臣政務官及び森本農林水産大臣政務官が出席し、枝野経済産業大臣から、日本は交渉を前進させるための努力を惜しまない旨表明したほか、中野外務大臣政務官から、DDA が膠着状況に陥った根本原因を克服していく方途について、率直に議論する必要がある旨表明するなど、閣僚レベルでも積極的に交渉に貢献した。その結果、当面一括妥結の見込みは少ないことを認めつつも、目標として一括妥結は断念しないこと及び部分合意、先行合意等の「新たなアプローチ」を探求することが合意された。 2 各国がとる保護主義的措置について、我が国は、WTO の各種通常委員会の議題として、積極的に取り上げ、各国による説明を求める他、かかる措置の是正・撤回を求めてきた。その結果、12 月に開催された MC8 において、G20 カンヌ・サミット及び APEC ホノルル首脳会議での合意を踏まえ、政治的メッセージが全加盟国の合意を得て発出された。なお、我が国は、年に 2 回、WTO における保護主義モニタリング報告書の作成にも各種情報提供を行うなど全面的に、協力している。
	24 年度	1 WTO ドーハ・ラウンド交渉について、平成 23 (2011) 年末の第 8 回 WTO 閣僚会議で、目標としての一括妥結は断念しないことや部分合意等の「新たなアプローチ」を探求することが合意された。この合意に基づき、平成 25 (2013) 年 12 月の第 9 回 WTO 閣僚会議も見据えつ	1 ドーハ・ラウンド交渉の妥結を目指し、我が国として貢献する。 2 紛争解決手続を積極的に活用するとともに、WTO 各種委員会等を通じて保護主義的な貿易政策を抑止する。

		<p>つ、全加盟国による交渉（貿易円滑化、農業、開発）や有志国による交渉（情報技術協定（ITA）の拡大及びサービス貿易自由化）が行われ、我が国としてもそれらの交渉の前進に積極的に貢献した。</p> <p>2 各国がとる保護主義的措置について、我が国は、WTOの各種通常委員会の議題として積極的に取り上げ、各国による説明を求めた他、かかる措置の是正・撤回を求めてきた。G20 ロスカボス・サミットやAPEC ウラジオストク首脳会議での合意を踏まえ、政治的メッセージが発出された。</p> <p>また、WTO 紛争解決制度は、WTO 協定に基づき個別の貿易紛争について解釈し、WTO 体制に安定性と予見性を与える柱として有益に機能している。本年度日本はカナダの再生可能エネルギー発電分野に関する措置、中国のレアアース等輸出規制措置、アルゼンチンの輸入制限措置及び中国の日本製高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD税を賦課する措置等の案件に当事国として関与したほか、多数の案件に第3国として参加した。</p>	
	25年度		<p>1 引き続き国際貿易ルールの強化のために、我が国として貢献する。</p> <p>2 保護主義的な貿易政策の抑止・是正のために、WTO 各種委員会等の枠組み及び紛争解決手続を積極的に活用する。</p>
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	国際貿易ルールを維持・強化する。	
(2) 経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展、地域大のEPAの研究に関する取組			年度ごとの目標
基準	—	経済連携強化に向けた、EPA交渉・研究・検討・実施・運用を推進	
施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>8月に日インドEPAが発効し、3月には日ペルーEPAが発効した。また3月には日モンゴルEPAの交渉開始で一致し、第1回交渉準備会合を開催した。日加EPAについても、共同研究を完了し、3月に交渉開始で一致した。豪州との間では12月、2月と2回の会合を開催し、韓国との間では5月に交渉再開に向けた局長級事前協議を1回実施した。日中韓FTAについては12月に共同研究が完了したほか、コロンビアとは11月に共同研究を開始した。ASEANを中心とした広域の包括的な経済連携については、11月のASEAN関連首脳会談において、日中の共同提案を踏まえ、ASEAN諸国と域外関係国との間で順次、「物品貿易」、「サービス貿易」、「投資」に関する新たな作業部会が立ち上げられることとなった。環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、11月のAPEC首脳会議において、交渉参加に向けて関係国との協議に入る旨表明し、関係国との協議が一巡した。</p>	<p>既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。</p> <p>それ以外の国・地域においても、経済連携強化のための取組を行う。</p>
	24年度	<p>9月には日コロンビア首脳会談において、交渉開始することで一致し、12月に会合を開催した。3月には日EU首脳電話会談において日EU・EPAについて、交渉開始を決定した。豪州との間では4月、6月と2回の会合を開催し、モンゴルとの間では、6月、12月と2回の会合を</p>	<p>既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。</p> <p>それ以外の国・地域においても、経済連携強化のための取組を行う。</p>

		開催し、カナダとの間では11月に会合を開催した。 11月のASEAN 関連首脳会議の機会に、日中韓 FTA 及び東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) の交渉立ち上げを宣言し、日中韓 FTA については、3月に会合を開催した。TPP 協定については、安倍総理は3月に交渉参加を決定し、表明した。						
	25 年度		主要貿易国との経済連携を戦略的に推進する。 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。それ以外の国・地域においても、経済連携強化のための取組を行う。 特に、TPP、日 EU・EPA 日中韓 FTA、RCEP について、前進を図る。					
	26 年度		同上					
	27 年度		同上					
目標	—	アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して、守るべきものは守り、国益にかなう経済連携を進める。						
(3) 経済連携協定 (EPA) が締結に至るまでの重要段階		基準値	実績値	目標値				
		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	—
①共同研究終了数		①: 1	①: 3	①: 1				—
②交渉会合開催数		②: 15	②: 8	②: 7				
③交渉妥結数		③: 1	③: 1	③: 0				
④署名数		④: 1	④: 1	④: 0				
⑤発効数		⑤: 0	⑤: 2	⑤: 0				
⑥委員会等開催回数		⑥: 35	⑥: 38	⑥: 39				
年度ごとの目標値			—	①: 1 ②: 10 ③: 1 ④: 1 ⑤: 1 ⑥: 35	①: 1 ②: 15 ③: 1 ④: 1 ⑤: 1 ⑥: 35			
(4) (参考指標) 輸出入額 * 財務省貿易統計 HP より引用		実績値 (単位: 千億円)						
		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度		
①輸出額		①65.5	①63.7					
②輸入額		②68.1	②70.7					
具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 我が国は GATT/WTO の多角的自由貿易体制の恩恵を受け、経済的繁栄を実現してきた。引き続きこの体制を維持・強化することは、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進にも必要な施策である。さらに、WTO 紛争解決制度は、WTO 体制に信頼性、安定性をもたらす柱であり、我が国として同制度を支え、また、同制度の下で WTO 加盟国間の貿易紛争をルールに基づき適切に解決し、望ましいルールを定着させるべく、引き続き同制度に積極的に関与・参画していく必要がある。</p> <p>一方で、GATT/WTO の多角的自由貿易体制についてドーハ・ラウンド (DDA) 交渉が膠着状態である中、主要国との二国間あるいは地域内での経済連携を推進することが、我が国の国益増進にとっても、一層の重要性を増しており、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州など主要貿易国との間で経済連携を戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して、守るべきは守り、国益にかなう経済連携を戦略的に進める必要がある。</p> <p>2 測定指標 (1) ~ (3) 及び以下に示すとおり、「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」という目標について施策全体として大きな進展が見られた。</p>						

- (1) DDA 交渉は米国と新興国との対立から膠着状態にあり、大きな進展は見られなかった。ただし、そのような状況の中において、全加盟国による交渉（貿易円滑化、農業、開発）や有志国による交渉（情報技術協定（ITA）の拡大及びサービス貿易自由化）が行われ、我が国としてもそれらの交渉の前進に積極的に貢献した。また、各国がとる保護主義的措置の是正・撤回について、我が国の働きかけもあり、G20 ロスカボス・サミット等での合意を踏まえた政治的メッセージが発出された。更に、WTO 紛争解決制度については、WTO 協定に基づき個別の貿易紛争について解釈し、WTO 体制に安定性と予見性を与える柱として有益に機能しており、国際的なルールに基づく我が国の利益を確保する観点から、我が国も同制度を積極的に活用することで、WTO 体制に安定性と予見性を与える機能を強化することに貢献した。
- (2) 主要各国・地域との間の EPA/FTA の交渉・研究・検討を更に推進する成果をあげることができた。特に、日 EU・EPA、日中韓 FTA、及び TPP 協定において大きな進展があった。日 EU・EPA については、EU の一部加盟国に慎重論がある中、我が国の欧州委員会、EU 加盟国への働きかけもあり、欧州委員会が 11 月に交渉権限を取得し、3 月の日 EU 首脳電話会談において交渉開始が正式に決定された。日中韓 FTA についても、交渉開始が宣言され、領土問題等を巡る厳しい外交情勢の中、経済分野における協力関係を進展させることができた。TPP 協定についても、これまで国内での議論が進まなかったが、最終的に 3 月に交渉参加決定を表明することができ、今後の前進に向け大きな一歩となった。
- 3 限られた予算や人的資源を効率的に活用し、上記 2 のとおり施策全般で進展が見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【課題と今後の方針】

- 1 WTO ドーハ・ラウンド交渉については、膠着状況の打破が課題であり、本年 12 月の第 9 回 WTO 閣僚会議 (MC9) に向け、具体的な成果を得ることを目指して精力的に取り組んでいく。
- また、世界経済の成長後押しや多角的貿易体制維持の観点から、保護主義の台頭を抑止していくことが必要であり、今後も G20 や G8 等における首脳間の機会も活用しつつ、引き続き WTO による保護主義措置監視を支持し、我が国として積極的な貢献を行う。
- さらに、紛争解決手続については、WTO 体制の信頼性と安定性の確保及び WTO ルールに基づく我が国の利益を今後も確保する必要がある、引き続き積極的に関与・参画していく。
- 2 EPA/FTA については、引き続き、アジア・太平洋地域、欧州など主要な貿易相手国・地域との包括的経済連携強化を戦略的に進めていく必要がある。
- このため、交渉を通じた高いレベルの経済連携の実現及び経済連携に関する研究・検討の促進に取り組む。既存の協定については、円滑な実施・運用を確保する。
- 特に、TPP 協定については、国益にかなう最善の結果を追求していく。

具体的施策名	2 国際経済秩序形成への積極的参画		
施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」	
達成すべき目標	グローバルな課題に対する国際的取組に参画すること		
具体的施策の概要	<p>(1) G8サミットは、国際社会の直面する種々の重要課題をG8首脳間で議論し、有効な政策協調を行っていくために重要な役割を果たしている。G20サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策調整の場として重要な役割を果たしている。我が国として、両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し、貢献する。OECDでは、加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の拡大といった活動目的の達成に寄与するために議論に参加し、リードする。</p> <p>(2) G8・G20サミット、OECD等の国際的な取組を通して、地球規模での解決に向けた取組を強化し、我が国の対外経済活動を行う上で好ましい国際環境を作る。</p>		
測定指標	(1) G8・G20サミットにおける我が国の貢献		年度ごとの目標
	基準	—	総理による発信、他の主要国の首脳との率直な意見交換の実施、及び成果文書等への我が国の考え方の反映、準備過程における貢献
	施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>G8ドーヴィル・サミット(5月)においては、震災を踏まえ、我が国より積極的な発信が行われた。サミット冒頭では、菅総理は震災復興への決意を表明し、各国首脳からは我が国に対する深い同情と連帯が示された。また、「アラブの春」を受けた中東・北アフリカについては、菅総理より東南アジアの経験を踏まえ、支援を行っていく考えを表明した。さらに、原子力安全については、原発事故の経験を踏まえ、菅総理より、原子力の安全性を最高水準に高めるための5つの提案を行った。その他、世界経済・貿易、気候変動、インターネット、政治問題、アフリカとの対話につき、首脳間の率直な意見交換及び総理の積極的な発信が行われ、成果文書に我が国の考え方を反映させた。</p> <p>G20カンヌ・サミット(11月)においても、我が国は積極的に議論に参画し、政策協調に貢献した。欧州債務問題が焦点となる中で、野田総理より、欧州の合意を評価する一方、合意の履行が重要であり、欧州の結束を前提に必要な協力を行う旨述べた。また、開発・貿易については、野田総理より、ASEAN食料安全保障情報システム(AFSIS)への支援を通じた透明性向上への貢献、ASEAN+3での緊急事態のための米の備蓄制度を通じたタイへの5万ドルの緊急支援の実施、ASEANの連結性向上のための協力及び平成25年に第5回アフリカ開発会議(TICAD)を日本で開催する予定であることを述べた。その他、世界経済、国際通貨システム改革、グローバル・ガバナンス、金融規制、農業・エネルギー・気候変動、社会的側面・腐敗につき、首脳間の率直の意見交換及び総理の積極的な発信が行われ、成果文書に我が国の考え方を反映させた。</p>
	24年度	<p>G8キャンプ・デービッド・サミット(5月)においては、我が国より積極的な発信が行われた。世界経済に関し、我が国から、欧州債務危機の解決とアジアへの波及防止への我が国の貢献、及び社会保障と税の一体改革等の取組を説明した。さらに、成長の原動力たる自由貿易の推進と保護主義抑止の重要性を主張した。また、アフガニスタンについては、野田総理から、7月開催の東京会合を含めて、G8の議論をリードした。その他、北</p>	<p>G8及びG20サミットの成功裏の実施に貢献し、その中で積極的な発信を行い、成果文書に我が国の考え方を反映させる。特に、23年度に開催されたG8・G20サミットのフォローアップを確実に行うとともに、24年度に開催されるG8キャンプ・デービッド・サミット及びG20ロスカボス・サミットの成功に向け、積極的に貢献していく。</p>

		<p>朝鮮、ミャンマー等を含めた地域・政治情勢、エネルギー・気候変動、アフリカ・食料安全保障、中東・北アフリカの移行について、首脳間で率直な意見交換が行われた。</p> <p>G20 ロスカボス・サミット（6月）においても、我が国は積極的な発信を行い、国際的な政策協調に貢献した。世界経済に関して、我が国から、我が国は、欧州債務危機への対処として、IMF 資金基盤強化への 600 億ドルの融資枠の貢献をしていることを説明し、各国にも具体的な貢献を呼びかけた。その結果、新興国を含む多くの国から具体的な貢献額の表明があった。また貿易については、我が国から、G20 が保護主義的措置に断固反対するとの強い決意を示すべきと主張し、平成 25（2013）年迄となっていたスタンズスタイルのコミットメントは平成 26（2014）年迄に延長された。その他、食料安全保障、開発、金融規制等につき首脳間で率直な意見交換が行われた。</p>	
	25 年度		25 年度に開催される G8 ロック・アーン・サミット及び G20 サンクトペテルブルク・サミットの成功裏の実施に貢献する。G8 と TICAD との連携や我が国の経済政策等について積極的に発信を行い、成果文書に我が国の考え方を反映させる。
	26 年度		G8 及び G20 サミットの成功裏の実施に貢献し、その中で積極的な発信を行い、成果文書に我が国の考え方を反映させる。
	27 年度		同上
目標	—	G8、G20 サミットの我が国の考え方を反映した形での成功裏実施に向け最大限貢献する。	
(2) OECD における我が国の貢献			年度ごとの目標
基準	—	様々な活動や政策提言の実施及び成果文書への我が国の考え方の反映	
施策の進捗状況(実績)	23 年度	<p>1 23 年度の OECD 閣僚理事会は OECD 設立 50 周年を記念する会合となり、菅総理が我が国総理として初めて閣僚理事会に出席し、OECD 設立 50 周年記念行事においてスピーチを行った。また、OECD の今後の活動方針について述べた「構想声明」（ヴィジョン・ステートメント）や、議長国である米国がとりまとめた「議長総括」に、我が国の考えを反映させた。</p> <p>2 上記閣僚理事会に先立ち、グリア OECD 事務総長が訪日した際には、同事務総長から東日本大震災へのお見舞いととも、震災からの復興への期待や原子力安全への協力について述べた他、「対日経済審査報告書」の発表を行い、日本が抱える政策上の諸課題に対して提言を行うなど、OECD 側からも我が国の政策運営に有益な示唆を与えた。</p> <p>3 また、非加盟国との関係については、OECD は、加盟候補国ロシア及びキー・パートナー諸国（中国、インド、インドネシア、ブラジル及び南アフリカ）との関係強化に加え、G20 への貢献（雇用労働政策への取組、贈賄防止へ向けた取組、保護主義の抑止、グローバール・ガバナンスの改革等）を行っており、我が国も、MENA</p>	OECD 設立 50 周年記念の閣僚理事会の成功裏の実施への貢献及びその他の活動に積極的に参加する。

		<p>(中東・北アフリカ)-OECD イニシアティブやNEPAD (アフリカ開発のための新パートナーシップ)-OECD アフリカ投資プログラム等に積極的に参加し、投資環境整備に貢献した。</p> <p>4 なお、OECD の諸委員会のうち、我が国からは、吉川元偉 OECD 代表部大使が執行委員会議長を、浅川雅嗣財務省副財務官が租税委員会議長を、根津利三郎富士通総研経済研究所エグゼクティブ・フェローが鉄鋼委員会議長を務めた。</p>	
	24 年度	<p>1 OECD 設立 50 周年の成果の一つとして取りまとめられた OECD50 周年構想声明(ヴィジョン・ステートメント)のフォローアップとして、成長・雇用の戦略の追求、新たな包括的な開発アプローチの開始、グローバルな政策ネットワークに向けて非加盟国との関係強化に取り組んだ。</p> <p>2 具体的には5月のOECD 閣僚理事会に古川経済財政担当大臣、山根外務副大臣、牧野経産副大臣が出席し、経済金融危機後に顕著化している様々な課題に対処するためのツールとして「経済的課題に対する新たなアプローチ」(NAEC)、OECD 開発戦略、OECD 非加盟国との関係に関する議論に参加するとともに、我が国の成長・雇用に対する取組について述べた。</p> <p>3 上記閣僚理事会に先立ち、4月にグリア OECD 事務総長が訪日し、震災からほぼ1年たった我が国の復興状況を踏まえ、我が国の政策課題に対する提言を冊子にまとめて提示を行った他、総理、関係閣僚、経済界・労働界等との意見交換を行った。</p> <p>4 OECD 非加盟国との関係について、我が国は、MENA (中東・北アフリカ)-OECD イニシアティブやNEPAD (アフリカ開発のための新パートナーシップ)-OECD アフリカ投資プログラム等に積極的に参加した他、贈賄防止やグリーン成長等の分野において、アジア地域のアウトリーチ活動に参加した。</p> <p>5 なお、OECD の諸委員会のうち、我が国からは、吉川元偉 OECD 代表部大使が執行委員会議長を、浅川雅嗣財務省副財務官が租税委員会議長を、根津利三郎富士通総研経済研究所エグゼクティブ・フェローが鉄鋼委員会議長を、井上正幸文部省参与が教育研究革新センター(CERI)議長を、早水輝好環境省環境保健部企画課長が化学品委員会議長を務めた。</p>	23年度のOECD設立50周年の成果のフォローアップとともに、非加盟国との関係強化を含めOECDにおける諸活動へ引き続き積極的に参加する。
	25 年度		OECD における諸活動に積極的に参加することを通じて、経済・社会政策、アジア諸国を始めとする非加盟国との関係強化等の分野において我が国の考えを反映させ、OECD の取組をリードする。また、平成 26 (2014) 年の我が国の OECD 加盟 50 周年の契機に、閣僚理事会の議長を務め我が国政策のために OECD を最大限活用する。
	26 年度		同上
	27 年度		同上
目標	—	我が国として OECD における諸活動へ最大限の貢献を行うとともに、我が国の政策のために OECD を更に活用す	

る。

(3) 様々な活動や政策提言、成果文書への我が国の考え方の反映のため、月1回ペースで開催されるOECD理事会(最高意思決定機関)へ参加回数(年1回開催される閣僚理事会を含む)	基準値	実績値					目標値
	例年	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
	13回	14回	15回				—
年度ごとの目標値		13回	13回	同左	同左	同左	

具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1</p> <p>(1) 持続的成長の実現や地球規模課題の解決のためには、国際社会の一致した協力が求められる。価値観を共有する主要先進国の集まりであるG8サミット、及び新興国が多く参加し、「国際経済協力の第一のフォーラム」であるG20サミットに積極的に参加し、国際的な議論を主導することは、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する上で、必要不可欠である。</p> <p>(2) OECDは世界最大のシンクタンクとして経済社会のあらゆる分野の様々な問題を研究・分析し、政策提言を行っており、また、相互審査、情報交換等の活動の結果、ガイドラインや勧告として発表されたOECDのルールを、加盟国は自国の経済や社会政策・制度を調整・改善するために活用しており、国際経済秩序形成のためにもOECDにおける諸活動へ最大限の貢献を行うとともに、我が国政策のためOECDを更に活用することが求められている。</p> <p>2 上記測定指標(1)～(3)及び以下のとおり、施策を効果的に実施し、我が国としてG8・G20及びOECDにおける諸活動へ最大限の貢献を行うとともに、我が国の政策のためにG8・G20及びOECDを更に活用するとの目標達成に向けて進展があった。</p> <p>(1) G8サミットでは、世界経済、アフガニスタンの経済的移行、地域・政治情勢等の多様な分野で我が国の考え方を反映させ、G20サミットでも、IMF資金基盤強化に向けた議論をリードするとともに、世界経済、開発、貿易等の分野で我が国の考え方を反映させることに成功した。我が国は、両サミットを通して、経済分野を含む各領域における国際秩序形成の一層の前進に、貢献したと考える。</p> <p>(2) 「全員参加—あまねく広がる成長と雇用のための政策」とのテーマの下で行われた平成24年のOECD閣僚理事会において、我が国は、成長・雇用・格差、ジェンダー平等の促進、技能についての戦略、開発戦略、OECD非加盟国との関係、貿易等様々な問題について多くのセッションでリードスピーカーを務めるなど、議論の前進に積極的に貢献した。</p> <p>我が国は、上記OECD閣僚理事会において、平成20(2008)年の経済金融危機後に顕在化している様々な課題に対処するためのツールである「経済的課題に対する新たなアプローチ」(NAEC)プロジェクトにおけるOECDの取組への支持を表明した。また、本プロジェクトに対しては、多くの参加国から支持が表明されたが、成長政策の社会的側面や世代間公平に関する分析等を含む経済金融危機後の世界に適合するよう分析の枠組みや経済モデルを再検討する同アプローチは、経済成長、財政、少子高齢化等の課題を抱える我が国にとっても有効な取組である。</p> <p>また、OECD開発戦略について議論され、同戦略の承認が歓迎された。我が国からも開発戦略を支持する旨発言し、民間セクターの活力、インフラ整備を通じたアジアの経験を紹介し、アフリカ支援にもこれらの経験が参考になる旨述べ、TICADプロセス等を紹介した。さらに、OECD非加盟国との協力も進展し、OECDの主要パートナー国であるブラジル、中国、インド、インドネシア及び南アフリカの新興国等との引き続きの関係強化の方針も確認することができた。これらは、OECD加盟国間の協力に限らず、OECDの外からの力も取り入れた成長や政策協調を進める上で、我が国にとっても有意義な成果となった。</p> <p>3 上述のとおり資源の投入量に見合う適切な成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p>【課題と今後の方針】</p> <p>1 世界経済の成長と安定のため、主要先進国や新興国と政策調整を図ることは、我が国にとって重要な課題である。我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成していくため、今後も、主要先進国の集まりであるG8や、新興国を含む政策調整の場であるG20に積極的に参加し、国際的な議論を主導することを目指す。特に、25年度においては、G8ロック・アーン・サミット及びG20サンクトペテルブルク・サミットの成功裏の実施に貢献するとともに、サミットの成果文書に我が国の考えが反映されるよう、我が国の取組・提案につき</p>
---------------	------------	---

積極的に発信を行っていく。

- 2 国際経済秩序形成のためにも OECD における諸活動へ最大限の貢献を行うとともに、世界の主要経済国との協調を得た我が国政策推進のため OECD を更に活用することが今後も必要である。24 年度の OECD 閣僚理事会での議論も踏まえ、今後も、OECD における諸活動に積極的に参加することで、経済・社会政策、アジア諸国を始めとする非加盟国との関係強化等の分野において我が国の考えを反映させ、国際社会の優先的諸課題や新たな課題に引き続き積極的に取り組むとともに、国際経済秩序の形成及び政策提言に貢献する。また、平成 26（2014）年の我が国の OECD 加盟 50 周年を契機に、閣僚理事会の議長を務めるとともに、我が国の政策のために OECD を一層積極的に活用する。

具体的施策名	3 重層的な経済関係の強化			
施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」		
達成すべき目標	<p>(1) アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を促進するとともに、APECにおける我が国のプレゼンスを高め、経済・社会分野での国益を保護すること</p> <p>(2) 日・EU 経済関係及び国際的課題に対する日・EU 協力を推進すること</p>			
具体的施策の概要	<p>(1) APEC 首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化、成長戦略、人間の安全保障等の分野における具体的な協力の推進に積極的に貢献し、重層的な経済関係の強化に努める。</p> <p>(2) 日・EU 間では、定期首脳協議等様々な協議を実施する。また、双方向投資促進、税関、基準認証等の分野で協力を行うとともに、欧州各国との二国間経済関係強化を推進する。国際貿易、気候変動、エネルギー等の共通の国際的課題についての、日・EU 協力を推進する。</p>			
測定指標	(1) APEC における諸活動への貢献		年度ごとの目標	
	基準	—	横浜ビジョンで掲げた内容の更なる具体化	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>平成23年にホノルルで開催されたAPEC首脳会議においては、本年の米国APECの優先課題であった①「地域経済統合の強化及び貿易の拡大」、②「グリーン成長の促進」及び③「規制収斂及び協力の促進」に関して我が国として積極的に議論に貢献し、首脳宣言として「ホノルル宣言」に合意した。</p> <p>同宣言においては、上記優先課題に関し、以下を含め、各エコノミーが実施することに合意した内容等について確認された。</p> <p>1 イノベーション政策が貿易・投資を制限することを防ぐための「効果的、無差別かつ市場主導型のイノベーション政策のための共通原則」</p> <p>2 環境物品（環境への負荷の低減に資する製品等）に関する関税を平成27年末までに5%以下までに削減することを含め、環境物品・サービスの貿易投資の自由化のための措置</p>	平成23年APEC議長である米国が「横浜ビジョン」（注：平成22年に我が国議長の下で取りまとめた将来にわたりAPECとしてとして取り組むべき施策）を踏まえて掲げた優先事項を達成するため、積極的に協力する。
		24年度	<p>平成24年にウラジオストクで開催されたAPEC首脳会議においては、以下の点につき合意した。</p> <p>1 前年の首脳合意に従って、環境物品リスト（54品目）に合意。</p> <p>2 増大傾向にある保護主義的措置に対する強い懸念を首脳間で共有し、(1)平成27（2015）年までのスタンダードスティル（新たな保護主義措置の不導入）の延長、(2)ロールバック（既存の保護主義措置の是正）、(3)WTO整合的であっても重大な保護主義的影響を及ぼす措置の最大限の自制、の3点を改めて確認。</p> <p>3 食料安全保障の文脈において、日本の主張により、食料の輸出規制を始めとする新たな貿易・投資への障壁を設けないことを再確認した。</p> <p>4 ロシア提案を受けて、イノベーションの促進に向けた産官学による政策協議及びイノベーションの担い手のネットワーク促進の枠組みとして、科学技術イノベーション政策パートナーシップ（PPSTI）の設立に合意した。</p>	平成22年APEC議長としての経験を踏まえたロシア（平成24年APEC議長）への積極的な協力を通じて、域内での経済協力の推進に貢献する。
25年度		平成22（2010）年の「横浜ビジョン」以降、米国年、ロシア年へと継続された貿易の自由化・円滑化の流れを一貫して支持し、平成25年のAPEC議長国を務めるインドネシアへの		

					積極的な協力を通じ、域内での取組の推進、特に優先分野であるボゴール目標の達成、衡平性を伴う持続可能な成長、連結性の促進に貢献する。	
	26年度				APECの成功への貢献を通じ、域内での経済協力関係を維持・発展させる。	
	27年度				同上	
目標	—	域内での経済協力関係を維持・発展させる。				
(2) EUとの対話を通じた関係強化					年度ごとの目標	
基準	—	日EU・EPA交渉のためのスコーピングの実施				
施策の進捗状況(実績)	23年度	第20回日EU定期首脳協議で、日EU双方の全ての共有された関心事項を取り扱う、深くかつ包括的なEPAの交渉のためのスコーピング作業を開始することで合意した。これを受け、7月以降、事務レベルの協議、電話会議を頻繁に実施してきた。この結果、交渉の範囲と野心のレベルを定めるスコーピング作業は、双方の関心事項に関する理解を深める等進捗した。この結果、年度中に、計6回の協議及び交渉を行った。			第20回日EU定期首脳協議において「EPA交渉のためのプロセス開始」に合意する。	
	24年度	日EU・EPAのスコーピング作業の完了を受けて、欧州委員会は、日EU・EPAの交渉権限を理事会(EU加盟国)に求めることを正式決定した。11月、EU外務理事会で日EU・EPAの交渉権限が採択され、3月25日の日EU首脳電話会談で日EU・EPAの交渉開始が決定した。 欧州債務危機については、EFSF/ESM債の継続的購入やIMF資金基盤強化への貢献表明など、日本の支援をEU加盟国に対して機会をとらえて発信した。			日EU・EPAのためのスコーピングを完了させ、交渉を開始する。	
	25年度				日EU双方の経済成長、ひいては、世界経済全体の発展に資する高いレベルの経済連携を実現するため、早期妥結を目指し、日EU・EPA交渉を推進する。	
	26年度				同上	
	27年度				同上	
目標	—	日EU双方の経済成長、ひいては、世界経済全体の発展に資する高いレベルの経済連携の実現のため、早期交渉妥結を目指し、日EU・EPA交渉を推進する。				
(3) (参考指標)		実績値				
APECにおける域内貿易依存度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		67.4%	65.9%			
具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1</p> <p>(1) APECはアジア太平洋地域の21のエコノミーが参加し、経済規模で世界全体のGDPの約5割、世界全体の貿易量及び世界人口の約4割を占める重要な協力体である。我が国の貿易相手としてもAPEC域内の諸エコノミーが約7割、APECの域内貿易依存度が約7割と、相互依存関係は極めて強い。我が国の一層の発展及び安定のためには、APEC地域の各エコノミーとの経済協力を深め、国際ルールの普及や価値観の共有を促進することが重要な課題である。このような背景の下、APECの枠組みを活用し、経済分野だけでなくテロ、感染症対策などの幅広い分野の協力に関し、年1回開催されるAPEC閣僚会議・首脳会議での成功に向け、APECでの活動を主導していく必要がある。</p> <p>(2) 我が国とEUは、民主主義、市場経済等の基本的価値を共有し、国際社会の課題に対して特別の責任を有しており、経済分野のみならずグローバルな課題を含む様々な分野において包括的なパートナーとして一層効果的な協力関係を構築していく必要がある。</p>				

- 2 測定指標（１）～（３）及び以下が示すとおり、アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄の促進、経済・社会分野での我が国の国益の保護、日・EU 経済関係及び国際的課題に対する日・EU 協力の推進という目標に向けて相当な進展があった。
- （１）APEC については、平成 24 年にウラジオストクで開催された APEC 首脳会議において、平成 23 年のコミットメントをさらに具体化すべく、54 品目の環境物品リストに合意することができたことなど成果が得られ、特に、食料安全保障の文脈において、日本の主張により、食料の輸出規制をはじめとする新たな貿易・投資への障壁を設けないことが再確認される等、APEC が貿易自由化について前進が可能であることを実証することができたという点で意義があった。
- （２）日 EU・EPA については、EU の一部加盟国に慎重論がある中、我が国の欧州委員会、EU 加盟国への働きかけもあり、平成 24 年 11 月、EU 外務理事会で欧州委員会の日 EU・EPA 交渉権限が採択され、平成 25 年 3 月 25 日の日 EU 首脳電話会談で日 EU・EPA の交渉開始を決定することができ、今後の前進に向け大きな一歩としての意義があった
- 3 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、上記 2 のとおりの進展が見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【課題と今後の方針】

- 1 APEC においては、「世界の成長センター」たるアジア太平洋地域の活力を我が国の再生に取り込んでいく観点から、横浜ビジョン、ホノルル宣言を着実に実施し、地域経済統合・経済成長に向けた具体的成果を追求していくことが重要な課題である。このため、特に、平成 22 年日本 APEC、平成 23 年米国 APEC 及び平成 24 年ロシア APEC の成果を踏まえ、平成 25 年に議長国であるインドネシアが定めた優先分野（ポゴール目標の達成、衡平性を伴う持続可能な成長、連結性の促進）での進展を目指すことが必要であり、我が国としても、平成 25 年 APEC 議長を務めるインドネシアへの協力を通じ、域内での貿易の自由化、円滑化の推進に貢献することとする。
- 2 EU は、平成 24 年時点で世界の GDP の約 25% を占め、世界貿易の約 33%（うち域内貿易は約 21%）を占めており、世界経済における EU の重要性は依然減じていない。今後は、日 EU 双方の経済成長、ひいては、世界経済全体の発展に資するものとして、日 EU・EPA を早期に妥結し、安定した国際経済秩序の構築に努めることが課題となっている。このため、今後高いレベルの EPA を多角的、戦略的に実現していくとの我が国の包括的経済連携に関する基本方針に基づき、EU との高いレベルの EPA 実現に向けて、交渉の早期妥結を目指す。

具体的施策名	4 経済安全保障の強化		
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」	
達成すべき目標	エネルギー、鉱物、食料、漁業を巡る問題への効果的な対応を通じ、これらの資源の持続可能な形で安定供給を確保すること		
具体的施策の概要	経済安全保障分野に関連する取組の強化を図るため、他国との良好かつ安定的な関係を維持する。また、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー・鉱物、食料、漁業分野での国際協力を推進する。		
測定指標	(1) 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保		
	基準	—	
施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>資源・エネルギーの安定供給の確保に向けた国際機関や多国間の良好かつ安定的な協力枠組みや外交上の戦略的基盤の維持・強化、及び低炭素社会の実現に向けた我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及</p> <p>資源価格の乱高下の中、国際エネルギー機関（IEA）、国際エネルギー・フォーラム（IEF）、エネルギー憲章条約（ECT）、G8、G20、採取産業透明性イニシアティブ（EITI）等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場の透明性の向上や価格の安定化、供給途絶時の緊急時対応のための環境整備に積極的に貢献した。また、在外公館戦略会議を開催し、我が国の資源・エネルギーの権益確保に向けた、具体的な戦略のあり方について議論を深めた。</p> <p>省エネや再生可能エネルギーの普及促進、化石燃料のクリーン利用の観点から、国際省エネルギー協力パートナーシップ（IPEEC）を通じた協力を推進し、4月に正式に立ち上がった国際再生可能エネルギー機関（IRENA）の活動に積極的に貢献した。また、被災地復興に向けた、再生可能エネルギーの導入促進等によるまちづくりをテーマに、福島県において国際エネルギー・セミナーを開催した。</p>	年度ごとの目標
	24年度	<p>1 エネルギー・鉱物資源価格が再び高い水準で推移する中、国際エネルギー機関（IEA）、国際エネルギー・フォーラム（IEF）、エネルギー憲章条約（ECT）、G8、G20、採取産業透明性イニシアティブ（EITI）等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場の透明性の向上や価格の安定化、供給途絶時の緊急時対応のための環境整備を図った。特に、イラン情勢等に起因する世界的な石油需給の逼迫等の可能性を踏まえ、5月のキャンプ・デービッドG8首脳会合で、石油・ガスの供給途絶への準備強化について合意するとともに、IEAによる緊急時対応をも視野に入れたG8首脳声明を発出した。更に、採取産業透明性イニシアティブ（EITI）に対して引き続き財政支援を行った。</p> <p>2 また、「資源確保指針」等に基づき、要人往来、経済協力等を戦略的に進めたほか、在外公館の資源確保に関する体制強化を図るため、「エネルギー・鉱物資源専門官」制度を創設し、専門官を50カ国55公館に任命した。</p> <p>更に、一部の在外公館のエネルギー・鉱物資源担当による、エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議を開催し、我が国のエネルギー・鉱物資源の権益確保における知見及び経験を共有し、我が国として取るべき施策の検討を行った。</p> <p>また、北米、ロシア、イラク、モザンビーク等における石油・天然ガス等の開生産やベトナム、インド等におけるレアアース開発に向けて、官民一体の取組等を行った。</p>	IEA、IEF、G8等の国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。

		<p>3 再生可能エネルギー・省エネルギーの推進等の観点からは、9月に開催された第20回APEC首脳会議では、APECのエネルギー安全保障を強化し、エネルギー効率を促進し、持続的発展に向けたよりクリーンなエネルギー源を発展させること等について合意した。また、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）においては、我が国は理事国として同機関の活動に積極的に貢献し、1月開催の第3回総会では城内外務大臣政務官が出席するなど、再生可能エネルギーの普及及び持続可能な利用の促進を目的とする同機関の活動に積極的に取り組んだ。加えて、5月には、第6回太平洋島サミット（PALM6）の機会をとらえて、IRENAの重点地域である太平洋地域における再生可能エネルギーの推進に向けた国際ワークショップを、日本政府とIRENAで共催した。さらに、被災地復興に向けた、再生可能エネルギーの導入促進等によるまちづくりをテーマに、23年度に福島市において開催した国際エネルギー・セミナーのフォローアップ事業として、IEA及びIRENAからの専門家を招待し、「世界とともに歩むTOHOKUのまちづくり」をテーマに、国際ワークショップ（於：南相馬市）、東北大学における講義・意見交換、国際セミナー（於：東京）を開催した。</p>	
	25年度		IEA, IEF, IRENA, G8等の国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。また、専門官制度や在外公館戦略会議等を通じて、2国間の取組を俯瞰的に見て我が国施策を考えることにより、我が国のエネルギー安全保障の強化を図る。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	関連する国際機関や多国間の枠組みでの議論に積極的かつ主導的に参加・貢献し、我が国への資源・エネルギーの安定供給確保を図る。また、我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及を図る。	
(2) 我が国及び世界の食料安全保障の強化			年度ごとの目標
基準	—	多国間協調や国際機関による取組等を通じた、我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化	
施策の進捗状況(実績)	23年度	世界的に穀物価格が高止まりの様相を示し食料不安が高まる中において、世界の食料安全保障の確保が我が国の食料安全保障にも資することを踏まえ、世界の食料増産への取組や、それに向けた「責任ある農業投資」の促進をFAO等の国際機関やG8, G20等の各種国際会議の場で主導した。また、市場の透明性確保に向けた国際的な枠組み等への貢献も行った。	安定的食糧供給に向け、関連するマルチの枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。
	24年度	世界的な食料価格の乱高下が継続する中、世界の食料安全保障の確保が我が国の食料安全保障にも資することを踏まえ、価格の安定化に向けた市場の透明性向上に関し、G20で合意された農業市場情報システム（AMIS）の立ち上げ等にご貢献するとともに、その一環として、我が国からもASEAN食料安全保障情報システム（AFSIS）を通じた貢献を引き続き行った。また、APECにおいては、貿易投資の自由化及び地域経済統合の観点から保護主義抑止につき、スタンスティル（新たな貿易制限措置の不導入）等のコミットメントを再確認した。さらに、G8ラウイラ・サミット以降我が国が主導して	安定的食糧供給に向け、関連するマルチの枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。

		<p>いる「責任ある農業投資」の原則に関し、世銀等の国際機関が行っているパイロットプロジェクトに対して、世銀 PHRD (開発政策・人材育成) 基金を通じ財政的な支援を行うとともに、幅広いステークホルダーによる原則策定に向けた協議を加速させるべく、議論への貢献や各国への働きかけ等を行った。</p> <p>世界の食料増産への取組や、それに資する「責任ある農業投資」の促進を FAO 等の国際機関と G 8, G 20 等の各種国際会議の場で主導した。</p>	
	25 年度		<p>食料の安定供給に向け、関連するマルチの枠組み等において議論し、積極的かつ主導的に参加貢献する。特に、世界食料安全保障委員会 (CFS) にて幅広いステークホルダーの関与のもと協議が進められている「責任ある農業投資原則」策定に資する取組を積極的に行い、「責任ある農業投資」の促進を図る。</p>
	26 年度		同上
	27 年度		同上
目標	—	<p>関連する国際機関や多国間の枠組みでの議論に積極的かつ主導的に参加・貢献し、我が国及び世界の食料安全保障の維持・強化を図る。</p>	
(3) 海洋生物資源の適切な保存及び持続可能な利用並びに我が国権益の確保			年度ごとの目標
基準	—	<p>地域漁業管理機関等における漁業資源の保存・管理のための取組の実施・促進</p>	
施策の進捗状況 (実績)	23 年度	<p>大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) においては、新たにキハダの漁獲可能量が設定されたほか、ICCAT のルールに反する漁獲物の流通防止をより確実にするため、クロマグロの漁獲証明書の電子化等について作業を推進していくことが決定された。我が国はこれらの議論に積極的に参加・貢献した。捕鯨については、第 63 回 IWC 年次会合において、シー・シェパードによる日本の鯨類捕獲調査船に対する妨害行為に関して、「海上の安全に関する決議」が採択され、IWC の機能改善に向けた「IWC の将来」に関する対話を継続することとされた。また、調査捕鯨への妨害行為に関し関係国に必要な措置を要請した。</p>	<p>ICCAT を始めとする漁業交渉を主導し協議を継続する。</p>
	24 年度	<p>大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) においては、ルールに反する漁獲物の流通防止をより確実にするため、平成 25 (2013) 年から平成 26 (2014) 年にかけてクロマグロの漁獲証明書の電子化を順次導入することを決定するなど、まぐろ類の漁業国・輸入国として、まぐろ類資源の保存管理措置の強化に向けた議論を主導した。</p> <p>捕鯨については、第 64 回国際捕鯨委員会 (IWC) 年次会合において、IWC の機能改善に向けた「IWC の将来」に関する対話を継続することとなった。また、鯨類の持続可能な利用に関する会合 (於：東京) を主催し、水産資源の持続可能な利用について、関係国と協議を行い、連結を深めた。調査捕鯨への妨害行為に関し関係国に必要な措置を要請した。</p> <p>また、「北太平洋漁業資源保存条約」に署名した。我が国は、本条約策定に係る関係国との政府間協議の暫定事務局を務めること等を通じ、主導的な役割を果たした。</p>	<p>漁業交渉を主導し、協議を継続する。特に、地域漁業管理機関等の年次会合等の協議において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、漁業交渉を主導する。</p>
	25 年度		<p>漁業交渉を主導し、協議を継続する。</p>

			特に、地域漁業管理機関の年次会合等での協議において、我が国立場に対する理解と支持を確保しつつ、漁業交渉を主導する。				
	26年度		同上				
	27年度		同上				
目標	—	国際的漁業資源管理及び持続可能な利用に向けた協力を進展させる。					
(4) 資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数	基準値	実績値					目標値
	23年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
	43件	43件	47				—
年度ごとの目標値		約40件	約40件	同左	同左	同左	
(5) 地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数	基準値	実績値					目標値
	23年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
	14件	14件	16				—
年度ごとの目標値		基準値程度	同左	同左	同左	同左	

具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	【総括】
		<p>1 我が国は、エネルギー・鉱物・食料等、国民生活の基礎を成す資源のほとんどを海外に依存しており、資源安全保障の維持・強化は我が国の基本的な外交目標の一つである。また、我が国は世界有数の漁業国であると同時に、水産物輸入国でもある。こうした中、国外では、新興国を中心とした世界的な資源需要の増大、資源国における不安定な治安・情勢や資源ナショナリズムの台頭、環境問題・低炭素社会化に向けた対応の必要性の増大が起きており、加えて国内では、東日本大震災以来の発電部門における化石燃料依存度が上昇していることもあり、安定的かつ安価な供給の確保が必要となっている。日本の強みを生かす形で資源産出国との関係強化を図るとともに、エネルギー効率の向上や再生可能エネルギーの普及を始め、世界全体の責任ある資源開発・利用に向けた国際連携を推進していくことが必要である。</p> <p>2 測定指標(1)～(5)及び以下のとおり、我が国の経済安全保障の強化という目標に向け進展が見られた。</p> <p>(1) 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保</p> <p>ア 資源・エネルギーの安定供給の確保に関する国際的な取組</p> <p>世界的な金融危機後、エネルギー・鉱物資源価格が高騰する中、IEA等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場の透明性の向上や価格の安定化、供給途絶時の緊急時対応のための環境整備を図ることができた。</p> <p>特に、キャンプ・デービッドG8首脳会合において積極的に議論に参加し、石油・ガスの供給途絶への準備強化について合意するとともに、IEAによる緊急時対応をも視野に入れたG8首脳声明を发出することができた点が、石油市場の安定化に有効であった。更に、EITIに対する財政支援により、責任ある資源開発に向けた国際的取組の推進にも努めたことは安定化を一層後押しする上で有益であった。</p> <p>イ 資源・エネルギーの安定供給の確保に関する二国間の取組</p> <p>「資源確保指針」等に基づき、要人往来、経済協力等を戦略的に進めたほか、「エネルギー・鉱物資源専門官」制度を創設し、在外公館の資源確保に関する体制強化を図ることができた。エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議の開催により、具体的な資源確保戦略等について議論を深めることができた。こうした戦略に基づき、石油・天然ガス等の開採生産やレアアース開発に向けた官民一体の取組等を通じ、資源・エネルギー供給国・地域の多角化を含め、資源国との包括的かつ互恵的な二国間関係の強化により具体的に取り組むことが可能となった。</p> <p>ウ 再生可能エネルギー・省エネルギーの推進</p> <p>APEC等を通じた協力を推進し、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)の活動に積極的に貢献するとともに、IRENAとの国際ワークショップの共催、IEA及びIRENAからの専門家招待等を積極的に進めたことは、「これら機関との関係を強化する上で非常に有効であった。</p> <p>(2) 我が国及び世界の安全保障の強化</p> <p>世界的な食料価格の乱高下が継続する中、価格の安定化に向けた市場の透明性向上に関し、G20で合意された農業市場情報システム(AMIS)の立ち上げ等に参加するとともに、世界の食料増産への取組や、それに資する「責任ある農業投資」の促進をFAO等の国際機関やG8、G20等の各種国際会議の場で主導したことは、世</p>

界の食料安全保障の確保や、さらに、我が国の食料安全保障にも有益であった。

(3) 海洋生物資源の適切な保存及び持続可能な利用並びに我が国権益の確保

マグロ類の地域漁業管理機関に関しては、保存管理措置の強化に向けた議論を主導した。捕鯨に関しては、IWCにおける機能改善に向けた対話を維持しつつ、鯨類資源の持続可能な利用に関する会合を通じて、関係国と連携を深めることができた。また、日本における重要な海域である北太平洋を対象水域とする「北太平洋漁業資源保存条約」に署名し、関係国との政府間協議において主導的な役割を果たした。こうした取組を通じ、我が国は、世界有数の漁業国、水産物の消費国として、国際的な水産資源の適切な保存管理及びその持続可能な利用のための協力を、積極的な役割を果たすことができた。

3 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、上記2のとおりが進展が見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【課題・今後の方針】

- 1 供給国における資源ナショナリズムの台頭や不安定な治安・情勢に、東日本大震災の影響も加わり、エネルギーの安定供給確保がより重要な課題となっている。このような中、我が国の資源・エネルギーの安定供給を確保し、国際的なエネルギー市場の安定化を図るため、資源国との包括的かつ互恵的な二国間関係の強化・構築や、国際機関や多国間の良好かつ安定的な協力枠組みの維持・強化を通じて、我が国のエネルギー安全保障の強化に引き続き努める。また、低炭素社会の実現に向け、我が国の優れた省エネや再生可能エネルギー技術の普及や、それに資する対外発信を強化する。
- 2 我が国の食料安全保障の実現が引き続き重要な課題である。このため、FAO、IGC等関連国際機関との連携を強化し、これら国際的枠組みにおける議論を引き続き積極的に主導する。また、国際社会における「責任ある農業投資」の行動原則の策定及びその具体化に取り組む。
- 3 マグロ漁業、捕鯨等について、科学的根拠に基づき適切に資源管理がなされ、海洋資源の持続的な利用が認められるよう、地域漁業管理機関の下での議論を主導するとともに、国際的な漁業管理に引き続き取り組む。

具体的施策名	5 海外の日本企業支援			
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」		
達成すべき目標	日本企業の利益の増進に対する側面的支援を強化すること、及び対日投資・対外投資の促進等を通じて日本経済を活性化させること			
具体的施策の概要	<p>日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。</p> <p>(1) 海外における知的財産権保護強化に向けた取組 「偽造品の取引の防止に関する協定 (ACTA)」の署名及び締結に向けて必要な作業を進めるとともに、アジア地域を始めとする諸外国に対する協定への参加促進、また、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の対応力強化等、海外における知的財産権保護強化に向けて取り組む。</p> <p>(2) 日本企業支援 ビジネス環境の改善、現地情報の入手や人脈形成への協力等の支援、在外公館施設を活用した支援を行うとともに、インフラ分野の日本企業の取組を支援し、情報収集体制及び現地関係機関との連携強化を図る。</p> <p>(3) 対外投資の戦略的な支援 投資協定について、ニーズに応えるべく交渉を推進する。交渉にあたっては、「対外投資戦略会議」及びその連絡会議における民間団体等との意見交換の内容等を参考に、相手国・地域を戦略的に検討する。</p>			
測定指標	(1) 海外における知的財産権保護強化に向けた取組		年度ごとの目標	
	基準	—		
	施策の進捗状況 (実績)	23 年度	<p>1 偽造品の取引の防止に関する協定 (ACTA) を含む、国際的な取組を通じた知的財産権保護の促進</p> <p>2 知的財産に関する二国間対話等の実施</p> <p>3 在外公館における知財担当官の対応力強化</p> <p>「知的財産推進計画 2011」に沿って、ACTA の署名式を我が国において開催し、我が国を含む 8 ヶ国及び EU が署名を終えるとともに、締結に向けて必要な作業を進めた。また、在外公館における知的財産担当官等を通じた対応の強化、日中、日韓、日米、日 EU 間での対話を継続した。その他、G8 サミット、APEC、OECD 等における複数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的働きかけを行う一方、WTO・TRIPS 理事会や世界知的所有権機関 (WIPO) 等における議論に参画した。これらの取組により、世界各国・各地域より模倣品・海賊版による被害状況の報告が集まり、また、模倣品・海賊版対策のための他国との協力が深まり、また、模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組みにつき、各国において一定の理解が浸透しつつあること等の効果があった。</p>	<p>1 ACTA を始めとした国際的な取組を通じ、知的財産権保護の促進を図る。</p> <p>2 二国間対話等を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力を促進する。</p> <p>3 日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を促進する。</p>
		24 年度	<p>偽造品の取引の防止に関する協定 (ACTA) に関して、これまでに我が国を含む 9 ヶ国、EU 及びその 22 加盟国が同協定への署名を終え、平成 24 (2012) 年 10 月 5 日には、我が国は最初の締約国となった。また、在外公館における知的財産担当官等を通じた対応の強化、二国間・複数国環協議などを継続した。その他、G8 サミット、APEC、OECD 等を通じて複数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的働きかけを行う一方、WTO・TRIPS 理事会や世界知的所有権機関 (WIPO) 等における議論に参画した。</p>	<p>1 ACTA を始めとした国際的な取組を通じ、知的財産権保護の促進を図る。</p> <p>2 二国間対話等を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力を促進する。</p> <p>3 日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を促進する。</p>
25 年度		<p>1 模倣品・海賊版の取引防止に関する国際的な取組を通じ、知的財産権保護の促進を図る。</p> <p>2 二国間対話等を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力を促進する。</p>		

			3 日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を促進する。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	1 模倣品・海賊版の取引防止に関する国際的な取組を通じた知的財産権保護を促進する。 2 二国間対話等を通じた知的財産権問題の対策・協力を強化する。 3 知的財産担当官会議等を通じ、知財担当官の対応力を強化する。	
(2) 日本企業支援強化に向けた取組			年度ごとの目標
基準	—	海外における日本企業のビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供	
施策の進捗状況(実績)	23年度	大震災発生後、各国における輸入規制や風評被害に関し、我が国からの働きかけ等の結果、規制が解除・緩和され、また我が国からの輸出が回復傾向にあるなど、一定の成果があった。また、在外公館の日本企業のための具体的な支援として、ビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供など官民共催での在外公館施設の活用促進などの面で成果をあげた。インフラ分野においても、現地関係機関との連携強化の他、国内においても、経済団体等との意見交換などの各種機会において、当省の取組を説明するとともにニーズ把握に努め、インフラ案件の発掘等個別企業のニーズへの対応強化等の面で貢献した。	大震災を受け、当面の課題として、各国の輸入制限や風評被害への対策及び、日本が着実に復旧・復興に向かっているとの情報発信を強化することで、日本企業の海外展開を支援する。
	24年度	各在外公館における日本企業支援事例を調査し、グッド・プラクティスを取りまとめ、日本企業支援担当官の参考資料として整備した。日本企業によるインフラ輸出促進のため、中東及びアジア地域におけるインフラプロジェクト専門官会議を開催した。福島第一原発事故に伴う各国の輸入規制措置の緩和・解除に向け、我が国の出荷制限等の取組に関する情報提供や被災地産品の安全性をアピールするワークショップを開催するなど諸外国への働きかけを行った。	日本企業支援に関し、オールジャパンの取組として、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。ベストプラクティス等の事例を蓄積し、関連情報を整備する。また、各国の輸入制限や風評被害への対策及び、日本が着実に復興に向かっているとの情報発信を強化することで、日本企業の海外展開を支援する。
	25年度		日本企業支援に関し、オールジャパンの取組として、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。ベストプラクティス等の事例を蓄積し、関連情報を整備する。また、各国の輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっているとの情報発信を強化することで、日本企業の海外展開を支援する。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	日本企業の利益の増進に対する側面的支援を強化する。	
(3) 対外投資の戦略的な支援			年度ごとの目標
基準	—	投資協定について、ニーズに応えるべく交渉を推進	

施策の進捗状況(実績)	23年度	二国間では、パプアニューギニア、コロンビア及びクウェートとの投資協定への署名を行った。また、インドとのEPAを締結した。更に、日中韓及び日イラク間の投資協定に関する交渉は実質合意に至った。その他、現在ミャンマーを含む6カ国との間で交渉又は事前協議を進めている。	戦略的な優先順位をもって、投資協定等の交渉相手国を検討し、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、早期締結を目指す。					
	24年度	イラクとの間で、二国間投資協定に署名し、中国・韓国との間で三国間投資協定に署名した。また、日カザフスタン及び日モザンビーク間の投資協定に関する交渉は実質合意に至った。その他、現在ミャンマーを含む7カ国との間で交渉を進めている。	戦略的な優先順位をもって、投資協定等の交渉相手国を検討し、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、早期締結を目指す。					
	25年度		戦略的な優先順位をもって、投資協定等の交渉相手国を検討し、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、早期締結を目指す。					
	26年度		同上					
	27年度		同上					
	目標	—	対外投資の促進等を通じて日本経済を活性化させる。					
(4) 知的財産権保護に関する在外公館の相談対応件数	基準値	実績値					目標値	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—	
	158件	250	255				—	
年度ごとの目標値		—	200件	200	200	200		
(5) 在外公館における日本企業支援実績件数	基準値	実績値					目標値	
	19年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—	
	8,316	19,658	27,002				—	
年度ごとの目標値		—	17,000	24,000	24,000	24,000		
(6) (参考指標) 対外直接投資 *JETROホームページより引用	実績値(単位:100万ドル)							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
	108,808	122,355						
具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	【総括】						
		<p>1 我が国の経済力を強化するために、日本企業の海外展開を支援し、その活力を最大限に引き出す必要がある。</p> <p>近年、アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、多国間・二国間の外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを行う必要がある。また、海外における知的財産権侵害について、現地において日本企業を迅速かつ効果的に支援する必要がある。</p> <p>グローバル化が進展する中、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており、これに伴い、企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として、日本企業の経済的利益を増進していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、インフラプロジェクトの受注支援を始め個別企業の活動を支援していくことが求められている。</p> <p>さらに、17年度以降、所得収支黒字額が貿易収支黒字額を上回っており、国際収支における投資の重要性が高まっている。投資協定は、投資の保護、自由化及び促進のルールを定めるものであると同時に、二国間経済関係の強化を通じた政治・外交面での意義もあり、実際のニーズに応えることを主眼として、迅速かつ柔軟に交渉を進めていくことが必要である。</p> <p>2 測定指標及び以下より、日本企業の利益の増進に対する側面的支援を強化すること、及び対日投資・対外投資の促進等を通じて日本の経済を活性化すること、という目標に向け進展があった。</p> <p>(1) ACTAへの署名、在外公館における知的財産担当官等を通じた対応の強化、二国間・複数国間協議、G8サミット、APEC、OECD等における複数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的働きかけ等の取組によ</p>						

り、世界各国・各地域より模倣品・海賊版による被害状況の報告が集まる他、模倣品・海賊版対策のための他国との協力が深まり、また、模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組みにつき、各国において一定の理解を浸透させる等の効果があった。

(2) 各在外公館における日本企業支援グッド・プラクティス集の整備、インフラプロジェクト専門官会議の開催は、在外公館同士的意思疎通や在外公館と関係機関の連携を強化することに有効であった。また、福島第一原発事故との関連では、被災地産品の安全性をアピールするワークショップの開催等、我が国による諸外国への働きかけは、各国の輸入規制措置の緩和・解除を得る上で有効であった。

(3) 日イラク二国間投資協定及び日中韓三国間投資協定がそれぞれ署名に至ったことは、我が国企業の対外投資に対する戦略的な支援として有効であった。

3 なお、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、上記のとおり進展が見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【課題と今後の方針】

1 ACTAについては、早期発効に向けて準備を進めるとともに、アジアを始めとする諸外国の参加拡大を促すことが課題である。このため、関係各国・関係機関と知的財産権保護強化に向けた協力を一層進め、その対策を強化していく。

2 在外公館と本省との情報共有及び双方向の意思疎通を一層強化し、ベスト・プラクティス等の事例を蓄積し、関連情報を整備する必要がある。在外公館と本省との情報共有及び双方向の意思疎通、関係省庁や関係機関との連携を一層強化し、インフラシステム輸出の促進を含め、日本企業支援体制を更に充実させていく。また、引き続き、福島第一原発事故に伴う各国の輸入規制措置の緩和・撤廃に向けて取り組んでいく。

3 海外で活躍する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出すための側面支援として、今後も対外投資に対する戦略的な支援を行っていく必要がある。このため、交渉中の協定について早期締結を目指すとともに、引き続き、投資協定の相手国・地域を戦略的に検討し、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、交渉等に柔軟に対応していく。

学識経験者を有する者の知見の活用

(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)

○主に経済産業省、イシューによっては他省庁とも重なる政策領域であるといえる。それだけに、外務省ならではの取組をもう少し強調するような記述があってもよいだろう。

○測定指標として、よく検討されている指標がある(Ⅱ-2-1-(3)など)。一方で、「会議への参加回数」が測定指標となっている場合、たとえば、Ⅱ-2-2-(3)では、月1回年1回の定例会で13回の出席回数を目標値として実績値比較を単純に行っている。会議出席は手段であって、目的は「我が国の考え方の反映」であるのであれば、あえて、このような数値化しなくても、【総括】欄において、当該目的をどのように各会議で達成したかを説明する方がよいのではないかと。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

外務省ホームページ(世界貿易機関(WTO)、経済連携協定(EPA)／自由貿易協定(FTA))

2 国際経済秩序形成への積極的参画

- ・平成23年G8ドーヴィル・サミット(概要)
- ・平成23年G20カンヌ・サミット(概要)
- ・官邸HP

3 重層的な経済関係の強化

- ・平成22年日本APEC首脳会議(概要と評価)
- ・第19回日・EU定期首脳協議(外務省ホームページ)
- ・EU事情と日・EU関係

4 経済安全保障の強化

- ・平成 25 年版外交青書
- ・外務省ホームページ
 - －エネルギー安全保障（含、「わかる！国際情勢」（平成 24 年 4 月））
 - －食料安全保障（含、「食料安全保障に関する研究会」報告書、「わかる！国際情勢」（平成 21 年 8 月））
 - －鉱物資源、その他一次産品（含、「わかる！国際情勢」（平成 23 年 2 月））
 - －捕鯨問題

5 海外の日本企業支援

- ・外務省ホームページ（トップ>外交政策>経済>経済上の国益の確保・増進>対日投資・日本企業支援）
- ・内閣府・対日直接投資ホームページ（<http://www.invest-japan.go.jp/>）

担当部 局名	経済局	作成責任者名	政策課長 赤松 秀一	政策評価実施時期	平成 25 年 8 月
-----------	-----	--------	---------------	----------	-------------

施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組

施策名	国際法の形成・発展に向けた取組																																					
達成すべき目標	<p>新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること</p> <p>(具体的施策の達成すべき目標)</p> <p>1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用</p> <p>(1) 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させ、新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること</p> <p>(2) 研究会及び各種意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用すること等</p> <p>(3) 国際約束に関する情報を集約し活用すること</p> <p>2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施</p> <p>(1) 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進し、強化すること</p> <p>(2) 刑事分野における協力の促進、原子力安全の向上等、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進し、強化・拡大すること</p> <p>3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施</p> <p>(1) 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進すること</p> <p>(2) 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画すること</p>																																					
施策(具体的施策)の概要	<p>1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用</p> <p>(1) 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張すること等を通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。</p> <p>(2) 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積し、それを外交実務に活用する。</p> <p>(3) 大学での臨時講義等の実施や国際約束に関する情報の継続的取りまとめ及び対外公表。</p> <p>2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施</p> <p>(1) 日米安保体制の強化や領土問題を始めとする、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化及びそれらの適切な実施(法的な検討及び助言を含む。)</p> <p>(2) 刑事分野における協力の推進に向けた各種関連条約の交渉・締結の推進、原子力安全の向上等に向けた関連条約の強化など、政治分野における各種国際約束の交渉・締結及びそれらの適切な実施(法的な検討及び助言を含む。)</p> <p>3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施</p> <p>(1) 多角的自由貿易体制の強化(WTO ドーハ・ラウンド交渉の平成24年内の妥結を目指す。)に積極的に関与・貢献するとともに、経済連携の推進(FTA/EPAの検討・交渉・締結・実施、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉への参加の検討等)を図る。</p> <p>(2) 日本国民・日系企業等の利益や関心を十分に反映させつつ、各種経済条約(投資協定、租税条約、社会保障協定等)の交渉・締結・実施を推進する。</p> <p>(3) 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際ルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民の利益を増進する。</p>																																					
施策の予算額・執行額等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況(千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>60,202</td> <td>55,108</td> <td>43,600</td> <td>108,286</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>60,202</td> <td>55,108</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行額(千円, d)</td> <td>50,797</td> <td>47,712</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	予算の状況(千円)	当初予算(a)	60,202	55,108	43,600	108,286	補正予算(b)	0	0	0	—	繰越し等(c)	0	0			合計(a+b+c)	60,202	55,108			執行額(千円, d)		50,797	47,712						
区分		22年度	23年度	24年度	25年度																																	
予算の状況(千円)	当初予算(a)	60,202	55,108	43,600	108,286																																	
	補正予算(b)	0	0	0	—																																	
	繰越し等(c)	0	0																																			
	合計(a+b+c)	60,202	55,108																																			
執行額(千円, d)		50,797	47,712																																			
施策に関係する内閣の重要政策	<p>1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用</p> <p>・第183回国会外交演説(平成25年2月28日)</p> <p>「・・・自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値に立脚した戦略的外交を展開し、日本の考え方や信念を世界に発信し、信頼を勝ち得ていきます。」(www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/25/eksd_0228.html)</p> <p>(www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/25/eksd_0228.html)</p>																																					

<p>(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海洋に関して、「海洋基本法」及び「海洋基本計画」 (http://kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/index.html) <p>2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第183回国会所信表明演説及び外交演説において、日米同盟の一層の強化、法の支配、北方領土問題の解決、国際的な原子力安全の強化等に言及されている。 http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/actions/201301/28shoshin.html (総理演説) http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/25/eksd_0228.html (外務大臣演説) <p>3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施</p> <p>(1) 第180回国会所信表明演説(平成24年1月24日) 自由貿易協定・経済連携協定(FTA/EPA)及び気候変動問題に関連した言及あり(四 アジア太平洋の世紀を拓く外交・安全保障政策(アジア太平洋の世紀と日本の役割)及び(人類のより良き未来のために))。</p> <p>(2) 第183回外交演説(平成25年2月28日) 世界貿易機関(WTO)、経済連携、国連気候変動枠組条約締約国会議及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)に関連した言及あり(外交政策の三つの柱)及び(地球規模課題などへの取組)。</p>
-------------------------	---

施策名	国際法の形成・発展に向けた取組	
施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」
達成すべき目標	新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること	

具体的施策名	1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用	
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」
達成すべき目標	<p>(1) 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させ、新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること</p> <p>(2) 研究会及び各種意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用すること等</p> <p>(3) 国際約束に関する情報を集約し活用すること</p>	
具体的施策の概要	<p>(1) 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張すること等を通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。</p> <p>(2) 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積し、それを外交実務に活用する。</p> <p>(3) 大学での臨時講義等の実施や国際約束に関する情報の継続的取りまとめ及び対外公表。</p>	

測定指標	(1) 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献		年度ごとの目標
	基準	—	国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献
施策の進捗状況(実績)	23年度	国際刑事裁判所 (ICC) ローマ規程締約国会議における貢献、国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) における仲裁規則改正草案の採択その他国際法関連の国際会議への出席・議論への積極的参加等により、国際法秩序の構築に貢献した。また、国際海底機構財政委員会委員選挙 (7月) において山中在オマーン大参事官、同法律・技術委員会委員選挙において、岡本 (独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構職員、大陸棚限界委員会委員補欠選挙 (8月) において浦辺東京大学教授が選出され、国際司法裁判所 (ICJ) 裁判官選挙 (11月) において小和田裁判官、国連国際法委員会 (ILC) 委員選挙 (11月) において村瀬委員 (上智大学教授)、ICC 予算財務委員会委員選挙 (2月) で杉浦委員がそれぞれ再選された。10月には柳井国際海洋法裁判所裁判官が同裁判所所長に選出された。	ICJ 裁判官選挙、ILC 委員選挙、ICC 予算財務委員会委員選挙での当選を実現する。
	24年度	大陸棚限界委員会委員選挙 (6月) において浦辺東京大学教授が再選された。ICC 被害者信託基金理事会 (TFV) 理事選挙 (11月) で野口元郎・元カンボジア・クメール・ルージュ特別法廷最高審裁判官、ICC 裁判官指名諮問委員会委員選挙 (11月) で福田博・元最高裁判所裁判官が選出された。	大陸棚限界委員会委員選挙での当選を実現する。
	25年度		領土、海洋等の国際的に重要な問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展というルール形成の側面及び国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支える国際機関及び国際的フォーラムを強化する取組を一層推進する。 北極評議会の活動に、安定した地位から貢献するためのオブザーバー資格の承認を実現する。
	26年度		国際海洋法裁判所裁判官選挙、国際刑事裁判所予算財務委員会委員選挙での当選を実現する。
	27年度		—

目標	—	今後予定の選挙（国際海洋法裁判所（H26）等）での当選を実現する。	
(2) 国際法についての知見の蓄積・検討と外交実務への活用状況			年度ごとの目標
基準	—	国際法研究会等の開催	
施策の進捗状況(実績)	23年度	他国との国際法局長協議の他、国内の研究者との間で国際公法及び国際私法上の論点に関する研究会を8回、海洋政策に関する研究会を5回開催し、我が国にとって重要度の高い問題についての知見を蓄積した。これらの知見に基づく法的助言を行うことを通じて、改正鉱業法の成立、施行といった我が国の重要な施策の実施に貢献した。	国際法研究会等を開催・活用する。
	24年度	我が国を含めた各国が様々な課題に直面する海洋分野に関して、有識者を交えた海洋政策に関する研究会を5回開催し、海洋分野における学術的観点からの議論の把握に努めた。そうした議論を踏まえつつ、他国との国際法局長協議などを通じて海洋分野を含む国際法に関する関心事項について、実務的な知見の蓄積を進めた。また、その他の分野を含む国際公法及び国際私法上の論点について、有識者との間で研究会を8回開催し、実務的な観点から国際法に関する幅広い議論を行って、刻々と変化する国際情勢へ十分に対応し得る知見を蓄積した。また、ICC分野では、ICCの幹部職員や外国人学者との勉強会を積極的に開催し、また、海外で行われた検討会にも参加して、我が国の国際法分野での政策形成に役立てた。	時宜を得たテーマについての国際法研究会等を活用する。
	25年度		領土や海洋といった分野を含めた様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図るとともに、その知見を活用して国際的な議論に参画する。 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進められるよう国際法研究会等を活用する。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進められるよう国際法研究会等を活用する。	
(3) 国際法の普及活動の推進			年度ごとの目標
基準	—	大学講義等への参加	
施策の進捗状況(実績)	23年度	公開講座や大学における講義を年に80回程度実施し、国際法に関する知識の普及に努めたほか、我が国の締結した国際約束をインターネット上のデータベースとして公開するための作業を進め、23年度は680件の更新を行い、国際法の研究促進を支援した。	大学講義等へ職員を派遣する。
	24年度	平均して1週間に1回以上の頻度で公開講座や大学における講義を実施し、国際法に関する知識の普及に努めた。また、領土に関する関心が高まる中、関連資料のインターネット等で掲載される際、国際法上の論点に関する理解が普及するよう取り組むとともに、我が国の締結した国際約束をインターネット上のデータベースとして公開するための作業を進め、24年度は665件の更新を行い、国際法の研究促進を支援した。11月には、ファトゥ・ベンソーダ ICC 首席検察官を招へいし、「ICC 検察官の役割と課題」をテーマに公開シンポジウムを実施（約70名が参加）した。	大学講義等へ職員を派遣する。

		25年度	大学における講義等を前年度と同程度の頻度で実施し、また、インターネット上における国際法関連の情報提供の充実に取り組み、国際法に関する知識の普及に努める。
		26年度	同上
		27年度	同上
	目標	—	大学講義等への職員の派遣を実施する。
具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 今日の国際社会において、国際関係における多種多様な問題の平和的解決や国際関係の深化のために国際法が果たす役割はますます大きくなっている。そのような中、新しい国際的ルール形成の場に積極的に参画し、我が国の立場を主張・反映していくこと、及び、特に近年、重要性が改めて認識されている領土や海洋をめぐる情勢を含めた外交課題を処理するに当たり、不断に蓄積した知見をもとに国際法を的確に解釈・活用し、国内外における国際法の発展に主体的に関与していくことは、国際社会の主要な一員である我が国として、国民の利益を最大限確保する上で必要不可欠である。</p> <p>2 上記測定指標及び次のとおり、施策は有効に実施され、冒頭の目標の達成に向けて進展があった。</p> <p>(1) 平成24年6月の大陸棚限界委員会委員選挙において、我が国候補者の浦辺徹郎東京大学教授の再選を得た。海洋地質学・鉱床学の分野における第一人者であり、数々の国際研究プロジェクトの長として海底調査を行うなど豊かな国際経験を持つ浦辺委員の再選は、同人の専門的知見・資質への高い評価の結果であると同時に、国際海洋法秩序の更なる発展に貢献する我が国に対する国際社会の信頼の表れであると言え、大きな意義を有している。</p> <p>(2) 平成24年11月のICC 被害者信託基金(TFV) 理事会理事選挙において、野口元郎・元カンボジア・クメール・ルージュ特別法廷最高審裁判官が理事に選出された。被害者救済分野の国際法は未だ発展途上にあり、整備が急務である。カンボジア・クメール・ルージュ特別法廷において被害者賠償に取り組んだ実績を有する野口元裁判官がTFV 理事に選出され、その知見と経験を活かしてICCにおける被害者賠償制度の実施に貢献することは、同分野における国際法の発展に大きく寄与することとなる。</p> <p>(3) 竹島問題や尖閣諸島に関する情勢について、これまでに蓄積した国際法上の知見を迅速かつ適切に活用し、我が国政府が対応を進める中で不可欠な知見を提供したことは、我が国の立場に対する理解の拡大に有効であった。</p> <p>3 国際的な議論の場に参画し、我が国の立場を一貫して表明していくとともに、各種研究会等は、時宜を得たテーマを取り扱って外交実務上の必要に直接応えるよう開催しており、適切かつ効率的に実施することができた。</p> <p>【課題と今後の方針】</p> <p>1 我が国の外交基軸の一つであり、平成25年2月の外交演説でも述べられた「法の支配」の確立は、今後とも重要な課題であり、特に領土や海洋といった分野を含めた我が国を含む国際社会にとって重要なイシューを念頭に、国際法秩序の形成・発展というルール形成の側面及び国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支える国際機関及び国際的フォーラムを強化する取組を一層推進していく。</p> <p>2 国際社会における諸問題に対処する上で、国際法に基づく議論をより強固に展開することの重要性は年々増大している。特に領土や海洋といった分野を含めた様々な議論において、継続的な知見の蓄積を図るとともに、その知見を活用して国際的な議論に参画する。</p> <p>3 知識の基盤を強化する上では、国内における国際法に対する理解の浸透も引き続き重要な課題であり、大学における講義、インターネット上における国際法関連の情報提供の充実等により、国際法に関する知識の普及に努める。</p>	

具体的施策名	2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施			
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」		
達成すべき目標	(1) 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進し、強化すること (2) 刑事分野における協力の促進、原子力安全の向上等、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進し、強化・拡大すること			
具体的施策の概要	(1) 日米安保体制の強化や領土問題を始めとする、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化及びそれらの適切な実施（法的な検討及び助言を含む。） (2) 刑事分野における協力の推進に向けた各種関連条約の交渉・締結の推進、原子力安全の向上等に向けた関連条約の強化など、政治分野における各種国際約束の交渉・締結及びそれらの適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）			
測定指標	(1) 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化		年度ごとの目標	
	基準	—	国際約束締結交渉等への積極的な関与及び既存の国際約束等の適切な実施のための法的助言	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	日米安保体制の信頼性向上に向けて積極的に取り組んだこと、日朝間、日中間の諸問題や日露平和条約交渉に適切に対処したことは、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進に寄与するものである。日米安保体制関連では、我が国が在日米軍の駐留に係る一定の経費の全部又は一部を一定期間負担すること等について定める「在日米軍駐留経費負担特別協定」につき国会の承認を得て締結した。日露関係においては、11月の日露首脳会談において、領土問題の解決を含め、あらゆる分野での関係を強化していくことで一致した。	我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。
		24年度	日米安保体制関連では、平成24年2月の日米外相会談において、同日に行われた首脳会談における指示を受け、「2+2」会合も活用し、ガイドラインの見直し等の検討を含めて幅広い分野での安全保障・防衛協力をフォローアップしていくことで意見が一致した。 日露関係においては、9月の日露首脳会談において、野田総理から、領土問題の解決の必要性を確認し、静かで建設的な環境の下で、双方にとり受入れ可能な解決策を見つけるべく、首脳、外相、次官級で議論を続けていくことを提案した。	日米安保体制の信頼性向上を始めとする我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。
		25年度		日米安保体制の信頼性向上や、北方領土問題の双方にとり受入れ可能な解決策の模索等我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	—	我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。	
	(2) 諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化		年度ごとの目標	
	基準	—	国際約束締結交渉等への積極的な関与及び既存の国際約束等の適切な実施のための法的助言	
施策の進捗状況(実績)	23年度	「日・カザフスタン原子力協定」、「日・ヨルダン原子力協定」、「日・露原子力協定」、「日・韓原子力協定」、「日・ベトナム原子力協定」、「東南アジア友好協力条約改正第三議定書」の締結、「日豪物品役務相互提供協定」の国会承認などは、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りの推進に寄与するものである。	諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。	
	24年度	「日・豪物品役務相互提供協定」の締結や「日・豪情報保護協定」への署名等を行うとともに、刑事分野や原子力分野	諸外国・国際機関との間での刑事分野や原子力安全等を始めとする政治分野	

		<p>等に係る既存の国際約束等の適切な実施のための法的助言を実施した。</p> <p>日トルコ原子力協定について実質合意に至った等原子力分野の国際約束にも進展が見られた。また、犯罪人引渡し条約に関し、中国との締結交渉に向けた調整を行ったほか、受刑者移送条約に関し、ブラジルと締結交渉を行う等刑事分野での法的枠組みの構築を一層進めた。</p>	<p>に関する枠組み作りを推進・強化する。</p>
	25年度		<p>武器貿易条約、日EU政治協定等諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。</p>
	26年度		<p>同上</p>
	27年度		<p>同上</p>
目標	—	<p>諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。</p>	
<p>具体的施策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【総括】</p> <p>1 日米安保体制の強化や領土問題を始めとする、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進及び犯罪人引渡し条約等の国際約束締結交渉を含む刑事分野における協力の促進、原子力安全の向上等、諸外国・国際機関との間での政治分野における枠組み作りの推進は、我が国及び我が国国民の安全と繁栄を確保し、国際社会における「法の支配」を確立するに当たって重要かつ有効である。</p> <p>2 上記測定指標及び以下に示すとおり、施策を効果的に実施し「我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化」及び「諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化」との目標の達成に向けて進展があり、また、上述の施策目標の達成に向けて有効であった。</p> <p>(1) 平成24年2月の日米外相会談において、同日に行われた首脳会談における指示を受け、「2+2」会合も活用し、ガイドラインの見直し等の検討を含めて幅広い分野での安全保障・防衛協力をフォローアップしていくことで意見が一致したことは、我が国外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化につながった。</p> <p>(2) 平成24年9月の日露首脳会談において、領土問題の解決の必要性を確認し、静かで建設的な環境の下で、双方にとり受入れ可能な解決策を見つけるべく、首脳、外相、次官級で議論を続けていくことを提案したことも、かかる枠組み作りの推進・強化に資する流れとなった。</p> <p>(3) 原子力の平和的利用の促進に関して、既存の二国間及び多数国間の国際約束の実施・運用を適切に行ったこと等は、我が国の諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化につながった。</p> <p>(4) 我が国自衛隊とオーストラリア国防軍との間で共同訓練、PKO、人道的な国際救援活動、災害対応等のために必要な物品・役務を相互に提供するための枠組みについて定める「日・豪物品役務相互提供協定」を締結したことは、我が国の政治・安全保障分野での枠組み作りの推進・強化につながった。</p> <p>(5) 犯罪人引渡し条約等の国際約束締結交渉を含む刑事分野における協力を促進したことは、政治分野に関する枠組み作りの推進・強化を進める上で有効であった。</p> <p>3 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、様々なレベルでの働きかけ等を適切なタイミングで実施したことも功を奏し、投入資源量に見合った成果が得られたことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p>【課題と今後の方針】</p> <p>現下の地域の厳しい安全保障環境や世界中の様々な脅威に対処するためにも、日米安保体制の強化や領土問題を始めとする、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化及びそれらの適切な実施に向けたより一層の主体的な関与が求められる。また、政治分野における各種国際約束の交渉・締結及びそれらの適切な実施についても更に進めていくことが求められる。</p> <p>こうした課題に対処すべく、関係重要分野での二国間・多数国間協議や条約交渉を活発化させるとともに各種国際約束・枠組みの実施を着実に進めていくこととする。</p>	

具体的施策名	3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施			
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」		
達成すべき目標	<p>(1) 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進すること</p> <p>(2) 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画すること</p>			
具体的施策の概要	<p>(1) 多角的自由貿易体制の強化 (WTO ドーハ・ラウンド交渉の平成 24 年内の妥結を目指す。) に積極的に関与・貢献するとともに、経済連携の推進 (FTA/EPA の検討・交渉・締結・実施、環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定交渉への参加の検討等) を図る。</p> <p>(2) 日本国民・日系企業等の利益や関心を十分に反映させつつ、各種経済条約 (投資協定、租税条約、社会保障協定等) の交渉・締結・実施を推進する。</p> <p>(3) 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際ルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民の利益を増進する。</p>			
測定指標	(1) 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進		年度ごとの目標	
	基準	—	経済分野及び社会分野の国際約束締結交渉への積極的な関与並びに既存の国際約束の適切な実施のための法的助言を実施	
	施策の進捗状況 (実績)	23 年度	<p>平成 19 年 1 月から再開された WTO ドーハ・ラウンド交渉においては、妥結を目指して引き続き交渉が行われており、我が国としても交渉において主導的役割を果たしてきた。</p> <p>平成 22 年 11 月に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」を踏まえ、積極的に締結の推進を目指す FTA/EPA については、8 月にインドとの間で、3 月にペルーとの間で EPA が発効した。また、豪州との間の交渉も進展させるとともに、韓国との間では中断している交渉の再開についての検討が進められた。このように、各国との経済連携に係る取組が一定の進展を見せているほか、TPP 協定交渉への参加についても検討を進めてきた。</p>	多角的自由貿易体制の強化と FTA/EPA を推進する。
		24 年度	<p>WTO においては、さらなる国際貿易の進展に向け有志国により様々な取組が行われている。このうち、政府調達協定改正議定書については、平成 25 年通常国会において締結につき承認を得るべく必要な手続を進めてきた。</p> <p>平成 22 年 11 月に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」を踏まえ、積極的に締結の推進を目指す FTA/EPA については、豪州との間の交渉を進展させるとともに、モンゴル、カナダ、中韓及びコロンビアとの間でも交渉が開始された。EU との交渉開始が決定され、トルコとの間で経済連携協定に関する共同研究が開始された。また、TPP 協定交渉について、安倍総理により交渉参加が表明された。</p>	多角的自由貿易体制の強化と FTA/EPA を推進する。
		25 年度		<p>WTO における国際貿易の進展に向けた様々な取組が行われる中、引き続き交渉において主導的な役割を果たす。</p> <p>FTA/EPA につき、現在行われている豪州、モンゴル、カナダ、中韓及びコロンビアとの間の交渉を法的に十分整合性等が確保された内容で引き続き進展させるとともに、今後開始される EU との交渉や TPP 協定交渉においても、同様の進展に努める。</p>
		26 年度		同上
27 年度			同上	

目標	—	<p>WTOにおける国際貿易の進展に向けた様々な取組が行われる中、引き続き交渉において主導的な役割を果たす。</p> <p>FTA/EPAにつき、現在行われている各国との交渉を引き続き進展させるとともに、今後開始される各国・地域との交渉においても、経済上の国益の確保・増進に努める。</p>	
(2) 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画			年度ごとの目標
基準	—	<p>経済分野及び社会分野の国際約束締結交渉への積極的な関与並びに既存の国際約束の適切な実施のための法的助言を実施</p>	
施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること等を目的とした経済・社会分野の二国間条約について、平成23年通常国会においてはEPA1件、租税条約6件（うち改正議定書1件）及び社会保障協定2件を締結することにつき国会の承認が得られた。平成23年臨時国会においては、EPA2件（うち1件は改正議定書）を提出し、2件とも国会の承認が得られた。また、平成24年通常国会においては、租税条約3件及び投資協定2件を締結するために必要な手続を進めてきた。</p> <p>国民の生活に大きな影響を与え得る経済・社会分野においては、二国間の条約のみならず、多数国間交渉の形で行われる国際ルール作りも重要であり、我が国として締結の意義のある条約については、締結に向けた各種手続を順次進めてきている。</p> <p>例えば、平成23年通常国会においては、国際通貨基金における新興国及び途上国の代表性の拡大等を目的として、理事会の改革を行うための国際通貨基金協定の改正につき国会の承認を得て、平成23年8月に受諾書を寄託した。</p> <p>また、同年5月には遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正で衡平な配分（ABS）に関する名古屋議定書に署名し、同年12月の国連気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）においても、将来枠組みの構築に関して法的観点から適切な支援を行ったほか、平成24年3月には、名古屋・クアラルンプール補足議定書に署名した。</p> <p>さらに、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約について、国際的な協力を通じ、不法な連れ去り等によって生ずる有害な影響から子を保護するとともに、親子の接触の機会を確保することにより子の利益に資するとの見地から有意義であると認められたため、平成23年5月20日、締結に向けた準備を進めることについて閣議了解を行った。この条約をはじめ、平成24年度通常国会においては、知的財産権に関する効果的な執行の枠組み等について定める偽造品取引防止協定、各国の税務当局間における租税に関する情報交換、徴収共助及び送達共助の枠組み等について定める税務行政執行共助条約等多数国間条約6本を締結するために必要な手続を進めてきた。</p>	我が国の利益を反映した経済及び社会分野での国際的ルールを作成する。
	24年度	<p>1 二国間条約について</p> <p>日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進す</p>	投資、租税、環境分野を始めとする我が国の利益を反映した経済及び社会分野での

		<p>ること等を目的とした経済・社会分野の二国間条約については、平成24年度は租税条約2件、租税情報交換協定1件、投資協定2件、社会保障協定1件の署名を行った。</p> <p>2 多数国間条約について</p> <p>国民の生活に大きな影響を与え得る経済・社会分野においては、二国間の条約のみならず、多数国間交渉の形で行われる国際ルール作りも重要であり、我が国として締結の意義のある条約については、締結に向けた各種手続を順次進めてきている。</p> <p>例えば、平成24年通常国会においては、欧州復興開発銀行（EBRD）の業務の地理的範囲を拡大すること等を目的とした、欧州復興開発銀行設立協定の改正につき、国会の承認を得て、平成24年9月に受諾書を寄託した。</p> <p>また、同年11月から12月にかけて開催された国連気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP18）においても、将来枠組みの構築等に関して法的観点から適切な支援を行った。</p> <p>さらに、平成25年通常国会においては、国際的な協力を通じ、不法な連れ去り等によって生ずる有害な影響から子を保護するとともに、親子の接触の機会を確保することにより子の利益に資することを目的とした国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約をはじめ、各国の税務当局間における租税に関する情報交換、徴収共助及び送達共助の枠組み等について定める税務行政執行共助条約等、多数国間条約7本の締結につき、承認を得るべく必要な手続を進めてきた。</p>	<p>国際的ルールを作成する。</p>
	<p>25年度</p>		<p>投資、租税、社会保障をはじめとする日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること等を目的とした経済・社会分野の二国間条約の作成を法的に十分整合性等が確保されたものとする。</p> <p>国連気候変動枠組条約締約国会議における将来枠組みの構築、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約、税務行政執行共助条約等、国民の生活に大きな影響を与え得る経済・社会分野において、我が国として締結の意義のある条約につき、法的に十分整合性等が確保されたものとする。</p>
	<p>26年度</p>		<p>我が国の利益を反映した経済及び社会分野での国際的ルールの作成を推進し、我が国として締結の意義のある条約につき、法的に十分整合性等が確保されたものとする。</p>
	<p>27年度</p>		<p>同上</p>
<p>目標</p>	<p>—</p>	<p>我が国の利益を反映した経済及び社会分野での国際的ルールの作成を推進し、我が国として締結の意義のある条約につき、法的に十分整合性等が確保されたものとする。</p>	
<p>具体的施策に関する評価</p>	<p>結果に関する総括</p>	<p>【総括】</p> <p>1 FTA/EPAをはじめとする経済連携の推進は、我が国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業及びその製品・サービスの参入機会を増大させる上で重要である。</p> <p>二国間の投資協定、租税条約、社会保障協定等の経済条約は、日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進等の観点から重要である。これらを含む経済分野での条約締結の推進は、諸外国とのルールに基</p>	

づく経済面での結びつきを強化し、一層の予測可能性・安定性を有する経済活動の基盤を提供するために必要かつ有効である。

国民生活に直結する国際ルール作りに積極的に関与することを通じて、地球規模の課題の解決への貢献に努めるとともに、我が国国民の利益や関心を国際ルールの内容に十分に反映させることが重要である。特に、多数国間条約の作成に係る交渉においては、各国がそれぞれ近隣国等と連携して交渉に臨むことが少なくない中、我が国としても、問題意識を共有するパートナーとの間で協力の拡大を図ることは、我が国の発言力を強化するためにも有意義かつ有効である。

- 2 上記測定指標及び以下のとおり、施策は有効に実施され、「多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進すること並びに、日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画すること」との目標の達成に向けて以下のとおり相当程度の進展があった。
 - (1) 「包括的経済連携に関する基本方針」を踏まえ、豪州との間の交渉が進展するとともに、モンゴル、カナダ、中韓及びコロンビアとの間でも交渉が開始された。また、EU との交渉開始が決定され、トルコとの間で経済連携協定に関する共同研究が開始された。このように、各国との経済連携に係る取組が一定の進展を見せているほか、TPP 協定交渉への参加についても検討を継続し、安倍総理により交渉参加の決定が発表されたことは、自由貿易及び経済連携の推進という目標を達成する上で大きな意義を有すると評価される。
 - (2) 平成 24 年通常国会において 4 件の多数国間条約につき国会の承認が得られ、また、平成 24 年度は租税条約 2 件、租税情報交換協定 1 件、投資協定 2 件、社会保障協定 1 件の署名を行った。上記の取組は、日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進や、国民の生活上の利益を増進することに寄与したと評価できる。
 - (3) 国民の生活に大きな影響を与え得る経済・社会分野において、多数国間交渉の形で行われる国際ルール作りに積極的に参画するとともに、我が国として締結の意義のある条約については、締結手続を順次進めてきている。例えば、欧州復興開発銀行（EBRD）の業務の地理的範囲の拡大等を目的とした、欧州復興開発銀行設立協定の改正については、平成 24 年通常国会においてその締結について承認を得て、平成 24 年 9 月に受諾書を寄託した。また、同年 11 月から 12 月にかけて開催された国連気候変動枠組条約第 18 回締約国会議（COP18）においても、将来枠組みの構築等に関して法的観点から適切な支援を提供した。上記の取組は、国民の生活に大きな影響を与え得る国際ルール作りに向けた貢献であり、目標の達成に向けた意義のある進展と評価される。
- 3 上述のとおり成果は投入資源量に見合ったものであり、効率的に達成された。

【課題と今後の方針】

上記評価のとおり、施策の必要性及び有効性は高く、引き続き施策を推進することとするも、以下のとおり体制の整備が重大な課題となっている。一方で、本施策の目標の更なる進展には、国際約束の作成交渉の段階から十分な法的助言を行う必要があり、引き続き対応すべく努めることとする。

- 1 我が国は従来より包括的な FTA/EPA の締結を積極的に推進しているが、交渉分野は多岐にわたり、協定の案文は必然的に膨大な分量となること、締結のための作業量は甚大なものとなる。今後、既存の交渉の加速化や新たな交渉の開始が想定されることを踏まえれば、これに対応する体制強化が大きな課題となる。このため、業務の取組方法について更なる工夫を進めるとともに、人的資源の拡充が必要不可欠である。
- 2 各種経済条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）は、日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進等の観点から重要であるところ、これまで各国・地域との交渉において蓄積された知見を活かしつつ、新たな交渉に適切かつ円滑に臨めるよう、体制の整備が不可欠である。
- 3 その他の経済分野及び社会分野の条約についても、国際社会の多様化・グローバル化の進展に伴い様々な地球規模の課題が発生しており、これらの分野における国際約束の締結のニーズは極めて大きい。このような中、我が国として特に国際約束を締結していくべき課題につき、交渉の現場を含めた様々な機会における一層の情報収集や意見交換等により、他の交渉参加国の立場への理解を深め、我が国にとっても有益な国際環境の形成に向けて働きかけを一層強化することが求められる。また、より戦略的かつ迅速に締結に至ることができるよう、体制の整備が不可欠である。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <p>○「年度ごとの目標」の記述が具体的になされているがゆえに達成度評価もわかりやすい具体的施策がある(Ⅱ-3-1)がある一方で、「年度ごとの目標」には、「推進・強化する」と概括的に設定している具体的施策(Ⅱ-3-2)がある。達成度評価の点から言えば前者が望ましいので、後者については改善されたい。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p><u>1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年版外交青書 ・外務省ホームページ (各国・地域情勢, 条約) <p><u>2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国会における施政方針演説・所信表明演説・外交演説 ・外務省ホームページ ・外交青書 <p><u>3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年版外交青書 ・各国会における施政方針演説・外交演説 ・外務省ホームページ
---------------------------	---

担当部局名	国際法局	作成責任者名	国際法課長 小林 賢一	政策評価実施時期	平成 25 年 8 月
-------	------	--------	----------------	----------	-------------

**施策Ⅱ-4 的確な情報収集及び分析, 並びに情報
及び分析の政策決定ラインへの提供**

施策名	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供				
達成すべき目標	情報収集及び情報分析能力の強化、並びに政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供を行うことにより、外交政策の立案・実施に寄与すること				
施策の概要	<p>(1) 公開情報収集 多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため、公開情報の中の基礎的な情報を入手する。</p> <p>(2) 先端技術による情報収集 先端技術を活用して情報の収集・分析を行う。</p> <p>(3) 情報分析機能の推進（有識者知見の活用、関係者とのネットワーク拡大） 国際情勢を的確に見極めていくためには、様々な要因・観点から考慮することが必要であり、省内のみならず省外の専門家の知見を積極的に活用していくなどして、多角的な観点から分析を推し進め、また、外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報収集・分析機能の強化を図っていく。</p> <p>(4) 職員のための研修及び情報収集・分析会議 我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため、分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者間の情報共有・意見交換のための会議等を実施する。</p> <p>(5) 在外公館における情報収集・分析機能強化 在外公館における関係担当官が、新たな情報源の開拓を含め、情報収集を強化するため、任国の内外に定期的に出張する。</p> <p>(6) 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供 適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。</p>				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	535,241	539,398	504,576	484,877
	補正予算 (b)	0	0	△1,392	-
	繰越し等 (c)	0	0		
	合計 (a+b+c)	535,241	539,398		
	執行額 (千円, d)	476,388	507,927		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>(1) 第183回国会における岸田外務大臣による外交演説（平成25年2月28日） 「現在進められているこの事件の検証作業も踏まえ、北アフリカやサヘル地域などの各国機関との関係強化等情報収集・分析体制の強化、（中略）等に取り組めます。」</p> <p>(2) 在アルジェリア邦人に対するテロ事件の対応に関する検証委員会検証報告書（平成25年2月28日） 検証項目6：平素からの在アルジェリア日本国大使館等の情報収集体制は十分だったのか 「今後とも、政府として軍や治安・情報機関を含む各国関係機関との間の一層の信頼関係の醸成及び情報源の開拓に努めることが必要である。そのため、関係省庁及び在外公館の情報収集・分析体制の拡充（在外公館を含む地域情勢や言語に通じた要員の確保等）、出張や招へいの充実等を行うことが必要である。」 検証項目7：平素から北アフリカ・サヘル地域等に関し、多様な情報収集手段が備えられていたか 「公開情報については、中東・北アフリカについては、中国や北朝鮮と異なり、ラヂオプレス社が現地アラビア語報道機関による報道ぶりのモニタリングを行っておらず、外務省の中東・北アフリカの専門家が、通常の情報収集業務を行いつつ、現地のアラビア語の公開情報の収集に多大な時間を割く必要があった。」 「今回の事案への対応にあたり、情報収集衛星についても最大限活用を図ったところであるが、今後ともそのより積極的な活用を図り、情報収集能力のさらなる強化に向け、引き続き情報収集衛星の機能の拡充・強化に努める必要がある。また、政府部内において画像情報を迅速に共有するための体制を検討するとともに、画像分析体制を拡充する必要がある。」 「アラビア語を始めとする公開情報収集体制を強化する必要がある。また、ラヂオプレス社は、常時テロ情勢に関して外電（国際通信社）のモニタリングを行っているところ、その機能を強化する必要があると考えられる。」</p>				

施策名	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供		
施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」	
達成すべき目標	情報収集及び情報分析能力の強化、並びに政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供を行うことにより、外交政策の立案・実施に寄与すること		
施策の概要	<p>(1) 公開情報収集 多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため、公開情報の中の基礎的な情報を入手する。</p> <p>(2) 先端技術による情報収集 先端技術を活用して情報の収集・分析を行う。</p> <p>(3) 情報分析機能の推進（有識者知見の活用、関係者とのネットワーク拡大） 国際情勢を的確に見極めていくためには、様々な要因・観点から考慮することが必要であり、省内のみならず省外の専門家の知見を積極的に活用していくなどして、多角的な観点から分析を推し進め、また、外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報収集・分析機能の強化を図っていく。</p> <p>(4) 職員のための研修及び情報収集・分析会議 我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため、分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者間の情報共有・意見交換のための会議等を実施する。</p> <p>(5) 在外公館における情報収集・分析機能強化 在外公館における関係担当官が、新たな情報源の開拓を含め、情報収集を強化するため、任国の内外に定期的に出張する。</p> <p>(6) 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供 適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。</p>		
測定指標	(1) 情報収集能力の強化		年度ごとの目標
	基準	<p>情報収集の実施</p> <p>22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> －購入した刊行物・データベース等の数：224 －先端技術関連データ購入枚数：984 －本省出張者のべ人数：57 －在外職員による出張回数：50 	
	施策の進捗状況(実績)	<p>23年度</p> <p>情報収集の重点事項を省内政策部門と調整した上で設定、在外公館と情報関心を共有し、本省及び在外公館における情報収集体制の強化を行った。</p> <p>特定重要テーマに関する会議等を開催し本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示し、在外公館の情報収集活動の指針を明確にした。</p> <p>さらに、在外公館においては、在外公館職員の任国内外への出張を指示し、情報収集活動を強化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> －購入した刊行物・データベース等の数：182 －先端技術関連データ購入枚数：481 －本省出張者のべ人数：60 －在外職員による出張回数：64 	
		<p>24年度</p> <p>23年度に引き続き、以下の3点を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集の重点事項を省内政策部門と調整した上で設定。在外公館と情報関心を共有し、本省及び在外公館における情報収集体制を強化。 ・特定重要テーマに関する会議等を開催し本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示。在外公館の情報収集活動の指針を明確化。 ・在外公館職員の任国内外への出張を指示し、情報収集活動を強化。 	同上

		<ul style="list-style-type: none"> -購入した刊行物・データベース等の数：161 -先端技術関連データ購入枚数：165 -本省出張者のべ人数：47 -在外職員による出張回数：49 	
	25年度		上記に加え、我が国周辺地域の安全保障情勢や中東・北アフリカ・サヘル地域のテロ情勢等に関する情報収集・分析の基盤を強化する。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	的確な情報収集を実施する。	
(2) 情報分析の質の向上			年度ごとの目標
基準	22年度	<p>情報分析の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> -先端技術関連データ購入枚数：984 -専門分析員数：18 -委託調査報告書数：15 -招聘のべ人数：13 -研修/会議参加のための出張者数：28 	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	<p>国内外の専門家との分析に関する意見交換（含む訪日招へい）機会の増大、情報コミュニティ省庁間における情報共有の促進等の措置を講じた。</p> <p>また、専門分析員の採用による外部の知見の活用等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> -先端技術関連データ購入枚数：481 -専門分析員数：19 -委託調査報告書数：19 -招聘のべ人数：20 -研修/会議参加のための出張者数：25 	<p>以下の達成手段等により、質の高い情報分析を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> -先端技術の活用 -内外の専門家の知見の活用 -外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大 -研修の実施
	24年度	<p>23年度に引き続き、国内外の専門家との分析に関する意見交換（含む訪日招へい）機会の増大、情報コミュニティ省庁間における情報共有の促進とともに、専門分析員の採用による外部の知見の活用等を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> -先端技術関連データ購入枚数：165 -専門分析員数：20 -委託調査報告書数：17 -招聘のべ人数：14 -研修/会議参加のための出張者数：33 	同上
	25年度		上記に加え、我が国周辺地域の安全保障情勢や中東・北アフリカ・サヘル地域のテロ情勢等に関する情報収集・分析の基盤を強化する。
	26年度		同上
27年度		同上	
目標	—	質の高い情報分析を実施する。	
(3) 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供			年度ごとの目標
基準	—	政策決定ラインへの情報・情報分析の提供	
施策の進捗状況	23年度	<p>総理官邸を含む政策決定ラインへの定期的な報告を実施し、また収集すべき情報に関する政策部局との意見交換を推進する等、省内政策部局との連携を強化した。</p> <p>また、省内の各種治安・危機管理関連の会議に出席し、関連</p>	<p>以下の達成手段等により、適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> -省内政策部門との意見交換等によ

<p>(実績)</p>	<p>情報を提供した。</p> <p>さらに、分析ペーパーに添付した評価シートを通じ政策部局等の意見を聴取することにより、政策部局のニーズを把握し、適時性のある的確な分析課題を設定した。</p> <p>－分析資料の作成数（22年度を100として）：170</p> <p>－幹部ブリーフの回数（22年度を100として）：105</p>	<p>る政策部門が必要とする情報の把握</p> <p>－政策部門に対する時宜を得た報告の機会の確保・拡充</p>
	<p>24年度</p> <p>23年度に引き続き、以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総理官邸を含む政策決定ラインへの定期的な報告を実施し、また収集すべき情報に関する政策部局との意見交換を推進する等、省内政策部局との連携を強化した。（情勢が緊迫した場合には臨時の報告も頻繁に実施した。） ・省内外の各種治安・危機管理情報集約関連の会議に出席し、関連情報を提供した。 ・分析ペーパーに添付した評価シートを通じ政策部局等の意見の聴取等を行うことにより、政策部局のニーズを把握し、適時性のある的確な収集・分析課題を設定した。 <p>－分析資料の作成数（22年度を100として）：185</p> <p>－幹部ブリーフの回数（22年度を100として）：99</p>	<p>同上</p>
	<p>25年度</p>	<p>上記に加え、不測の事件発生等を踏まえ、一層柔軟な対応を推進する。</p>
	<p>26年度</p>	<p>同上</p>
	<p>27年度</p>	<p>同上</p>
	<p>目標</p>	<p>－ 適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析を提供する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>評価結果に関する総括</p> <p>【総括】</p> <p>1 我が国の周辺地域を巡る情勢や、大量破壊兵器の拡散問題、国際テロ問題等を背景に国際情勢の流動性とリスクは一層高まり、国際社会が国際エネルギー問題等の新たな重要課題にも引き続き直面する中、「情報」が果たす役割は、ますます重要となっている。我が国及び国民の安全と繁栄を確保するための主体的な外交戦略構築のために、情報収集・分析機能の強化を通じ、外交・安全保障政策の決定者が正確かつ時宜を得た国際情勢に関する情報を把握することが必要不可欠な状況は変わらず、むしろ国際情勢は一層複雑さを増していく傾向にある。</p> <p>そのため、情報の収集、分析、政策決定ラインへの提供を実施する体制を整備・強化し、効率的に運用することにより、外交・安全保障政策の立案・実施に資する情報及び情報分析を政策決定者に伝達することが引き続き必要である。</p> <p>2 具体的には、測定指標及び下記のとおり、目標達成に向けて進展があった。</p> <p>(1) 情報収集力の強化の面では、予算制約も踏まえ、購入する情報の一層の集中と選択を図りつつ、より重要で優先的な問題に注力し、省内政策部門とも随時協議しつつ、局面ごとに必要な情報の重点を更に洗い出すこととし、在外公館への出張などを含む機動的な情報収集の指示等に努めたところ、的確な情報収集に向けて想定された成果があった。</p> <p>(2) 外部有識者等の知見の一層の活用、職員のための各種研修、諸外国との協力、情報コミュニティ省庁との定期的な会合を通じた情報共有の強化等により、引き続き情勢分析等の質の向上を図ることができた。</p> <p>(3) 政策部門に対する、時宜を得た報告の機会を引き続き確保しつつ、分析資料を一層充実させる政策の立案・実施に一層寄与することができた。</p> <p>3 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、流動的かつ多岐に渡る国際情勢に関する情報収集と分析及び政策決定ラインへの適時適切な情報提供を実現しており、本件施策は引き続き十分効率的であった。</p> <p>【課題と今後の方針】</p> <p>上記評価のとおり、この施策の必要性及び有効性は高く、施策を継続することとするが、より効果的な実施</p>	

	<p>のため、以下の点に留意しつつ、施策を推進することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成 25 年 1 月に、在アルジェリア邦人に対するテロ事件が発生した他、我が国周辺をめぐる安全保障情勢は緊迫の度合いを増しており、よりきめ細かな情報収集が必要となっている。 2 先端技術を用いた情報や公開情報の収集・分析の専門性の向上、情報収集活動の強化、及び収集された情報を有効に活用し分析に役立てるための基盤についても強化する必要がある。特に、我が国周辺地域の安全保障情勢や中東・北アフリカ・サヘル地域のテロ情勢に関する情報収集・分析の基盤の強化は急務である。 3 今後、我が国周辺の安全保障情勢及び中東・北アフリカ・サヘル地域のテロ情勢の分野を含め、的確な情報収集及び分析能力の一層の強化、及び政策決定ラインへの情報及び分析の時宜を得た提供のため、今後とも一層の体制の充実が求められる。
--	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <p>○施策の性質上、具体的な内実を示すことは困難な領域である。ただ、外交政策の基盤としての情報の重要性については、改めて強調するまでもない。人員や予算が足りているのか、その実情が分かるような工夫があるとよいかもしれない。</p> <p>○明確な意図のもとに着実な取組が行われており、「目標の達成に向けて進展があった」との評価は妥当なものと評価する。</p> <p>○具体的施策Ⅱ-4-(1)では、実績を定量的に示している点は評価できるものの、23年度から24年度にかけて実績が低下していることについての説明がない。方針等を変更して集中化を図ったのであれば、その旨を数値提示の前に記述する方がよいのではないか。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>外務省ホームページ 首相官邸ホームページ (http://www.kantei.go.jp)</p>
----------------------------------	---

担当部局名	国際情報統括官	作成責任者名	第一国際情報官 大隅 洋	政策評価実施時期	平成 25 年 8 月
-------	---------	--------	-----------------	----------	-------------

基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策

施策Ⅲ-1 国内広報・海外広報・IT広報・
文化交流・報道対策

施策名	国内広報・海外広報・IT広報・文化交流・報道対策
達成すべき目標	<p>適切な広報、国際文化交流、世界各国の文化の発展に向けた国際貢献、報道対策の戦略的・有機的・統一的な実施を通じて、諸外国国民の対日理解及び親日感の醸成を図るとともに、我が国外交政策に対する国内外での理解を増進し、日本外交を展開する上での環境を整備すること</p> <p>(具体的施策の達成すべき目標)</p> <p>1 国内広報の実施 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進すること</p> <p>2 海外広報の実施 海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進すること</p> <p>3 IT 広報の実施 インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進すること</p> <p>4 国際文化交流の促進 文化交流事業を展開・促進・支援することにより、伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値観（和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識）等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また 親日感の醸成を図ること</p> <p>5 文化の分野における国際協力の実施 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図ること</p> <p>6 国内報道機関対策の実施 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進すること</p> <p>7 外国報道機関対策の実施 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進すること</p>
施策（具体的施策）の概要	<p>1 国内広報の実施 外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ、政策の具体的内容や外務省の役割等について、国内広報の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。 また、外交のあり方についての世論の動向を様々な方途を通じて的確に把握し、外交政策の企画、立案、実施の参考とする。</p> <p>2 海外広報の実施 海外広報事業として、我が国の政策についての理解促進を目的とする「政策広報」並びに我が国の一般事情についての理解促進及び親日感の醸成を目的とする「一般広報」等を実施。具体的には、在外公館を通じた広報事業（講演会やシンポジウム・セミナーの実施、現地メディアを通じた発信等）、オピニオン・リーダー等の訪日招待事業、映像や印刷物等の広報用資料の編集・制作、日本事情発信ウェブサイト「Web Japan」等のインターネットを通じた発信を実施している。</p> <p>3 IT 広報の実施 IT 広報手段の強化・多様化、IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化、時宜をとらえた迅速な情報発信の取組を通じ、我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進する。</p>

4 国際文化交流の促進

各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図るため、(1)文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信、(2)人物交流事業の実施、(3)日本語の普及、海外日本研究の促進、(4)大型文化事業(周年事業)を行う。

5 文化の分野における国際協力の実施

文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力や文化の分野での国際貢献を行うことによって、人類共通の貴重な遺産の保護、新たな文化の発展への貢献、各国の持続的開発への寄与を図るとともに、親日感を醸成するため、(1)ユネスコや国連大学を通じた協力、(2)文化無償資金協力を実施する。

6 国内報道機関対策の実施

外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ、政策の具体的内容や外務省の役割等について、報道機関対策の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。

また、外交のあり方についての世論の動向を様々な方途を通じて的確に把握し、外交政策の企画、立案、実施の参考とする。

7 外国報道機関対策の実施

以下を通じて、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握するとともに、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。

- (1) 日本関連報道に関する情報収集・分析
- (2) 外国報道機関に対する情報発信・取材協力
- (3) 報道関係者招へい

施策の 予算 額・執 行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	/	/	/	/	15,072,174
		補正予算(b)					—
		繰越し等(c)					
		合計(a+b+c)					
執行額(千円, d)							
国内広報・海外広報・IT広報・文化交流・報道対策(平成24年8月の機構改編後に統合) (項)独立行政法人国際交流基金運営費を含む。							
	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	14,586,081	14,730,547	14,375,808	/	
		補正予算(b)	189,918	△287,518	△167,725		
		繰越し等(c)	△3,932	3,932			
		合計(a+b+c)	14,772,067	14,446,961			
執行額(千円, d)		14,452,317	14,055,888				
海外広報, 文化交流 (項)独立行政法人国際交流基金運営費を含む。 24年度には、(事項)東日本大震災復旧・復興に係る海外広報及び文化交流に必要な経費、(項)東日本大震災復旧・復興独立行政法人国際交流基金運営費を含む。							
	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	1,500,472	1,316,160	1,224,684	/	
		補正予算(b)	△2,880	28,035	0		
		繰越し等(c)	0	0			
		合計(a+b+c)	1,497,592	1,344,195			
執行額(千円, d)		1,407,132	1,260,663				
報道対策, 国内広報, IT広報 24年度には、(事項)東日本大震災復旧・復興に係る報道対策及び国内広報等に必要な経費を含む。							
施策に 関係す	1 国内広報の実施 ・第183回国会外交演説(平成25年2月28日)						

「厳しい東アジアの安全保障環境に対処し、世界の様々な脅威に立ち向かうためにも、外交実施体制の抜本的強化は焦眉の課題です。外交・安全保障の強化は現内閣の重要課題であり、外務省としても積極的に取り組んでいきます。同時に、外交政策の国内外における情報発信を強化し、中でも我が国の領土保全に係る立場を効果的に伝達していきます。」

2 海外広報の実施

・第183回国会外交演説（平成25年2月28日）

「厳しい東アジアの安全保障環境に対処し、世界の様々な脅威に立ち向かうためにも、外交実施体制の抜本的強化は焦眉の課題です。外交・安全保障の強化は現内閣の重要課題であり、外務省としても積極的に取り組んでいきます。同時に、外交政策の国内外における情報発信を強化し、中でも我が国の領土保全に係る立場を効果的に伝達していきます。日本の存在感を高めることも外交上の重要な課題です。この観点から、文化を含む我が国の魅力や価値の発信、海外での日本語の普及に取り組んでいきます。震災からの力強い復興を世界にアピールする証として、2020年オリンピック・パラリンピックの東京招致を全力で支援します。」

3 IT 広報の実施

・第183回国会外交演説（平成25年2月28日）

「・・・外交政策の国内外における情報発信を強化し、中でも我が国の領土保全に係る立場を効果的に伝達していきます。」

4 国際文化交流の促進

・第183回国会所信表明演説（平成25年1月28日）

「大きく成長していくアジア太平洋地域において、我が国は、経済のみならず、安全保障や文化・人的交流など様々な分野で、先導役として貢献を続けてまいります。」

・第183回国会外交演説（平成25年1月28日）

「日本の存在感を高めることも外交上の重要な課題です。この観点から、文化を含む我が国の魅力や価値の発信、海外での日本語の普及に取り組んでいきます。」

・第180回国会外交演説（平成24年1月24日）

「特に、昨年の震災で示された日本と海外との「絆」を育むために、人と人との交流にも力を入れていきます」

5 文化の分野における国際協力の実施

・第183回国会所信表明演説（平成25年1月28日）

「大きく成長していくアジア太平洋地域において、我が国は、経済のみならず、安全保障や文化・人的交流など様々な分野で、先導役として貢献を続けてまいります。」

6 国内報道機関対策の実施

・第180回国会外交演説（平成24年1月24日）

「政策を効果的に実施するためには、オールジャパンで外交を推進することが必要です。その観点から、地方自治体や民間企業、NGO、市民の皆様との連携を強化します。」

7 外国報道機関対策の実施

・第180回国会外交演説（平成24年1月24日）

「外交上不可欠な情報収集・分析能力を更に強化します。」 「輸入規制など風評被害への対応についても、福島県の一部において家畜の平均卸売価格が震災前の水準に戻った例もあり、今後とも粘り強く働きかけていきます。」

施策名	国内広報・海外広報・IT広報・文化交流・報道対策	
施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」
達成すべき目標	適切な広報、国際文化交流、世界各国の文化の発展に向けた国際貢献、報道対策の戦略的・有機的・統一の実施を通じて、諸外国国民の対日理解及び親日感の醸成を図るとともに、我が国外交政策に対する国内外での理解を増進し、日本外交を展開する上での環境を整備すること	

具体的施策名	1 国内広報の実施	
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」
達成すべき目標	外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進すること	
具体的施策の概要	<p>外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ、政策の具体的な内容や外務省の役割等について、国内広報の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。</p> <p>また、外交のあり方についての世論の動向を様々な方途を通じて的確に把握し、外交政策の企画、立案、実施の参考とする。</p>	

測定指標	(1) 国民に対する直接発信、ホームページを通じた情報発信		年度ごとの目標
	基準	22年度	<p>外交や国際課題について、国民に対して分かりやすく説明するため、3月に「前原外務大臣と語る」を神戸市で実施した他、計226回に及ぶ各種講演会事業等を通じ、約6.8万人に対する直接広報を実施した。「外務大臣と語る」実施後のアンケートでは、89%の参加者が外交政策に対する理解が深まったと回答し、今後も継続実施すべきとの回答は91%に上った。外務省員が講師を務める高校講座については、公平性・効率性を勘案し、件数を絞って実施した。</p> <p>パンフレットは、図書館や講演会などで配布している他、外務省ホームページにもPDFデータを掲載しており、毎月3～4万件のアクセスがあった。</p> <p>また、外交専門誌「外交」を創刊した。</p> <p>日本APEC（アジア太平洋経済協力）では、動画サイトにAPEC用の公式チャンネルを設置した他、ホームページ上に「外務大臣コーナー」を新たに設置し、大臣の主要外国出張の紹介動画や地図を用いて、外務大臣の活動を分かりやすく紹介し、また、新しいツールとして、フリッカー（写真共有サイト）の使用を開始した。</p> <p>外務省ホームページには多くのアクセスがあり、例えば、「キッズ外務省」は、月平均約35万件のアクセスがあった。また、「わかる！国際情勢」も月平均約6万件のアクセスがあった。</p>
施策の進捗状況（実績）	23年度	<p>我が国の外交政策について、国民に対して直接説明するため、3月に「玄葉外務大臣と語る」を名古屋市で実施した他、計204回に及ぶ各種講演会事業等を通じ、約8.8万人に対する直接広報を実施した。「外務大臣と語る」実施後のアンケートでは、85%の参加者が外交政策に対する理解が深まったと回答し、今後も継続すべきとの回答は86%に上った。外務省員が講師を務める高校講座については特に実施希望が多いが、公平性・効率性を勘案し、件数を絞って実施した。</p> <p>外交課題に関する「大学生国際問題討論会」では、質の高い白熱した議論が展開された。</p>	

		<p>パンフレットは、講演会などで配布している他、一般からの申し込みに応じて送付している。外務省ホームページにもパンフレットのPDFデータを掲載しているところ、毎月3～4万件のアクセスがあり、インターネットでも十分活用された。</p> <p>外交専門誌「外交」を年6回発行し、外交に関する活発な議論を喚起するとともに、国民に対する直接発信を強化した。</p>	
	24年度	<p>1 我が国の外交政策について国民に語り、直接意見交換をする広報事業「外務大臣と語る」を3月に開催し、事後のアンケート結果からも、参加者の約9割から高い評価を得た。</p> <p>2 外交課題について討論する「大学生国際問題討論会」（1回）や、現下の国際情勢について外務省職員やOBが講演する「国際情勢講演会」（21回）、外務省職員が高校や大学で講演・講義する「高校講座」（124件）や「外交講座」（61件）、「小中校生の外務省訪問」（62件）等各種事業において、幅広い世代の一般国民に外交課題や外務省の活動について紹介し、事後のアンケート結果等を通じ概ね高い評価が寄せられている。</p> <p>3 パンフレット作成では、平成25年6月開催のTICAD VIに向けた広報の一環としてパンフレットを作成するなど、大型事業の広報との連携を図った他、インターネットコンテンツ等を通じ、我が国の外交政策について時宜をとらえた情報発信を行った。</p> <p>4 外交専門誌『外交』についても、年間6回発行した。</p>	<p>「外務大臣と語る」などの講演事業の実施、外交専門誌「外交」の発行、外務省ホームページなどインターネットによる情報発信などによる、外交政策に関する多様な情報提供を通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。</p> <p>特に、小中高生向けの外務省広報の強化を目指す。具体的にはネットコンテンツ、小中高生の外務省訪問、子ども霞ヶ関見学デー等の対応拡充に努める。</p>
	25年度		<p>下記の事業等を通じ、我が国の外交政策に対する国民の理解と信頼の増進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の外交政策を直接国民に紹介し、意見交換を行う「外務大臣と語る」の実施 ・我が国の外交政策や外務省の活動を紹介・討論する各種講演会・シンポジウム事業等の実施 ・パンフレットやインターネットコンテンツ等を通じた、我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜をとらえた情報発信 ・外交専門誌『外交』の発行（年6回）
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	我が国の外交政策につき、国民の理解を増進する。	
(2) 広聴活動			年度ごとの目標
基準	22年度	外務省ホームページに寄せられたメールの意見、及び電話、FAX、書簡で寄せられた意見は約20,300件に上った。	
施策の進捗状況(実績)	23年度	外務省ホームページに寄せられたメールの意見、及び電話、FAX、書簡で寄せられた意見は約18,700件に上った。寄せられた意見を取りまとめた報告書を省内関係部局に迅速に配布するとともに、関係会議で週間報告を行うことで、外交等に関する国民の意見や関心を的確に把握、共有している。	メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握、共有することを通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。
	24年度	外務省ホームページに寄せられたメールの意見、及び電話、FAX、書簡で寄せられた意見は約36,000件に上った。	メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握、共有すること

		寄せられた意見を取りまとめた報告書を省内関係部局に迅速に配布するとともに、関係会議で週間報告を行うことで、外交等に関する国民の意見や関心を的確に把握、共有している。	とを通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。
	25年度		メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握、共有することを通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 メール及び電話での意見については、毎日日報を作成し、関係課室にフィードバックする。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	我が国の外交政策につき、国民の理解を増進する。	

具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 外交政策の円滑な推進のためには、国民の理解と支持が不可欠であるところ、外交政策や外務省の活動について、国民に対しタイムリーで分かりやすい情報発信を行い、幅広い年齢層の理解及び信頼醸成に努めることが必要である。また、国民の意見や世論動向を的確に把握し、外交政策の企画立案や実施の際の参考として適切に活用していく必要がある。</p> <p>2 上記測定指標及び以下のとおり、施策は有効に実施され、「外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進すること」との目標の達成に向けて進展があった。</p> <p>(1) 「外務大臣と語る」においては、参加者の約9割が同広報事業や外交に対する理解について評価しており、我が国の外交政策について一層の理解と信頼の醸成に貢献した。</p> <p>(2) 「大学生国際問題討論会」、「国際情勢講演会」等各種事業においては、外交問題に関する討論、我が国の外交政策や外務省の活動についての紹介等を行い、幅広い年齢層の参加者から高い評価を得ることができた。</p> <p>(3) インターネットコンテンツ「わかる！国際情勢」においては、毎月約8万アクセスを獲得するなど、我が国の外交政策等に関する情報発信に対し国民から高い関心が寄せられた他、パンフレット作成を通じ、本年6月開催予定のTICADVを含め、日本とアフリカの関係全般について他部局と連携を図りつつ、戦略的かつ効果的に広報することができた。</p> <p>(4) 外交専門誌『外交』においては、年6回の発行を通じ、我が国の抱える外交問題等についてタイムリーな情報発信を行っているが、同誌は新聞等の書評等にも度々引用されるなど外交課題に関する国民の関心を喚起することに貢献した。</p> <p>(5) 広聴活動を通じ国民からの多種多様な意見を聴取した。これにより、多くの国民が関心を有する意見を集約したところ、政策の企画・立案の参考として有効に活用することができた。</p> <p>3 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、相互補完関係にある報道対策、国内広報施策及び広聴活動を効果的に実施することにより、外交政策についての国民の理解と信頼の増進に寄与することができ、投入資源量に見合った進展が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p>【課題と今後の方針】</p> <p>1 我が国の外交政策について、国民の理解と信頼を一層獲得していくため、幅広い年齢層の国民に適切かつ効果的な情報発信を行うことが重要である。このため、対象年齢層毎に情報発信の方法を工夫するなどの戦略的な広報を行う。</p> <p>2 我が国の抱える外交問題に対する国民の関心と理解を深めていくことが必要であり、このため外交専門誌『外交』を一層活用していく。</p> <p>3 自由闊達な討論の場を国民に対し積極的に提供していくことが重要であり、このため、「大学生国際問題討論会」等の事業を継続していく。</p>
---------------	------------	--

- 4 ホームページを通じた情報発信はタイムリーな情報提供を行う上で重要であり、引き続き我が国の外交政策に関する情報をインターネットで迅速に発信するよう努める他、ソーシャル・メディア等も積極的に活用する。
- 5 我が国の外交政策や外務省の活動等について、説得力のある情報発信が課題であり、大臣他外務省職員が直接国民に説明を行う機会を引き続き確保する。

具体的施策名	2 海外広報の実施	
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」
達成すべき目標	海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進すること	
具体的施策の概要	海外広報事業として、我が国の政策についての理解促進を目的とする「政策広報」並びに我が国の一般事情についての理解促進及び親日感の醸成を目的とする「一般広報」等を実施。具体的には、在外公館を通じた広報事業（講演会やシンポジウム・セミナーの実施、現地メディアを通じた発信等）、オピニオン・リーダー等の訪日招待事業、映像や印刷物等の広報用資料の編集・制作、日本事情発信ウェブサイト「Web Japan」等のインターネットを通じた発信を実施している。	
測定指標	（1）広報事業が対象者にどれだけ届いているか（事業実施件数、事業参加人数、HP 訪問者数、対象者の反応）	
	基準	— 良好な対日イメージの定着
施策の進捗状況（実績）	23 年度	<p>1 在外公館においては、23 年度に、講演会約 1,500 件や、教育広報約 1,300 件を含む広報活動を行った。我が国から海外に有識者を派遣して講演会を実施する「講師派遣事業」による講演者の約 8 割について、派遣先となった国のメディアで報道がなされている。</p> <p>2 本邦に招待したオピニオン・リーダーは帰国後訪日経験に基づく発言等を行っており、我が国にとって好ましい国際世論の形成や我が国の各種政策への支持拡大に寄与している。また、招待した TV チームの取材による日本特集番組は、のべ 133 回、3,583 分放送される（注：17 チーム（含む補正事業）の番組放映回数、時間）等、諸外国の一般国民の対日理解促進に大きく寄与している。</p> <p>3 印刷物資料は一般広報用から政策広報用のものまで、国際機関等の選挙における我が国立候補者に対する支持要請を含め、目的別に使い分けている。また、視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは世界約 100 か国、300 を超えるテレビ局に提供され、数多くの海外一般市民に視聴されるとともに、在外公館による上映会、教育広報活動、あるいは学校、日本紹介事業等への貸し出しを通じ幅広く活用されている。</p> <p>4 Web Japan は、諸外国における正しい対日理解の促進、親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信しており、年約 3,700 万ページビューのアクセス数を確保していることで、海外一般市民の間に日本事情に関するウェブサイトとして定着していることが裏付けられた。</p> <p>5 2011 年 3 月の東日本大震災発生直後から、海外に正確な情報を伝え、震災後の日本に対する誤解を防ぐための説明・情報提供に積極的に取り組んだ。例えば、実際の日本の状況を目で見て理解してもらうため、復興発信使（19 名 13 か国・20 都市）の派遣、ソーシャル・メディア発信者（10 名）の招へい、外国映像制作チーム（11 チーム）の招待を行った他、震災後 1 年の前後には海外主要紙の紙面買上げ（138 在外公館、211 紙）を実施した。また、日本ブランドの信頼性回復・強化を図るため、関係省庁や地方自治体、企業とも連携しながら観光展（40 件）への出展、復興写真展（98 在外公館）を実施するとともに、復興・再生する日本の姿を海外に発信するための映像資料、テレビ CM、報道番組を制作・放映した。</p>
		年度ごとの目標
		<p>下記の事業等を通じる政策広報の強化及び効率的で効果的な一般広報事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師派遣事業、オピニオン・リーダーの招へい（「閣僚級招へい」）事業、海外 TV チームの日本特集番組制作支援事業の実施 ・印刷物資料、視聴覚資料の効果的な活用 ・Web Japan による対日理解の促進 ・東日本大震災発生後の日本の状況についての正確な情報の発信、日本ブランドの信頼性回復・強化のための事業の実施

24 年度	<p>1 在外公館においては、24 年度に、講演会約 1,500 件や、教育広報約 1,200 件を含む広報活動を行った。我が国から海外に有識者を派遣して講演会を実施する「講師派遣事業」による講演者の約 9 割について、派遣国のメディアで報道がなされている。24 年度には 31 件の「閣僚級招へい」を実施した。また、アフリカ 43 か国において、現地紙紙面の買い上げにより TICADV の広告を掲載した。</p> <p>2 印刷物資料は一般広報用から政策広報用のものまで、国際機関等の選挙における我が国立候補者に対する支持要請を含め、目的別に使い分けている。定期的に日本事情等を発信するインフォメーション・ブレティンは 22 公館、文化事業等に合わせて単発で発行する不定期広報資料は 14 公館にて作成され、ニーズに合わせた日本の対外発信が実施された。また、視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは世界約 100 か国、200 を超えるテレビ局に提供され、数多くの海外一般市民に視聴されるとともに、在外公館による上映会、教育広報活動、あるいは学校、日本紹介事業等への貸し出しを通じ幅広く活用されている。</p> <p>3 諸外国における正しい対日理解の促進、親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信しているウェブサイトである Web Japan は、海外一般市民の間に日本事情に関するウェブサイトとして定着し、毎年 3,000 万ページビュー以上のアクセス数を確保しているとともに、世界中のウェブサイトの重要性を測る指標として一般的に用いられるグーグル社のペイジランク (Pagerank) でも 10 点中 8 点と極めて高い数字となっている (ヤフー及び米国国務省と同じ)。</p>	<p>下記の事業等を通じる政策広報の強化及び効率的で効果的な一般広報事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師派遣事業、オピニオン・リーダーの招へい (「閣僚級招へい」) 事業、海外 TV チームの日本特集番組制作支援事業の実施 ・印刷物資料、視聴覚資料の効果的な活用 ・Web Japan による対日理解の促進 ・東日本大震災発生後の日本の状況についての正確な情報の発信、日本ブランドの信頼性回復・強化のための事業の実施
25 年度		<p>下記の事業等を通じた政策広報の強化及び効率的で効果的な一般広報事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師派遣事業の実施 (効果的な実施を念頭に、派遣国のメディアでの報道が前年度程度は維持されるよう努める) ・印刷物資料、視聴覚資料の効果的な活用 ・Web Japan による対日理解の促進 (3,000 万ページビュー以上のアクセス数の維持) ・日本ブランドの発信強化のための事業の実施 ・領土保全に関する効果的な広報を活用した情報発信の実施
26 年度		同上
27 年度		同上
目標	—	海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。
	(2) 外国における対日論調、対日意識の向上 (報道振り、世論調査の結果等)	年度ごとの目標
基準	—	良好な対日イメージの定着
施策の進捗状況	23 年度	<p>1 12 月から 2 月にかけて英国 BBC ワールド・サービスが世界 22 か国で行った世論調査では、20 か国において、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした回答が、悪い影響を</p> <p>政策広報の強化及び効率的で効果的な一般広報事業の実施による良好な対日イメージを定着させる。</p>

況(実績)		及ぼすとした回答を上回っている。また、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は全体で58%（前年比+1%）であり、評価対象となった17か国・地域中第1位であり、我が国に対する良好な評価が見られる。 2 23年度に外務省が委託して実施した対日世論調査では、米国においては有識者の90%、一般回答者の84%がそれぞれ日本を信頼出来ると回答し、前回調査（平成23(2011)年2月～3月）と比較すると、有識者も一般回答者も変動はなかった。また、トルコにおいては、83.2%がトルコと日本の関係を「友好関係にある」「どちらかというと友好関係にある」と回答するなど、我が国に対して好意的な見解が示され、良好な対日イメージの定着が見られた。	
	24年度	24年度に外務省が委託して実施したブラジルにおける対日世論調査では、全体の78%が日・ブラジル関係は良好、又はどちらかといえば良好と答え、84%が今後も日本はブラジルにとって重要性が高まる、又はどちらかといえば高まると回答した。	政策広報の強化及び効率的で効果的な一般広報事業の実施による良好な対日イメージを定着させる。
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進すること	
具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 国際社会においては、グローバル化により外国との垣根が低くなり、世界各国との間のヒト・モノ・カネ・情報の行き来が飛躍的に増えており、外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、我が国の外交政策及び文化を含む我が国の強みや魅力、日本人の価値観について正確で時宜を得た発信を行い、諸外国国民の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進を図ることは、我が国の外交政策の効果的な展開に資するものであり、我が国の国際社会におけるプレゼンスの向上につながる重要な活動である。</p> <p>2 上記測定指標及び以下のとおり、施策は効果的に実施され、「海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進すること」との目標の達成に向けて進展があった。</p> <p>(1) 事業実施件数、事業参加人数、HPのページビュー数等、対象者の反応等の実績を踏まえると、外務省の実施する海外広報活動は相当程度諸外国の対象者に届いていると考えられる。また、広報手段のうち特に効果の高かったと思われるものは以下のとおり。</p> <p>ア 在外公館における講演会や教育広報は、実施件数も多く、広報メッセージの伝達や日本を紹介する上で実質的な手段となっている。</p> <p>イ 講師派遣事業で派遣された講演者による講演の約9割が、派遣国のメディアで報道がなされている。質の高い講演が広く報道されたことは、広報メッセージを伝達する上で有益であったと評価される。</p> <p>ウ 紙面買い上げにより、アフリカ各国においてTICADVの広報を行ったことにより、同会議の重要性についての認識を高める上での効果があった。</p> <p>エ Web Japanは、諸外国における正しい対日理解の促進、親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信しており、毎年3,000万ページビュー以上のアクセス数を確保しており、その広報効果は極めて高い。</p> <p>(2) ブラジルにおける対日世論調査において、海外の幅広い層で日本に対する高い評価が定着していることが示されており、我が国の広報活動の成果がこのような高い評価の定着に寄与していると評価される。</p> <p>3 予算・人的資源に限られる中、上記のとおり施策は効率的に実施された。</p> <p>【課題と今後の方針】</p> <p>1 近年、主要先進国のみならず、新興国も積極的な広報活動を強化する中、我が国の相対的なプレゼンスの低下が懸念され、このような状況に歯止めをかけることが課題となっており、海外における情報発信に一層力を入れていく。</p>	

- 2 激しく動く国際情勢に照らし、外交政策について、より戦略的に情報発信を行う必要がある。このため、主要外交日程と連動した時宜を的確にとらえた広報文化外交を展開する。また、最近の我が国の領土・領海を取り巻く情勢等を踏まえ、領土保全に関する広報を実施することが課題となっており、これに重点的に取り組む。
- 3 我が国のソフトパワーを強化し、存在感を高める観点から、我が国の外交政策について戦略的な発信を行うとともに、文化を含む日本の強みや魅力、日本人の価値観の情報発信の強化に取り組むことが、課題であり、このため、在外公館を最大限活用しながら、国際広報強化連絡会議等の場を通じ、オールジャパンとしての連携を強化しつつ、対外発信の強化に努める。

具体的施策名	3 IT 広報の実施			
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」		
達成すべき目標	インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進すること			
具体的施策の概要	IT 広報手段の強化・多様化、IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化、時宜をとらえた迅速な情報発信の取組を通じ、我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進する。			
測定指標	(1) IT 広報手段の強化、多様化		年度ごとの目標	
	基準	22 年度	<p>外務省ホームページ・トップページに新たに大臣コーナーを開設、ユーチューブ（動画共有サイト）を通じた大臣会見、大臣の外交行事の動画配信、フリッカー（写真共有サイト）を利用した大臣フォトギャラリーにより、わかりやすく迅速な情報発信に努めた。併せて、ホームページのバリアフリー化を進め、幅広い利用層に情報発信が可能となるよう改善に努めた。</p> <p>22 年度中に全ての大使館・総領事館がホームページを開設した。これにより、ホームページ開設公館は前年度末の 177 公館から 216 公館に増加した。</p>	
	施策の進捗状況（実績）	23 年度	<p>外務省ホームページの一層の充実、在外公館ホームページの更なる開設、新たなソーシャル・メディアの活用等、IT 広報手段の強化・多様化の実施を行った。具体的には、兼轄国のバーチャル・ホームページ（51 件）を含め、全ての大使館・総領事館がホームページを開設し、また、218 公館において自らホームページを運営・管理することが可能となった。ソーシャル・メディアについては、フリッカー、ユーチューブ等に加え、ツイッター及びフェイスブックに公式アカウントを開設し、わかりやすく迅速な情報発信に努めた。</p>	<p>在外公館ホームページの拡充、ツイッター及びフェイスブックに公式アカウントを開設するなど新たなソーシャル・メディアの活用等、我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開のため、IT 広報手段を強化、多様化する。</p>
		24 年度	<p>5 月から若年層向けに情報発信する「外務省やわらかツイート」を開始し、年度末までに 2 万人以上のフォロワー数を獲得した。また、フェイスブック、ツイッター、ユーチューブ等のソーシャル・メディアによる情報発信を開始した在外公館の数が 50 となった。</p>	<p>ソーシャル・メディアの活用の強化やスマートフォン対応等により、我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開のため、IT 広報手段を強化、多様化する。</p>
		25 年度		<p>我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、在外公館におけるソーシャル・メディアを活用した情報発信の強化や、外務省ホームページのスマートフォン対応等により、IT 広報手段を強化、多様化する。</p>
		26 年度		<p>我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、IT 広報手段を強化、多様化する。</p>
		27 年度		同上
	目標	—	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、IT 広報手段を強化、多様化する。	
	(2) IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化		年度ごとの目標	
	基準	22 年度	<p>CMS（コンテンツ管理システム）の本格的な導入により、外部委託に頼らず、職員が自前で掲載業務を行うことが可能となり、掲載業務の効率化を図ることができた。22 年度の外務省ホームページの新規掲載及び更新件数は、約 1 万 4000 件であり、前年比約 59%増加したが、掲載に要した経費は前年比約 70%減を実現した。</p> <p>また、外務省「統合 Web 環境」に「海外安全ホームペ</p>	

		ージ」を統合したことで外務省全体のホームページの管理・運用が効率化した他、日本 APEC の際には、APEC 公式サーバを「統合 Web 環境」に置いたことで経費の削減が可能となった。	
施策の進捗状況(実績)	23 年度	IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化に取り組み、その進展があった。具体的には、CMS の活用により、外部委託に頼らず職員自らが効率的にホームページ掲載業務を行う一方、トップページの改善等により、アクセス数と同時にホームページのユーザビリティ（利用者にとっての閲覧目的の達成しやすさ）を向上させた。また、ホームページのアクセシビリティ（高齢者、障がい者を含む全ての利用者の使いやすさ）向上に努め、総務省や経済産業省等が定める各種指針に準拠し、バリアフリー化に向け取り組んだ。ホームページに対するサイバー攻撃に対応するため、セキュリティに配慮したシステムの稼働環境の構築・維持に努めた。	ホームページのユーザビリティ、アクセシビリティの向上、セキュリティに配慮したシステムの稼働環境の構築・維持に努めるなど、我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の推進に向け、IT 広報システム及びコンテンツを充実・強化する。
	24 年度	25 年度から5年間利用するウェブ・システムの導入に当たっては、アクセシビリティ及びユーザビリティに一層考慮した CMS（コンテンツ管理システム）を構築するとともに、セキュリティ対策を更に向上させ、サイバー攻撃への対応能力を高めた。 また、尖閣諸島をめぐる情勢を受け、尖閣諸島に関する特設ページを作成し、そこに、歴史的経緯、我が国の立場とその根拠、中国の主張に対する反論などの各種資料を掲載するなど、コンテンツを充実させた。	アクセシビリティ及びユーザビリティを考慮したホームページのコンテンツの一層の改善や、研修・教育を通じた効率的なコンテンツ掲載等により、我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の推進に向け、IT 広報システム及びコンテンツを充実・強化する。
	25 年度		我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、アクセシビリティ及びユーザビリティを考慮したホームページのコンテンツの一層の改善や、領土保全に関連する各種ページにおけるコンテンツの充実、新ウェブ・システムの改善等により、IT 広報システム及びコンテンツを充実・強化する。
	26 年度		我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、IT 広報システム及びコンテンツを充実・強化する。
	27 年度		同上
目標	—	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、IT 広報システム及びコンテンツを充実・強化する。	
(3) 時宜をとらえた迅速な情報発信への取組			年度ごとの目標
基準	22 年度	日本 APEC においては、ユーチューブ、フリッカー、ユーストリームといったソーシャル・メディアを通じて試験的に情報発信を行った。新設した外務大臣コーナーにおいては、外務大臣の外国訪問等を広報機会ととらえ、各訪問毎に訪問先、概要、外国要人等との会談結果等を視覚的にわかりやすく説明を行った。また、22 年度中に全ての大使館・総領事館がホームページを開設したことにより、在外公館を通じた時宜を得た積極的な情報発信力の一層の強化が図られた。	
施策の進捗状況(実績)	23 年度	時宜をとらえた迅速な情報発信に努めた。特に東日本大震災に際しては、迅速に体制を整え、情報発信を行った。 また、ツイッターやフェイスブック等ソーシャル・メ	新たなソーシャル・メディアの利用を通じた迅速かつ積極的な情報の発信など、我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開に向け、時宜を

績)		ディアの利用を通じ、COP17 やMDGs フォローアップ会合、WTO 等国際会議の機会に、情報を迅速かつ幅広く発信した。さらに、33 の在外公館でソーシャル・メディアのアカウントが開設され、周年事業等の際に時宜を得た積極的な情報発信力が一層強化された。						とらえた迅速な情報発信に取り組む。
	24 年度	外務省ホームページの新着情報を随時ソーシャル・メディアで発信する態勢を確立した。尖閣諸島をめぐる情勢に関しては、国際世論への迅速な情報発信の重要性を考慮し、外務省ホームページにおいて多言語で迅速な広報を行うとともに、ソーシャル・メディアでの情報発信を拡充した。						我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開に向け、ソーシャル・メディア、スマートフォン、クラウド等の普及を考慮した、時宜をとらえた迅速な情報発信に取り組む。
	25 年度							我が国外交政策に対する国の内外の幅広い層の理解を効果的に促進するため、ソーシャル・メディア、スマートフォン等の最近の動向を考慮した、時宜をとらえた迅速な情報発信に取り組む。
	26 年度							我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、時宜をとらえた迅速な情報発信に取り組む。
	27 年度							同上
目標	—	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、時宜をとらえた迅速な情報発信に取り組む。						
(4) ホームページへのアクセス数を高いレベルで維持		基準値	実績値				目標値	
		20 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	—
		3 億件	3 億件	3 億件				3 億件以上
年度ごとの目標値			3 億件以上	同左	同左	同左	同左	
具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	【総括】						
		<p>1 近年のソーシャル・メディアの利用拡大やスマートフォンの普及など、情報の入手手段の多様化・高度化を受け、インターネットを利用した情報発信の重要性はより一層増大しており、我が国の外交政策についての正確な情報を、ホームページのみならずソーシャル・メディアなどで内外の幅広い層に発信することが不可欠となっている。様々なメディアのそれぞれの特徴を生かして、引き続き迅速・正確かつ分かりやすい情報発信を実施することが必要である。</p> <p>2 上記測定指標及び以下に示すとおり、多くの効果をあげることができ、「インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進すること」との目標達成に向け相当な進展があった。</p> <p>(1) 外務省ホームページの一層の充実、新たなソーシャル・メディアの活用、動画による情報発信など、IT 広報手段を強化・多様化したことは、ツイッターで2万人以上のフォロワー数を獲得するなどの高い反応を得る上で効果が高かった。</p> <p>(2) 尖閣諸島に関する特設ページに、豊富な資料を掲載するなど情勢上極めて重要性が高まっているテーマについてのコンテンツを徹底的に充実させたことは、有効であり、尖閣諸島ページへのアクセス数（ページビュー数）も約60万件と非常に高い水準を記録した。</p> <p>(3) ホームページのユーザビリティやアクセシビリティを向上させるなどバリアフリー化に向け取り組んだことにより、より幅広いユーザーのホームページへのアクセスが可能となった。</p> <p>(4) セキュリティに配慮したシステムの稼働環境の構築、継続に努めたことにより、IT 広報システムによる情報提供の安定性が向上した。</p> <p>(5) 外務省ホームページの新着情報を随時ソーシャル・メディアで発信する態勢を確立したことにより、時宜をとらえたより迅速な情報発信が一層強化された。</p> <p>3 25 年度から5年間利用する新たなウェブ・システムへの移行に当たり、引き続き、担当職員が自ら掲載作業を迅速に行うことができるCMSを導入したことにより、効率性を推進することができた。</p>						

【課題と今後の方針】

上記評価のとおり、施策の必要性は高く、効果的に実施されているも、より効果的な施策の実施のため以下の点に留意しつつ、我が国の外交政策に対する国内外の理解促進に努める。

- 1 IT 広報手段の強化、多様化の促進は引き続き大きな課題であり、在外公館でのソーシャル・メディアによる情報発信や外務省ホームページのスマートフォン・タブレット型端末向け対応を進める。
- 2 効率的なコンテンツ掲載を行うことは重要であり、CMS を利用する省員に対する研修の充実や、コンテンツ掲載を依頼する立場にある省員に対する教育を実施する。
- 3 大規模緊急事態や我が国が開催する可能性がある大型国際会議に際して更に効率的に情報発信を行うことが必要であり、過去の知見を省内で広く共有し、ノウハウ等を蓄積する。
- 4 在外公館ホームページを活用した情報発信を強化することが必要となっており、在外公館の職員の能力向上を図るとともに、在外公館の業務を支援するための人員と予算を拡充する。
- 5 使いやすくわかりやすいホームページの作成は、引き続き重要な課題であり、情報の訴求効果の高い動画やソーシャル・メディアの一層の利用を図る。
- 6 様々な形で危険度を増すサイバー攻撃等に対応する必要があるため、セキュリティ対策の一層の強化を検討していく。

具体的施策名	4 国際文化交流の促進		
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」	
達成すべき目標	文化交流事業を展開・促進・支援することにより、伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値観（和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識）等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また 親日感の醸成を図ること		
具体的施策の概要	各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図るため、（１）文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信、（２）人物交流事業の実施、（３）日本語の普及、海外日本研究の促進、（４）大型文化事業（周年事業）を行う。		
測定指標	（１）文化交流事業の実施が対象者にどれだけ届いているか（事業実施件数、事業参加人数、想定した対象者の参加の程度・反応、報道振り、事業に関する評価） （本測定指標は、次年度より、施策の進捗の把握をより容易にするため、細分化した新たな測定指標（平成25年度外務省事前分析表参照）に変更する。）		年度ごとの目標
	基準	—	文化事業、人物交流事業、知的交流事業における、各国国民の対日理解を促進する事業の実施
	施策の進捗状況（実績）	23年度	<p>1 日本の発信力を一層強化するため、海外における日本語普及の拡充、ポップカルチャーを始めとする現代日本文化の活用、有識者層を対象とした取組の拡充に努めた。</p> <p>2 「地方の魅力発信プロジェクト」（二次補正事業）として、東日本大震災で傷ついた日本ブランドの回復を目的として、日本の郷土芸能の魅力、食文化の魅力及び日本の各地の自治体・地域文化団体との連携事業を柱として、世界各国で100事業を実施した。参加者はのべ14万人であり、要人の出席他、多くの報道がなされた。</p> <p>3 ドイツ、クウェート、バルト三国における周年事業に合わせ重点的な交流及び大型文化事業をはじめとする日本文化紹介事業を実施した。ドイツ（4件）、クウェート（3件）、バルト三国（1件）。報道量が多く、非常に反響の大きい公演となった。</p> <p>4 7月にパリで開催された世界最大級の日本ポップカルチャーイベント（約19万人が参加）である「JAPAN EXPO」の機会に外務省、経済産業省、農林水産省、観光庁の四省庁及び国際交流基金他関係機関と連携し、オールジャパンでの日本文化の総合的・集中的発信に努めた。その他11月のイタリアにおけるアニメイベント（ROMICS）、本年2月のインドネシアポップカルチャーイベント等の機会にも大規模ブースを設け、日本事情、日本文化の紹介を行った。</p> <p>5 さらに、海外で漫画文化の普及に貢献する漫画家を顕彰することを目的に第五回国際漫画賞を実施した。訪日した受賞者による東北訪問を実施した。また、平成20年3月に「ドラえもん」を「アニメ文化大使」に選任したアニメ文化大使事業を継続した。</p> <p>6 （１）9月に関係団体との共催でJETプログラム25周年記念シンポジウムを開催し（約300名が参加）、JETプログラムの重要性が再確認された。（２）2月、震災後の我が国の復興と日本留学についての正しい理解の促進を目的とした文科省事業「ジャパン・スタディ・プログラム」を共催（42か国・地域からの大学・大学院生等216名を対象）。</p>
24年度		<p>1 在外公館や国際交流基金を通じて、伝統文化やポップカルチャーを含む日本の多面的な魅力を紹介する各種の文化事業を実施した。「日本語普及関係事業」、「地域の文化・日本食紹介事業」及び「各種団体や現地の行政機関主催の大規模イベントの機会を活用した日本文化紹介事業」等については、特に優先的に採用し、積極的実施を推奨した。</p> <p>2 7月にパリで開催された世界最大級の日本文化紹介イベント</p>	<p>1 在外公館文化事業をはじめ文化事業の効果的・効率的な実施</p> <p>2 周年事業に合わせた重点的な交流事業の実施</p> <p>3 人物交流事業の実施及びフォローアップ強化</p>

		<p>「JAPAN EXPO 2012」(来場者約22万人)の機会をとらえ、外務省・国際交流基金、国際観光振興機構、科学技術振興機構等と連携して参加し、オールジャパンでの日本文化の総合的発信を行った。その他、2月にローマ近代美術館における美術展オープニングに際して日本食・日本酒のレクチャー・デモンストレーションを行い、3月にエチオピアにおけるTICADV閣僚級準備会合の機会に津軽三味線演奏を行うなど、さまざまなイベントの機会を活用した日本文化の効果的発信に努めた。</p> <p>3 海外で漫画文化の普及に貢献する漫画家を顕彰することを目的に第六回国際漫画賞を実施した。11月には、第五回国際漫画賞の最優秀賞を受賞した作品(米国からの応募)が小学館から発売された。また、現代日本の生活習慣を描いているアニメ作品「ドラえもん」を「アニメ文化大使」とする事業を継続した。</p> <p>4 周年事業に合わせた重点的な交流事業としては、日・イスラエル外交関係樹立60周年を記念して著名な日本人クラブアーティストによる公演を、日中国交正常化40周年を記念して夏祭りやファッションショー等計4件を(ただし、日中国交正常化40周年を記念して行われる予定であった事業のうち4件は中止された)、日・アルジェリア外交関係樹立50周年を記念して文楽公演を、日・東ティモール外交関係樹立10周年を記念して両国の音楽家の交流を通じた音楽公演及び日本文化紹介を、日米桜寄贈100周年を記念して沖縄エイサー公演等計6件を、各国政府関係機関や民間団体とも協力しながらそれぞれ実施し、現地において多くの報道がなされた。</p> <p>5 引き続き、在外公館は、帰国留学生会等や元JET参加者の会(JETAA)等と連携し、日本文化紹介事業を実施するとともに、前者と連携し日本留学プロモーション事業を、後者と連携しJETプログラムの紹介事業を実施した。</p>	
	25年度	—	—
	26年度	—	—
	27年度	—	—
目標	—	文化交流事業の展開・促進・支援により、日本文化及びその背景にある価値観等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、親日感の醸成を図る。	
(2) 事業の効果を示すエピソード及び統計 (本測定指標は、次年度より、施策の進捗の把握をより容易にするため、細分化した測定指標(平成25年度外務省事前分析表参照)に変更する。)			年度ごとの目標
基準	—	文化事業、人物交流事業、知的交流事業における、各国国民の対日理解を促進する事業の実施	
施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>1 東日本大震災の発生を受け、震災に対する我が国の対応に関し、米国等の有力オピニオン・リーダーが好意的世論形成に貢献している他、市民レベルでの募金、チャリティイベントの開催、支援メッセージの発出等、これまでの文化紹介・人的交流が対日理解の素地となるとともに、震災後の行事が市民レベルでの対日支援の広がりを促し、我が国のメッセージ発信の場となっている。</p> <p>2 平成22年7月に発表された海外の日本語学習者数(21年度(独)国際交流基金調べ。調査は通常3年ごとに実施している)は、前回調査(18年度)よりも1.5倍増の約365万人にのぼり、着実に増加している。</p> <p>3 人物交流事業の効果を向上させるためのフォローアップを強化している。</p> <p>(1) 各国の元日本留学生の組織化の促進(帰国する国費留学生の帰国後の連絡先を聴取、各在外公館に通報)や帰国留学生会の活動支</p>	<p>1 在外公館文化事業の効果的・効率的な実施</p> <p>2 周年事業に合わせた重点的な交流事業の実施</p> <p>3 国外の大規模行事に合わせた日本文化の総合的・集中的発信</p> <p>4 ポップカルチャーを活用した文化事業の実施</p> <p>5 人物交流事業の実施及びフォローアップ強化</p>

		<p>援（新規に帰国した国費留学生を含めた懇親会開催）等を積極的に推進した。この結果、JICA 研修生の同窓会組織等を含めた帰国留学生会数は、世界 114 か国、341 組織（前年比増）に上っている。</p> <p>(2) 23 年度 JET プログラムに参加して日本各地で語学指導等に従事する外国青年は約 4,300 名にのぼり、昭和 62 年度の事業開始以来の累計招致者数は 5 万 5000 人に達した。</p> <p>(3) 「戦略的実務者招へい」については、その前身たる「21 世紀パートナーシップ促進招へい」の開始された 17 年度からの被招へい者に対して、定期的にフォローアップを実施することとしている。</p>					
24 年度	<p>1 海外における日本文化紹介事業は、東日本大震災後諸外国から受けた支援に対する謝意と復興に向かう日本の姿を示すとともに、海外における日本再生に関する理解進化と風評被害などによるイメージダウンからの回復という意味からも有効な手段である。こうした取組の一環として、同震災から 1 年後、国際交流基金を通じて、東北地方本来の豊かな文化や風土の紹介や、復興や再生をテーマにした劇映画・ドキュメンタリーの上映等、様々なジャンルを組み合わせることで総合的な文化事業を、世界 86 カ国 138 都市において実施し、これらを集中して実施した 1 ヶ月の間に、世界各地での参加者数は約 56,000 人に達した。</p> <p>2 各国の元日本留学生の組織化の促進（帰国する国費留学生の帰国後の連絡先を聴取、各在外公館に通報）や帰国留学生会の活動支援（新規に帰国した国費留学生を含めた懇親会開催）等を積極的に推進した。この結果、帰国留学生会数は、世界 91 か国、212 組織（前年比 2 か国、10 組織増）に上った。（※JICA, AOTS（海外技術者研修協会）同窓会等を除く）</p> <p>3 24 年度 JET プログラムに参加して日本各地で語学指導等に従事する外国青年は約 4,360 名（新規招致者 1,536 名）にのぼり、昭和 62 年度の事業開始以来の累計招致者数は 5 万 7000 人を超えた。</p> <p>4 「戦略的実務者招へい」については、17 年度からの被招へい者に対する定期的なフォローアップとして 2 月に、3 名の外部有識者によるヒアリングを実施した。</p>	<p>1 在外公館文化事業をはじめ文化事業の効果的・効率的な実施</p> <p>2 周年事業に合わせた重点的な交流事業の実施</p> <p>3 人物交流事業の実施及びフォローアップ強化</p>					
25 年度	—	—	—				
26 年度	—	—	—				
27 年度	—	—	—				
目標	—	文化交流事業の展開・促進・支援により、日本文化及びその背景にある価値観等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、親日感の醸成を図る。					
(3) 在外公館文化事業について、件数、事業評価	基準値	実績値					目標値
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	—
①在外公館文化事業数	①2,151 件	①2,492 件	①2,425 件				—
②在外公館文化事業評価における A 評価（特に優秀）、B 評価（優秀）の事業の割合	②90%以上	②93%	②95.6%				
年度ごとの目標値		—	前年度の実施数及び評価を維持	同左	同左	同左	
(注) 在外公館文化事業評価：在外公館が行った文化事業に関し、A（特に優秀）/B（優秀）/C（普通）/D（低い）の評価付けを実施。							
具体的	評価	【総括】					
的	結果	1 諸外国における対日理解の促進や良好な対日イメージの推進は、パブリック・ディプロマシーの重要な要					

素であり、特に、近年、急速な経済発展を背景とする新興国の影響力の拡大に伴い、我が国のプレゼンスの相対的低下が懸念される中、日本文化の総合的・戦略的発信に力を入れることが必要である。また、日本文化紹介事業の実施は、対日関心のきっかけや親日感の醸成・増進、より深い対日理解をもたらす重要な手段としての役割を果たしている。

2 上記測定指標及び以下のとおり、施策は効果的に実施され、「文化交流事業を展開・促進・支援することにより、伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値観等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また 親日感の醸成を図ること」との目標の達成に向け、進展があった。

(1) 在外公館文化事業をはじめ文化事業の効果的・効率的な実施

実施された事業に関する各在外公館からの報告によれば、「効果あり」ないし「相当の効果あり」と評価される事業が圧倒的多数（95%以上）を占めた。具体的には事業の実施によって「対日理解を促進した」「日本文化に対する関心を醸成した」「我が国のプレゼンスを高める上で有益だった」と参加者から評価される事業が大多数を占め、さらに、「現地の民間企業や団体と協力して事業を行うことによりオールジャパンでの活動を広報する上で効果的」と評価されるものも見られた。

(2) 周年事業に合わせた重点的な交流事業の実施

周年事業の対象国として、上記測定指標（2）に記載の大型文化事業をイスラエル、アルジェリア、中国、東ティモール、米国において実施した。実施された各事業に関する各在外公館の報告や現地での報道によれば、参加者は大いに満足し、対日理解の促進、親日感の醸成に大変効果があったとの、非常に高い評価を得た。

(3) 「戦略的実務者招へい」では、外部性を導入すべきとの24年度行政事業レビュー公開プロセスの指摘を踏まえ、2月、有識者ヒアリングを実施したところ、フォローアップ結果についてより客観的な検証を行うことができ一層効果的な実施につながる材料となった。

3 限られた予算の中で、可能な限り効率的に、大きな効果を発揮すべく、各種団体主催の大規模イベントへの参加の機会を活用した日本文化紹介事業実施を奨励した。このような事業の例として、7月にパリで民間団体が主催した世界最大級の日本文化紹介イベント「JAPAN EXPO 2012」（来場者約22万人）に、外務省・国際交流基金は、国際観光振興機構、科学技術振興機構等と連携して、日本文化への関心を広げる事業や訪日観光促進事業を実施し、参加者から高い評価を得た。その他、2月、ローマ近代美術館における美術展オープニングに際して日本食・日本酒のレクチャー・デモンストレーションを行ったり、3月、エチオピアにおけるTICADV閣僚級準備会合の機会に津軽三味線演奏を行うなど、さまざまなイベントの機会を活用した各種の日本文化紹介を行った。

【課題と今後の方針】

- 1 在外公館や国際交流基金を通じて行っている、伝統文化やポップカルチャーを含む日本の多面的な魅力を紹介する各種の文化事業は、上記のとおり高く評価できる事業が圧倒的多数を占め、個別の事業の報告も、対日理解の促進や親日感の醸成に寄与すると評価できるものが大多数であり、このような取組を引き続き着実に進めていくことが課題であるところ、在外公館に対しこれら事業を引き続き積極的に実施するよう要請する。
- 2 限られた予算を踏まえ、在外公館文化事業をより効果的かつ効率的に実施することが求められる。25年度においては、様々な情勢から見て特に優先すべきと考えられる以下の事業を重点的に推奨することとする。
 - －日本語普及関連事業
 - －日本食紹介関連事業
 - －日本のものづくり文化発信につながる事業
 - －地方文化紹介事業
 - －大規模イベント等を活用して日本のプレゼンスを示す上で効果的な事業
- 3 周年（日・ASEAN友好協力40周年、日・スペイン交流400周年）に合わせた重点的な交流事業については、そのような節目の年に応じて認知度を周到に高めた上で実施することが課題であり、効果的な事前広報にも意を用いつつ、インパクトのある事業を効果的な形で実施する。
- 4 限られた予算を最大限効率的、効果的に執行することが必要であり、在外公館に対し、計画の着実な執行を促すほか、様々な広報を組み合わせた効果の最大化や、国際交流基金や民間諸団体との一層効果的な連携

を要請・奨励する。

具体的施策名		5 文化の分野における国際協力の実施		
具体的施策に関する評価結果		目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」	
達成すべき目標		文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図ること		
具体的施策の概要		文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力や文化の分野での国際貢献を行うことによって、人類共通の貴重な遺産の保護、新たな文化の発展への貢献、各国の持続的開発への寄与を図るとともに、親日感を醸成するため、(1) ユネスコや国連大学を通じた協力、(2) 文化無償資金協力を実施する。		
測定指標	(1) 文化、教育、知的交流の分野における国際貢献の度合い(ユネスコ、国連大学における交渉・事業等への貢献の度合い、裨益者の反応、報道振り、事業に対する評価(自己評価を含む))		年度ごとの目標	
	基準	—	ユネスコの各種会議への関与・貢献、信託基金を通じた途上国の文化財の保存・修復や人材育成事業への貢献、国連大学との協力の実施	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	ユネスコについては、第36回総会、第186回、第187回、第188回及び第189回執行委員会、第35回世界遺産委員会、無形文化遺産条約第5回政府間委員会等の国際会議に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献。また、3つの日本信託基金を通じ約80件の事業を実施中であり、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復・振興の推進や、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献した。 国連大学については、我が国政府との協議や、専門家ワークショップ等の開催を通じて緊密な意思疎通を図るとともに、日本の産学等との連携を促した。	各種会議への積極的な関与、信託基金事業の円滑な進展、国連大学における我が国の政策発信につながるシンポジウム・セミナー等開催及び途上国の能力育成に向けた大学院プログラムの円滑な実施・拡大のための支援
		24年度	(1) ユネスコについては、第190回執行委員会、第36回世界遺産委員会、無形文化遺産条約第7回政府間委員会、第2回文化財不法輸出入等禁止条約締約国会議等の国際会議に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献した。 世界遺産条約については条約採択40周年の記念の年にあったため、ユネスコの協力を得つつ、関連事業を実施した。 また、3つの日本信託基金を通じ約70件の事業を実施中であり、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復・振興の推進や、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献した。ユネスコとのレビュー会合を定期的実施し、事業の有効性を一層高めるべく改善すべき方向なども確認した。 (2) 国連大学については、我が国政府との協議を行い、また新旧学長交替前後に今後の方針等について緊密な意見交換を行った。また、我が国の推進する施策等について政府と連携した研究活動やセミナー・シンポジウムを開催した(24年度には震災関連4件、アフリカ関連2件、平和構築3件他)。また、平成22年に開設された大学院プログラムは順調に発展し、日本にある2つの研究所の9月入学修士課程の出願者は1,130名、うち25名が入学した。	同上
25年度		ユネスコについては、総会、執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産条約政府間委員会等の国際会議に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献し、世界遺産・無形文化遺産については我が国推薦案件の一覧表記載を目指すとともに、執行委員会		

			<p>委員国等の選挙での当選を目指す。また、3つの日本信託基金を通じ、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復・振興の推進や、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献する。</p> <p>国連大学については、我が国政府との協議や、TICADV関連行事や専門家ワークショップ等を通じて緊密な意思疎通を図るとともに、学位プログラムの発展等を通じて日本の産学界等との連携を促す。</p>
	26年度		<p>ユネスコについては、総会、執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産条約政府間委員会等の国際会議に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献し、世界遺産・無形文化遺産については我が国推薦案件の一覧表記載を目指すとともに、特に「持続可能な開発のための教育の10年」最終年にあたるため、今後10年についての議論に積極的に貢献する。また、3つの日本信託基金を通じ、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復・振興の推進や、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献する。</p> <p>国連大学については、我が国政府との協議や、専門家ワークショップ等の開催を通じて緊密な意思疎通を図るとともに、日本の産学界等との連携を促す。</p>
	27年度		<p>ユネスコについては、総会、執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産条約政府間委員会等の国際会議に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献し、世界遺産・無形文化遺産については我が国推薦案件の一覧表記載を目指す。また、3つの日本信託基金を通じ、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復・振興の推進や、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献する。</p> <p>国連大学については、我が国政府との協議や、専門家ワークショップ等の開催を通じて緊密な意思疎通を図るとともに、日本の産学界等との連携を促す。</p>
目標	—	ユネスコの各種会議への積極的な関与・貢献、途上国の文化財の保存・修復や人材育成事業の発掘と円滑な実施、国連大学との連携強化による、地球規模課題についての我が国の政策発信の推進と、途上国を中心とした能力育成事業への協力を図る。	
(2) 文化無償資金協力における、事業実施件数、裨益者の反応、報道振り、事業に関する評価			年度ごとの目標

基準	22年度	ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国と文化面での協力関係強化に資する案件を実施した。 一般文化無償資金協力 12件 草の根文化無償資金協力 22件	
	23年度	23年度はODAの方針等を踏まえた案件の実施に絞り込んだ結果、一般文化無償資金協力は22年度より6件少ない6件、草の根文化無償資金協力については22年度より4件少ない18件を実施した。案件実施に関する交換公文署名式や贈与契約署名式、供与式典等は現地プレスに幅広く報じられており、実施機関関係者からも活動の著しい改善など高い評価が得られている他、政府レベルの会談等においても実施に対する謝意が述べられた。また東日本大震災の発生を受け、これまで文化無償を実施した被供与国政府、機関、団体等が寄付・支援の申し出やチャリティイベント等を開催した。	ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国と文化面での協力関係強化に資する案件の実施
	24年度	24年度はODAの方針等を踏まえつつ、対日理解・親日感情醸成や我が国と文化面での協力関係強化に資する案件の実施に取り組んだ結果、一般文化無償資金協力は5件、草の根文化無償資金協力は20件を実施した。一般文化無償資金協力全5件と草の根文化無償資金協力10件について案件実施に係わる交換公文や贈与契約署名式の際には、写真や映像を伴う形で現地主要メディアにより幅広く報じられた。また被供与国政府や関係団体の様々な関係者から謝意が述べられた。	ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国と文化面での協力関係強化に資する案件の実施
	25年度		ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国と文化面での協力関係強化に資する案件の実施。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することにより、日本の顔が見える対日理解・親日感情醸成に寄与する。	
具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 グローバル化の進展とともに、インターネットやマスメディアの発達が急速に進み、世界各国は、相互依存を深めると同時に、各国の外交政策に国民が及ぼす影響力が高まっている。このような中、国際社会において対日理解を促進し、親日感を醸成するためには、開発途上国の文化の保全及び文化・教育振興を支援する二国間協力（文化無償資金協力）や多国間協力（ユネスコ、国連大学を通じた協力）を通じ、文化の分野での国際貢献を行うことが必要である。中でも、人類共通の貴重な財産たる世界遺産などについては、一度失われれば回復することは難しいものであるところ、危機にさらされている各国の文化遺産を次世代へ引き継ぐために我が国の高い技術力をもって協力を行うことが強く求められている。また、国連大学については、東京に本部のある唯一の国際機関で、世界13か所にネットワークを有する重要機関であり、様々な分野における我が国の取組を発信する上でこれを活用する必要がある。</p> <p>2 上記測定指標及び以下のとおり、施策は有効に実施され、「文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図ること」との施策の目標達成に向け進展が見られた。</p> <p>(1) ユネスコを通じた日本信託基金事業（有形文化遺産40件、無形文化遺産100件）は、これに裨益する国の国民にとってアイデンティティや誇りと直結する文化遺産に対する支援として関心を集めやすく、人的資源開発日本信託基金を通じた裨益国の人作りと並んで、各国で高い評価を受けているほか、日本独自の文化遺産保護の優れた技術や手法が国際的にも評価されていることから、裨益国の関係閣僚など高いレベルから我が国への謝意が示されるとともに、これを支える日本人専門家の存在が、我が国プレゼンスの向上に一層有効に資するものとなっている。</p>	

- (2) 国連大学については、日本政府とのハイレベル協議を含む機会を通じて、国連大学の国際貢献の戦略や日本との協力関係に基づく新規事業等について緊密な意見交換を行い、日本の産学界との連携を促進したことが、同大学を通じた国際協力を効果的かつ効率的に進める上で有効であった。なお、国連大学は、重要なイベントと情報発信の場として定着してきており、我が国政府と共催した代表的事例として、「軍縮・不拡散教育グローバル・フォーラム」を開催し、世界19カ国、4国際機関から政府関係者、NGO、メディア関係者など250人が参加し、長崎宣言を採択したことは注目を集めた。大学院プログラムを通じ、国際機関等で通用する人材の育成にも取り組んだ。こうした取組は途上国の能力育成への貢献を行い、我が国の関心にも応える上で、有効であった。
- (3) 世界遺産条約採択40周年では、我が国による記念最終会合を開催し、条約の今後のあり方についてや一定の方向性を示す成果文書をまとめる等、世界遺産条約の運用向上に貢献を行ったことが、同条約に対する積極的な我が国の姿勢を対外的にアピールする上で、有益であった。

3 上述のとおり予算及び人的投入資源に限られる中、実施された事業の裨益者の満足度も高く、また、文化協力事業のより効果的な実施を確保するための様々な取組を効率的に行った。特に、文化遺産保護に関する日本信託基金及び人的資源開発日本信託基金については、限られた投入資源を合理的に活用し効率性を高めるために、モニタリング活動の強化を求めると同時に、定期的なレビュー会合を実施し、各案件について詳細な意見交換を行った。

【課題と今後の方針】

- 1 文化遺産保護に関する日本信託基金及び人的資源開発日本信託基金による実施事業においては、実施国の治安状況、ガバナンス等により事業期間の変更や延期等が生じる場合もあるため、モニタリングの強化が課題となっている。このため、進捗状況等について随時報告等を受け、協議、対応することによって、事業の円滑な実施及び投入資源の効率性を維持するように努めていくこととする。
- また、近年日本によるこれらの基金への拠出額が激減する反面で、新興国等による資金的貢献及び影響力が高まっているため、我が国の立場と影響力を維持することが課題となっており、事業における我が国ビジビリティの向上や、執行の効率化を行っていく。実施事業は、一定期間の継続が必要な案件が多く、これ対応することが必要であり、ユネスコが2カ年予算4カ年事業となっていることも勘案し、随時見直し等を行いつつ、当該事業に必要な期間を検討していく。
- 2 無形文化遺産の分野においては、ユネスコ加盟国が設立・維持する下部機関である「アジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センター」が我が国に所在するところ、これを有効に活用していくことが課題である。25年度に無形文化遺産条約が条約採択10周年を迎えることをとらえ、同センターの活動を後押ししていくこととする。
- 3 国連大学については、引き続き同大学を通じた国際協力を効果的かつ効率的に進めることが課題であり、日本政府との協議の場を通じて緊密な意見交換を行い、産学界との連携を促進する。また、TICADV等我が国で行われる主要な国際会議の際には、関連行事等で貢献していく。大学院プログラムは、国連機関が提供する質の高い人材育成プログラムとして発展させることが重要であり、産学界との連携促進も強化しつつ、同プログラムの充実を引き続き支援する。
- 4 文化無償協力については、ODAの方針等を踏まえつつ、限られた予算を有効に活用した協力を継続することが求められている。開発途上国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することを念頭に置きつつ、対日理解、親日感情醸成につながる案件に重点を置いていく。

具体的施策名	6 国内報道機関対策の実施		
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」	
達成すべき目標	外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進すること		
具体的施策の概要	<p>外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ、政策の具体的内容や外務省の役割等について、報道機関対策の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。</p> <p>また、外交のあり方についての世論の動向を様々な方途を通じて的確に把握し、外交政策の企画、立案、実施の参考とする。</p>		
測定指標	(1) 記者会見等を通じた情報発信		年度ごとの目標
	基準	22年度	<p>21年度から実施したいわゆる記者会見のオープン化に基づき、インターネット・メディア、フリーランス記者等の計57名の記者が会見参加登録を行った。</p> <p>22年度の大記者会見は87回、副大臣会見は75回、外務報道官会見は40回実施された。さらに報道関係者に対し、政務レベル及び事務レベルによるブリーフを計71回、外務報道官によるオープンルームを7回実施したほか、文書による情報発信として、「外務大臣談話」、「外務報道官談話」を各々29回、83回、「外務省報道発表」を1,382回発出した。</p> <p>大臣をはじめとする政務三役によるTVインタビューは17回、新聞インタビューは17回実施した。発信力のある有識者や地方メディアに対しては、郵送、メール（週1回発送のメルマガを含む）、面談等を通じ定期的に情報を提供し、我が国外交政策に対する国民の理解増進に貢献した。</p>
	施策の進捗状況(実績)	23年度	
24年度			
			<p>記者会見、ブリーフ、「外務大臣談話」等の文書による情報発信、政務三役による新聞・TVインタビュー、メルマガの発信など、外交政策に関する多様な情報提供を通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。</p> <p>引き続き、記者会見等を通じた情報発信の強化に努める。</p>

		を1, 289回発出した。 大臣をはじめとする政務三役によるTVインタビューは12回、新聞インタビューは6回実施した。 有識者や地方メディアに対して、郵送、メール（含メルマガ週1回計51件）、面談等を通じ定期的に情報を提供し、我が国外交政策に対する国民の理解増進に貢献した。 また、積極的な情報発信として、尖閣諸島情勢に際して、有カメディア等を対象に日本の立場の正確な理解を促進するブリーフ8回を実施した。		
	25年度		外交政策に関する多様な情報提供を通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するため、報道関係者に対する政務レベル及び事務レベルによるブリーフ及び外務報道官によるオープンルームの実施回数の増加に努める。また、有識者や地方メディアに対して、郵送、メール等を通じ定期的に情報を提供する。	
	26年度		同上	
	27年度		同上	
目標	—	我が国の外交政策につき、国民の理解を増進する。		
	(2) 外務大臣、副大臣、外務報道官、副報道官による記者会見実施回数	基準値 21年度 233回	実績値 21年度 233回 22年度 248回 23年度 240回 24年度 256回 25年度 同左	目標値 — — 同左
	年度ごとの目標値		240 同左 同左	
具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 我が国の外交政策について国民の理解と信頼を得ることが不可欠であり、そのために、政策の具体的内容や外務省の役割等について、タイミング良く、包括的かつ分かりやすい説明を積極的に行うことが必要かつ重要である。また、直接広報、間接広報の手段を適切に選択して積極的な情報発信に努め、幅広い国民層に訴求する必要がある。加えて、国民の意見や世論動向を的確に把握し、外交政策の企画立案や実施の際の参考として適切に活用していく必要がある。</p> <p>2 上記測定指標及び以下のとおり、施策は有効に実施され、「外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進すること」との目標に向けて進展があった。</p> <p>(1) 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増し、また、海外において日本人や日本企業が脅威に直面する事案も生じる中、外務大臣自らが記者会見を通じて説明することが必要な外交政策、外交事案が増大している。それぞれの事案について適時適切に国民に情報提供するため24年度に計122回の記者会見を行ったことは、国民への説明責任を果たし、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する上で、また報道量の増加やより正確な報道がされる上で、効果があった。</p> <p>(2) 大臣をはじめとする政務三役が報道機関による個別のインタビューを受けたことは、国民の関心の高い分野について、直接的に国民に伝えるものであり、国民の理解を確保する上で効果があった。</p> <p>(3) 尖閣諸島情勢に関して、担当局部長や外務報道官他が、通信社、新聞社、テレビの幅広い関係者に対して直接説明を行い、積極的に情報を発信したことは、日本の立場についてのより正確な報道を確保する上で効果があった。</p> <p>(4) 重要外交案件やメディアの関心の高い事項について、報道関係者に対し、事務レベルによるブリーフ、外務報道官によるオープンルームの実施、文書による情報発信を迅速かつ積極的に行ったことは、外交政策に関する正確な報道を確保する上で効果があった。</p> <p>3 上述のとおり、資源の投入量に見合う適切な進展が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p>		

【課題及び今後の方針】

上記評価のとおり、情報発信は積極的かつ効果的に実施されたところ、引き続き同施策を推進することとするが、より効果的な施策の実施のため、以下の点を中心に施策を改善しつつ、引き続き着実に取り組んで行くこととする。

- 1 外交政策に関する報道を量・質ともに向上させる必要があり、ハイレベルでの情報発信の適切なタイミングでの実施に努める。
- 2 正確な報道の確保は重要な課題であり、報道関係者に対するブリーフや文書による情報発信を強化する。

具体的施策名		7 外国報道機関対策の実施		
具体的施策に関する評価結果		目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
達成すべき目標		外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進すること		
具体的施策の概要		<p>以下を通じて、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握するとともに、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。</p> <p>(1) 日本関連報道に関する情報収集・分析</p> <p>(2) 外国報道機関に対する情報発信・取材協力</p> <p>(3) 報道関係者招へい</p>		
測定指標	(1) 対日報道に関する情報収集・論調分析		年度ごとの目標	
	基準	22年度	9月の尖閣諸島沖での中国漁船による衝突事件、3月の東日本大震災等に伴う日本関連報道の大幅な増加に対応して、海外主要紙の日本関連報道を迅速かつ頻繁にとりまとめ、省内、総理官邸、関係省庁の用に供した。	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	東日本大震災以降の日本関連報道の大幅な増加に対応し、海外主要紙の日本関連報道を迅速かつ頻繁にとりまとめ、省内、総理官邸、関係省庁の用に供した。 ・主要英字紙の日本関連報道の要約作成及び配布(月～金、毎日) ・対日論調とりまとめ配布(72件)	日本関連報道に関する情報収集・分析を通じて、外国報道機関の日本関連報道の適切な把握に基づき、外国報道機関を通じ我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。
		24年度	・韓国大統領の竹島上陸、尖閣三島の所有権移転以降の尖閣諸島をめぐる情勢、安倍内閣の歴史認識等に関する日本関連報道の増加にも対応し、海外主要紙の日本関連報道を迅速かつ頻繁にとりまとめ、省内、総理官邸、関係省庁の用に供した。 ・主要英字紙の日本関連報道の要約作成及び配布(月～金、毎日) ・対日論調とりまとめ配布(66件)(韓国大統領竹島訪問・尖閣諸島をめぐる情勢・北朝鮮ミサイル発射等の重要案件に関しては、特集号を作成して配布した)	引き続き東日本大震災に関連した風評東対策及び「日本ブランド」の復活・強化のための効果的な情報発信を行っていく必要があり、また24年度実施される予定の機構改革により、より総合的な広報戦略のもと外国メディアに対しても情報発信を行っていく必要があるところ、外国報道機関の日本関連報道の適切な把握に基づき、外国メディアに対する情報発信戦略を立案し、効果的にインタビュー、記者会見、その他取材協力などを設定し、対外発信する。
		25年度		外国報道機関を通じ我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信することを目的に、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握し、日本関連報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析結果を迅速かつ頻繁に省内、総理官邸、関係省庁の用に供することにより、我が国外交政策の形成に資する。
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	—	外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。	
	(2) 外国メディアに対する情報発信・取材協力		年度ごとの目標	
	基準	22年度	外国メディアによる総理、外務大臣等へのインタビュー、外務大臣等による寄稿、外国メディアに対する記者会見・ブリーフィング、英文プレスリリースの発出、電子メールでの情報提供、外国メディアからの照会への回答等を通じて、我が国の主要外交課題に関	

	<p>する政策や立場等に関する情報を発信し、日本関連報道に反映された。また、外務大臣記者会見記録の英訳を大幅に迅速化する等、迅速かつ正確に情報を発信した。事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては、在外公館等を通じて迅速に抗議の申し入れ・反論投稿掲載の働きかけを行い、諸外国における正しい対日理解を促進した。</p>	
<p>施策の進捗状況(実績)</p>	<p>23 年度</p> <p>外国メディアによる総理、外務大臣等へのインタビュー、総理、外務大臣等による寄稿、外国メディアに対する記者会見・ブリーフィング、英文プレスリリース等の発出等を通じ、我が国の主要外交課題に関する政策や立場等について情報を発信し、日本関連報道に反映された。また、外務大臣記者会見に日英同時通訳を導入し、より迅速に对外発信を行った。</p> <p>震災関連で多く見られた事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては、在外公館等を通じて迅速に抗議の申し入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反論投稿掲載の働きかけを行った他、頻繁に在京外国プレス向けのブリーフィングや寄稿等を実施し、諸外国における正しい対日理解を促進した。 ・総理・官房長官・官房副長官・外務大臣・同副大臣・同政務官に対するインタビュー：49 回 ・外務副報道官等による外国メディア向け定例記者会見：78 回・外国プレス向け英文資料の発出：610 件 ・外国メディアに対する抗議、反論投稿掲載等の申し入れ：73 回 ・大臣会見に参加した外国プレスの延べ人数：60 人（注：参加登録制ではないため推計値。） 	<p>東日本大震災関連で多く見られた事実誤認・偏見等に基づく報道に対する抗議の申し入れ、反論投稿掲載の働きかけなど、外国報道機関に対する情報発信・取材協力を通じて、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に对外発信する。</p>
	<p>24 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国メディアによる総理・外務大臣等へのインタビュー、総理・外務大臣等による寄稿、記者会見・ブリーフィング、外国メディア向け資料の発出等を通じ、竹島・尖閣諸島を巡る情勢や主要外交案件等に関する我が国の立場等について情報を発信し、日本関連報道に反映された。事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては、迅速に反論投稿・申し入れを実施し、諸外国における正確な対日理解を促進した。以上のような外国メディア対策の企画・立案に当たっては、必要に応じて外部専門家の知見も効果的に活用した。 ・日英同時通訳付の大臣会見を通じ、より迅速かつ効果的に对外発信を行った。大臣会見に参加した外国プレスの延べ人数：132 人（注：参加登録制ではないため推計値。） ・総理・副総理・官房長官・官房副長官・外務大臣・同副大臣・同政務官に対するインタビュー：45 回 ・外務副報道官等による外国メディア向け定例記者会見：35 回 ・外国プレス向け英文資料の発出（プレスリリース、談話、概要）：548 件 ・外国メディアに対する抗議、反論投稿掲載等の申し入れ：320 回 ・外国テレビチームに対する番組制作支援：6カ国 	<p>日本関連報道に関する情報収集・分析結果に基づき、24 年度は、東日本大震災によりもたらされた風評被害を解消し、日本ブランドの復活・強化及び我が国政策の正当性を発信すべく、外国報道機関を通じ我が国の政策・立場について、迅速・正確かつ効果的に对外発信する。</p>

		で合計約 17 時間分の日本特集番組を放映（4 月 24 日現在）						
	25 年度			以下の手段を通じ、外部専門家の知見も活用しながら、我が国の政策・立場について、迅速・正確かつ効果的に対外発信する。 ・外務大臣記者会見等 ・総理・官房長官・官房副長官・外務大臣・同副大臣・同政務官に対するインタビュー等 ・外務副報道官等による外国メディア向け定例記者会見 ・外国プレス向け英文資料 ・反論投稿・申し入れ ・テレビチームに対する番組制作支援等				
	26 年度			同上				
	27 年度			同上				
目標	—	外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。						
(3) 外国記者招への戦略的实施				年度ごとの目標				
基準	22 年度	外国記者に日本を訪問して取材をする機会を提供し、正確な対日理解に基づく記事の執筆・掲載を促進した。また、記者招へいを戦略的に実施するために計画を立案し実施した。 ・招へい人数：57 人 ・掲載記事：167 件						
施策の進捗状況(実績)	23 年度	主に東日本大震災後の日本の復興状況を伝えることをテーマとし、外国記者に日本を訪問して取材をする機会を提供し、正確な情報に基づく記事の執筆・掲載を促進した。 ・招へい人数：87 人 ・掲載記事：286 件（平成 24 年 5 月 28 日現在）		東日本大震災後の日本の復興状況を伝えることを中心として、報道関係者招へいを通じて、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。				
	24 年度	風評被害対策等を念頭に置き、日本に関する正確な報道のために、外国記者に日本を訪問して取材をする機会を提供し、正確な対日理解に基づく記事の執筆・掲載を促進した。 ・招へい人数：38 カ国 51 人 ・掲載記事：142 件（平成 25 年 4 月 23 日現在）		東日本大震災によりもたらされた風評被害を解消し、日本ブランドの復活・強化やその他我が国政策の正当性の発信のため、報道関係者招へいを通じて効果的な発信に努める。				
	25 年度			風評被害対策としての情報発信やその他我が国政策の正当性の発信を含め、外国記者に日本を訪問して取材をする機会を提供し、正確な情報に基づく記事の執筆・掲載を促進する。				
	26 年度			同上				
	27 年度			同上				
目標	—	外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。						
(4) 日本関連報道件数		基準値	実績値				目標値	
		—	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	—
		—	142 万件	127 万件				—
年度ごとの目標値				130 万件	124 万	同左	同左	

具体 評価 【総括】

<p>的施策に関する評価結果</p>	<p>結果に関する総括</p> <p>1 24年度は、引き続き東日本大震災後の風評被害対策のための情報発信が必要とされた他、韓国大統領の竹島上陸、また日本政府による尖閣三島の所有権取得後の中国の対応振りを受けて、竹島や尖閣諸島に関する、領土保全のための情報発信の必要性が高まった。また、こうした情報発信を効果的に行うために、日本関連報道振りについて情報収集・分析をする必要があった。</p> <p>2 上記測定指標及び以下のとおり、施策は有効に実施され、「外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進すること」との目標の達成に向けて相当な進展があった。</p> <p>(1) 竹島及び尖閣諸島を巡る情勢に関する我が国の立場を発信するため、以下の取組の成果として、竹島については、国際法に基づき平和的解決を求める日本の立場への支持・理解、及び竹島に領土紛争が存在する事への国際的認知が拡大するとともに、尖閣諸島については、日本の領有権に関する法的主張や冷静な対応振りに対する支持・理解が拡大した。また、不適切な報道への反論投稿・申し入れの結果、外国メディアの論調の改善にも一定の成果が上がった。</p> <p>ア 総理大臣、外務大臣、各国駐在の大使等による外国メディアのインタビュー、記者会見、寄稿、外務本省及び在外公館からの外国メディア関係者に対する個別のブリーフィング等を通じて、国内外への積極的な発信を実施した。</p> <p>イ 竹島や尖閣諸島に関する不適切な報道に対しては、迅速な反論投稿・申し入れを行った。</p> <p>ウ 本省からは、情勢に応じた適切なメッセージを策定するとともに、ポジション・ペーパー等の各種プレス向け資料を作成し、本件外国メディア対策に積極的に活用した。</p> <p>エ 以上の外国メディア対策の企画・立案及びメッセージ・資料の策定に当たっては、外部専門家の知見も効果的に活用した。</p> <p>(2) 24年度は、東日本大震災の風評被害対策等をテーマとして51人の外国プレス招へいを実施した。その結果、4月25日時点で142件の記事が掲載され、震災後の日本の状況を世界に広く発信され、我が国の状況についての理解の拡大に効果があった。</p> <p>(3) 近年、外国報道機関の駐日支局が縮小する傾向にある中で、特に日本に支局を有さない報道機関については、報道関係者招待等により本国の記者に日本取材の機会を設けることなどに努めたところ、外国メディアの報道における日本のプレゼンスを高める上で効果的であった。</p> <p>(4) さらに、こうした発信を行う前提として、外国メディアによる対日報道状況を迅速に把握し、外務省のニーズに沿った形で分析しているところ、非常に有効であった。</p> <p>3 上述のとおり、資源の投入量に見合う適切な進展が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。以上のとおり、限られた予算と人的資源を活用し、外国プレス対策に関して大きな効果を得た。</p> <p>【課題と今後の方針】</p> <p>「達成すべき目標」に向けた本施策のさらなる進展のための課題及び今後の方針は以下のとおり。</p> <p>1 外国メディアの駐日支局員が減少傾向にある中、また、領土保全に関する情報発信の必要性が高まる中、影響力を有するメディア及び記者の関心や理解を促進することが課題であり、引き続き迅速かつタイムリーな情報発信、的確な働きかけを行う。また、このため、迅速かつ正確に外国メディアによる日本関連報道の情報収集・分析を行い、外部専門家の知見も活用し、効果的・戦略的に、領土保全の取組や震災復興等の我が国の政策・立場について情報発信を実施する。加えて、外国報道関係者招へいを強化し、効率的・戦略的に情報発信を行う。</p> <p>2 外国メディアに対する効率的・戦略的な発信の強化のためには、省員の情報発信戦略の立案能力を高め、ノウハウの共有・蓄積が課題となっている。このため、省員の情報発信戦略の立案能力及びメディア適応能力の向上を図り、ノウハウを共有・蓄積する。</p>
--------------------	--

<p>学識経験者有する者の知見の活用</p>	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <p>○我が国の「パブリック・ディプロマシー」は、質量ともに不足していることが指摘されて久しい。それは、予算や人員といった側面の他に、相手の認識に働きかけるための「戦略性」の問題でもある。年度ごとの具体的な目標設定や進捗状況の評価には必ずしもなじまないが、諸外国の認識の中長期的変化に、継続的に注意を払い続けることが重要だろう。</p>
------------------------	--

○具体的施策のうち「外国報道機関対策の実施」については、「目標の達成に向けて相当な進展があった」と評価しているが、実績値等を見る限りは、「進展があった」と評価することはできても、これを「相当な進展」と評価することは難しい。

施策全体については、明確な意図のもとに着実な取組が行われており、「目標の達成に向けて進展があった」との評価は妥当なものと評価する。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

1 国内広報の実施

- ・外務省ホームページ（「外務大臣コーナー」等）
- ・平成 25 年版外交青書
- ・外交専門誌「外交」

2 海外広報の実施

- ・海外における対日世論調査
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/pr/yoron.html>

3 IT 広報の実施

- ・外務省ホームページ（日本語）（<http://www.mofa.go.jp/mofaj>）
- ・外務省ホームページ（英語）（<http://www.mofa.go.jp>）
- ・外務省ホームページ（携帯版・日本語）（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/m>）
- ・外務省ホームページ（携帯版・英語）（<http://www.mofa.go.jp/mobile>）
- ・在外公館ホームページ一覧（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html>）
- ・外務省フェイスブックアカウント（日本語・英語）
- ・外務省ツイッターアカウント（日本語・英語）

4 国際文化交流の促進

なし

5 文化の分野における国際協力の実施

- ・ユネスコホームページ（<http://unesco.org/new/en/unesco>）
- ・国連大学ホームページ（<http://www.unu.edu/>）

6 国内報道機関対策の実施

- ・外務省ホームページ（「外務大臣コーナー」等）
- ・平成 25 年版外交青書
- ・外交専門誌「外交」

7 外国報道機関対策の実施

- ・外務省ホームページ（日本語版：www.mofa.go.jp/mofaj、英語版：www.mofa.go.jp）
- ・（財）フォーリン・プレスセンターのホームページ
（日本語版：www.fpcj.jp/?ml_lang=ja、英語版：www.fpcj.jp/?ml_lang=en）

担当部局名	大臣官房（外務報道官・広報文化組織）	作成責任者名	広報文化外交戦略課長 新居 雄介	政策評価実施時期	平成 25 年 8 月
-------	--------------------	--------	---------------------	----------	-------------

基本目標Ⅳ 領事政策

施策Ⅳ-1 領事業務の充実

施策名	領事政策																													
達成すべき目標	<p>海外邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進及び国内外における人的交流の拡大・深化のための措置を実施すること</p> <p>1 領事サービスの充実</p> <p>(1) 領事サービス・邦人支援策を向上・強化すること</p> <p>(2) 領事業務実施体制を整備すること</p> <p>(3) 国民の円滑な海外渡航の確保のために、日本旅券に対する国際的信頼性を確保すること</p> <p>2 海外邦人の安全確保に向けた取組</p> <p>(1) 海外邦人の安全対策を強化すること（広報・啓発）</p> <p>(2) 海外邦人の援護体制を強化すること（基盤・体制）</p> <p>3 外国人問題への対応強化</p> <p>(1) 日本への入国を希望する外国人への対応の強化により、人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化への要請に応えること</p> <p>(2) 災害時を含む、在日外国人支援に係る取組を積極的に進めること</p>																													
施策の概要	<p>1 領事サービスの充実</p> <p>(1) 邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組 海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT化を推進するとともに、領事窓口サービスの向上等の取組を進める。</p> <p>(2) 領事担当官の能力向上 国民に対し質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに、領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行う。</p> <p>(3) 国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理 日本旅券の信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関（ICAO）の国際標準に準拠し、高度な偽変造防止対策を講じたIC旅券の確実な発給・管理に努める。</p> <p>2 海外邦人の安全確保に向けた取組</p> <p>(1) 海外邦人の安全対策の強化 海外に渡航・在留する邦人の安全対策を強化し得るよう、海外邦人自身の安全対策意識の醸成・増進のための啓発に努めるとともに、そのための的確な情報収集・発信力の強化を図る。</p> <p>(2) 海外邦人の援護体制の強化 邦人保護業務に当たる在外公館の危機管理・緊急事態対応体制を強化するとともに、業務の円滑かつ確実な実施のため、緊急対応や精神医療、遺体鑑定等に関する専門性の導入及び内外の機関・団体との協力関係・ネットワーク化を進め、効率的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図る。</p> <p>3 外国人問題への対応強化</p> <p>(1) 人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化に係る要請への対応 人的交流促進のため、入国管理上問題のないと見られる外国人に対してビザ面での便宜を図る一方、我が国社会の安全のため、ビザ審査を適切に行う。また、ビザ審査を効率的に行うため、外務本省と在外公館を結ぶビザ広域ネットワークシステム（査証（ビザ）事務支援システム）を拡充する。</p> <p>(2) 在日外国人に係る問題への取組 外国人の受入れと社会統合、大規模災害時を含む在日外国人への支援、外国人住民が多数居住する自治体との連携など、外国人問題に係る議論を行う国際ワークショップを開催し、在日外国人に関する問題の緩和・解決に積極的に取り組む。</p>																													
施策の予算額・執行額等	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="177 1921 344 2119">区分</th> <th data-bbox="344 1921 568 1960">22年度</th> <th data-bbox="344 1960 568 1998">23年度</th> <th data-bbox="344 1998 568 2036">24年度</th> <th data-bbox="344 2036 568 2119">25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="177 1960 344 1998">当初予算 (a)</td> <td data-bbox="344 1960 568 1998">15,622,576</td> <td data-bbox="344 1960 568 1998">15,258,027</td> <td data-bbox="344 1960 568 1998">14,609,817</td> <td data-bbox="344 1960 568 1998">14,371,470</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 1998 344 2036">補正予算 (b)</td> <td data-bbox="344 1998 568 2036">△47,818</td> <td data-bbox="344 1998 568 2036">205,258</td> <td data-bbox="344 1998 568 2036">0</td> <td data-bbox="344 1998 568 2036">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 2036 344 2074">繰越し等 (c)</td> <td data-bbox="344 2036 568 2074">△5,755</td> <td data-bbox="344 2036 568 2074">5,755</td> <td data-bbox="344 2036 568 2074"></td> <td data-bbox="344 2036 568 2074"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 2074 344 2119">合計 (a+b+c)</td> <td data-bbox="344 2074 568 2119">15,569,003</td> <td data-bbox="344 2074 568 2119">15,469,040</td> <td data-bbox="344 2074 568 2119"></td> <td data-bbox="344 2074 568 2119"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	当初予算 (a)	15,622,576	15,258,027	14,609,817	14,371,470	補正予算 (b)	△47,818	205,258	0	—	繰越し等 (c)	△5,755	5,755			合計 (a+b+c)	15,569,003	15,469,040						
区分	22年度	23年度	24年度	25年度																										
当初予算 (a)	15,622,576	15,258,027	14,609,817	14,371,470																										
補正予算 (b)	△47,818	205,258	0	—																										
繰越し等 (c)	△5,755	5,755																												
合計 (a+b+c)	15,569,003	15,469,040																												

	執行額 (千円, d)	15,082,586	14,946,109		
施策に 関係する 内閣の重要 政策 (施政 方針演 説等の うち主 なもの)	<p>1 領事サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第177 回国会外交演説 (平成23年1月24日) (総合的な外交の能力強化のための環境作り) 「・・・世界各地で活躍する多くの日本人及び海外に進出する日本企業が力を発揮できるよう環境作りに努めるとともに、適切に支援し、・・・」 ・ 第183 回国会における岸田外務大臣の外交演説 (平成25年2月28日) 「世界各地で活躍する日本人や日本企業を多様な脅威から守り、支援していくことの重要性を痛感しております。」 ・ IT 新改革戦略 (IT 戦略本部決定) (平成18年1月19日) <p>2 海外邦人の安全確保に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第183 回国会総理大臣所信表明 (平成25年1月28日) (冒頭挨拶) 「無辜の市民を巻き込んだ卑劣なテロ行為は、決して許されるものではなく・・・国民の生命・財産を守り抜きます。」 ・ 第183 回国会外交演説 (平成25年2月28日) (多様な脅威に直面する日本人・日本企業の安全対策・外向的取組の強化) 「・・・海外の最前線で活躍する日本人や日本企業の安全対策を強化していきます・・・在留邦人に対する迅速かつ的確な安全情報の提供・周知等に取り組みます。」 <p>3 外国人問題への対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「新成長戦略2011」について (平成23年1月25日閣議決定) 国際医療交流 (外国人患者の受入れ) 中国人個人ビザの取得容易化 ・ 「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」について (平成22年9月10日閣議決定) 医療・介護分野での需要・雇用創出 (「医療滞在ビザ」の設置) ・ 「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」について (新成長戦略実現に向けたステップ2) (平成22年10月8日閣議決定) 新成長戦略の推進・加速 医療サービスの情報化促進・国際化推進 (「医療滞在ビザ」の創設) ・ 第176 回国会所信表明演説 (平成22年10月1日) 経済成長の実現—経済対策と新成長戦略の推進 ・ 「高度人材受入推進会議」の報告書 (平成21年5月29日) イノベーションによる経済成長 ・ 東日本大震災からの復興の基本方針 (平成23年7月29日) 我が国の活力となる外国人の受入れ促進 ・ 第183 回国会における安倍総理施政方針演説 (平成25年2月28日) 観光立国を推進 				

施策名	領事政策	
施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」
達成すべき目標	海外邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進及び国内外における人的交流の拡大・深化のための措置を実施すること	

具体的施策名	1 領事サービスの充実	
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」
達成すべき目標	(1) 領事サービス・邦人支援策を向上・強化すること (2) 領事業務実施体制を整備すること (3) 国民の円滑な海外渡航の確保のために、日本旅券に対する国際的信頼性を確保すること	
具体的施策の概要	(1) 邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組 海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT化を推進するとともに、領事窓口サービスの向上等の取組を進める。 (2) 領事担当官の能力向上 国民に対し質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに、領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行う。 (3) 国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理 日本旅券の信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関（ICAO）の国際標準に準拠し、高度な偽変造防止対策を講じたIC旅券の確実な発給・管理に努める。	

測定指標	(1) 利用者の評価等サービスの向上		年度ごとの目標	
	基準	—	在外公館の領事窓口利用者の評価	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	領事業務のIT化の推進、領事シニアボランティアによる領事窓口サービスの向上、領事業務実施体制の着実な整備、在外選挙人名簿登録の促進、IC旅券の適切な発給・管理等により、邦人の権利を確保するとともに、邦人の海外生活・海外渡航における利便性が高まった。 (10, 11月に管轄区域に300名以上の邦人が居住する在外145公館の在留邦人等を対象に実施した、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」の結果、在外公館の領事窓口の対応では80%、入館時の受付対応では66%、電話の対応では76%が「丁寧な対応」と回答した。)	在外公館の領事サービスの維持・向上 (領事窓口対応についてのアンケート調査で、「丁寧な対応」の割合を80%以上に維持する。)
		24年度	領事業務のIT化の推進、領事シニアボランティアによる領事窓口サービスの向上、領事業務実施体制の着実な整備、在外選挙人名簿登録の促進、IC旅券の適切な発給・管理等により、邦人の権利を確保するとともに、邦人の海外生活・海外渡航における利便性が更に高まった。 (10, 11月に管轄区域に300名以上の邦人が居住する在外149公館の在留邦人等を対象に実施した、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」の結果、在外公館の領事窓口の対応では82%、入館時の受付対応では63%、電話の対応では73%が「丁寧な対応」と回答した。)	在外公館の領事サービスの維持・向上 (領事窓口対応についてのアンケート調査で、「丁寧な対応」の割合を80%以上に維持する。)
		25年度		在外公館の領事サービスの維持・向上(領事窓口対応についてのアンケート調査で、「丁寧な対応」の割合を80%以上に維持するとともに、「丁寧な対応」には属さない「普通」及び「丁寧ではない」との評価について分析し、可能な限り「丁寧な対応」と評価されるよう努める。
26年度			同上	

	27年度		同上
目標	—	在外公館の領事サービスの向上に対する利用者の高い評価を維持・向上させる。 (領事窓口対応については、アンケート調査で「丁寧な対応」の割合を80%以上に維持する。)	
(2) 領事研修の実施			年度ごとの目標
基準	—	研修内容の充実及び着実な実施	
施策の進捗状況(実績)	23年度	1 領事初任者研修を2回実施し、また領事中堅研修を1回実施した。合計3回の研修に在外公館の領事担当官29名及び領事担当として赴任する予定の46名が受講した。 2 在外公館警備対策官研修に約50時間の領事研修の時間を設けた。79名が受講した。 3 官房要員事務研修に約9時間の領事研修の時間を設けた。32名が受講した。 4 現地職員本邦研修において領事研修を実施した。7名が受講した。 5 領事担当として赴任する者を対象に赴任前研修を実施した。4回で25名が受講した。 6 在外公館においてもニューヨーク総領事館において在外領事中間研修を行い、本省から2名及び北米地域から24名の領事が受講した。	研修内容を充実させつつ、着実に実施する。
	24年度	1 領事初任者研修を2回実施し、また領事中堅研修を1回実施した。合計3回の研修に在外公館の領事担当官34名及び領事担当として赴任する予定の39名が受講した。 2 在外公館警備対策官研修に約50時間の領事研修の時間を設けた。77名が受講した。 3 官房要員事務研修に約9時間の領事研修の時間を設けた。39名が受講した。 4 現地職員本邦研修において領事研修を実施した。13名が受講した。 5 領事担当として赴任する者を対象に赴任前研修を実施した。7回で22名が受講した。 6 在外公館においても在フランス大使館において在外領事中間研修を行い、本省から3名及び欧州地域から25名の領事が受講した。	研修内容を充実させつつ、着実に実施する。
	25年度		研修内容を充実させつつ、着実に実施する。 なお、在外公館においては在エジプト大使館で在外領事中間研修を行う予定。
	26年度		研修内容を充実させつつ、着実に実施する。
	27年度		同上
	目標	—	領事研修の内容を充実させつつ、着実に実施する。
(3) 日本人学校・補習授業校への援助			年度ごとの目標
基準	—	日本人学校・補習授業校への援助の実施	
施策の進捗状況(実績)	23年度	援助対象となる日本人学校は88校、補習授業校は203校となり、海外に在住する学齢児童・生徒のうち、日本人学校にも補習授業校にも通学していない者を差し引いた約55%が政府援助の対象となった。	—
	24年度	援助対象となる日本人学校は88校、補習授業校は203校となり、海外に在住する学齢児童・生徒のうち、日本人学校	海外子女に対し、義務教育を可能な限り負担の少ない形で受けることができる

		にも補習授業校にも通学していない者を差し引いた約55%が政府援助の対象となった。	ようにする。				
	25年度		海外子女に対し、義務教育を可能な限り負担の少ない形で受けることができるようにする。 特に、現地採用教員・講師の謝金の執行に力を入れる。				
	26年度		海外子女に対し、義務教育を可能な限り負担の少ない形で受けることができるようにする。				
	27年度		同上				
目標	—	海外子女に対し、義務教育を可能な限り負担の少ない形で受けることができるようにする。					
(4) IC旅券の発給状況			年度ごとの目標				
基準	22年度	4,090,090冊のIC旅券(一般旅券)を発給した。					
施策の進捗状況(実績)	23年度	3,985,224冊のIC旅券(一般旅券)を発給し、国民の海外渡航の円滑化に寄与した。	IC旅券の円滑な発給を行う。				
	24年度	3,822,802冊のIC旅券(一般旅券)を発給し、国民の海外渡航の円滑化に寄与した。	同上				
	25年度		IC旅券の円滑な発給を行う。また、法定受託として旅券事務を実施している各都道府県に対する研修及び定例会議を通し、より質の高い旅券行政を目指す				
	26年度		同上				
	27年度		同上				
目標	—	IC旅券の円滑な発給を行う。また、法定受託として旅券事務を実施している各都道府県に対する研修及び定例会議を通し、より質の高い旅券行政を目指す。					
(5) 領事窓口対応についてのアンケート調査結果:「丁寧な対応」の割合	基準値	実績値					目標値
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
	84%	80%	82%				—
年度ごとの目標値		—	基準値程度(80%以上)を維持する。	同左	同左	同左	
(6) 在留届の電子届出率(利用率)	基準値	実績値					目標値
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
	35.4%	35.9%	38.6%				—
年度ごとの目標値		—	39.4%	42.9%	46%	50%	
(備考) 在留届電子届出システムの利用率は23年度35.9%であるところ、本システム利用は海外の邦人を対象としており、国内のオンライン利用率と同様に評価することは難しいが、政府の「IT新改革戦略」(IT戦略本部決定)におけるオンライン利用率を「50%以上」との目標が定められているところ、27年度までに右目標に近づける。							
(7) メールマガジン配信システム及び緊急一斉通報利用可能公館数	基準値	実績値					目標値
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
	①約100公館 ②約200公館	同左	同左				—

年度ごとの目標値		—	年間約5百万通程度のメールマガジン発信サービスを維持*	同左	同左	同左	
* (備考) メールマガジン配信システムは大・中規模公館を中心に98公館に対するサービスを行うとともに、一部の通信インフラ未整備公館を除き、右システムの機能を利用して緊急一斉通報を行うシステムを開発し21年度から約215公館で運用開始したことから当初の目標を達成しており、今後は22年度と同程度の年間約5百万通程度のメールマガジン発信サービスを維持する。							
(8) 在外選挙人名簿登録申請件数及び同登録者数の伸び(単位:万人) ①在外選挙人名簿登録者数(年度末) ②年間新規登録者数(年度末)	基準値	実績値					目標値
	20年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
	①11.29 ②1.82	①11.73 ②1.08	①11.96 ②1.43				—
年度ごとの目標値		—	①14.5 ②2.2	—	—	—	
(備考) 本指標の詳細については、成果重視事業「在外選挙人名簿登録推進」を参照。							
(9) 領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展 ①年間運用経費削減(17年度比) ②年間業務処理時間削減(17年度比)	基準値	実績値					目標値
	17年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度
	—	— (旅券システム刷新に係る詳細設計終了)	— (旅券システム刷新に係る移行作業終了)				① ▲6.97億円 ② ▲10,740時間
年度ごとの目標値		— (旅券システム刷新に係る詳細設計終了)	①— ② ▲5,790時間	①— ② ▲5,790時間	① ▲5.28億円 ② ▲10,740時間	① ▲6.97億円 ② ▲10,740時間	
(10) 旅券の不正使用把握件数(括弧内は関連した旅券の冊数)(暦年)	基準年	実績値					目標値
	—	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	—
	—	52(114)					—
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	【総括】
		<p>1 海外における邦人の利益を保護し、増進するために、領事事務のIT化、領事窓口のサービス向上、領事担当官の能力向上、在外選挙人登録の推進、偽変造防止等のための高度な技術を取り入れた旅券の発給等様々な手段を通じて邦人の活動・生活基盤の安定化のための支援を強化する必要がある。また、邦人の海外渡航を円滑化し、また不正使用による不審者の渡航を防止するためにも、偽造防止等の高度な技術を取り入れた旅券の発給・普及に努める必要がある。</p> <p>2 上記測定指標及び以下のとおり、「領事サービスの充実」との目標に向けて進展があった。</p> <p>(1) 領事窓口サービスの向上について、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」の結果で前回よりも「丁寧な対応」の回答割合が伸びたところ、本官や現地職員が利用者の立場に立って対応していることが、評価されたものと認識している。なお、同割合が伸びた事からそれ以外の「普通」及び「丁寧ではない」との回答の割合が相対的に下がったが、その中でも「丁寧ではない」との回答が10%を超えている公館については、個別に指導し、公館毎に自己検証を踏まえた上で、改善に向けて取り組んだ。また、平成15年から始まった、領事シニアボランティアによる取組によって、経験が着実に蓄積され、領事シニアボランティアの意見も現場に適切に活用されてきている。</p> <p>(2) IC旅券の適切な発給・管理等については、23年までの5年間、旅券の不正使用が減少傾向にあったもの</p>

の、平成 24 年では若干の増加が見られた。しかしながら旅券の不正取得については、昨年同様、その改善対策に真摯に取り組んできた結果、把握件数が減少したことは、旅券の国際的信用を高める上で効果があったと言える。

(3) 日本人学校・補習授業校への援助については、日本人学校現地採用教員、補習授業校現地採用講師の政府援助の水準を維持することにより、学校運営の安定化と、通学児童生徒の授業料低廉化に資することができた。

3 限られた予算や人員の効率的な活用に配慮し、投入資源に見合った成果が得られた。特に、18 年度から行っている領事業務の IT 化の推進について、22 年度に領事利便支援システムに追加された邦人援護支援機能により、業務処理時間が今後削減されることが期待される（年間約 470 時間、約 150 万円の削減に相当）。

【課題と今後の方針】

1 邦人の海外渡航や在留邦人の数は、外務省の領事担当部門の予算や人的体制をはるかに上回る規模で増大してきており、特に窓口業務につき、今後一層合理化かつシステム等の支援を得て効率的に対応していくことが課題となっている。このため、申請・届出等に係る手続の一層の簡素化に努める等の取組を進める。また、常に国民の立場に立って、丁寧な対応を図ることが課題であるところ、領事窓口サービス向上に関するアンケート結果をよく分析しながら、「丁寧ではない」又は「普通」との回答の割合を低下させることにも努める。

2 領事サービスに対するニーズの高まりとともにニーズの種類も非常に多様化してきている中、限られた人員体制の中で、日頃提供しているサービスの質の維持・向上を図ることが課題である。このため、領事業務初任者や他省庁・自治体等出身職員へのきめ細かな研修の継続、領事業務経験者等による領事業務初任者等に対する業務指導・支援体制の強化、専門性の高い領事担当者の育成強化のための取組を行う。

3 領事業務の IT 化は、より効率的な領事サービスを行う上で、引き続き重要であり、来年度以降、司法共助、管海事務等の分野もその対象としていく予定である。

4 日本旅券の信頼性を確保し、国民の円滑な海外渡航を確保することが課題である。このため、ICAO の標準に準拠した IC 旅券の発給を継続するとともに、今後予定される国際的な IC 旅券の高度化・標準化作業に引き続き参加し、対応する。なお、来年度以降、司法共助、管海事務等の分野も取り込んでいく。

具体的施策名	2 海外邦人の安全確保に向けた取組			
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」		
達成すべき目標	(1) 海外邦人の安全対策を強化すること (広報・啓発) (2) 海外邦人の援護体制を強化すること (基盤・体制)			
具体的施策の概要	(1) 海外邦人の安全対策の強化 海外に渡航・在留する邦人の安全対策を強化し得るよう、海外邦人自身の安全対策意識の醸成・増進のための啓発に努めるとともに、そのための的確な情報収集・発信力の強化を図る。 (2) 海外邦人の援護体制の強化 邦人保護業務に当たる在外公館の危機管理・緊急事態対応体制を強化するとともに、業務の円滑かつ確実な実施のため、緊急対応や精神医療、遺体鑑定等に関する専門性の導入及び内外の機関・団体との協力関係・ネットワーク化を進め、効率的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図る。			
測定指標	(1) 情報発信基盤の強化に向けた取組		年度ごとの目標	
	基準	—	現地安全情報の提供及び安全対策の広報・啓発	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	安全対策関係団体・個人等と安全情報収集のための委嘱契約を締結し、現地治安情報の収集と邦人援護が発生した場合の側面支援・協力を求めた。さらに、海外における多様な危険をより身近に感じることができる資料(海外邦人事件簿、安全の手引き等)を改訂の上、海外安全ホームページ、メールマガジン及び各種パンフレット等を通じて情報提供する等、海外安全対策に関する広報・啓発を実施した。	海外安全情報の収集・発信の強化、安全対策情報を適切且つ的確に提供・普及する。
		24年度	海外安全情報収集のための委嘱契約に基づき、24年度は31公館40名の情報提供者から当該国・地域における安全対策情報について、毎月各在外公館宛に提供があった。 各在外公館では、各方面より収集した安全情報を在留邦人向けメールリストや在外公館ホームページ並びに安全対策連絡協議会等の機会を通じて、在留邦人向けに情報の発信に努めた。 本省では、各在外公館より寄せられた情報を基に、24年度は500件を超える渡航情報(危険情報、スポット情報、広域情報など)を海外安全ホームページを通じて発信した。 また、「海外安全虎の巻」(23万7千部)や「海外で困ったら～大使館・総領事館のできること」(25万6千部)などの広報啓発パンフレットを作成し、全国の都道府県旅券事務所や大手旅行会社、大学生協等に配布するとともに、講演会やセミナー等でも参加者に配布した。 更に、各在外公館から四半期毎に寄せられる海外安全対策情報については、海外邦人安全協会を通じて海外進出企業向けに遅滞なく情報提供を行った。	海外安全情報の収集・発信の強化、安全対策情報を適切且つ的確に提供・普及する。
25年度			海外安全情報収集のための委嘱契約については、限られた予算を有効活用すべく、現行の情報提供者を精査するとともに、良質な委嘱先の発掘に努める。 海外安全ホームページについては、時宜を得た各種渡航情報の効果的な発信を引き続き実施することは言うまでもなく、25年度においてはデザインの改訂や機能の向上など、ユーザーにとってアクセスのしやすさを追求する。 海外安全・パスポート管理促進キャンペーンについてはこれまでも毎年実施してきているが、十分な効果が得られてい	

			るとは判断し難い点もあり、広報手段の見直しを行う。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	海外安全情報の収集・発信の強化、安全対策情報を適切且つ的確な提供・普及する。	
(2) 海外邦人の危機管理意識の強化			年度ごとの目標
基準	—	講演・セミナー等を通じた危機管理意識向上	
施策の進捗状況(実績)	23年度	危機管理意識向上のため、企業の危機管理担当者や一般邦人向けに国内外で安全対策・危機管理に関するセミナー(海外3カ国, 計4回), 講演会(国内2都市, 各1回)を実施した。	危機管理意識を向上させる。
	24年度	危機管理意識向上のため、企業の危機管理担当者や一般邦人向けに国内外で安全対策・危機管理に関するセミナー(海外2カ国, 国内2都市, 各1回)を現地日本人会や共催・後援団体等を通じて幅広い企業・国民(在留邦人)の方の参加を得て実施した。また、国内セミナーでは、共催経済団体機関誌への講演内容掲載を通じて企業への情報提供も行った。	危機管理意識を向上させる。
	25年度		平成25(2013)年1月に発生した在アルジェリア邦人に対するテロ事件を踏まえ、海外進出企業、特に遠隔地で活動する企業や邦人のニーズに配慮しつつ、講演・セミナー等を通じて、海外における邦人・企業の安全対策・危機管理対策の普及啓発や情報提供を行い、企業や邦人の意識を向上させ、安全対策の強化につなげていく。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	危機管理意識を向上させる。	
(3) 緊急連絡への24時間対応体制の強化			年度ごとの目標
基準	22年度	在外公館閉館時におけるアウトソーシング化の推進(閉館時緊急電話対応業務導入公館: 103公館)	
施策の進捗状況(実績)	23年度	夜間・休日等在外公館閉館時でも邦人からの緊急連絡に対応し得るよう、在外公館閉館時における緊急電話受付業務のアウトソーシング化を引き続き推進した。北中南米、欧州、中東及びアフリカ公館の20公館に新規導入し、導入公館数を123公館に拡充した。	在外公館援護体制を強化する。(閉館時緊急電話対応体制強化等)
	24年度	閉館時の緊急電話対応業務委嘱の実施公館は、24年度は新たに中東、アフリカ及び欧州地域を中心とした13公館においてその委嘱を開始し、計136公館へと拡大した。	在外公館援護体制を強化する。(閉館時緊急電話対応体制強化等)(閉館時緊急電話対応業務については、10公館の新規導入を目指す。)
	25年度		閉館時における緊急事態への確実かつ的確な対応体制の確保はますます重要性が高まっていることから、25年度においても新たに12公館の導入拡大を目指す。 また、この種のサービスについてはマーケットが広がっていることから、サービスの更なる向上と委嘱経費の削減を目指して、現行の委嘱業者に加えて新たな

			業者の発掘・拡大に努める。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	在外公館援護体制を強化する。	
(4) 遠隔地等における即応体制の強化			年度ごとの目標
基準	—	遠隔地での邦人援護、精神医療等に関する専門性の導入	
施策の進捗状況(実績)	23年度	在外公館から遠隔の地において発生する邦人援護事案においても迅速に処理するため、現地在留邦人等に有償で協力を依頼するなどの体制を整備した。また、邦人精神障害者の援護の際に専門的知見が必要なため、現地在住の邦人医師や病院等と顧問医契約を結ぶなどして邦人援護体制の強化に努めた。	遠隔地での邦人援護、精神医療等に関する専門性を導入する。
	24年度	23年度に引き続き、遠隔地の在留邦人等を中心に協力者の発掘に努めた。また、精神科医師と顧問医契約を締結し、円滑な協力を得られることとなった。 DV や子の連れ去りに関する相談体制についても、邦人相談員を抱える支援団体等と契約を結び、近隣だけでなく、遠隔地在住の邦人から広く電話相談を可能とするよう整備に努めた。	遠隔地での邦人援護、精神医療等に関する専門性を導入する。ドメスティックバイオレンス(DV)及び子の連れ去りに関する相談体制を強化する。
	25年度		24年度に引き続き専門性の導入を進めていくが、特にハーグ条約の締結を見据え、DV や子の連れ去りに関する相談体制の一層の充実化を図る。 また、子の親権を巡る問題については、在外公館所在地だけでなく遠隔地における判例や事例の調査を通して、関連情報の蓄積に努める。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	年々多様化する邦人援護に対応するための体制を構築する。	
(5) 官民及び外国機関等との協力・連携事業の実施			年度ごとの目標
基準	22年度	官民一体となったセーフティーネットの連携・強化(本省が行う官民での情報の共有・協議は2ヶ月に1回を目途に実施する。)	
施策の進捗状況(実績)	23年度	海外邦人の安全対策をより機動的かつ的確に行うために、現地政府関係機関及び現地邦人社会とのセーフティーネットを強化した。その一環として、本省、在外公館と旅行業界やNGO等との官民協力及び現地当局との協力関係の枠組みを構築・強化しつつ、情報の共有・協議を行った。	国内外の関係団体等との官民協力を構築するとともに連携を強化する。
	24年度	24年度は、海外安全官民協力会議を4回、トラベルエージェンシー連絡会を5回開催し、海外における邦人の安全に関する意見交換を行った。 また、在外公館においても、日本人会や現地日本企業など、在留邦人を代表する組織・団体との間で安全対策連絡協議会を定期的で開催し、治安に関する意見交換や緊急事態における体制の整備などを行った。	国内外の関係団体等との官民協力を構築するとともに連携を強化する。(本省が行う官民での情報の共有・協議は基準年と同程度の実施を維持する。)
	25年度		25年度についても、海外安全官民協力会議及びトラベルエージェンシー連絡会を定期的で開催し、邦人渡航者や日系企

			業にとって関心の高い国や地域に関する治安情勢などを中心にタイムリーな情報提供を行い、官民協力の連携を更に強化する。 また、在外公館においても、管轄国の日本人会や進出日系企業との連携をこれまで以上に密にし、邦人安全対策の強化に努める。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	国内外の関係団体等との官民協力を構築するとともに連携を強化する。	
(6) 大規模緊急事態対応能力の強化			年度ごとの目標
基準	—	大規模緊急事態における体制構築対応体制等の整備・強化	
施策の進捗状況(実績)	23年度	「全米・カナダ邦人安否確認システム」を全世界対応の「安否確認・情報共有システム」に統合・拡充した。また、在外公館における緊急事態邦人保護対処訓練や体制調査などを通じて緊急事態対処のための不断の検証を行った。 テロ・誘拐、自然災害・急激な政情不安等の大規模緊急事態に際し、迅速に対応できる体制構築に努めた。	大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。
	24年度	在外公館における緊急事態邦人保護対処訓練や体制調査などを通じて緊急事態対処のための不断の検証を行った。 テロ・誘拐、自然災害・急激な政情不安等の大規模緊急事態に際し、迅速に対応できる体制構築に努めた。 特にアルジェリアにおける邦人テロ事件の際には、官邸・防衛省との連携をより緊密に図って、被害邦人の輸送のための政府専用機派遣を適時適切に行った。	同上
	25年度		24年度に引き続き、大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。 特に、緊急時における在留邦人・邦人渡航者に対する情報提供及び安否確認については、SMSシステム導入の可能性を含め検討を進める。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。	

具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	【総括】
		<p>1 外務省設置法に規定されているように、海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全の確保について取り組むことは、外務省の最重要任務の一つであり、国会における総理の所信表明や大臣の外交演説においても繰り返し言及されてきている。また、25年1月に発生した在アルジェリア邦人に対するテロ事件の発生を受けて設置された検証委員会の報告書においても、国民の生命や安全の確保は、政府としての危機管理対応の最大の使命であり、海外における緊急事態に際しては、平素からの情報収集や在留邦人等に対する支援、国民への情報発信等についても指摘がなされた。</p> <p>また、24年度に大きく報道で取り上げられた主なものだけでも、パキスタンのギルギット・バルチスタン地域からの邦人移送事案、シリアにおける邦人記者死亡事件、ルーマニアにおける女子大生殺害事件、中国全土における尖閣諸島を巡る抗議デモ・暴動、中国・万里の長城における邦人遭難事故、在アルジェリア邦人に対するテロ事件、グアム島での邦人殺傷事件、エジプトにおける熱気球墜落事故等があり、例年と比べて、海外において邦人が被害に遭う事案は増加しており、海外邦人の安全を確保していくことが益々必要となっている。</p>

- 2 上記測定指標及び以下のとおり、「海外邦人の安全対策及び援護体制を強化すること」との目標に向けて、各施策を継続的に推進した結果、全体として進展があった。
- (1) 情報発信基盤の強化に向けた取組については、在留邦人にとって在外公館から随時発信される安全情報は大きな安心材料であり、在留国における治安情勢についての情報を迅速かつ正確に確認することができたことは、目標の達成に大きく貢献した。
 - (2) 海外邦人の危機管理意識の強化については、海外進出企業にとって自ら外国の安全情報を収集するには困難な場合もあり、現地にある在外公館から収集した直近の情報を共有・意見交換することが可能となるセミナーや講演会については、実施後のアンケート結果からも高く評価された。
 - (3) 緊急連絡への24時間対応体制の強化については、10公館の新規導入目標に対して13公館において新たに開始することができた。導入公館においては、在留邦人や邦人渡航者に対するサービス向上に繋がるとともに、不要不急の内容であっても電話が転送されることがあった簡単な問い合わせなどについてアシスタンス会社が処理することで、在外公館職員の負担軽減に繋がり、必要な業務に専念できることとなった。
 - (4) 遠隔地等における即応体制の強化については、精神障害者の援護事案発生の際には、在外公館職員では十分な知識がないためにこれまで一般的な対応でしかなかったところであるが、精神科医師と顧問契約を締結したことにより、専門の知識に裏付けられた適切な対応を得られることで、邦人及び在外公館双方にとっても大いに有益なものとなった。
 - (5) 官民及び外国機関等との協力・連携事業の実施については、海外安全官民協力会議やトラベルエージェンシー連絡会は、その都度直近に発生した海外における邦人被害事案を議題に盛り込み、正確な現状説明と必要な注意喚起を実施することにより、これら参加企業内における安全情報の共有やツアー旅行の催行や企画の検討に資する材料になりうることから、目標の達成に大きく貢献した。
 - (6) 大規模緊急事態対応能力の強化については、発生の都度本省と在外公館との間において緊密な連携を取り、被害に遭った邦人の援護を第一に考えて、適切な体制の構築と情報の収集・発信を行った。
- 3 上述のとおり、資源の投入量に見合った大きな成果が得られたことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。

【課題と今後の方針】

- 1 上記において言及した邦人被害事案の事例を挙げるまでもなく、年々在留邦人数は増加の一途をたどっており、また邦人旅行者数についても依然として高い比率で継続していることから、海外において邦人が事件や事故に遭遇する危機・危険は量的にも増大するとともに質的にも多様化するなど、ますます複雑化する事件や事故への対応が課題である。近年の我が国の緊縮財政の下、予算や人員については大きな制約を伴う大変困難な状況ではあるものの、官邸検証委員会の検証報告書、有識者懇談会における議論の結果、外務省検討チームによる検証等もふまえて、今後も引き続き海外邦人の安全確保に向けた取組を強化していく。
- 2 今後の具体的な方針としては以下のとおり。
 - (1) 海外安全ホームページは最も有効な情報発信手段であることから、その内容の充実是最優先事項であるが、単に情報を多く掲載するだけでは何が重要であるのか分からなくなるばかりか、必要な情報へのアクセスが困難となる場合もあり、ユーザーにとって一層利用しやすいデザインを目指す。
 - (2) 海外安全・パスポート管理促進キャンペーンについては、ウェブサイトの作成やポスター・チラシ・チケットホルダーの配布、フェイスブックとツイッターによる広報を行ったが、この種のキャンペーンについてはどの程度の広報効果があるのか分析しづらい部分もあり、広報手段を抜本的に見直す。
 - (3) 海外進出企業や国民の危機管理意識が引き続き重要であり、国内外で講演・セミナー等を開催し、引き続き各種情報提供等を行っていく。
 - (4) 閉館時における緊急電話対応については、その重要性は高まっているものの毎年その予算が削減されており、同じ業者に委嘱する場合には代表公館が一括契約することで経費の削減を図るなどしてきたが、それも限界に達しつつある。今後はサービスの質の低下を招くリスクに留意しつつ、新規の委嘱業者を開拓し、業者間の競争を活性化させること等により、限られた予算での導入公館数の拡大を図る。
 - (5) 在アルジェリア邦人に対するテロ事件発生以降、これまで以上に幅広い情報収集・提供と官民協力の重要性が指摘されている。情報については、危険発生源となる情報について一層幅広く収集できるような情報提供者ネットワークの拡充等に努め、在留邦人への迅速な情報提供を図る。また、海外安全官民協力会議、トラベルエージェンシー連絡会及び安全対策連絡協議会等の官民協力の機会については、開催数より

もむしろそのネットワークを活用して、個別の相談に応じる等、率直な意見交換ができる環境作りを目指す。

- (6) 緊急事態発生時の安否確認のための手段については、在留届を基にしたメーリングリストや緊急連絡網の整備等を在外公館において実施してきているが、在留邦人数が多い国などではその確認に多大な時間を要するほか、短期渡航者についてはカバーされていないために、旅行会社や主要ホテルなどを通じて個別に確認しているのが現状である。そのため、緊急時の情報提供と安否確認については、携帯電話の SMS を活用したシステムの導入等の検討を進めていく。

具体的施策名	3 外国人問題への対応強化		
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
達成すべき目標	<p>(1) 日本への入国を希望する外国人への対応の強化により、人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化への要請に応えること</p> <p>(2) 災害時を含む、在日外国人支援に係る取組を積極的に進めること</p>		
具体的施策の概要	<p>(1) 人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化に係る要請への対応 人的交流促進のため、入国管理上問題のないと見られる外国人に対してビザ面での便宜を図る一方、我が国社会の安全のため、ビザ審査を適切に行う。また、ビザ審査を効率的に行うため、外務本省と在外公館を結ぶビザ広域ネットワークシステム（査証（ビザ）事務支援システム）を拡充する。</p> <p>(2) 在日外国人に係る問題への取組 外国人の受入れと社会統合、大規模災害時を含む在日外国人への支援、外国人住民が多数居住する自治体との連携など、外国人問題に係る議論を行う国際ワークショップを開催し、在日外国人に関する問題の緩和・解決に積極的に取り組む。</p>		
測定指標	(1) 入国管理上問題のないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和		年度ごとの目標
	基準	—	ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化
	施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>中国において平成21年7月から十分な経済力を有する者とその家族に対して実施している個人観光ビザの対象者を、平成22年には一定の職業上の地位及び経済力を有する者とその家族に拡大し、平成23年9月からは、一定の経済力を有する者とその家族を対象を更に拡大した。また、平成23年7月からは、沖縄振興策の一環として、沖縄を訪問する中国人個人観光客で十分な経済力を有する者とその家族に対して数次ビザの発給を開始した。これにより、東日本大震災の影響はあったが、平成23年(暦年)は中国人に対し全ビザ発給件数(135.6万件)の55%を占める74.3万件のビザを発給し、日中間の人的交流に貢献した。</p> <p>高度人材の受入れについて、経済成長や新たな需要と雇用の創造に資することが期待される高度な能力や資質を有する外国人の受入れを促進するため、関係省庁と協議を行った。</p>
	24年度	<p>一部ASEAN諸国の一般旅券所持者に対する短期滞在数次ビザの導入</p> <p>6月から、一般旅券を所持するタイ人に対して、また、9月からは、マレーシア人、インドネシア人に対して、有効期間3年の短期滞在数次ビザを発給する制度を導入した。これにより、平成25年3月末までに、タイ人に対し約2万件、マレーシア人に対し約2,400件、インドネシア人に対し、約1,600件のビザを発給した。</p> <p>東北三県を訪問する中国人個人観光客に対する数次ビザの導入</p> <p>7月から、東日本大震災において特に被害が甚大であった岩手県、宮城県、福島県の東北三県を訪問する中国人個人観光客に対して、有効期間3年の数次ビザを発給している。平成25年3月末までに約800件のビザを発給した。</p> <p>高度人材ビザ</p> <p>5月から、「高度人材に対するポイント制」が導入されたことに合わせて、「高度人材ビザ」を新たに導入した。</p>	
			ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。高度人材の受け入れを促進する。

		ビザ広域ネットワークシステムを拡充 在アフガニスタン大とのオンライン化が実現し、これにより全ての本件システム設置公館と外務本省とのオンライン化が実現した。						
	25年度			ASEAN 諸国等の一般旅券所持者等に対するビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。				
	26年度			同上				
	27年度			同上				
目標	—	人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化に係る要請に対応する。						
(2) 在日外国人問題への取組				年度ごとの目標				
基準	—	在日外国人が抱える問題の緩和・解決に向けた取組の継続						
施策の進捗状況(実績)	23年度	10月、ブラジル政府との間で領事当局間協議を開催し、在日ブラジル人への支援等について議論した。 3月、「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」を開催し、災害時における外国人支援のあり方や今後の外国人受入れの課題などについて活発な討議を行った。 日系人などが多く居住する都市に出張したほか、「外国人集住都市会議」に出席し、在日外国人問題について意見交換等を行った。		在日外国人に係る問題の緩和・解決の一助のための国際ワークショップを開催する。				
	24年度	外国人集住都市会議 11月、「外国人集住都市会議2012」に出席し、日系人を中心とする外国人住民が多数居住する地方自治体、関係府省庁、在京外交団、国際機関、民間団体と、多文化共生や外国人住民への支援等についての討議を深めることに貢献した。一般市民も約400名参加した。 国際ワークショップ 2月、「外国人受入れと社会統合のための国際ワークショップ—大規模災害と在留外国人—」を大田区及び国際移住機関(10M)との共催で開催し、内外の有識者、在京外交団、報道関係者や一般市民を含め約200名が参加した。		在日外国人に係る問題の緩和・解決の一助のための国際ワークショップを開催する。				
	25年度			在日外国人が抱える問題の緩和・解決に積極的に取り組む。				
	26年度			同上				
	27年度			同上				
	目標	—	在日外国人が抱える問題の緩和・解決を促進する。					
	(3) 訪日外国人数(単位:万人)		基準値	実績値				目標値
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	31年度
		861	622	837				2,500
年度ごとの目標値			1,145	1,311	1,500	1,658	1,832	
(4) 外国人の不法残留者数(1月1日時点の数)		基準値	実績値				目標値	
		—	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	—
		—	78,488	67,065	62,009			—
年度ごとの目標値			—	—	—	—	—	
(5) 来日外国人の犯罪		基準値	実績値				目標値	

の総検挙件数（暦年）	—	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	—
	—	17,272	15,368				—
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

<p>具体的施策に関する評価結果</p>	<p>評価結果に関する総括</p>	<p>【総括】</p> <p>1 観光立国推進等による日本経済の活性化や、二国間の経済関係の強化及び人的交流の促進のためには、入国管理上問題ないと思われる外国人に対する迅速なビザ発給、数次ビザやビザ免除の拡大が求められる一方、我が国の利益を害するおそれのある外国人の入国を阻止するための厳格なビザ審査の実施も重要である。在外公館におけるビザ事務の増大に伴い、人員の拡充、ビザ審査のためのオンラインシステムの整備等、ビザ体制強化を進めることが必要である。</p> <p>平成 20（2008）年のリーマンショックを契機に日本に長期滞在する外国人の数も減少しており（平成 23（2011）年末は約 208 万人、総人口の 1.63%）、震災の影響もあって、日本の活力の担い手となるような外国人の日本離れが懸念されている。今後は、少子高齢化や人口減少が進行しつつある日本の活力となるべき人材を、国内外を問わず確保していくことが一層重要となっている。</p> <p>2 上記測定指標及び以下のとおり、外国人問題への対応強化のための目標達成に向けて相当な進展があった。</p> <p>(1) 平成 24 年のビザ発給件数は、東日本大震災や原発事故の影響により落ち込んだ前年（平成 23 年）と比べ、5 割近く増加し、大震災の前年の平成 22 年のビザ発給件数を上回った。特に、タイ、マレーシア及びインドネシアの一般旅券所持者に対する数次ビザの導入は、これら各国から日本への観光客増加、ビジネス面での利便性の向上など、日本と各国との交流の一層の促進に貢献したと評価される。なお、中国人観光客は、震災後の観光客の回復傾向に伴い、平成 24 年前半には飛躍的に伸びたが、9 月以降、日中関係の悪化という外部要因もあり、大幅に落ち込んだ。</p> <p>また、「高度人材ビザ」の導入は、日本の活力となるべき、いわゆる外国高度人材の我が国への受入れ促進を図る上で、極めて重要な施策であると評価される。</p> <p>(2) 一方で、日本との経済格差を背景に、不法就労を試みる外国人は後を絶たず。また、国内でも低賃金労働や性的搾取など、外国人に対する人身取引事案や人権侵害事例が見られるため、悪用事例の多いビザ申請（研修・技能実習、興行等）については一層厳格な審査を行ったことにより、外国人の不法残留者数は 14.6%（対前年比）、来日外国人犯罪の総検挙人員数は 11.1%（対前年比）に減少するという効果が得られた。</p> <p>(3) ビザ発給件数が増加する一方で、厳格な審査が査証審査において求められる中、システムの改修等これまで実施してきたビザ審査体制の強化策が業務の遂行に貢献している。</p> <p>(4) 国際ワークショップの開催は、「外国人の受入れと社会統合のため」についての議論を目的とし、外交団、国・地方自治体、民間団体の参加の下、内外の有識者をまじえたパネル討論などを行うことにより、大規模災害発生時の在日外国人への支援や、外国人住民が多数居住する自治体などの関係機関との連携等について情報を共有する上で有益な機会となった。特に、普段から在京大使館、国、自治体及び民間団体による具体的な連携の枠組みの構築が進んでいることについても認識を共有できた。また、大規模災害時における「外国人への支援」のみならず、「外国人による支援」についての経験や教訓を共有することを通じて、外国人は災害対策で単に弱者としてとらえられるべきではなく、逆に外国人は日本社会に貢献しているとの認識が共有された。</p> <p>3 以下のとおり、資源の投入量に見合った進展が得られたことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p>特に、ビザ申請件数の増加に対して、我が国在外公館におけるビザ事務量が増加しており（特に中国に所在する在外公館の事務が逼迫している）、システムの改修や審査業務の迅速化・厳格化等の措置や外国人の受入れ体制の整備・強化を通じ、我が国在外公館の限られた体制の中で効率的に対応することができた。</p> <p>【課題と今後の方針】</p> <p>1 我が国の観光立国推進を踏まえ、ビザ発給要件の緩和等についても更なる検討を進める必要がある。このため、引き続き、関係省庁と協議していく。一方で我が国の利益を害するおそれのある外国人の入国の阻止は引き続き重要な課題であり、このため、ビザ審査体制を更に整備・強化し、ビザ審査を適切に行うことにより、日本社会の安全に貢献するための取組を進める。</p> <p>2 また、在日外国人問題については、外国人集住都市関連会議に積極的に参加するとともに、有識者の意見</p>
----------------------	-------------------	--

や、地方自治体、国際交流協会、NPOの活動状況を踏まえたものとするのが今後も課題である。そのため、外国人の受入れと社会統合に関する課題や実践例について幅広く共有することを目的とした国際ワークショップを今後も開催することとする。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <p>○明確な意図のもとに着実な取組が行われており、「目標の達成に向けて進展があった」との評価は妥当なものとする。</p> <p>○具体的施策Ⅳ-2-(2)において、「平成25年1月に発生した在アルジェリア邦人に対するテロ事件」の文言が25年度の年度ごとの目標の中に見られるが、24年度中に起きた当該事件に対して、24年度中に講じた内容を24年度の実績欄に記述した方がよいのではないか。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>1 領事サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省ホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/g_system/index.html) 領事業務 ・業務・システムの最適化実施評価報告書(平成22年8月16日)(PDF) ・最適化効果指標・サービス指標一覧(平成22年8月16日)(PDF) ・外務省ホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/questionnaire/index.html) 統計 ・領事サービス向上・改善のためのアンケート調査 ・アンケート調査結果(グラフ)(PDF) <p>2 海外邦人の安全確保に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省海外安全ホームページ(渡航情報) : http://www.anzen.mofa.go.jp/ ・同上携帯サイト : http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp ・海外安全パンフレット・資料 : http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph.html ・外務省海外安全ホームページ(感染症関連情報) : http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/index.html ・海外安全官民協力会議 : http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/kanminkyoo.html ・海外安全・パスポート管理促進キャンペーン : http://www.kaigai-anzen.info/ <p>3 外国人問題への対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行者数(日本政府観光局「訪日外客数」) http://www.jnto.go.jp/jpn/reference/tourism_data/visitor_trends/index.html ・来日外国人不法残留者数(法務省) http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00031.html ・来日外国人犯罪の検挙状況(警察庁) http://www.npa.go.jp/toukei/index.htm
---------------------------	---

担当部局名	領事局	作成責任者名	政策課長 田島 浩志	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----	--------	---------------	----------	---------

基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化

施策Ⅴ-1 外交実施体制の整備・強化

施策名	外交実施体制の整備・強化
達成すべき目標	激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化すること
施策の概要	<p>(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。</p> <p>(2) 在外公館は外交活動の拠点であるので、適切な警備対策を実施することで、在外公館及び館員の生命・身体の安全等を確保し、また、在外公館に対する攻撃を未然に防止する等、警備体制の強化を通じて、外交実施体制の整備・強化を図る。</p> <p>(3) 外交活動を支える上で、死活的に重要である情報の防護については、制度面、意識面、物理面など多面にわたる体制強化を図る。</p>
施策の予算額・執行額等	本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での予算は計上されていない。
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>・ 第 183 回国会外交演説（平成 25 年 2 月 28 日）</p> <p>「厳しい東アジアの安全保障環境に対処し、世界のさまざまな脅威に立ち向かうためにも、外交実施体制の抜本的強化は焦眉の課題です。」</p>

施策名	外交実施体制の整備・強化			
施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった」		
達成すべき目標	激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化すること			
施策の概要	<p>(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。</p> <p>(2) 在外公館は外交活動の拠点であるので、適切な警備対策を実施することで、在外公館及び館員の生命・身体の安全等を確保し、また、在外公館に対する攻撃を未然に防止する等、警備体制の強化を通じて、外交実施体制の整備・強化を図る。</p> <p>(3) 外交活動を支える上で、死活的に重要である情報の防護については、制度面、意識面、物理面など多面にわたる体制強化を図る。</p>			
測定指標	(1) 外務省の人員、機構の更なる整備		年度ごとの目標	
	基準	22年度 (22年度末) 在外公館数 203 定員数 5,740人		
	施策の進捗状況(実績)	23年度	定員23人を純増、在ジブチ大使館及び東南アジア諸国連合日本政府代表部を新設するとともに大使館の兼館である5総領事館の廃止を行い、外務省全体の定員・機構面での更なる整備を推進した。(23年度末：在外公館数205、定員数5,763人)	定員・機構を増強する。
		24年度	定員1人を純増(ただし、復興庁に1人供出)した。在サモア兼勤駐在官事務所を開設するとともに、在ポートランド総領事館、在ハンブルク総領事館の廃止を行った。(24年度末：在外公館数203、定員数5,763人)	定員・機構を増強する。
		25年度		定員・機構を増強する。
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	—	外務省全体の定員及び機構面での更なる増強を推進する。	
	(2) 在外公館の警備体制の強化		年度ごとの目標	
	基準	—	在外公館の警備に係わる企画・立案 人的及び物的な警備の強化 研修・訓練等の充実	
施策の進捗状況(実績)	23年度	テロを含む現地治安情勢の推移に応じた企画・立案を行い、予算の効率的な執行に努めつつ、在外公館に対する人的及び物的警備対策の強化、警備関係講義の充実化、在外公館における警備訓練の実施など、在外公館の警備体制強化のため、各種対策を講じた。特に本年度は、中東及び北アフリカ情勢の悪化を教訓にし、物的警備対策強化を重点的に実施した。	テロを含む現地治安情勢の推移に応じた在外公館警備体制の企画・立案、及びそれに 応じた人的・物的な警備を強化する。 新入省員、赴任前職員等への研修を充実する。 警備訓練を実施する。	
	24年度	我が国の外交活動の基盤であり、邦人避難の最後の砦である在外公館の警備対策の強化のため、以下の措置を実施した。 「マグレブ・サヘル地域」又は「サヘル・北アフリカ地域」におけるテロをはじめとする治安の悪化やアジアを中心とした我が国公館等に対する抗議活動、南米地域における一般犯罪の増加等、現地の治安情勢の推移に応じた在外公館警備体制の企画・立案を行い、効果的に人的・物的警備の強化策を講じた。	テロを含む現地治安情勢の推移に応じた在外公館警備体制の企画・立案、及びそれに 応じた人的・物的な警備を強化する。 新入省員、赴任前職員等への研修を充実する。 警備訓練を実施する。	

		<p>また、各種研修等においても、最新の地域情勢や警備状況を踏まえた研修内容の充実化を行った。赴任前研修においては、年に21コマ実施し、合計500名程度が受講した。警備対策官研修においては、1月初旬～2月末までの間で、44コマ実施し、77名が受講した。</p> <p>さらに、在外公館ごとにそれぞれの脅威を踏まえた警備訓練を実施し、館員の意識を向上させるとともに、在外公館における緊急事態対応のための体制の確立に努めた。</p>	
	25年度		<p>現地治安情勢に応じた優先度に基づく在外公館警備体制の企画・立案、及び、迅速な人的・物的な警備対策の強化を実施する。</p> <p>在外公館及び警備対策室内における警備関連情報収集・分析体制の強化を実施する。</p> <p>各国警備関係者等と警備関連の人的ネットワークを構築する。</p> <p>各種研修における内容を実践化、インタラクティブ化させ、充実させる。</p> <p>情勢や脅威を踏まえた実践的な警備訓練を実施する。</p>
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	在外公館及び館員等の安全を確保する。	
(3) 外交を支える情報防護体制の強化			年度ごとの目標
基準	—	<p>情報防護対策の総合的な企画・立案</p> <p>関連内規の整備</p> <p>研修の拡充</p> <p>電子情報漏えい対策</p>	
施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>政府による情報保全に関する検討委員会に参加しつつ、情報防護対策室を中心に、情報防護対策の総合的な企画・立案を行い、本省・在外公館における情報漏えいを防ぐための取組を実施するとともに、関連システムの整備、研修の積極的な実施等を行うことで、外交を支える情報防護体制を強化した。</p>	<p>政府における情報保全に関する検討委員会に参加する。</p> <p>情報防護に関する新入省員、赴任前職員等への研修を実施する。</p> <p>情報漏えい防止のため秘密保全検査を実施する。</p>
	24年度	<p>政府による情報保全に関する検討委員会における決定事項(①秘密保全に関する法制の整備及び②特に機密性の高い情報を扱う政府機関の情報保全システムの強化に向けた取組の推進)のフォローアップを関係省庁と連携しながら進めた。</p> <p>また、関係各課が連携する形で、省内横断的に情報防護対策の企画・立案を行い、情報保全体制の点検、関連規則の改訂等の本省・在外公館における情報漏えいを防ぐための取組を実施するとともに、研修の積極的な実施(赴任前研修において年21コマ、合計500名程度が受講)等を行うことで、外交を支える情報防護体制を強化した。</p>	<p>政府における情報保全に関する検討委員会に参加する。</p> <p>情報防護に関する新入省員、赴任前職員等への研修を実施する。</p> <p>情報漏えい防止のため秘密保全検査を実施する。</p>
	25年度		<p>政府による情報保全に関する検討委員会における決定事項のフォローアップを行う。</p> <p>情報防護対策の総合的な企画・立案を行い、本省・在外公館における情報漏えいを防ぐための取組を実施する。</p> <p>重点分野の特定を図る等し、優先度に基づ</p>

			く対策を実施する。 研修対象者の拡大やコマ数の増加等により情報防護に関する新入省員、赴任前職員等への研修を充実させる。 情報漏えい防止のため秘密保全検査を強化する。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	情報漏えいを防止する。	
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 激動する国際社会の中で、我が国の平和と繁栄を追求するための外交を実施するためには、外務省が組織として最大限の能力を発揮する必要がある。そのためには、外交実施体制を整備・強化するという本施策を推進することは必要不可欠である。</p> <p>(1) 外務省は、定員・機構の増強に努めているが、例えば大使館数において米国が168、中国が164であるのに対し、我が国は134（平成25年1月時点）と世界の他の主要国に比しても依然として少なく、今後も引き続き国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等のために不可欠な機構・定員の確保を図るとともに、変動する国際情勢等に応じ在外公館の体制の最適化を推進していく必要がある。</p> <p>(2) 在ペルー日本大使公邸占拠事件（平成8年）、在瀋陽総領事館事件（平成14年）、イラクにおける外務省職員殺害事件（平成15年）、在コートジボワール日本大使公邸襲撃事件（平成23年）、在アフガニスタン日本国大使館RPG着弾事件（平成24年）など、在外公館及び館員を対象とした事件が発生している。在外公館に対する脅威は、年々威力を増すテロリストの攻撃をはじめ、その形態も多様化しており、適切な対策に基づく措置を施すことで警備体制を一層強化する必要がある。</p> <p>(3) 平成16年の在上海総領事館における事案や平成22年の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事件を契機に、情報防護の重要性が改めて認識された。政府機関からの情報流出が度々発生する状況を踏まえ、情報の防護について、制度、意識、物理など多くの面にわたる体制強化を図る必要がある。</p> <p>2 上記測定指標及び以下のとおり、「激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化すること」との目標達成に向け、施策に進展があった。</p> <p>(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備については、在外公館の最適化を目的として取り組んだ結果、厳しい財政事情の中で、総領事館の廃止や定員の合理化を進めつつ、新たな兼勤駐在官事務所開設等、外交実施体制を強化することができた。</p> <p>(2) 在外公館の警備体制の強化については、テロ、一般犯罪、対日抗議行動等の各種脅威の発生状況を踏まえ、効率的に在外公館の警備対策（各種人的及び物的警備）を強化し、また、各種研修や警備訓練等を通じて、安全に対する省員・館員等の意識向上を図ることができた。</p> <p>(3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化については、関係課室間の連携強化のための体制整備を行うとともに、本省及び在外公館における情報防護対策の企画・立案、電子情報漏洩対策等の取組を実施した。</p> <p>3 上述のとおり、資源の投入量に見合った進展が得られたことから、執られた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p>【課題と今後の方針】</p> <p>1 激動する国際社会の中で、外務省の業務はますます拡大しており、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠であるところ、外交実施体制（外務本省及び在外公館の定員・機構）の整備・強化を今後とも一層推進する。</p> <p>2 在外公館に対する脅威は、年々威力を増すテロリストの攻撃をはじめ、その形態も多様化しており、これに十分対応した適切な対策を施す必要がある。こうした課題に対応できるよう、警備関連情報収集・分析体制の強化、各種研修における内容の実践化・インタラクティブ化、脅威を踏まえた警備訓練の実践化等により、警備体制を一層強化する。</p> <p>3 情報流出の危険は、情報技術の進歩とともにますます高まっており、政府全体の取組のみならず、外務省としても多面的な情報防護の取組を一層整備・強化する必要がある。このため、優先度に基づく対策の実施、</p>	

研修の対象者の拡大やコマ数の増加、情報漏えい防止のため秘密保全検査を実施、等により情報防護体制を一層強化する。

学識経験を有する者の知見の活用 (外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)
○国際環境が厳しさを増す中で、在外公館や人員の強化が求められることは明らかだろう。在外公館の任務が変化拡大している現状を、現地からの情報によってより明示的にするとよいのではないか。
○明確な意図のもとに着実な取組が行われており、「目標の達成に向けて進展があった」との評価は妥当なものとして評価する。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報
・平成25年版外交青書（第4章国民と共にある外交 第3節国民の支持を得て進める外交 2外交実施体制の強化）

担当部局名	大臣官房	作成責任者名	総務課長 梨田 和也	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	------	--------	---------------	----------	---------

**施策V-2 外交通信基盤の整備・拡充及び
IT を活用した業務改革**

施策名	外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革
達成すべき目標	外交通信基盤の整備・拡充を図るとともに、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進すること
施策の概要	各内部管理業務システム、在外経理システム及び情報ネットワークの最適化を実施することにより、維持・運営経費の削減を図るとともに、業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。
施策の予算額・執行額等	本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での予算は計上されていない。
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・電子政府構築計画 第2-II IT化に対応した業務改革（平成16年6月14日改訂 各府省情報課統括責任者(CIO)連絡会議決定) ・外務省電子政府構築計画 II IT化に対応した業務改革（平成15年7月17日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

施策名	外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革			
施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」		
達成すべき目標	外交通信基盤の整備・拡充を図るとともに、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進すること			
施策の概要	各内部管理業務システム、在外経理システム及び情報ネットワークの最適化を実施することにより、維持・運営経費の削減を図るとともに、業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。			
測定指標	(1) 外務省情報ネットワークの業務・システム最適化計画の目標推進状況		年度ごとの目標	
	基準	—	1 基幹通信網、国際 IP 電話の整備 2 情報ネットワークの再整備 3 情報ネットワークの効率化	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	234 の在外公館に基幹通信網、国際 IP 電話の整備、並びに、83 公館の情報ネットワークの再整備を完了した。	
		24年度	在外公館の情報ネットワーク再整備を完了した。	
		25年度		
		26年度		
		27年度		
	目標	25年度	・年間 17,000 万円の経費削減 ・17,000 時間の業務時間短縮 (全公館(238 公館)で情報ネットワーク再整備が完了した時点で、上記の効果が発現予定。)	
	(2) ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組(本指標の詳細については、成果重視事業「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」を参照願います。)		年度ごとの目標	
	基準	—	1 ホストコンピュータからの脱却 2 「府省共通の人事・給与関係業務情報システム(人給共通システム)」の導入	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	人給共通システム導入に係る外務省開発要件について事務局との協議を行い、「人給共通システム」導入スケジュールの検討を行った。	
		24年度	人給共通システム導入に係る外務省開発要件について事務局との協議を行い、人給共通システム導入スケジュールの検討、及び、外務省固有システム開発・データ移行に係る経費概算見積依頼書の作成を行った。	
		25年度		
26年度				
27年度				
目標	人給共通システム導入年度(28年度以降)	業務処理時間を 1,500 時間削減する。 (人給共通システム導入が完了した時点で、上記の効果が発現予定。)		

		(3) 在外経理システムに関する業務・システム最適化計画の目標推進状況(本指標の詳細については、成果重視事業「在外経理システム整備」を参照願います。)	年度ごとの目標
基準	17年度	次期システムの設計・開発作業の推進 月間勤務時間 250 時間以上ある在外公館会計担当者業務量の削減	
施策の進捗状況(実績)	23年度	「在外経理システムの業務・システム最適化計画(改定版)」に基づく次期在外経理システムの設計・開発作業を進め、23年度末に完了した。 業務量を年間時間のべ 64,988 時間削減し、経費が年間 3,100 万円低減した。	次期在外経理システムの開発を完了する。 経費の年間 2,300 万円の低減を実現する。
	24年度	「外務省情報ネットワークの整備」に合わせ、全在外公館において次期在外経理システム導入に伴う環境整備が完了し、次期在外経理システムの導入が完了した。 本年度は、これにより業務量を年間時間のべ 68,047 時間削減し、経費は 466 万円削減した。 25 年度以降本格的運用開始後に下記の目標のとおり効果が見込まれる予定。	62 か所で次期在外経理システム導入を完了する。
	25年度		最適化計画に則したシステムの改修・機能改善を実施する。
	26年度		同上
	27年度		—
目標	25年度以降	業務量年間 91,000 時間の削減、年間延べ約 5,300 万円の経費低減 (全公館で次期在外経理システムの導入が完了した時点で、上記の効果が発現予定。)	
		(4) 業務系共通プラットフォームの構築状況	年度ごとの目標
基準	22年度	本省内サーバの集約化	
施策の進捗状況(実績)	23年度	本省内の3つの業務システムを統合したことにより、合計9つの業務システムの統合を完了し、サーバの集約化推進を行った。	本省内サーバの集約化を推進する。
	24年度	業務系共通プラットフォームの拡張(サーバ等の機器を追加)を行って、本省内の10の業務システムの追加統合を完了した。	業務系共通プラットフォームを拡張する。
	25年度		本省内サーバの集約化を推進する。
	26年度		業務系共通プラットフォームを安定稼働させる。
	27年度		同上
目標	27年度	22年度から27年度までの間で約7,700万円の経費を削減する。	
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 在外公館における会計担当の増大する業務を簡素化・効率化し、会計処理及びそれに関する幅広い範囲の業務を迅速かつ正確に処理できるようにするためには、ITの活用を一層拡充した人事給与業務の業務処理時間削減、本省内サーバインフラの経費削減など、を進める必要がある。</p> <p>2 上記測定指標及び下記のとおり、本件施策の実施は、外交を推進する上で基盤となる情報・通信、会計システムの更なる向上を図る上で有効であり、「外交通信基盤の整備・拡充を図るとともに、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進すること」との目標に向けて進展があった。</p> <p>(1) 「外務省情報ネットワークの整備」においては、外交政策の立案・推進機能の一層の強化を図るため、本省及び在外公館の情報ネットワーク再整備を実施することとし、24年度までに整備対象公館に基幹通信網及び国際IP電話の整備、並びに整備対象公館の構内ネットワーク再整備を完了した。これらにより24</p>	

年度までの目標をほぼ達成した。

年間17,000万円の経費削減については、機器構成の見直しだけでなく、調達方法の見直しを行うことにより経費削減を図ったほか、本省と在外公館を結ぶ広域ネットワークの回線帯域を外交行政事務を遂行する上で必要最低限に抑制したことで、年間12億8900万円と当初目標より大幅な削減となった。

年間1万7000時間の業務時間縮減については、「外務省情報ネットワークの整備」事業だけで論ずることは困難であるが、一部大規模公館を除き200公館以上で通信業務を専任で行っていた通信班体制から官房班体制へ移行していることから、目標値を大幅に上回る業務時間縮減効果が発現されていると判断される。(測定指標(1))

- (2) 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、人給共通システム導入に係る外務省開発要件について事務局と協議を行い、人給共通システム導入スケジュールの検討、及び、外務省固有システム開発・データ移行に係る経費概算見積依頼書の作成を行った。その結果、24年度においては、人給共通システム導入が完了した時点で発現する効果(業務処理時間の削減)の達成に向けて導入検討作業を進めることができた。(測定指標(2))
- (3) 「在外経理システムの整備」にあたっては、在外公館における会計担当の増大する業務を簡素化・効率化し、会計処理及びそれに関する幅広い範囲の業務を迅速かつ正確に処理できるようITを活用した業務を進める必要があるところ、「在外経理システムの業務・システム最適化計画(改定版)」に基づき23年度にサーバの本省集約化等を実現し、「外務省情報ネットワークの整備」に合わせ、次期在外経理システムの導入に係る環境構築を完了し、全在外公館に対し次期在外経理システムの導入を24年度末に完了した。その結果、業務の簡素化・効率化・合理化を推進したことにより24年度の目標を達成した。(測定指標(3))
- (4) 「業務系共通プラットフォームの構築」においては、24年度に業務系共通プラットフォームの拡張を行って、10の業務システムの追加統合を完了した。その結果、業務の簡素化・効率化・合理化を推進したことにより、24年度の目標を達成した。(測定指標(4))

3 限られた予算や人的投入資源を活用し、投入資源量に見合った進展が着実に得られていることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【課題と今後の方針】

- 1 「外務省情報ネットワークの再整備」は完了したところ、引き続き新設公館への情報ネットワーク整備を着実に実行するとともに、急速に発展したスマートフォン等モバイル端末を利用した情報収集等、手段の多様化に対応し、機動的な外交行政事務を遂行するために、回線品質の向上や回線帯域の増大など広域ネットワークの整備・拡充を図るとともに、より安定した情報ネットワークを目指すこととする。
- 2 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、人給共通システムを導入することにより、業務処理時間の削減を実現するため、システム導入に係る外務省開発要件の検討を進め、外務省固有システムの開発及びデータ移行に係る作業を行う。
- 3 「在外経理システムの整備」においては、「在外経理システムの業務・システム最適化計画(改定版)」に基づき、サーバの本省集約化を実現及び次期在外経理システムの開発が完了し、24年度末で全公館に次期在外経理システムの導入が完了したが、最適化計画策定時に想定した在外公館におけるシステムの稼働環境が異なるため、システムの改修、機能の追加及び改善を実施することで当初の最適化計画にある業務処理時間の削減を実現する。
- 4 「業務系共通プラットフォームの構築」については、本省内の業務システムの統合・サーバの集約化を進めることにより、サーバインフラの維持経費削減及び情報セキュリティの更なる向上を図る。25年度に予定する業務システムの統合を行ってサーバの集約化を推進する。

学識経験を有する者の知見の活用

(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)

○外交通信基盤の整備・拡充を図ることが本施策の目的の一つである以上、整備・拡充における安全対策についても、記述が必要なのではないか。全般的に、経費削減などの「ITを活用した業務改革」に関する記述が多くなっているため、効率化を進めつつも、安全性に留意している点を記述すべきではないか。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<u>外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革</u> <ul style="list-style-type: none"> ・電子政府構築計画（平成16年6月14日改訂 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定） ・外務省電子政府構築計画（平成15年7月17日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定） ・外務省情報ネットワークの業務・システム最適化計画書（平成18年3月30日 外務省情報化推進委員会決定） ・ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画書（平成18年3月30日 外務省情報化推進委員会決定） ・在外経理システムの業務・システム最適化計画書（平成21年3月31日改訂 外務省情報化推進委員会決定）
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房	作成責任者名	情報通信課長 大村 周太郎 在外公館課長 志水 史雄	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	------	--------	-------------------------------	----------	---------

基本目標Ⅵ 經濟協力

施策VI-1 経済協力

施策名	経済協力					
達成すべき目標	二国間協力の政府開発援助を通じた支援により国際社会の平和と安定に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保すること					
施策の概要	戦略的な ODA の実施のための援助政策を企画・立案する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	304,981,146	299,895,519	311,212,655	315,391,656
		補正予算 (b)	24,723,000	28,284,884	40,553,629	—
		繰越し等 (c)	25,595,677	△15,431,636		
		合計 (a+b+c)	355,299,823	312,748,767		
執行額 (千円, d)	350,462,324	310,302,619				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>・ 第 183 回国会外交演説 (平成 25 年 2 月 28 日)</p> <p>「日本経済再生に資する経済外交を強化します。(中略)また、諸外国の活力を取り込んでいくため、ODA や、在外公館をも活用しつつ、地域の中小企業も含めた日本企業や自治体の海外展開を積極的に支援します。さらに、エネルギー・鉱物資源・食料等の安定的な確保のため、供給国の多角化なども含め、「資源外交」を強化します。」</p> <p>「ODA についても、戦略的・効果的に活用します。ミレニアム開発目標に続く枠組み策定に向けて、人間の安全保障の理念に基づき、保健、人材育成、防災といった課題への取組を強化し、持続可能な成長に貢献します。」</p>					

施策名	経済協力	
施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」
達成すべき目標	二国間協力の政府開発援助を通じた支援により国際社会の平和と安定に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保すること	
施策の概要	戦略的な ODA の実施のための援助政策を企画・立案する。	
測定指標	(1) 戦略的な ODA を実現するための、国際環境、国内環境の変化を踏まえた、ODA のあり方の改善及び日本のプレゼンスを高める戦略的、効果的な ODA の推進	
	基準	—
施策の進捗状況(実績)	24年度	<p>平成 22 年 6 月に公表した「ODA のあり方に関する検討 最終とりまとめ（以下「最終とりまとめ」という）」のフォローアップを行う。</p> <p>「最終とりまとめ」に盛り込まれた事項について、以下の通りフォローアップを行った。</p> <p>1 日本の「人」「知恵」「技術」を結集した開発協力（地方自治体、NGO、中小企業、個人など様々な主体による全員参加型外交の必要性を提唱。）</p> <p>民間企業との連携のため、以下の取組等を実施した。</p> <p>(1) 24 年度予算での ODA による途上国支援と中小企業等の海外展開のマッチングに資する調査等委託事業費として 20 億円の計上</p> <p>(2) 省内に中小企業支援タスクフォースの立ち上げ</p> <p>(3) 国際協力局幹部による中小企業の海外展開支援についての地方説明会の実施（24 年度計 28 回）</p> <p>(4) 民間提案による官民連携の推進（民間提案受付制度開始以来、実施に至った官民連携案件は 34 件）</p> <p>(5) JICA 海外投融資パイロット事業の実施</p> <p>2 戦略的・効果的な援助</p> <p>(1) 戦略的・効果的な援助の実施のため、以下の取組等を実施した。</p> <p>ア 援助の「選択と集中」（原則全ての ODA 対象国について「国別援助方針」を策定する方針とし、平成 25 年 3 月までに 78 カ国分を策定・公表した。）</p> <p>イ プログラム・アプローチの強化（5 件のパイロット・プログラムを選定し、試行的に着手）</p> <p>ウ 成果重視への転換（プロジェクト実施にあたり具体的な成果目標（数値化も含む）設定に努力。達成状況を事後評価。右評価結果を含め事業成果に関する情報を HP 等を通じて随時公表中）</p> <p>エ 援助手法・プロセスの改善（開発協力適正会議の設置、外貨建て円借款の検討、ODA 卒業移行国向け円借款の導入、円借款の迅速化等）</p> <p>オ 現地 ODA タスクフォースの強化</p> <p>(2) 地域別取組として、以下を実施した。</p> <p>ア ASEAN は、2015 年に ASEAN 統合を実現すべく準備中であり、我が国は ASEAN の連結性を強化する観点からこの取組を支援すべく、メコン地域における「東西・南部経済大動脈」構想と、島嶼部における「海洋 ASEAN 経済回廊」構想に基づいた支援を実施してきた。メコン地域においては、インフラの整備とともに、ASEAN の税関行政の能力強化等の技術協力を実施した。また、4 月に開催された日メコン首脳会議の成果や 11 月の ASEAN 関連首脳会議の開催を見据えて、支援を</p>

	<p>進めた。</p> <p>イ 平成20年5月のTICAD IVにおいて表明した我が国の公約が平成24年に達成期限を迎える中、未達成部分の目標実現に向けた取組等を行った。特に「人間の安全保障」の観点から、基礎教育に関する支援や、農業分野における支援等を実施した。</p> <p>ウ 7月、アフガニスタンに関する東京会合を開催し、持続可能な開発に向けたアフガニスタン政府と国際社会の相互責任の明確化、定期的な検証メカニズムの構築に主導的な役割を果たした。また、同会合において、概ね5年間で最大30億ドル規模の支援を表明し、それ以降、治安、再統合、開発を柱とする支援を実施した。</p> <p>エ 平成23年のG8会合で打ち出されたドーヴィル・パートナーシップに基づき、我が国のエネルギー安全保障にも直結する中東・北アフリカ地域の安定を後押しすべく、「公正な政治・行政運営」、「人づくり」、「雇用促進・産業育成」の3分野を中心に同地域諸国の自助努力を支援した。</p> <p>(3) 国際社会におけるリーダーシップを発揮していくべく、次の取組等を実施した。</p> <p>ア 保健・教育分野でのマルチ・バイの連携の強化</p> <p>イ 新興ドナーとの連携として国際ルール遵守の働きかけ</p> <p>ウ 三角協力の推進</p> <p>(4) 開発人材を育成するため、次の取組等を実施した。</p> <p>ア 研修プログラムの拡大やNGOによる人材育成への支援を通じた開発人材の裾野の拡大</p> <p>イ 実践的開発支援に関する博士課程プログラムの実施や経団連からの寄付を原資とした奨学金制度の検討を通して開発人材のキャリア形成支援</p> <p>(5) 政策の企画立案機能と実施体制の強化のため、以下の取組等を実施した。</p> <p>ア JICAの事業構想力の強化</p> <p>イ 実施体制の整備及びコスト削減・ガバナンス強化</p> <p>3 開発資金の動員</p> <p>(1) 24年度ODA予算は4,180億円（前年度比+0.3%）となり、ODA予算反転の端緒を開いた。</p> <p>(2) ポリオ撲滅に向けたゲイツ財団との連携を始めとした民間資金・OOF（ODA以外の公的資金）との連携を実施した。</p> <p>(3) 国際開発連帯税についても検討を促進した。</p>	
25年度		「最終とりまとめ」に盛り込まれた事項のフォローアップを行う。
26年度		同上
27年度		<p>「最終とりまとめ」に盛り込まれた事項のフォローアップを行う。</p> <p>我が国が外交の柱として提唱してきた「人間の安全保障」を始めとする我が国ODA理念をポストMDGsへ反映する。</p> <p>ODAを質・量ともに強化し、主要援助国としてのプレゼンスを強化する。</p> <p>主要な国際協力NGOへの寄附の額を平成23年から1.2倍にする。</p> <p>ODAに携わる中小企業の数をも2倍</p>

			にする。 プログラム・アプローチへの取組を進め、プログラム20件を開始する。
目標	—	「最終とりまとめ」に盛り込まれた事項を実施する。	
(2) 世論調査における変化			年度ごとの目標
基準	19年度	毎年実施している「外交に関する世論調査」における経済協力に関する意識をみると、経済協力を「積極的に進めるべき」とした割合が「なるべく少なくするべき+やめるべき」とした割合を上回った。	
施策の進捗状況(実績)	23年度	毎年実施している「外交に関する世論調査」における経済協力に関する意識をみると、経済協力を「積極的に進めるべき」とした割合が「なるべく少なくするべき+やめるべき」とした割合を5年連続で上回った。	経済協力を「積極的に進めるべき」とする割合が「なるべく少なくするべき+やめるべき」とした割合を上回る。
	24年度	内閣府実施「外交に関する世論調査」では、昭和52年から平成23年まで経済協力に関するあり方の設問を行ってきたが、予算額や量に焦点を当てた世論調査は歴史的に役割を終えたと判断されるため、今後はむしろODAの質や援助の担い手といった点に着目した調査を行う方向で検討を開始した。	経済協力を「積極的に進めるべき」とする割合が「なるべく少なくするべき+やめるべき」とした割合を上回る。
	25年度		世論調査で新たに設ける経済協力に関する設問において、国民の関心や支持が高い結果を得る。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	経済協力への国民の理解の向上	
(3) ODA事業が国民に対する説明責任をどれだけ果たしているか。			年度ごとの目標
基準	22年度	ODAホームページへのアクセス(ヒット数): 約8,600万件 広報番組の22年度平均視聴率: 4.7%	
施策の進捗状況(実績)	23年度	ODA広報(ホームページの充実、テレビ広報番組等の活用)を実施した。 ODAホームページに対するアクセスは、約8,500万件とほぼ前年並みの水準となった。 また、テレビ東京の「地球VOCE」の23年度平均視聴率は4.9%、認知率は24.2%(番組評価アンケートによるもの)、番組HPへの同年度アクセス数は約64,000件となっており、一般国民に対するODA広報は、一定程度、着実に進んでいる。	1 年間8,000万~9,000万件程度のODAホームページに対するアクセス(ヒット数) 2 テレビ東京の「地球VOCE」の23年度平均視聴率: 年間平均5~6%以上 同番組の認知率: 25%以上
	24年度	1 ODA広報(ホームページの充実、テレビ広報番組等の活用)を実施した。 (1) ODAホームページに対するアクセスは、約8,500万件と前年並みの水準となった。 (2) テレビ東京の「地球VOCE」の24年度平均視聴率は4.9%、認知率は28.3%(番組評価アンケートによるもの)、番組HPへの同年度アクセス数は約117,000件となっており、前年度の水準を上回るものとなっている。 2 「見える化」の徹底 (1) 「最終とりまとめ」を受け、「ODAの見える化」の着実な実施として、平成22年10月にJICAホームページ上に「ODA見える化サイト」を立ち上げた。(平成25年3月31日現在の掲載件数: 無償488件、有償333件、技協498件)。また、過去10年程度に完了した無償・有償案件(事後評価実施済み案件)については25年度末までに同サイト上に掲載を完了することを目指している。	1 年間8,000万~9,000万件程度のODAホームページに対するアクセス(ヒット数) 2 テレビ東京の「地球VOCE」の23年度平均視聴率: 年間平均5~6%以上 同番組の認知率: 25%以上

		(2) 幅広い国民の開発協力への参加促進 ア JICA「なんとかしなきゃ！プロジェクト」サイトを開設した。プロジェクトメンバーとして著名人の参加を得て、22件の国際協カイベントを実施した。 イ 教師・地方自治体関係者の現地視察やボランティア事業への参加促進、ODA 民間モニターを改編した国民参加型事業を立ち上げた。	
	25年度		1 ODA ホームページへのアクセス数：年間 8,000 万～9,000 万件程度 2 広報番組の視聴率及び認知率：年間平均5～6%以上, 30%以上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	経済協力への国民の理解の向上	
(4) NGO の活動環境整備及び NGO との連携強化			年度ごとの目標
基準	22年度	NGO 活動環境の整備を支援し、NGO の能力向上を側面支援するために、NGO と連携の上、①NGO 相談員、②テーマ別能力向上プログラム、③NGO 長期スタディ・プログラム、④NGO インターン・プログラム、⑤JICA による NGO 支援（アドバイザー派遣制度等の実施）の諸事業を実施した。 NGO/外務省定期協議会を7回開催した。	
施策の進捗状況(実績)	23年度	国際協力における政府の重要なパートナーである NGO がその能力をさらに向上していけるよう活動環境の整備を支援し、NGO の能力向上を側面支援するために、NGO と連携の上、①NGO 相談員、②NGO 研究会、③NGO 長期スタディ・プログラム、④NGO インターン・プログラム、⑤JICA による NGO 支援（アドバイザー派遣制度等の実施）の5事業を実施した。 また、ODA に関する情報提供や NGO との連携における改善策などについて定期的に意見交換する場として、当省政務レベルが出席する NGO ・外務省定期協議会を7回開催した。	1 年3本以上の NGO 支援のための事業実施 2 年7回の NGO ・外務省定期協議会（14年度に NGO と合意された回数）
	24年度	1 NGO 活動環境整備支援事業として、NGO の能力向上を図るべく、以下を実施した。 (1) NGO 相談員 (2) NGO 研究会 (3) NGO 長期スタディ・プログラム (4) NGO インターン・プログラム 2 NGO 財政基盤強化支援のため以下を実施した。 (1) NGO 連携無償資金協力予算を昨年度比で5億円増額。(23年度57億円) (2) NGO 関連予算の合計：21年度約44億円→24年度約79億円 3 NGO と外務省との対話の促進のため、ODA に関する情報提供や NGO との連携における改善策などについて定期的に意見交換する場として NGO ・外務省定期協議会を7回開催し、地方開催の2回を除き、当省政務が出席した。 4 NGO と外務省、JICA との人的往来促進のため、NGO 職員受入れ研修（24年度は9名、累計41名）を実施した。	1 年3本以上の NGO 支援のための事業実施 2 年7回の NGO ・外務省定期協議会（14年度に NGO と合意された回数）
	25年度		1 NGO 活動環境整備支援事業の実施実績：年4本以上 2 NGO ・外務省定期協議会実施実績

			: 年7回 (14年度に NGO と合意された回数)
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	1 ODA の担い手としての NGO を育成する。 2 NGO の意見・提言を国政に反映する。	
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 グローバル化が進む国際社会においては、人間としての尊厳を保てないような苦しい生活を営んでいる人々が数多く存在しているという、厳しい現実がある。我が国の平和と繁栄に直結している国際社会の平和と繁栄のためにも、これらの課題に対処することは我が国の責務である。途上国の安定と発展や、地球規模課題の解決に取り組むことは日本自身の国益に適うものであり、ODA は重要な外交手段である。</p> <p>国際社会が直面する様々な課題に対し、日本が積極的に行動することが求められている。ODA はそのための重要な手段であり、我が国の比較優位を活かすものとして有効である。</p> <p>我が国経済成長を後押しするとともに、日本再生を更に力強く進めていくため、「国際のフロンティア」を開拓すべく、世界におけるインクルーシブな成長を通じた「人間の安全保障」の実現に貢献することが求められており、これらを実現するにあたっては、政府、地方自治体、NGO、中小企業を含む民間企業、大学、個人などが連帯し、それぞれの得意分野を活かして国際協力を行うべく、援助の担い手を拡大することが有効である。そのためには、より戦略的、効果的、効率的な ODA を実施することが必要である。</p> <p>2 上記測定指標及び以下に示すとおり、「二国間協力の政府開発援助を通じた支援により国際社会の平和と安定に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保すること」との目標に向けて進展が見られた。</p> <p>(1) 「最終とりまとめ」フォローアップ</p> <p>ア 民間企業との連携については、24年度までに34件を実施しているが、途上国におけるビジネス機会の拡大など企業側にもメリットを提供できたほか、民間企業の優れた技術・ノウハウを動員すること等により ODA だけでは達成できない相乗的な開発効果をもたらした。</p> <p>イ 24年度までに78カ国分の国別援助方針を策定したことは、我が国の援助重点分野との関係、対象国の国づくりへの姿勢、対象国の開発目標、我が国の開発コミットメント等を勘案したより戦略的かつ効果的な援助を行う上で非常に有効であった。</p> <p>ウ 円借款迅速化や外貨返済型円借款の導入により、円借款候補案件の裾野を拡大させたことは、円借款を被援助国にとって一層魅力あるものとし、インフラ輸出を含め海外進出を企図する企業のビジネスチャンスの拡大にもつながる効果を発揮した。</p> <p>エ ASEAN における「東西・南部経済大動脈」構想及び「海洋 ASEAN 経済回廊」構想に沿った3スキーム（技協・有償・無償）を活用した戦略的な支援は、ASEAN 連結性強化及び格差是正を実現する上でその効果は高い。</p> <p>(2) ODA に対する国民の理解・支持</p> <p>無償488件、有償333件、技協498件の概要、評価等を紹介する JICA ホームページ上の「ODA 見える化サイト」の立ち上げは、ODA に対する国民の理解を深める情報を提供することとなった。</p> <p>(3) NGO との連携</p> <p>NGO と外務省・JICA との人的往来の促進及び NGO 財政基盤強化支援の推進は、NGO の能力向上や NGO の意見・提言の政策への反映を通じた一層戦略的な援助政策の企画・立案を行う上で有効な手段となった。</p> <p>3 上記2のとおり、国別援助方針の策定による援助の「選択と集中」、案件形成段階からの官民連携の強化、手続きの簡素化による円借款の迅速化等の結果、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、投入資源に見合った進展が得られた。</p> <p>【課題と今後の方針】</p> <p>上記のとおり、施策の評価は高く、引き続き施策を実施することとするが、施策のより効果的かつ効率的な実施のため、以下の点に留意しつつ実施する。</p> <p>1 民間企業との連携では、特に中小企業について、案件化調査、ニーズ調査、途上国政府への普及事業を実施したが、今後、案件化調査の出口にあたる ODA 案件化に繋げること、ニーズ調査を通じて、本邦中小企業の製品・技術を活用した開発途上国支援の可能性を明確化することが課題となっており、引き続き中小企業</p>	

	<p>への支援を推進していくために外務省及び JICA の体制を整備する。</p> <p>2 戦略的・効果的な援助のため、全ての我が国 ODA 対象国について国別援助方針を策定することが重要であり、引き続き作成を進める。</p> <p>3 円借款を相手国政府や我が国民間企業にとってより魅力的なものとする必要であり迅速化のための諸施策を着実に進める。</p> <p>4 国際協力重点方針において設定した重点地域及び課題について、技術協力、無償資金協力、有償資金協力を駆使し、目標達成に向け取り組んでいく。</p>
--	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <p>○戦略的 ODA の実施を、国民世論の受け止め方及び NGO の活動と関連付けるアプローチは、世界の趨勢及び時代の流れにも適しており、極めて妥当であると思う。それだけに、具体的施策に関しては、さらに発展の余地があるだろう。</p> <p>○明確な意図のもとに着実な取組が行われており、「目標の達成に向けて進展があった」との評価は妥当なものと評価する。</p> <p>○「施策に係る内閣の重要政策」の記述の中で、「ミレニアム開発目標に続く枠組み策定に向けて」とあるが、評価書内では (1)に「ポスト MDGs へ反映する」と1か所のみ記述となっている。現在が ODA にとって架橋期であるのであれば、「フォローアップ」に関する記述はもとより、今後の方針についても記述を充実させるべきではないか。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省 ODA ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html) ・独立行政法人 国際協力機構 (JICA) ホームページ「ODA 見える化サイト」(http://www.jica.go.jp/oda/index.html)
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>国際協力局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>政策課長 鈴木 量博</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成 25 年 8 月</p>
--------------	--------------	---------------	-----------------------	-----------------	--------------------

施策VI-2 地球規模の諸問題への取組

施策名	地球規模の諸問題への取組																																			
達成すべき目標	<p>グローバル化に即応したルール作りと地球規模の問題解決に向けたリーダーシップを発揮すること</p> <p>1 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について 人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生計、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に具体的に貢献すること</p> <p>2 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について (1) 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて地球環境問題への国際的取組に貢献すること (2) 防災政策の普及を通じ、持続可能な開発を支援すること</p>																																			
施策の概要	<p>1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献 (1) 国連を始めとする多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念普及を進める。 (2) 我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践に努める。また、感染症対策については、世界基金を通じた効率的・効果的支援に向け積極的に関与する。</p> <p>2 環境問題を含む地球規模問題への取組 地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、我が国としてリーダーシップを発揮しつつ、多数国間環境条約や国際機関を通じた取組を推進する。また、こうした枠組みがない分野に新たな場を設けて具体的取組を推進する。 気候変動問題においては、平成 25 (2013) 年以降の気候変動対策に係る、全ての国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築に向け、二国間の協議や多国間の枠組み等を利用して、国際交渉に積極的に取り組む。 持続可能な開発の不可分の一部をなす防災について、我が国が蓄積してきた知見・技術を活用し、国際機関を通じた取組等を通じて世界的に普及を図ることにより、持続可能な開発の実現に努める。</p>																																			
施策の予算額・執行額等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算 (a)</td> <td>123, 128</td> <td>85, 711</td> <td>203, 671</td> <td>70, 502</td> </tr> <tr> <td>補正予算 (b)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰越し等 (c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計 (a+b+c)</td> <td>123, 128</td> <td>85, 711</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額 (千円, d)</td> <td>77, 088</td> <td>55, 574</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	123, 128	85, 711	203, 671	70, 502	補正予算 (b)	0	0	0	—	繰越し等 (c)	0	0			合計 (a+b+c)	123, 128	85, 711			執行額 (千円, d)	77, 088	55, 574						
区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度																																
予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	123, 128	85, 711	203, 671	70, 502																															
	補正予算 (b)	0	0	0	—																															
	繰越し等 (c)	0	0																																	
	合計 (a+b+c)	123, 128	85, 711																																	
執行額 (千円, d)	77, 088	55, 574																																		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主要なもの）	<p>1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献 ・第 67 回国連総会における野田総理一般討論演説（平成 24 年 9 月 26 日） 「『かけがえのない地球』を意識する時、この星に息づく一つひとつの命のかけがえのない尊さにも、改めて温かな眼差しが向けられなければなりません。我が国が主導し、去る 10 日の国連総会で採択された『人間の安全保障』に関する総会決議は、女性や若者を含め、人間ひとりひとりの視点から次世代の発展を構想する確かな指針となるものです。我が国は、先の決議に記された『人間の安全保障』に関する共通理解も踏まえて、現行のミレニアム開発目標の達成の実現に貢献するとともに、新たな開発目標の策定に向けて、各国の議論をリードしてまいります。 『人間の安全保障』の理念は、秘めたる大きな発展の可能性を着実に開花させながらも、いまなお貧困、災害、紛争など多くの挑戦に苦しむアフリカの大地で最も強調されなければなりません。来年 6 月に横浜で開催する『第 5 回アフリカ開発会議』では、国際社会とアフリカがとるべき方を議論し、具体的な行動へと繋げてまいります。かけがえのないこの地球で、かけがえのない命が脅威にさらされる事態を一扫しなければなりません。長い戦禍の後の復興にかけるアフガニスタン。新たな国作りを進める南スーダン。民主化への確かな足取りを始め、国民和解を進めるミャンマー。それぞれの地域における平和の維持と構築、そして『人間の安全保障』の推進に我が国はできるだけの支援を行ってまいります。」</p> <p>2 環境問題を含む地球規模問題への取組 ・第 183 回国会外交演説（平成 25 年 2 月 28 日） 「気候変動問題に関しては、本年十一月の国連気候変動枠組条約第十九回締約国会議（COP19）までに温暖化ガス 25%削減目標をゼロベースで見直すとともに、技術で世界に貢献していく攻めの地球温暖化外交戦略の策定に取り</p>																																			

組みます。」

・第 67 回国連総会一般討論演説（平成 24 年 9 月 26 日）

「その一つの試みである本年 6 月のリオ+20 会合は、持続可能な開発を考える上で重要な成果を挙げました。我が国は『緑の未来イニシアティブ』を公表し、繁栄が資源・エネルギーの需給逼迫や地球環境の悪化を伴わない『持続可能な成長』の模索を提唱しました。日本は、低炭素・循環型社会の実現等、世界が共通して直面するエネルギー課題に向け、省エネ・再生可能エネルギーのイノベーションに向けた取組を含め、昨年 3 月 11 日の東京電力福島第一原発の事故を踏まえ、原発に依存しない社会を目指し、グリーンエネルギーへのシフトと経済成長の確保を両立させていきます。」

・総理指示：第 1 回産業競争力会議の議論を踏まえた当面の政策対応について（平成 25 年 1 月 25 日）

「（地球温暖化対策の見直し）環境大臣と関係大臣が協力して、11 月の地球温暖化対策の会議（COP19）までに、25%削減目標をゼロベースで見直すとともに、技術で世界に貢献していく、攻めの地球温暖化外交戦略を組み立てること。」

施策名	地球規模の諸問題への取組	
施策に関する評価結果	目標の達成状況	目標の達成に向けて進展があった。
達成すべき目標	グローバル化に即応したルール作りと地球規模の問題解決に向けたリーダーシップを発揮すること	

具体的施策名	1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献	
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	目標の達成に向けて相当な進展があった。
達成すべき目標	人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生計、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に具体的に貢献すること	
具体的施策の概要	<p>(1) 国連を始めとする多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念普及を進める。</p> <p>(2) 我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践に努める。また、感染症対策については、世界基金を通じた効率的・効果的支援に向け積極的に関与する。</p>	

測定指標	(1) 主要な国際的フォーラムの関連文書における人間の安全保障への言及の確保		年度ごとの目標
	基準	—	各種外交文書における人間の安全保障への言及の確保
施策の進捗状況(実績)	23年度	多数国間文書で5件、二国間文書で3件の主要外交文書において人間の安全保障への言及を確保し、また2月には各方面のリーダーが集う世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)の枠組みにおいて人間の安全保障セッションが開催されるなど、国際社会全般における同概念の普及にも進展が見られた。	文書交渉を通じた人間の安全保障に対する理解を促進する。
	24年度	<p>1 「ボランティアに関する国連総会決議」、OECD 開発援助委員会ハイレベル会合の成果文書、ポスト 2015 年開発目標に関する地域会合、東ティモール(G7+議長国)主催国際会議の成果文書、第4回アジア開発フォーラムの議長声明、日キルギス共同声明、ASEM 首脳会合(ビエンチャン宣言)、日メキシコ首脳会談の成果文書において、人間の安全保障への言及を確保した。</p> <p>2 4月、平成22(2010)年の決議及び加盟国の意見に基づき、人間の安全保障に関する2つ目の事務総長報告が発表された。6月には、人間の安全保障に関する第2回国連総会公式討論が開催され、9月の国連総会で採択された人間の安全保障に関する2つ目の国連総会決議によって、人間の安全保障の共通理解に合意を得るに至った。</p>	文書交渉を通じた人間の安全保障に対する理解を促進する。
	25年度		主要外交文書や6月に予定されているTICAD V等において人間の安全保障への言及を確保する等文書交渉を通じた人間の安全保障に対する理解を促進する。
	26年度		主要外交文書において人間の安全保障への言及を確保する等文書交渉を通じた人間の安全保障に対する理解を促進する。
	27年度		同上
目標	—	主要外交文書において人間の安全保障への言及を確保する等文書交渉を通じた人間の安全保障に対する理解を促進する。	
	(2) 人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進		年度ごとの目標

基準	—	人間の安全保障実現に資する案件の実施	
施策の進捗状況(実績)	23年度	6件のプロジェクトに対し、約24百万ドルを支援し、220万人が裨益した。承認したプロジェクトは平和構築分野、気候変動・環境分野、人身取引被害者の保護と幅広い分野を対象としている。また、4以上の機関による共同実施プロジェクトが3件含まれるなど、保護と能力強化を通じたコミュニティの自立的発展を支援という人間の安全保障を実現する支援スキームである同基金ならではのプロジェクトが多くを占めた。	保護と能力強化を通じたコミュニティの自立的発展の支援を達成するため、拠出を継続するとともに、基金を利用した案件を通じて明らかになった人間の安全保障の有効性の周知も行う。
	24年度	6件のプロジェクト（「コミュニティ・ボーダーにおける人間の安全保障強化（於：ケニア）」、「アルト・ワンギー・ボカイにおける人々への脅威の減少：総合的かつ分野横断的な、異文化に配慮した人間の安全保障（於：ニカラグア）」、「コソボ市民等のためのより良い未来構築（於：コソボ）」ほか3件）に対し、20百万ドルを支援した。 承認したプロジェクトは、保健、教育、紛争予防、環境、雇用創出、政府の能力強化など幅広い分野を対象としている。4以上の機関による共同実施プロジェクトが5件含まれるなど、ドナー間調整を経て、すべての人々とコミュニティの保護と能力強化に資する人間中心の、包括的で、文脈に応じた予防的対応を求める人間の安全保障のための支援スキームである同基金ならではのプロジェクトを実現した。 その他、21年度採択案件である「ネパールの紛争影響下における脆弱な女性及び思春期の少女に対する基礎的なリプロダクティブ・ヘルスケア、教育、心理的カウンセリングの提供」について、最終報告書が出された。	保護と能力強化を通じたコミュニティの自立的発展の支援を達成するため、拠出を継続するとともに、基金を利用した案件を通じて明らかになった人間の安全保障の有効性の周知も行う。
	25年度		保護と能力強化を通じたコミュニティの自立的発展の支援を達成するため、拠出を継続するとともに、他国・民間団体等に対して、同基金への拠出を促す。基金を利用した案件を通じて明らかになった人間の安全保障の有効性をシンポジウム等における外務省幹部による発言やホームページを通じて周知するとともに、外部評価を受ける。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	保護と能力強化を通じたコミュニティの自立的発展を支援する。	
(3) 世界基金による三大感染症対策支援の強化			年度ごとの目標
基準	—	世界基金を通じた三大感染症対策の実施	
施策の進捗状況(実績)	23年度	23年度の期間中、世界基金の既存事業のうち新たなフェーズに移行する104案件に対して総額約18億ドルが承認され、途上国における感染症対策が引き続き行われた。 一方、より効果的な事業管理を目的として、案件実施体制の改革、事務局の組織再編が行われ、案件形成の段階から受益国の監督機関や事業審査専門家パネルからのインプットを得る対話型の審査プロセスを導入するとともに、事務局で案件管理にあたる職員の比率を全職員数の75%に増加し、支援の必要性が大きい国をはじめとして実施体制を強化している。	世界基金を通じた支援の効果的・効率的な実施に重点を置く。

		我が国は、このような世界基金事務局の効率化や事業実施体制の監督強化を含めた改革に、理事会における議論等を通じて、積極的に取り組んだ。						
	24年度	<p>1 24年度の期間中、世界基金の既存事業のうち新たなフェーズに移行する案件及び以下に詳述する新たな資金供与メカニズム立ち上げまでの移行期間に資金手当が必要な案件に対して総額約36億ドルが承認され、途上国における感染症対策が切れ目なく行われた。また、事務局の新たな組織体制のもと、事業に対する資金支出が迅速に行われるようになり、支出額は平成23(2011)年の26億ドルから平成24(2012)年の33億ドルに伸びた。</p> <p>一方、受益国の保健政策により合致した資金支援を行うための新たな資金供与メカニズムの制度設計が進められ、今後形成される新規事業に適用されることとなった。</p> <p>2 我が国は、このような実施体制の効率化、新資金供与メカニズムの開発に、理事会及び関連する委員会における協議・検討を通じて貢献した。</p> <p>また、我が国は、世界基金を通じた支援事業に、24年度末までに累積で約17.4億ドルを拠出した。</p> <p>我が国による世界基金を通じた支援事業による感染症対策の実績は、平成24(2012)年末までに、抗レトロウイルス療法(HIV感染者・エイズ患者への治療)受療者数420万人、WHO推奨の直接服薬確認療法(DOTS)を受けける結核患者数970万人、マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配布数3.1億張(結核患者数及び蚊帳配布数は基金設立(平成14年)からの累積)となった。</p>		世界基金を通じた支援の効果的・効率的な実施に重点を置く。				
	25年度			世界基金を通じた支援の効果的・効率的な実施に重点を置く。 新たな資金供与メカニズムの下、受益国の需要が反映された資金支援が着実に進むよう、制度設計への引き続きの関与及び理事会における迅速な新規案件の承認に協力する。 また、これらの事業により世界基金の事業効果が上がるよう、理事会及び委員会における協議に積極的に参加する。				
	26年度			効果的な資金供与メカニズムの実施、事業実施体制の効率化などに理事会を通じて取り組む。				
	27年度			世界基金を通じた支援を効果的・効率的に実施する。				
目標	—	世界基金を通じた支援を効果的・効率的に実施する。						
	(4)人間の安全保障基金プロジェクトによる裨益者数	基準値	実績値				目標値	
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	30年度
		145万人	165万人	222万人	96万人			21年度からの累計で1000万人
	年度ごとの目標値		—	—	90万人	90万人	90万人	
具体的施策に	評価結果に関	【総括】 1 地球規模の課題への対応において、我が国が指導力を発揮し、国際社会に深く貢献していくためには、これらの課題への対応に当たっての指導理念を明確にし、求心力のある取組を行う必要がある。人間の安全保						

障は、人間一人ひとりに焦点を当て、その保護と能力強化を通じて包括的な取組を行うとの理念であり、持続可能な開発や難民等の課題に対処する上で極めて有効な理念である。また、人間の安全保障を「保護する責任」と混同し、国内への武力介入の入口論につながるとの警戒が一部の国に存在することから、様々な国際的文書において人間の安全保障への言及を行うことで、同理念に対する理解を深めていく必要がある。人間の安全保障は日本が育んできた理念であり、同理念に対する関係者の理解を促進するとともに、様々なスキームを通じた支援を実践することが必要である。

2 測定指標（１）～（４）及び下記のとおり、「人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生計、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に具体的に貢献すること」という目標達成に向けて相当な進展があった。

（１）人間の安全保障については、国連加盟国間で10年以上にわたり、その内容が曖昧であるとの理由から否定的な見解を有する国もあったが、平成24年9月に人間の安全保障の共通理解に関する合意を含む国連総会決議が採択され、国連における人間の安全保障の議論が大きく前進した。また、同決議により、概念の普及に繋がり、現場において人間の生存や尊厳に対する脅威といった問題を解決するための様々なプロジェクトを後押しする効果をもたらした。

（２）人間の安全保障基金に関しては、これまで約80の国・地域において、200件以上のプロジェクトを実施し、24年度には、6件を採択しており、途上国における貧困問題等の解決に資することが期待される。実際に、21年度に採択したプロジェクトに関する最終報告書が本年度国連の独立委員会から国連事務総長へ提出されたが、同報告書では、緊急リプロダクティブ・ヘルス関連サービス提供の向上、保健サービス提供者（インフォーマル含む）の能力強化、出産時立ち会いトレーニング施設の強化、ヘルスケア及び教育の重要性に対する認識の高まり、メディアの強化、女性及び女兒への教育・能力開発の機会の増加、女性たちの権利に対するサポート体制の構築といった幅広い成果が得られた旨、報告されている。

（３）我が国による世界基金を通じた支援事業により、人間の安全保障の原則を効果的に活かした感染症対策を推進するという効果があった。また、我が国が世界基金の理事会における協議等に積極的に取り組んだことで、事業実施体制の効率化や新たな資金供与メカニズムの導入をもたらした。

3 限られた予算、人的投入資源の中で、各種会合の機会をとらえて人間の安全保障に係る議論を継続的に実施するとともに、多様な支援スキームを適切に使い分けながら取り組んだ結果、十分な進展が得られており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【課題と今後の方針】

1 人間の安全保障に基づく支援を一層効果的なものとすべく、各国からの協力も拡大していく観点から、国連等の場における共通の理解を醸成し、人間の安全保障基金及び草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じた具体的な支援プロジェクトの実践を今後とも重ね、その有益性を実証する実例を積み上げていくことが課題である。そのため、引き続き多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念の一層の普及に努めるとともに、アフリカ連合、欧州連合を始めとする地域機構との協力に向けた具体的な施策を行っていく。

2 我が国の厳しい財政事情により、国際機関によっては拠出金が大幅な減額となる中で、我が国が人道支援を重視していないとの否定的な印象を与えることのないよう、多くの人々に支援が行き渡るよう配慮するなどして、適切かつ効果的な人道支援の実施を確保していく必要がある。そのため、人間の安全保障基金や世界基金、草の根・人間の安全保障無償資金協力を始めとする二国間支援、国際機関を通じた人道支援等の相互補完性も念頭に置きつつ、より効果的・効率的な支援を実施することで人間の安全保障の実現に努める。

3 三大感染症対策は、引き続き開発途上国における人間の安全保障実現に直結する主要課題であり、世界基金を通じた支援を継続する必要性が非常に高い。我が国の世界基金に対する当面最大8億ドルの拠出表明を引き続き着実に実施するとともに、新たな資金供与メカニズムの実施、事業実施体制の効率化などに世界基金の理事会を通じて取り組む。

具体的施策名	2 環境問題を含む地球規模問題への取組	
具体的施策に関する評価結果	目標の達成状況	目標の達成に向けて進展があった。
達成すべき目標	<p>(1) 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて地球環境問題への国際的取組に貢献すること</p> <p>(2) 防災政策の普及を通じ、持続可能な開発を支援すること</p>	
具体的施策の概要	<p>地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、我が国としてリーダーシップを発揮しつつ、多数国間環境条約や国際機関を通じた取組を推進する。また、こうした枠組みがない分野に新たな場を設けて具体的取組を推進する。</p> <p>気候変動問題においては、平成 25 (2013) 年以降の気候変動対策に係る、全ての国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築に向け、二国間の協議や多国間の枠組み等を利用して、国際交渉に積極的に取り組む。</p> <p>持続可能な開発の不可分の一部をなす防災について、我が国が蓄積してきた知見・技術を活用し、国際機関を通じた取組等を通じて世界的に普及を図ることにより、持続可能な開発の実現に努める。</p>	
測定指標	(1) 既存の国際機関、多国間環境条約の締結及び実施による、地球環境問題の解決に向けた取組の進捗度 (国際的なルールの策定、関係者の能力構築を含む) と、我が国による実質的貢献度	
	基準	<p>1 地球環境問題の解決に向けた国際的な取組への積極的な参画</p> <p>2 気候変動の次期枠組み作りへの参画</p> <p>3 気候変動対策促進のための取組</p>
施策の進捗状況 (実績)	23 年度	<p>4 年度の国連環境開発会議 (地球サミット) 以降整備されてきた多数国間環境条約の締結・実施をさらに促進するとともに、国際機関を通じた支援を行うことにより、下記のように、地球環境問題に関する国際的な取組の進捗に実質的に貢献するとともに、気候変動交渉を着実に実施した。</p> <p>1 リオ+20</p> <p>平成 24 年に開催された国連持続可能な開発会議 (リオ+20) に向け、成果文書へのインプットを国連に提出。成果文書交渉を含め、主に我が国が知見・経験を有する分野において積極的に地球環境問題をめぐる議論に貢献した。</p> <p>2 生物多様性</p> <p>平成 22 年 10 月に開催された生物多様性条約 COP10 において採択された「ABS 名古屋議定書」及びカルタヘナ議定書 COP-MOP 5 において採択された「名古屋・クアラルンプール補足議定書」への署名を行った。</p> <p>3 UNEP/IETC による具体的活動への支援</p> <p>国連環境計画・国際環境技術センターが事務局を務める廃棄物管理に関するグローバル・パートナーシップの活動を支援し、廃棄物管理に関する知見の共有、効率的な取組の推進に貢献した。また、災害廃棄物の処理をめぐり我が国の経験の共有及びネットワークの構築に貢献した。</p> <p>4 オゾン層保護</p> <p>オゾン層保護に関し、モントリオール議定書多数国間基金のもとで、オゾン層破壊物質削減に資する技術の開発途上国における導入を支援した。また、代替フロン (HCFC) の削減スケジュールの実施に向けて、対途上国支援活動のガイドライン策定等に関する検討に貢献した。</p>
		<p>年度ごとの目標</p> <p>1 既存の国際機関及び多数国間環境条約を通じた取組の進展</p> <p>2 気候変動の次期枠組み作りにおける我が国による実質的貢献</p> <p>3 気候変動交渉の着実な実施</p>

	<p>5 酸性雨対策への貢献 酸性雨対策に関し、東アジア酸性雨モニタリング・ネットワーク (EANET) の活動基盤強化のための文書の策定作業に積極的に参加し、平成 22 年 11 月に開催された第 12 回政府間会合において「EANET の強化のための文書」が署名され、平成 24 年に発効。</p> <p>6 水銀の国際的規制に対する貢献 国境を超える水銀の規制・管理に関し、UNEP のもとでの水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉に関し、平成 23 年 11 月にケニアで開催された第 3 回会合の議論に積極的に参加した。</p> <p>7 ダーバン (南アフリカ) で開催された国連気候変動枠組条約第 17 回締約国会議 (COP17) では、日本は積極的に議論に貢献した。特に、次期枠組み作りとの関係では、日本の提案が反映される形で将来の枠組み構築のための新しい特別作業部会 (「ダーバン・プラットフォーム特別作業部会」) の設置が決まった。またこの他にも、緑の気候基金の設立及びカンクン合意実施のための一連の決定といった気候変動の次期枠組みの構築につながる成果も得られた。さらに、京都議定書については、日本を含むいくつかの国は第二約束期間には参加しないことを明らかにし、そのような立場を反映した成果文書が採択された。</p>	
24 年度	<p>1 リオ+20 6月に開催された国連持続可能な開発会議 (リオ+20) において、我が国が知見・経験を有する環境技術、省エネ技術、防災等の分野において積極的に議論に貢献するとともに、環境未来都市の世界への普及、世界のグリーン経済への移行、強靱な社会づくりの3本柱を中心とする貢献策を盛り込んだ「緑の未来イニシアティブ」を表明した。</p> <p>2 生物多様性 10月に開催された生物多様性条約締約国会議 (COP11) において、愛知目標 (ポスト 2010 年目標 (2011 年~2020 年)) の達成に向け、資源動員の目標設定に関する議論を始め「生態学的・生物学的に重要な海域 (EBSA) 等の議論に積極的に参加・貢献した。そのほか、9月に開催された国際自然保護連合 (IUCN) 第 5 回世界自然保護会議や3月に開催されたワシントン条約 COP16 において、野生動植物の保護等に係る附属書改正や手続規則等の議論において貢献した。</p> <p>3 国連環境計画 (UNEP) リオ+20 において UNEP 強化が合意されたことを踏まえ、10月、訪日したシュタイナー-UNEP 事務局長との間で、グリーン経済、化学物質及び廃棄物管理、気候変動等の分野における我が国と UNEP の今後の連携強化に向けた政策対話を立ち上げることに合意した。そのほか、2月に開催された第 27 回 UNEP 管理理事会において副議長を務め、議論を主導する等、UNEP の組織改革及び役割強化に貢献した。</p> <p>4 オゾン層保護 モントリオール議定書多数国間基金のもとで、オゾン</p>	<p>1 既存の国際機関及び多数国間環境条約を通じた取組の進展</p> <p>2 気候変動の次期枠組み作りにおける我が国による実質的貢献</p> <p>3 気候変動交渉の着実な実施</p>

層破壊物質削減に資する技術の開発途上国における導入を支援した。また、11月、モンテリオール議定書第24回締約国会合（MOP24）において、代替フロンであるHFC（ハイドロフルオロカーボン）の扱い及びその代替技術に関する議論、技術経済評価委員会及びその補助機関に関する手続きの事項等が行われ、我が国はコンタクトグループ議長を務める等議論に貢献した。

5 森林

11月の国際熱帯木材機関（ITTO）第48回理事会において議長を務め、木材貿易及び熱帯林の持続可能な経営に関する議論をリードした。

6 水銀に関する条約

UNEPのもとでの水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉に関し、7月の第4回会合（ウルグアイ）及び1月の第5回（最終）会合（ジュネーブ）を経て条文案に合意されるとともに、条約の名称を「水銀に関する水俣条約」とすること、平成25年10月に熊本県で条約の採択・署名のための外交会議を開催することが正式に決定された。我が国は、アジア太平洋地域グループのコーディネーターとして地域レベルの議論を円滑にするとともに、フレンズオブチェアとして個別の条項毎の議論に積極的に貢献、また水俣病の経験を各国に共有し、条約交渉の早期妥結に向けて議論を主導した。

7 国連気候変動枠組条約

カタール（ドーハ）で開催された第18回締約国会議（COP18）において、日本が、平成32（2020）年以降の新たな法的枠組みの構築に向けて、「交渉の基礎的なアレンジメントを整えた」との明確なメッセージを世界に示すことを目標として、積極的に議論に貢献した結果、既存の2つの作業部会（「条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会」及び「京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会」）の作業が終了した。また、京都議定書の改正については、第二約束期間の長さを8年とすること等が盛り込まれた決定が採択された他、第二約束期間に参加しない国（我が国を含む）も同期間中にクリーン開発メカニズムのクレジットの原始取得が可能であることが確認された。

25年度

- 1 リオ+20については、成果文書を受けて設置された持続可能な開発目標（SDGs）オープン・ワーキング・グループやファイナンス戦略委員会での議論に積極的に参加・貢献する。
- 2 生物多様性については、資源動員メカニズムの具体化が議論される2014年のCOPに向けた作業等を行う。
- 3 国連環境計画（UNEP）については、政策対話等の機会を活用しUNEPとの連携強化を図る。
- 4 オゾン層保護については、HFCの扱い等議定書の主要議題に関し引き続き議論に貢献する。を行う。
- 5 森林については、ITTOへの拠出等を通

			<p>じて、持続可能な森林経営や違法伐採対策等に取り組む。</p> <p>6 水銀に関する水俣条約の採択・署名のための外交会議を本年 10 月に我が国で開催予定であるところ、右会議の善い実施を通じ、世界規模での水銀汚染対策強化を図る。</p> <p>7 気候変動交渉における、平成 32 (2020) 年以降の新たな法的枠組みに関する平成 27 (2015) 年までの合意に向けて、実質的な貢献を行う。国連気候変動枠組条約第 19 回締約国会議 (COP19) においては、新たな法的枠組みに含まれるべき要素の絞り込みと具体化並びに平成 26 年の詳細な作業計画の策定を目指して、全ての国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みを構築するとの観点から、我が国として実質的な貢献を行う。</p>
	26 年度		<p>1 気候変動交渉を着実に実施する。</p> <p>2 我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。</p> <p>3 気候変動交渉における、平成 32 (2020) 年以降の新たな法的枠組みに関する平成 27 (2015) 年までの合意に向けて、実質的な貢献を行う。</p>
	27 年度		我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。
目標	—	我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。	
(2) 持続可能な開発に係わる新しい課題に対する国際的な議論と取組の進捗度 (国際的な関心の高揚, 具体的な取組の進捗, 関係者による対話の推進等) と, 我が国の考え方の反映度合い			年度ごとの目標
基準	—	<p>1 地球環境問題の解決に向けた国際的な取組への積極的な参画</p> <p>2 気候変動の次期枠組み作りへの参画</p> <p>3 気候変動対策促進のための取組</p>	
施策の進捗状況 (実績)	23 年度	<p>持続可能な開発に関する新たな課題に対する国際的な議論を喚起し、我が国の考え方の発信と定着のための努力を行い、地球環境問題の解決に向けた取組を進捗させた。具体的事例は下記のとおり。</p> <p>1 森林保全・違法伐採対策・持続可能な森林経営のため、国際熱帯木材機関 (ITTO) の取組を後押しした。</p> <p>2 COP17 に際して発表した「世界低炭素成長ビジョン」に基づき、その具体的な取組として「アフリカ・グリーン成長戦略」、「東アジア低炭素成長パートナーシップ構想」等の地域協力や「二国間オフセット・クレジット制度」(その後「二国間クレジット制度」に名称変更)の構築に向けた二国間協力等を推進し、また、低炭素成長の分野において、リーダーシップを発揮し各国から高く評価された。また、平成 24 (2012) 年までの気候変動分野に関する途上国に対する短期資金支援として平成 24 年 2 月末時点で 132 億米ドル以上の支</p>	<p>1 持続可能な開発に向けた取組の進展</p> <p>2 我が国の考え方の反映</p>

	援を実施することにより、気候変動問題への取組に貢献した（107か国783のプロジェクト）。	
24年度	<p>1 持続可能な開発に関する新たな課題に対する国際的な議論を喚起し、我が国の考え方の発信と定着のための努力を行い、特に、国連持続可能な開発会議（リオ+20）において持続可能な開発の達成に向けた「緑の未来イニシアティブ」を表明し、地球環境問題の解決に向けた取組を進捗させた。</p> <p>2 国際交渉を補完する様々な具体的取組を積極的に実施した。特に、地域協力としては「東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」、島嶼国との気候変動政策対話を実施し、アフリカとの間では TICAD の枠組みで低炭素成長・気候変動に強靱な開発に関する戦略の策定に向けた作業を加速化させた。</p> <p>また、二国間の取組として、我が国の優れた技術を活用しつつ途上国の気候変動対策を強化すべく、「二国間オフセット・クレジット制度」を推進しており、既に31か国で191件の実証事業を実施した。特に、モンゴル及びバングラデシュとの間では、COP18の際に、同制度の平成25（2013）年からの開始について実質的な合意に至り、モンゴルとは平成25（2013）年1月に、バングラデシュとは平成25（2013）年3月に、同制度に関する二国間文書への署名を行った。</p> <p>さらに、我が国は、平成24（2012）年末までの約3年間の途上国短期支援（官民合わせ150億ドル）について、約174億ドル（平成24（2012）年10月末時点）を達成した。これにより、先進国全体の短期資金（過去3年間の公的資金による300億ドルの支援約束、実績額は336億ドル）のうち、約40%にあたる133億ドルを日本が実施したことになり、コミットメント達成に大きく貢献した。</p>	<p>1 持続可能な開発に向けた取組の進展</p> <p>2 我が国の考え方の反映</p>
25年度		<p>1 上記取組等を通じて、我が国の考え方を発信していく。特に、持続可能な開発目標（SDGs）等本分野における国際社会の今後の取組に係る議論において主導的役割を果たす。</p> <p>2 気候変動分野における対話の実施や二国間クレジット制度の推進などについて、国際交渉を補完する具体的取組の更なる進展を目指す。</p> <p>特に、第2回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話を主催し、低炭素成長に資する技術等について議論を深める。</p> <p>また、二国間クレジット制度については、数カ国との二国間協議妥結・署名を目指す。</p>
26年度		<p>1 気候変動分野における対話の実施や二国間クレジット制度の推進など、国際交渉を補完する具体的取組の更なる進展を目指す。</p> <p>2 上記取組等を通じて、我が国の考え方を発信していく。</p>
27年度		我が国主導による地球環境問題の解決に

			向けた取組を促進する。
目標	—	我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。	
(3) 国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進			年度ごとの目標
基準	—	防災に向けた国際協力の実施	
施策の進捗状況(実績)	23年度	<ol style="list-style-type: none"> 「兵庫行動枠組」の世界的な推進のため、国際防災協力の中心的機関である国連国際防災戦略事務局 (UNISDR) の活動を支援した。 具体的には、UNISDR に対する拠出を通じて、都市防災キャンペーン、国連世界防災白書、Prevention Web 運営、地滑りフォーラムのイヤーマークを行った。 第3回国連防災世界会議を日本に招致する旨表明した(第66回国連総会における野田総理の一般討論演説)。 近年世界で発生した大規模な自然災害の教訓を参加国で分かち合い、災害に強い強じんな社会の構築を目指して、国際協力を進めることを目的とした国際会議を24年度に被災地の東北で開催するため、国連関係機関を含む国内外の関係機関と連携の上準備を実施。 	<ol style="list-style-type: none"> 各種会合への参加を通じて、我が国の知見・経験を ISDR の政策に反映。 兵庫行動枠組の推進 (ISDR の活動支援を通じて、各国における防災関連施策の充実に貢献) 第3回国連防災世界会議 (27年度) の招致を実現
	24年度	<ol style="list-style-type: none"> 「兵庫行動枠組」の世界的な推進のため、国際防災協力の中心的機関である国連国際防災戦略事務局 (UNISDR) の活動について、拠出金を通じて支援するとともに、都市防災キャンペーン、国連世界防災白書、防災グローバル・プラットフォームのイヤーマークを行った。 第3回国連防災世界会議を我が国に招致する旨を表明し(第67回国連総会における野田総理の一般討論演説)、第67回国連総会決議(A/RES/67/209)にて平成27(2015)年早期の我が国での同会議の開催が決定された。 7月に開催した「世界防災閣僚会議 in 東北」を通じ、我が国が得た経験教訓を国際社会に共有するとともに、「21世紀型の防災」を提案し、我が国として、今後、国際社会の防災分野の取組を主導していく決意を表明した(平成25年(2013)年からの3年間で30億ドルの支援を行うことを表明した)。 	<ol style="list-style-type: none"> 各種会合への参加を通じて、我が国の知見・経験を ISDR の政策に反映する。 兵庫行動枠組を推進する。(ISDR の活動支援を通じて、各国における防災関連施策の充実に貢献する。) 第3回国連防災世界会議 (27年度) の招致を実現する。
	25年度		<ol style="list-style-type: none"> 各種会合への参加を通じて、東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を、国際的に行われる兵庫行動枠組の後継枠組みの議論を通じて ISDR の政策に反映する。 兵庫行動枠組を推進する。また、ISDR の活動支援について、拠出金を通じて支援し、各国における防災関連施策の充実に貢献する。 我が国で開催される「第3回国連防災世界会議」について、UNISDR、開催自治体、関係省庁等と緊密な連携を図り、開催地の決定など準備を進める。
	26年度		<ol style="list-style-type: none"> 各種会合への参加を通じて、我が国の知見・経験を ISDR の政策に反映する。 兵庫行動枠組を推進する。(ISDR の活動

		支援を通じて、各国における防災関連施策の充実に貢献する。) 3 我が国で開催される「第3回国連防災世界会議」について、UNISDR、開催自治体、関係省庁等と緊密な連携を図り、円滑な開催に万全を期す。また、その議論を通じ、防災の主流化に貢献する。
27年度		1 各種会合への参加を通じて、我が国の知見・経験をISDRの政策に反映する。 2 兵庫行動枠組の後継枠組みを推進する。 (ISDRの活動支援を通じて、各国における防災関連施策の充実に貢献する。)

目標 ー 我が国主導による国際防災の推進に向けた取組

(4) 生物多様性条約名古屋議定書の締約国数	基準値	実績値					目標値
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	ー
	0	3	12				ー
年度ごとの目標値		ー	10	20	30	50	

備考：生物多様性条約名古屋議定書は平成22年10月に採択された。今後、我が国は、同議定書を主導した国として、各国に対して締結を働きかける。

(5) 地球温暖化に対処するための国際的な取組の進展(COP合意の賛同国数/UNFCCC加盟国)	基準値	実績値					目標値
	21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	59.58% (115/ 193)	100% (193/ 193)	100% (195/ 195)				100%
年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%	

(6) 兵庫行動枠組の推進(国家レベルで防災調整メカニズムを設置した国数)	基準値	実績値					目標値
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度
	41	64	73	81	89		193
年度ごとの目標値		ー	ー	ー	ー	ー	

具体的施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	【総括】
		<p>1 上記測定指標及び下記の通り、施策を効果的に実施し、地球環境問題への国際的取組に貢献するとの目標の達成に向けて進展があった。</p> <p>(1) 6月の国連持続可能な開発会議(リオ+20)では、持続可能な開発の実現に向け国際的取組を進展させるとの成果が得られた。また、その他の多数国間環境条約の地球規模での適切な実施の推進、国連環境計画(UNEP)や国際熱帯木材機関(ITTO)をはじめとする環境関連国際機関への貢献を行ったことは、国際的なルールの方策・実施に向けた取組を一層促進する上で有効であった。</p> <p>(2) 我が国は、全ての国が参加する公平で実効性のある新たな国際枠組みを構築するとの目標に向け、気候変動分野における国際交渉の前進に貢献するとともに、世界の低炭素成長実現に積極的に取り組んだ。その結果、平成24(2012)年末の国連気候変動枠組条約COP18では、全ての国が参加する公平で実効性のある新たな国際枠組みを構築するとの目標に向け、国際交渉の前進に貢献するとともに、我が国の目標としていた既存の2つの作業部会が終了し、京都議定書に変わる新たな国際枠組みの構築に向けた交渉に専念できる環境が整備されるという効果が得られた。また、途上国支援や東アジア低炭素成長パートナーシップ対話の実施、二国間オフセット・クレジット制度の推進等の具体的取組を通じて、日本の立場を積極的に発信した結果、第二約束期間に参加しない我が国もクリーン開発メカニズムのクレジットの原始取得が可能となるという成果が得られた。</p> <p>(3) 7月の「世界防災閣僚会議 in 東北」では、我が国が得た経験・教訓を国際社会に共有するとともに、「21世紀型の防災」を提案し、防災の重要性をより高く認めさせることができた。</p> <p>2 気候変動問題は、国境を越えて人間の安全保障を脅かす喫緊の課題であり、国際社会の一致団結した取組の強化が急務となっている。特に、平成25(2013)年は平成32(2020)年以降の新たな法的枠組みの構築に関する平成27(2015)年までの合意に向けた交渉が本格化する重要な時期である。また国内においても、総理指</p>

	<p>示に基づいて COP19 までに 25%削減目標をゼロベースで見直すとともに、技術で世界に貢献していく、「攻めの地球温暖化外交戦略」を組み立てることが求められており、政府として責任を持って本施策を実施する必要がある。</p> <p>3 限られた予算や人的資源を効率的に活用し、上記2のとおり施策全般で進展が見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p>【課題と今後の方針】</p> <p>1 地球環境問題への実効的な対処の喫緊性・必要性につき、国内外の世論の理解を取り付け、多数の国が参加した形での地球環境問題の取組を促進する必要がある、積極的に貢献する。</p> <p>2 気候変動分野においては、COP18 で将来枠組みに関する交渉の段取りが明らかになる等の成果があったところ、今後も、全ての国が参加する公平で実効性のある新たな国際枠組みの構築に向けた交渉や取組を実施する必要がある、引き続き積極的に貢献していく。また、地球温暖化対策に関する総理指示に基づいて積極的に本施策を展開していく。さらに、地球環境問題への世界的な関心を喚起し、我が国の主導で問題解決に向けた取組を促進するため、引き続き既存の枠組みを通じた取組及び新たな課題に関する議論の促進に努める。</p> <p>3 世界で毎年2億人が被災（犠牲者の9割が途上国の市民）し、自然災害による経済的損失が年平均1,000億ドルを超える中、防災の重要性は高まっている。国際社会における防災分野における取組に今後も貢献すべく、特に、平成27（2015）年にホスト国を務める予定の第3回国連防災世界会議に向けての準備を着実に進めていく。</p>
--	--

学識経験者有する者の知見の活用	<p>（外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見）</p> <p>○人間の安全保障や地球規模の諸問題は、グローバルアクターとして我が国の外交の本領を示すことができる領域に他ならない。その意味で、世界における我が国のイメージ形成にも重要な役割を果たすものであるといえる。具体的な記述はおおむねよいが、評価の一般的視点に以上のような視点を織り込めないだろうか。</p> <p>○【課題と今後の方針】には、3として「防災」に関する記述が盛り込まれている。重要な指摘と思量するが、本評価書には、防災について、現状等を評価するなど、対応する記述が見当たらない。現状を受けての「課題」であり「今後の方針」であることにかんがみれば、評価書中に「防災」に言及する箇所があった方がよいのではないか。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献 ・平成23（2011）年版ODA白書（外務省、平成24年3月）</p> <p>2 環境問題を含む地球規模問題への取組 ・平成25年版外交青書</p>
---------------------------	---

担当部局名	国際協力局地球規模課題審議官組織	作成責任者名	地球規模課題総括課 飯田 慎一	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	------------------	--------	--------------------	----------	---------

基本目標Ⅶ 分担金・拠出金

**施策Ⅶ-1 国際機関を通じた
政務及び安全保障分野に係る国際貢献**

施策名	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献 (本施策は、政務及び安全保障分野における国際機関への拠出金・分担金による我が国の国際貢献であり、主な拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。本年度については、以下のとおりジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関拠出金をとりあげて評価することとした。)					
達成すべき目標	我が国が国際社会のジェンダー平等、女性のエンパワーメントに向けた取組において積極的な役割を果たすこと					
施策の概要	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのため、国連機関（UN Women）への拠出金を通じて我が国の国際貢献を拡充する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算 (a)	46,784	39,766	76,692	77,639
		補正予算 (b)	423,000	0	81,000	
		繰越し等 (c)	0	0		
		合計 (a+b+c)	469,784	39,766		
執行額 (千円, d)	469,784	39,766				
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 183 回国会における岸田外務大臣の外交演説 「女性の権利保護等にかかわる国際的な取組にも積極的に参加してまいります。」 					

施策名	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献		
施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」	
達成すべき目標	我が国が国際社会のジェンダー平等、女性のエンパワメントに向けた取組において積極的な役割を果たすこと		
施策の概要	ジェンダー平等と女性のエンパワメントのため、国連機関（UN Women）への拠出金を通じて我が国の国際貢献を拡充する。		
測定指標	(1) UN Women が実施する各国におけるジェンダー分野の技術・資金支援への貢献		年度ごとの目標
	基準	23 年度	UN Women が各国で行っている、女性の政治的参画拡大(71 カ国で実施)、経済的エンパワメント(67 カ国)、女性・女児に対する暴力撤廃(85 カ国)、平和・安全分野の女性の役割強化(37 カ国)、政策・予算におけるジェンダー配慮強化(65 カ国)等のための技術・資金面での取組に、我が国拠出金より貢献した。
	施策の進捗状況(実績)	24 年度	UN Women が各国で行っている、①女性の政治的参画拡大(71 カ国で実施)、②経済的エンパワメント(67 カ国)、③女性・女児に対する暴力撤廃(85 カ国)、④平和・安全分野の女性の役割強化(37 カ国)、⑤政策・予算におけるジェンダー配慮強化(65 カ国)等の取組のために、我が国拠出金により貢献した。 そのうち、それぞれ、42 カ国(①)、52 カ国(②)、61 カ国(③)、31 カ国(④)、50 カ国(⑤)において、事業実施により具体的な成果が得られた(①～⑤の全ての分野において2011年と比べ、具体的な成果が得られた国の数が増加。2011年は、①39カ国、②33カ国、③44カ国、④14カ国、⑤23カ国)。
	目標	—	各国による女性の政治的参画、経済的エンパワメント、女性・女児に対する暴力撤廃、平和・安全分野の女性の役割強化、政策・予算におけるジェンダー配慮等の取組の強化に貢献する。
	(2) UN Women によるジェンダー分野の規範・政策の構築及び国連システムのジェンダー分野の取組の主導・調整・促進への貢献		年度ごとの目標
	基準	23 年度	UN Women による、婦人の地位委員会等におけるジェンダー分野のグローバルな規範・政策の構築、及び国連システムの行動計画の作成等の国連のジェンダー分野の取組の主導・調整・促進のための活動に、我が国拠出金より貢献した。
	24 年度	24年度の国連婦人の地位委員会の主要テーマである「女性及び女児に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止」に向けたUN WomenによるCOMMITイニシアティブ(各国の同分野におけるコミットメントを取り纏め発表)の主導、各国の同分野における今後の取組の指針をまとめた上記委員会における合意結論文書の採択、我が国のUN Women執行理事会副議長国への就任等、国連におけるジェンダー分野の規範の構築及び国連システムのジェンダー分野の取組の主導・促進のための活動に、我が国として貢献した。	
目標	—	ジェンダー分野のグローバルな規範・政策の構築、国連システムの取組の強化に貢献する。	
施策に関する	評価結果に関する	【総括】 1 (1) パン国連事務総長は「女性と若者」を2期目の主要課題の1つと位置づけ、平成24(2012)年9月には	

<p>評価結果</p> <p>する総括</p>	<p>米国主導で女性の経済的機会の増大及び政治的参画の拡大を目的とする「平等な未来パートナーシップ」が立ち上げられ、平成 25（2013）年 4 月の G 8 外相会合では主要議題の 1 つとして「紛争下の性的暴力防止」が取り上げられる等、昨今国際社会において女性をめぐる課題が主要課題として議論されている。</p> <p>(2) このような中、我が国としても、国連システム全体のジェンダー問題に対する取組の主導と調整を行う UN Women を通じて、ジェンダー問題に関する国際的な取組に積極的に貢献することが、本分野における我が国の国際社会における影響力の向上にとって必要である。そのようなジェンダー問題への取組は、我が国も取り組んでいる女性の地位向上のための関連施策の推進とも合致するものであり、平成 22（2010）年 12 月に閣議決定した第三次男女共同参画基本計画においても、UN Women への積極的貢献を図る旨記載されている。</p> <p>2 上記測定指標及び以下のとおり、施策を効果的に実施し「国際社会のジェンダー平等、女性のエンパワーメントに向けた取組において積極的な役割を果たす」との目標の達成に向けて進展があり、また、我が国の拠出金を含む UN Women の資金により、多くの国においてプロジェクトが実施されたことは、国際社会におけるジェンダー分野でのインセンティブを高め、同分野での取組を促進させる上で効果があった。同時に、我が国が UN Women を通じてジェンダー問題に関する国際的な取組に積極的に貢献することは、本分野における我が国の国際社会における影響力の向上にも有効であった。</p> <p>(1) 24 年度も、引き続き、我が国の拠出金により、UN Women の優先分野である女性の政治的参画、経済的エンパワーメント、女性・女兒に対する暴力撤廃、平和・安全分野の女性の役割強化、政策・予算におけるジェンダー配慮に関するプロジェクトが数多くの国で実施され、目標の達成に向けて貢献した。</p> <p>(2) 24 年度に UN Women が主導した COMMIT イニシアティブには 54 カ国が参加済みであるが、我が国は早期に参加を表明し（16 番目）、「女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止」の分野における UN Women の取組を促進し、国際社会のインセンティブを高めることに貢献した。</p> <p>(3) 我が国は、平成 25（2013）年 1 月より、UN Women 執行理事会副議長国に就任し、副議長として UN Women を代表して UNDP、UNFPA、UNOPS 及び UNICEF とともにコストリカバリー率の決定案に関するファシリテーターを務め、同決定案の採択に向けた協議の調整にあたったほか、平成 25（2013）年 3 月、バチエ前 UN Women 事務局長辞任を受け、我が国主催でフレンズ会合を開催し、UN Women 及び主要なフレンズ国との間で今後の UN Women の在り方を議論する機会を設ける等、UN Women の今後の取組を主導し前進させた。</p> <p>3 上述のとおり資源の投入量に見合う適切な進展が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p>【課題と今後の方針】</p> <p>「達成すべき目標」に向けた本施策のさらなる進展のための課題及び今後の方針は以下のとおり。</p> <p>1 上記測定指標（2）及び評価結果のとおり、国際社会において女性をめぐる課題が重要かつ喫緊の課題として議論される中、我が国としてもこれに一層積極的に取り組むことが我が国に対する国際社会の評価を高める上で重要であり、また、我が国の UN Women への拠出額（24 年度の順位は 19 位）の増額も含め、さらに取組を強化することが課題である。26 年度の我が国 UN Women 拠出金を増大させ、国際社会において、本分野において一層主導的な役割を果たすよう努めることとする。（その一環として、例えば、平成 25（2013）年 3 月には、女性をめぐる外交課題に横断的に取り組む省内体制を整備するために「女性をめぐる外交課題に関するタスクフォース」を立ち上げた。）</p> <p>2 さらに、上記測定指標（1）及び評価結果のとおり、多くの国において UN Women の優先分野における活動が実施されたが、UN Women によれば、各国の拠出に係る手続きが年末に集中する傾向にあり、そのことにより予定している一部の同機関の活動の実施を先送りせざるを得ない状況があるため、拠出に係る手続きについて改善が課題となっている。このような課題を踏まえ、我が国としても、拠出に係る手続きの迅速化に努め、UN Women の活動に支障がないよう協力していくこととする。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>（外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見）</p> <p>○明確な意図のもとに着実な取組が行われており、「目標の達成に向けて進展があった」との評価は妥当なものとする。</p>

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省 HP ・UN Women HP (戦略計画進捗報告書) <p>(参考)</p> <p>本施策の達成すべき目標は、「我が国の国際貢献を積極的に推進し、国際社会の平和と安定を確保するために、政治、軍備管理、エネルギー関連等様々な分野の国際貢献に関し分担金・拠出金を通じて貢献すること」である。</p> <p>本施策には、今回取り上げた国連機関 (UN Women) への拠出金の他、国際連合分担金、国際連合平和維持活動分担金、軍縮関係条約等分担金、国際原子力機関分担金・拠出金なども含まれている。本施策全体の予算額・執行額等は次のとおりである。</p>					
	区分		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
	予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	82,199,405	62,271,426	60,573,691	50,833,403
		補正予算 (b)	77,084,887	97,883,267	54,534,329	—
		繰越し等 (c)	0	0		
		合計 (a+b+c)	159,284,292	160,154,693		
執行額 (千円, d)		159,231,946	160,005,655			

担当部局名	総合外交政策局	作成責任者名	人権人道課長 山中 修	政策評価実施時期	平成 25 年 8 月
-------	---------	--------	----------------	----------	-------------

**施策Ⅶ-2 国際機関を通じた
経済及び社会分野に係る国際貢献**

施策名	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献 (本施策は、経済及び社会分野における国際機関への拠出金・分担金による我が国の国際貢献であり、主な拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。本年度については、以下のとおり「世界貿易機関 (WTO) 分担金・拠出金」をとりあげて評価することとした。)																																			
達成すべき目標	我が国がWTOを中心とするルールに基づく多角的自由貿易体制の維持・強化等グローバルな国際経済の枠組みの強化において積極的な役割を果たすこと																																			
施策の概要	<p>我が国は、世界貿易機関に対して、WTO 設立協定第7条4の「世界貿易機関の経費に係る自国の分担金を速やかに同機関に支払う」旨の規定に基づき、分担金支払い義務を果たす。この拠出により、WTOはその主要任務である貿易関連協定、貿易関係の加盟国間交渉、紛争解決、貿易政策検討制度の運用が可能となる。</p> <p>また、WTO ドーハ閣僚宣言は、途上国が、多角的貿易体制の恩恵を受け、WTOのルール及び規律に適合し、義務を履行し、加盟国の権利を行使することが出来るよう支援する技術協力を行うとしているところ、我が国は、そのための資金源であるドーハ開発アジェンダ一般信託基金に対し、任意拠出を行う。</p>																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の 状況 (千円)</td> <td>当初予算 (a)</td> <td>824,316</td> <td>900,135</td> <td>945,065</td> <td>858,385</td> </tr> <tr> <td>補正予算 (b)</td> <td>0</td> <td>△79,955</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰越し等 (c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計 (a+b+c)</td> <td>824,316</td> <td>820,180</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額 (千円, d)</td> <td>824,316</td> <td>820,180</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	予算の 状況 (千円)	当初予算 (a)	824,316	900,135	945,065	858,385	補正予算 (b)	0	△79,955	0	—	繰越し等 (c)	0	0			合計 (a+b+c)	824,316	820,180			執行額 (千円, d)	824,316	820,180						
区分	22年度	23年度	24年度	25年度																																
予算の 状況 (千円)	当初予算 (a)	824,316	900,135	945,065	858,385																															
	補正予算 (b)	0	△79,955	0	—																															
	繰越し等 (c)	0	0																																	
	合計 (a+b+c)	824,316	820,180																																	
執行額 (千円, d)	824,316	820,180																																		
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第183回国会外交演説 (平成25年2月28日) 「WTO や APEC, G8・G20 等の場を活用し、経済分野における国際的ルールの整備と実行に積極的に取り組みます。」 ・ 第177回国会施政方針演説 (平成23年1月24日) 「開国の具体化は、貿易・投資の自由化、人材交流の円滑化で踏み出します。このため、包括的な経済連携を推進します。経済を開くことは、世界と繁栄を共有する最良の手段です。我が国は、そう強く認識し、戦後一貫して実践してきました。この方針に沿って、WTO ドーハ・ラウンド交渉の妥結による国際貿易ルールの強化に努めています。」 																																			

施策名	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献		
施策に関する評価結果	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」	
達成すべき目標	我が国が WTO を中心とするルールに基づく多角的自由貿易体制の維持・強化等グローバルな国際経済の枠組みの強化において積極的な役割を果たすこと		
施策の概要	<p>我が国は、世界貿易機関に対して、WTO 設立協定第 7 条 4 の「世界貿易機関の経費に係る自国の分担金を速やかに同機関に支払う」旨の規定に基づき、分担金支払い義務を果たす。この拠出により、WTO はその主要任務である貿易関連協定、貿易関係の加盟国間交渉、紛争解決、貿易政策検討制度の運用が可能となる。</p> <p>また、WTO ドーハ閣僚宣言は、途上国が、多角的貿易体制の恩恵を受け、WTO のルール及び規律に適合し、義務を履行し、加盟国の権利を行使することが出来るよう支援する技術協力を行うとしているところ、我が国は、そのための資金源であるドーハ開発アジェンダ一般信託基金に対し、任意拠出を行う。</p>		
測定指標	WTO を通じた多角的自由貿易体制の維持・強化への貢献		年度ごとの目標
	基準	23 年度	<p>WTO 分担金は WTO の通常予算を支弁するものであり、この拠出により、WTO がその主要任務である貿易関連協定、貿易関係の加盟国間交渉、紛争解決、貿易政策検討制度の運用が可能となった。</p> <p>また、拠出金により、途上国向けの WTO の主要テーマに関するセミナーの実施が可能となった。特に、アジア地域の途上国向けの「規格及び通商開発機構 (STDF)」のセミナーの実施と基金への拠出に対し、アジア諸国より高い評価を受け、我が国の WTO における立場を向上させた。</p>
	施策の進捗状況 (実績)	24 年度	
	目標	—	<p>1 WTO ドーハ・ラウンド交渉について、2011 年末の WTO 第 8 回定例閣僚会議で、目標としての一括妥結は断念しないことや部分合意等の「新たなアプローチ」を探求することが合意された。この合意に基づき、全加盟国による交渉 (貿易円滑化、農業、開発) や有志国による交渉 (情報技術協定 (ITA) の拡大及びサービス貿易自由化) が行われ、我が国としてもそれらの交渉の前進に積極的に貢献した。</p> <p>2 各国がとる保護主義的措置について、我が国は、WTO の各種通常委員会の議題として、積極的に取り上げ、各国による説明を求める他、かかる措置の是正・撤回を求めてきた。G20 ロスカボス・サミットや APEC ウラジオストク首脳会議での合意を踏まえ、政治的メッセージが全加盟国の合意を得て発出された。</p> <p>3 WTO 紛争解決制度については、我が国は、カナダの再生可能エネルギー発電分野に関する措置、中国のレアアース等輸出規制措置、アルゼンチンの輸入制限措置及び中国の日本製高性能ステンレス継目無鋼管に対する AD 税を賦課する措置について当事国として関与したほか、多数の案件に第 3 国として関与した。</p> <p>4 ドーハ開発アジェンダ一般信託基金への拠出を行い、開発途上国の交渉参加能力及び WTO 協定履行能力の向上に向けた支援を行った。</p>
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 我が国は、これまで GATT/WTO の多角的自由貿易体制の恩恵を受け、経済的繁栄を実現してきた。引き続きこの体制を維持・強化すべく、現在交渉中のドーハ・ラウンド交渉を成功裏に妥結に導き、モノやサービスの更なる貿易自由化やルールの整備を実現することは、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進にも必要である。さらに、WTO 紛争解決制度は、WTO 体制に信頼性、安定性をもたら</p>	

す上で欠かせない基盤であり、我が国として同制度を支え、また、同制度の下で WTO 加盟国間の貿易紛争をルールに基づき適切に解決し、望ましいルールを定着させるべく、引き続き同制度に積極的に関与・参画していく必要がある。

2

- (1) DDA 交渉は米国と新興国との対立から膠着状態にあり、大きな進展は見られなかった。ただし、そのような状況の中において、全加盟国による交渉（貿易円滑化、農業、開発）や有志国による交渉（情報技術協定（ITA）の拡大及びサービス貿易自由化）が行われ、我が国としてもそれらの交渉の前進に積極的に貢献した。
- (2) また、各国がとる保護主義的措置の是正・撤回について、我が国の働きかけもあり、G20 ロスカボス・サミット等での合意を踏まえた政治的メッセージが発出された。
- (3) 更に、WTO 紛争解決制度については、WTO 協定に基づき個別の貿易紛争について解釈し、WTO 体制に安定性と予見性を与える柱として有効に機能しており、国際的なルールに基づく我が国の利益を確保する観点から、我が国も同制度を積極的に活用することで、WTO 体制に安定性と予見性を与える機能を強化することに貢献した。
- (4) WTO は、多くの加盟国から構成され、特に後発開発途上国が幅広い交渉や協定の履行に十分対応できる能力を確保することが、多角的自由貿易体制の維持・発展に欠かせないところ、我が国のドーハ開発アジェンダ一般信託基金への拠出は、WTO における多くの開発途上国の積極的な活動を確保する上で有効なものとなった。

3 限られた予算や人的資源を効率的に活用し、上記2のとおり施策全般で進展が見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【課題と今後の方針】

WTO ドーハ・ラウンド交渉については、引き続き成功裏の妥結に向けた各国のコミットメントを維持することが課題である。このため、米国、EU、中国、ブラジル、インド等、主要国の動向にも留意しながら、交渉の状況を踏まえつつ、本年12月のWTO第9回閣僚会議（MC9）に向け、具体的な成果を目指して精力的に取り組んでいく。

また、多角的貿易体制維持の観点から、引き続き保護主義を抑止することが課題である。このため、G20やG8等における首脳間での機会も活用しつつ、引き続きWTOにおける監視活動を我が国が積極的に支え、貢献していく。

さらに、紛争解決手続については、WTO体制の信頼性と安定性の確保及びWTOルールに基づく我が国の利益を今後も確保する必要にかんがみ、引き続き積極的に関与・参画していく。

学識経験を有する者の知見の活用

（外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見）
○明確な意図のもとに着実な取組が行われており、「目標の達成に向けて進展があった」との評価は妥当なものとする。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

（参考）
本施策の達成すべき目標は、「我が国の経済・社会分野での国益を保護するために国際機関に対して分担金・拠出金を供与すること」である。
本施策には、今回取り上げた世界貿易機関（WTO）分担金・拠出金の他、アジア太平洋経済協力拠出金、アジア欧州財団拠出金、国際連合食糧農業機関分担金、経済協力開発機構分担金、アジア欧州財団拠出金なども含まれている。本施策全体の予算額・執行額等は次のとおりである。

区分		22年度	23年度	24年度	25年度
予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	13,759,335	12,626,839	10,590,291	11,077,982
	補正予算 (b)	0	7,298,849	15,072,146	—
	繰越し等 (c)	0	0		
	合計 (a+b+c)	13,759,335	19,925,688		
執行額 (千円, d)		13,725,593	19,917,453		

担当部 局名	経済局	作成責任者 名	国際貿易課長 桑名 良輔	政策評価実施時期	平成 25 年 8 月
-----------	-----	------------	-----------------	----------	-------------

**施策Ⅶ-3 国際機関を通じた
地球規模の諸問題に係る国際貢献**

施策名	国際機関を通じた地球規模の諸問題にかかる国際貢献 (本施策は、地球規模の諸問題にかかる国際機関への拠出金・分担金による我が国の国際貢献であり、主な拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。本年度については、以下のとおり国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 拠出金をとりあげて評価することとした。)					
達成すべき目標	我が国が人道分野におけるグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮すること					
施策の概要	人間の安全保障の概念の普及及び現場での実践を通じ、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に向けて UNHCR への拠出金を通じ貢献する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	5,260,832	5,260,832	5,155,615	5,155,615
		補正予算 (b)	14,638,033	10,073,448	14,365,350	-
		繰越し等 (c)	0	0	0	0
		合計 (a+b+c)	19,898,865	15,334,280	0	0
執行額 (千円, d)	19,898,865	15,334,280	0	0		
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ol style="list-style-type: none"> 1 第 183 回国会における岸田外務大臣の外交演説 (平成 25 年 2 月 28 日) 「人道上の危機にあるシリア情勢に対しても、積極的に目に見える役割を果たします。」 「横浜で開催される第 5 回アフリカ開発会議 (TICAD V) では、アフリカでの人間の安全保障や平和と安定の定着のための協力を推進する」。 「地球規模問題の解決にも積極的に取り組んでいきます。」。 2 「政府開発援助大綱」 (平成 4 年 6 月 30 日閣議決定) (3. 重点課題 (4) 平和の構築) 3 「我が国の人道支援方針」 (平成 23 年 7 月策定) 4 衆議院における決議「難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組に関する決議」 (第 179 回国会, 平成 23 年 11 月 17 日採択) 5 参議院における決議「難民の保護と難民問題の解決への継続的な取組に関する決議」 (第 179 回国会, 平成 23 年 11 月 21 日採択) 					

施策名	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	
施策に関する評価結果	目標の達成状況	目標の達成に向けて進展があった。
達成すべき目標	我が国が人道分野におけるグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮すること	
施策の概要	人間の安全保障の概念の普及及び現場での実践を通じ、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に向けて UNHCR への拠出金を通じ貢献する。	
測定指標	1 難民・IDP の保護・支援に対する我が国の貢献	
	基準	23 年度
	目標	—
		<p>UNHCR によると、平成 23 年末時点で避難を余儀なくされている難民、IDP、庇護申請者は 4,250 万人。難民は 1,520 万人（うち UNHCR 支援対象者は 1,040 万人）、IDP は 2,640 万人（うち UNHCR 支援対象者は 1,547 万人）、庇護申請者は 89.5 万人となっている。</p> <p>23 年度において我が国は UNHCR に対し 5,208 百万円を通常拠出しているが、各地の人道情勢を考慮し、国及び地域等にイヤーマークを付している（拠出額の 70.3%相当額）。また、緊急性のある人道危機に対処すべく緊急無償資金協力（パキスタン洪水及びシリアにおける政情不安、それぞれ 100 万米ドル）を実施した。その他、緊急援助物資の供与（ケニア及びエチオピア難民向け、計 90 百万円相当）、補正予算ではアフガニスタン、アフリカ災害、中東の春支援向けに計 10,073 百万円を拠出した。</p>
		<p>UNHCR への我が国からの拠出を通じて、世界の難民・IDP の生活環境の改善に貢献した。24 年度においては、我が国の拠出金を中心とする資金により、アフリカ各地域、アフガニスタン、シリア等における人道支援が行われた。また、緊急性のある人道危機に対処すべく緊急無償資金協力（シリアにおける政情不安（計 2 回）、南スーダンに流入したスーダン難民支援にそれぞれ 350 万ドル、約 204 万ドル）を実施した。</p> <p>また、2 月にはグテーレス高等弁務官が訪日し、外務大臣等と意見交換を行った。我が国からは、世界各地の難民問題の解決へ向け、我が国として人間の安全保障を実践する観点からも UNHCR と協力していきたい旨言及した。</p>
		<p>難民・IDP の生活環境の改善に貢献する。</p>
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 地球規模問題に対する取組において、人道状況を改善することは国際社会において広く重視されている課題であり、我が国は国際社会の一員として、喫緊の人道危機への対応のみならず長期化した難民問題の解決へ向け貢献していくことが必要である。特に最近では人道上の危機にあるシリア情勢に対し積極的で目に見える役割を果たすこと、アフガニスタンへの平和構築への積極的貢献、アフリカでの人間の安全保障や平和と安定の定着のための協力を推進することが求められている。したがって、こうした地域の安定に向けた努力を我が国自身としても種々行うのはもちろんのこと、難民の保護・支援、及び難民問題の恒久的解決を目的として中立的立場から包括的な取組を行っている唯一の国際機関である UNHCR に応分の拠出を行い、人道問題への我が国の積極的姿勢を内外に示す必要性が高い。</p> <p>2 上記測定指標及び以下のとおり、「我が国がグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮すること」との目標の達成に向けて進展があった。</p> <p>(1) 我が国は平成 24 (2012) 年において約 1.85 億ドルを拠出、拠出順位は米国に次いで 2 位を占めており、我が国は UNHCR にとって主要ドナーの一つとして位置づけられている。</p>

- (2) UNHCR は我が国との関係を非常に重視しており、高等弁務官、副高等弁務官、その他主要幹部が毎年必ず訪日、ジュネーブベースの協議を含め、世界の人道情勢等について意見交換を実施している。平成 24 (2012) 年 7 月の副高等弁務官、平成 25 (2013) 年 2 月の高等弁務官訪日の際には、難民問題等について意見交換を実施した。これら意見交換を通じ、UNHCR の人道支援活動に我が国の考えが反映された。
- (3) 我が国の拠出により、UNHCR が難民、国内避難民への支援を実施することを通じて、我が国が重視している人間の安全保障、平和構築に貢献することができた。

3 人道支援の対象となる地域の多くにおいて、我が国要員等による直接の人道支援を展開することは、治安や拠点の不足から困難かつ高い費用を要するところ、十分な基盤を有する UNHCR 等の支援機関を通じた支援を行うほうが効率的である。また、国際社会における人間の安全保障、平和構築の確保という適切な進展が得られたことから、とられた手段は適切であった。

なお、我が国は UNHCR との協議の際、本部予算の緊縮等の改革、及び民間部門からの資金動員の増加について働きかけている。実際、平成 18 (2006) 年～平成 24 (2012) 年まで UNHCR の活動 (支出ベース) は倍増した一方、職員の増加率は 25%、その内本部職員の増加率は 13%にとどまっており、これは UNHCR 全体の生産性の向上を示していると言える。民間資金動員については平成 23 (2011) 年には 111 百万ドルに達したが、これは平成 22 (2010) 年比で 53%増となっている。

【課題と今後の方針】

依然として人道危機が深刻なシリア及び周辺国やサヘル地域を含めたアフリカ等、世界の人道情勢が厳しい環境に置かれている近況等に照らし、機動的な人道支援を引き続き展開していくことが求められている。

我が国としては、財政状況も考慮しつつ、今後も引き続き、人道支援の第一人者として、平和と安定分野で活動する UNHCR への拠出を通じ、難民問題の恒久的解決に積極的に貢献していく方針である。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見) ○明確な意図のもとに着実な取組が行われており、「目標の達成に向けて進展があった」との評価は妥当なものとする。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・外務省ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jindo/index.html http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/25/eksd_0228.html http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/25/2/0205_08.html (参考) 本施策の達成すべき目標は、「我が国がグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮するために、国際機関等に対して分担金・拠出金を供与すること」である。 本施策には、今回取り上げた国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 拠出金の他、人口関係国際機関等拠出金、国連開発計画 (UNDP) 拠出金、世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金なども含まれている。本施策全体の予算額・執行額等は次のとおりである。				
	区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	40,762,098	50,536,789	42,526,350	40,833,474
	補正予算 (b)	93,373,635	66,993,834	75,525,100	—
	繰越し等 (c)	0	0		
	合計 (a+b+c)	134,135,733	117,530,623		
	執行額 (千円, d)	134,135,704	117,530,065		

担当部局名	国際協力局	作成責任者名	緊急・人道支援課長 伊藤 毅	政策評価実施時期	平成 25 年 8 月
-------	-------	--------	-------------------	----------	-------------

政府開発援助に係る未了案件

南スマトラー西ジャワガスパイプライン建設計画【インドネシア】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 25 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア
(2) 案件名	南スマトラー西ジャワガスパイプライン建設計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを含む	<p>供給余力のあるスマトラ島から供給不足が予測される西ジャワ西部にガスを運搬することにより、ガスの有効活用及び資源の効率的利用を図るもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成 15 年 1 月 21 日 イ 供与限度額：490.88 億円 ウ 金利：0.95%/0.75% エ 償還（据置）期間：40（10）年 オ 調達条件：日本タイド／二国間タイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>首都ジャカルタを含む西ジャワ地域は、ガスの一大需要地となっているが、同地域へのガス供給を行っていた西ジャワ沖ガス田の埋蔵量が平成 31（2019）年には枯渇することが見込まれている。ガス供給源の確保のため、本事業に関する社会的ニーズは引き続き大きいと考えられる。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>特段の遅延等は生じていない。（当初から事業完了まで閣議決定後 10 年を超えることが計画されていたもの。）</p>
(2) 今後の対応方針	<p>事業進捗に特段の問題は生じておらず、引き続き支援を継続していく（平成 25（2013）年 7 月 4 日貸付完了予定）。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ その他国際協力機構から提出された資料

農村経済開発復興計画【スリランカ】

施策所管局課 国別開発協力第二課
評価年月日 平成 25 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	スリランカ
(2) 案件名	農村経済開発復興計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>農村組織の強化, 灌漑用水の安定的供給, 農業活動の改善を目的とするもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事 ・ソフトコンポーネント ・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日: 平成 15 年 3 月 25 日 イ 供与限度額: 60.1 億円 ウ 金利: 2.2% エ 償還(据置)期間: 30(10)年 オ 調達条件: 一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>事業実施地域では, 溜池灌漑施設の老朽化による農業用水の不足, 農村の雇用機会減少, 20年に及ぶ内戦の影響により, 農家所得の増加, 農村経済の発展が立ち遅れている。国内の社会経済格差の是正, 平和と安定の構築, 和平成立後の帰還民及び再定住民の定着を進めるために, 本事業に関する社会的ニーズは引き続き大きいと考えられる。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>一部事業対象地域における紛争・治安の悪化による工事の中断, 政権交代に伴う省庁改編による実施機関の変更の影響により遅延が発生したが, 現在, 事業は順調に進められている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく, 事業遅延の要因は解消され, また, 事業完成後は当初の見込み通りの効果が予測されることから, 引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

内蒙古自治区植林植草計画【中華人民共和国】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 25 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	中華人民共和国
(2) 案件名	内蒙古自治区植林植草計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを含む	<p>内蒙古自治区南部黄河流域において植林植草等を行い、植生被覆を増加させることで、砂漠化防止を図るもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事 ・ソフトコンポーネント <p>ア 閣議決定日：平成 15 年 3 月 28 日 イ 供与限度額：150 億円 ウ 金利：0.75% エ 償還（据置）期間：40（10）年 オ 調達条件：一般アンタイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>内蒙古自治区南部黄河流域の本事業実施地は、中国全土で最も降水量の少ない地域の一つである。過酷な自然条件に森林過伐、過放牧、過開拓等の人為的要因が加わり、事業計画時（14 年度（2002）年度）の森林率は約 13%、植生被覆も著しく損なわれており、砂漠が灌漑区や人家等に接近して民生を脅かしている。林業分野の長期計画である「全国造林緑化計画（2011～2020）」は、平成 27（2015）年に森林被覆率 21.7%以上、平成 32（2020）年に森林被覆率 23%以上との目標を提示するなど、本事業に関する社会的ニーズは依然として高い。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>事業の立ち上げ段階で SARS（重症急性呼吸器症候群）の流行に伴い移動制限や出張・会議の延期等の感染防止策が取られたため、調達手続き等に遅延があったほか、干ばつ等の影響による植林サイトの変更等により遅延が発生したが、現在、事業は順調に進められている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業遅延の要因は解消され、また、事業完成後は当初の見込み通りの効果が予測されることから、引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anzen/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

内陸部人材育成計画（地域活性化・交流、市場ルール強化、環境保全）
【中華人民共和国】

施策所管局課 国別開発協力第一課
評価年月日 平成 25 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	中華人民共和国
(2) 案件名	内陸部人材育成計画（地域活性化・交流、市場ルール強化、環境保全）
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを含む	<p>広西壮族自治区における 10 大学を対象に、ハード面の改善（校舎・設備等の整備）やソフト面の強化（研修等の実施）を通じて人材育成を行うもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事・資機材調達 ハード面改善コンポーネント ・ ソフトコンポーネント <p>ア 閣議決定日：平成 15 年 3 月 28 日 イ 供与限度額：46.06 億円 ウ 金利：2.20%/0.75% エ 償還（据置）期間：30（10）年/40（10）年 オ 調達条件：一般アンタイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>事業計画時（14（2002）年度）の広西壮族自治区における高等教育機関数は 41 校であり、高等教育就学率は 7.5%となっており、全国平均 13.3%を下回っていた。平成 18（2006）年に対象自治区全体の高等教育就学率を 12.5%に上昇させることが目標とされていた。</p> <p>現在においても全国平均を下回る就学率となっているため、本事業に関する社会的ニーズに大きな変化はないものと考えられる。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>新興感染症（SARS（重要急性呼吸器症候群）、新型インフルエンザ）の流行に伴い移動制限や、出張・会議の延期等の感染防止策が取られたため、調達手続きや訪日研修の実施に遅延があったほか、自然災害（台風、大雪、洪水、干ばつ等）の影響により工事及び調達手続きに遅延が発生したが、現在、事業は順調に進められている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業遅延の要因は解消され、また、事業完成後は当初の見込み通りの効果が予測されることから、引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ その他国際協力機構から提出された資料

1 案件概要	
(1) 供与国名	インド
(2) 案件名	アジャンタ・エローラ遺跡保護・観光基盤整備計画（Ⅱ）
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>アジャンタ・エローラ及び周辺の石窟寺院群と自然環境を保護・保全し、インフラ整備と来場者のマネジメントと同時に、観光基盤施設の建設・運営などの観光開発を支援することにより、地方開発を推進するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事 ・ソフトコンポーネント ・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成 15 年 3 月 28 日 イ 供与限度額：73.31 億円 ウ 金利：1.80%/0.75% エ 償還（据置）期間：30（10）年/40（10）年 オ 調達条件：一般アンタイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>アジャンタ・エローラ地域は、平成 8（1996）年に特別観光地域の指定を受けており、依然として関連インフラ事業等が州政府及び中央政府における優先度の高い事業として扱われていることに変わりはない。また、観光客及び観光関連産業の外貨取得は着実に増加しており、本事業に関する社会的ニーズに大きな変化はないものと考えられる。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>工事内容・工法の変更及び入札不調等により遅延が発生したが、現在、事業は順調に進められている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業遅延の要因は解消され、また、事業完成後は当初の見込み通りの効果が予測されることから、引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

パハン・スランゴール導水計画【マレーシア】

施策所管局課 国別開発協力第一課
評価年月日 平成 25 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	マレーシア
(2) 案件名	パハン・スランゴール導水計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件などを 含む	<p>首都クアラルンプール及びスランゴール州の継続的な人口増加に伴う水需要の大幅な増加に対応するため、ダム・導水トンネル建設を行うことにより、隣州（パハン州）の水源から約 2.3 百万立方M/日の導水を供給し将来的な水不足の改善を図るもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事 ・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成 15 年 3 月 28 日 イ 供与限度額：820.4 億円 ウ 金利：0.95% エ 償還（据置）期間：40（10）年 オ 調達条件：一般アンタイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>スランゴール州及び同州内に位置する首都クアラルンプールでは、経済成長及び人口増加に伴い、水消費量が平成 2（1990）年の 1,478 百万リットル/日から平成 12（2000）年には 2,889 百万リットル/日に増加しており、さらに平成 32（2020）年まで年平均 4.4%の割合で増加を続け、6,848 百万リットル/日に到達すると見込まれている。他方で、平成 21（2009）年時点の水供給能力は 4,390 百万リットル/日に留まっており、引き続きスランゴール州における水供給不足は喫緊の課題であるため、本事業に関する社会的ニーズは依然として高い。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>借款契約にあたっての交渉の長期化及び入札手続きの遅れにより遅延が発生したが、現在、事業は順調に進められている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業完成後は当初の見込み通りの効果が予測されることから、引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

南北海底光ケーブル整備計画【ベトナム】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 25 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ベトナム
(2) 案件名	南北海底光ケーブル整備計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>ベトナムの通信設備の信頼性向上及び通信需要の増加への対応を図るもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事 ・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成 15 年 3 月 28 日 イ 供与限度額：194.97 億円 ウ 金利：1.80% エ 償還（据置）期間：30（10）年 オ 調達条件：一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>固定/携帯電話、インターネット等の通信容量は、今後も急激な需要の伸びが予想される。ベトナム政府は、既存通信施設の容量増設をもって当面の通信需要に対応する予定であるが、その信頼性は低い状況にあり、通信設備の容量拡大及び信頼性の改善は喫緊の課題であるため、本事業に関する社会的ニーズは依然として高い。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>調達手続き、及び技術検討等に関するベトナム政府による承認手続きの遅れにより遅延が発生し、平成 25（2013）年 7 月まで貸付実行期限の延長を実施済み、さらなる期限延長を検討中である。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれる。他方、貸付実行期限が迫る中、現時点でコントラクターと契約交渉中のため、期限内の進捗を慎重にフォローの上、事業継続を検討する。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

[成果重視事業^(*)に関する政策評価]

(*) 成果重視事業

成果目標(Plan)－予算の効率的執行(Do)－厳格な評価(Check)－予算への反映(Action)を実現する予算制度改革を定着させるための取組の一つ。18年度予算から創設された（当初は「モデル事業」として実施）。

事務事業名 国際機関邦人職員の増強

事務事業の概要

[成果重視事業の目標]

国連等国際機関において、より多くの邦人職員が、管理監督を行いあるいは専門的事項を処理する地位を占めるようになること（平成 21 年 1 月～平成 26 年 1 月までの 5 年間で、国連等国際機関における邦人職員数を 15%増加し 814 名とする）。

[目標設定の考え方]

国連等国際機関における邦人職員数の増加は、これら機関における人的な国際貢献の大きさを表すものであり、さらにこれら機関における意思決定に影響を及ぼす幹部職員レベルの邦人職員数の増加は、国際貢献における我が国のプレゼンスの大きさを示すものである。旧事業目標（平成 16 年～平成 21 年 1 月までの 5 年間で、国連等国際機関における専門職以上の邦人職員数を 10%増加し 671 名とする）と比べ、今後更なる邦人職員増強に向けた取組を強化すべく、平成 21 年 1 月～平成 26 年 1 月までの 5 年間で、国連等国際機関における邦人職員数を 15%増加し 814 名とすることを事業目標として設定している。

[事業計画期間及び 24 年度予算額]

（期間）平成 21 年 1 月～平成 26 年 1 月
（予算額）13,034 千円

[手段と目標の因果関係]

国連等国際機関への就職に向けての広報及び情報提供により、国際機関勤務を希望する人材の裾野が拡大する。また、国際機関勤務希望者に対して必要な機会・経験を付与し、また、その採用に向けて国際機関へ働きかけを行うことは、国際機関に勤務する邦人職員数の増加に繋がるものである。

[目標の達成度合いの判定方法・基準]

目標の達成度合い：C

（判定方法）

平成21年1月から平成25年1月までの4年間で、邦人職員数は56名（7.9%）増加しており、5年間で15%増加させるという成果重視事業目標を達成するためには、残り1年間でさらに50名増加させる必要がある。外務省において毎年1月現在で調査している国連等国際機関における邦人職員の在職状況は次のとおり。

年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
計	671	676	698	708	736	765	765	764
うち幹部職員	58	61	58	65	67	77	74	76

（基準）

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性（具体的成果）

今後とも国連等国際機関への就職に向けての広報及び情報提供、また、研修コースやインターン等を通じた国際機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけを行ったことにより、近年国際機関勤務の邦人職員数が増加傾向にある（平成 14 年：521 人 → 平成 25 年：764 人）着実にこれらの施策を実施することで、さらに中長期的に成果が現れることが期待できる。

[予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果]

○国庫債務負担行為 ○繰越明許費 ○目の大括り化 **○目間流用の弾力化**（上記措置による効果）

状況の変化に応じた予算執行を行うことが可能となった。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成21年1月から平成25年1月までの4年間で、邦人職員数は56名（7.9%）増加しており、5年間で15%増加させるという成果重視事業としての目標を達成するためには、残り1年間でさらに50名増加する必要があるが、事業期間内の目標達成に向け、今後は、邦人職員数の増強を目指しこれまで以上に取組を拡充強化していく。

【目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策】

国際機関における邦人職員数は、平成21年1月から平成23年1月までの2年間は増加していたものの、その後は横ばいとなっている。これは、邦人職員の増強の推進に取り組んではいたものの、定年退職者や、新規ポストを獲得できずに離職した者が相当数存在したことによるものであるため、今後、離職者数を上回る邦人職員の増加に向けてより一層努力し、邦人職員増加目標達成を目指す。

評価をするにあたり使用した資料

外務省国際機関人事センターホームページ（<http://www.mofa-irc.go.jp>）

事務事業名	在外選挙人名簿登録推進
--------------	--------------------

事務事業の概要

[成果重視事業の目標]

- (1) 20 年度末における在外選挙人名簿登録者数 (112,946 人) を基準とし、毎年 7% 程度の伸び率を維持することにより、登録者数を 14.5 万人とすることを 24 年度末における最終目標とする。
- (2) 各年度においては、年間の新規登録申請者数 (受付の件数) 2.2 万件を目標とする。

[目標設定の考え方]

- (1) 在留邦人が投票を行うためには在外選挙人名簿への登録が必要であるが、同登録は出頭義務を課した任意申請となっていることもあり、現状においては積極的な登録傾向が見られない。また、在留邦人にとり、在外選挙制度は海外に転出して初めて知ることが多く、本制度の認知度が低い。本事業は在留邦人の国政選挙における選挙権行使の機会を確保するものであることから、今後とも制度普及や登録推進の広報を積極的に行うとともに、登録受付出張サービスや日系企業等個別訪問サービスを通じて在留邦人の登録申請について便宜を図ることにより、在外選挙人登録を推進し登録者数の増加を図ることは、領事サービスの改善・強化にも資するものである。
 - (2) 16 年度から 18 年度において実施した第 1 期成果重視事業においては、18 年度末における在外選挙人登録者数を推定有権者数の 20% 前後 (16 年度においては 15% 前後、17 年度においては 17% 前後) と設定したが、①在留邦人数が数値目標設定時における想定を大きく上回ったこと、②帰国等による登録抹消 (年間約 1 万件強) による相殺があるため、登録者の純増数は新規登録者の約半分程度となり、定量的な政策目標としての登録率は、在外公館における業務量や費用対効果としての登録推進実績を正確に反映するものではなかった。
 - (3) 19 年度から 21 年度において実施した第 2 期成果重視事業においては、平成 17 年 10 月 1 日現在の在留邦人数 (101.3 万人) に基づく推定有権者数 (75.9 万人) の 20% (注) に相当する 15 万人を 21 年度末における登録者数の最終目標とし、前記の目標を達成するため毎年度約 1.6 万件の登録抹消及び非登録による登録者数の減少があること等を踏まえて、各年度 3 万件の新規登録申請を受け付けることを目標とした。登録者数は確実に増加しているものの、20 年度は国政選挙が実施されなかったこと、また、世界的な経済不況の影響を受け、日系企業の海外支店の縮小等に伴う駐在員の減少により、申請者数が伸び悩んだ。
 - (4) このため、22 年度から 24 年度における第 3 期成果重視事業においては、上記問題点及び第 2 期における登録者数の対前年度平均伸び率 (6.77%) を踏まえ、①20 年度末における登録者数 (112,946 人) を基準に、毎年の伸び率を 7% 程度に設定し、24 年度末における登録者数を 145,000 人とすることを最終目標とする。②前記①の目標を達成するためには年間の登録抹消数約 14,000 件を踏まえ、年間 22,000 人程度の新規登録申請を受け付けることを各年度の目標とした。
- (注：公職選挙法の一部改正による登録申請手続きの改善、対象選挙の拡大等が図られたことにより、19 年度以降在外選挙への関心が更に高まることを想定。そのため登録率が大きく上昇した登録申請開始初期の平成 11 年から平成 14 年までの年平均上昇率が 2.8% であったことから制度改正による利便性の向上等により、年平均 3% 前後上昇するものと期待し 20% を想定した (17 年度登録率：12.0%)。)

[事業計画期間及び 24 年度予算額]

- (期間) 22 年度～24 年度
(予算額) 130 百万円

[手段と目標の因果関係]**(1) 登録受付出張サービス**

在外選挙人登録は任意申請制であり、かつ、居住地を選挙管轄している在外公館に出頭して登録申請を行う必要があるが、遠隔地に居住する在留邦人が在外公館に出向くことは、時間的、経済的理由から、大きな負担となっている。このため、在外公館が遠隔地に居住する在留邦人の選挙権行使の機会を確保するためにも、邦人の居住地に赴き登録申請を受け付けることを主目的とする領事出張サービスを実施し、申請手続きについて便宜を図ることにより地方に在住する在留邦人の在外選挙人登録を推進する。

(2) 日系企業等個別訪問サービス

在外公館の開館時間（平日の日中）に在外公館に出向く時間を確保できない在外公館所在地近郊の日系企業等の社員等を対象に登録受付のための企業訪問を行い、効率的な登録推進を図る。

(3) 各種広報媒体を活用した在外選挙制度の広報

国内においては、転入届出により自動的に選挙権行使の機会が与えられ、投票通知書が届く制度になっているのに対し、海外においては、在外選挙制度により国政選挙に参加できること、選挙権を行使するためには、在外選挙人名簿への登録を自ら申請しなければならないことを広報する必要がある。また、平成18年の公職選挙法の一部改正により、登録申請手続きの改善（3か月の住所要件充足前における在外選挙人登録申請の受付）、対象選挙の拡大（比例代表選挙に加えて、（小）選挙区選挙及び補欠選挙等への投票が可能となった）等が行われたことを踏まえ、新規渡航者及び未登録者に対し在外選挙制度につき積極的に周知を図ると同時に登録を働きかける。

(4) 在外公館における登録業務等の適正執行のための各種支援

管内に推定有権者の多い在外公館に事務補助員雇用経費を手当てし、領事窓口や日系企業等個別訪問サービスにおける登録申請の受付、広報、事務補助、各種照会に対応するとともに、在外選挙人登録事務の迅速かつ正確な執行を行う。また、選挙関係執務参考資料を在外公館に配備し、登録・投票業務が適正かつ円滑に執行されるよう支援する。

(5) 在外選挙事務担当者への研修・指導の実施

在外公館の領事担当官に対する赴任前研修や中間研修、将来の担当候補者への講習等の内容等を拡充し、領事担当官の在外選挙事務に対する理解を深めることにより在外選挙事務の適正執行を図ると同時に、人材を育成し、専門知識や登録推進のためのノウハウの共有を図る。

(6) 予算配分等

管内に推定有権者を5千人以上擁する在外公館（全世界の推定有権者の8割が該当在外公館の管轄地域に存在）を中心とした事業展開及び予算配分（全体の約8割）を行い、数値目標の達成と費用対効果の効率化を図る。

[目標の達成度合いの判定方法・基準]

目標の達成度合い：B

(判定方法)

24年度においては、年間（平成24年4月～平成25年3月）の新規登録申請者件数及び最終登録者数の達成率で判定を実施。

(基準)

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性（具体的成果）

24年度の登録申請件数は、年間目標の22,000万件に達していないが、15,706件となり、在外選挙人登録者数は対前年比で1.97%（117,308人→119,615人）増加した。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
推定有権者数	837,745	848,855	857,518	886,918	886,918(注)
登録者数(外務省調べ)	112,946	116,521	120,155	117,308	119,615
対前年比伸び率(%)	+3.73	+3.17	+3.11	-2.37	+1.97
登録率(%)	13.48	13.73	14.01	13.23	13.49
新規登録申請者数(年間)	18,228	20,599	17,323	10,812	15,706
(対15年度申請者数増加率(%)	+31.99	+46.16	+25.44	-21.71	+13.73
登録抹消者数(年間)	13,036	15,852	13,805	14,424	12,008
対最終登録者数(14.5万人)達成率	82.49%				
対年間新規登録者件数(2.2万)達成率	71.39%				

(注：推定有権者数は各年度の10月1日現在の在留邦人数の75%として算出。24年度の在留邦人数は確定していないため、23年度の推定有権者数を使用)

(1) 登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービス

遠隔地に居住する在留邦人を対象とした登録受付出張サービスは、①他の領事サービス（旅券、証明、各種届出、領事相談等）と連携させる、②日本人会各種行事等の機会を利用することにより在留邦人の利便性に配慮するなどし、3,089件の申請を受付けた。また、在外公館所在地近郊の日系企業等に対する個別訪問サービスにより、1,582件の申請を受付け、成果を上げた。上記2つのサービスは在留邦人からも領事サービス改善の一環として高い評価を得ている。なお、登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービスで受け付けた登録申請件数等は合計で4,671件と新規登録申請者数の30%を占めており、在外選挙人登録を推進する上で引き続き有効な手段となっている。

(登録受付出張サービス)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施公館数	97	92	78	87	91
実施回数	465	450	409	410	584
登録申請等件数(A)	4,268	4,084	3,213	2,907	3,089
実施回数1回あたりの平均登録申請等件数(件)	9.18	9.08	7.86	7.09	5.28
(日系企業等個別訪問サービス)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施公館数	30	29	28	17	21
訪問企業数	539	348	217	299	228
登録申請件数(B)	1,891	2,554	1,413	755	1,582
訪問企業1社あたりの平均登録申請件数(件)	3.51	7.34	6.51	2.53	6.94
登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービスによる登録申請件数合計(A)+(B)	6,159	6,638	4,626	3,662	4,671

(2) 在外選挙制度広報

24年度は、以下の媒体を利用して在外選挙制度の仕組み及び登録推進について広報を行い、登録申請につなげた。

- ア 邦字紙国際衛星版及び現地邦字紙
- イ 日本人会や商工会等邦人団体の会報誌
- ウ 現地邦系生活情報誌
- エ 現地日本語テレビ・ラジオ番組
- オ 在外公館のホームページ

[予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果]

○国庫債務負担行為 ○繰越明許費 目の大括り化 目間流用の弾力化

(上記措置による効果)

特定予算科目の不足による事業の停滞を回避するとともに、在外選挙人登録推進のために最大限予算を活用することが出来た。

事業の総合的評価

(理由と今後の方針)

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○そのまま継続 ○縮小 終了・中止・廃止

24年度における新規登録申請件数は、前年度を上回る実績とはなつたものの、事業目標である年間2.2万件には届かなかつた。

24年度をもって第3期目の成果重視事業が終了することとなるが、25年度については、行政事業レビュー公開プロセスにおける評価等を踏まえ、成果重視事業として継続実施しないこととする。

ただし、在留邦人の投票権を確保する上で必要不可欠である在外選挙人制度は、制度創設時の国会での附帯決議において在留邦人に対し周知（広報）することが求められており、また、登録受付出張サービスについても、既に在留邦人に定着し、高い評価を得ていることから、今後も実態を踏まえ成果重視事業とは切り離し別途行っていくこととしたい。

[目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策]

在外選挙の制度普及広報や登録推進広報を積極的に展開したことも寄与し、上述のとおり24年度における新規登録申請件数は、前年度を上回る実績とはなつたものの、事業目標である年間2.2万件には届かなかつた。

その原因としては長引く不況により海外進出企業の駐在員がその滞在形態を駐在から長期出張に換え、住民票を日本に残している者が増えた等の変化があつたことが考えられる。今後とも、このような変化を踏まえつつ、効果的な広報を実施していく。

成果重視事業名 領事業務の業務・システムの最適化事業

成果重視事業の概要

[成果重視事業の目標]

「領事業務の業務・システム最適化計画」（22 年度改定）に基づく、旅券システムの刷新を実施し、（17 年度予算比較）運用経費約 5.3 億円の削減を見込む。

[目標設定の考え方]

「領事業務の業務・システム最適化計画」（22 年度改定）において、領事業務全体で、年間運用経費約 7 億円削減（改訂前約 5.5 億円）、年間業務処理時間 10.7 千時間短縮（改訂前約 5.8 千時間）の業務効率化を目標とした。年間経費削減効果の内、約 5.3 億円は旅券システムの刷新に係る機器等借り上げ・保守経費等であるところ、右達成のための、事業者調達を 22 年度に実施し、24 年度までのシステム開発を実施している。

[事業計画期間及び 24 年度予算額]

(期間)

事業計画(システム開発)期間：平成 22 年 10 月から平成 25 年 3 月

* 25 年度中の新旅券システム展開作業を見込む。

(予算額) 1,046,705 千円

[手段と目標の因果関係]

旅券システムの刷新

上記最適化計画に基づき、以下の手段・方法により旅券システムの刷新を行う。24 年度においては、22 年度の要件定義、基本設計、23 年度の詳細設計を受けて、テスト・展開（別途導入予定の新旅券作成機の展開は 25 年度）を実施する。

- ・旅券システムのオープン化への移行に併せ、ソフトウェアの部品化（SOA の導入）等を図る。
- ・定型処理は、将来他の領事業務の基盤となる統合プラットフォーム上の市販データ分析ソフト等（BI ツール、ETL 機能等）を利用する。
- ・WEBブラウザを用いたダウンロードによる旅券申請書の作成を実現する（25年度）。

[目標の達成度合いの判定方法・基準]

目標の達成度合い：A

(判定方法)

24年度中に旅券システム刷新に係るテスト・展開（25年度の新旅券作成機展開に備えた、サーバ、管理端末等の第1次展開）を終了したかどうかで判定した。

(基準)

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50 未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性（具体的成果）

24年度においては、予定どおり旅券システム刷新に係るテスト、第1次展開を終了した。

[予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果]

○国庫債務負担行為 ○繰越明許費 ○目の大括り化 ○目間流用の弾力化

(上記措置による効果)

旅券システム刷新に係る複数年度のシステム開発契約(22~24年度)が締結可能となった。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

本件事業はこれまで予定どおり進捗しているところ、引き続き事業の着実な実施に努める。

[目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策]

評価をするにあたり使用した資料

領事業務の業務・システム最適化計画(24年度実施状況報告書)

領事業務の業務・システム最適化計画(効果・サービス指標)

【成果重視事業】 内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築

情報通信課長 大村 周太郎
平成 25 年 8 月

成果重視事業名 内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築

成果重視事業の概要

【成果重視事業の目標】

- ・「ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画」に則り、ホストコンピュータ上で運用している各種業務システムをオープンなシステムに移行させることを前提として再構築を行うことにより、システム維持経費を年間3億円削減する。
- ・また、「府省共通の人事・給与関係業務情報システム（人給共通システム）」を導入・移行することにより、業務処理時間を年間1,500時間削減する。

【目標設定の考え方】

ホストコンピュータ上で運用しているすべての業務システムの再構築を完了し、ホストコンピュータから脱却する22年度において、システム維持経費の削減を実現する。

また、外務省の人事・給与等業務・システムについて、「人給共通システム」を導入・移行することにより、業務処理時間の削減を実現する。

なお、最適化計画の実施が完了する時期は、当初19年度末であったが、「人給共通システム」の最適化計画改定により27年度に延期されている。

【事業計画期間及び24年度予算額】

（期間）17年度から27年度まで

（予算額）199百万円

【手段と目標の因果関係】

IT技術の進展に応じて、プラットフォームのオープン化、パソコン等で利用可能な汎用パッケージの利用や「人給共通システム」を導入・移行することにより、業務システムの再構築を行い、目標を達成する。

【目標の達成度合いの判定方法・基準】

（目標の達成度合い）A

（判定方法）

- ・ホストコンピュータ上で運用するすべての業務システムの再構築を完了し、ホストコンピュータから脱却したことにより、システム維持経費の削減目標は22年度において実現している。
- ・業務処理時間の削減目標の達成度合いは、「人給共通システム」の導入・移行が完了（27年度完了予定）した後でなければ判定できないが、それまでの間はこれを実現する同システムの構築が計画に応じて進んでいるかどうかをもとに達成度合いを判定する。

（基準）

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50 未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性（具体的成果）

ホストコンピュータ上で運用するすべての業務システムの再構築を22年度までに完了し、ホストコンピュータから脱却したことにより、システム維持経費の削減を実現している。

「人給共通システム」の導入・移行は、順調に進捗しており、完了時には業務処理時間の削減目標を達成することが見込ま

れる。24年度の進捗状況については、「人給共通システム」の導入・移行に係る外務省開発要件について同システム事務局と協議を行うとともに、同システムにて対応されない業務に必要な機能（外務省固有システム）の開発及びデータ移行に係る検討を行い、要件定義の作業を進めた。

【予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果】

○国庫債務負担行為 ○繰越明許費 ○目の大括り化 目間流用の弾力化

（上記措置による効果）

ホストコンピュータ上で運用するすべての業務システムの再構築を完了することができた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

「人給共通システム」の導入・移行を完了することにより、業務処理時間の削減目標を達成することが見込まれる。

【目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策】

評価をするにあたり使用した資料

電子政府構築計画（平成16年6月14日改訂 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

外務省電子政府構築計画（平成15年7月17日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画書（平成18年3月30日 外務省情報化推進委員会決定）

成果重視事務事業名 在外経理システムの整備**成果重視事務事業の概要****【成果重視事業の目標】**

平成21年3月に策定した「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」を実施することにより、外務本省及び在外公館の会計担当者の負担軽減及び業務支援機能の強化による在外経理業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。

【目標設定の考え方】

月間勤務時間が250時間以上（サンプリング調査による推定値）となっている各在外公館の会計担当者の業務量は、「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づく次期在外経理システムを24年度以降順次運用を開始することにより削減され、最終的に月間で約38時間の時間削減（15.2%の削減率、いずれも試算値）が見込まれる。また経費については24年度以降に最終的に年間延べ約5,300万円の経費の低減に相当する効果が見込まれる。

【事業計画期間及び24年度予算額】

（期間）18年度～25年度

（予算額）238百万円

【手段と目標の因果関係】

次期在外経理システムの導入

「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づき、「外務省情報ネットワークの整備」に合わせ、23年度にサーバの本省集約化を実現したところ、24年度において62公館に対して次期在外経理システムを導入・運用開始することで、在外経理システムのシステムアップデートやマスタ管理と本省で一元に行うこと、また、関連するシステムを統合することにより重複入力がなくなること等から、在外公館の会計担当者の業務量及びシステム関連経費の削減が見込まれる。

【目標の達成度合いの判定方法・基準】

目標の達成度合い：A

（判定方法）

24年度に予定していた次期在外経理システムの導入により、各在外公館の会計担当者の業務量の削減及び経費の低減が目標に比してどの程度実現しているかにより判定する。

（基準）

ランク	達成度合	評価
A	100	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性（具体的成果）

「外務省情報ネットワークの整備」に合わせ、次期在外経理システムの導入が24年度末に完了した。

【予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果】

○国庫債務負担行為 ○繰越明許費 ○目の大括り化 ○目間流用の弾力化

（上記措置による効果）

21年度において、次期在外経理システム開発予算を国庫債務負担行為としたことにより、21年度から23年度末までの間のシステム開発を可能とし、サーバ本省集約化による業務の省力化等が実現することになった。

22年度において、次期在外経理システムのサーバ賃貸借予算を国庫債務負担行為としたことにより、22年度から26年度末までの複数年度にまたがりシステム維持・運用経費の計画的な予算執行が可能となった。

24年度において、次期在外経理システム等に係る運用支援業務予算を国庫債務負担行為としたことにより、24年度から26年度末までの複数年度にまたがるシステムの運用支援体制を整えることができた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づいた次期在外経理システムを外務省情報ネットワーク最適化に合わせて全在外公館に導入を完了したが、最適化計画（改定版）の策定当初に想定した同システムの稼働環境が異なるため、システムの小規模改修並びに機能の追加・改善を実施し、最適化計画にある目標値を実現する。

[目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策]

評価をするにあたり使用した資料

在外経理システムの業務・システム最適化計画（平成18年3月31日改訂外務省情報化推進委員会決定）

(参考)

[事前評価]

事前評価は、次のホームページに掲載されている。

- ・無償資金協力及び有償資金協力：

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka05.html

24年度政策評価法に基づく事前評価案件一覧表

1 無償資金協力

政策評価法及び関連政令に基づき、E/N 供与限度額10億円以上の一般プロジェクト無償等について、事前評価を行っています。

国名	案件	交換公文署名日 (日本時間)
カンボジア王国	洪水対策支援計画	平成24年4月21日
ブルキナファソ	保健社会向上センター建設計画	平成24年4月29日
マーシャル諸島共和国	国内海上輸送改善計画	平成24年5月23日
バヌアツ共和国	ビラ中央病院改善計画(本体工事)	平成24年5月23日
ケニア共和国	ウゴンゴ道路拡幅計画	平成24年6月2日
セネガル共和国	ルーガ州及びカオラック州中学校建設計画	平成24年6月12日
バングラデシュ人民共和国	食糧備蓄能力強化計画	平成24年6月17日
コンゴ民主共和国	キンシャサ特別州国立職業訓練校整備計画	平成24年6月18日
パラオ共和国	首都圏電力供給能力向上計画	平成24年6月27日
南スーダン共和国	ジュバ市水供給改善計画	平成24年6月28日
ブルキナファソ	第五次小学校建設計画	平成24年7月6日
ネパール連邦民主共和国	シンズリ道路建設計画(第三工区)	平成24年7月10日
ハイチ共和国	南東県ジャクメル病院整備計画	平成24年10月5日
エチオピア連邦民主共和国	南部諸民族州小中学校建設計画	平成24年12月5日
ベナン共和国	第五次小学校建設計画	平成24年12月5日
リベリア共和国	モンロビア市電力復旧計画	平成24年12月13日
モザンビーク	ナカラ港緊急改修計画	平成24年12月10日
パキスタン・イスラム共和国	カラチ小児病院改善計画	平成24年12月21日
南スーダン共和国	ジュバ河川港拡充計画	平成25年1月17日
南スーダン共和国	ナイル架橋建設計画	平成25年1月17日
タンザニア連合共和国	ダルエスサラーム市交通機能向上計画	平成25年1月25日
アフガニスタン・イスラム共和国	国家広域開発計画(国連開発計画(UNDP)連携)	平成25年1月27日
アフガニスタン・イスラム共和国	住民参加型の都市開発支援計画	平成25年2月28日
アフガニスタン・イスラム共和国	カブール県、バーミヤン県及びカピサ県における灌漑施設改修計画	平成25年2月28日
アフガニスタン・イスラム共和国	第二次カブール国際空港駐機場改修計画	平成25年3月5日
アフガニスタン・イスラム共和国	デサブ南地区給水施設整備計画	平成25年3月5日
カンボジア王国	シハヌーク州病院整備計画	平成25年3月21日
トンガ王国	マイクログリッドシステム導入計画	平成25年3月21日
ミャンマー連邦共和国	農業人材育成機関強化計画	平成25年3月22日
ミャンマー連邦共和国	気象観測装置整備計画	平成25年3月22日
ミャンマー連邦共和国	ヤンゴン市フェリー整備計画	平成25年3月22日

2 有償資金協力

政策評価法及び関連政令に基づき、E/N 供与限度額150億円以上の円借款プロジェクトについて、事前評価を行っています。

国名	案件	交換公文署名日 (日本時間)
ケニア共和国	モンバサ港周辺道路開発計画	平成24年5月22日
イラク共和国	バスラ製油所改良計画(1)	平成24年5月30日
インド	タミル・ナド州送電網整備計画	平成24年9月28日
インド	ラジャスタン州地方給水・フッ素症対策計画	平成24年9月28日
インド	デリー上水道整備計画	平成24年9月28日
インドネシア共和国	第八次開発政策借款	平成25年1月18日
ミャンマー連邦共和国	社会経済開発支援計画	平成25年1月30日
バングラデシュ人民共和国	ベラマラ・コンバインドサイクル火力発電所建設計画	平成25年2月20日

バングラデシュ人民共和国	全国送電網整備計画	平成 25 年 2 月 20 日
バングラデシュ人民共和国	カチプール・メグナ・グムティ第 2 橋建設及び既存橋改修計画 (I)	平成 25 年 3 月 10 日
バングラデシュ人民共和国	カルナフリ上水道整備計画 (フェーズ 2)	平成 25 年 3 月 10 日
バングラデシュ人民共和国	バングラデシュ北部総合開発計画	平成 25 年 3 月 10 日
ネパール連邦民主共和国	タナフ水力発電計画	平成 25 年 3 月 13 日
スリランカ民主社会主義共和国	大コロンボ圏送配電損失率改善計画	平成 25 年 3 月 14 日
ベトナム社会主義共和国	ハノイ市都市鉄道建設計画 (1 号線) フェーズ I (ゴックホイ車両基地) (第一期)	平成 25 年 3 月 22 日
ベトナム社会主義共和国	オモン 3 コンバインドサイクル発電所建設計画 (第一期)	平成 25 年 3 月 22 日
ベトナム社会主義共和国	ゲアン省北部灌漑システム改善計画	平成 25 年 3 月 22 日
ベトナム社会主義共和国	気候変動対策支援プログラム (第三期)	平成 25 年 3 月 22 日
ベトナム社会主義共和国	第二期国道改修計画	平成 25 年 3 月 22 日
ベトナム社会主義共和国	ニャッタン橋 (日越友好橋) 建設計画 (第三期)	平成 25 年 3 月 22 日
ベトナム社会主義共和国	ハノイ市エンサ下水道計画 (第一期)	平成 25 年 3 月 22 日
ベトナム社会主義共和国	第一次経済運営・競争力強化貸付	平成 25 年 3 月 22 日
フィリピン共和国	マニラ首都圏大量旅客輸送システム拡張計画	平成 25 年 3 月 25 日
インド	貨物専用鉄道建設計画 (フェーズ 2) (第二期)	平成 25 年 3 月 26 日
インド	チェンナイ地下鉄建設計画 (第三期)	平成 25 年 3 月 26 日
インド	ビハール州国道整備計画 (フェーズ 2)	平成 25 年 3 月 26 日